

令和5年度燃料安定供給対策調査等事業

石油ガス流通・販売業経営実態調査 報告書

令和6年3月

一般財団法人
エルピーガス振興センター

目 次

令和5年度燃料安定供給対策調査等事業 石油ガス流通・販売業経営実態調査 報告書

I. LPガス流通・販売経営調査事業

(1) アンケート調査

令和5年度石油ガス流通・販売業経営実態調査報告書

(2) LPガス懇談会

令和5年度LPガス懇談会報告書

II. LPガス施策情報普及事業

(1) 情報普及資料の作成

令和5年度版LPガスガイド

(2) LPガス講習会

令和5年度LPガス講習会

※ I、II、の事業についてご覧いただく際は、各事業の冒頭にある目次をご参照ください。

【令和５年度石油ガス流通・販売業経営実態調査「調査・広報委員会」】委員名簿

「Ⅰ．ＬＰガス流通・販売経営調査事業」及び「Ⅱ．ＬＰガス施策情報普及事業」の実施に当たっては、ＬＰガス関連分野の専門家による委員会を開催し、調査事項の検討や、調査結果の確認等の報告・検討を頂いた。尚、委員を務めて頂いた方々は下記名簿の通り。

(敬称略)

氏 名		所 属	
委員長	内山 隆	青山学院大学 総合文化政策学部	教授
委 員	児玉 菜津子	日本生活協同組合連合会 組織推進本部 社会・地域活動推進部 組合活動グループ	グループマネージャー
委 員	中本 純子	一般社団法人全国消費者団体連絡会	政策スタッフ
委 員	山王丸 祐子	公益社団法人全国消費生活相談員協会 エネルギー問題研究会	
委 員	齋藤 利弥	全国女性団体連絡協議会	事務局
委 員	平野 祐子	主婦連合会	常任幹事 社会部部長
委 員	三木 浩由	日本ＬＰガス協会	企画グループリーダー
委 員	陣内 裕人	一般社団法人全国ＬＰガス協会 保安・業務グループ	グループマネージャー
委 員	石原 陽	一般社団法人北海道ＬＰガス協会	専務理事
委 員	喜多 淳	一般社団法人大阪府ＬＰガス協会	専務理事
委 員	小野 晃司	株式会社晃成商会	専務取締役

I . L P ガス流通・販売経営調査

報告書

令和5年度

(1) アンケート調査

令和5年度

はじめに

液化石油ガス（以下「L P ガス」という。）は、全世帯数の約4割で使用される国民生活を支える重要なエネルギーである。消費者にL P ガスを安全に届けているのは、小規模な事業者が大半を占めるL P ガス販売事業者（以下「事業者」という。）であり、その数は逡減傾向ではあるものの、現在約1万6千の事業者が、日々安定供給に努めている。

L P ガスを取り巻く環境は、ここ数年大きな変化を迎え、他エネルギー間との競争が激化してきた。従来からL P ガスは自由料金であったため、事業者個々の料金体系等に大きな変化はないものの、同業他社との競争に加え、他エネルギーとの競争や消費者のエネルギーに対する選択意識の高まり等、様々な事業環境の変化を避けることはできない。また、少子高齢化に伴う世帯数の減少に加え、1世帯当たりの人員数減少に伴う消費量の減少、高効率機器の普及に伴う消費量の減少など様々な要因が複合的に作用し、1世帯あたりの年間ガス使用量の減少にも歯止めがかからない状況が続いている。

このような厳しい環境にさらされているL P ガスではあるが、一方で緊急時にも活用できる自立・分散型のクリーンなエネルギーとして、自然災害の多い日本において「災害時のエネルギー供給の最後の砦」と認識されている。環境・災害対策ではエネファーム等の環境に優しい機器の普及、高効率工業炉への燃料転換の推進、官民一体となった中核充填所の整備、災害対応パルクの設置や事業者と自治体との防災協定の締結等が進み、供給網の強靱化も図られている。こうした中、電力・都市ガスの自由化後にあってもL P ガスの役割は大きく、多様化した生活様式へ様々なサービスを提供し、地域生活を守る役割の一翼を担うとともに、F R P 容器を利用した新しいサービス等の提供も期待されている。

このような状況下、2017年2月の液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針（以下「取引適正化ガイドライン」という。）の制定、2018年2月の取引適正化ガイドラインの一部改訂、2021年6月の集合住宅への入居前のL P ガス料金情報提示要請に加え、2023年3月には液化石油ガス流通ワーキンググループが再開され、商慣行是正に向けた省令改正の議論がなされている。

家庭用を中心としたエネルギーの安定供給という重要な役割を担う事業者がいる一方、市場の秩序から逸脱した営業行為で消費者に不安や不信感を与える事業者も存在するという状況が改善されない中、L P ガスが今後とも消費者に選ばれるエネルギーとなるためには、事業者自らが襟を正し、これまでの一連の制度改正や今後の省令改正の目的を正しく理解し、商慣行是正に向け行動していくことが重要である。

本報告は、このような事業者の経営姿勢をより確固たるものとするとともに、事業者の経営の合理化、近代化を図り、L P ガスの安定的な供給に資する情報を把握するため、事業者の経営実態や料金透明化・取引適正化の状況等についてWebによるアンケート調査を実施し、併せてL P ガスの小売価格のあり方等について検討するための基礎資料とすることを目的としたものである。

～ 目 次 ～

第 1 部 調査の概要

第 1 章 調査の目的と実施内容.....	1
1－1 調査研究の目的/	
1－2 調査の実施概要/	
第 2 章 調査結果の概要.....	3
2－1 販売事業者の経営実態/	
2－2 料金透明化・取引適正化/	
2－3 今後の事業方針/	
2－4 自由回答/	
第 3 章 総括.....	37

第 2 部 LP ガス販売事業者の経営実態調査

第 1 章 調査の実施内容.....	41
1－1 調査研究の目的/	
1－2 調査の実施概要/	
第 2 章 販売事業者の経営実態.....	43
2－1 事業の概要/	
2－2 小売販売の状況/	
第 3 章 料金透明化・取引適正化.....	83
3－1 小売価格について/	
3－2 料金の透明化について/	
3－3 取引の適正化について/	
第 4 章 今後の事業方針.....	177
4－1 小売販売の周辺環境/	
4－2 今後の展望、問題点等/	
第 5 章 自由回答.....	222

第 1 部

調査の概要

第1章 調査の目的と実施内容

1-1 調査研究の目的

- ・ L P ガス販売事業者における経営の合理化、近代化を図り、L P ガスの低廉で安定的な供給に資する情報を把握するためのL P ガス販売事業者の経営実態に関する調査を行う。
- ・ L P ガス流通価格における透明性の確保や消費者への情報提供のあり方に関する調査を行う。
- ・ L P ガス業界の取引適正化のための料金構造の改善や今後のL P ガス需要の創出等に関わる事項を整理する。

1-2 調査の実施概要

L P ガス販売事業者の経営実態調査

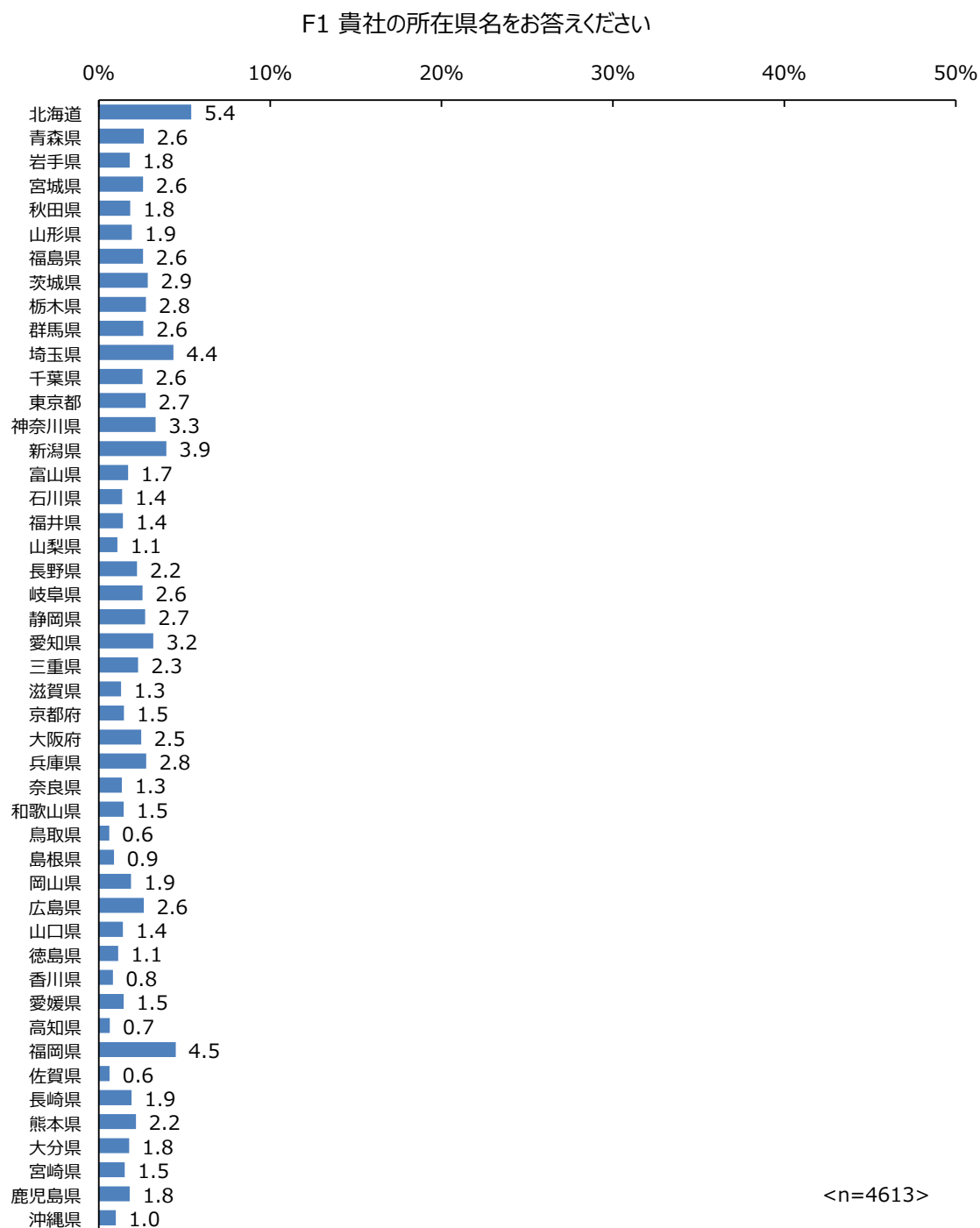
全国のL P ガス販売事業者を対象とし、L P ガス販売事業者の販売数量、販売戸数等の経営状況と諸問題等の状況を把握するため、WebおよびFAXによるアンケート調査を実施し、経営状況を分析し、結果をまとめた。

なお、4,613件の回答を得た（回答率28.1％）。

図表 1-001 地域別回答状況

地域	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
回答事業者数	249	616	1,437	513	564	342	187	659	46
回答率	24.1%	29.9%	26.9%	30.6%	28.2%	33.6%	20.8%	30.1%	24.3%

図表 1-002 回答事業者の都道府県別構成比回答率



第2章 調査結果の概要

2-1 販売事業者の経営実態

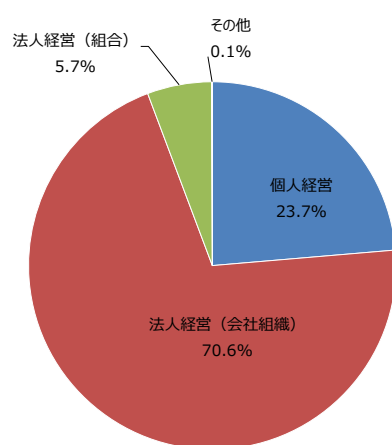
1. 販売事業者の基本情報

(1) 組織形態別にみた事業者比率

経営組織については、「法人経営（会社組織）」の回答比率が70.6%と、多数を占めている。

図表 1-003 組織形態別にみた事業者比率

Q1-1 貴社は次の経営組織の中でどの区分に属しますか



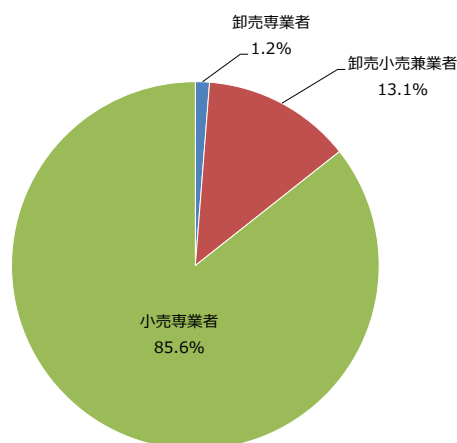
<n=4613>

(2) 流通段階別にみた事業者比率

流通段階別の事業者比率は「小売専業者」が85.6%と大部分を占めている。

図表 1-004 流通段階別にみた事業者比率

Q1-4 貴社はLPガス流通段階のどの区分に属しますか



<n=4612>

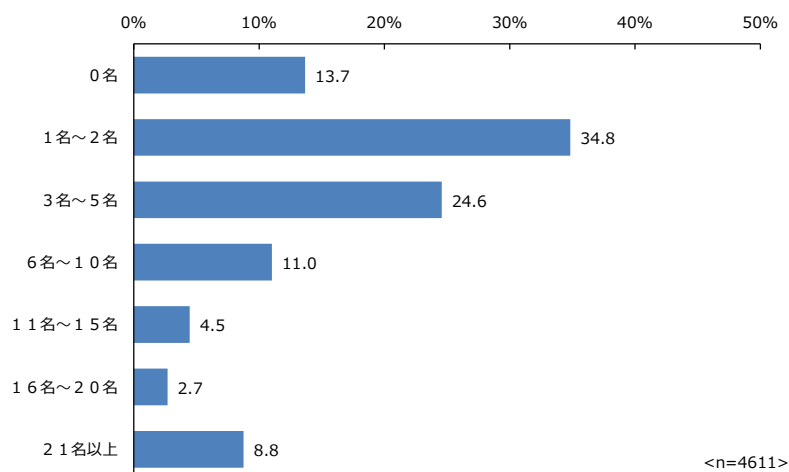
2. LPガス事業従事者数

(1) 経営者（代表者・家族）以外の従事者数

LPガス事業の従事者について、「0名」の回答は13.7%に止まり、「1名～2名」（34.8%）や「3名～5名」（24.6%）を中心に、大部分の事業者が従業員を雇用している。

図表 1-005 経営者以外の従事者数

Q1-6 経営者（代表者・ご家族）以外にLPガス事業に従事している従業員（役員・パート・アルバイト含む）は何名ですか

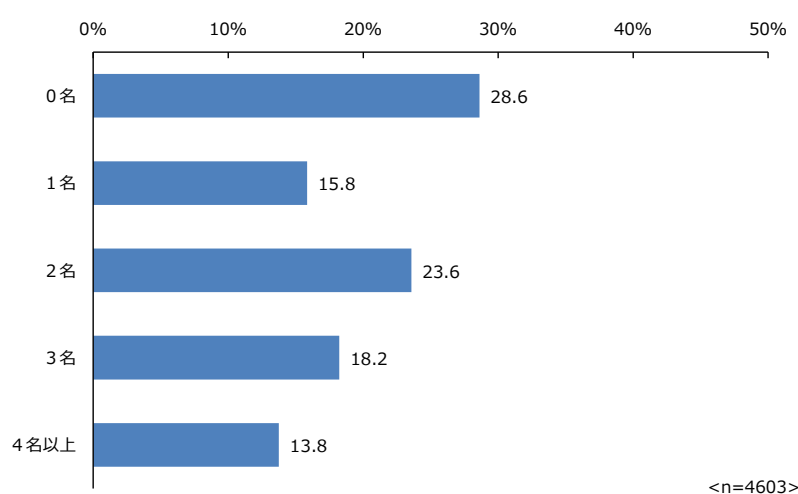


(2) 家族の従事者数

家族の従事者数について、1名以上の回答が約7割を占め、全体として大多数の事業者における家族経営の姿が窺われる。

図表 1-006 家族の従事者数

Q1-7 ご家族が事業に従事されている場合、総勢何名ですか



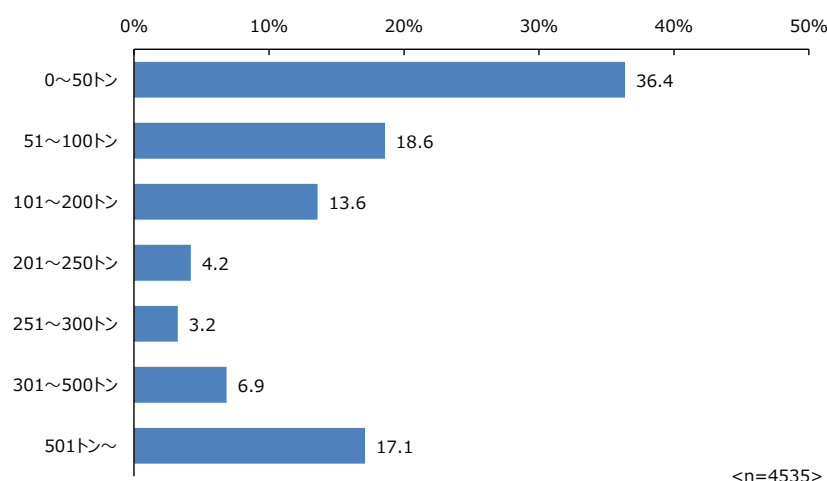
3. L P ガス年間小売販売数量および得意先供給戸数

(1) L P ガス年間小売販売数量

合計の年間小売販売数量については、「0～50トン」が36.4%、「51～100トン」が18.6%と、両者でほぼ半数を占める一方で、「501トン～」が17.1%と二極化傾向にある。また、中央値は約100トンと推測される。

図表 1-007 L P ガス年間小売販売数量（合計）

Q2-1-4 令和4年度のL P ガス年間販売数量を教えてください【合計】

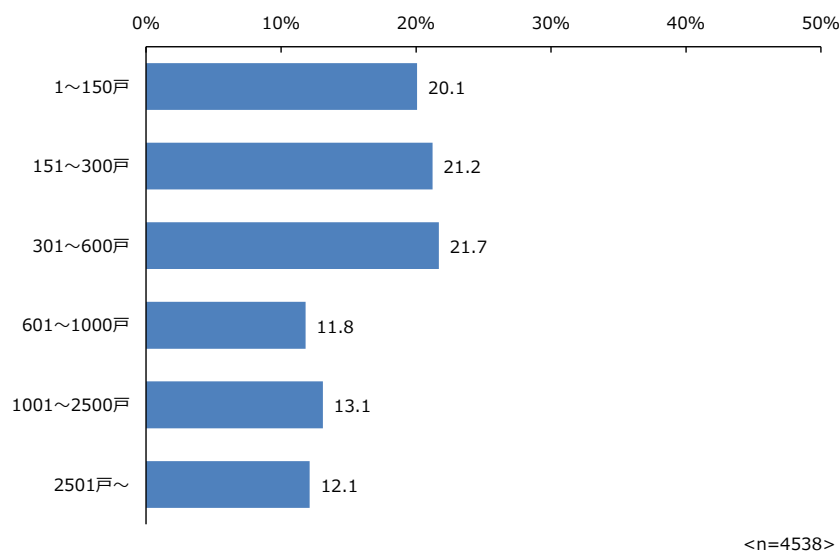


(2) 得意先供給戸数

全ての得意先の合計では、「301～600戸」が21.7%で最上位、「151～300戸」が21.2%で続き、供給戸数600戸以下の小規模事業者で6割強を占めている。また、得意先戸数の中央値は500戸強と推測され、販売数量と得意先戸数の中央値に基づくと、年間の得意先1戸あたりの消費量は200kg程度と推測される。

図表 1-008 得意先供給戸数（全体（合計））

Q2-2-4 令和5年8月末現在の得意先供給戸数を教えてください【全体（合計）】



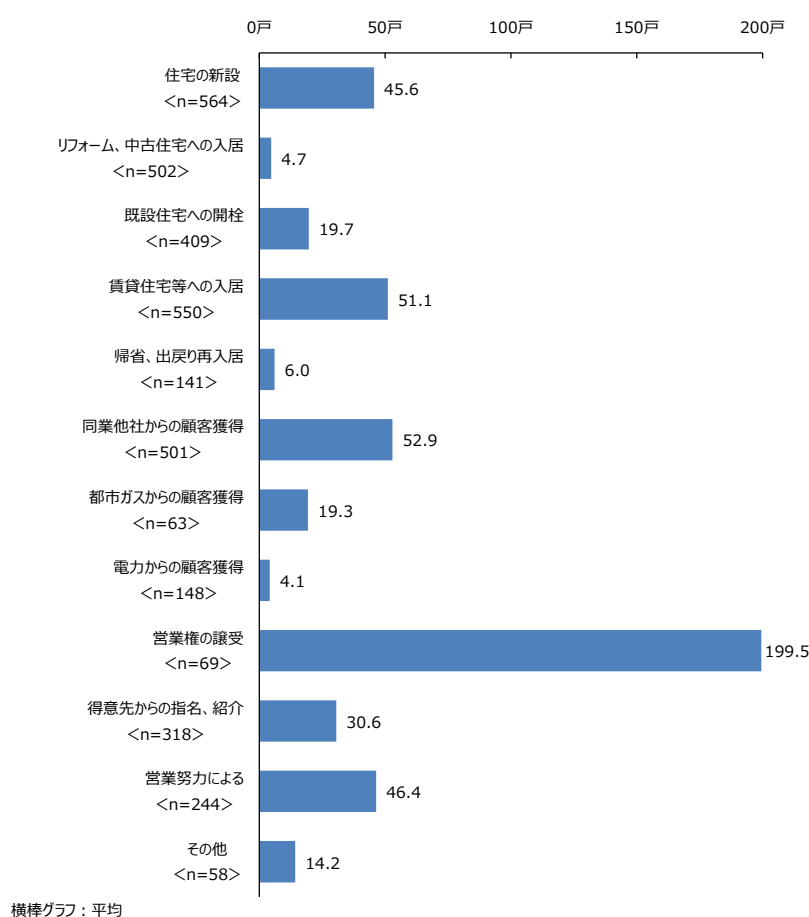
4. 要因別得意先の平均増加・減少戸数

要因別の得意先平均増加戸数については、「営業権の譲受」が199.5戸と圧倒的に多くなっている。その他、「同業他社からの顧客獲得」（52.9戸）、「営業努力による」（46.4戸）といった事業者の自助努力によるものや、「賃貸住宅への入居」（51.1戸）、「住宅の新設」（45.6戸）等のデモグラフィックな要因によるものが上位となっている。

要因別の得意先平均減少戸数については、「その他」（46.5戸）、「営業権の譲渡」（31.6戸）が上位となっている。以下、「賃貸住宅からの転出」（30.2戸）が続く、「同業他社との競合」（24.8戸）や「ブローカーの営業」（10.9戸）等の競争環境に起因するものを上回っている。

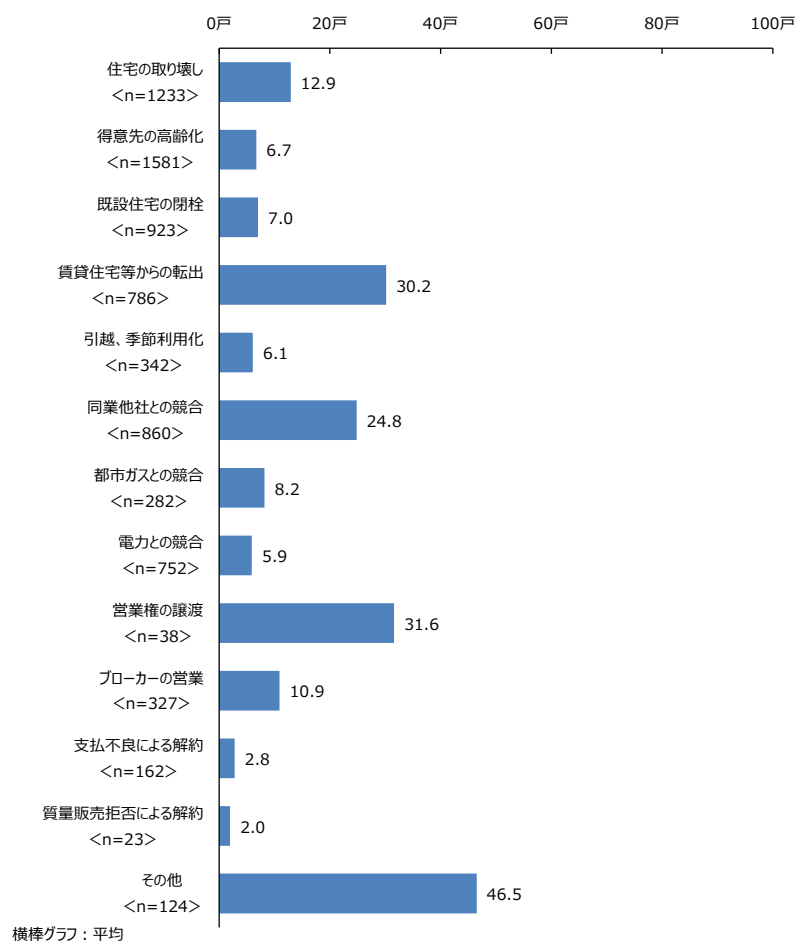
図表 1-009 要因別の得意先平均増加戸数

Q2-7 (2)の得意先供給戸数について、前年度と比較して増加している場合その要因と戸数をお教えてください



図表 1-010 要因別の得意先平均減少戸数

Q2-8 (2)の得意先供給戸数について、前年度と比較して減少している場合その要因と戸数を教えてください

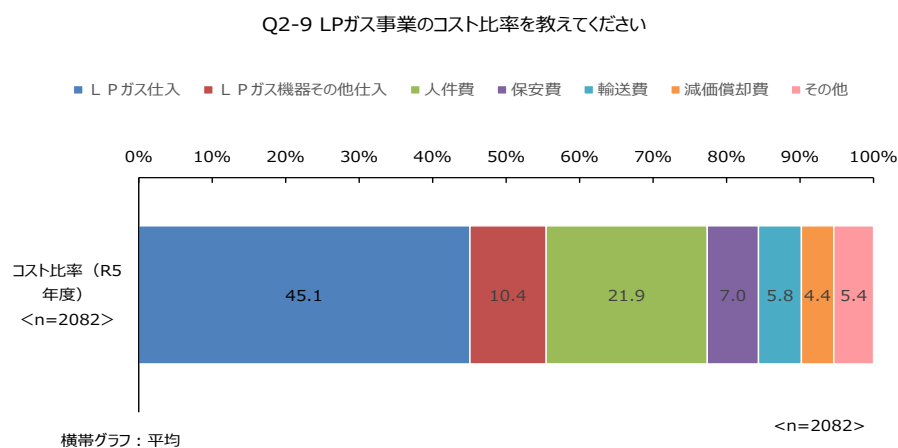


5. LPガス事業のコスト比率

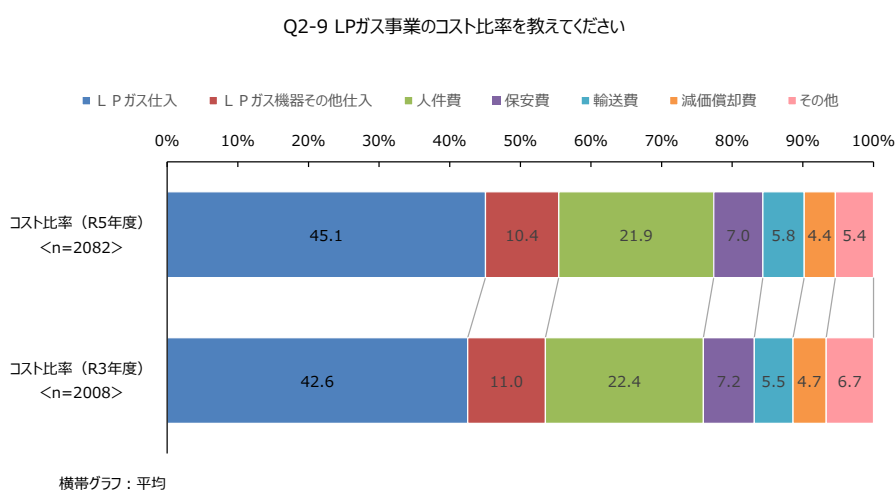
LPガス事業のコスト比率としては、「LPガス仕入」（45.1%）や「LPガス機器その他仕入」（10.4%）および「輸送費」（5.8%）といった変動費が6割弱を占めている。人件費等の固定費比率が高い場合との比較では、売上減少分のコストが発生しない点で、売上減少時における損益への影響が少ないメリットがある一方で、仕入先との交渉によりコスト（仕入価格）が決定するため、前述の通り小規模事業者が多数を占める現状においては、各事業者の価格交渉力は弱いものと推測される。これを踏まえると、各事業者の自助努力のみでは上記コストのコントロールは困難と思われ、特に従量料金の価格硬直性に影響を及ぼす懸念がある。

前回との比較において、大きく変動した項目は無いが、「LPガス仕入」が2.5ポイント増加、「輸送費」が0.3ポイント増加となっている。円安基調、原料費や配送に係る燃料費の価格上昇の影響が窺われ、小売価格への影響も懸念される結果となっている。

図表 1-011 LPガス事業のコスト比率



図表 1-012 [前回比較] LPガス事業のコスト比率



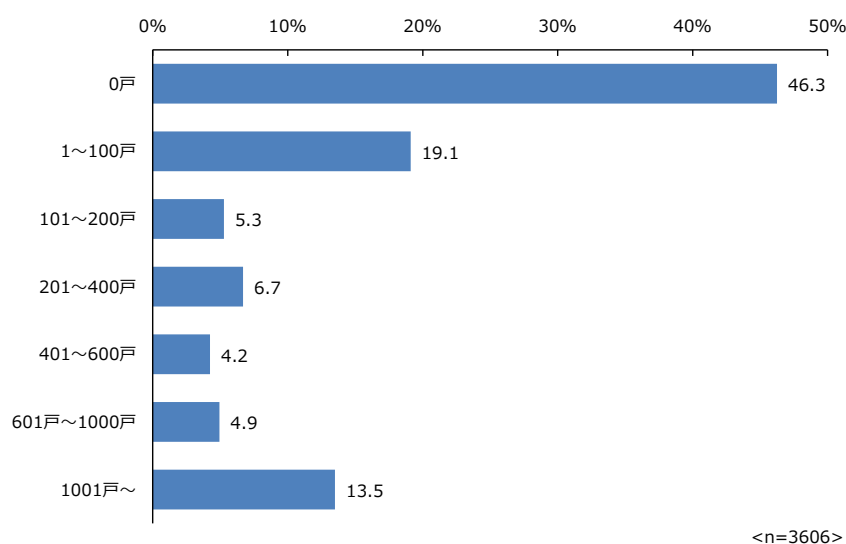
6. 集中監視システムの導入

(1) 集中監視システムの導入戸数

集中監視システムの導入戸数について、「0戸」の未導入事業者が46.3%と半数近くに達している。

図表 1-013 集中監視システムの導入戸数

Q2-10 (2)の得意先のうち集中監視システムの導入戸数を教えてください

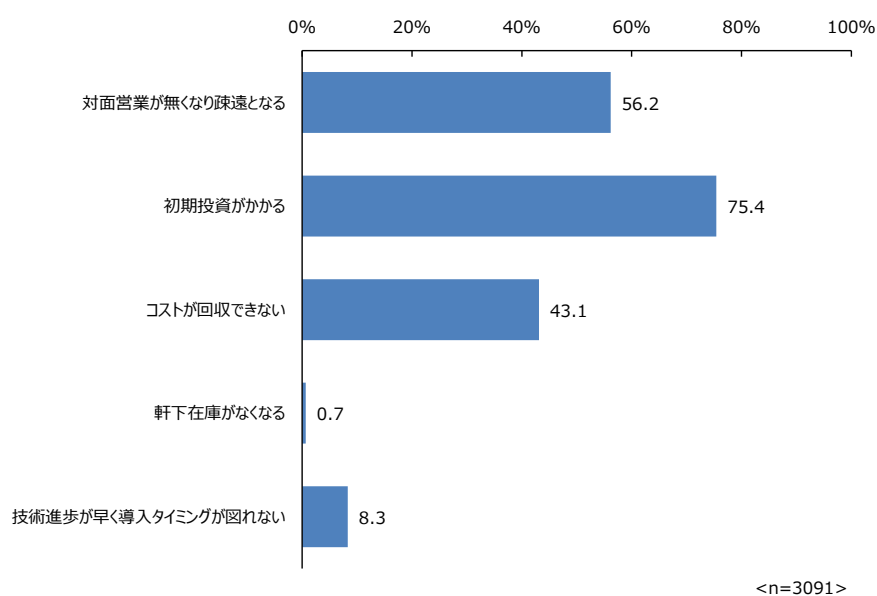


(2) 集中監視システム導入に向けた課題

集中監視システム導入に向けた課題としては、経済的な理由である「初期投資がかかる」(75.4%)が最上位となっており、「対面営業が無くなり疎遠となる」(56.2%)という営業面の理由が続いている。

図表 1-014 集中監視システム導入に向けた課題

Q2-11 集中監視システムの導入に向けた課題は何ですか



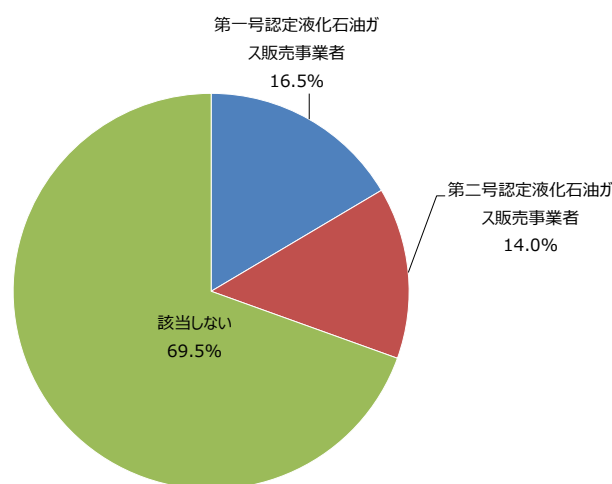
7. 保安認定事業者の取得状況

(1) 取得状況

保安認定事業者の取得状況は「第一号認定液化石油ガス販売事業者」が16.5%、「第二号認定液化石油ガス販売事業者」が14.0%となっている。

図表 1-015 保安認定事業者の取得状況

Q2-12 貴社は認定液化石油ガス販売事業者のいずれに該当しますか



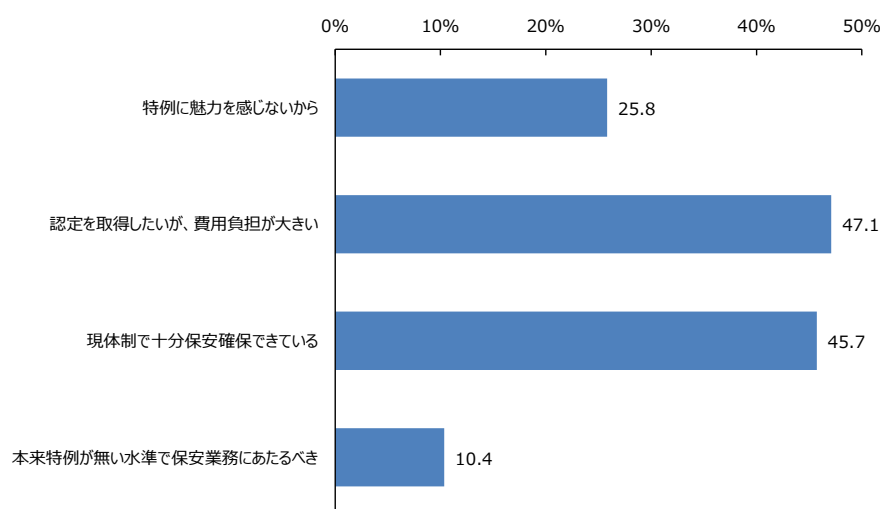
<n=4545>

(2) 認定を取得しない理由

保安認定事業者を取得しない理由としては、「認定を取得したいが、費用負担が大きい」が47.1%と、経済的なものが最上位に挙げられている。また、「現体制で十分保安確保できている」が45.7%となっており、本来的に取得の必要性を感じていない事業者が続いている。

図表 1-016 保安認定事業者を取得しない理由

Q2-13 (12)で該当しないと答えの場合、その理由は何ですか



<n=1960>

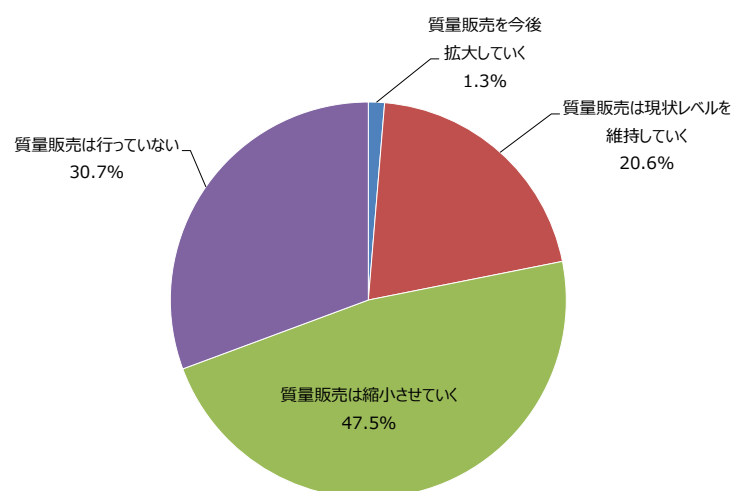
8. 質量販売の取り組み

(1) 今後の方向性

質量販売の方向性については、大多数が現状維持ないしは縮小と回答しており、拡大意向を持っている事業者は1.3%に止まっている。質量販売における保安面での対応が影響しているものと推測される。

図表 1-017 質量販売の方向性

Q2-17 今後の質量販売について、その方向性として該当するものをお答えください



<n=3575>

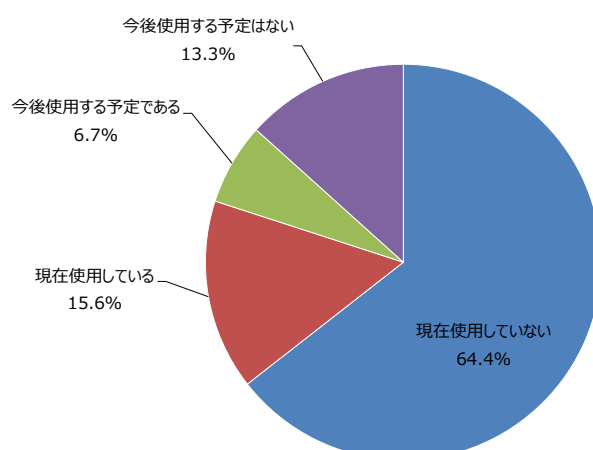
(2) 7.5kg F R P 容器について

①使用状況

質量販売に対する拡大意向を持っている事業者においてさえも、7.5kg F R P 容器の現状の使用実績や今後の使用意向は両者合計で2割程度に止まっている。

図表 1-018 F R P 容器（7.5kg）の使用状況

Q2-18 (17)で『質量販売を今後拡大していく』と回答された方にお尋ねします。質量販売で F R P 容器（7.5kg）を使用していますか



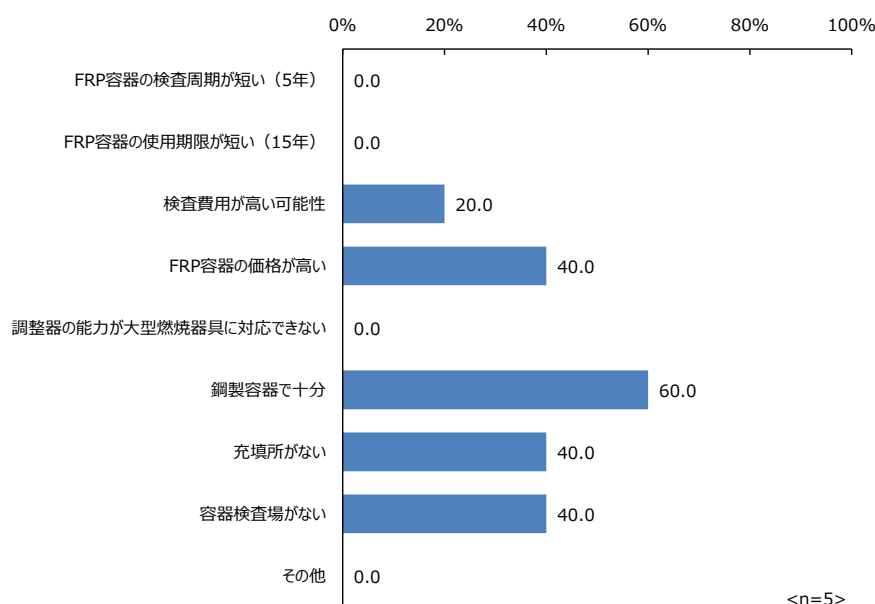
<n=45>

②使用予定がない理由

回答者数は僅かであるが、7.5kgFRP容器の使用予定がない理由としては、「鋼製容器で十分」が60.0%で最上位となっている。

図表 1-019 FRP容器の使用予定がない理由（7.5kg）

Q2-19（18）で『今後使用する予定はない』と回答された方にお尋ねします。FRP容器（7.5kg）が使用予定のない理由として該当するものをお答えください



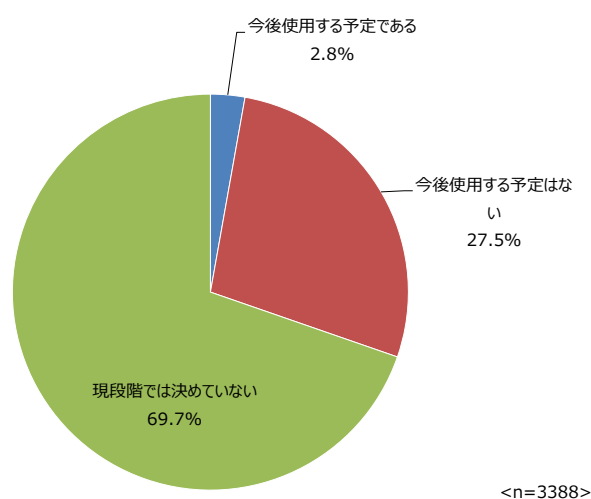
(3) 20kgFRP容器（20kg）について

①今後の活用方針

20kgFRP容器の今後の活用については、69.7%の事業者が「現段階では決めていない」と、大部分の事業者において方針が定まっていない。

図表 1-020 FRP容器（20kg）の活用方針

Q2-20 FRP容器（強化繊維プラスチック製複合容器）の国産20kg容器販売にと
もない、今後の活動方針で該当するものをお答えください

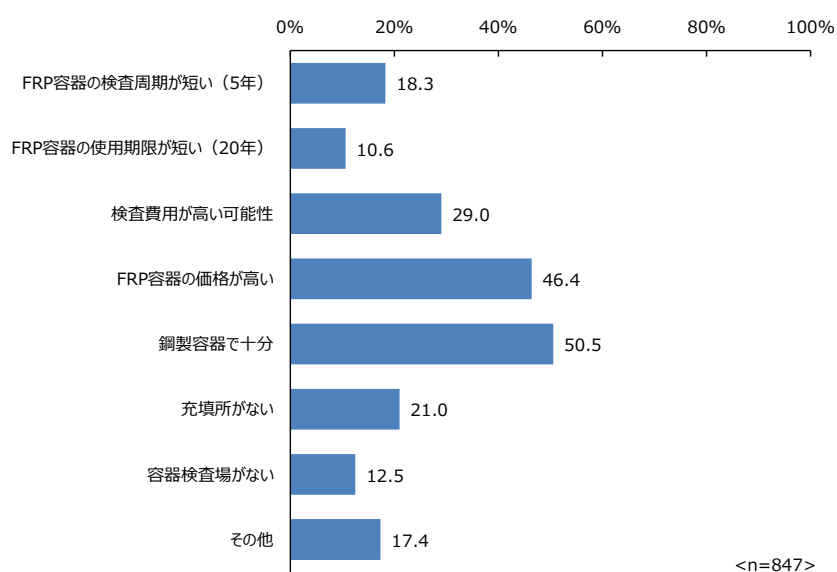


②使用予定がない理由

20kgFRP容器の使用予定がない理由としては、「鋼製容器で十分」が50.5%で最上位、「FRP容器の価格が高い」が46.4%で続いている。体積販売用の容器のため、7.5kgFRP容器の様な消費者への直接的なPR効果は乏しく、また、軽量性等の容器のメリットも主に配送業務に関わるものであるため、現時点では鋼製容器を超えるメリットや費用対効果を感じられないものと思われる。

図表 1-021 FRP容器の使用予定がない理由 (20kg)

Q2-21 (20)で『今後使用する予定はない』と回答された方にお尋ねします。FRP容器 (20kg) が使用予定のない理由として該当するものをお答えください



2-2 料金透明化・取引適正化

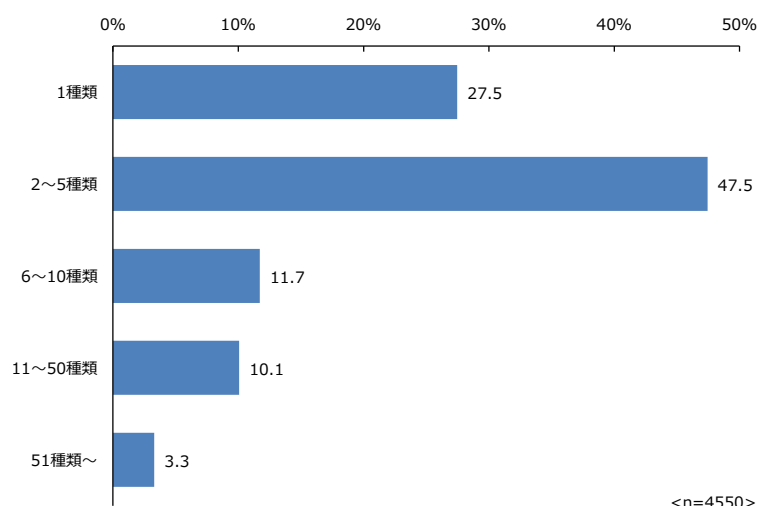
1. 家庭用の料金表の種類

(1) 回答者全体

家庭用における料金表の種類は、「1種類」（27.5%）、「2～5種類」（47.5%）と、75.0%の事業者が5種類以内と回答し、一定程度、料金表の集約化は進んでいる。

図表 1-022 家庭用の料金表の種類

Q3-1 家庭用の料金表は何種類お持ちですか



(2) 規模別

規模別では、得意先戸数「2501戸～」の大規模事業者においては、料金表が「11種類以上」の比率が約半数と、集約化は十分に進んでいない。あまりに多数の料金表が存在していると「標準的な料金表」を定義し、公表することは困難と思われる。

集約化により割高となる顧客への対応や収益状況の悪化の回避等の課題が想定されるが、大規模事業者は周囲の事業者への影響度も大きいことから、計画的な集約化が望まれる。

図表 1-023 [規模別] 家庭用の料金表の種類

Q3-1 家庭用の料金表は何種類お持ちですか

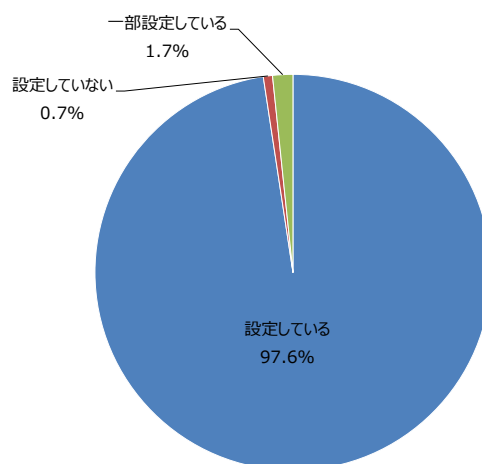
	n	1種類	2～5種類	6～10種類	11～50種類	51種類～
全体	4550	27.5%	47.5%	11.7%	10.1%	3.3%
1～150戸	909	54.3%	42.8%	2.2%	0.7%	0.0%
151～300戸	962	36.9%	55.6%	5.2%	2.2%	0.1%
301～600戸	984	24.5%	56.6%	13.1%	5.6%	0.2%
601～1000戸	535	11.8%	54.2%	19.6%	13.5%	0.9%
1001～2500戸	593	10.1%	41.8%	22.3%	21.9%	3.9%
2501戸～	550	4.9%	24.5%	17.5%	31.5%	21.6%

2. 基本料金の設定

家庭用の料金表については、ほぼ全ての事業者が基本料金を設定していると回答している。

図表 1-024 基本料金の設定（家庭用）

Q3-3 家庭用 L P ガス小売事業において、基本料金は設定していますか



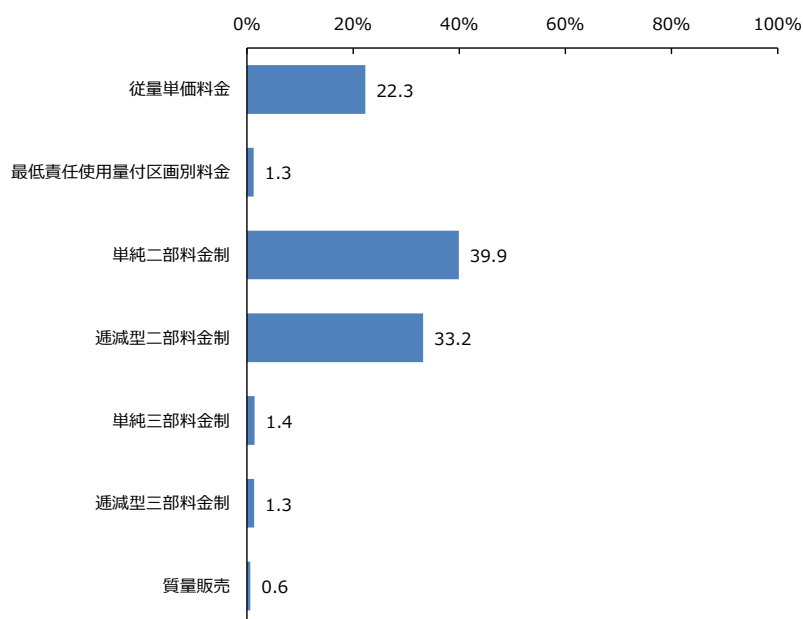
<n=4545>

3. 最も多く適用している料金体系

最も多くの顧客に適用している家庭用の料金体系としては、「単純二部料金制」が39.9%、「逦増型二部料金制」が33.2%と両方で7割以上を占め、「二部料金制」が主力との結果となっている。一方で、「単純三部料金制」（1.4%）、「逦増型三部料金制」（1.3%）と、「三部料金制」を挙げた事業者は極めて少数となっている。

図表 1-025 最も多く適用している料金体系（家庭用）

Q3-6 (1)で回答いただいた料金表の内容について、下記の料金制度の中で、貴社が最も多くの顧客に適用しているものはどれか1つだけご回答ください



<n=4545>

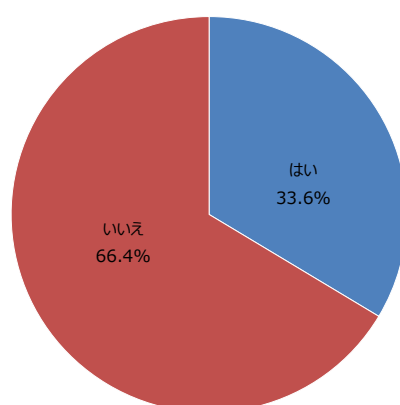
4. ホームページの有無

(1) 回答者全体

ガイドラインにおいて、標準的な料金表の公表の場として推奨されているホームページについては「はい」（ホームページ有り）との回答は33.6%に止まっている。

図表 1-026 ホームページの有無

Q3-8 小売価格の公表についてお尋ねします。貴社はホームページをお持ちですか



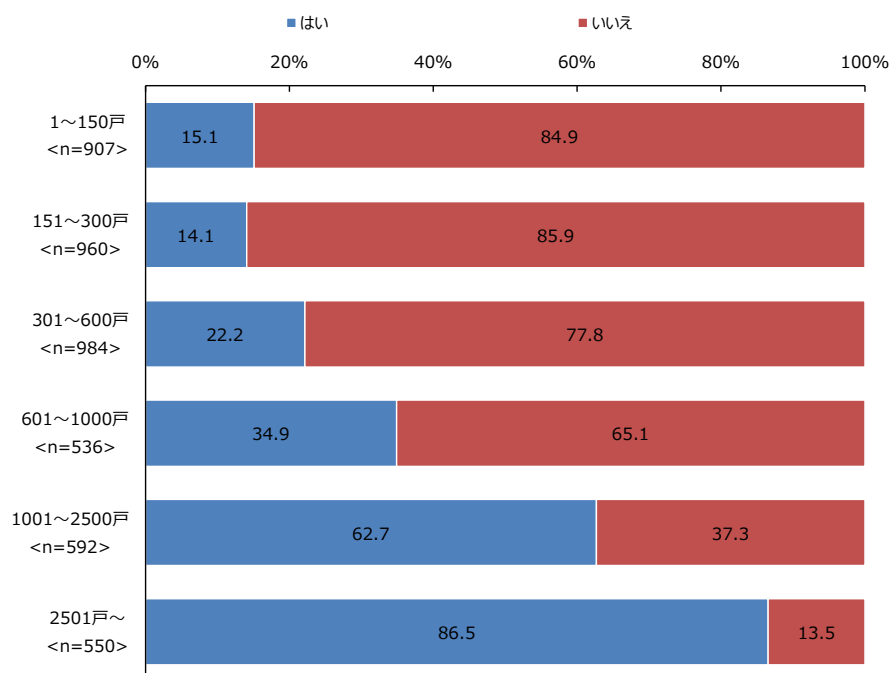
<n=4544>

(2) 規模別

規模別では、得意先戸数「1000戸以下」の事業者においては、ホームページの無い事業者が過半数を占めるが、会社案内や販売促進等、ホームページの本来的な機能の効果も乏しく、また保守や運用費用も発生するため、いたし方ないと言える。

図表 1-027 [規模別] ホームページの有無

Q3-8 小売価格の公表についてお尋ねします。貴社はホームページをお持ちですか

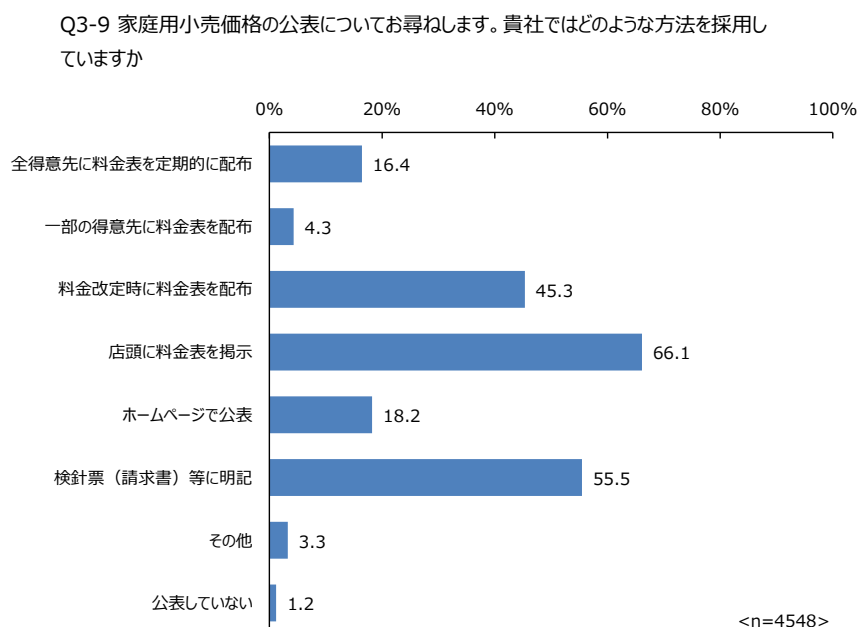


5. 小売価格の公表

(1) 公表方法

小売価格の公表方法としては、「店頭に料金表を掲示」が66.1%で最も多くなっている。小売価格を「公表していない」事業者は1.2%に止まり、価格の開示は進んでいることが窺われる。

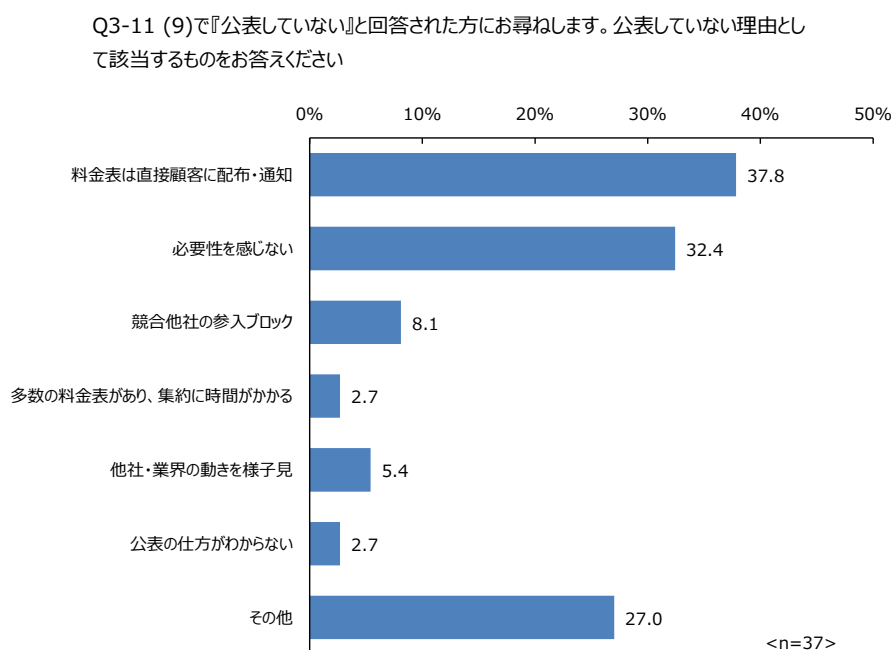
図表 1-028 小売価格の公表方法



(2) 小売価格非公表の理由

小売価格非公表の理由としては、「料金表は直接顧客に配布・通知」（37.8%）、「必要性を感じない」（32.4%）が上位となっている。小売価格の公表の目的が「不特定多数の一般消費者等が自由に閲覧」にあり、自店の顧客のみへの開示は公表とは言えず、消費者の側に立った対応が望まれる。

図表 1-029 小売価格非公表の理由

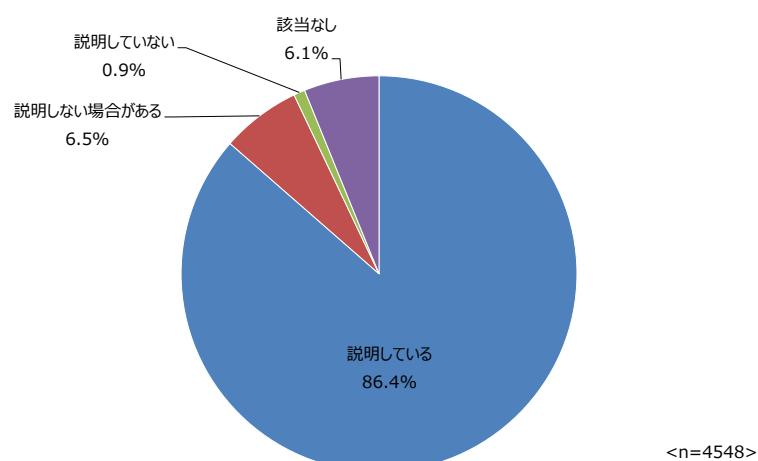


6. 14条書面の説明の有無

14条書面の記載事項については、「説明している」とする事業者が86.4%と、大多数の事業者においては、適正に実施されている。

図表 1-030 14条書面の説明の有無

Q3-12 一般消費者等に液石法第14条に定める書面を交付する際に必要な項目について説明を行っていますか

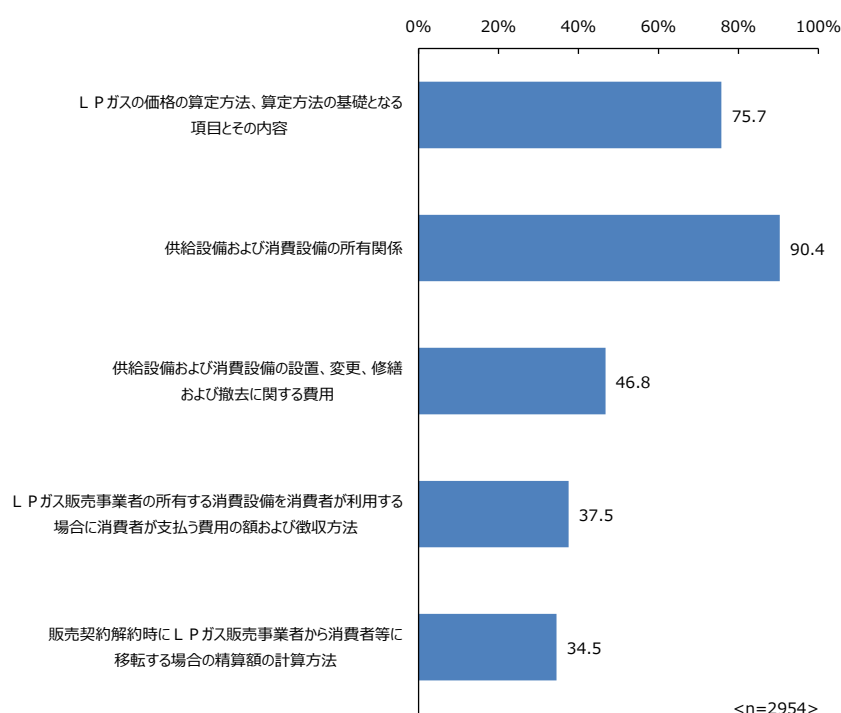


7. 書面交付時における説明内容

書面交付時に説明を実施している内容としては、供給開始時にに関するものは7割以上に達しているが、契約解約時にに関するものは4割前後に止まっている。消費者とのトラブルが発生する可能性は解約時の方が高いと思われるため、事後のトラブル回避のためにも契約時における説明の徹底が求められる。

図表 1-031 書面交付時における説明内容

Q3-13 書面交付に加えて説明を行っている項目について、該当するものをお答えください



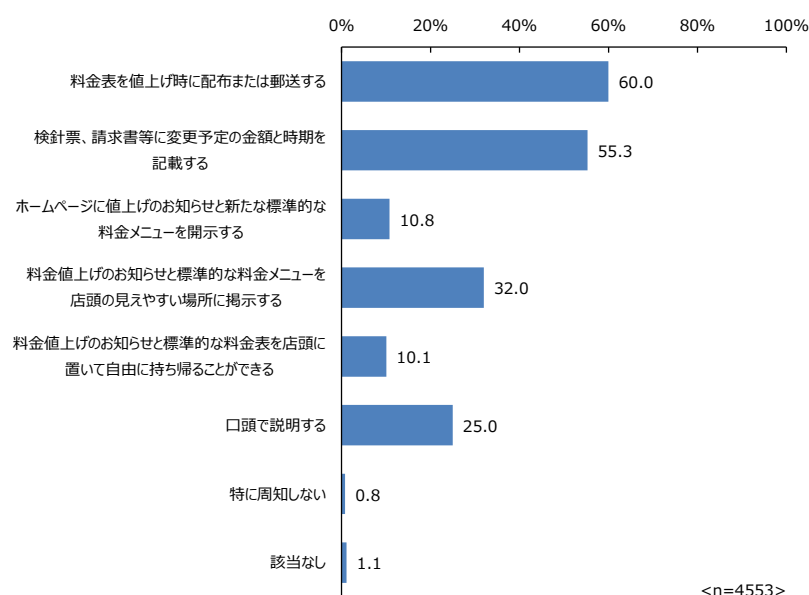
8. 小売価格改定時の周知方法

(1) 家庭用

小売価格改定時の周知について、「特に周知しない」との回答は0.8%となっており、小売価格の周知は概ね徹底されている。その一方で、「口頭で説明する」との回答が25.0%となっており、後日のトラブル回避のため、請求書や検針票等による書面、あるいは電子メールやWebサイト活用等、小売価格改定が明示される方法を採用することが望ましい。

図表 1-032 小売価格改定時の周知方法（家庭用）

Q3-17-1 小売価格を改定する際、得意先へはどのような方法で周知していますか
【家庭用】

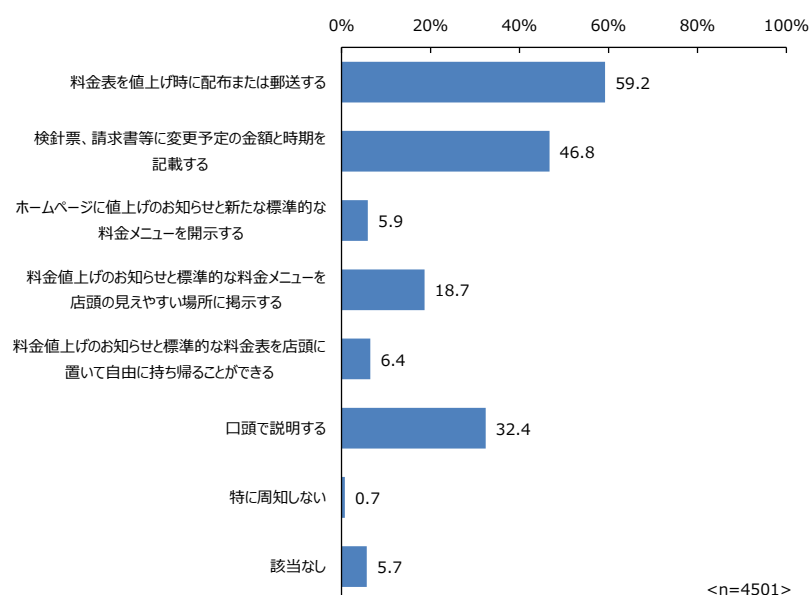


(2) 業務用

業務用においても、「特に周知しない」との回答は0.7%と小売価格の周知は徹底されているが、「口頭で説明する」との回答は32.4%と家庭用よりも高くなっている。業務用においては、相対取引のために明示が困難な状況も推測される。

図表 1-033 小売価格改定時の周知方法（業務用）

Q3-17-2 小売価格を改定する際、得意先へはどのような方法で周知していますか
【業務用】



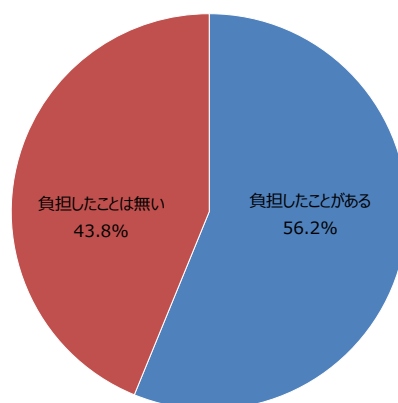
9. 設備等の費用負担とLPガス代金への転嫁

(1) 賃貸型集合住宅における設備等の費用負担

賃貸型集合住宅における設備等の費用を「負担したことがある」事業者は56.2%に達している。

図表 1-034 設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）

Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか



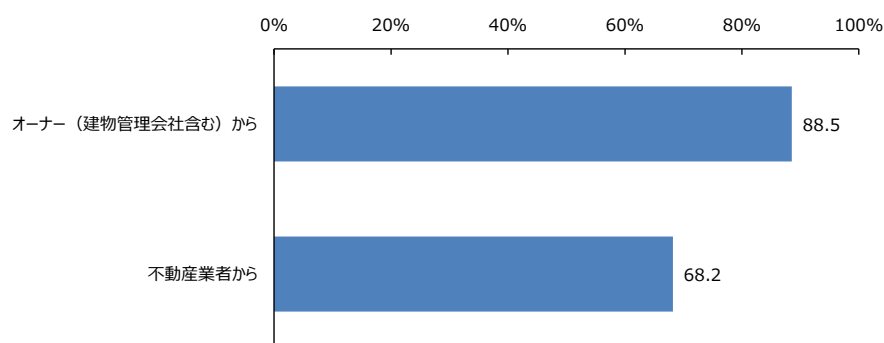
<n=4532>

(2) 賃貸型集合住宅における費用負担の要求元

設備等の費用負担の要求については、「オーナー（建物管理会社含む）から」とするものが88.5%に達し、「不動産業者から」の68.2%を上回っている。オーナー視点では、当該不動産の利回り向上につながるため、「不動産業者」よりも設備費用負担を要求するインセンティブが高まるものと思われる。

図表 1-035 費用負担の要求元（賃貸型集合住宅）

Q3-20 (19)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求はオーナーからですか、不動産業者からですか



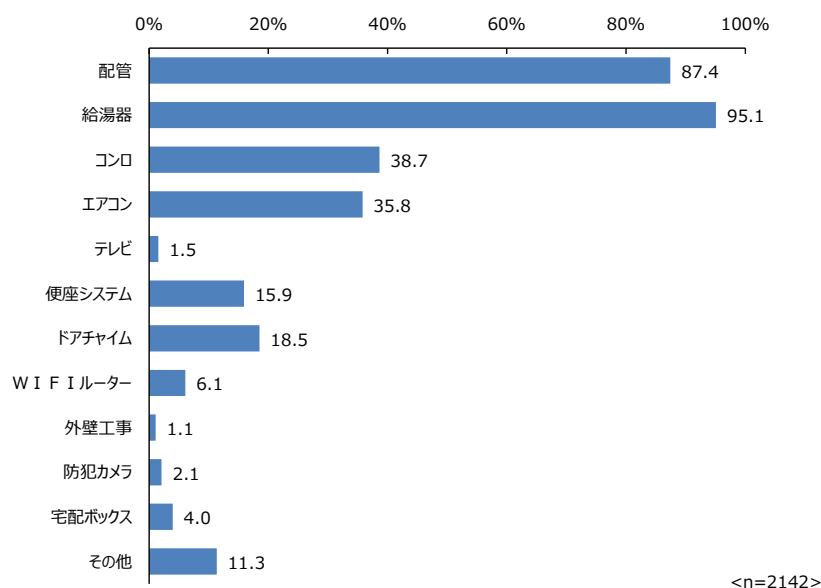
<n=2163>

(3) 賃貸型集合住宅における費用負担をした設備・工事

費用を負担した設備・工事の内容としては、「給湯器」が95.1%と最も多く、費用負担経験のあるほぼ全ての事業者が費用を負担しており、「配管」(87.4%)、「コンロ」(38.7%)が続いている。以下、「エアコン」や「ドアチャイム」等のガスの増販が期待できないガス機器以外の設備が続き、競合エネルギーや同業者間での競争激化を背景に、オーナーや不動産管理会社等からの要求を受け入れざるを得ない状況も窺われる。

図表 1-036 費用負担した設備・工事（賃貸型集合住宅）

Q3-21 (19)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。要求に応じて負担した設備・工事は何かを教えてください

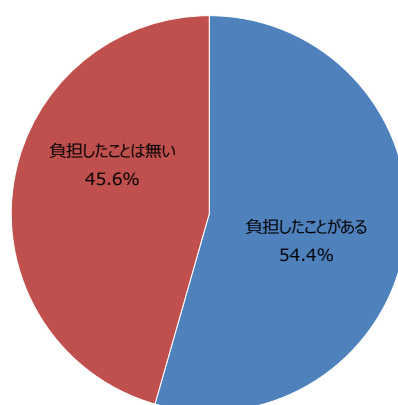


(4) 新築戸建て住宅における設備等の費用負担

新築戸建て住宅における設備等の費用を「負担したことがある」事業者は54.4%に達し、賃貸型集合住宅と同程度の水準にある。

図表 1-037 設備等の費用負担（新築戸建て住宅）

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか



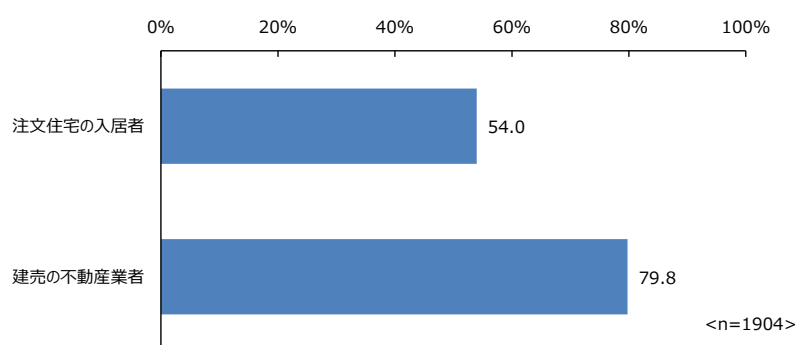
<n=4366>

(5) 新築戸建て住宅における費用負担の要求元

設備等の費用負担の要求については、「建売の不動産業者」が79.8%と、「注文住宅の入居者」の54.0%を上回っている。不動産業者の利益率向上のために費用負担を求められている可能性も窺われる。

図表 1-038 費用負担の要求元（新築戸建て住宅）

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか

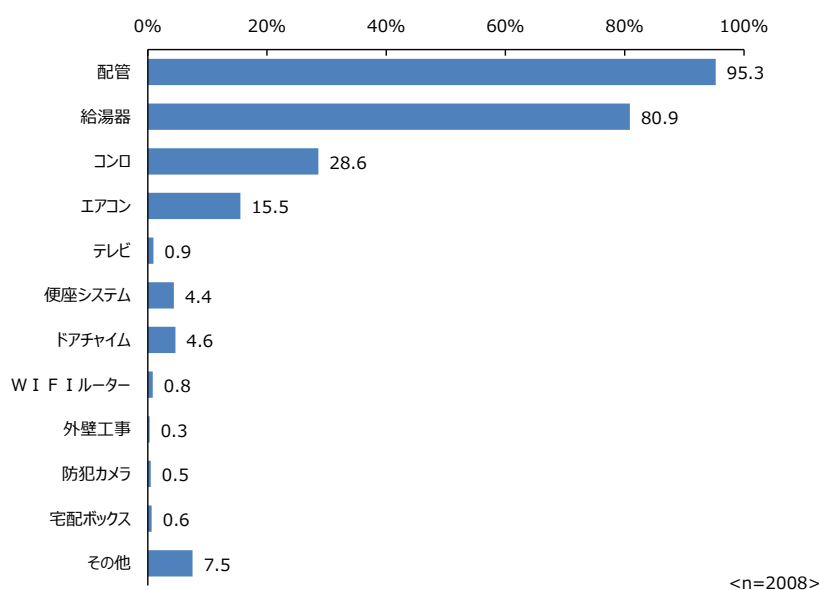


(6) 新築戸建て住宅における費用負担をした設備・工事

費用を負担した設備・工事の内容としては、「配管」(95.3%)と「給湯器」(80.9%)が突出している。

図表 1-039 費用負担した設備・工事（新築戸建て住宅）

Q3-24 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。要求に応じて負担した設備・工事は何かを教えてください

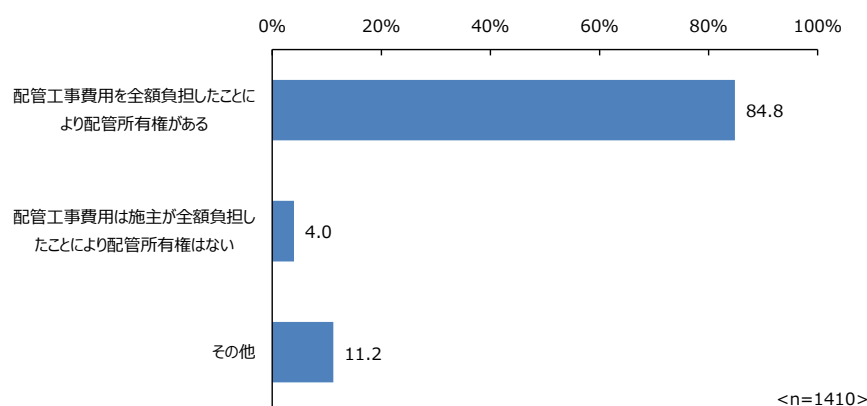


(7) 消費配管設備の所有権

配管費用を負担した事業者における当該配管の所有権について、84.8%が「配管工事費用を全額負担したことにより配管所有権がある」と回答しており、いわゆる無償貸与の状態が一般的となっている。

図表 1-040 消費配管設備の所有権

Q3-25 (21)、(24)で配管工事費用を負担したことがあると回答された方にお伺いします。施主との関係で配管工事費用、配管所有権はどのようになっていますか

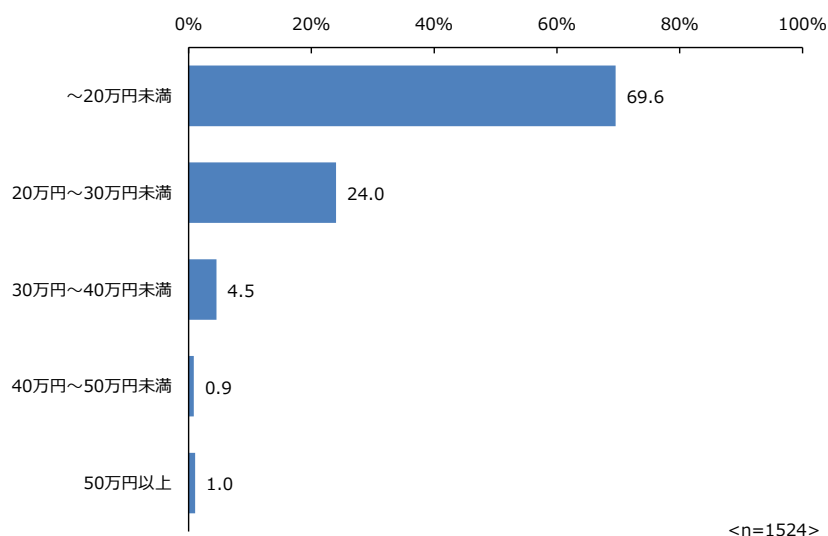


(8) 許容できる費用負担額

設備費用を負担する場合に許容できる一軒当たりの金額については、「20万円未満」が69.6%、「20万円～30万円未満」が24.0%と、「30万円未満」が大部分を占める。その一方で、極めて少数ではあるものの「50万円以上」との回答も見られている。

図表 1-041 許容できる費用負担額

Q3-26 費用負担する場合、許容される一軒当たりの金額はいくらですか？

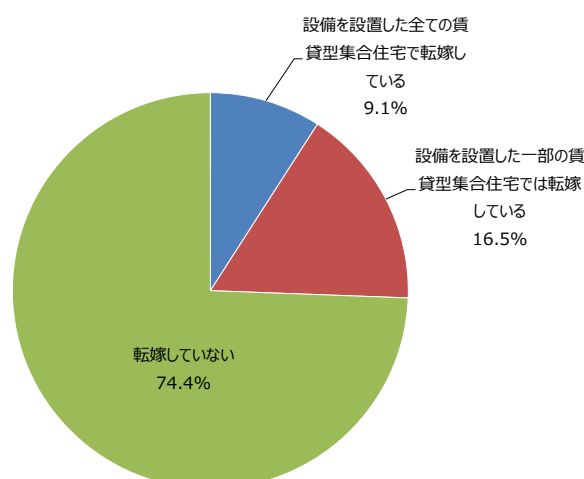


(9) 設備費用等のLPガス料金への転嫁

負担した設備費用の転嫁状況について、「転嫁していない」との回答が74.4%と、大部分が事業者負担との結果になっている。一方で、前述の通り「三部料金制」の適用が極めて少ない現状においては、設備費用のLPガス料金への転嫁の有無について、消費者をはじめとする第三者が把握する事は困難と言える。今後の既存顧客におけるLPガス料金に内包される設備費用の透明化、さらには消費者からの信頼獲得はLPガス業界全体の課題と言える。

図表 1-042 設備費用等のLPガス料金への転嫁

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のLPガス料金に転嫁していますか



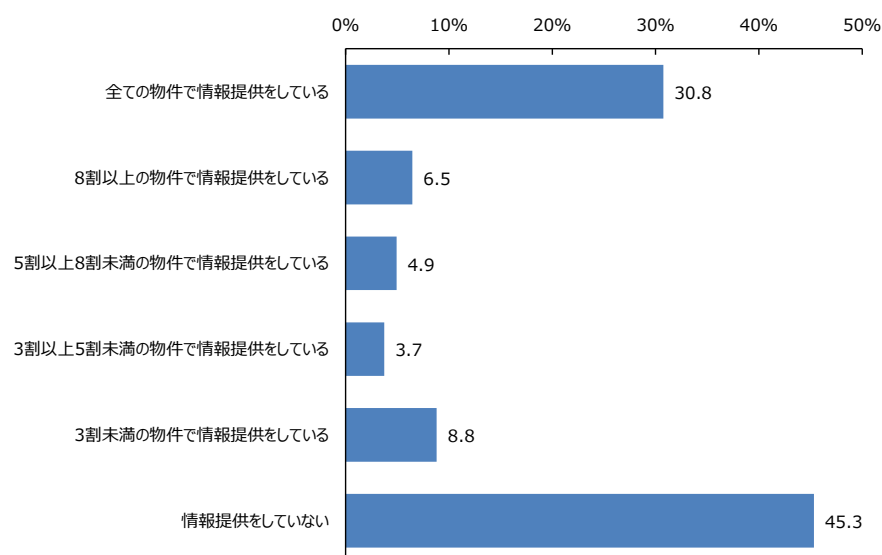
<n=1923>

(10) 賃貸集合住宅に関する情報提供

賃貸集合住宅のオーナー等に対するLPガス料金の情報提供については、「全ての物件で情報提供している」との回答は30.8%に止まり、「情報提供をしていない」事業者（45.3%）比率を下回っている。今後、LPガス料金の情報提供についての厳格化が見込まれるため、各事業者に対して前向きな姿勢を促す等、この点についてもLPガス業界全体の課題となる。

図表 1-043 賃貸集合住宅に関する情報提供

Q3-28 貴社がLPガスを供給している賃貸集合住宅のオーナー又は不動産管理会社に対し、日頃から当該物件の「LPガス料金表」等による最新の料金の情報提供を行っていますか



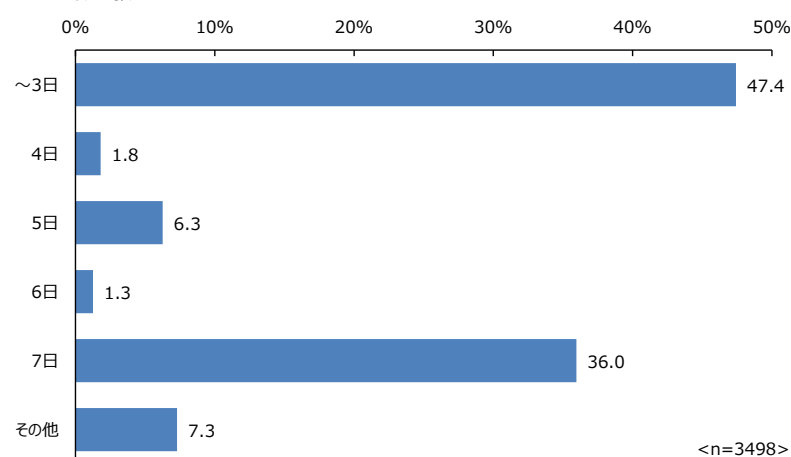
<n=4506>

10. 設備撤去の所要日数

大部分の事業者は、契約の解除申出から「7日以内」に設備を撤去していると回答しており、いわゆる「1週間ルール」は浸透しているものと思われる。

図表 1-044 設備撤去の所要日数

Q3-29 L Pガス販売契約終了時の対応についてお尋ねします。一般消費者等から販売契約の解除の申出があった日から、貴社が所有する供給設備を撤去するまでの標準的な日数を教えてください



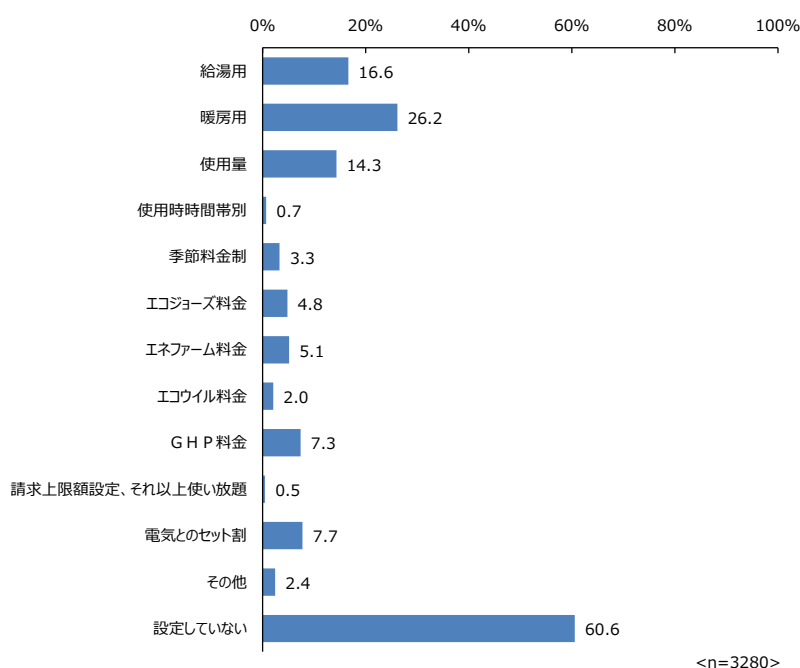
11. 選ばれるエネルギーへの取り組み

(1) 需要促進型の料金および電気とのセット割（家庭用）

需要促進を目的とした料金については、「設定していない」事業者が60.6%と過半数を占め、L Pガス料金の戦略性については十分に認められない結果となっている。

図表 1-045 需要促進型の料金および電気とのセット割

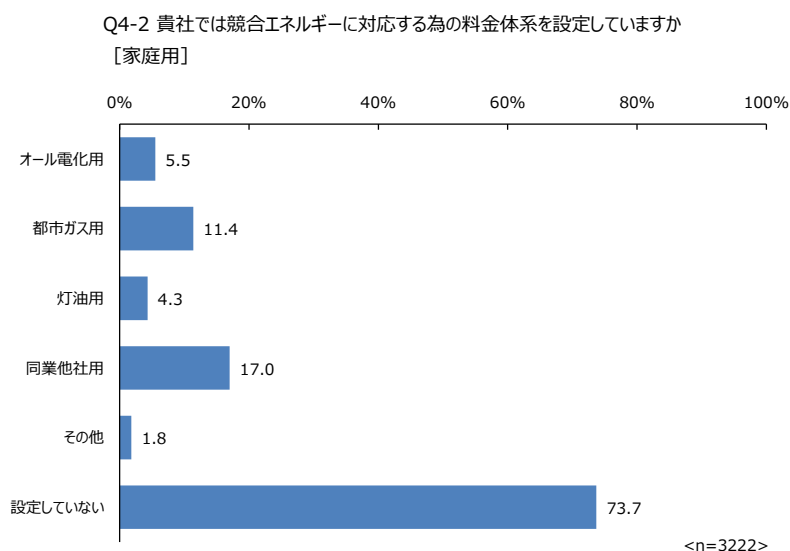
Q4-1 貴社では得意先の需要促進を目的とした料金体系、及び電気とのセット割の料金表等を設定していますか〔家庭用〕



(2) 競合エネルギー対応料金（家庭用）

競合エネルギー対応の料金については、「設定していない」との回答が73.7%と需要促進型料金の未設定率をさらに上回っている。小売自由化に伴い、電力や都市ガスの料金プランは多様性を増しており、LPガス事業者においても選ばれるエネルギーとして、料金の戦略性が求められる。

図表 1-046 競合エネルギー対応料金



2-3 今後の事業方針

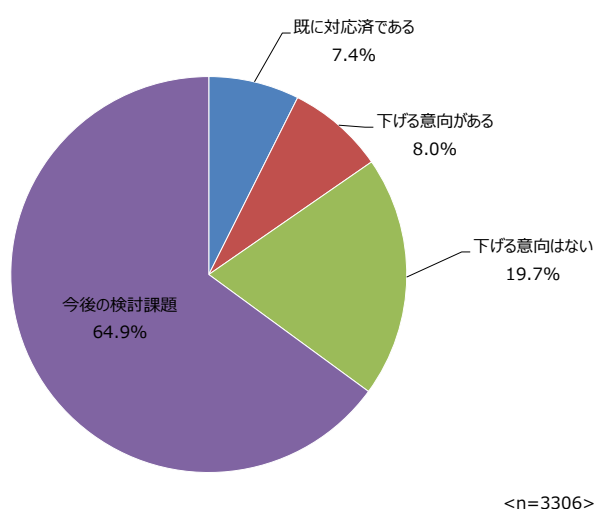
1. 小売価格低減化の意向

(1) 家庭用

家庭用の小売価格低減化については、「既に対応済である」や「下げる意向がある」との回答は各々1割弱に止まる一方で、「今後の検討課題」とする事業者が64.9%と過半数を占め、足下での競争環境や将来の不透明感による事業者の迷いが想像され、今後のかじ取りの困難さが浮き彫りになっている。

図表 1-047 小売価格低減化の意向（家庭用）

Q4-3-1 エネルギー間競争の時代に対応するため、今後小売価格を下げる意向はありますか【家庭用】

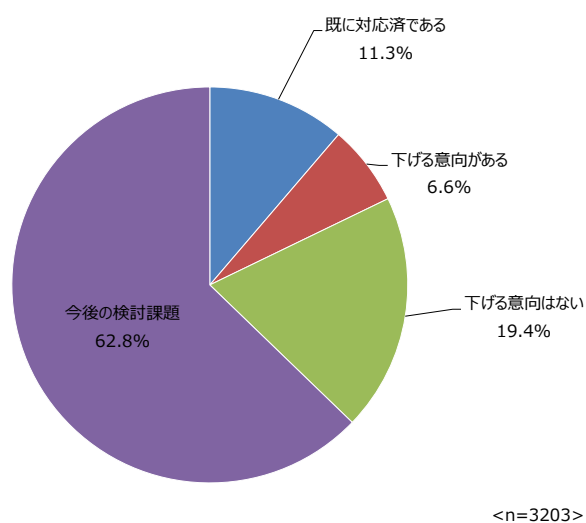


(2) 業務用

業務用においても「今後の検討課題」とする事業者が62.8%と過半数を占めている。

図表 1-048 小売価格低減化の意向（業務用）

Q4-3-2 エネルギー間競争の時代に対応するため、今後小売価格を下げる意向はありますか【業務用】

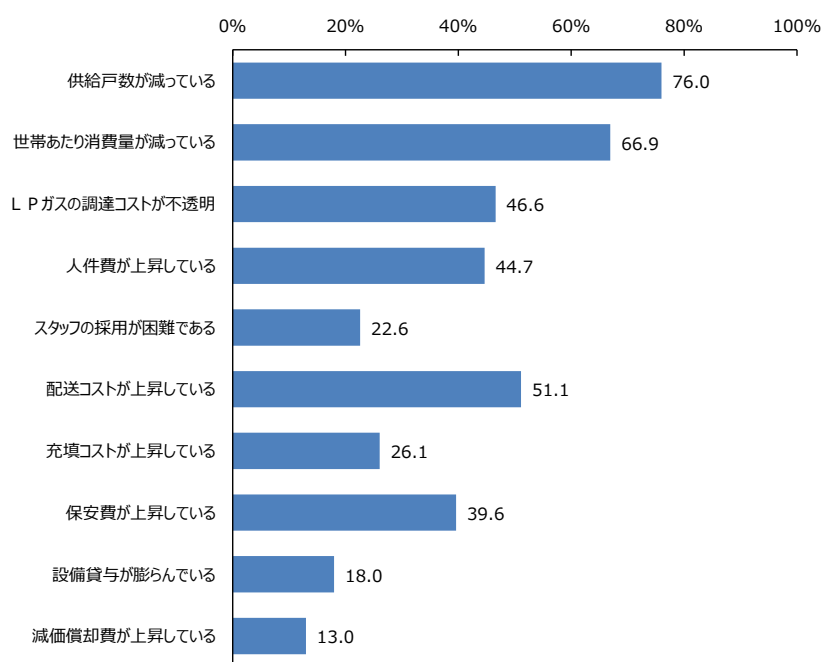


(3) 小売価格低減化の課題

小売価格の低減に向けた障害としては、「供給戸数が減っている」（76.0%）、「世帯当たり消費量が減っている」（66.9%）が上位となっている。それに続き、「配送コストが上昇している」（51.1%）、「LPガスの調達コストが不透明」（46.6%）等、仕入価格に関する項目が挙がっている。足下における販売数量減少に加え、小売価格を低減する事による一層の収益状況悪化を懸念している様子が窺われる。

図表 1-049 小売価格低減化の課題

Q4-4 小売価格を下げる際の障害となる課題として該当するものをお答えください



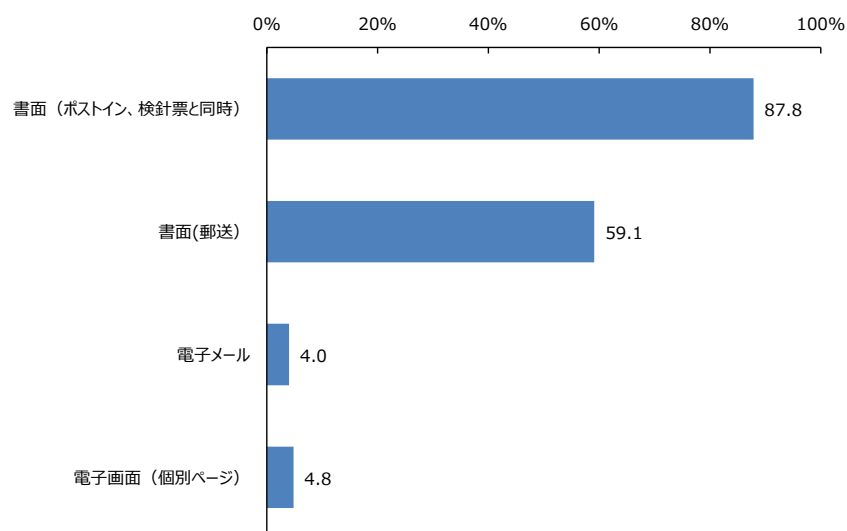
<n=3166>

2. 顧客への請求方法

LPガス料金の請求方法については、「書面（ポストイン、検針票と同時）」が87.8%、「書面（郵送）」が59.1%と書面によるものが中心となっており、請求の電子化は進んでいない。

図表 1-050 顧客への請求方法

Q4-5 顧客へのガス料金請求方法を教えてください



<n=3571>

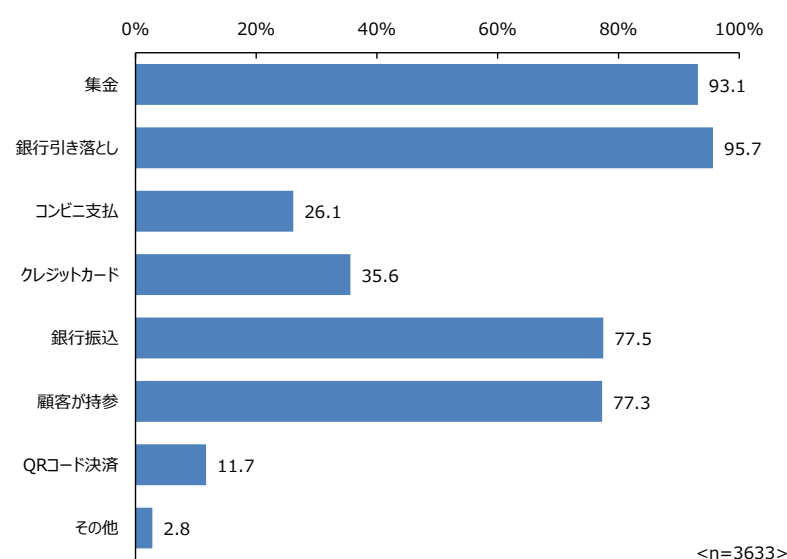
3. 家庭用顧客からのLPガス料金の回収

(1) 現状の回収方法

現状の料金回収方法について、93.1%が「集金」、また、77.3%が「顧客が持参」と回答しており、仮に一部の顧客であったとしても、前時代的な回収方法が多く存在している。一部には、「集金」が顧客との接点機会を創出しているとの意見もみられるが、新型コロナの影響により、非接触での決済を希望する顧客が増加することも予想され、代替手段を検討する必要がある。

図表 1-051 家庭用顧客からの回収方法

Q4-7 家庭用顧客からのガス料金の回収方法について、貴社で採用しているすべての回収方法を教えてください

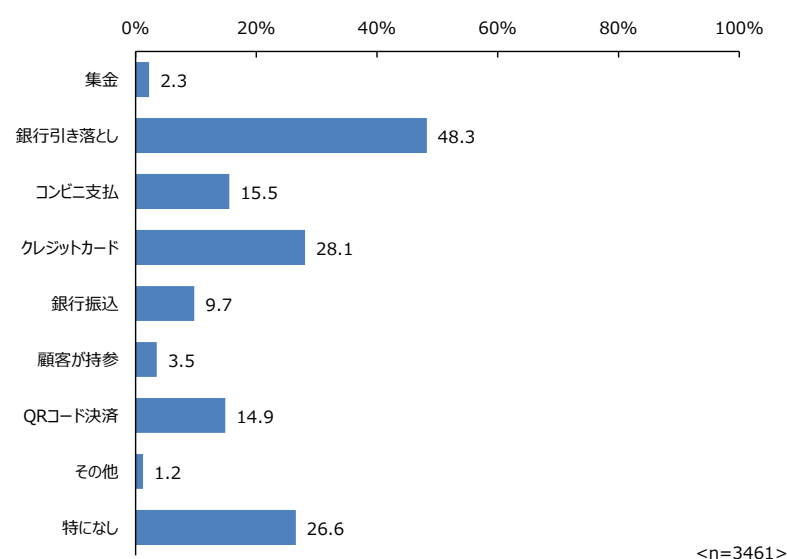


(2) 今後増やしたい回収方法

今後増やしたい回収方法としては、「銀行引き落とし」(48.3%)、「クレジットカード」(28.1%)が上位となっており、顧客の利便性向上と回収リスク軽減の両立を図る意向が窺われる。

図表 1-052 今後増やしたい回収方法

Q4-8 今後、増やしたいと考えるガス料金の回収方法を教えてください

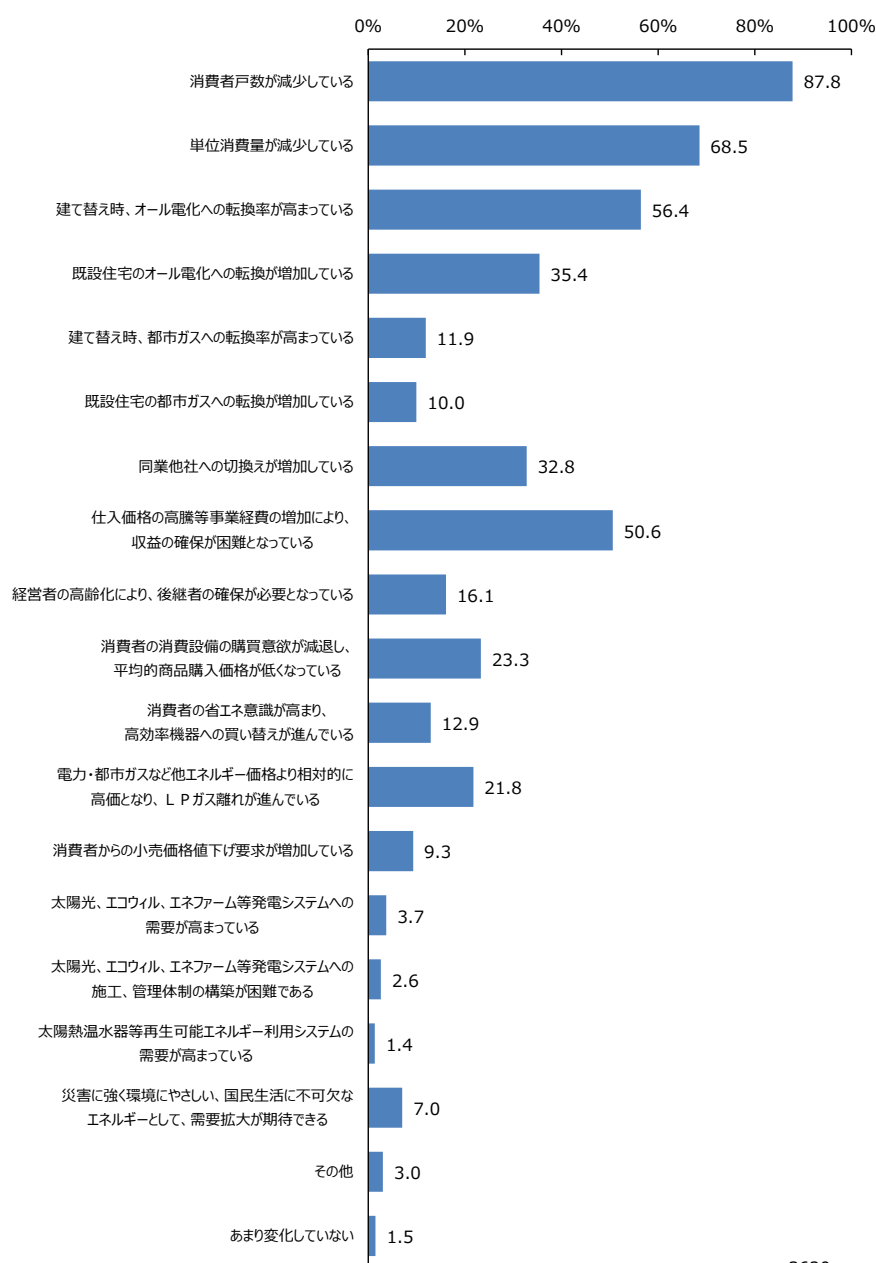


4. 5年間での経営環境の変化

5年間での経営環境の変化としては、「消費者戸数が減少している」（87.8%）、「単位消費量が減少している」（68.5%）といった自社得意先の構造変化によるもの、「建て替え時、オール電化への転換率が高まっている」（56.4%）、「既設住宅のオール電化への転換が増加している」（35.4%）といったオール電化によるもの、さらには「仕入価格の高騰等事業経費の増加により、収益の確保が困難となっている」（50.6%）が上位となっている。

図表 1-053 5年間での経営環境の変化

Q5-1 経営環境について、この5年間でどのような変化が生じましたか



<n=3620>

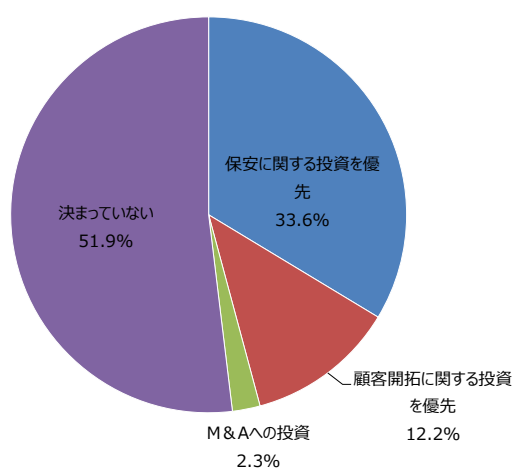
5. 投資について

(1) 今年度の投資方針

今年度の投資方針としては、「保安に関する投資を優先」とする事業者が33.6%の一方で、「決まっていない」事業者が過半数を占めている。

図表 1-054 今年度の投資方針

Q5-2 今年度の投資方針について該当するものをお答えください



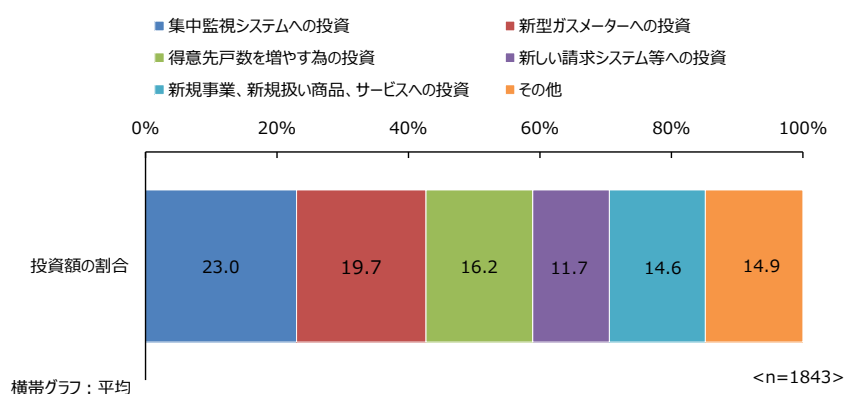
<n=3097>

(2) 投資額の比率（平均値）

既に実施済み、もしくは今後予定している投資の比率（平均値）としては、「集中監視システムへの投資」（23.0%）や「新型ガスメーターへの投資」（19.7%）といった保安面に関するものが4割強、「得意先戸数を増やす為の投資」（16.2%）、「新規事業、新規扱い商品、サービスへの投資」（14.6%）といった積極投資が3割強となっている。事業の拡大よりも維持にやや重きを置いていることが窺われる。

図表 1-055 投資額の比率（平均値）

Q5-3 令和4年度中に行った、あるいは今後行う投資について全体の投資額を100とした時の割合を四捨五入してお答えください



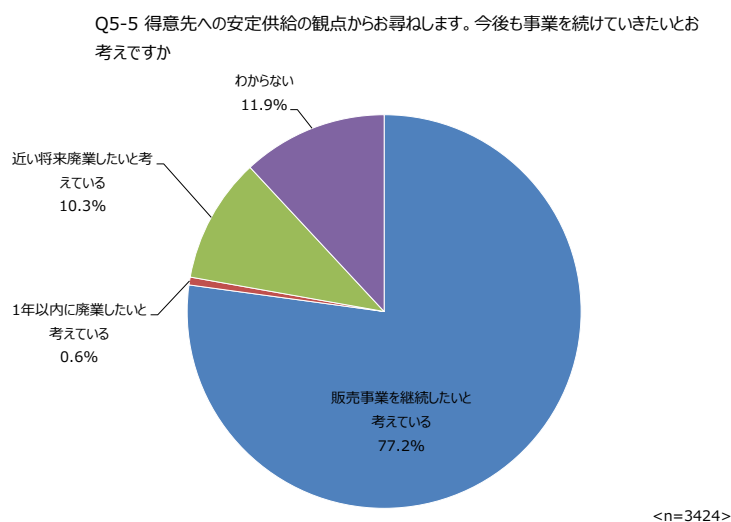
<n=1843>

6. 今後の事業継続

(1) 事業継続の意向

今後の事業継続の意向について、77.2%の事業者においては事業継続の意向を持っているが、廃業意向を持つ事業者、「わからない」とする事業者がともに1割強と、2割程度の決して少なくない比率の事業者における事業継続は不透明な状況となっている。

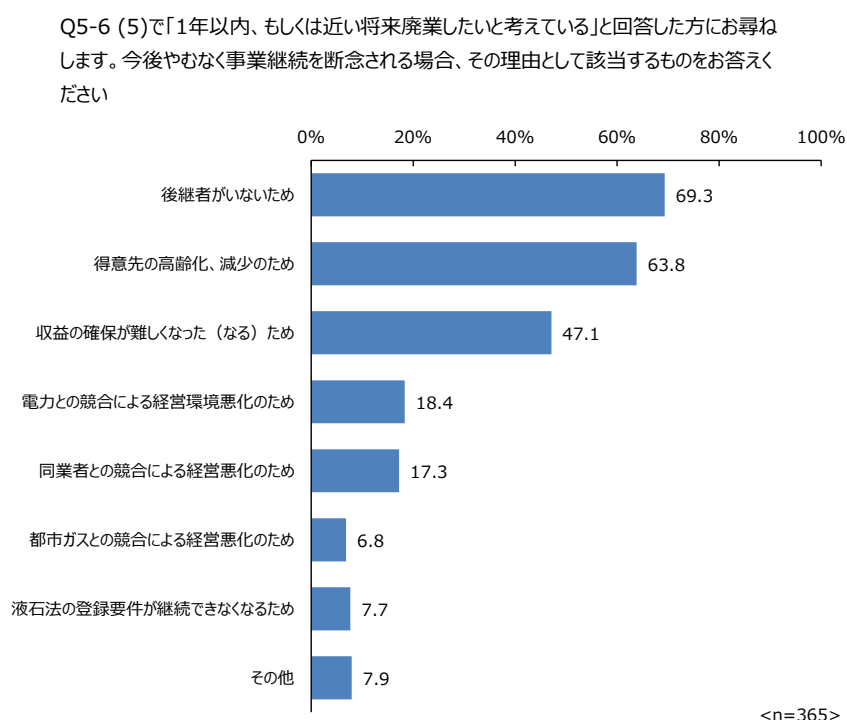
図表 1-056 事業継続の意向



(2) 廃業を検討する理由

「後継者がいないため」（69.3%）が廃業を検討する理由の最上位であり、「得意先の高齢化、減少のため」（63.8%）がこれに続いている。事業採算性が低い過疎高齢化地域における将来的なLPガス供給の空白地域の発現が懸念される。

図表 1-057 廃業を検討する理由

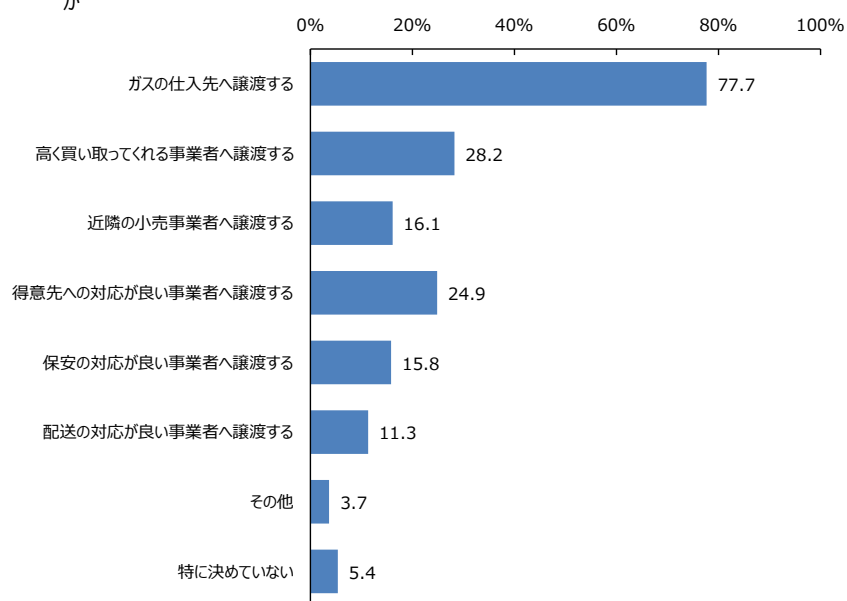


(3) 検討される譲渡先

廃業時における既存顧客の譲渡先としては、「ガスの仕入先へ譲渡する」が77.7%と多数を占めており、次点の「高く買い取ってくれる事業者へ譲渡する」の28.2%を大きく上回っている。自身の経済的メリットよりも取引上の顧客の安心感を優先している結果と推測される。

図表 1-058 検討される譲渡先

Q5-7 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします。今後やむなく事業継続を断念される場合、既存顧客はどのようにされる予定ですか



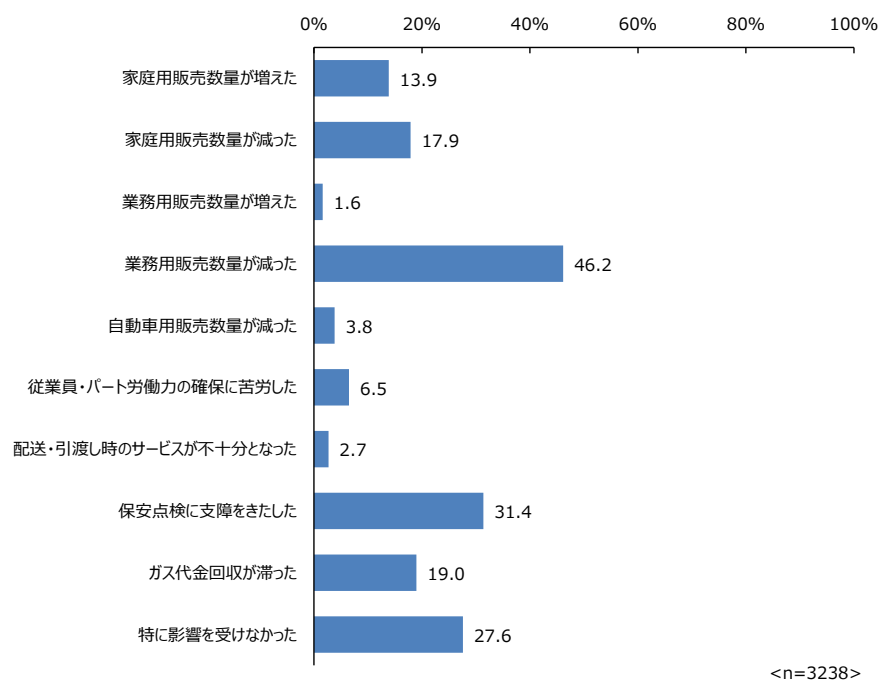
<n=354>

7. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

新型コロナの影響としては、46.2%の事業者が「業務用販売数量が減った」と回答しており、取引先の休業等による影響が窺われる。また、31.4%の事業者が「保安点検に支障をきたした」と回答しており、LPガス事業の強みと言える顧客との接点機会を設けることが困難な状況が窺われる。

図表 1-059 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

Q6 新型コロナウイルス感染拡大の長期化に伴う事業への影響について、該当するものがありましたらご回答ください



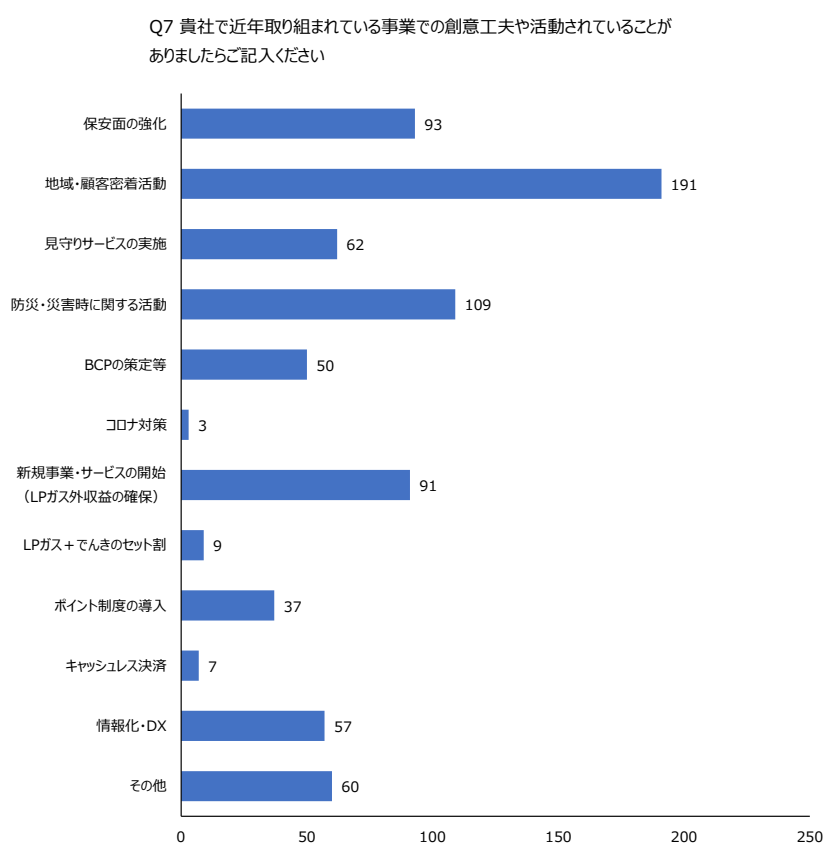
2-4 自由回答

1. 近年取り組んでいる事業での創意工夫・活動

各キーワードの内容としては、以下の通り。

- ・「地域・顧客密着活動」は、従来から日々の顧客との接点強化に努めているとの意見が多い。
- ・「見守りサービスの実施」および「防災・災害時対応に関する活動」については、地域事業者や行政と連携して実施しているとの意見が多く見られ、上記の「地域・顧客密着活動」の一環との位置づけとの声も多くなっている。
- ・「新規事業・サービスの開始（LPガス外収益の確保）」については、今後の高齢化の進展を見据えた、高齢者向けの「便利屋」、「御用聞き」的なサービスが目立つ。

図表 1-060 近年取り組んでいる事業での創意工夫・活動（回答件数）



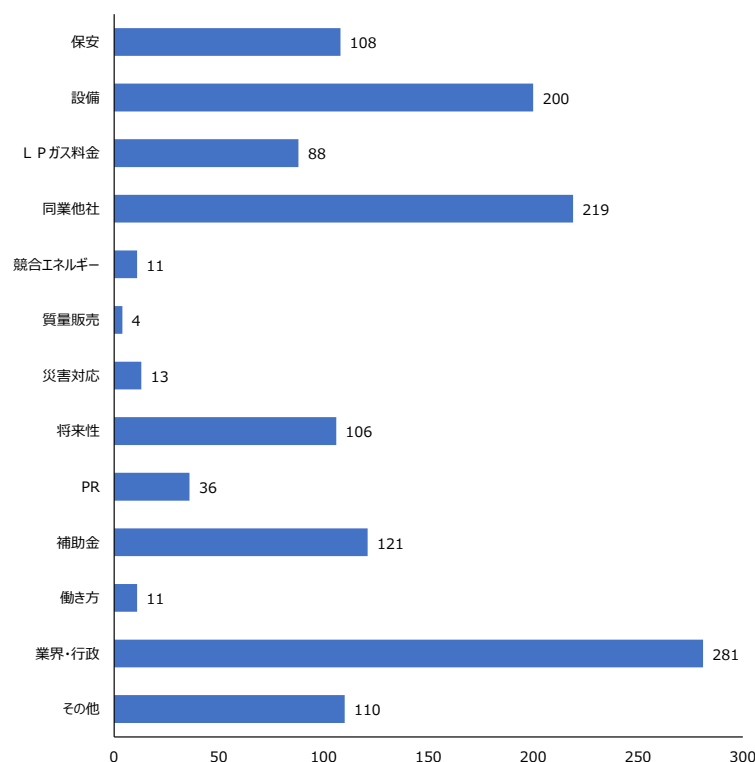
2. 意見・要望・提言

各キーワードの内容としては、以下の通り。

- ・「保安」に関しては規制緩和や設備投資に際しての補助金等の経済的支援の要望が強い。
- ・「設備」、「同業他社」については関連性が強く、賃貸型集合住宅の商慣行是正への取り組みに対して一定の評価を得ている一方で、実効性を確保するために、大手事業者等による抜け駆けへの監視や、設備費用の負担を強いる不動産管理会社やオーナーに対するペナルティについて強い要望が見られる。
- ・「LPガス料金」については、「補助金」と合わせて原料費の高騰に対する行政の補助施策に対する意見も多く見られ、評価はするものの、手続面の煩雑さや補助金額・期間に対する改善の要望が多く挙げられている。
- ・「将来性」に関しては、過疎高齢化や競争環境の激化による販売数量の減少等の短期もしくは中期的な不安が挙げられている。
- ・「業界・行政」については、上記に関する要望が主な内容となっている。

図表 1-061 意見・要望・提言（回答件数）

Q8 LPガス小売価格や保安などに関する貴社の考え方、思い、同業他社や業界団体、経済産業省に対するご意見、ご要望、ご提言など、どのようなことでも結構ですのご記入ください



第3章 総括

1. 販売事業者の経営実態

例年と同様に、回答者は絶対数の多い小規模事業者が多数を占めている。

要因別の得意先平均増加戸数としては、得意先からの指名や営業努力等の各事業者の自助努力によるものが挙げられている点に将来的な期待を感じる一方で、営業権の譲受が平均増加戸数としては圧倒的に多くなっており、要因別の得意先平均減少戸数としても営業権の譲渡が上位となっているため、今後、より一層、事業者の廃業や集約化が進む事態が想定される。さらに、要因別の得意先平均減少戸数としては、賃貸住宅からの転出といった事業者レベルではコントロールが困難なデモグラフィックなものや、同業他社との競合及びブローカーの営業等の競争環境に起因するものが続き、依然として経営環境は厳しいことが窺われる結果となっている。

この点も相俟ってか、主に経済的な理由により、保安の高度化（集中監視システムの導入）も停滞しており、結果として保安認定事業者も限定的な結果となっている。

また、コスト面においては、以下の懸念事項が確認されている。

- ・小規模事業者が多数を占める一方で、大部分が従業員を雇用しており、業況悪化時に減額困難な固定費（人件費）が経営上の負担となること。
- ・コストの構成として、仕入や輸送にかかる変動費が過半数を占めるが、特に小規模事業者においては、仕入先とのパワーバランスで事業者自身によるコントロールの困難さが推測され、これが従量料金の硬直性につながる可能性があること。
- ・さらに、前回調査時との比較において、LPガス仕入や輸送費の増加が疑われる結果となっており、従量料金が高止まりすることも懸念されること。

2. 料金透明化・取引適正化

「標準的な料金表」を広く開示するにあたり、事業者の規模により異なる問題点が浮き彫りとなっている。大規模事業者においては、料金表の集約化が進んでおらず、得意先戸数が2501個以上の事業者の2割以上で料金表が50種類超存在している。そのため、そもそも「標準的な料金表」の定義が曖昧になってしまうことが懸念され、計画的な集約化が望まれる。

一方、小規模事業者においては、ガイドラインで「標準的な料金表」の公表の場として推奨されているホームページの保有率が低く、得意先戸数1000戸以下の事業者では半数に満たないため、「標準的な料金表」を広く開示することが困難となっている。さらに、小規模事業者においては、ホームページの本来的な機能の効果も乏しく、また、保守や運用費用も発生するため、ホームページを保有するインセンティブが低く、今後保有率が大きく伸長する可能性は極めて低いものと思われる。

小売価格改定の周知や14条書面交付時の説明について未実施の事業者はごく僅かであるが、口頭での周知に止まっているケースや契約解約時に関する説明が不十分なケースが一定数見られる点には留意が必要となる。

賃貸型集合住宅の設備費用については、ガス機器以外の設備を負担する事業者が一定数存在し、極めて少数ではあるものの、一軒あたり50万円以上の費用負担を許容する事業者も見られる。7割以上の事業者は当該設備費用をLPガス料金に転嫁していないと回答しているが、一方

で三部料金制を主力の料金表としている事業者は極めて限定的であり、その真偽について第三者が確認できる状態にはない。今後の商慣行是正に際しては、既存顧客に対しては料金の内訳を明示する選択肢も示されているが、これが抜け道となることは避けるべきである。

また、自由回答による意見や要望では、賃貸型集合住宅のオーナーや不動産管理会社から設備費用の負担を強いられることに対する不満や、負担を強いるオーナーや不動産管理会社を監視し、罰すること望む声が多く挙がっている。

賃貸型集合住宅のオーナー等に対するLPガス料金の情報提供について、全物件で実施している事業者は3割程度と依然低水準であり、実施していない事業者が半数近くに達している。今後、LPガス料金の情報提供に関しては厳格化が予定されているため、各事業者における情報提供への意識改革が求められる。

3. 今後の事業方針

小売価格の低減意向については、6割程度が「今後の検討課題」と回答しており、足下での競争環境や将来の不透明感による事業者の迷いが想像され、今後のかじ取りの困難さが浮き彫りになっている。

料金の請求や決済方法としては、書面や対面によるアナログ的なものが一定数見られており、デジタル化の余地があるものの、投資実績や見込としては保安や営業面に関するものが上位となっており、デジタル化投資への余力の無さも窺われる。

過去5年間の経営環境の変化については、「消費者戸数の減少」が最上位となり、この点や後継者不在を理由に1割を超える事業者が廃業の意向を持っており、将来的なLPガス供給の空白地域の発現も懸念される。

4. まとめ

LPガス事業者を取り巻く経営環境は依然厳しく、過疎高齢化といったデモグラフィック要因、競合エネルギーや同業者間における競争要因により得意先戸数が減少している事業者も一定数存在していると推測され、このような事業の縮小傾向や後継者不足を理由に廃業を検討している事業者も少なからず見られ、要因別の平均得意先増減数の上位に営業権の譲受・譲渡が挙げられている。今後は、自社の顧客のためにも得意先戸数の減少シナリオの前提の下で持続性を保つ事も必要になるものの、新規事業やサービス等への積極的な投資意向を持つ事業者は一部に止まっている。

LPガス料金の透明化については、大規模事業者の料金表の集約化が進んでおらず、また、小規模事業者においては広範な情報開示が容易となるホームページの保有率が低い。また、需要促進や競合エネルギー対応の料金メニューがある事業者は限定的であるため、消費者に選択されるエネルギーとして料金の透明性とともな戦略性も両立させていくことが求められる。

取引適正化について、小売価格の開示や改定の周知、供給開始時における契約内容の周知については概ねガイドラインに従って実施されているが、賃貸型集合住宅のオーナー等に対するLPガス料金の情報提供に関しては、その実施率は十分とは言えないため、その主旨に対する理解を求め、実施の徹底を図る必要がある。さらに、賃貸型集合住宅における消費設備費用の事業者負担の問題は未だ根深いものであるが、液石ワーキンググループでLPガス業界としての今後の方

向性について示されたことを踏まえ、新規取引時における設備費用負担の禁止等を遵守し、より一層の消費者利益の増進に努める必要がある。

第 2 部

L P ガス販売事業者の 経営実態調査

第1章 調査の実施内容

1-1 調査研究の目的

本調査研究は、下記を目的に実施した。

- ・LPガス販売事業者における経営の合理化、近代化を図り、LPガスの低廉で安定的な供給に資する情報を把握するためのLPガス販売事業者の経営実態に関する調査を行う。
- ・LPガス流通価格における透明性の確保や消費者への情報提供のあり方に関する調査を行う。
- ・LPガス業界の取引適正化のための料金構造の改善や今後のLPガス需要の創出等に関わる事項を整理する。

1-2 調査の実施概要

1. LPガス販売事業者の経営実態調査

全国のLPガス販売事業者を対象とし、LPガス販売事業者の販売数量、販売戸数等の経営状況と諸問題等の状況を把握するため、WebおよびFAXによるアンケート調査を実施し、経営状況を分析し、結果をまとめた。

なお、4,613件の回答を得た（回答率28.1％）。

2. 調査項目

(1) 販売事業者の経営実態

- ・組織形態
- ・支配法人の有無
- ・資本金
- ・流通段階区分
- ・経営者の年齢
- ・LPガス事業従事者
- ・小売販売状況（販売数量、得意先戸数、閉栓戸数、配送・保安形態）
- ・得意先の増加および減少要因
- ・LPガス事業のコスト構造
- ・集中監視システムの導入戸数、導入に向けた課題
- ・認定液化石油ガス販売事業者の取得状況
- ・質量販売の実施状況、FRP容器の活用状況

(2) 料金透明化・取引適正化

- ・小売価格状況（価格、料金表の種類等）
- ・料金体系

- ・小売価格の公表方法等
- ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第14条に基づく書面の関連事項
- ・小売価格改定根拠、改定時の周知方法等
- ・原料費調整制度
- ・賃貸型集合住宅における設備費用の負担、費用負担の要求元、LPガス料金への転嫁
- ・新築戸建て住宅における設備費用の負担、費用負担の要求元
- ・配管の所有権
- ・賃貸型集合住宅オーナーや不動産管理会社に対するLPガス料金の情報提供
- ・販売契約解約時の対応状況
- ・需要促進目的や競合エネルギー対応の料金体系

(3) 今後の事業方針

- ・小売価格の低減化意向と課題
- ・LPガス料金の請求、回収
- ・経営環境の変化
- ・投資方針、投資比率
- ・直面する経営課題
- ・今後の事業継続
- ・料金体系
- ・電力小売事業への登録および電力会社との業務提携締結状況
- ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業への影響

(4) 自由回答

- ・近年取り組んでいる事業での創意工夫や活動
- ・意見、要望、提言全般

第2章 販売事業者の経営実態

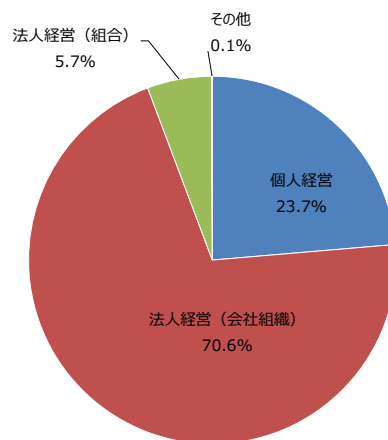
2-1 事業の概要

1. 組織形態別にみた事業者比率

経営組織については、「法人経営（会社組織）」の回答比率が70.6%と、多数を占めている。

【再掲】図表 2-001 組織形態別にみた事業者比率

Q1-1 貴社は次の経営組織の中でどの区分に属しますか



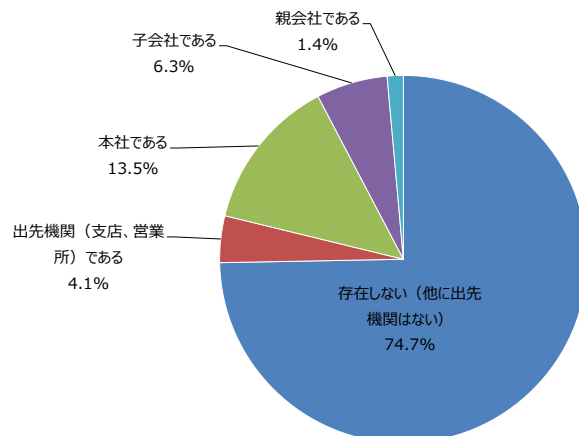
<n=4613>

2. 支配法人の有無

支配法人については、「存在しない」が74.7%と、大部分は独立した組織からの回答となっている。

図表 2-002 支配法人の有無

Q1-2 貴社には支配法人が存在しますか



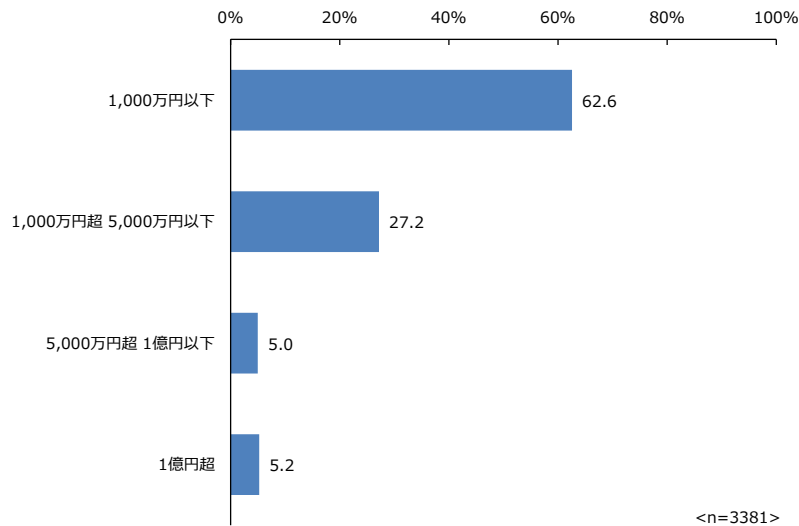
<n=4605>

3. 資本金規模の分布

資本金規模は「1,000万円以下」が62.6%、「1,000万円超 5,000万円以下」が27.2%と、中小企業基本法上の「小売業」での中小企業に相当する事業者が約9割を占めている。

図表 2-003 資本金規模の分布

Q1-3 貴社が法人組織の場合、資本金（出資金）の金額を教えてください

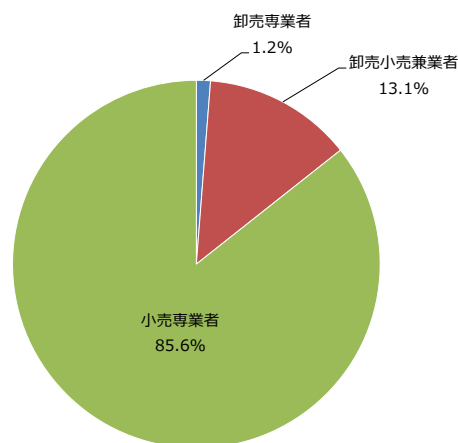


4. 流通段階別にみた事業者比率

流通段階別の事業者比率は「小売専業者」が85.6%と大部分を占めている。

【再掲】図表 2-004 流通段階別にみた事業者比率

Q1-4 貴社はL Pガス流通段階のどの区分に属しますか

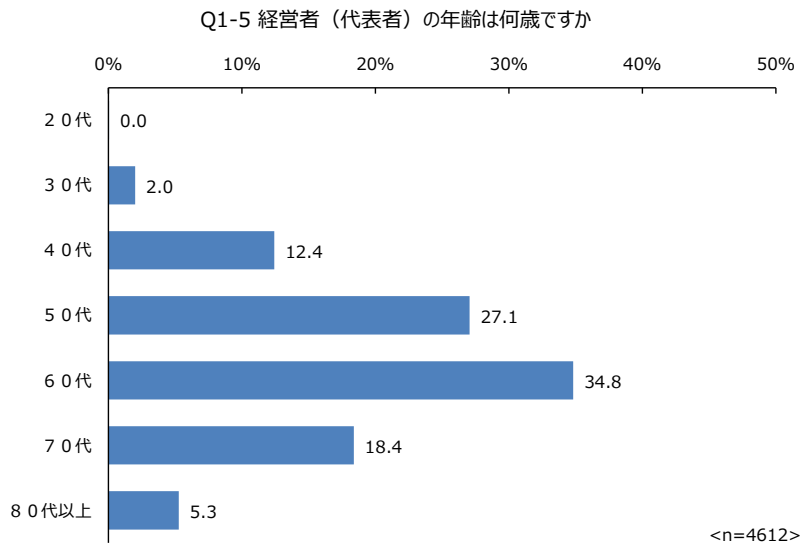


5. 経営者の年齢

(1) 回答者全体

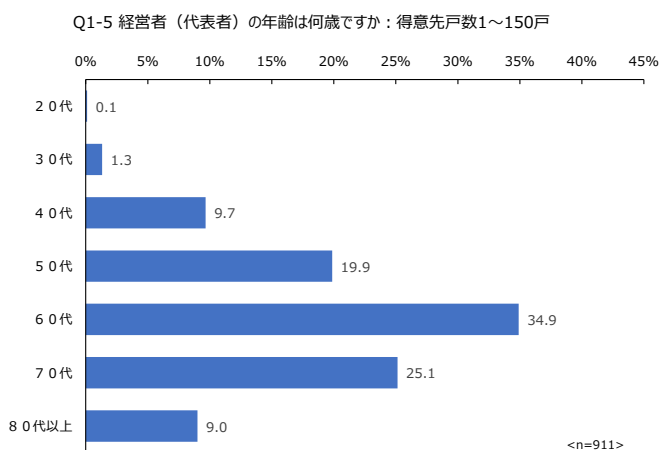
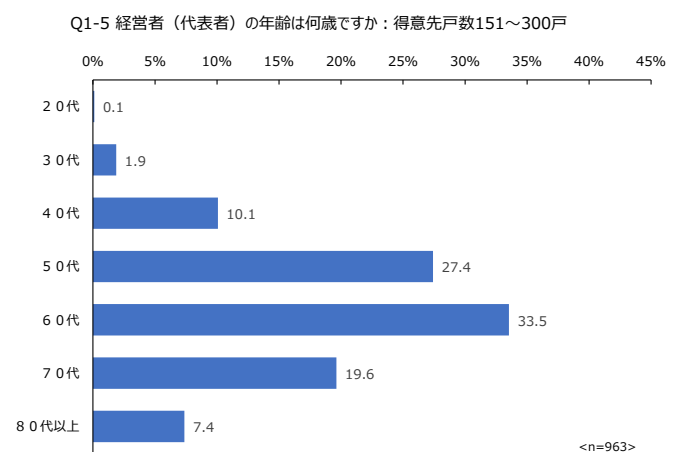
経営者の年齢の分布は、「60代」（34.8%）、「50代」（27.1%）で全体の6割を超え、上記年齢層が中心となっている。

図表 2-005 経営者の年齢



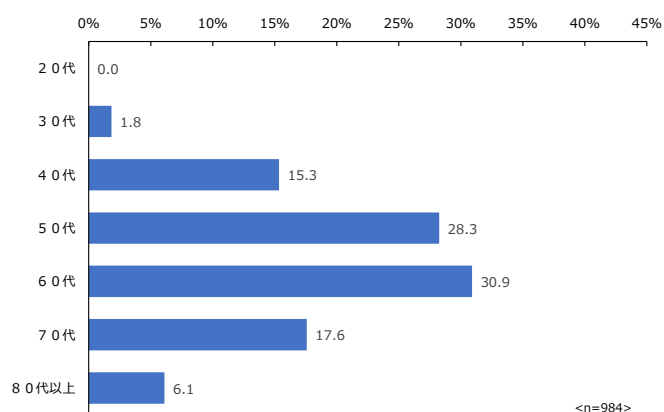
(2) 規模別

規模に拘らず「50代」および「60代」が中心となっているが、小規模事業者ほど「80代以上」の比率が高い傾向にある。

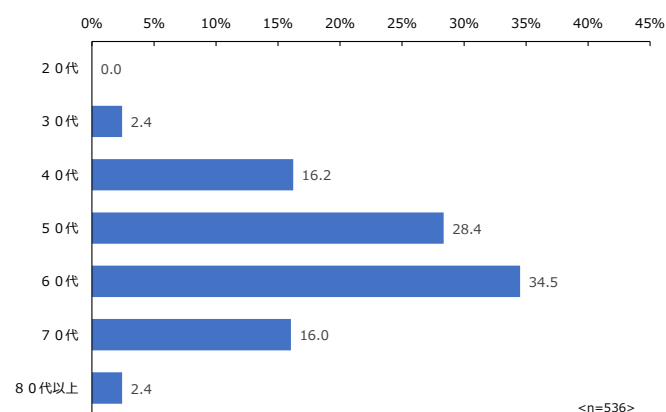
図表 2-006 [規模別] 経営者の年齢
得意先戸数1～150戸図表 2-007 [規模別] 経営者の年齢
得意先戸数151～300戸

図表 2-008 [規模別] 経営者の年齢
得意先戸数 301～600 戸

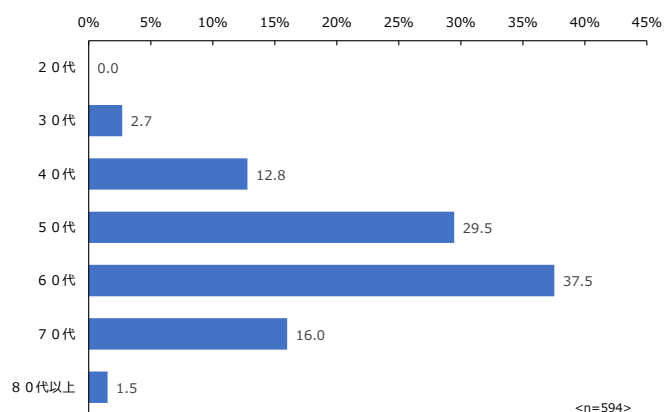
Q1-5 経営者（代表者）の年齢は何歳ですか：得意先戸数301～600戸

図表 2-009 [規模別] 経営者の年齢
得意先戸数 601～1000 戸

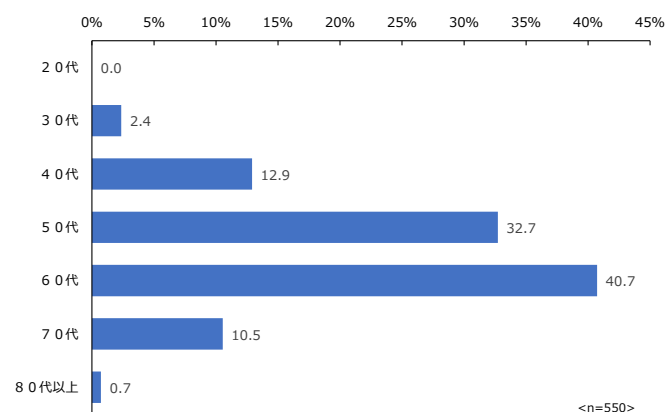
Q1-5 経営者（代表者）の年齢は何歳ですか：得意先戸数601～1000戸

図表 2-010 [規模別] 経営者の年齢
得意先戸数 1001～2500 戸

Q1-5 経営者（代表者）の年齢は何歳ですか：得意先戸数1001～2500戸

図表 2-011 [規模別] 経営者の年齢
得意先戸数 2501 戸～

Q1-5 経営者（代表者）の年齢は何歳ですか：得意先戸数2501戸～

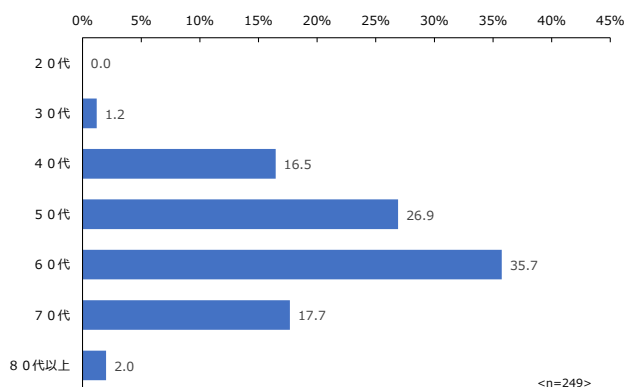


(3) 地域別

地域別の経営者の年齢について、「沖縄」では「40代」が21.7%と他の地域よりも高いが、回答者数が46件と少ないため、地域的な傾向とまでは断定できない。

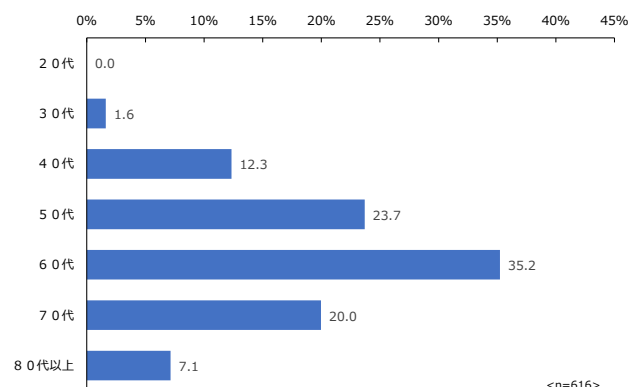
図表 2-012 [地域別] 経営者の年齢 北海道

Q1-5 経営者（代表者）の年齢は何歳ですか：北海道



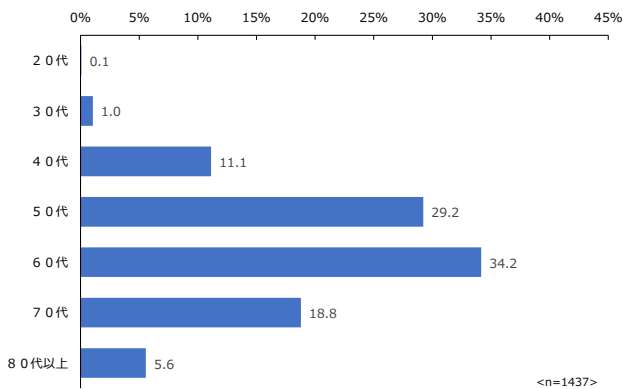
図表 2-013 [地域別] 経営者の年齢 東北

Q1-5 経営者（代表者）の年齢は何歳ですか：東北



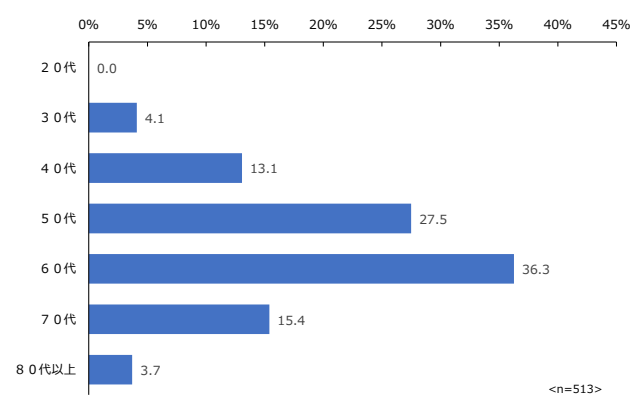
図表 2-014 [地域別] 経営者の年齢 関東

Q1-5 経営者（代表者）の年齢は何歳ですか：関東



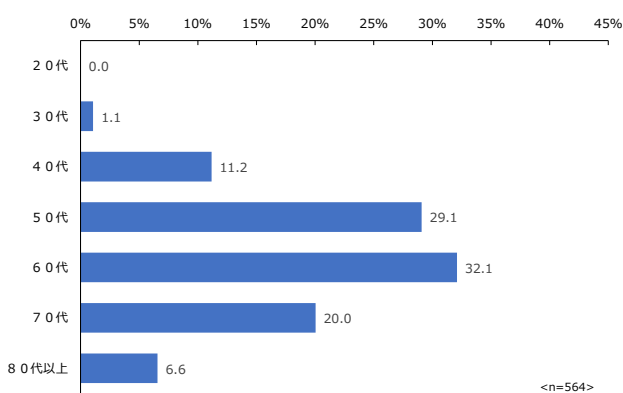
図表 2-015 [地域別] 経営者の年齢 中部

Q1-5 経営者（代表者）の年齢は何歳ですか：中部



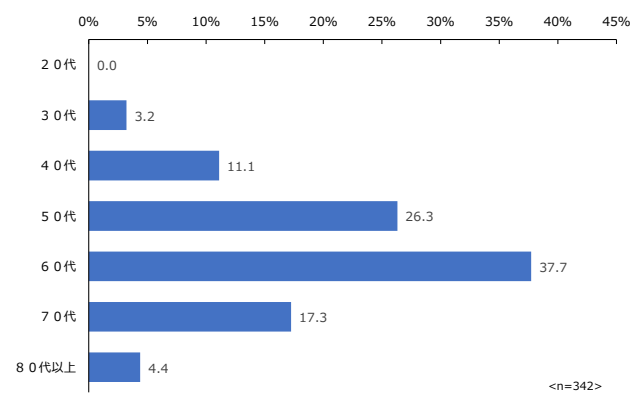
図表 2-016 [地域別] 経営者の年齢 近畿

Q1-5 経営者（代表者）の年齢は何歳ですか：近畿



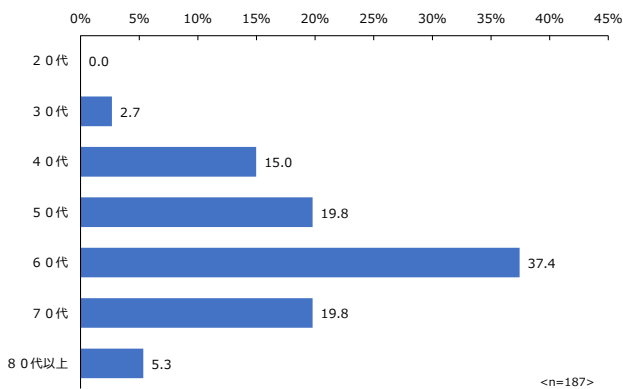
図表 2-017 [地域別] 経営者の年齢 中国

Q1-5 経営者（代表者）の年齢は何歳ですか：中国



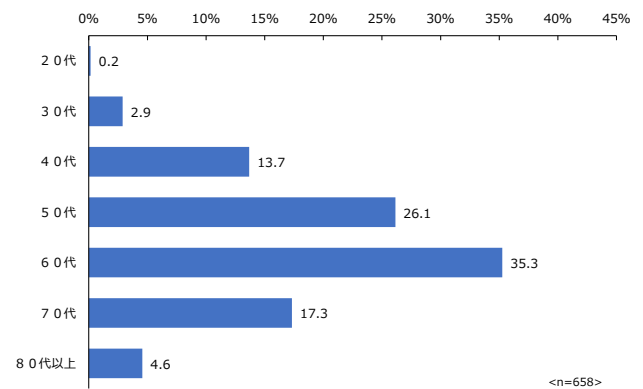
図表 2-018 [地域別] 経営者の年齢 四国

Q1-5 経営者（代表者）の年齢は何歳ですか：四国



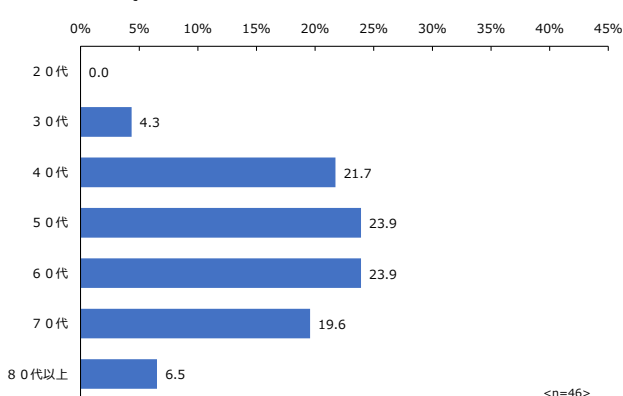
図表 2-019 [地域別] 経営者の年齢 九州

Q1-5 経営者（代表者）の年齢は何歳ですか：九州



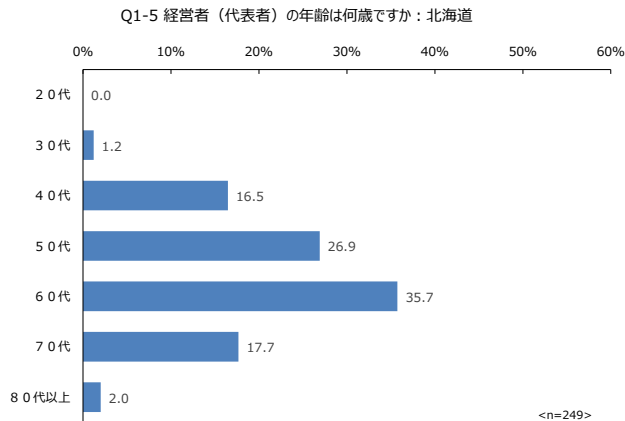
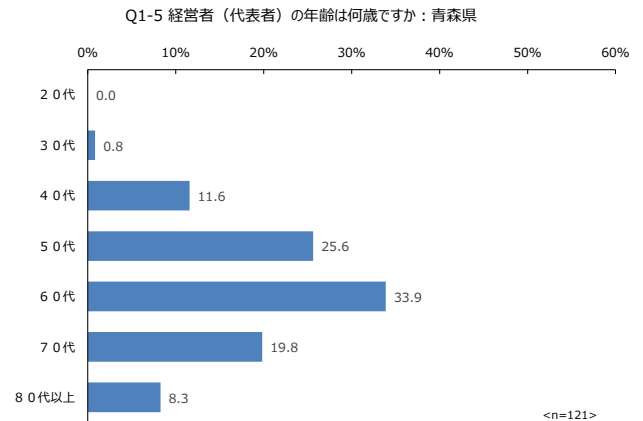
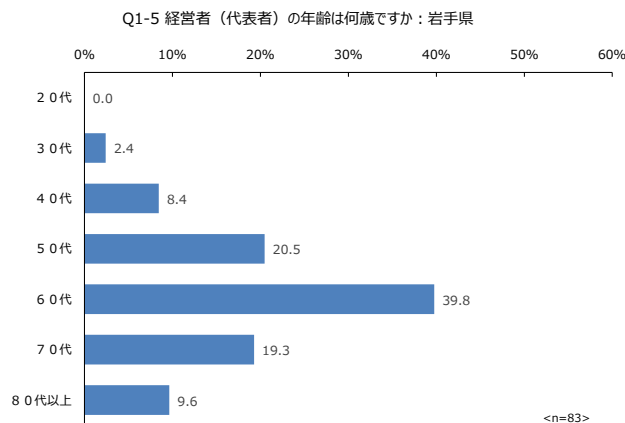
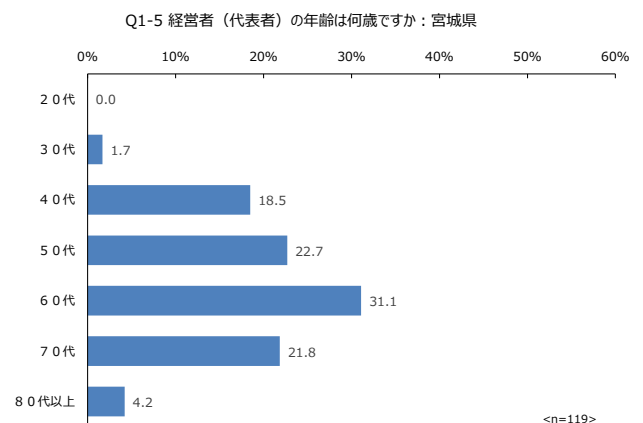
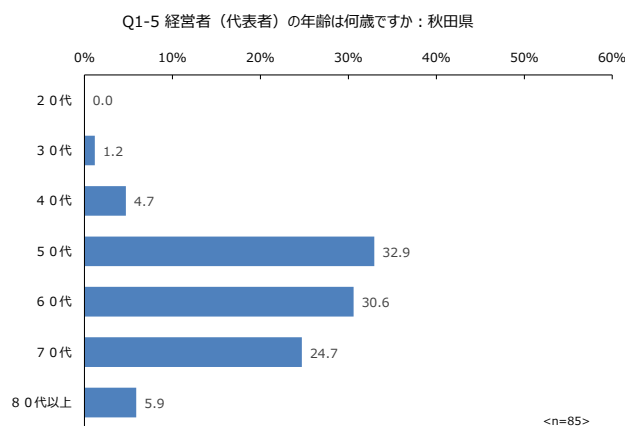
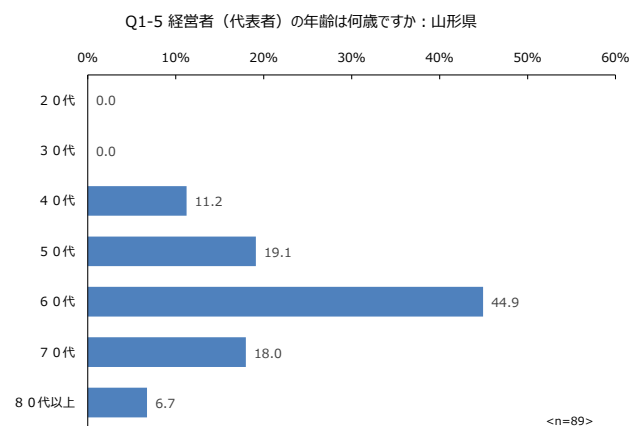
図表 2-020 [地域別] 経営者の年齢 沖縄

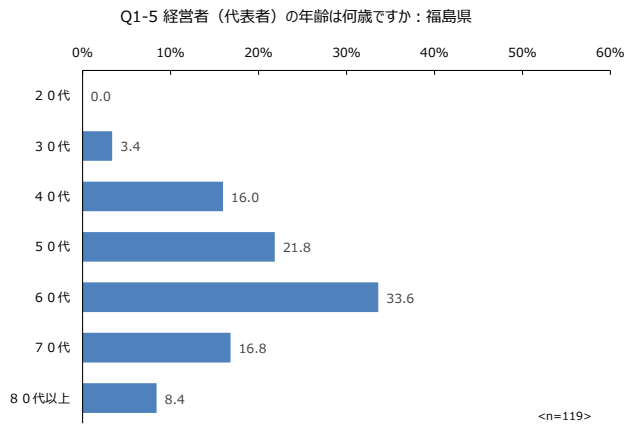
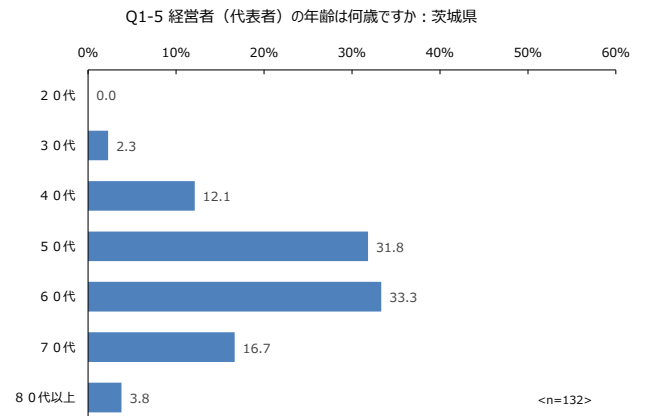
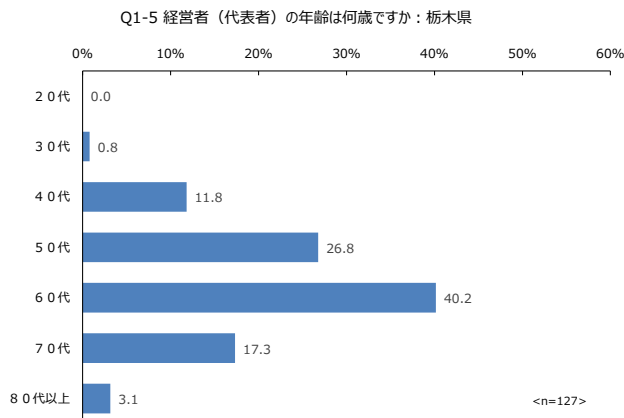
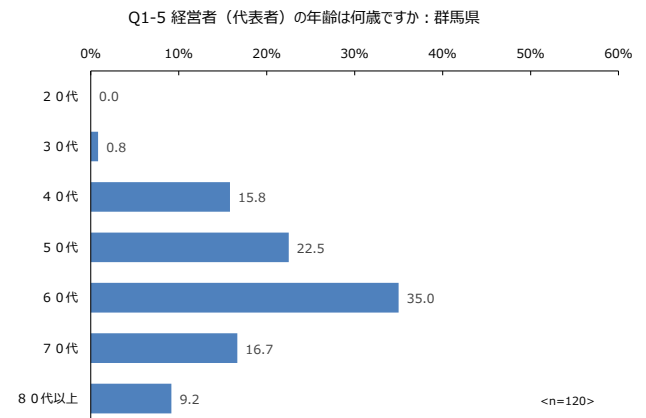
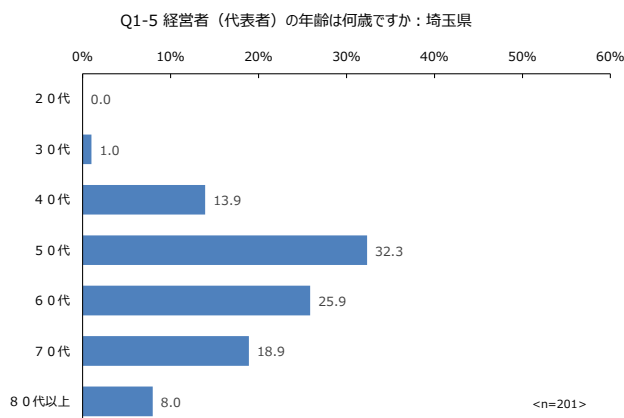
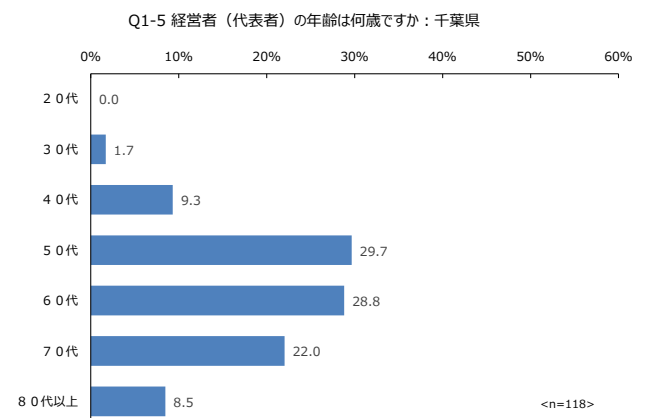
Q1-5 経営者（代表者）の年齢は何歳ですか：沖縄

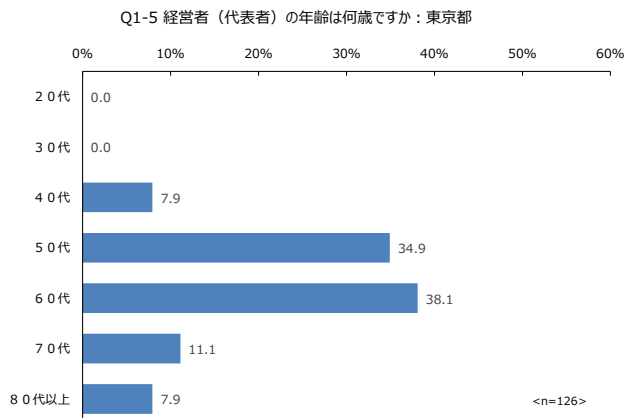
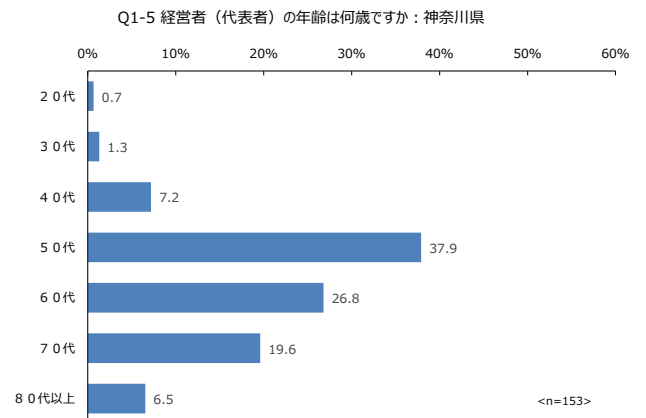
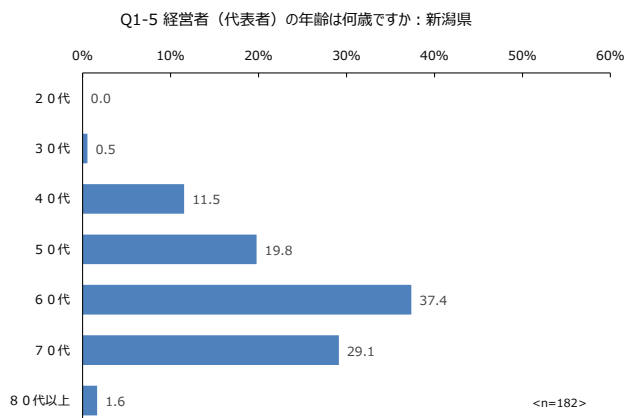
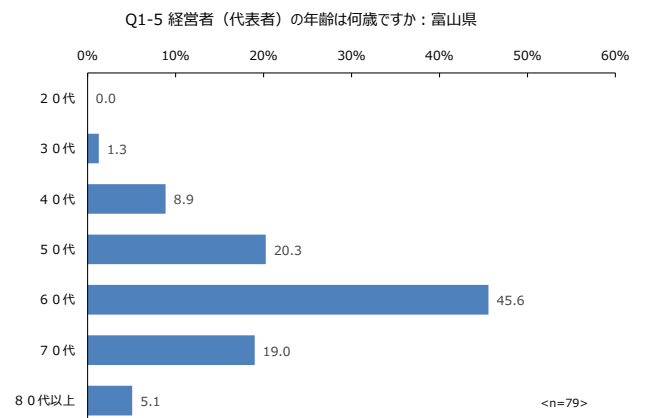
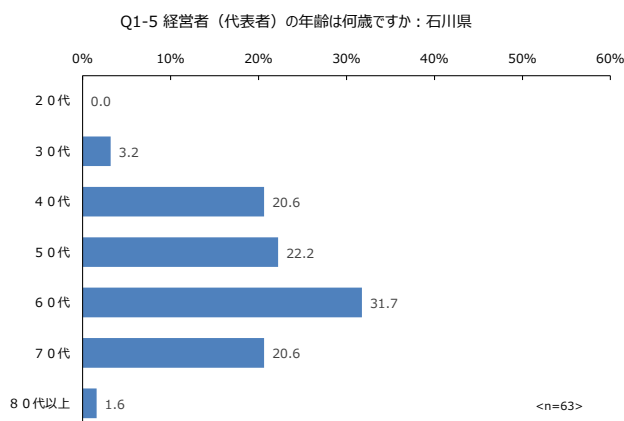
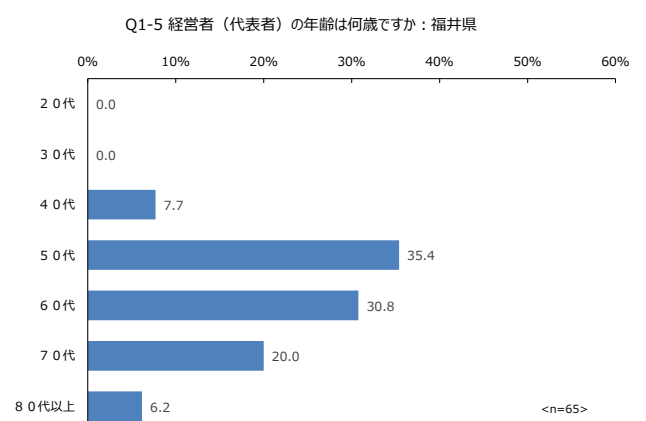


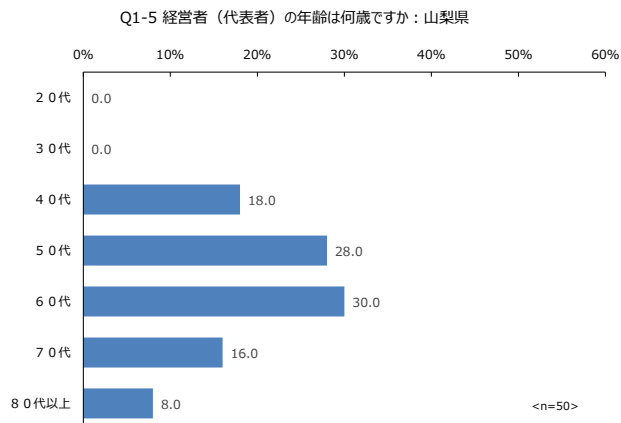
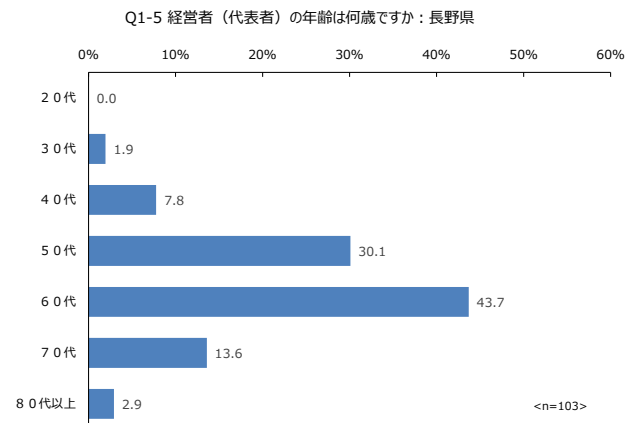
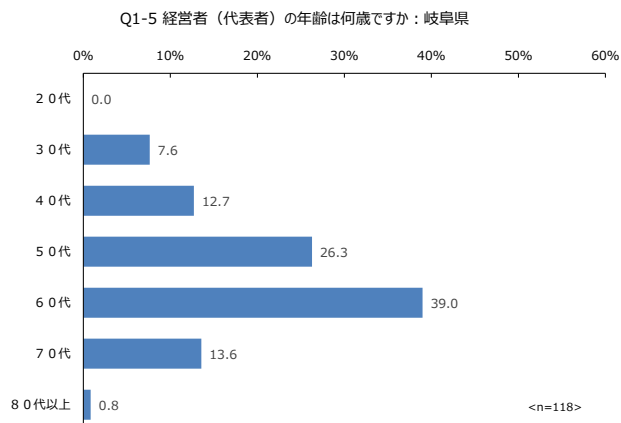
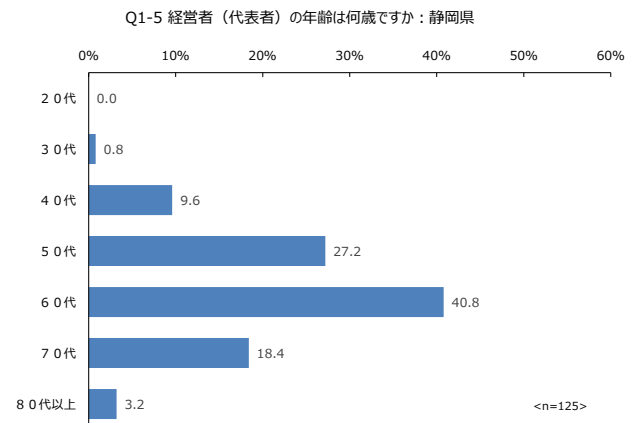
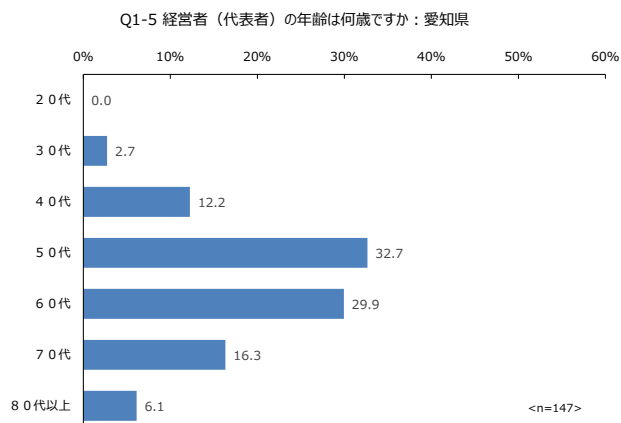
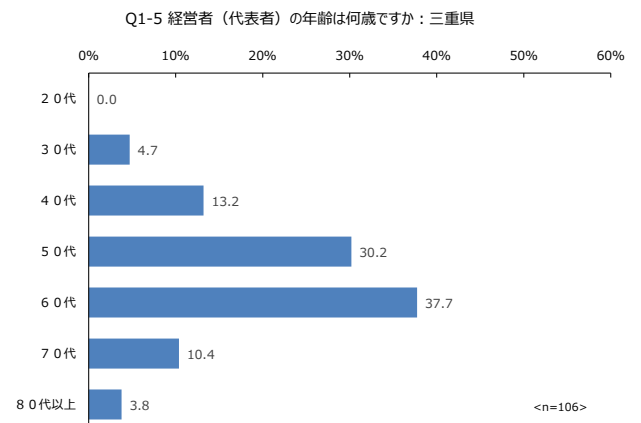
(4) 都道府県別

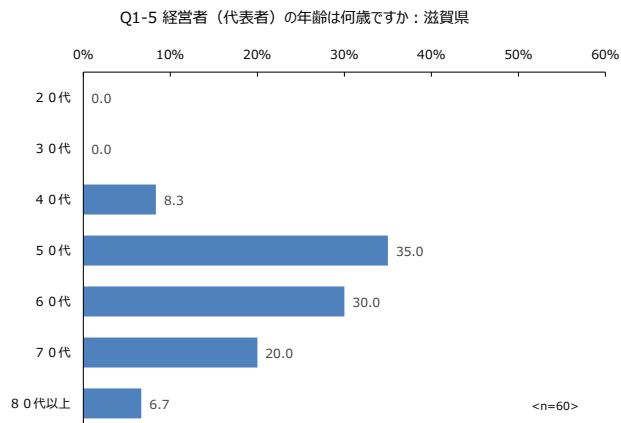
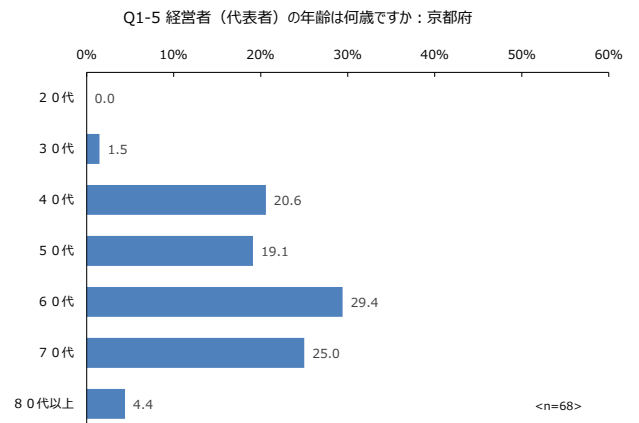
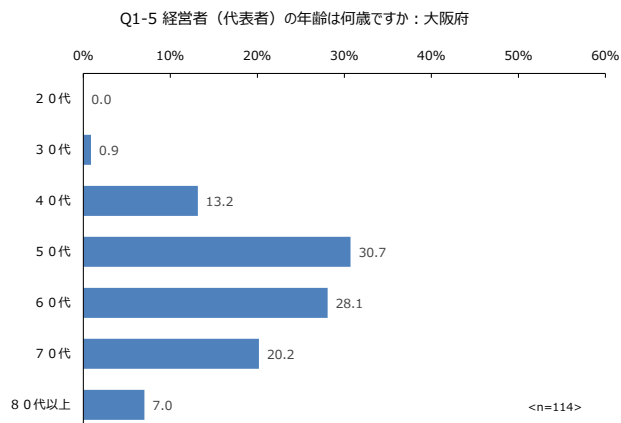
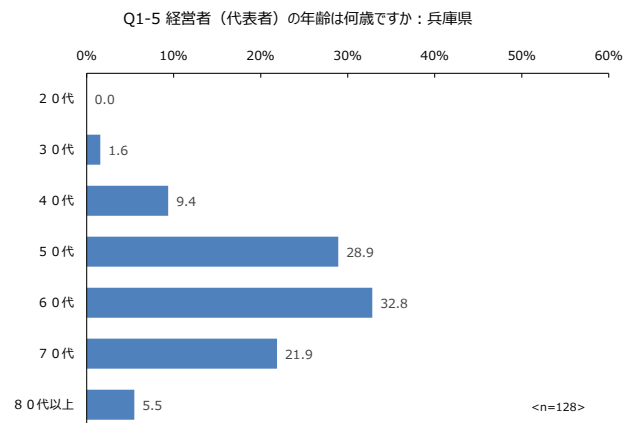
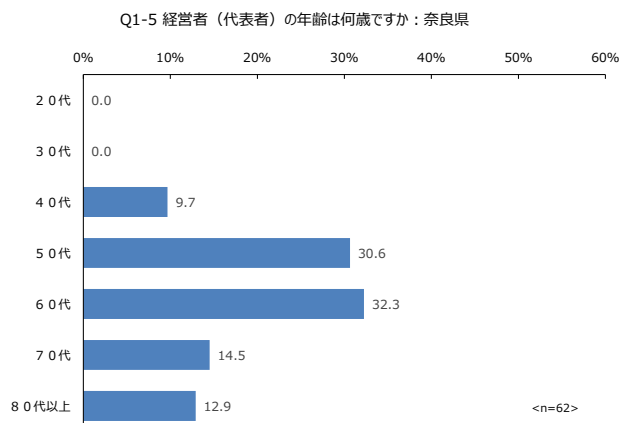
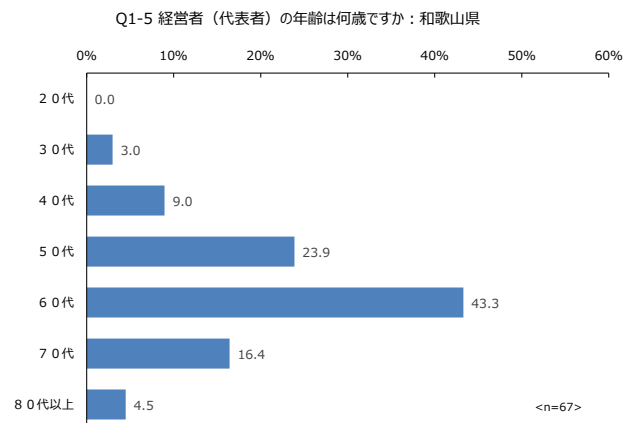
都道府県別の経営者の年齢については、「高知県」では「40代以下」の比率が26.7%と若年層の比率がやや高く、一方、「徳島県」では「70代以上」の比率が42.3%と高齢の経営者の比率がやや高くなっている。

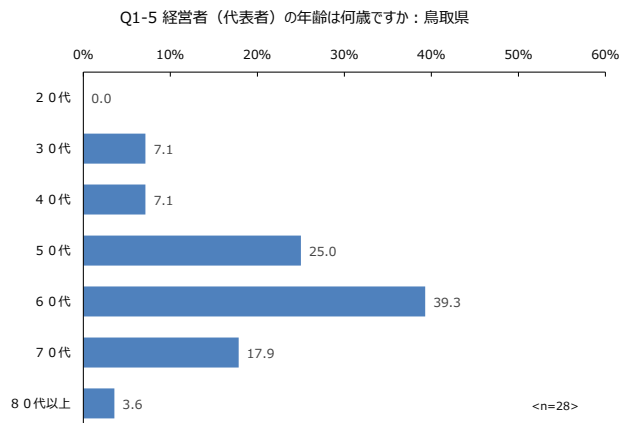
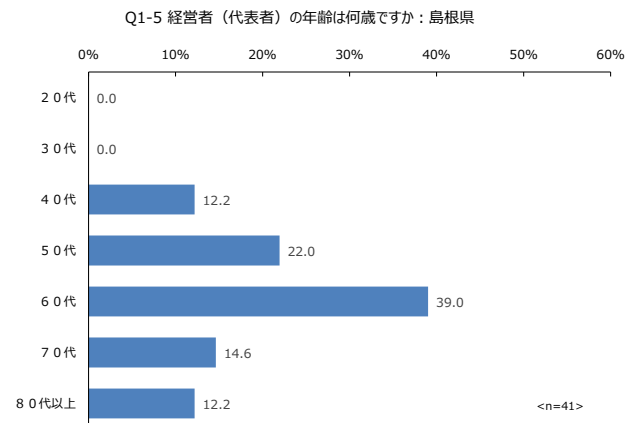
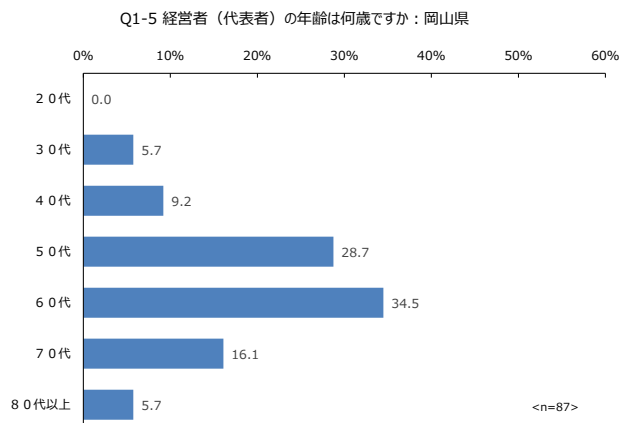
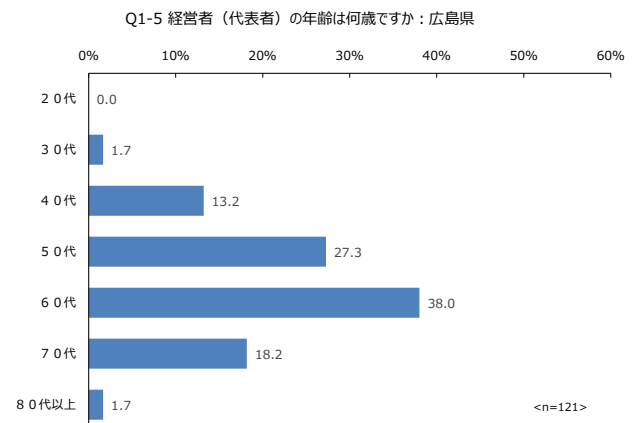
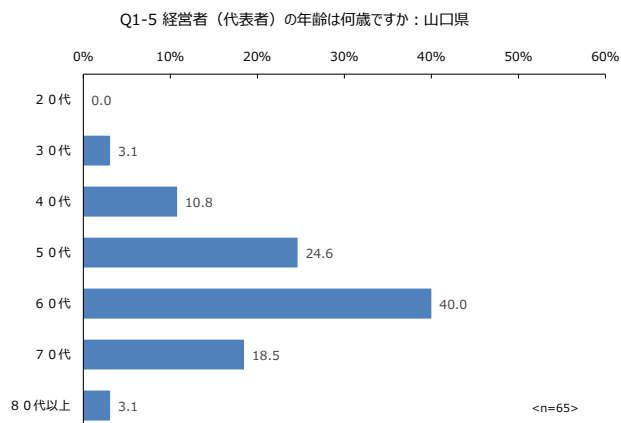
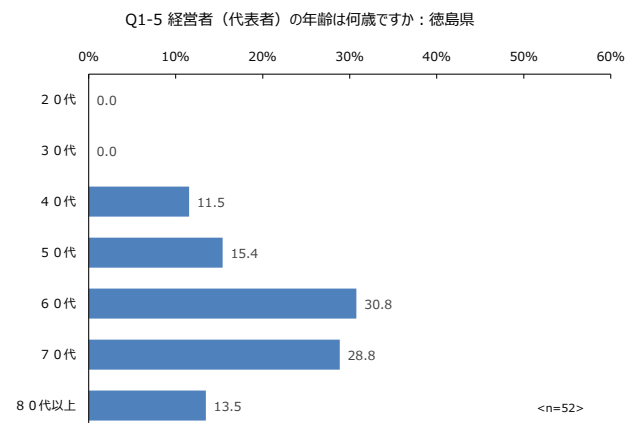
図表 2-021 [都道府県別] 経営者の年齢
北海道図表 2-022 [都道府県別] 経営者の年齢
青森県図表 2-023 [都道府県別] 経営者の年齢
岩手県図表 2-024 [都道府県別] 経営者の年齢
宮城県図表 2-025 [都道府県別] 経営者の年齢
秋田県図表 2-026 [都道府県別] 経営者の年齢
山形県

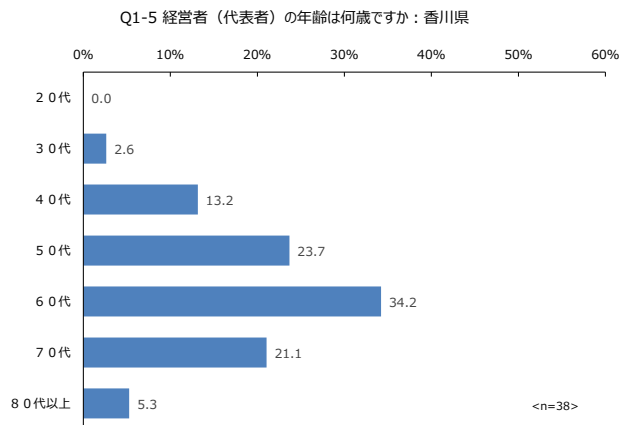
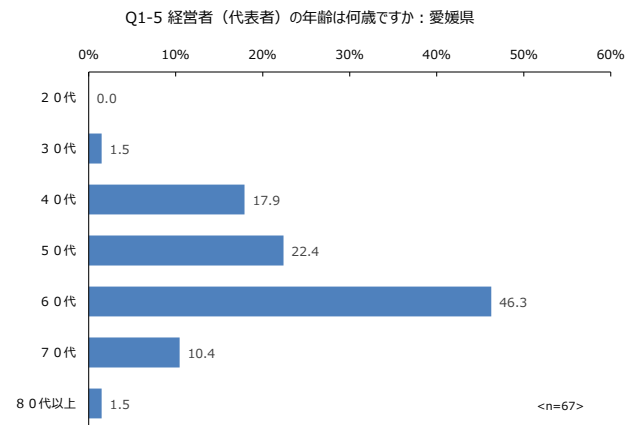
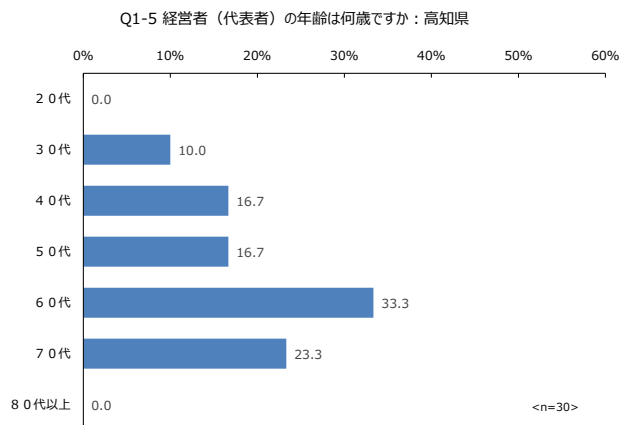
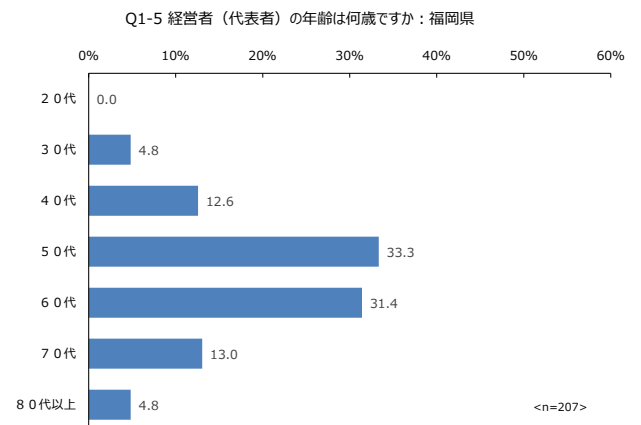
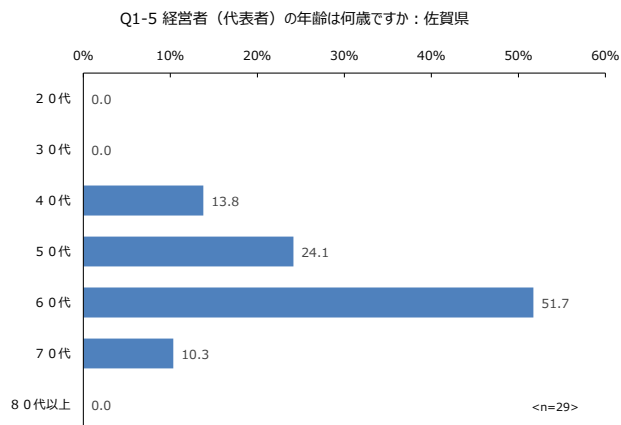
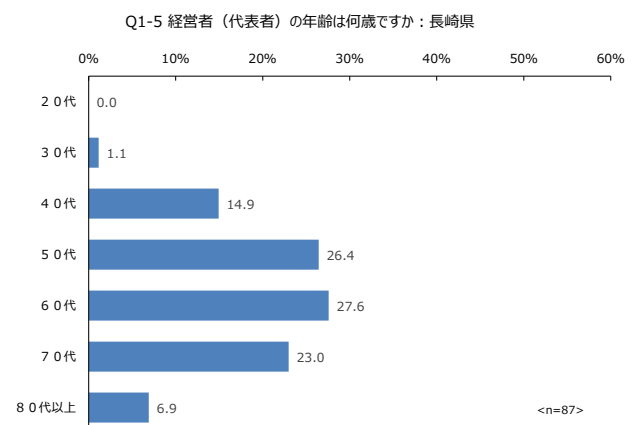
図表 2-027 [都道府県別] 経営者の年齢
福島県図表 2-028 [都道府県別] 経営者の年齢
茨城県図表 2-029 [都道府県別] 経営者の年齢
栃木県図表 2-030 [都道府県別] 経営者の年齢
群馬県図表 2-031 [都道府県別] 経営者の年齢
埼玉県図表 2-032 [都道府県別] 経営者の年齢
千葉県

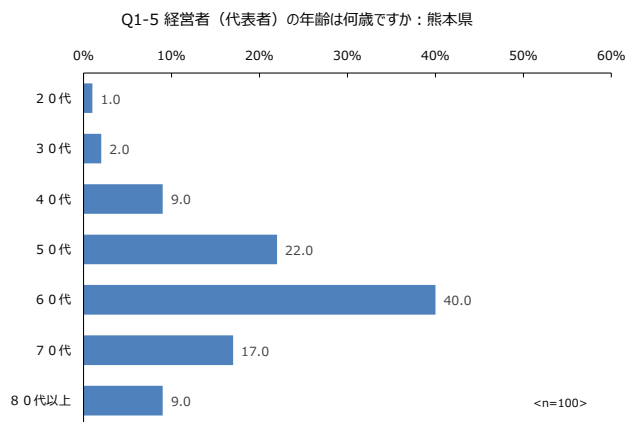
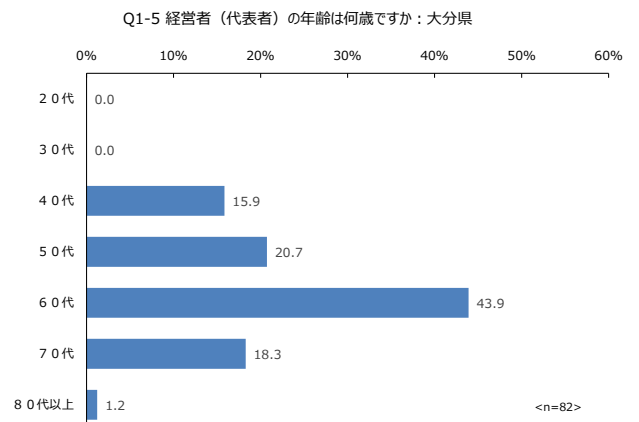
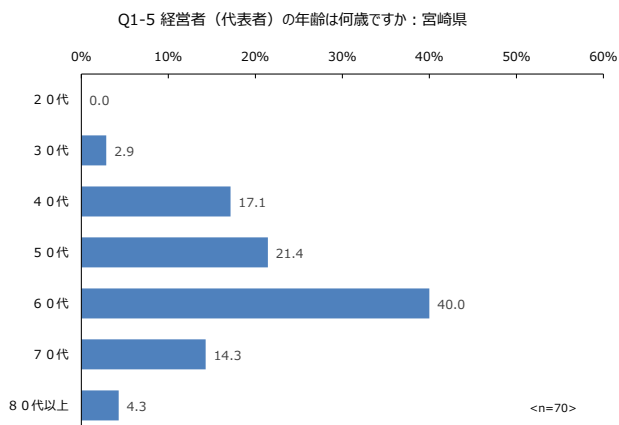
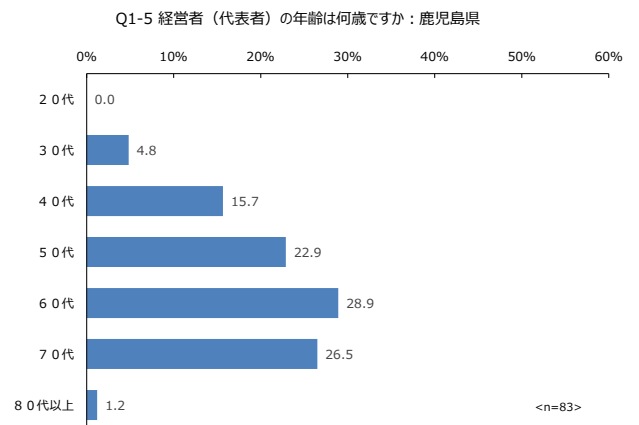
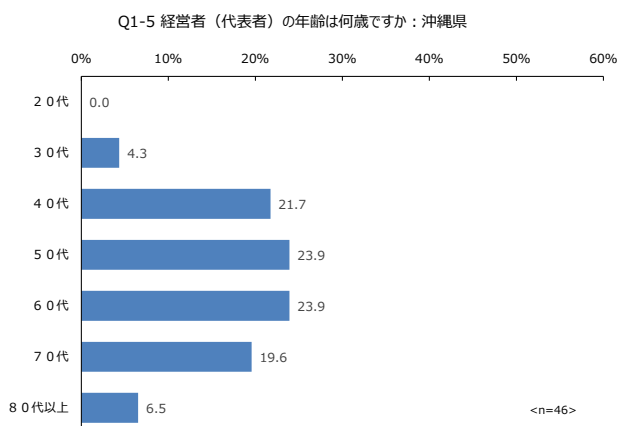
図表 2-033 〔都道府県別〕 経営者の年齢
東京都図表 2-034 〔都道府県別〕 経営者の年齢
神奈川県図表 2-035 〔都道府県別〕 経営者の年齢
新潟県図表 2-036 〔都道府県別〕 経営者の年齢
富山県図表 2-037 〔都道府県別〕 経営者の年齢
石川県図表 2-038 〔都道府県別〕 経営者の年齢
福井県

図表 2-039 〔都道府県別〕 経営者の年齢
山梨県図表 2-040 〔都道府県別〕 経営者の年齢
長野県図表 2-041 〔都道府県別〕 経営者の年齢
岐阜県図表 2-042 〔都道府県別〕 経営者の年齢
静岡県図表 2-043 〔都道府県別〕 経営者の年齢
愛知県図表 2-044 〔都道府県別〕 経営者の年齢
三重県

図表 2-045 [都道府県別] 経営者の年齢
滋賀県図表 2-046 [都道府県別] 経営者の年齢
京都府図表 2-047 [都道府県別] 経営者の年齢
大阪府図表 2-048 [都道府県別] 経営者の年齢
兵庫県図表 2-049 [都道府県別] 経営者の年齢
奈良県図表 2-050 [都道府県別] 経営者の年齢
和歌山県

図表 2-051 〔都道府県別〕 経営者の年齢
鳥取県図表 2-052 〔都道府県別〕 経営者の年齢
島根県図表 2-053 〔都道府県別〕 経営者の年齢
岡山県図表 2-054 〔都道府県別〕 経営者の年齢
広島県図表 2-055 〔都道府県別〕 経営者の年齢
山口県図表 2-056 〔都道府県別〕 経営者の年齢
徳島県

図表 2-057 [都道府県別] 経営者の年齢
香川県図表 2-058 [都道府県別] 経営者の年齢
愛媛県図表 2-059 [都道府県別] 経営者の年齢
高知県図表 2-060 [都道府県別] 経営者の年齢
福岡県図表 2-061 [都道府県別] 経営者の年齢
佐賀県図表 2-062 [都道府県別] 経営者の年齢
長崎県

図表 2-063 [都道府県別] 経営者の年齢
熊本県図表 2-064 [都道府県別] 経営者の年齢
大分県図表 2-065 [都道府県別] 経営者の年齢
宮崎県図表 2-066 [都道府県別] 経営者の年齢
鹿児島県図表 2-067 [都道府県別] 経営者の年齢
沖縄県

6. LPガス事業従事者数

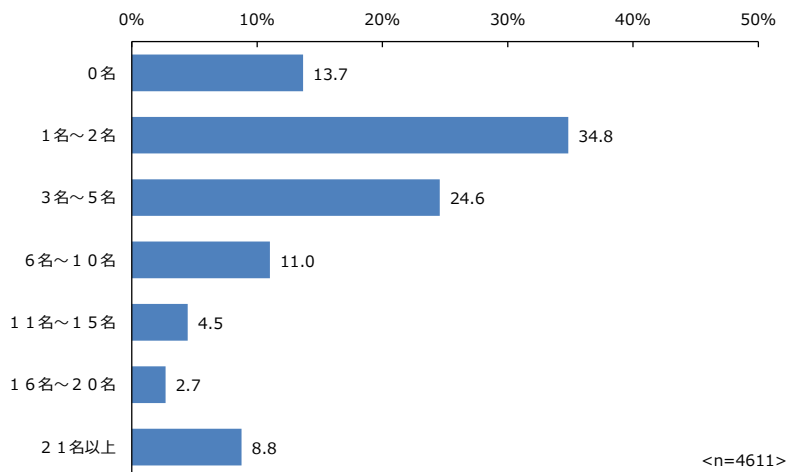
(1) 経営者（代表者・家族）以外の従事者数

① 回答者全体

LPガス事業の従事者について、「0名」の回答は13.7%に止まり、「1名～2名」（34.8%）や「3名～5名」（24.6%）を中心に、大部分の事業者が従業員を雇用している。

【再掲】図表 2-068 経営者以外の従事者数

Q1-6 経営者（代表者・ご家族）以外にLPガス事業に従事している従業員（役員・パート・アルバイト含む）は何名ですか

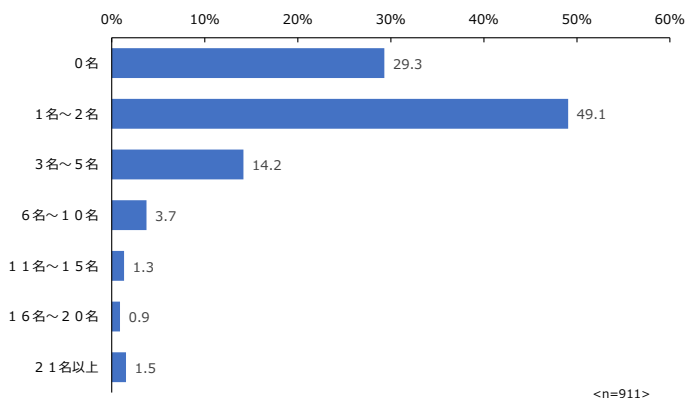


② 規模別

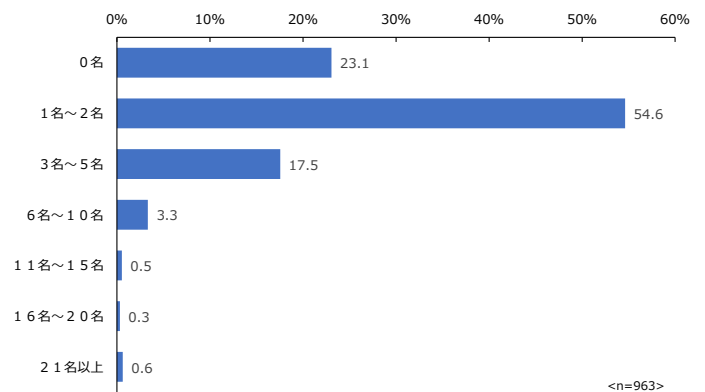
当然の事ながら、大規模な事業者ほどLPガス事業の従事者数も多く、得意先戸数が1000戸を超える事業者では、「0名」の回答はほぼ見られない。半面、得意先戸数が300戸以下の小規模事業者においても、従業者数「1名～2名」の事業者が半数前後を占めており、業況悪化時において、減額が困難な人件費の負担が懸念される。

図表 2-069 [規模別] 経営者以外の従事者数
得意先戸数1～150戸

Q1-6 経営者（代表者・ご家族）以外にLPガス事業に従事している従業員（役員・パート・アルバイト含む）は何名ですか：得意先戸数1～150戸

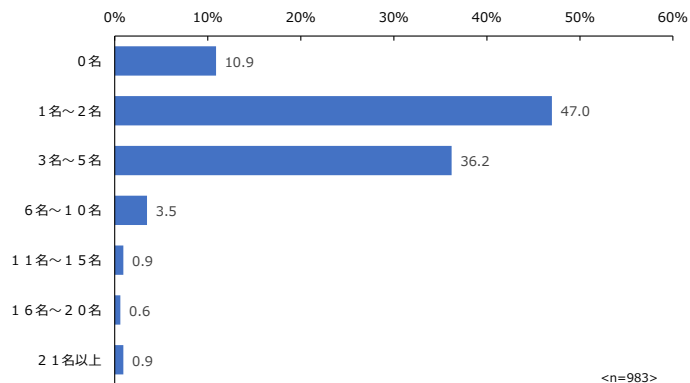
図表 2-070 [規模別] 経営者以外の従事者数
得意先戸数151～300戸

Q1-6 経営者（代表者・ご家族）以外にLPガス事業に従事している従業員（役員・パート・アルバイト含む）は何名ですか：得意先戸数151～300戸

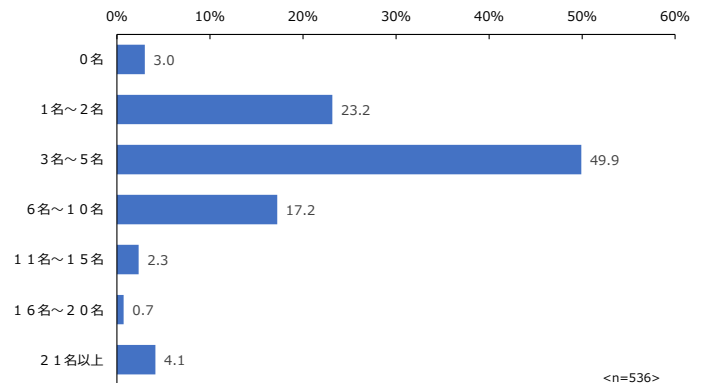


図表 2-071 [規模別] 経営者以外の従事者数
得意先戸数 301～600 戸

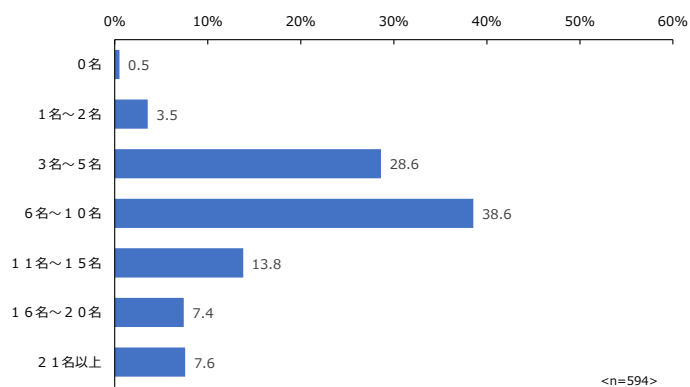
Q1-6 経営者（代表者・ご家族）以外に L Pガス事業に従事している従業員（役員・パート・アルバイト含む）は何名ですか：得意先戸数301～600戸

図表 2-072 [規模別] 経営者以外の従事者数
得意先戸数 601～1000 戸

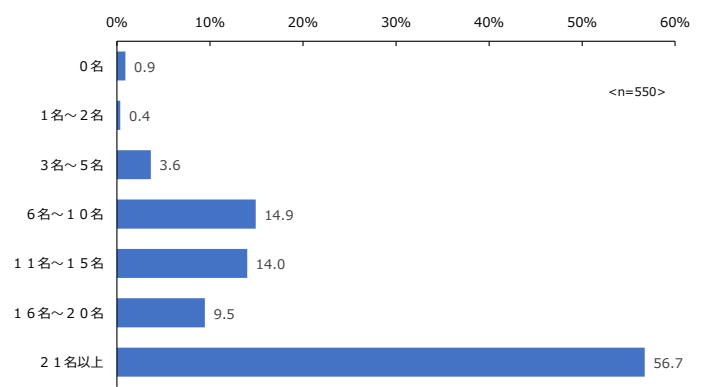
Q1-6 経営者（代表者・ご家族）以外に L Pガス事業に従事している従業員（役員・パート・アルバイト含む）は何名ですか：得意先戸数601～1000戸

図表 2-073 [規模別] 経営者以外の従事者数
得意先戸数 1001～2500 戸

Q1-6 経営者（代表者・ご家族）以外に L Pガス事業に従事している従業員（役員・パート・アルバイト含む）は何名ですか：得意先戸数1001～2500戸

図表 2-074 [規模別] 経営者以外の従事者数
得意先戸数 2501 戸～

Q1-6 経営者（代表者・ご家族）以外に L Pガス事業に従事している従業員（役員・パート・アルバイト含む）は何名ですか：得意先戸数2501戸～



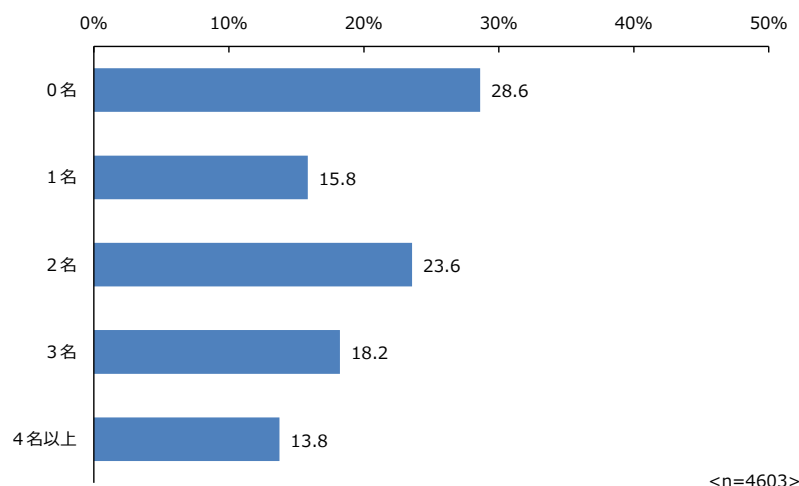
(2) 家族の従事者数

① 回答者全体

家族の従事者数について、1名以上の回答が約7割を占め、全体として大多数の事業者における家族経営の姿が窺われる。

【再掲】図表 2-075 家族の従事者数

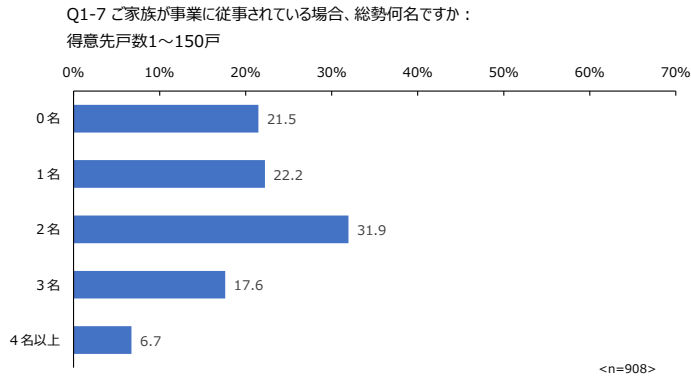
Q1-7 ご家族が事業に従事されている場合、総勢何名ですか



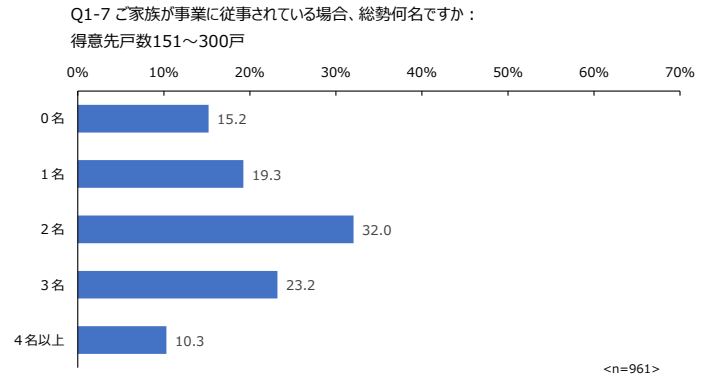
②規模別

得意先戸数が600戸以下の事業者において、家族が従事しているとの回答比率が8割前後と、より一層、家族経営の様相が色濃くなっている。

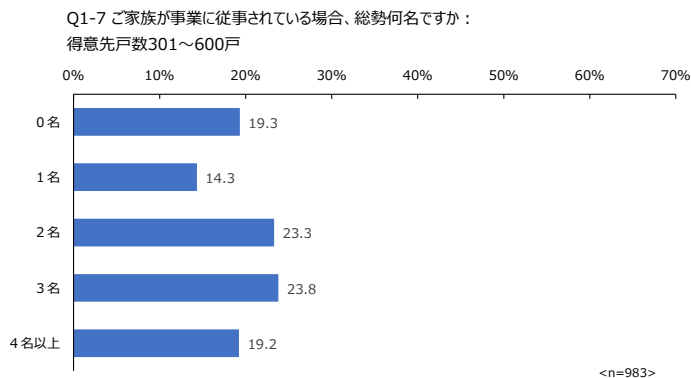
図表 2-076 [規模別] 家族の従事者数
得意先戸数 1～150 戸



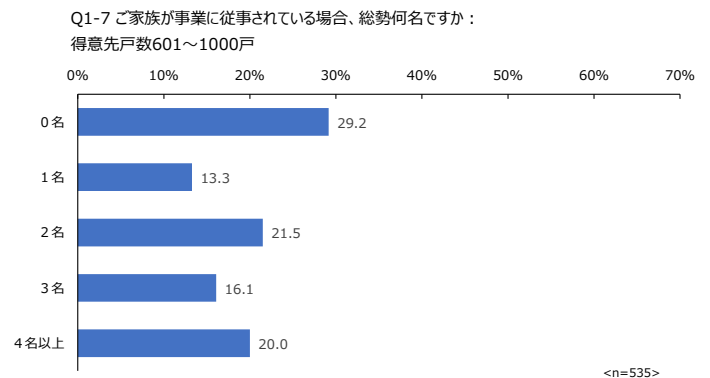
図表 2-077 [規模別] 家族の従事者数
得意先戸数 151～300 戸



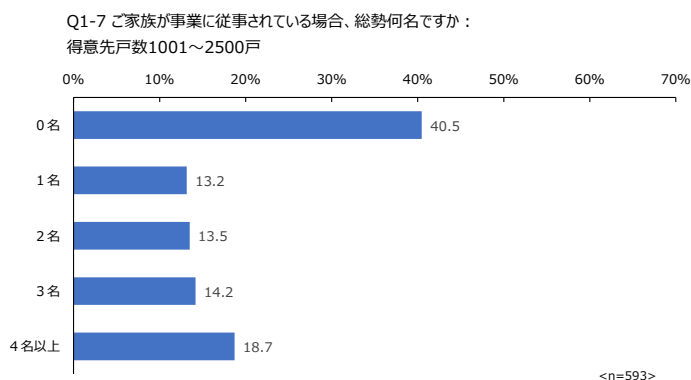
図表 2-078 [規模別] 家族の従事者数
得意先戸数 301～600 戸



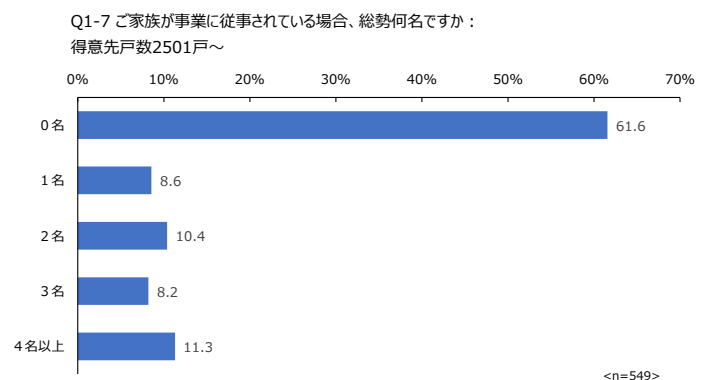
図表 2-079 [規模別] 家族の従事者数
得意先戸数 601～1000 戸



図表 2-080 [規模別] 家族の従事者数
得意先戸数 1001～2500 戸



図表 2-081 [規模別] 家族の従事者数
得意先戸数 2501 戸～



2-2 小売販売の状況

1. LPガス年間小売販売数量

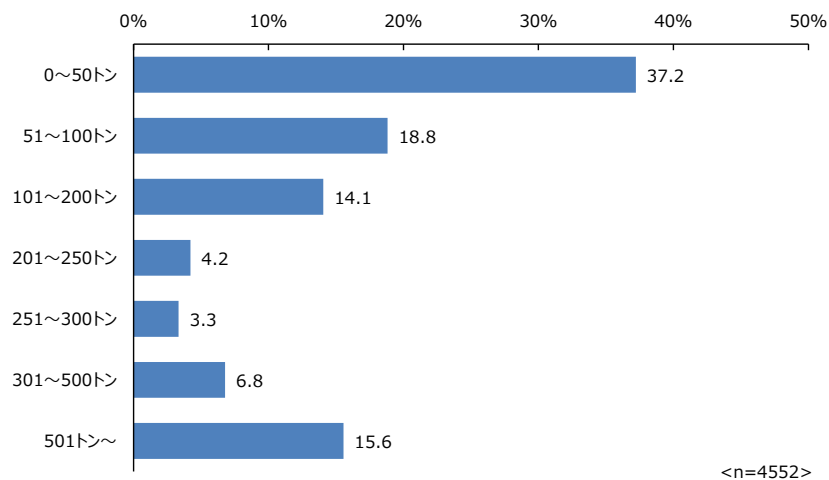
(1) 家庭・業務用

① 回答者全体

家庭・業務用の年間小売販売数量については、「0～50トン」が37.2%、「51～100トン」が18.8%と、両方で過半数を占めている。一方で、「501トン～」が15.6%で続いており、二極化傾向が見られる。

図表 2-082 LPガス年間小売販売数量（家庭・業務用）

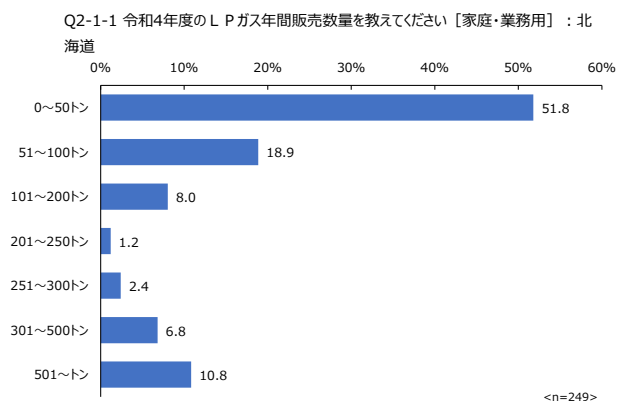
Q2-1-1 令和4年度のLPガス年間販売数量を教えてください【家庭・業務用】



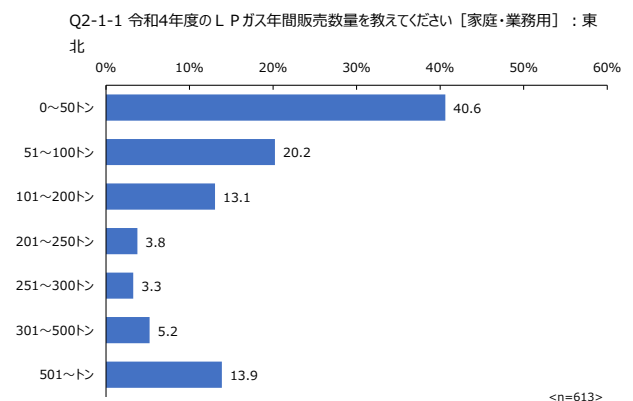
② 地域別

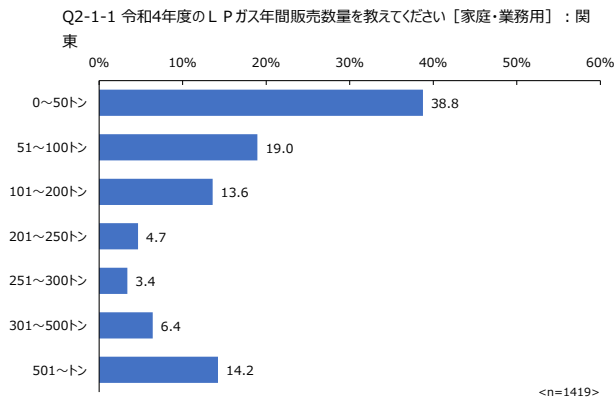
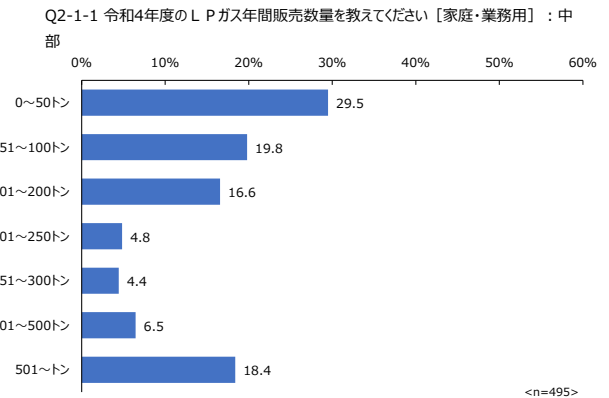
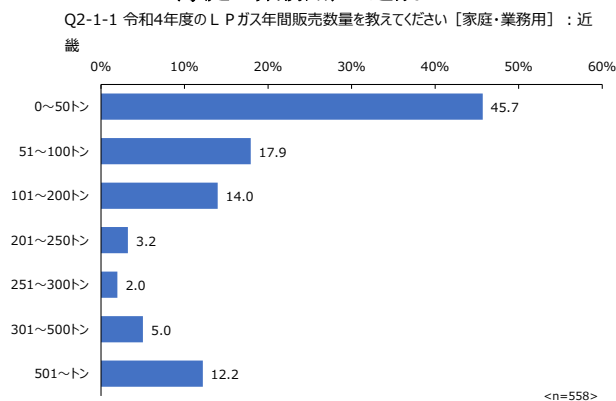
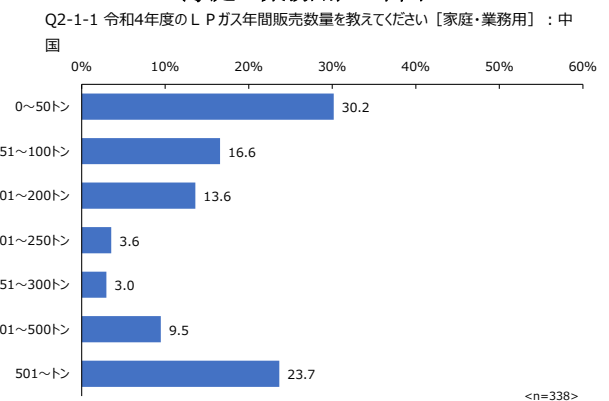
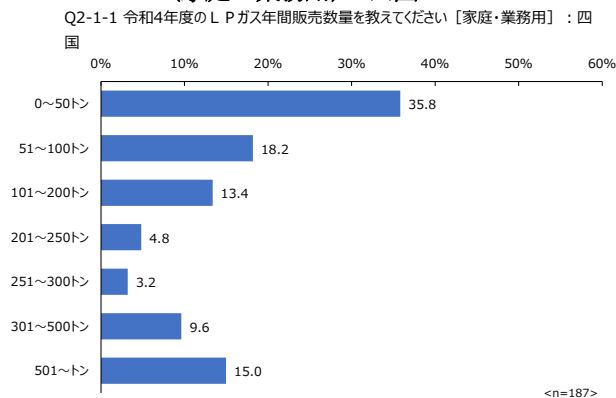
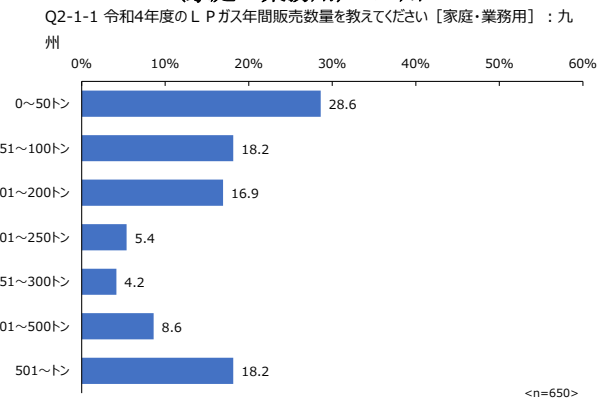
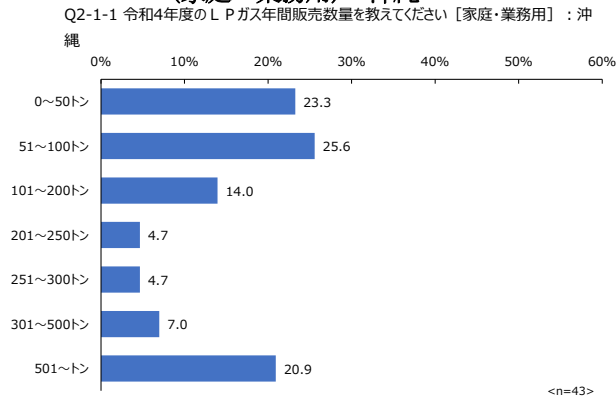
地域別でも回答者全体と同様の傾向が見られるが、「北海道」では、100トン以下の比率が7割近くを占め、給湯や暖房需要が灯油で賄われていることが推測される結果となっている。

図表 2-083 [地域別] LPガス年間小売販売数量
（家庭・業務用） 北海道



図表 2-084 [地域別] LPガス年間小売販売数量
（家庭・業務用） 東北



図表 2-085 [地域別] L Pガス年間小売販売数量
(家庭・業務用) 関東図表 2-086 [地域別] L Pガス年間小売販売数量
(家庭・業務用) 中部図表 2-087 [地域別] L Pガス年間小売販売数量
(家庭・業務用) 近畿図表 2-088 [地域別] L Pガス年間小売販売数量
(家庭・業務用) 中国図表 2-089 [地域別] L Pガス年間小売販売数量
(家庭・業務用) 四国図表 2-090 [地域別] L Pガス年間小売販売数量
(家庭・業務用) 九州図表 2-091 [地域別] L Pガス年間小売販売数量
(家庭・業務用) 沖縄

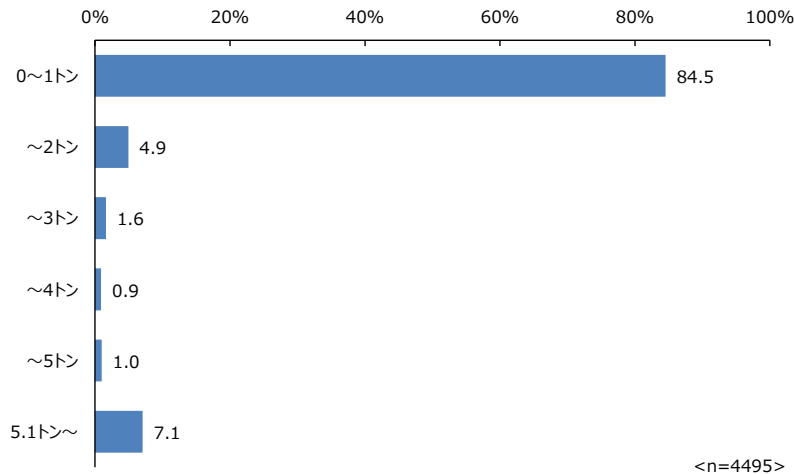
(2) 質量販売

①回答者全体

質量販売における年間小売販売数量については、「0～1トン」が84.5%と大部分を占めている。後述の通り、質量販売に積極的な事業者数は少なく、各事業者の質量販売に対する方針が大きく影響しているものと思われる。

図表 2-092 LPガス年間小売販売数量（質量販売）

Q2-1-2 令和4年度のLPガス年間販売数量を教えてください【質量販売】

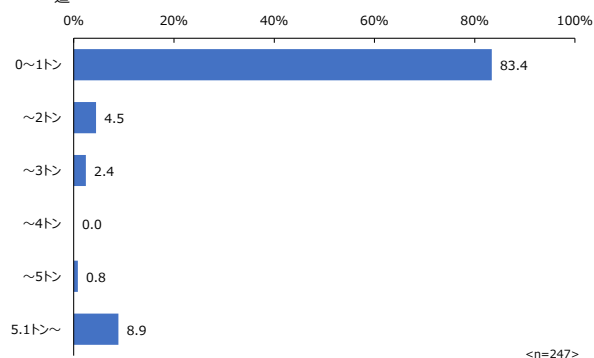


②地域別

地域別についても、各地域「0～1トン」が大部分を占め、地域的な特性は見られず、回答者全体と同様の結果となっている。

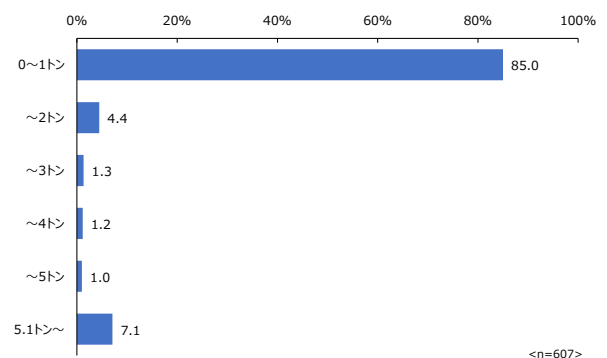
図表 2-093 〔地域別〕LPガス年間小売販売数量（質量販売） 北海道

Q2-1-2 令和4年度のLPガス年間販売数量を教えてください【質量販売】：北海道



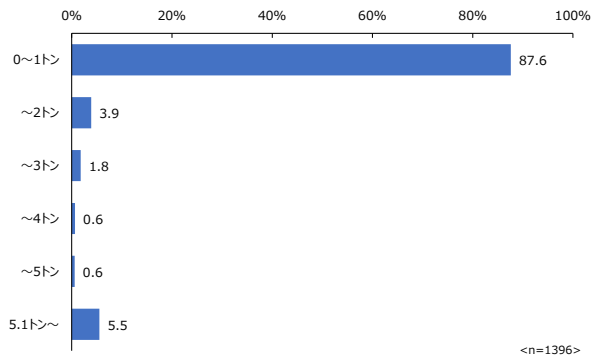
図表 2-094 〔地域別〕LPガス年間小売販売数量（質量販売） 東北

Q2-1-2 令和4年度のLPガス年間販売数量を教えてください【質量販売】：東北

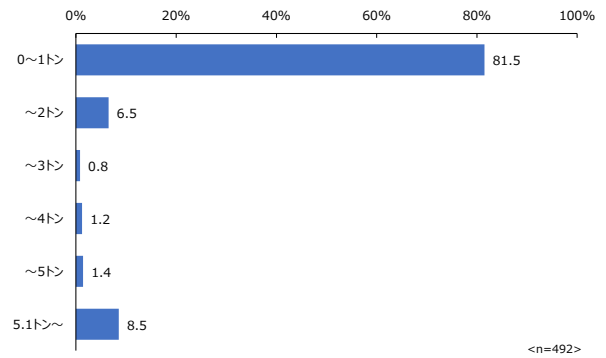


図表 2-095 [地域別] L Pガス年間小売販売数量
(質量販売) 関東

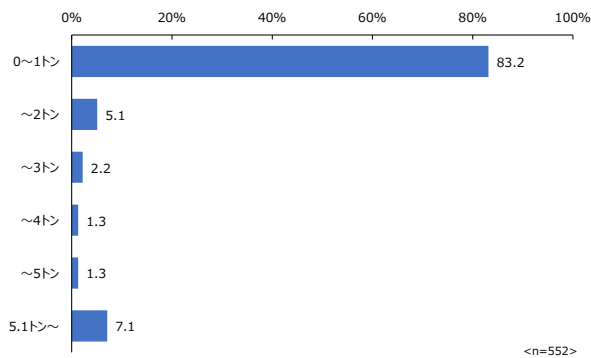
Q2-1-2 令和4年度のL Pガス年間販売数量を教えてください【質量販売】：関東

図表 2-096 [地域別] L Pガス年間小売販売数量
(質量販売) 中部

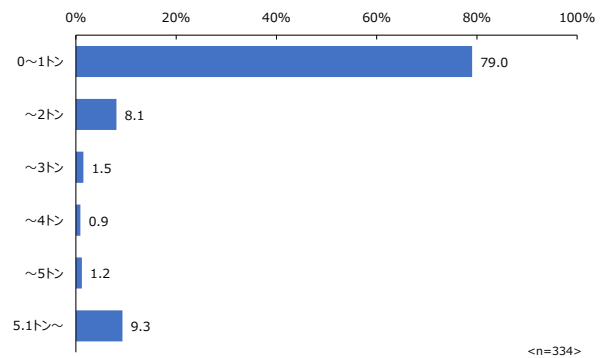
Q2-1-2 令和4年度のL Pガス年間販売数量を教えてください【質量販売】：中部

図表 2-097 [地域別] L Pガス年間小売販売数量
(質量販売) 近畿

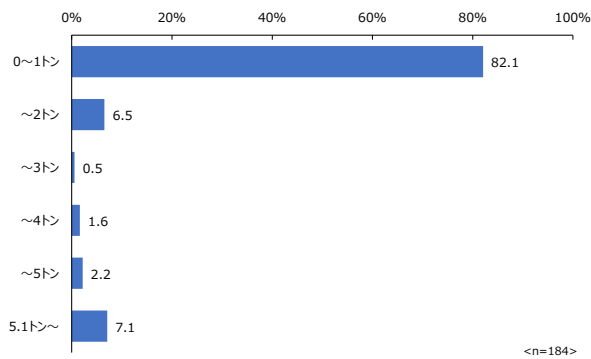
Q2-1-2 令和4年度のL Pガス年間販売数量を教えてください【質量販売】：近畿

図表 2-098 [地域別] L Pガス年間小売販売数量
(質量販売) 中国

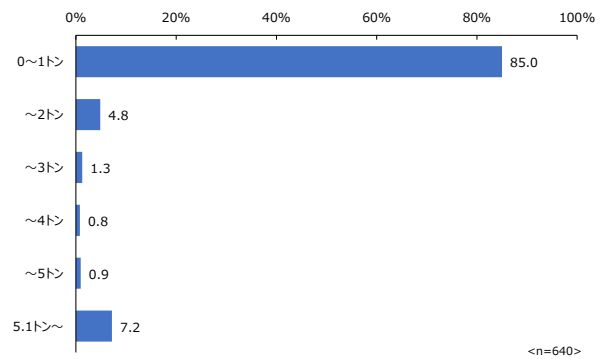
Q2-1-2 令和4年度のL Pガス年間販売数量を教えてください【質量販売】：中国

図表 2-099 [地域別] L Pガス年間小売販売数量
(質量販売) 四国

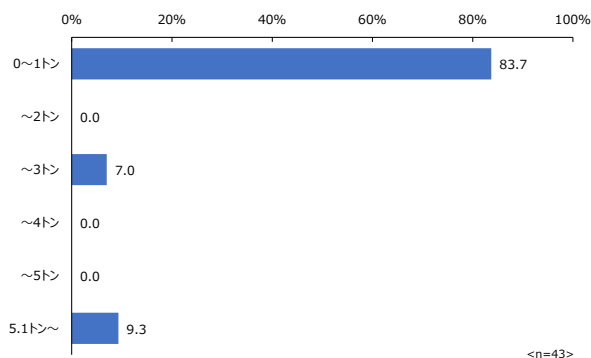
Q2-1-2 令和4年度のL Pガス年間販売数量を教えてください【質量販売】：四国

図表 2-100 [地域別] L Pガス年間小売販売数量
(質量販売) 九州

Q2-1-2 令和4年度のL Pガス年間販売数量を教えてください【質量販売】：九州

図表 2-101 [地域別] L Pガス年間小売販売数量
(質量販売) 沖縄

Q2-1-2 令和4年度のL Pガス年間販売数量を教えてください【質量販売】：沖縄

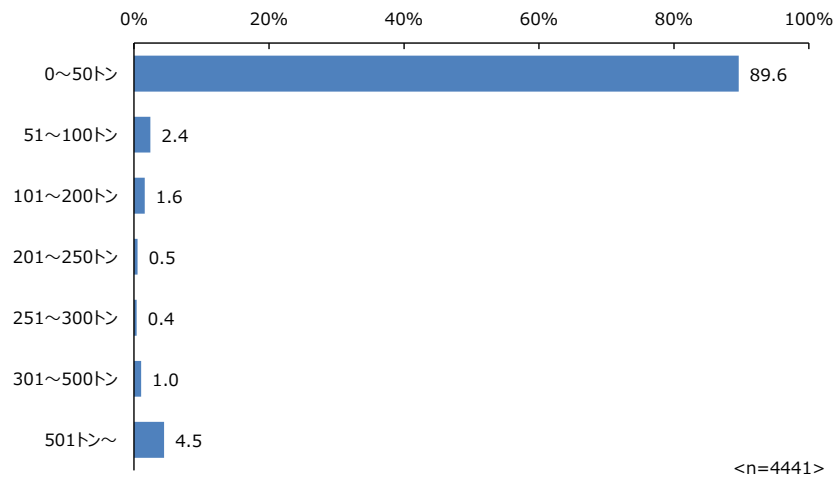


(3) その他

その他の小売販売数量は「0～50トン」が89.6%となっており、積極的に取り組んでいる事業者は少ないことが窺われる。

図表 2-102 L Pガス年間小売販売数量（その他）

Q2-1-3 令和4年度のL Pガス年間販売数量を教えてください【その他】

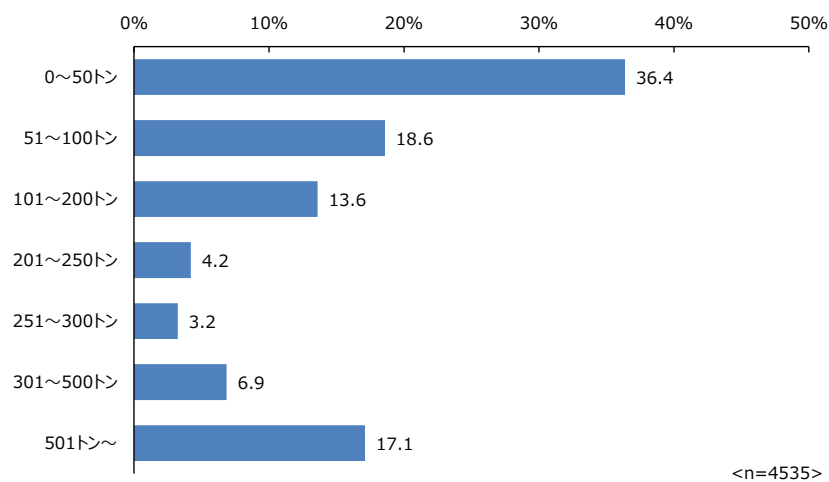


(4) 合計

合計の年間小売販売数量については、主力である「家庭・業務用」と同様の分布傾向にあり、「0～50トン」が36.4%、「51～100トン」が18.6%と、両者でほぼ半数を占める一方で、「501トン～」が17.1%と二極化傾向にある。また、中央値は約100トンと推測される。

【再掲】図表 2-103 L Pガス年間小売販売数量（合計）

Q2-1-4 令和4年度のL Pガス年間販売数量を教えてください【合計】



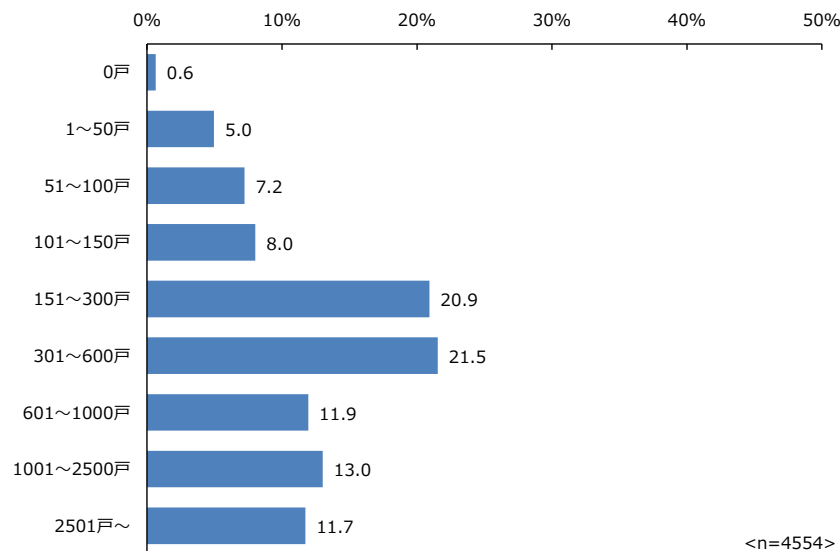
2. 得意先供給戸数

(1) 家庭・業務用

家庭・業務用の得意先供給戸数については、「301～600戸」が21.5%で最上位となっている。なお、「0戸」との回答も0.6%見られる。

図表 2-104 得意先供給戸数（家庭・業務用）

Q2-2-1 令和5年8月末現在の得意先供給戸数を教えてください【家庭・業務用】

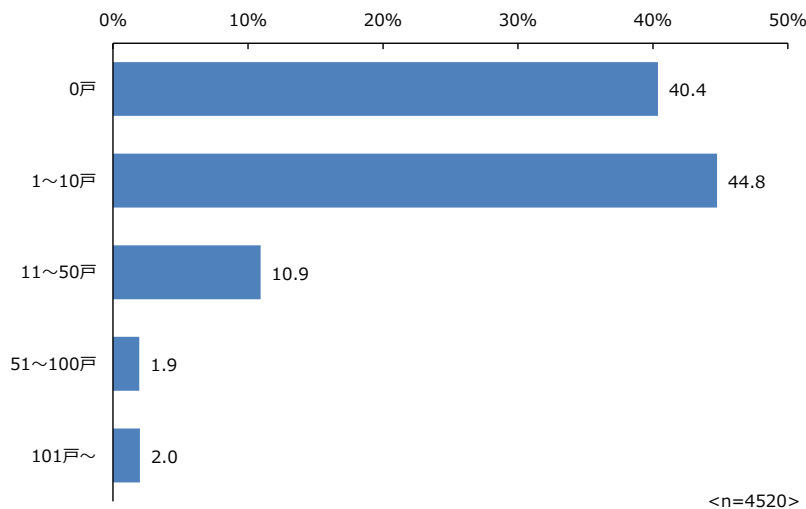


(2) 質量販売

質量販売については、供給戸数「1～10戸」が44.8%、「0戸」が40.4%と、先述の小売販売数量を裏付ける結果となっている。

図表 2-105 得意先供給戸数（質量販売）

Q2-2-2 令和5年8月末現在の得意先供給戸数を教えてください【質量販売】

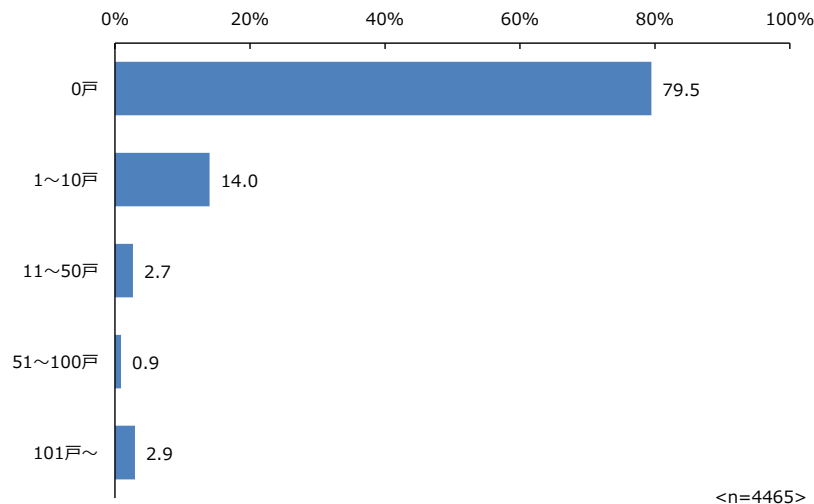


(3) その他

その他の供給戸数は「0戸」が79.5%、となっており、積極的に取り組んでいる事業者は少ないことが窺われる。

図表 2-106 得意先供給戸数（その他）

Q2-2-3 令和5年8月末現在の得意先供給戸数を教えてください【その他】



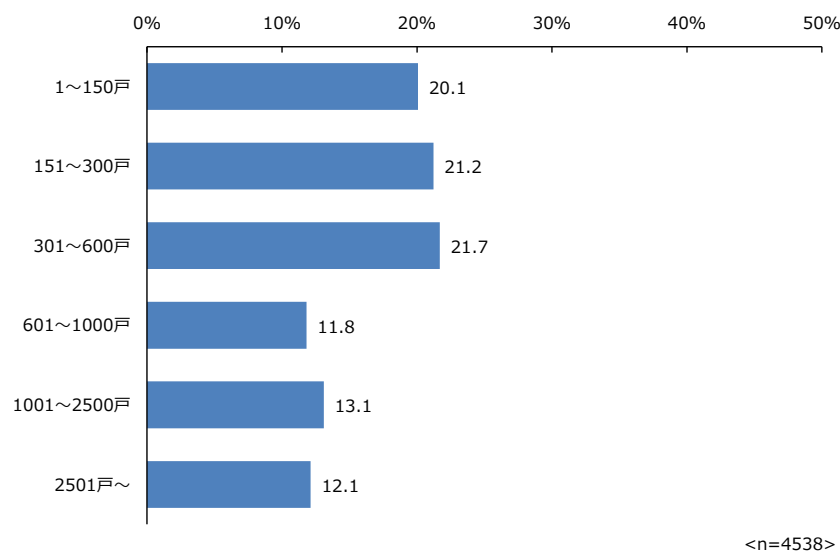
(4) 全体（合計）

①回答者全体

全ての得意先の合計では、「301~600戸」が21.7%で最上位、「151~300戸」が21.2%で続き、供給戸数600戸以下の小規模事業者で6割強を占めている。また、得意先戸数の中央値は500戸強と推測され、販売数量と得意先戸数の中央値に基づくと、年間の得意先1戸あたりの消費量は200kg程度と推測される。

【再掲】図表 2-107 得意先供給戸数（全体（合計））

Q2-2-4 令和5年8月末現在の得意先供給戸数を教えてください【全体（合計）】

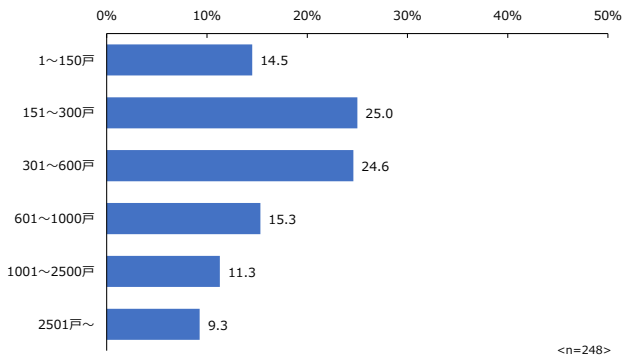


②地域別

各地域とも得意先供給戸数600戸以下の事業者が過半数を占めているが、「沖縄」のみ600戸以下の事業者比率が32.7%と、大規模事業者の比率が高くなっている。

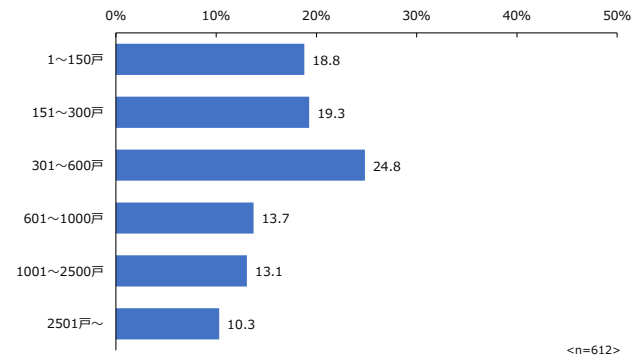
図表 2-108 [地域別] 得意先供給戸数
(全体 (合計)) 北海道

Q2-2-4 令和5年8月末現在の得意先供給戸数を教えてください [全体] : 北海道



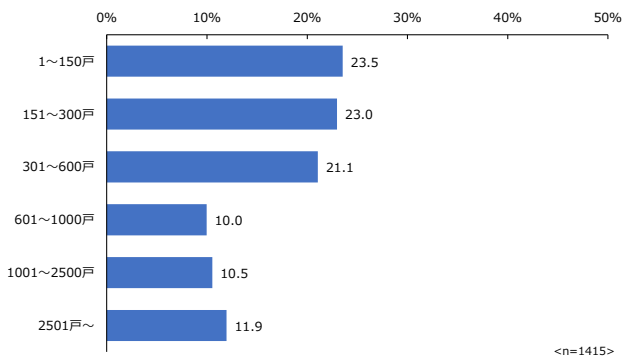
図表 2-109 [地域別] 得意先供給戸数
(全体 (合計)) 東北

Q2-2-4 令和5年8月末現在の得意先供給戸数を教えてください [全体] : 東北



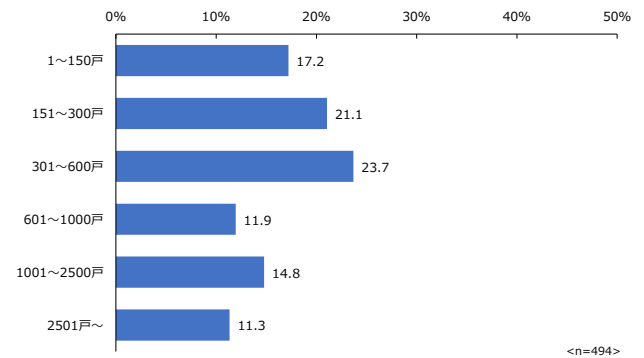
図表 2-110 [地域別] 得意先供給戸数
(全体 (合計)) 関東

Q2-2-4 令和5年8月末現在の得意先供給戸数を教えてください [全体] : 関東



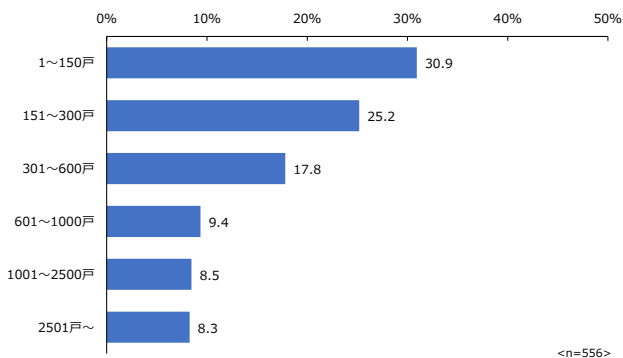
図表 2-111 [地域別] 得意先供給戸数
(全体 (合計)) 中部

Q2-2-4 令和5年8月末現在の得意先供給戸数を教えてください [全体] : 中部



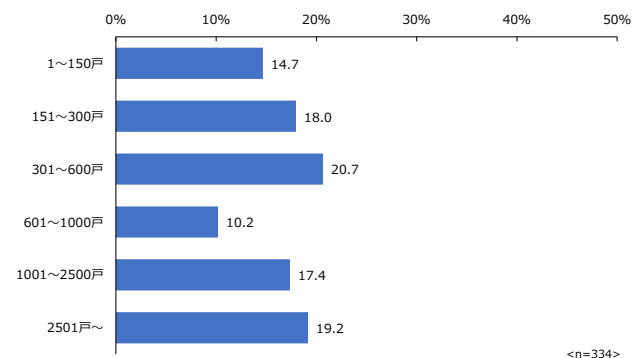
図表 2-112 [地域別] 得意先供給戸数
(全体 (合計)) 近畿

Q2-2-4 令和5年8月末現在の得意先供給戸数を教えてください [全体] : 近畿



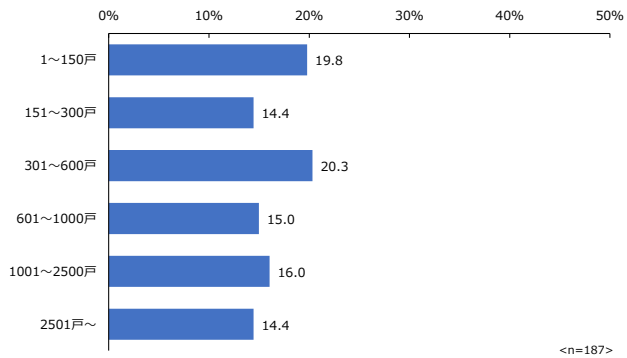
図表 2-113 [地域別] 得意先供給戸数
(全体 (合計)) 中国

Q2-2-4 令和5年8月末現在の得意先供給戸数を教えてください [全体] : 中国

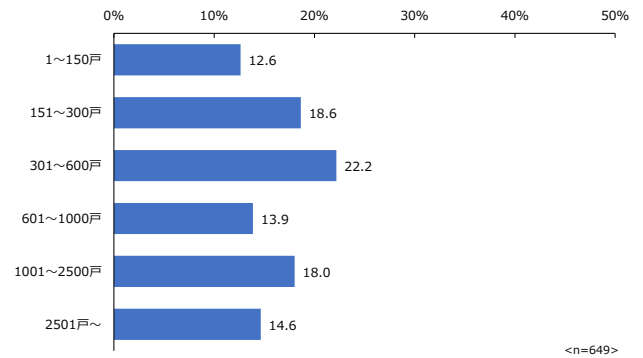


図表 2-114 [地域別] 得意先供給戸数
(全体(合計)) 四国

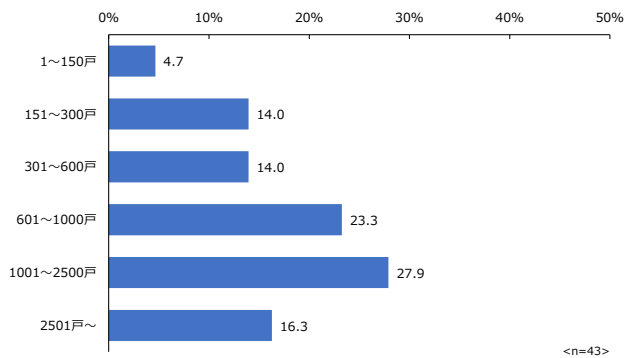
Q2-2-4 令和5年8月末現在の得意先供給戸数を教えてください【全体】：四国

図表 2-115 [地域別] 得意先供給戸数
(全体(合計)) 九州

Q2-2-4 令和5年8月末現在の得意先供給戸数を教えてください【全体】：九州

図表 2-116 [地域別] 得意先供給戸数
(全体(合計)) 沖縄

Q2-2-4 令和5年8月末現在の得意先供給戸数を教えてください【全体】：沖縄

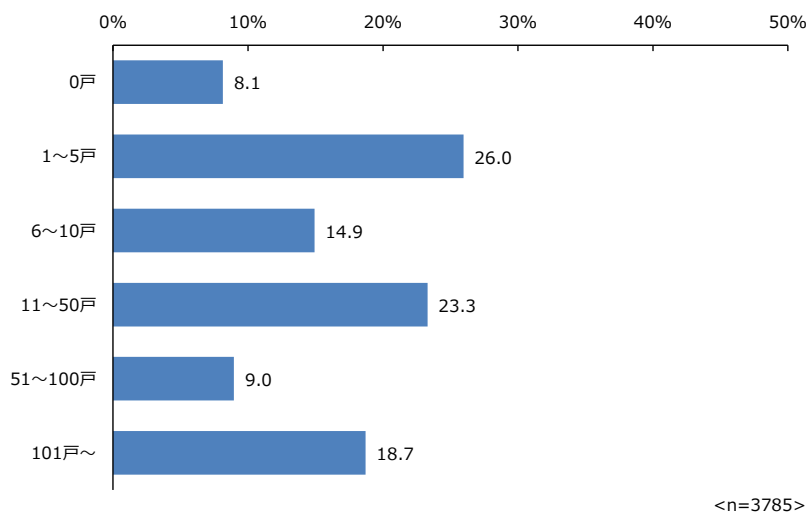


3. 閉栓戸数

閉栓戸数について、「0戸」と回答した事業者は8.1%に止まり、大部分の事業者が一定の閉栓先を抱えていることが明らかとなっている。

図表 2-117 閉栓戸数

Q2-3 令和5年8月末現在の閉栓戸数を教えてください

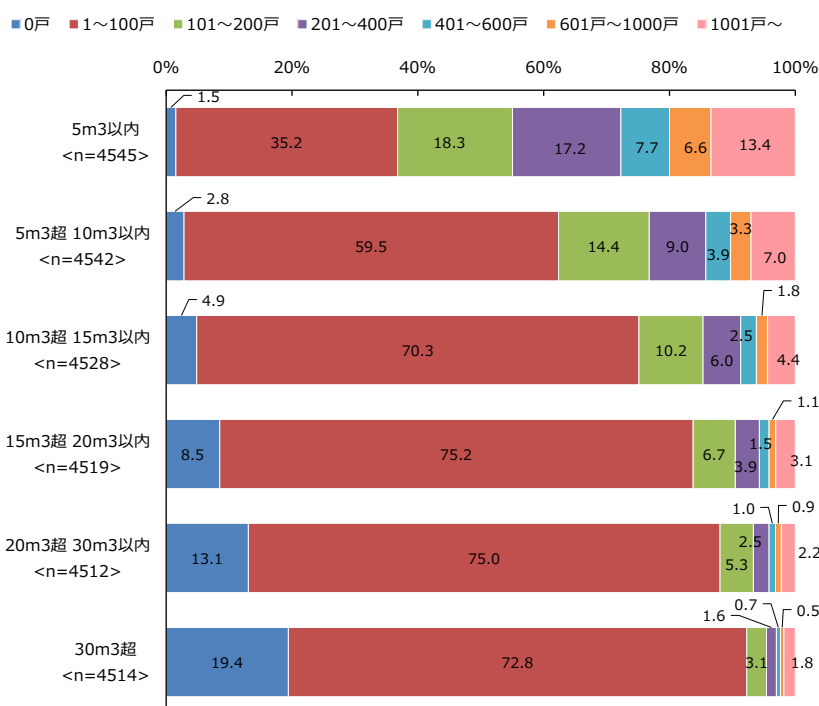


4. 家庭用得意先のL Pガスマン消費量別構成戸数

月間消費量が「5m³以内」の得意先戸数が最も多く、多消費量区分となるにつれて得意先戸数は減っていく傾向にある。なお、構成比率ではなく構成戸数のため、各事業者の家庭用得意先戸数の影響を受けることから、具体的にどの消費量区分に多くの得意先が位置するかについては不明である。

図表 2-118 L Pガスマン消費量別構成戸数（家庭用）

Q2-4 家庭用得意先のL Pガスマン消費量別構成戸数（貴社直近年間平均）を教えてください



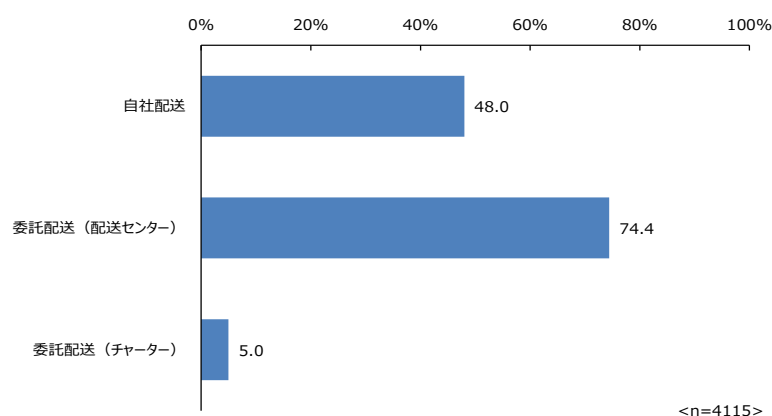
5. 得意先への配送方法

(1) 配送方法

得意先への配送方法としては、「委託配送（配送センター）」が74.4%と最も多いが、「自社配送」の事業者も48.0%に達している。自社配送における配送員は先述のL Pガス事業従事者にカウントされていると思われるが、従来からの雇用契約を見直せず自社配送を継続しているケースもあるものと推測される。

図表 2-119 得意先への配送方法

Q2-5 得意先への配送方法を教えてください

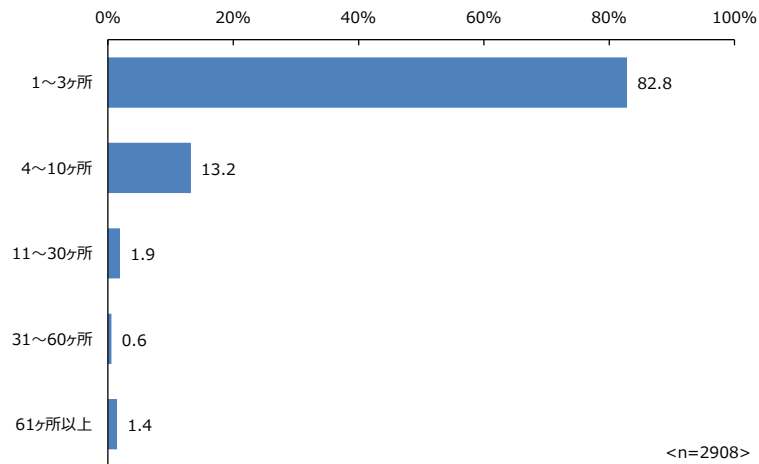


(2) 委託拠点数

配送方法として、「委託配送（配送センター）」を採用している事業者において、契約している配送センター数は「1～3ヶ所」が82.8%と大部分を占めている。

図表 2-120 委託配送拠点数

Q2-6 (5)で委託配送（配送センター）と回答された方にお伺いします。契約している配送センター（拠点）の数はいくつですか

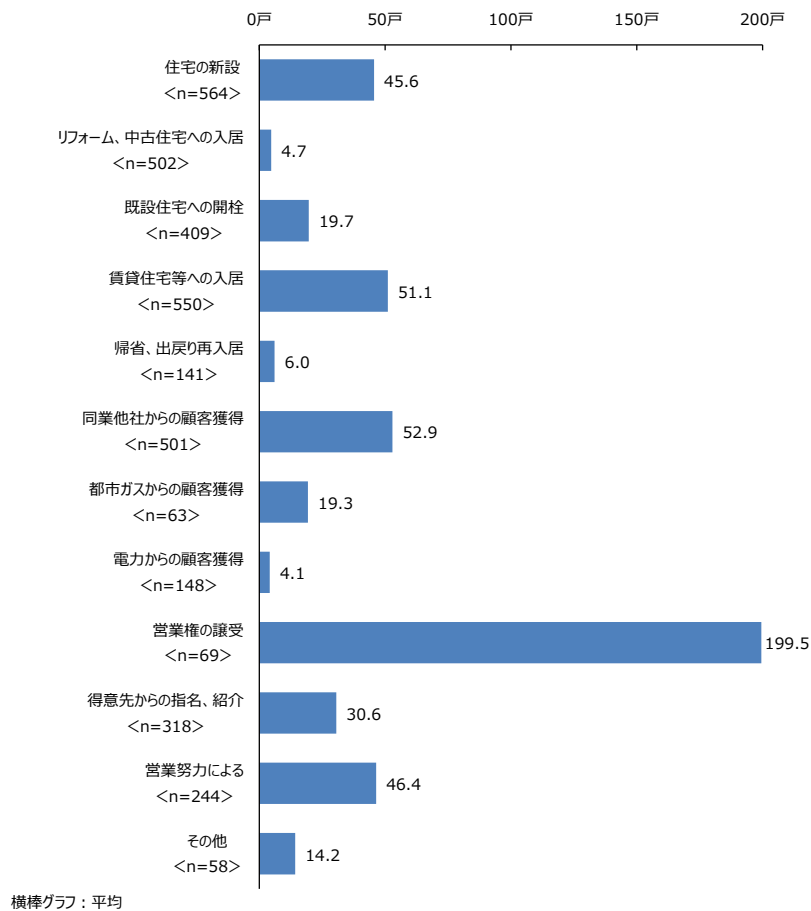


6. 要因別の得意先平均増加戸数

要因別の得意先平均増加戸数については、「営業権の譲受」が199.5戸と圧倒的に多くなっている。その他、「同業他社からの顧客獲得」（52.9戸）、「営業努力による」（46.4戸）といった事業者の自助努力によるものや、「賃貸住宅への入居」（51.1戸）、「住宅の新設」（45.6戸）等のデモグラフィックな要因によるものが上位となっている。

【再掲】図表 2-121 要因別の得意先平均増加戸数

Q2-7 (2)の得意先供給戸数について、前年度と比較して増加している場合その要因と戸数をお教えてください

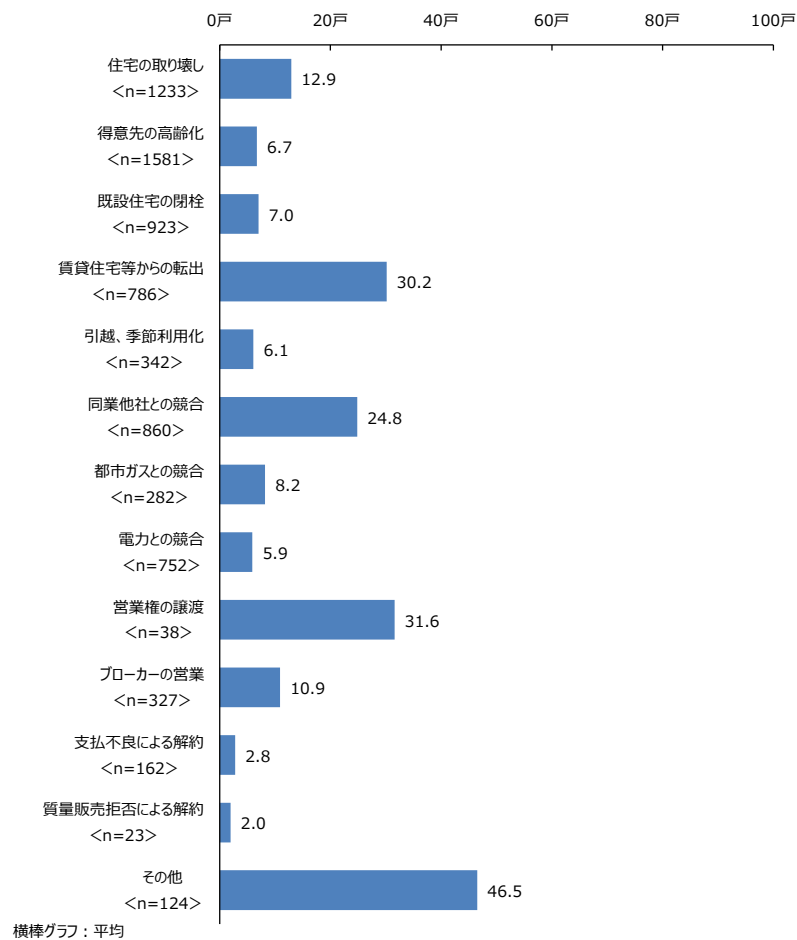


7. 要因別の得意先平均減少戸数

要因別の得意先平均減少戸数については、「その他」（46.5戸）、「営業権の譲渡」（31.6戸）が上位となっている。以下、「賃貸住宅からの転出」（30.2戸）が続き、「同業他社との競合」（24.8戸）や「ブローカーの営業」（10.9戸）等の競争環境に起因するものを上回っている。

【再掲】図表 2-122 要因別の得意先平均減少戸数

Q2-8 (2)の得意先供給戸数について、前年度と比較して減少している場合その要因と戸数を教えてください



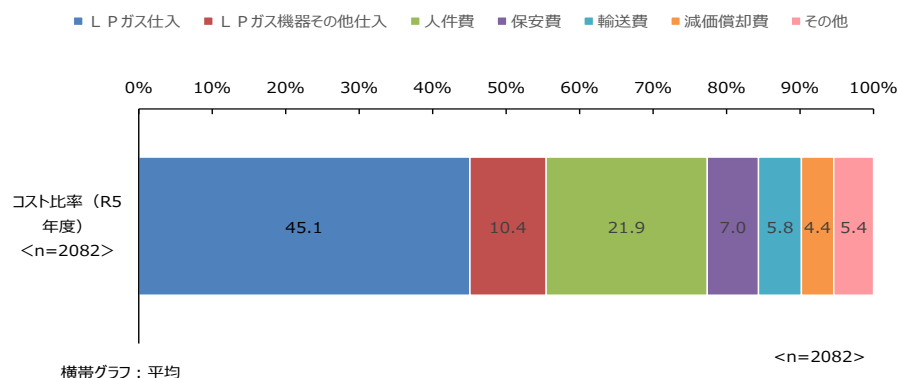
8. LPガス事業のコスト比率

(1) 回答者全体

LPガス事業のコスト比率としては、「LPガス仕入」（45.1%）や「LPガス機器その他仕入」（10.4%）および「輸送費」（5.8%）といった変動費が6割弱を占めている。人件費等の固定費比率が高い場合との比較では、売上減少分のコストが発生しない点で、売上減少時における損益への影響が少ないメリットがある一方で、仕入先との交渉によりコスト（仕入価格）が決定するため、前述の通り小規模事業者が多数を占める現状においては、各事業者の価格交渉力は弱いものと推測される。これを踏まえると、各事業者の自助努力のみでは上記コストのコントロールは困難と思われ、特に従量料金の価格硬直性に影響を及ぼす懸念がある。

【再掲】図表 2-123 LPガス事業のコスト比率

Q2-9 LPガス事業のコスト比率を教えてください

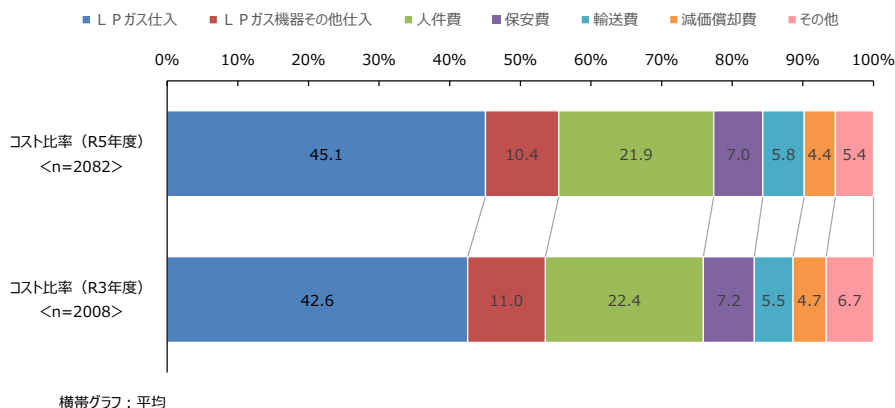


(2) 前回比較

前回との比較において、大きく変動した項目は無いが、「LPガス仕入」が2.5ポイント増加、「輸送費」が0.3ポイント増加となっている。円安基調、原料費や配送に係る燃料費の価格上昇の影響が窺われ、小売価格への影響も懸念される結果となっている。

【再掲】図表 2-124 [前回比較] LPガス事業のコスト比率

Q2-9 LPガス事業のコスト比率を教えてください



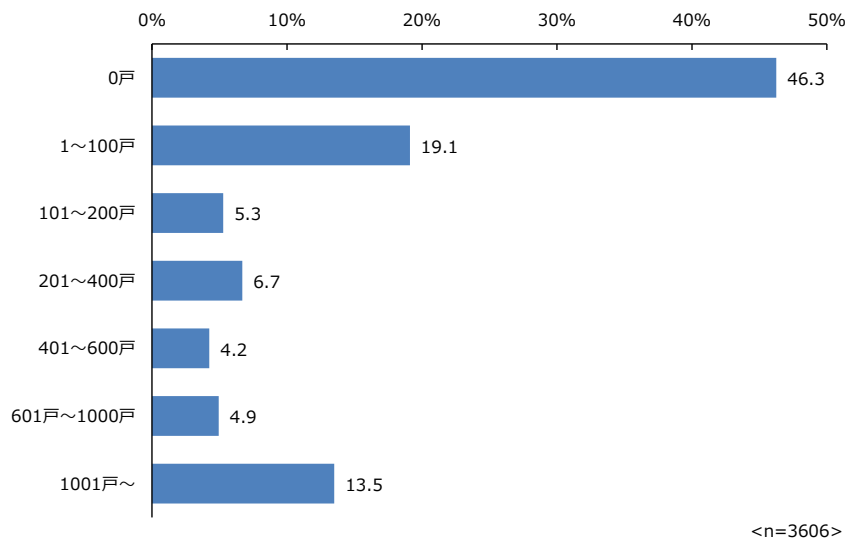
9. 集中監視システムの導入戸数

(1) 回答者全体

集中監視システムの導入戸数について、「0戸」の未導入事業者が46.3%と半数近くに達している。

【再掲】図表 2-125 集中監視システムの導入戸数

Q2-10 (2)の得意先のうち集中監視システムの導入戸数を教えてください

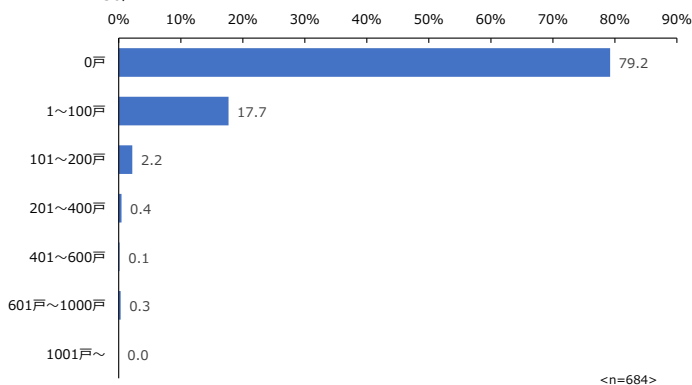


(2) 規模別

規模と集中監視システムの導入戸数には明確な関連が見られる。規模が大きくなるに従い未導入事業者の比率は低下し、得意先戸数「1～150戸」の事業者では79.2%が未導入であるのに対し、「2501戸～」の事業者では4.8%に止まっている。後述の通り、経済的負担が導入にあたっての大きな阻害要因であると推測され、小規模事業者には導入を推進する余裕が乏しいものと思われる。

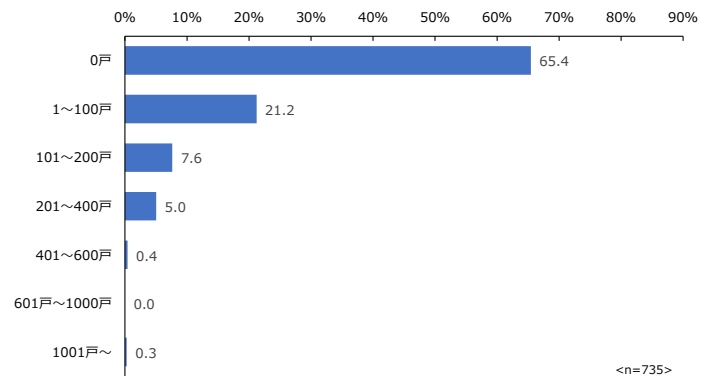
図表 2-126 [規模別] 集中監視システムの導入戸数
得意先戸数 1～150 戸

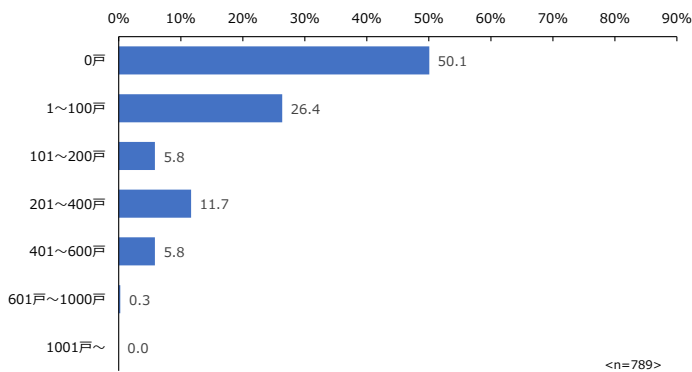
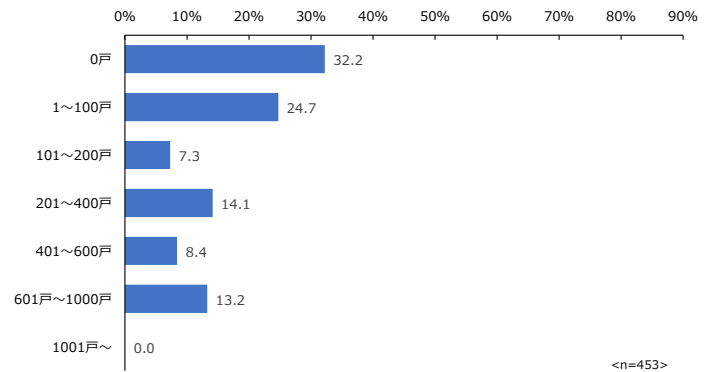
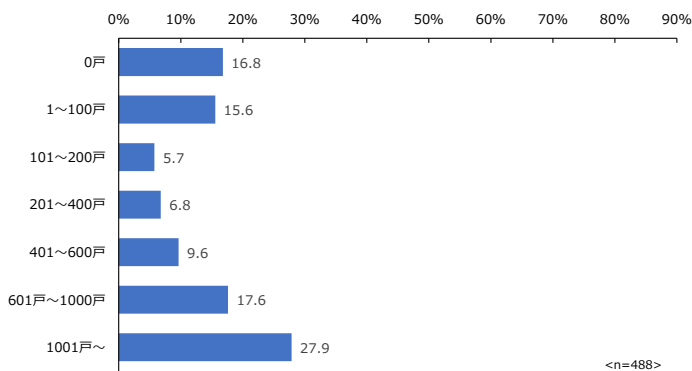
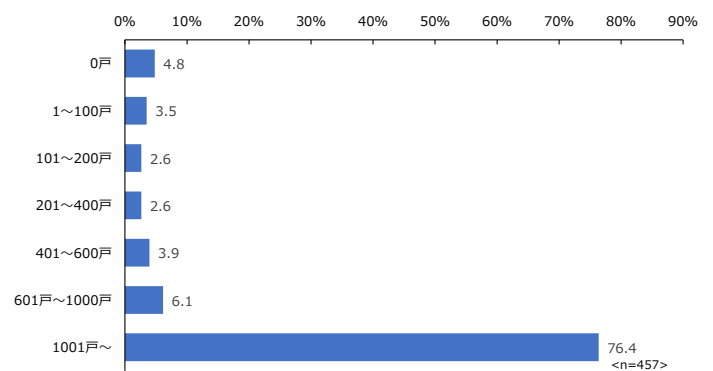
Q2-10 (2)の得意先のうち集中監視システムの導入戸数を教えてください:得意先戸数 1～150戸



図表 2-127 [規模別] 集中監視システムの導入戸数
得意先戸数 151～300 戸

Q2-10 (2)の得意先のうち集中監視システムの導入戸数を教えてください:得意先戸数 151～300戸



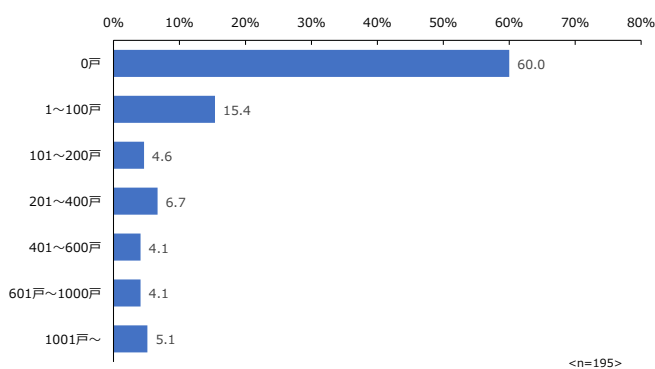
図表 2-128 [規模別] 集中監視システムの導入戸数
得意先戸数 301～600 戸Q2-10 (2)の得意先のうち集中監視システムの導入戸数を教えてください:得意先戸数
301～600戸図表 2-129 [規模別] 集中監視システムの導入戸数
得意先戸数 601～1000 戸Q2-10 (2)の得意先のうち集中監視システムの導入戸数を教えてください:得意先戸数
601～1000戸図表 2-130 [規模別] 集中監視システムの導入戸数
得意先戸数 1001～2500 戸Q2-10 (2)の得意先のうち集中監視システムの導入戸数を教えてください:得意先戸数
1001～2500戸図表 2-131 [規模別] 集中監視システムの導入戸数
得意先戸数 2501 戸～Q2-10 (2)の得意先のうち集中監視システムの導入戸数を教えてください:得意先戸数
2501戸～

(3) 地域別

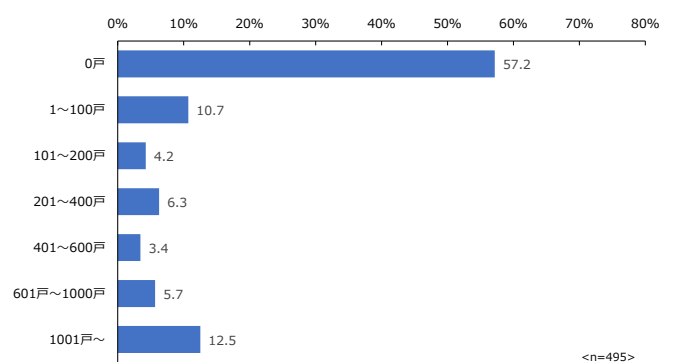
地域別では、「北海道」や「東北」において未導入の事業者比率が高くなっている。これらの地域は一般的に単位消費量が低く、集中監視システムに対する投資回収期間が長期にわたることが予想され、先述の事業者規模による資金余力とは異なる観点で、導入を阻害しているものと思われる。

図表 2-132 [地域別] 集中監視システムの導入戸数
北海道

Q2-10 (2)の得意先のうち集中監視システムの導入戸数を教えてください:北海道

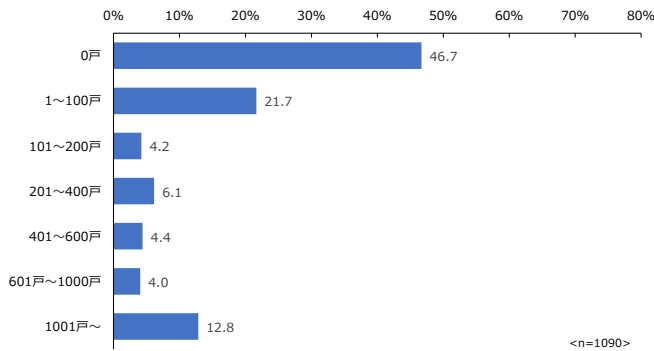
図表 2-133 [地域別] 集中監視システムの導入戸数
東北

Q2-10 (2)の得意先のうち集中監視システムの導入戸数を教えてください:東北

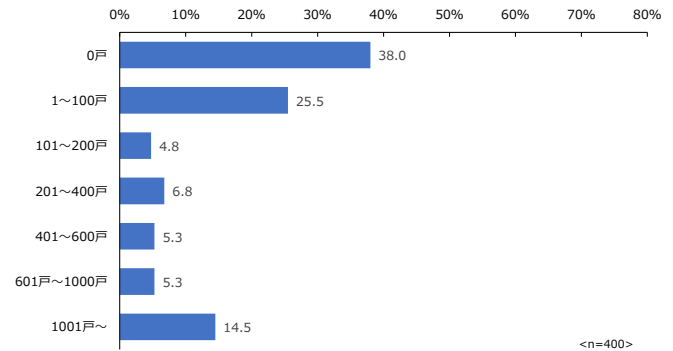


図表 2-134 [地域別] 集中監視システムの導入戸数
関東

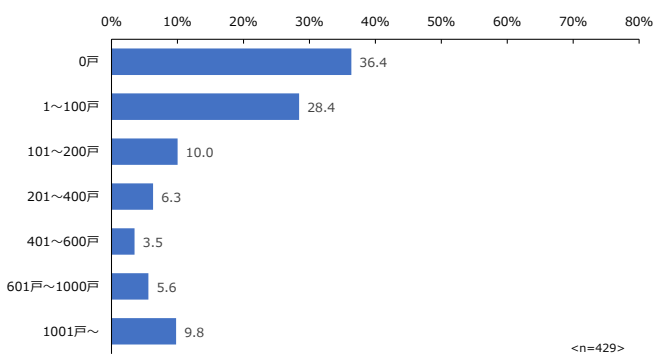
Q2-10 (2)の得意先のうち集中監視システムの導入戸数を教えてください:関東

図表 2-135 [地域別] 集中監視システムの導入戸数
中部

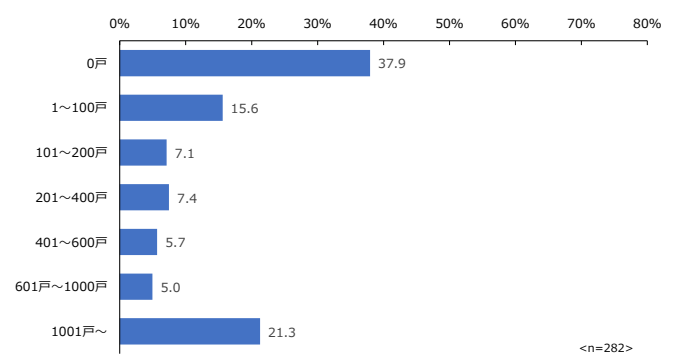
Q2-10 (2)の得意先のうち集中監視システムの導入戸数を教えてください:中部

図表 2-136 [地域別] 集中監視システムの導入戸数
近畿

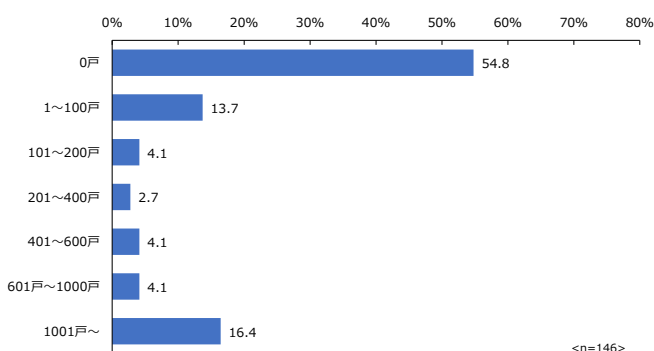
Q2-10 (2)の得意先のうち集中監視システムの導入戸数を教えてください:近畿

図表 2-137 [地域別] 集中監視システムの導入戸数
中国

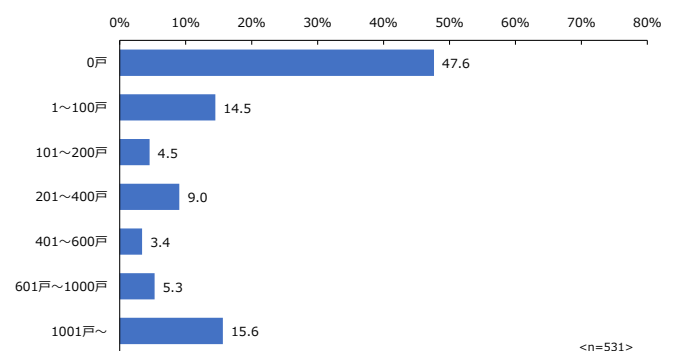
Q2-10 (2)の得意先のうち集中監視システムの導入戸数を教えてください:中国

図表 2-138 [地域別] 集中監視システムの導入戸数
四国

Q2-10 (2)の得意先のうち集中監視システムの導入戸数を教えてください:四国

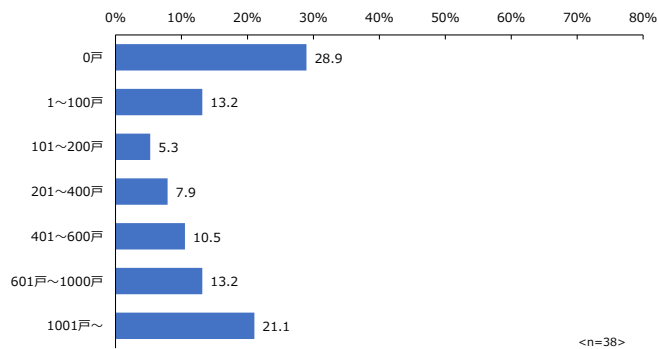
図表 2-139 [地域別] 集中監視システムの導入戸数
九州

Q2-10 (2)の得意先のうち集中監視システムの導入戸数を教えてください:九州



図表 2-140 [地域別] 集中監視システムの導入戸数
沖縄

Q2-10 (2)の得意先のうち集中監視システムの導入戸数を教えてください:沖縄

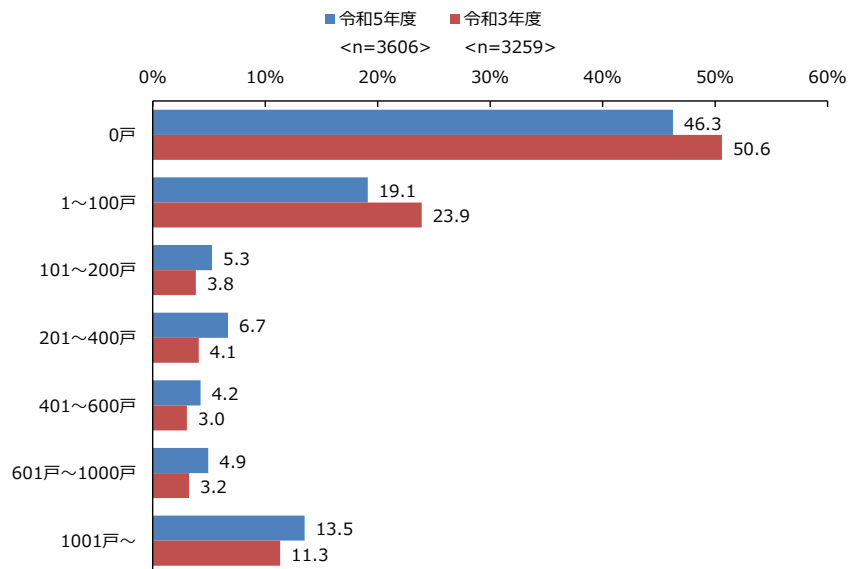


(4) 前回比較

前回との比較では、未導入事業者の比率は4.3ポイント低下しており、僅かながらではあるものの導入が進んでいることが窺われる結果となっている。

図表 2-141 [前回比較] 集中監視システムの導入戸数

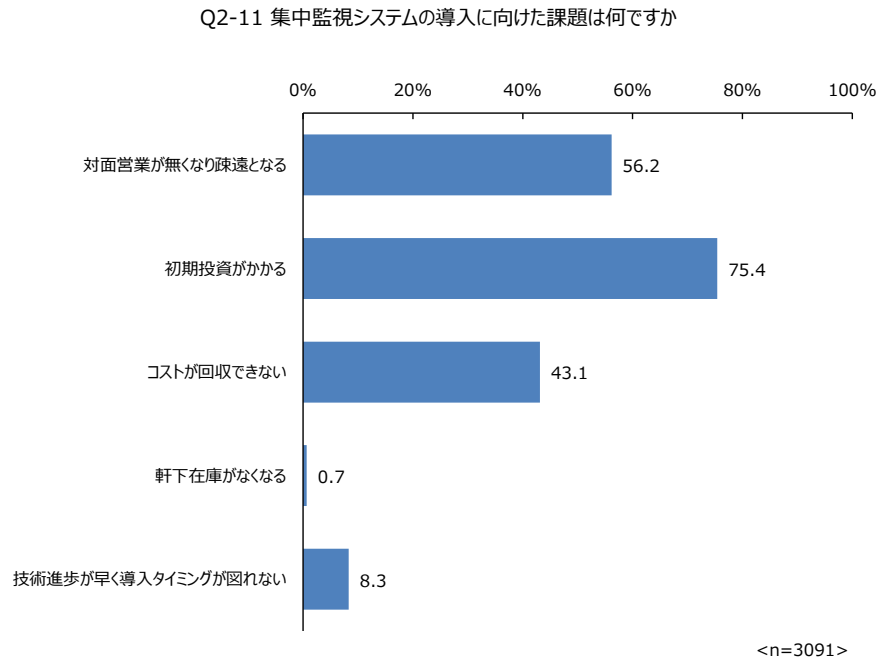
Q2-10 (2)の得意先のうち集中監視システムの導入戸数を教えてください



10. 集中監視システム導入に向けた課題

集中監視システム導入に向けた課題としては、経済的な理由である「初期投資がかかる」（75.4%）が最上位となっており、「対面営業が無くなり疎遠となる」（56.2%）という営業面の理由が続いている。

【再掲】図表 2-142 集中監視システム導入に向けた課題



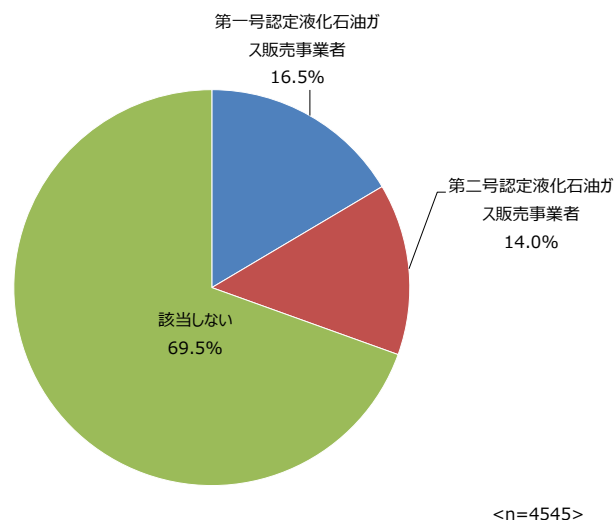
11. 保安認定事業者の取得状況

(1) 取得状況

保安認定事業者の取得状況は「第一号認定液化石油ガス販売事業者」が16.5%、「第二号認定液化石油ガス販売事業者」が14.0%となっている。

【再掲】図表 2-143 保安認定事業者の取得状況

Q2-12 貴社は認定液化石油ガス販売事業者のいずれに該当しますか

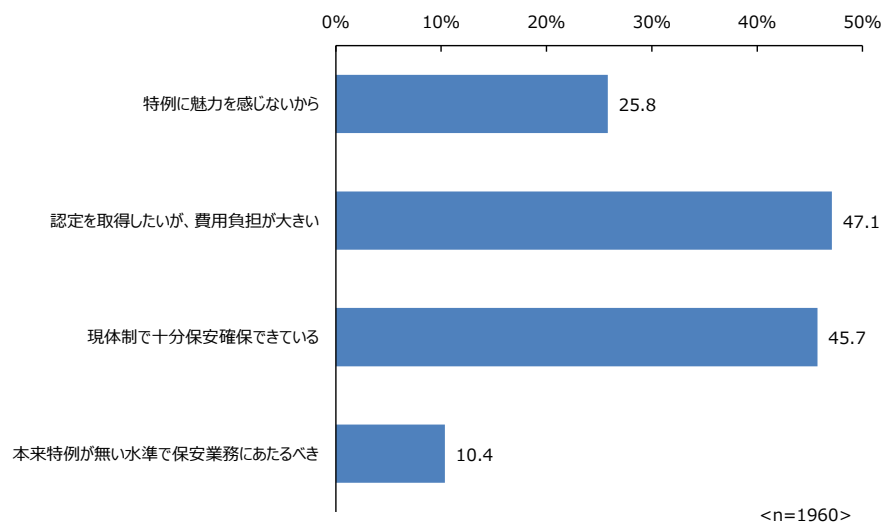


(2) 認定を取得しない理由

保安認定事業者を取得しない理由としては、「認定を取得したいが、費用負担が大きい」が47.1%と、経済的なものが最上位に挙げられている。また、「現体制で十分保安確保できている」が45.7%となっており、本来的に取得の必要性を感じていない事業者が続いている。

【再掲】図表 2-144 保安認定事業者を取得しない理由

Q2-13 (12)で該当しないと答えの場合、その理由は何ですか



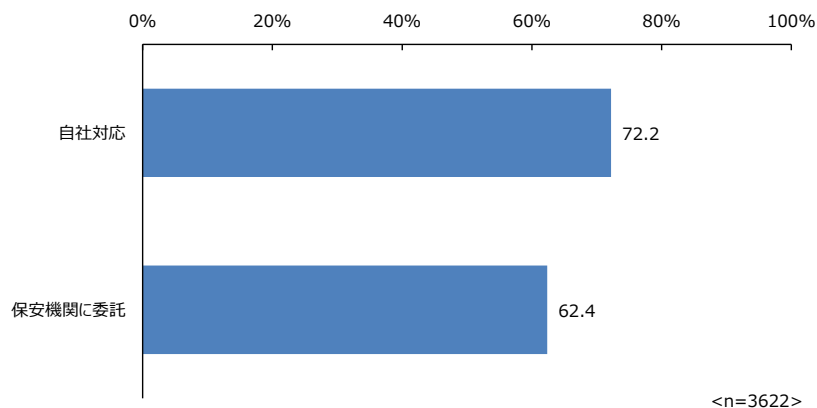
12. 得意先への保安方法

(1) 保安方法

得意先への保安方法としては「自社対応」が72.2%と、大部分の事業者が全部または一部の保安業務を自社にて実施している。法定点検等を消費者との接点機会と捉え自社にて対応しているものと思われる。

図表 2-145 得意先への保安方法

Q2-14 得意先の保安業務の委託状況について教えてください

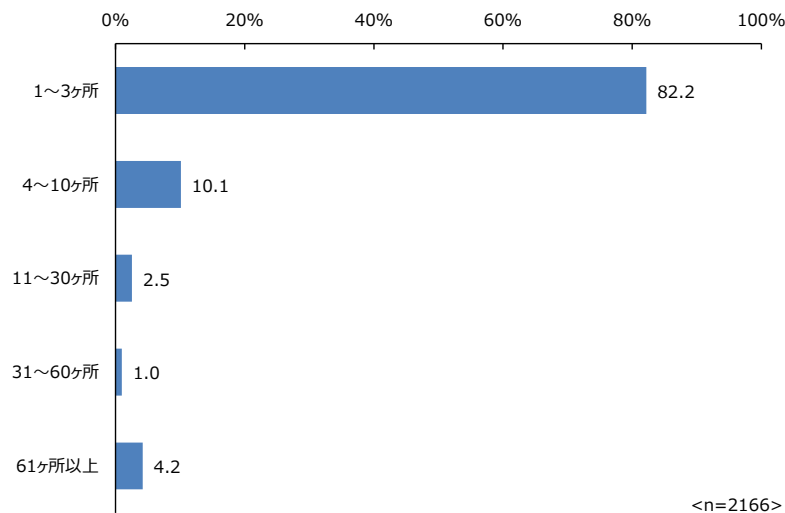


(2) 委託拠点数

保安方法として、「保安機関に委託」を採用している事業者において、契約している保安機関数は「1～3ヶ所」が82.2%と大部分を占めている。

図表 2-146 委託保安拠点数

Q2-15 (14)で保安機関に委託と回答された方にお伺いします。契約している保安機関（拠点）の数はいくつですか

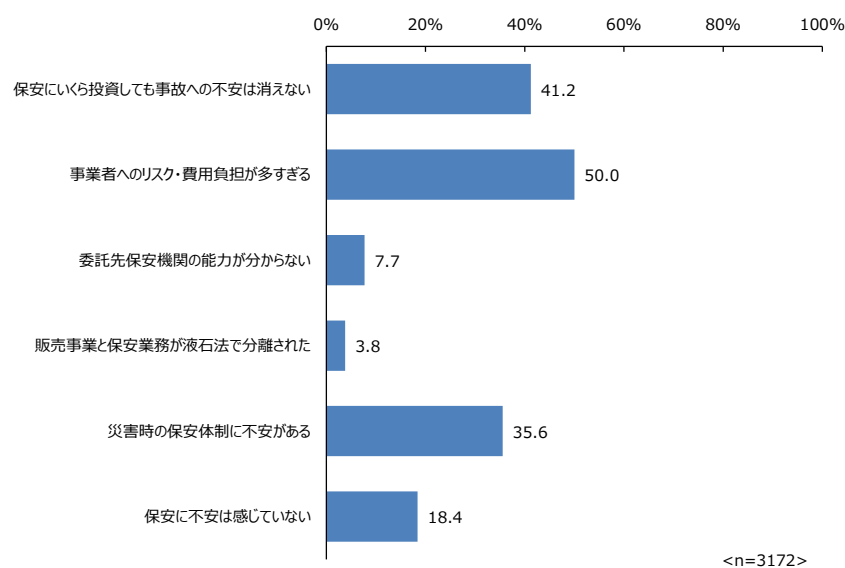


13. 保安業務に対する不安

保安業務に対する不安としては、「事業者へのリスク・費用負担が多すぎる」が50.0%と最上位に挙げられている。また、これに関連し、自由回答において、保安業務における規制緩和や設備投資に際しての補助金等の経済的支援の要望が挙げられている。

図表 2-147 保安業務に対する不安

Q2-16 保安業務に関して感じている不安にはどのようなものがありますか



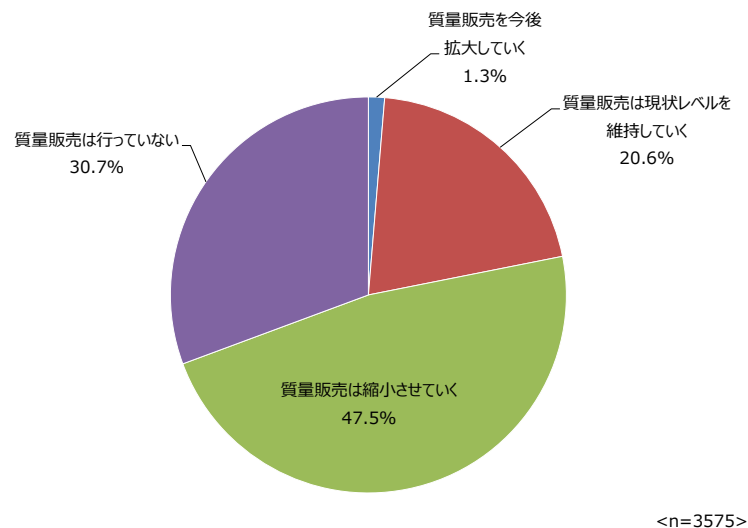
14. 質量販売の取り組み

(1) 今後の方向性

質量販売の方向性については、大多数が現状維持ないしは縮小と回答しており、拡大意向を持っている事業者は1.3%に止まっている。質量販売における保安面での対応が影響しているものと推測される。

【再掲】図表 2-148 質量販売の方向性

Q2-17 今後の質量販売について、その方向性として該当するものをお答えください



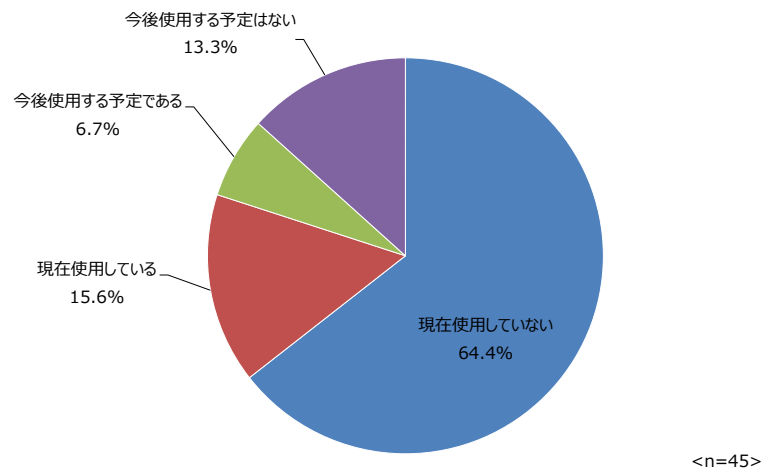
(2) 7.5kg F R P 容器について

① 使用状況

質量販売に対する拡大意向を持っている事業者においてさえも、7.5kg F R P 容器の現状の使用実績や今後の使用意向は両者合計で2割程度に止まっている。

【再掲】図表 2-149 F R P 容器（7.5kg）の使用状況

Q2-18 (17)で『質量販売を今後拡大していく』と回答された方にお尋ねします。質量販売で F R P 容器（7.5kg）を使用していますか

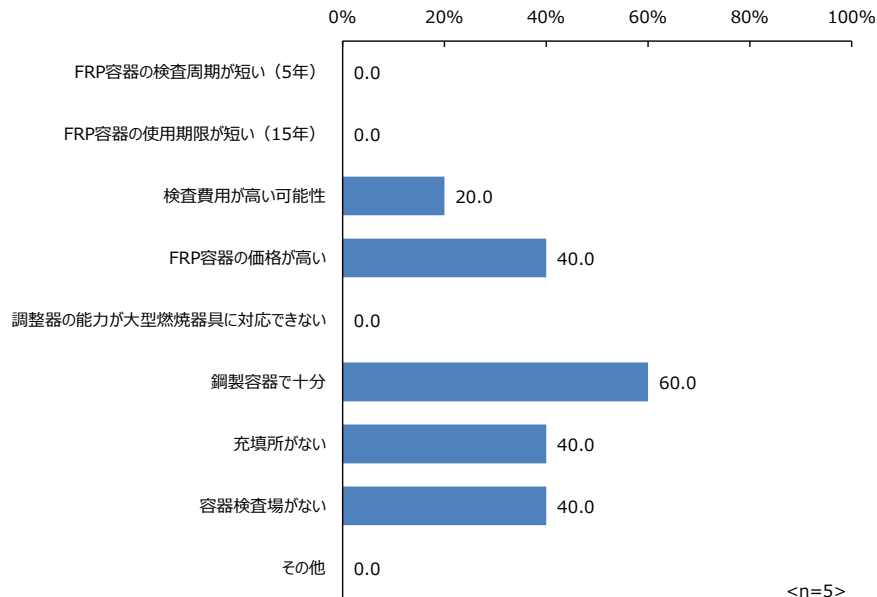


②使用予定がない理由

回答者数は僅かであるが、7.5kg F R P 容器の使用予定がない理由としては、「鋼製容器で十分」が60.0%で最上位となっている。

【再掲】図表 2-150 F R P 容器の使用予定がない理由（7.5kg）

Q2-19（18）で『今後使用する予定はない』と回答された方にお尋ねします。F R P 容器（7.5kg）が使用予定のない理由として該当するものをお答えください



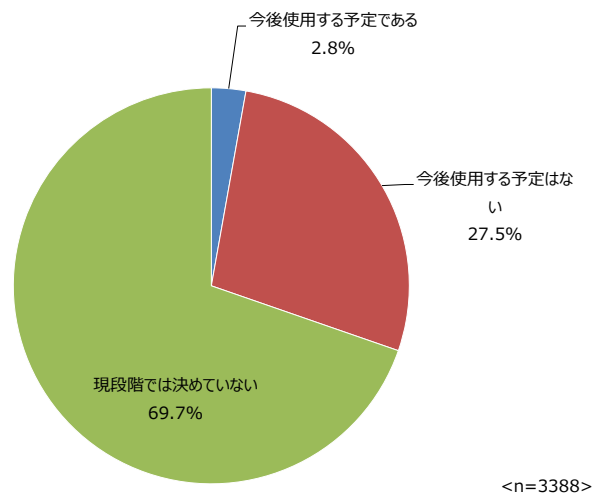
(3) 20kg F R P 容器（20kg）について

①今後の活用方針

20kg F R P 容器の今後の活用については、69.7%の事業者が「現段階では決めていない」と、大部分の事業者において方針が定まっていない。

【再掲】図表 2-151 F R P 容器（20kg）の活用方針

Q2-20 F R P 容器（強化繊維プラスチック製複合容器）の国産20kg容器販売にと
もない、今後の活動方針で該当するものをお答えください

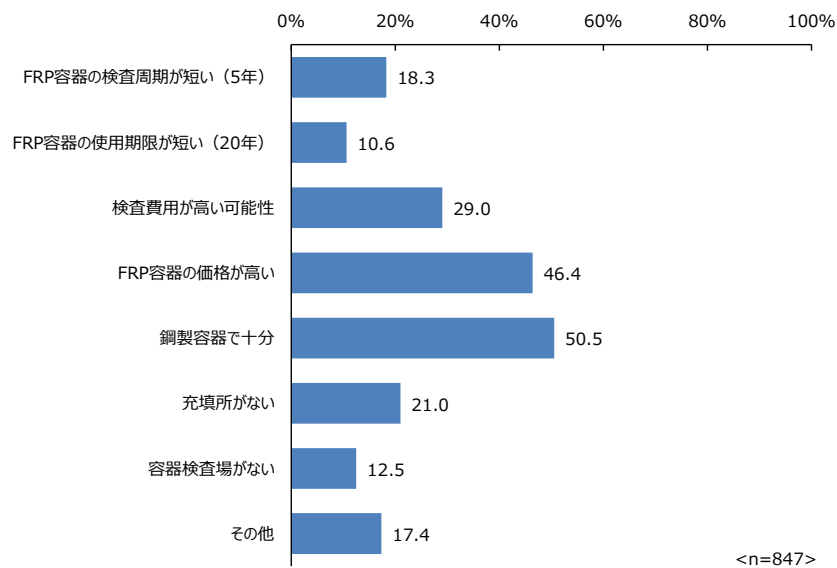


②使用予定がない理由

20kg F R P 容器の使用予定がない理由としては、「鋼製容器で十分」が 50.5%で最上位、「F R P 容器の価格が高い」が 46.4%で続いている。体積販売用の容器のため、7.5kg F R P 容器の様な消費者への直接的な P R 効果は乏しく、また、軽量性等の容器のメリットも主に配送業務に関わるものであるため、現時点では鋼製容器を超えるメリットや費用対効果を感じられないものと思われる。

【再掲】図表 2-152 F R P 容器の使用予定がない理由 (20kg)

Q2-21 (20)で『今後使用する予定はない』と回答された方にお尋ねします。F R P 容器 (20kg) が使用予定のない理由として該当するものをお答えください



第3章 料金透明化・取引適正化

3-1 小売価格について

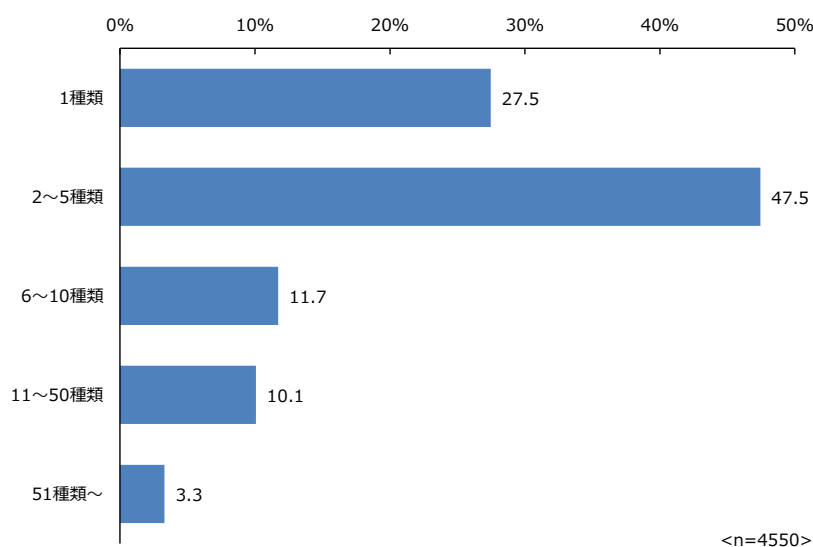
1. 家庭用の料金表の種類

(1) 回答者全体

家庭用における料金表の種類は、「1種類」（27.5%）、「2～5種類」（47.5%）と、75.0%の事業者が5種類以内と回答し、一定程度、料金表の集約化は進んでいる。

【再掲】図表 2-153 家庭用の料金表の種類

Q3-1 家庭用の料金表は何種類お持ちですか



(2) 規模別

規模別では、得意先戸数「2501戸～」の大規模事業者においては、料金表が「11種類以上」の比率が約半数と、集約化は十分に進んでいない。あまりに多数の料金表が存在していると「標準的な料金表」を定義し、公表することは困難と思われる。

集約化により割高となる顧客への対応や収益状況の悪化の回避等の課題が想定されるが、大規模事業者は周囲の事業者への影響度も大きいことから、計画的な集約化が望まれる。

【再掲】図表 2-154 [規模別] 家庭用の料金表の種類

Q3-1 家庭用の料金表は何種類お持ちですか

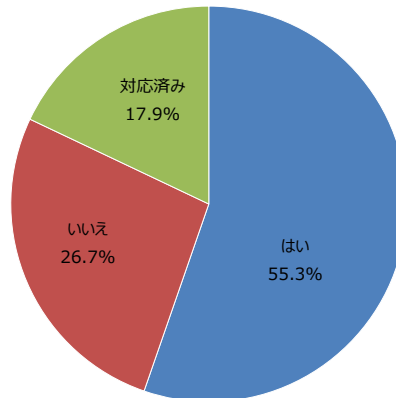
	n	1種類	2～5種類	6～10種類	11～50種類	51種類～
全体	4550	27.5%	47.5%	11.7%	10.1%	3.3%
1～150戸	909	54.3%	42.8%	2.2%	0.7%	0.0%
151～300戸	962	36.9%	55.6%	5.2%	2.2%	0.1%
301～600戸	984	24.5%	56.6%	13.1%	5.6%	0.2%
601～1000戸	535	11.8%	54.2%	19.6%	13.5%	0.9%
1001～2500戸	593	10.1%	41.8%	22.3%	21.9%	3.9%
2501戸～	550	4.9%	24.5%	17.5%	31.5%	21.6%

2. 料金表の集約化意向

家庭用の料金表の集約化については、半数以上の事業者が集約化を検討しており、対応済みの事業者と合わせ、概ね前向きに捉えられていることから、今後の進展が期待される。

図表 2-155 料金表の集約化意向

Q3-2 (1)で料金表を2種類以上あると回答された方にお尋ねします。今後、小売価格の透明化を目的として料金表の集約化をお考えですか



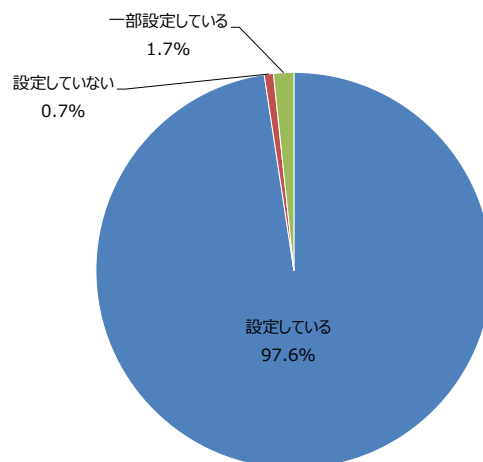
<n=2546>

3. 基本料金の設定

家庭用の料金表については、ほぼ全ての事業者が基本料金を設定していると回答している。

【再掲】図表 2-156 基本料金の設定（家庭用）

Q3-3 家庭用 L Pガス小売事業において、基本料金は設定していますか



<n=4545>

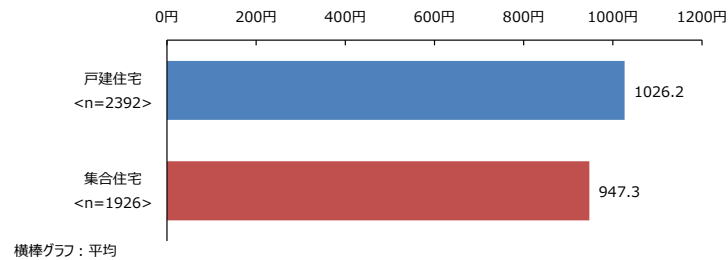
4. 家庭用小売価格の状況

(1) 回答者全体

家庭用の小売価格の平均値については、「戸建住宅用」と「集合住宅用」との間に大きな価格差は見られない。

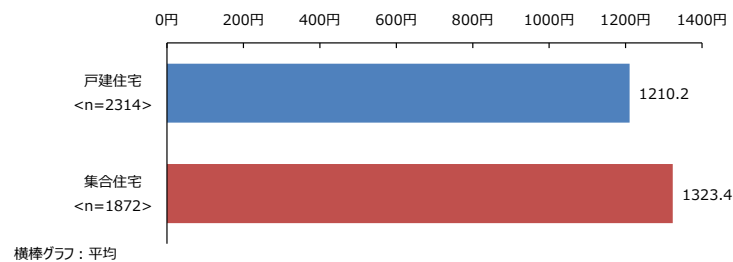
図表 2-157 家庭用小売価格（5m³使用時）

Q3-4-1 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔5m³〕



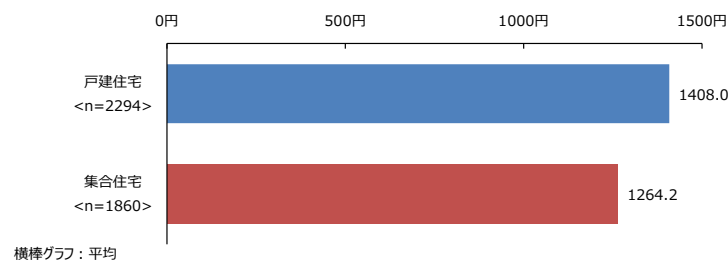
図表 2-158 家庭用小売価格（5～10m³使用時）

Q3-4-2 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔5～10m³〕



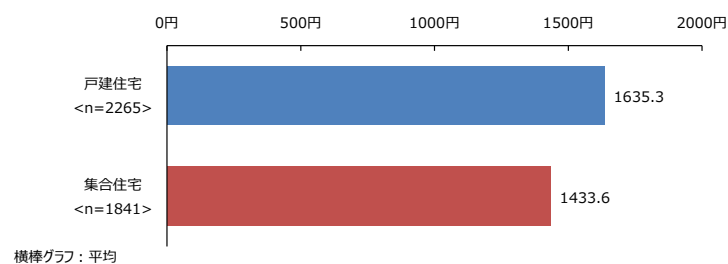
図表 2-159 家庭用小売価格（10～15m³使用時）

Q3-4-3 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔10～15m³〕



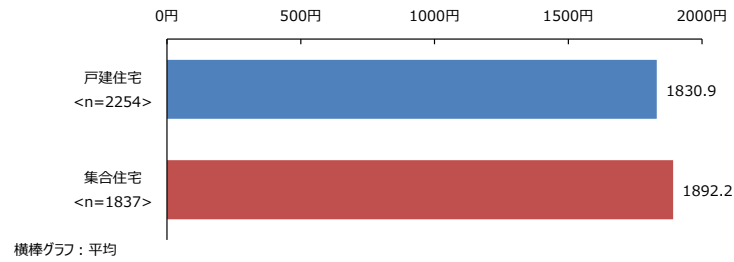
図表 2-160 家庭用小売価格（15～20m³使用時）

Q3-4-4 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔15～20m³〕



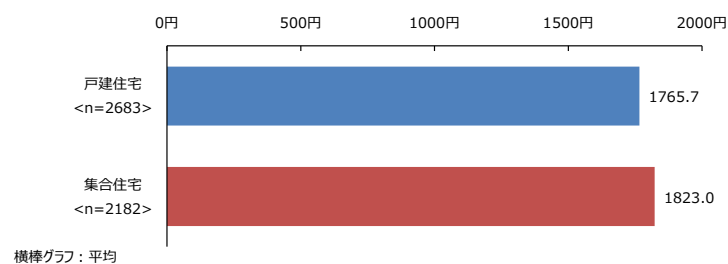
図表 2-161 家庭用小売価格（20～25m³使用時）

Q3-4-5 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔20～25m³〕



図表 2-162 家庭用小売価格（基本料金）

Q3-5 (3)で基本料金（家庭用）を『設定している』、『一部設定している』と回答した方へご記入ください〔基本料金〕



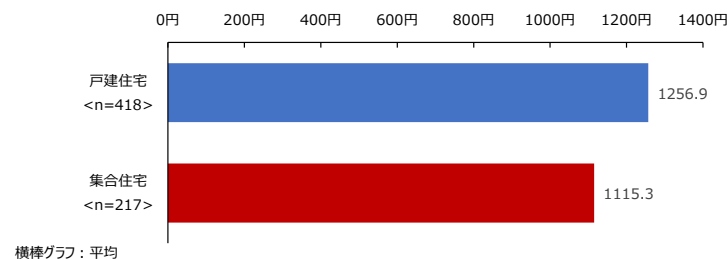
(2) 規模別

規模別では、「戸建住宅用」および「集合住宅用」ともに大規模事業者の方が低価格の傾向にあるが、基本料金のみでの比較では、大規模事業者の方が価格水準は高い傾向にある。

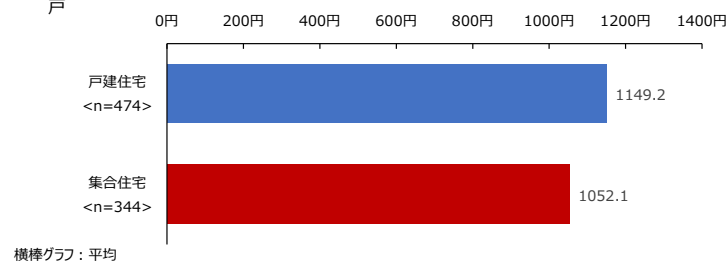
① 5m³使用時

図表 2-163 家庭用小売価格（5m³使用時）
得意先戸数 1～150 戸

Q3-4-1-1 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔5m³まで〕：得意先戸数1～150戸

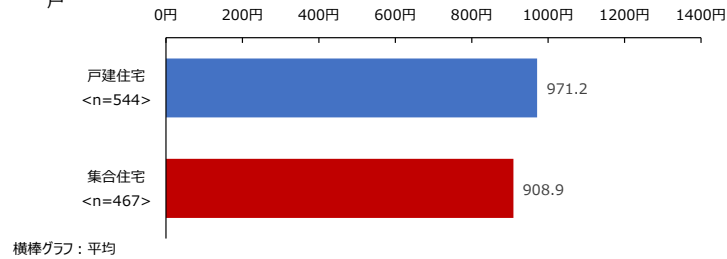
図表 2-164 家庭用小売価格（5m³使用時）
得意先戸数 151～300 戸

Q3-4-1-1 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔5m³まで〕：得意先戸数151～300戸



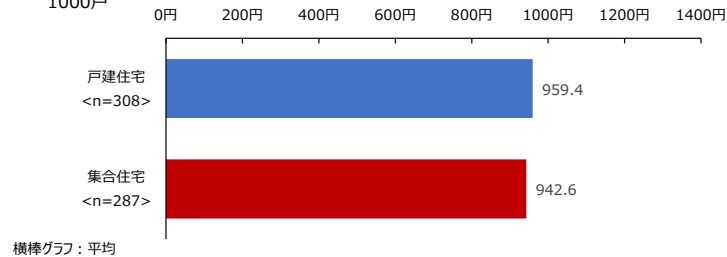
図表 2-165 家庭用小売価格（5m³使用時）
得意先戸数 301～600 戸

Q3-4-1-1 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔5m³まで〕：得意先戸数301～600戸



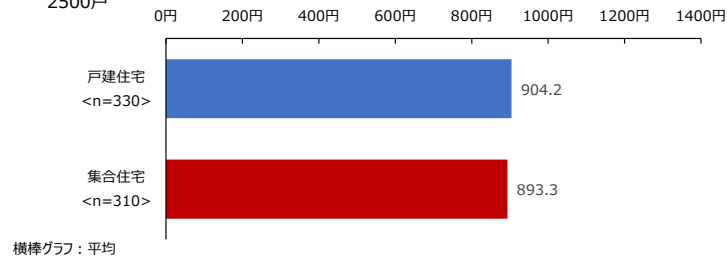
図表 2-166 家庭用小売価格（5m³使用時）
得意先戸数 601～1000 戸

Q3-4-1-1 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔5m³まで〕：得意先戸数601～1000戸



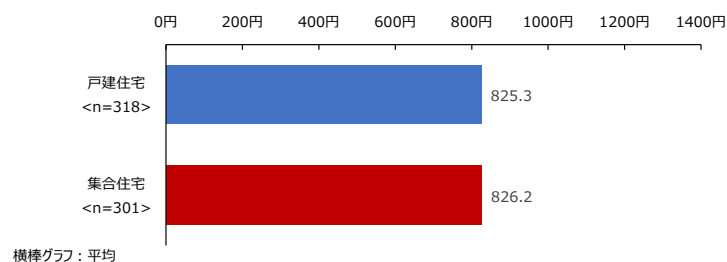
図表 2-167 家庭用小売価格（5m³使用時）
得意先戸数 1001～2500 戸

Q3-4-1-1 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔5m³まで〕：得意先戸数1001～2500戸



図表 2-168 家庭用小売価格（5m³使用時）
得意先戸数 2501 戸～

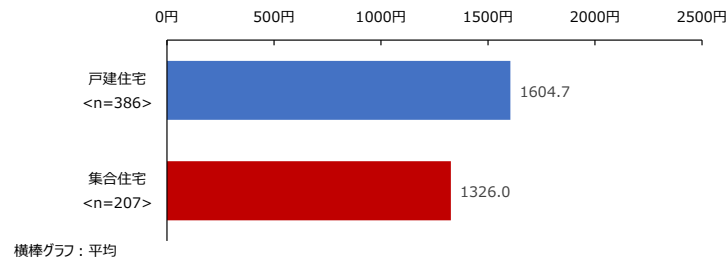
Q3-4-1-1 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔5m³まで〕：得意先戸数2501戸～



②5～10m³使用時

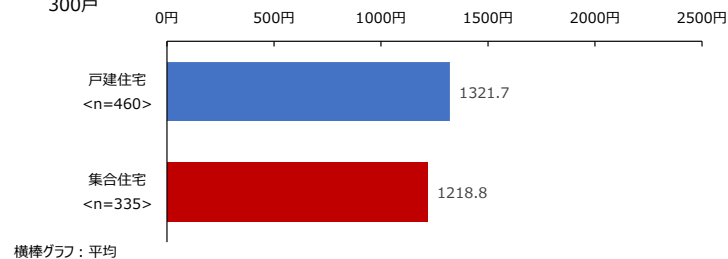
図表 2-169 家庭用小売価格（5～10m³使用時）
得意先戸数 1～150 戸

Q3-4-1-2 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔5～10m³〕：得意先戸数1～150戸



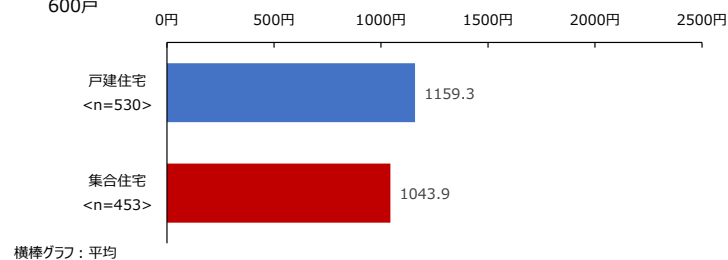
図表 2-170 家庭用小売価格（5～10m³使用時）
得意先戸数 151～300 戸

Q3-4-1-2 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔5～10m³〕：得意先戸数151～300戸



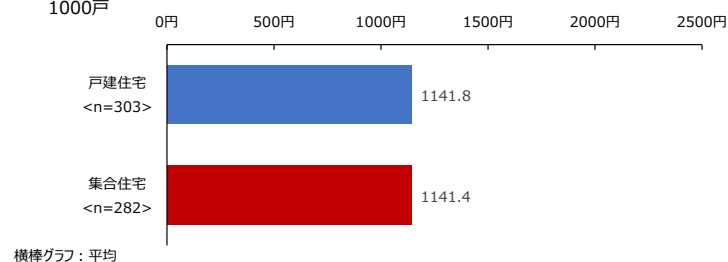
図表 2-171 家庭用小売価格（5～10m³使用時）
得意先戸数 301～600 戸

Q3-4-1-2 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔5～10m³〕：得意先戸数301～600戸



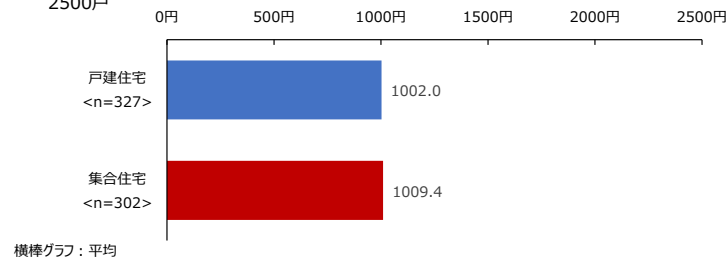
図表 2-172 家庭用小売価格（5～10m³使用時）
得意先戸数 601～1000 戸

Q3-4-1-2 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔5～10m³〕：得意先戸数601～1000戸



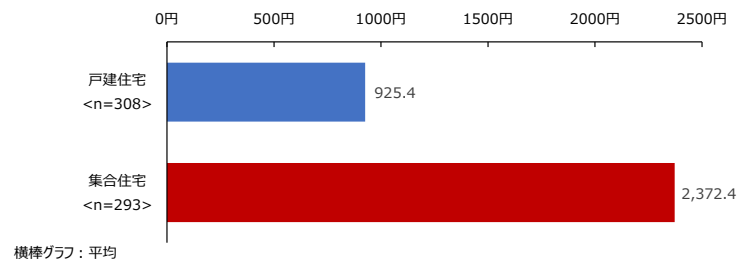
図表 2-173 家庭用小売価格（5～10m³使用時）
得意先戸数 1001～2500 戸

Q3-4-1-2 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔5～10m³〕：得意先戸数1001～2500戸



図表 2-174 家庭用小売価格（5～10m³使用時）
得意先戸数 2501 戸～

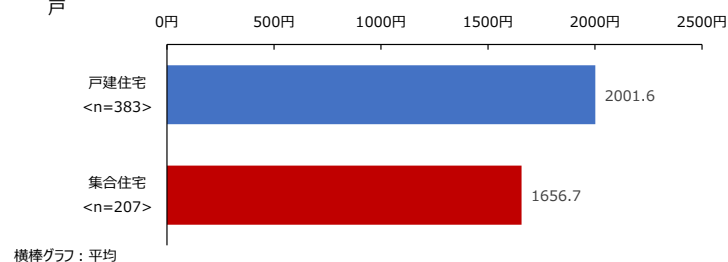
Q3-4-1-2 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔5～10m³〕：得意先戸数2501戸～



③10～15m³使用時

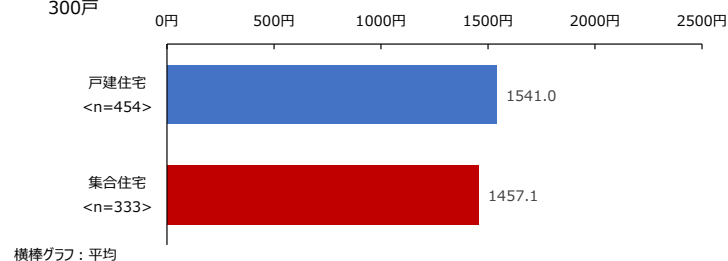
図表 2-175 家庭用小売価格（10～15m³使用時）
得意先戸数 1～150 戸

Q3-4-2-3 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔10～15m³〕：得意先戸数1～150戸



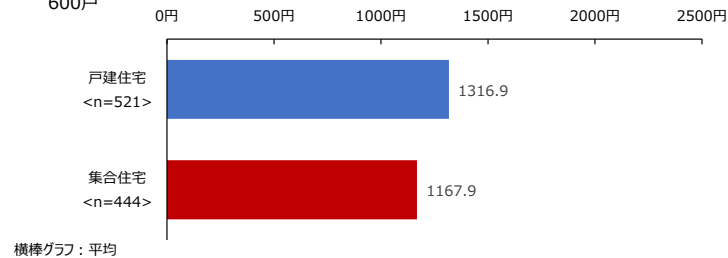
図表 2-176 家庭用小売価格（10～15m³使用時）
得意先戸数 151～300 戸

Q3-4-2-3 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔10～15m³〕：得意先戸数151～300戸



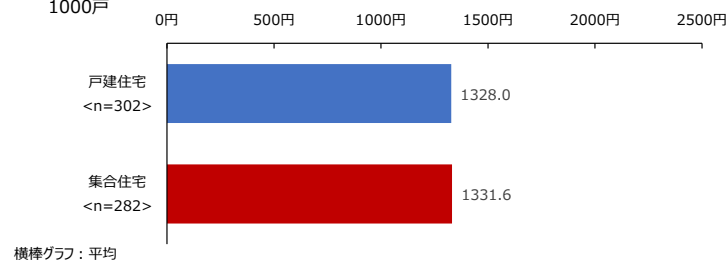
図表 2-177 家庭用小売価格（10～15m³使用時）
得意先戸数 301～600 戸

Q3-4-2-3 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔10～15m³〕：得意先戸数301～600戸



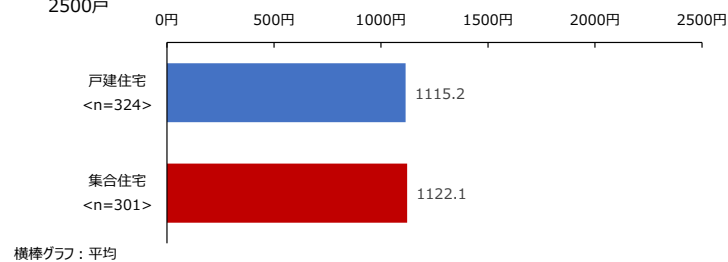
図表 2-178 家庭用小売価格（10～15m³使用時）
得意先戸数 601～1000 戸

Q3-4-2-3 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔10～15m³〕：得意先戸数601～1000戸



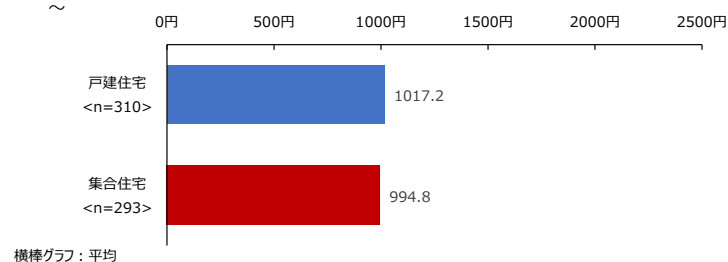
図表 2-179 家庭用小売価格（10～15m³使用時）
得意先戸数 1001～2500 戸

Q3-4-2-3 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔10～15m³〕：得意先戸数1001～2500戸



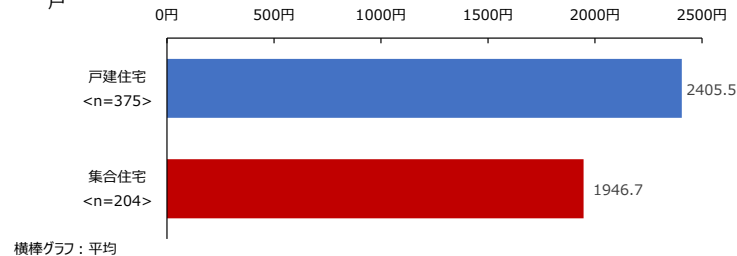
図表 2-180 家庭用小売価格（10～15m³使用時）
得意先戸数 2501 戸～

Q3-4-2-3 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔10～15m³〕：得意先戸数2501戸～

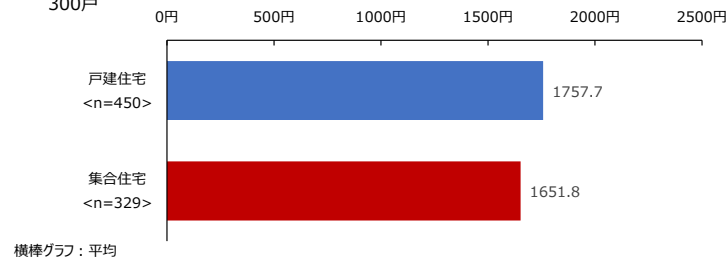


④15～20m³使用時図表 2-181 家庭用小売価格（15～20m³使用時）
得意先戸数 1～150 戸

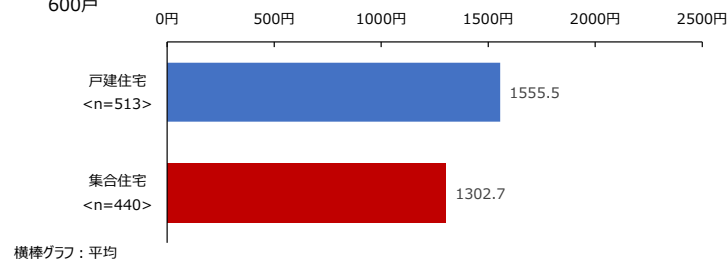
Q3-4-1-4 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔15～20m³〕：得意先戸数1～150戸

図表 2-182 家庭用小売価格（15～20m³使用時）
得意先戸数 151～300 戸

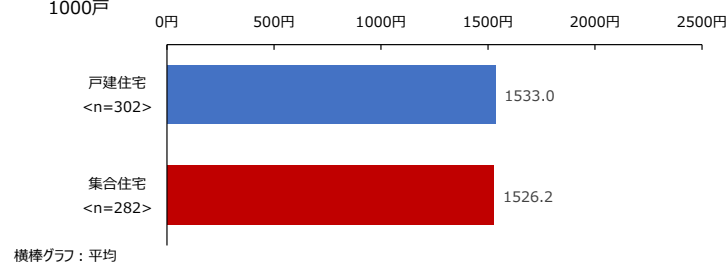
Q3-4-1-4 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔15～20m³〕：得意先戸数151～300戸

図表 2-183 家庭用小売価格（15～20m³使用時）
得意先戸数 301～600 戸

Q3-4-1-4 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔15～20m³〕：得意先戸数301～600戸

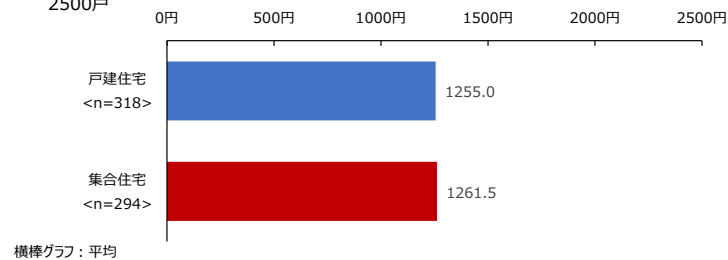
図表 2-184 家庭用小売価格（15～20m³使用時）
得意先戸数 601～1000 戸

Q3-4-1-4 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔15～20m³〕：得意先戸数601～1000戸



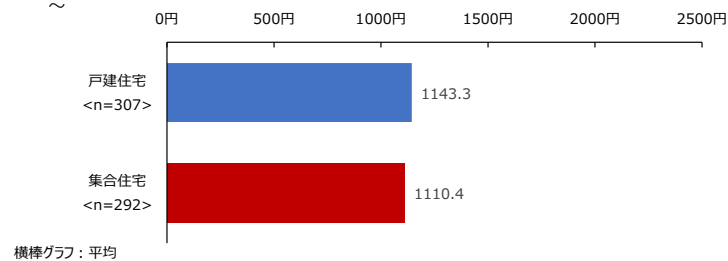
図表 2-185 家庭用小売価格（15～20m³使用時）
得意先戸数 1001～2500 戸

Q3-4-1-4 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔15～20m³〕：得意先戸数1001～2500戸



図表 2-186 家庭用小売価格（15～20m³使用時）
得意先戸数 2501 戸～

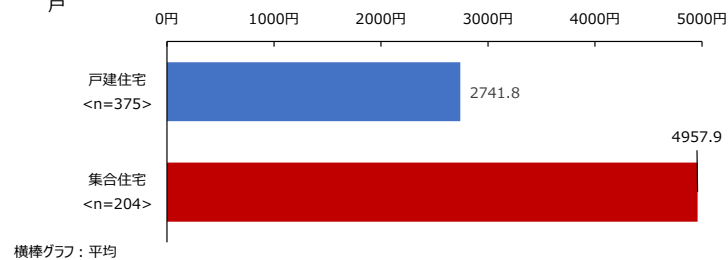
Q3-4-1-4 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔15～20m³〕：得意先戸数2501戸～



⑤20～25m³使用時

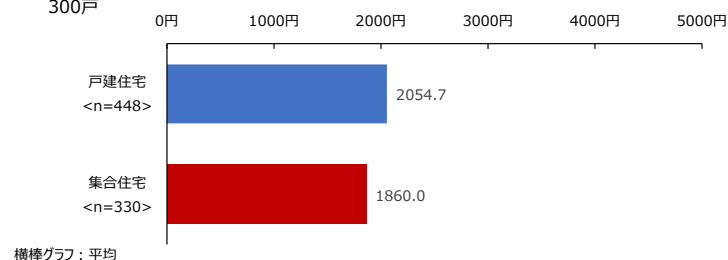
図表 2-187 家庭用小売価格（20～25m³使用時）
得意先戸数 1～150 戸

Q3-4-1-5 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔20～25m³〕：得意先戸数1～150戸



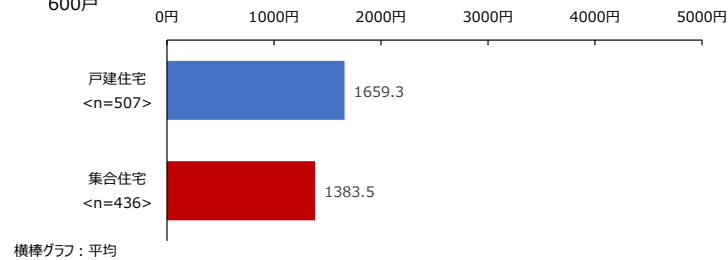
図表 2-188 家庭用小売価格（20～25m³使用時）
得意先戸数 151～300 戸

Q3-4-1-5 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔20～25m³〕：得意先戸数151～300戸



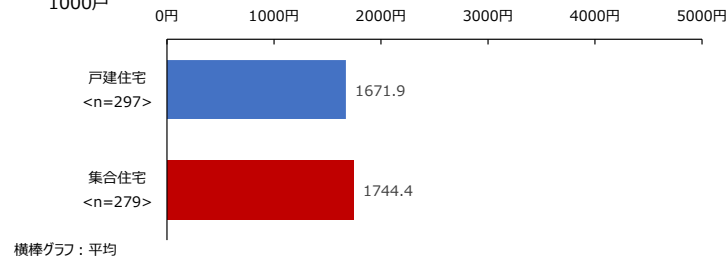
図表 2-189 家庭用小売価格（20～25m³使用時）
得意先戸数 301～600 戸

Q3-4-1-5 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔20～25m³〕：得意先戸数301～600戸



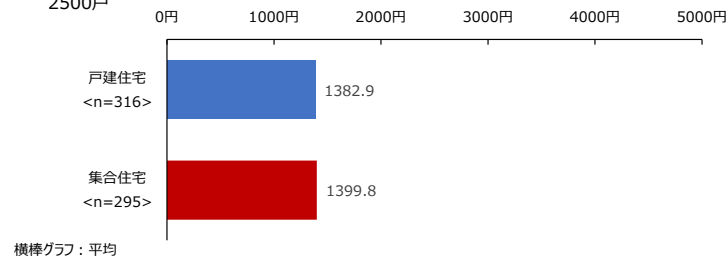
図表 2-190 家庭用小売価格（20～25m³使用時）
得意先戸数 601～1000 戸

Q3-4-1-5 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔20～25m³〕：得意先戸数601～1000戸



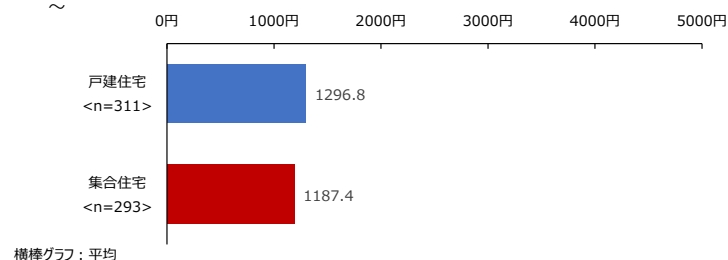
図表 2-191 家庭用小売価格（20～25m³使用時）
得意先戸数 1001～2500 戸

Q3-4-1-5 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔20～25m³〕：得意先戸数1001～2500戸



図表 2-192 家庭用小売価格（20～25m³使用時）
得意先戸数 2501 戸～

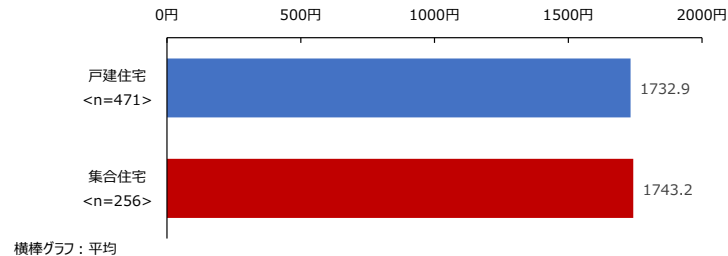
Q3-4-1-5 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔20～25m³〕：得意先戸数2501戸～



⑥基本料金

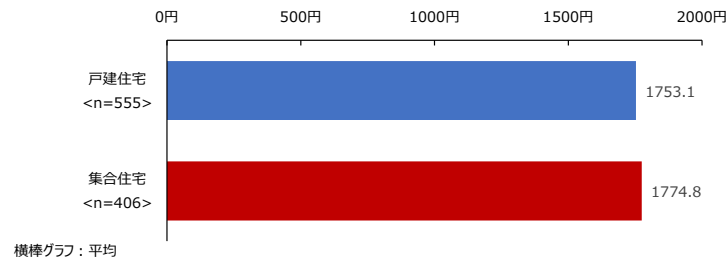
図表 2-193 家庭用小売価格（基本料金）
得意先戸数 1～150 戸

Q3-5-1 (3)で基本料金（家庭用）を『設定している』、『一部設定している』と回答した方はご記入ください【基本料金】：得意先戸数1～150戸



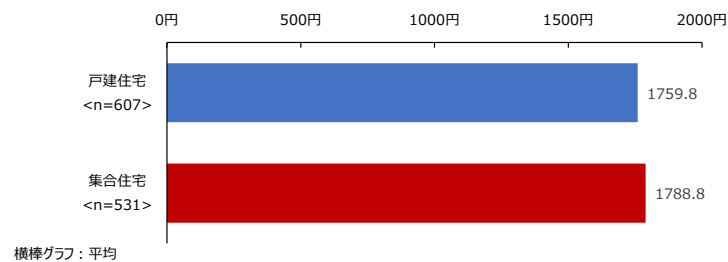
図表 2-194 家庭用小売価格（基本料金）
得意先戸数 151～300 戸

Q3-5-1 (3)で基本料金（家庭用）を『設定している』、『一部設定している』と回答した方はご記入ください【基本料金】：得意先戸数151～300戸



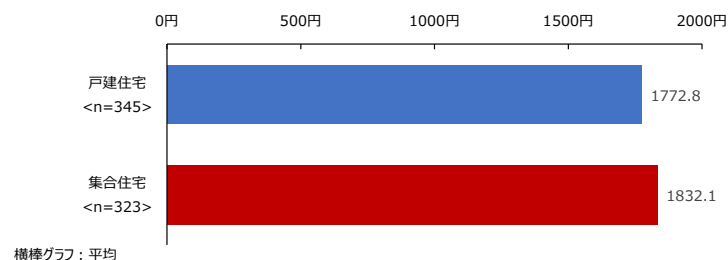
図表 2-195 家庭用小売価格（基本料金）
得意先戸数 301～600 戸

Q3-5-1 (3)で基本料金（家庭用）を『設定している』、『一部設定している』と回答した方はご記入ください【基本料金】：得意先戸数301～600戸



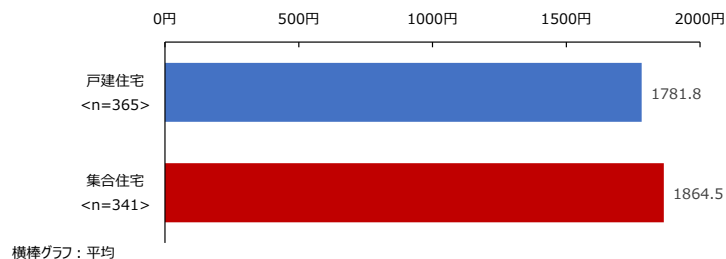
図表 2-196 家庭用小売価格（基本料金）
得意先戸数 601～1000 戸

Q3-5-1 (3)で基本料金（家庭用）を『設定している』、『一部設定している』と回答した方はご記入ください【基本料金】：得意先戸数601～1000戸



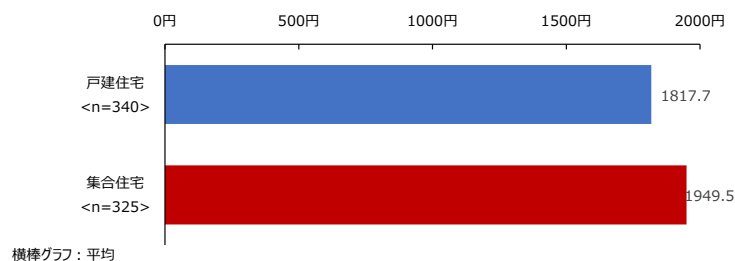
図表 2-197 家庭用小売価格（基本料金）
得意先戸数 1001～2500 戸

Q3-5-1 (3)で基本料金（家庭用）を『設定している』、『一部設定している』と回答した方のご記入ください【基本料金】：得意先戸数1001～2500戸



図表 2-198 家庭用小売価格（基本料金）
得意先戸数 2501 戸～

Q3-5-1 (3)で基本料金（家庭用）を『設定している』、『一部設定している』と回答した方のご記入ください【基本料金】：得意先戸数2501戸～



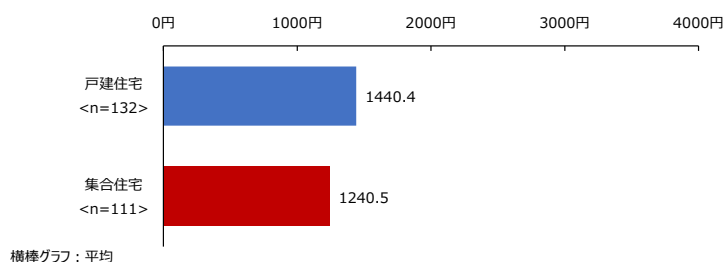
(3) 地域別

地域別では、「戸建住宅用」および「集合住宅用」とともに「北海道」において高価格となっている。一般的に「北海道」の小売価格水準は高いと言われているが、本調査からもこの点が明らかになっている。

①5m³使用時

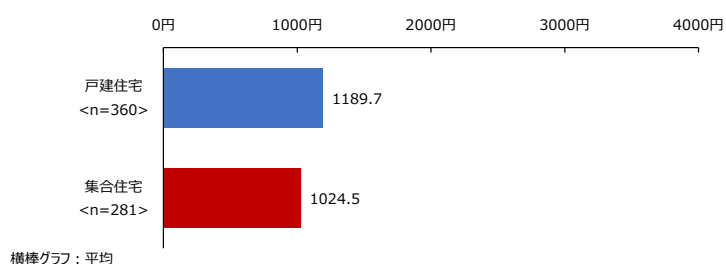
図表 2-199 家庭用小売価格（5m³使用時）
北海道

Q3-4-1-1 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください【5m³まで】：北海道



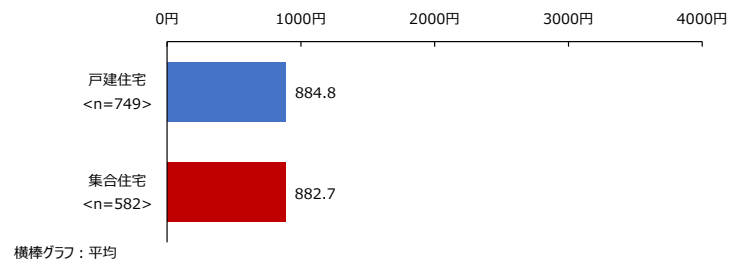
図表 2-200 家庭用小売価格（5m³使用時）
東北

Q3-4-1-1 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください【5m³まで】：東北



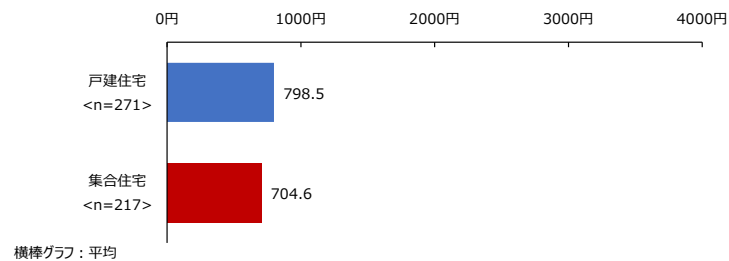
図表 2-201 家庭用小売価格（5m³使用時）
関東

Q3-4-1-1 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔5m³まで〕：関東



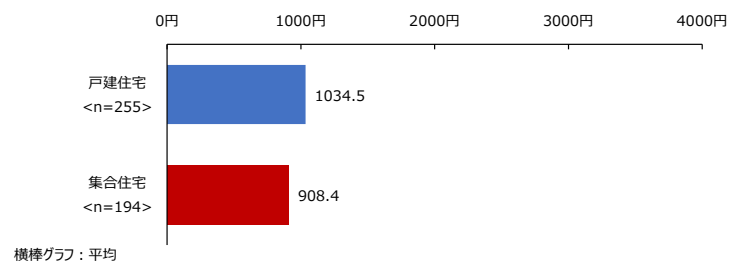
図表 2-202 家庭用小売価格（5m³使用時）
中部

Q3-4-1-1 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔5m³まで〕：中部



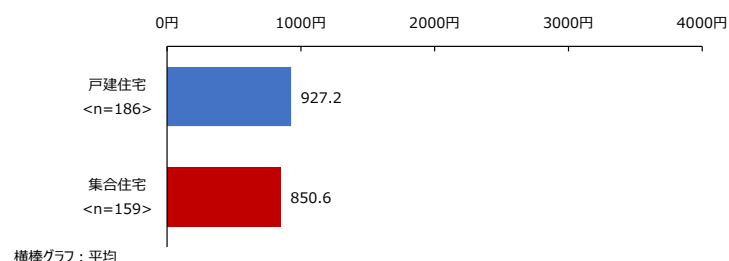
図表 2-203 家庭用小売価格（5m³使用時）
近畿

Q3-4-1-1 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔5m³まで〕：近畿



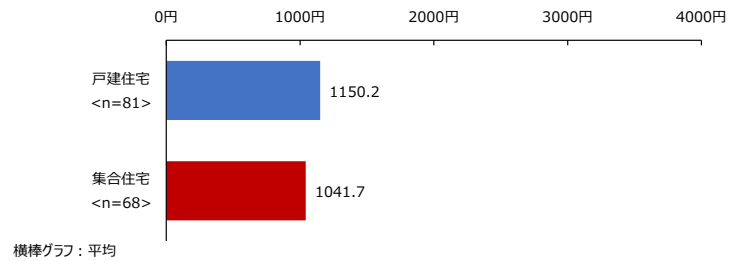
図表 2-204 家庭用小売価格（5m³使用時）
中国

Q3-4-1-1 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔5m³まで〕：中国



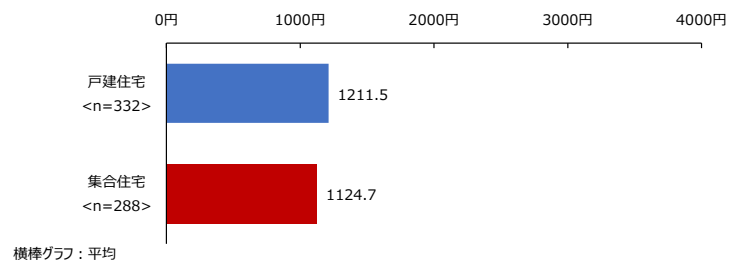
図表 2-205 家庭用小売価格（5m³使用時）
四国

Q3-4-1-1 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください【5m³まで】：四国



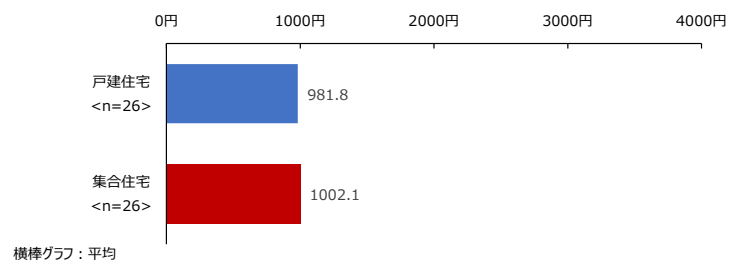
図表 2-206 家庭用小売価格（5m³使用時）
九州

Q3-4-1-1 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください【5m³まで】：九州



図表 2-207 家庭用小売価格（5m³使用時）
沖縄

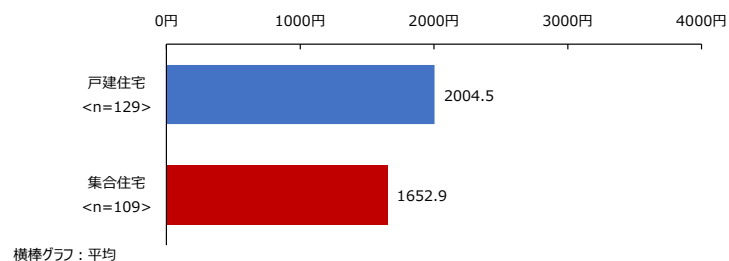
Q3-4-1-1 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください【5m³まで】：沖縄



②5～10m³使用時

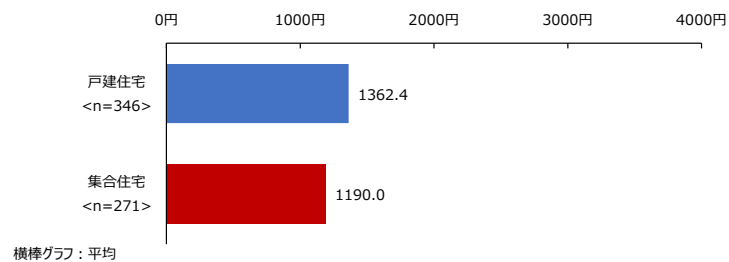
図表 2-208 家庭用小売価格（5～10m³使用時）
北海道

Q3-4-1-2 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください【5～10m³】：北海道



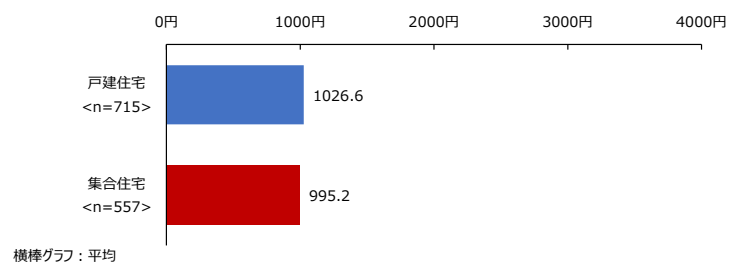
図表 2-209 家庭用小売価格（5～10 m^3 使用時）
東北

Q3-4-1-2 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔5～10 m^3 〕：東北



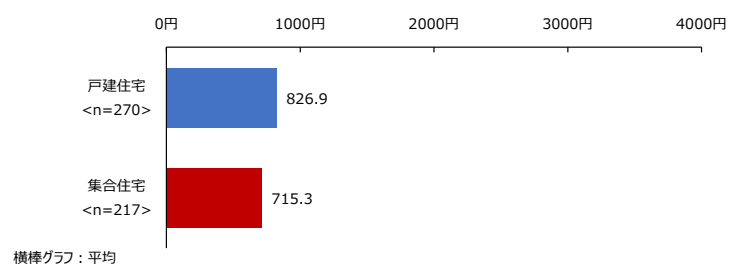
図表 2-210 家庭用小売価格（5～10 m^3 使用時）
関東

Q3-4-1-2 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔5～10 m^3 〕：関東



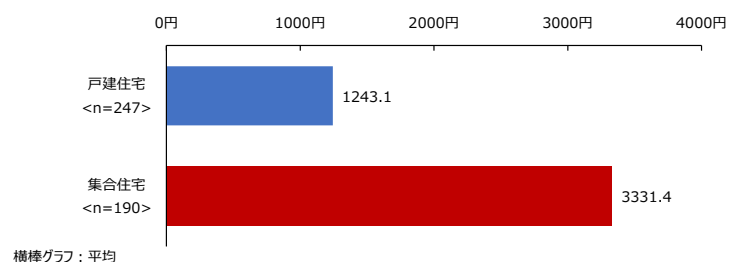
図表 2-211 家庭用小売価格（5～10 m^3 使用時）
中部

Q3-4-1-2 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔5～10 m^3 〕：中部



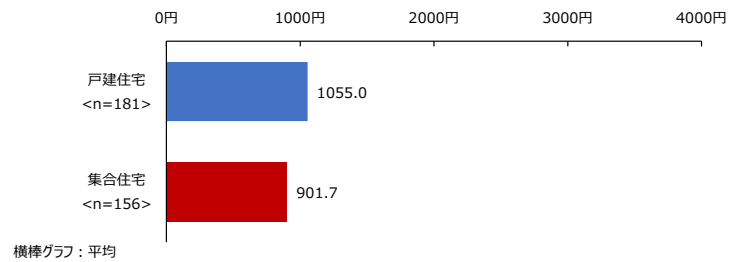
図表 2-212 家庭用小売価格（5～10 m^3 使用時）
近畿

Q3-4-1-2 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔5～10 m^3 〕：近畿



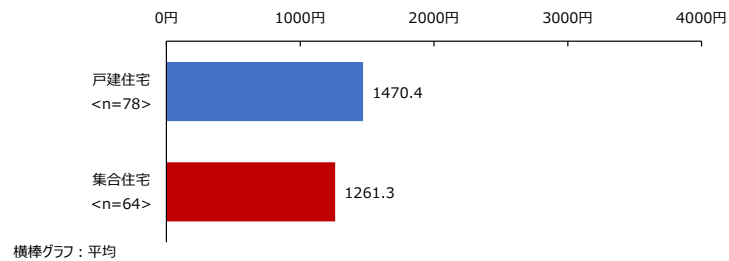
図表 2-213 家庭用小売価格（5～10m³使用時）
中国

Q3-4-1-2 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔5～10m³〕：中国



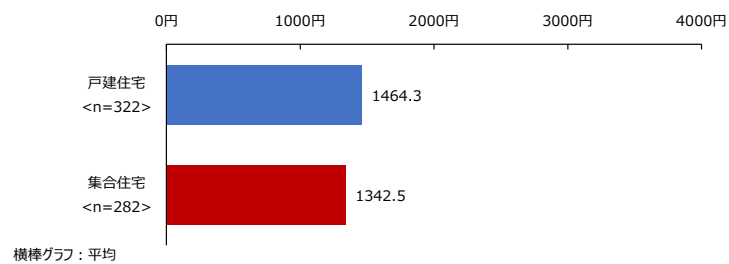
図表 2-214 家庭用小売価格（5～10m³使用時）
四国

Q3-4-1-2 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔5～10m³〕：四国



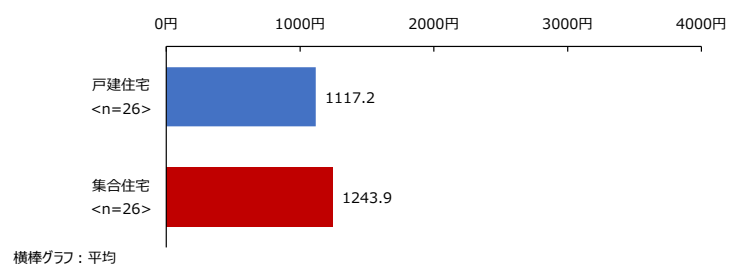
図表 2-215 家庭用小売価格（5～10m³使用時）
九州

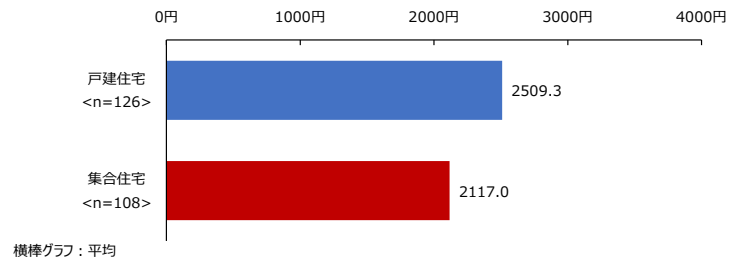
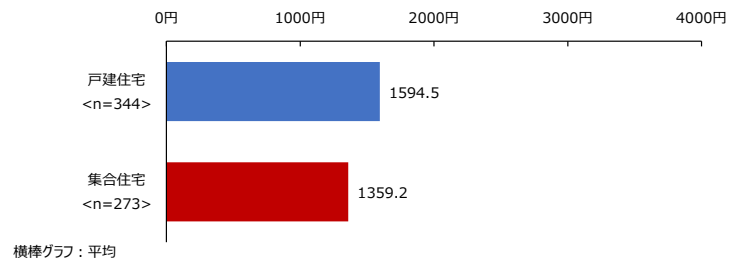
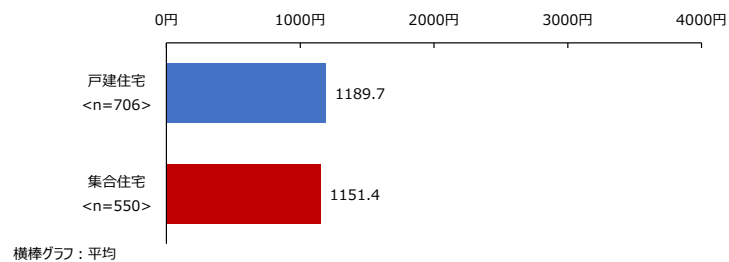
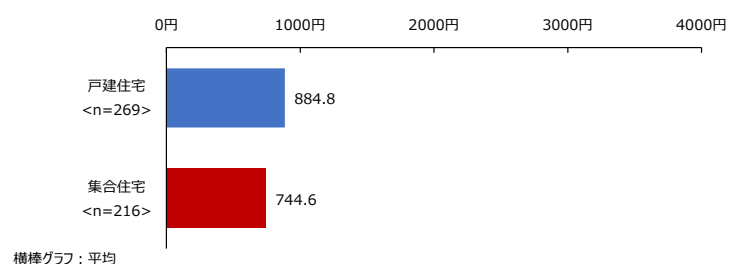
Q3-4-1-2 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔5～10m³〕：九州



図表 2-216 家庭用小売価格（5～10m³使用時）
沖縄

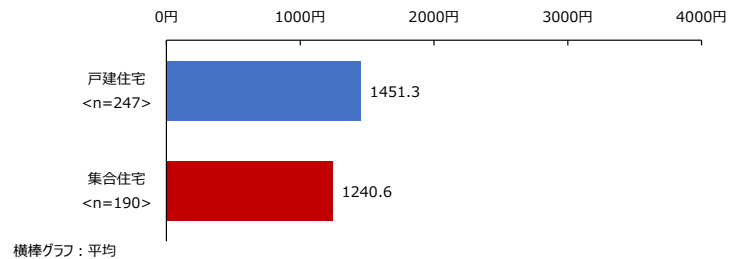
Q3-4-1-2 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔5～10m³〕：沖縄



③10～15m³使用時図表 2-217 家庭用小売価格（10～15m³使用時）
北海道Q3-4-1-3 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔10～15m³〕：北海道図表 2-218 家庭用小売価格（10～15m³使用時）
東北Q3-4-1-3 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔10～15m³〕：東北図表 2-219 家庭用小売価格（10～15m³使用時）
関東Q3-4-1-3 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔10～15m³〕：関東図表 2-220 家庭用小売価格（10～15m³使用時）
中部Q3-4-1-3 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔10～15m³〕：中部

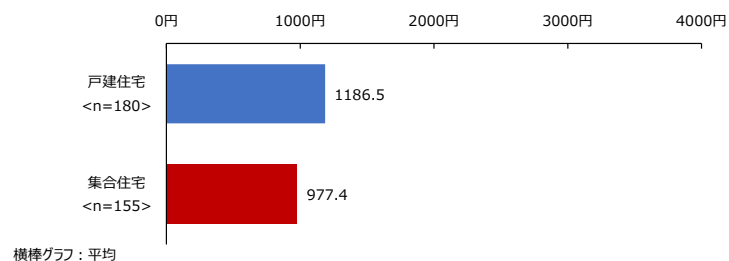
図表 2-221 家庭用小売価格（10～15m³使用時）
近畿

Q3-4-1-3 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔10～15m³〕：近畿



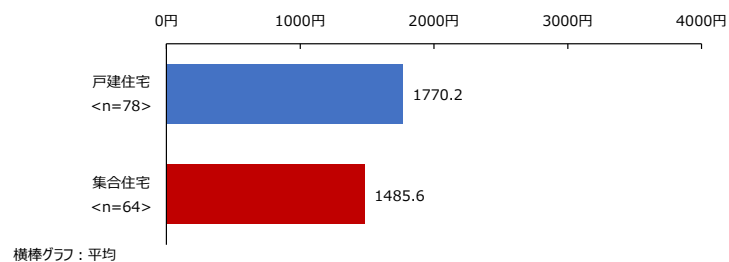
図表 2-222 家庭用小売価格（10～15m³使用時）
中国

Q3-4-1-3 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔10～15m³〕：中国



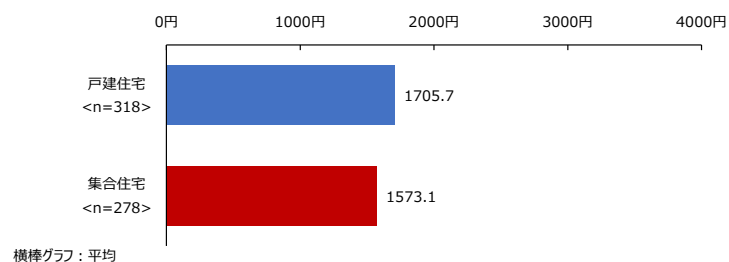
図表 2-223 家庭用小売価格（10～15m³使用時）
四国

Q3-4-1-3 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔10～15m³〕：四国



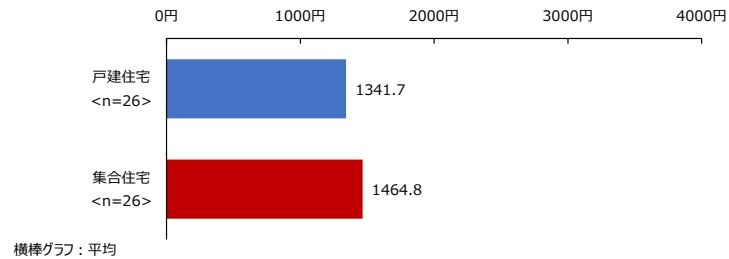
図表 2-224 家庭用小売価格（10～15m³使用時）
九州

Q3-4-1-3 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔10～15m³〕：九州



図表 2-225 家庭用小売価格（10～15m³使用時）
沖縄

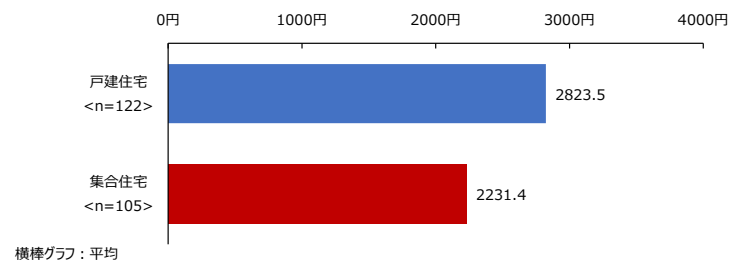
Q3-4-1-3 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔10～15m³〕：沖縄



④15～20m³使用時

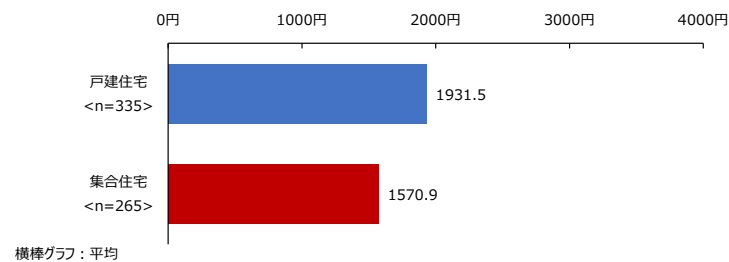
図表 2-226 家庭用小売価格（15～20m³使用時）
北海道

Q3-4-1-4 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔15～20m³〕：北海道



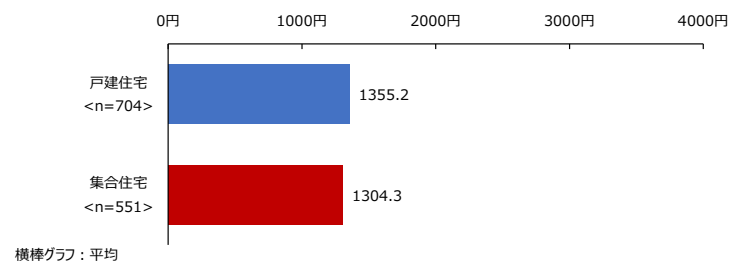
図表 2-227 家庭用小売価格（15～20m³使用時）
東北

Q3-4-1-4 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔15～20m³〕：東北



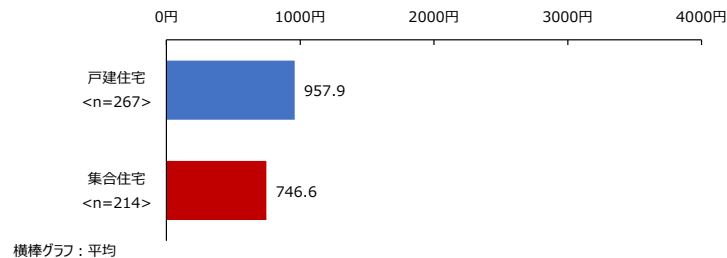
図表 2-228 家庭用小売価格（15～20m³使用時）
関東

Q3-4-1-4 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔15～20m³〕：関東



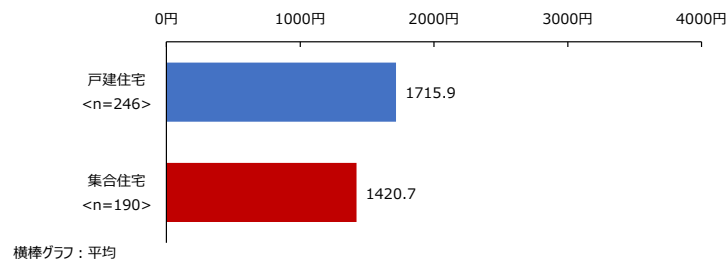
図表 2-229 家庭用小売価格（15～20m³使用時）
中部

Q3-4-1-4 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔15～20m³〕：中部



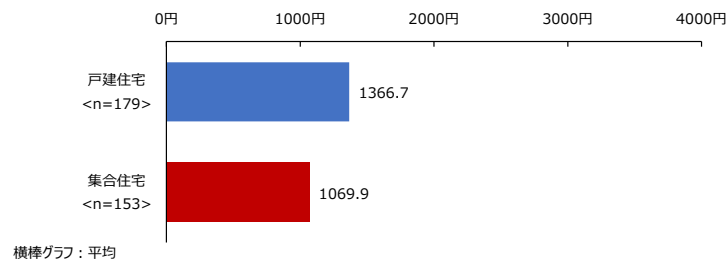
図表 2-230 家庭用小売価格（15～20m³使用時）
近畿

Q3-4-1-4 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔15～20m³〕：近畿



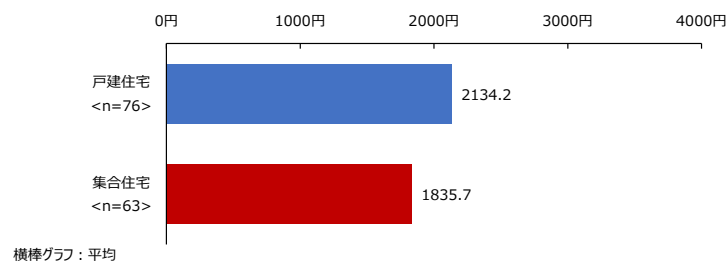
図表 2-231 家庭用小売価格（15～20m³使用時）
中国

Q3-4-1-4 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔15～20m³〕：中国



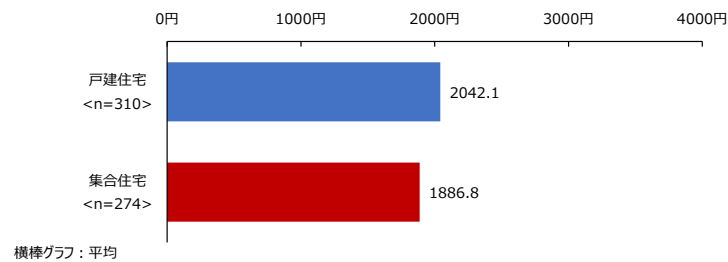
図表 2-232 家庭用小売価格（15～20m³使用時）
四国

Q3-4-1-4 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔15～20m³〕：四国



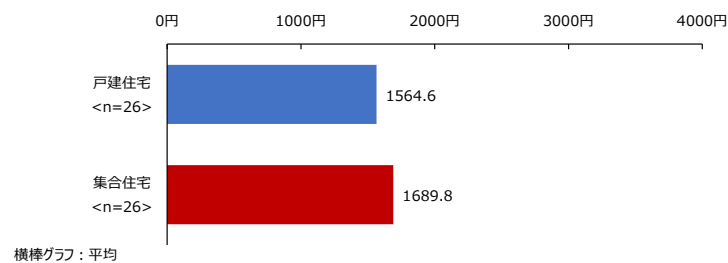
図表 2-233 家庭用小売価格（15～20m³使用時）
九州

Q3-4-1-4 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔15～20m³〕：九州



図表 2-234 家庭用小売価格（15～20m³使用時）
沖縄

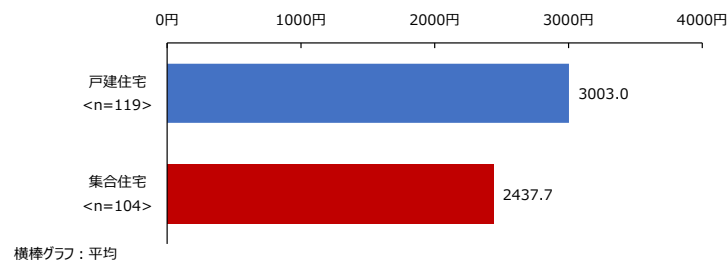
Q3-4-1-4 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔15～20m³〕：沖縄



⑤20～25m³使用時

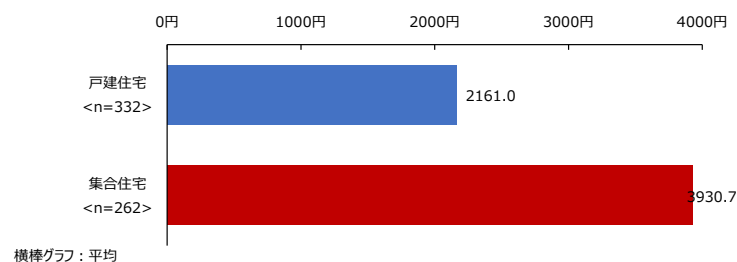
図表 2-235 家庭用小売価格（20～25m³使用時）
北海道

Q3-4-1-5 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔20～25m³〕：北海道



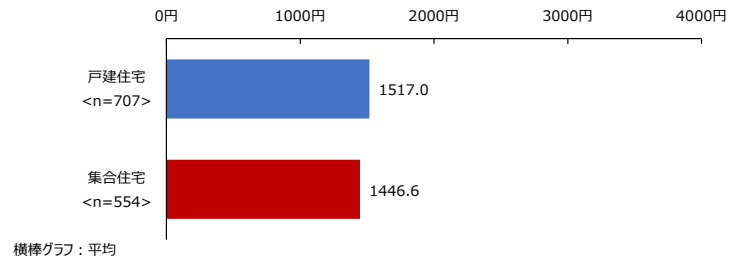
図表 2-236 家庭用小売価格（20～25m³使用時）
東北

Q3-4-1-5 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔20～25m³〕：東北



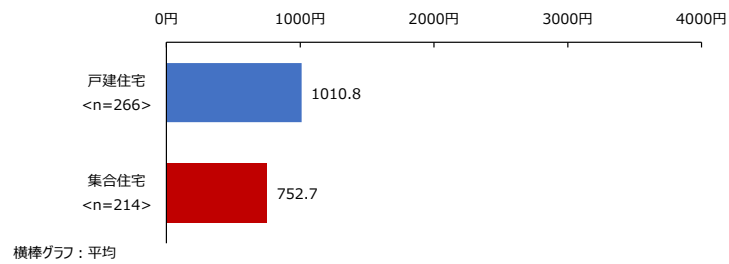
図表 2-237 家庭用小売価格（20～25m³使用時）
関東

Q3-4-1-5 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔20～25m³〕：関東



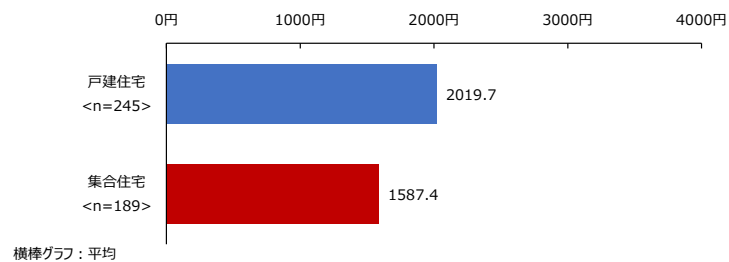
図表 2-238 家庭用小売価格（20～25m³使用時）
中部

Q3-4-1-5 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔20～25m³〕：中部



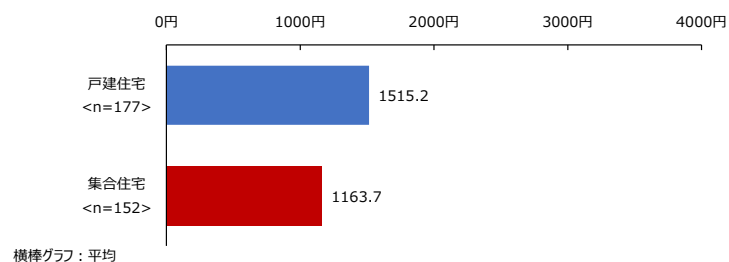
図表 2-239 家庭用小売価格（20～25m³使用時）
近畿

Q3-4-1-5 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔20～25m³〕：近畿



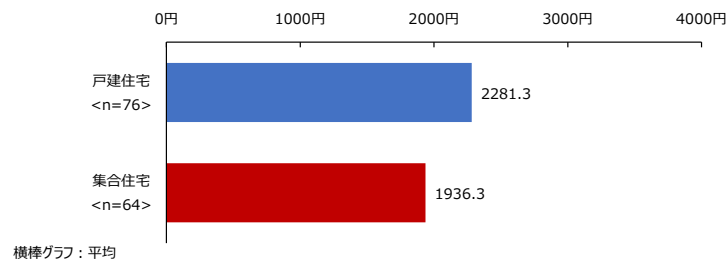
図表 2-240 家庭用小売価格（20～25m³使用時）
中国

Q3-4-1-5 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔20～25m³〕：中国



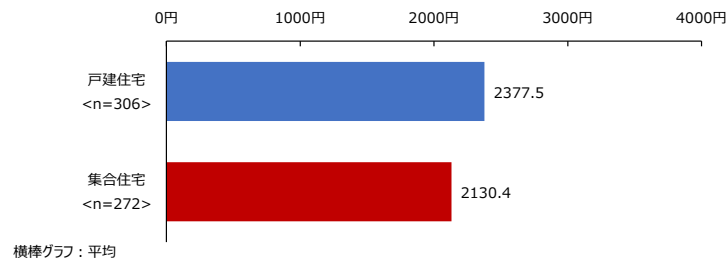
図表 2-241 家庭用小売価格（20～25m³使用時）
四国

Q3-4-1-5 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔20～25m³〕：四国



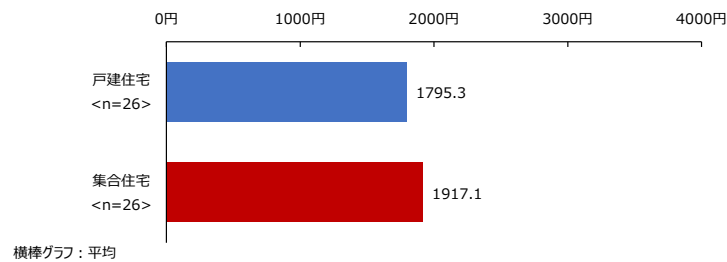
図表 2-242 家庭用小売価格（20～25m³使用時）
九州

Q3-4-1-5 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔20～25m³〕：九州



図表 2-243 家庭用小売価格（20～25m³使用時）
沖縄

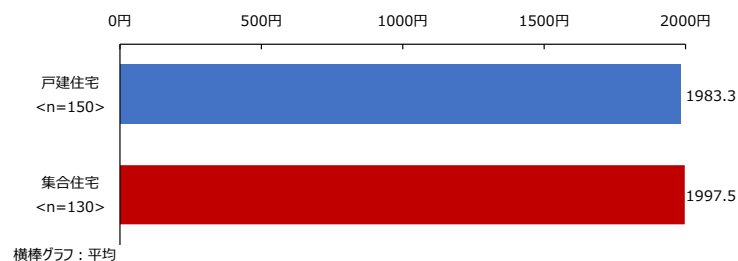
Q3-4-1-5 (1)で回答いただいた料金表のうち令和5年8月時点でもっとも多く採用されている家庭用の料金表の内容をご記入ください〔20～25m³〕：沖縄



⑥基本料金

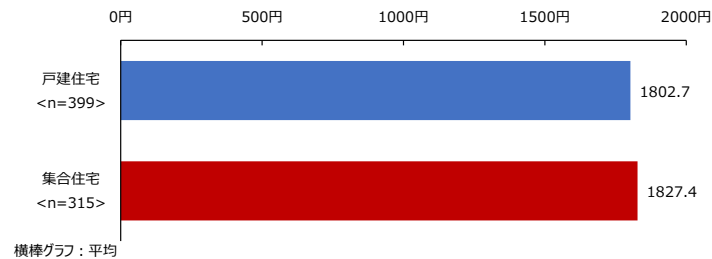
図表 2-244 家庭用小売価格（基本料金）
北海道

Q3-5-1 (3)で基本料金（家庭用）を『設定している』、『一部設定している』と回答した方はご記入ください〔基本料金〕：北海道



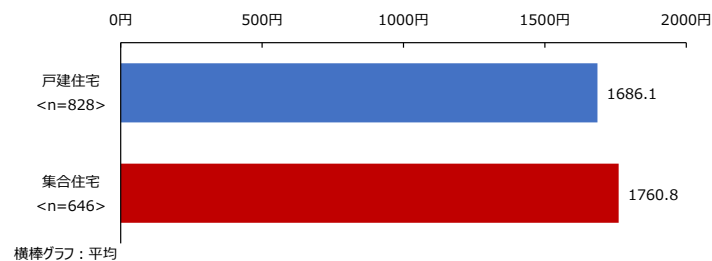
図表 2-245 家庭用小売価格（基本料金）
東北

Q3-5-1 (3)で基本料金（家庭用）を『設定している』、『一部設定している』と回答した方はご記入ください【基本料金】：東北



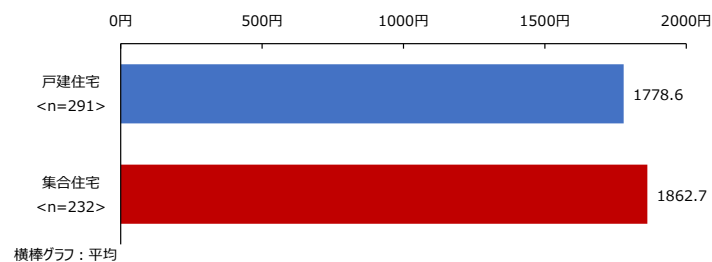
図表 2-246 家庭用小売価格（基本料金）
関東

Q3-5-1 (3)で基本料金（家庭用）を『設定している』、『一部設定している』と回答した方はご記入ください【基本料金】：関東



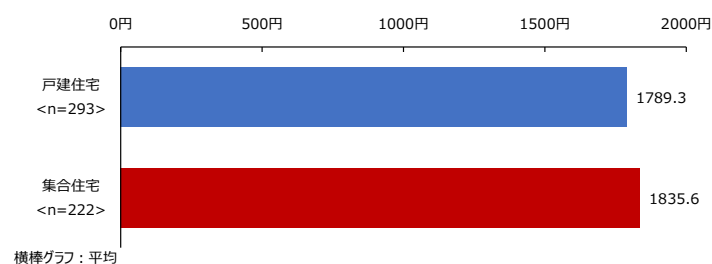
図表 2-247 家庭用小売価格（基本料金）
中部

Q3-5-1 (3)で基本料金（家庭用）を『設定している』、『一部設定している』と回答した方はご記入ください【基本料金】：中部



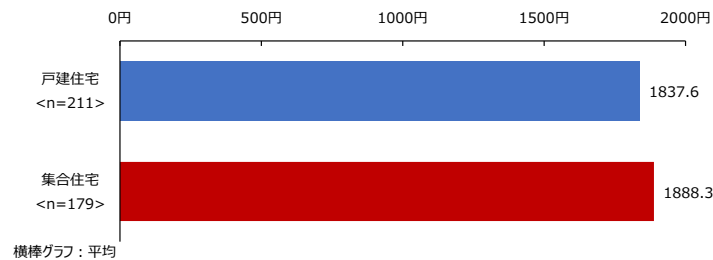
図表 2-248 家庭用小売価格（基本料金）
近畿

Q3-5-1 (3)で基本料金（家庭用）を『設定している』、『一部設定している』と回答した方はご記入ください【基本料金】：近畿



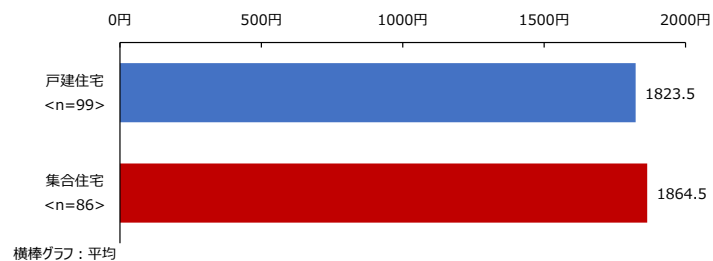
図表 2-249 家庭用小売価格（基本料金）
中国

Q3-5-1 (3)で基本料金（家庭用）を『設定している』、『一部設定している』と回答した方はご記入ください【基本料金】：中国



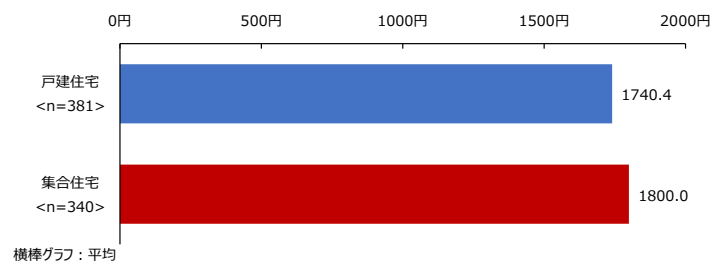
図表 2-250 家庭用小売価格（基本料金）
四国

Q3-5-1 (3)で基本料金（家庭用）を『設定している』、『一部設定している』と回答した方はご記入ください【基本料金】：四国



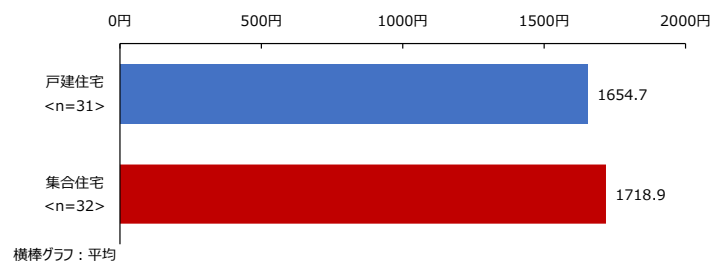
図表 2-251 家庭用小売価格（基本料金）
九州

Q3-5-1 (3)で基本料金（家庭用）を『設定している』、『一部設定している』と回答した方はご記入ください【基本料金】：九州



図表 2-252 家庭用小売価格（基本料金）
沖縄

Q3-5-1 (3)で基本料金（家庭用）を『設定している』、『一部設定している』と回答した方はご記入ください【基本料金】：沖縄

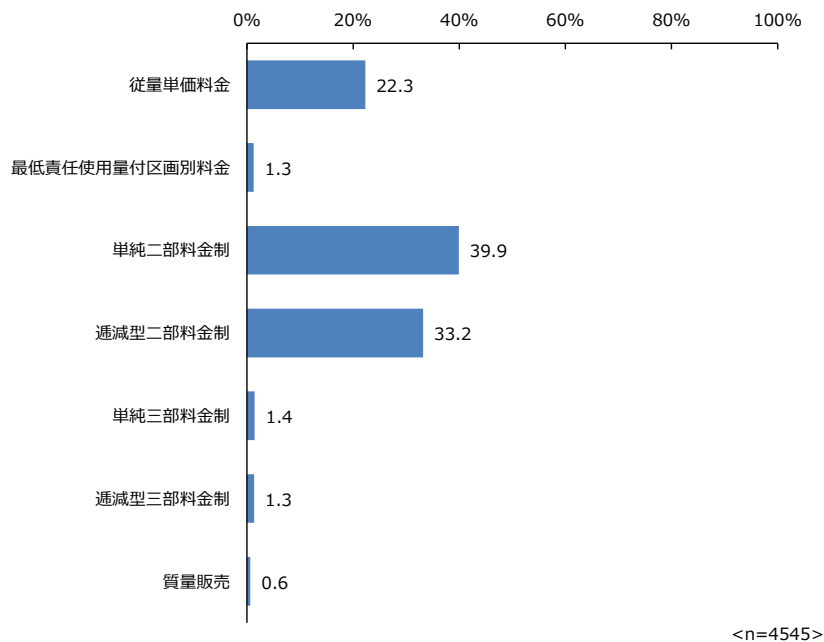


5. 最も多く適用している料金体系

最も多くの顧客に適用している家庭用の料金体系としては、「単純二部料金制」が39.9%、「逕増型二部料金制」が33.2%と両方で7割以上を占め、「二部料金制」が主力との結果となっている。一方で、「単純三部料金制」（1.4%）、「逕増型三部料金制」（1.3%）と、「三部料金制」を挙げた事業者は極めて少数となっている。

【再掲】図表 2-253 最も多く適用している料金体系（家庭用）

Q3-6 (1)で回答いただいた料金表の内容について、下記の料金制度の中で、貴社が最も多くの顧客に適用しているものはどれか1つだけご回答ください

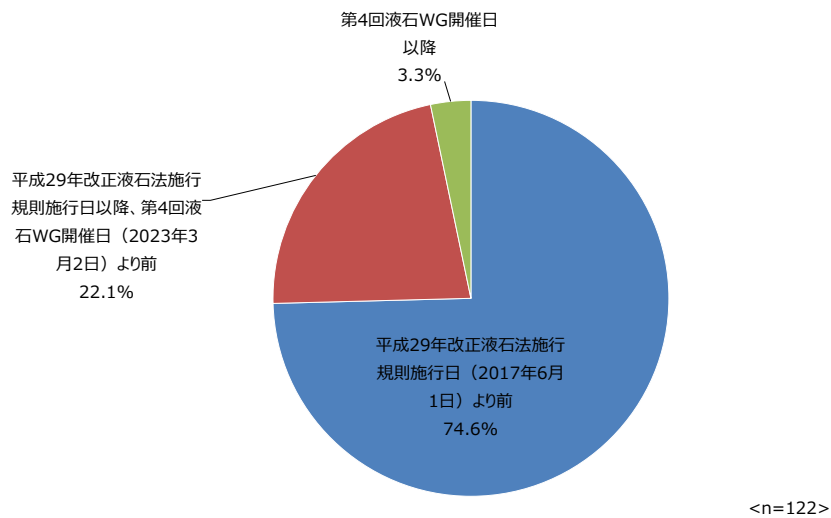


6. 三部料金制の適用開始時期

最も多くの顧客に適用している家庭用の料金体系として「三部料金制」を挙げた事業者が、「三部料金制」の適用を開始した時期は、「平成29年改正液石法施行規則施行日（2017年6月1日）より前」が74.6%となっている。換言すると、ガイドライン制定以前から「三部料金制」を適用していたケースが大多数との結果となっている。

図表 2-254 三部料金制の適用開始時期

Q3-7 (6)で単純三部料金制又は逡減型三部料金制と回答された方にお伺いします。
三部料金制を適用されたのはいつからですか



3-2 料金の透明化について

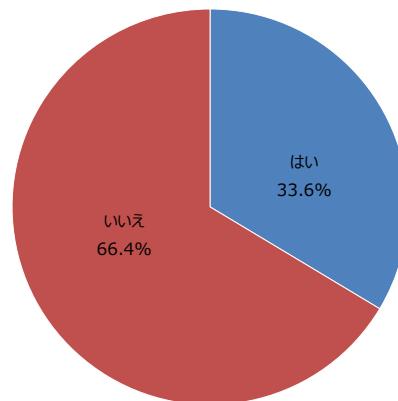
1. ホームページの有無

(1) 回答者全体

ガイドラインにおいて、標準的な料金表の公表の場として推奨されているホームページについては「はい」（ホームページ有り）との回答は33.6%に止まっている。

【再掲】図表 2-255 ホームページの有無

Q3-8 小売価格の公表についてお尋ねします。貴社はホームページをお持ちですか



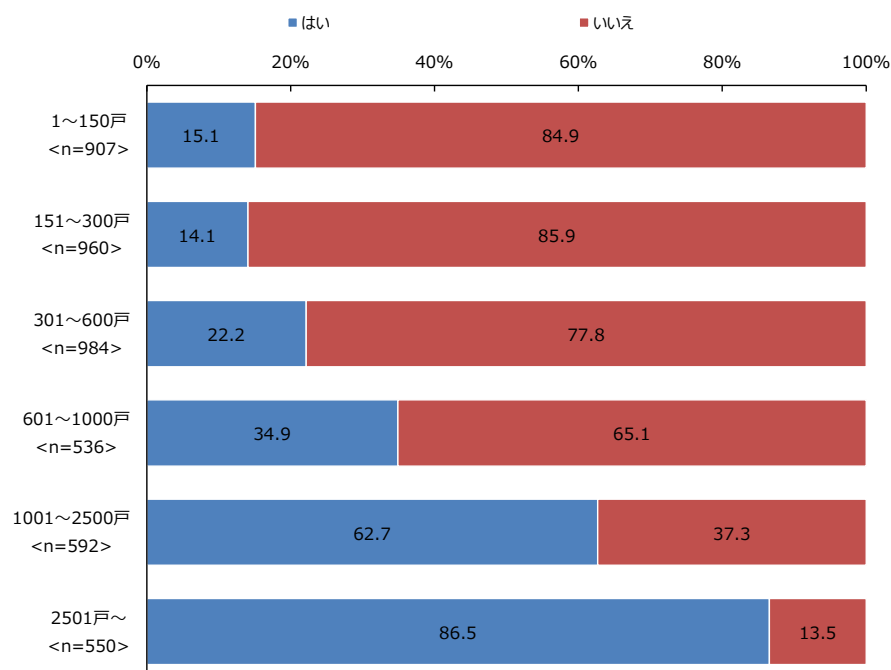
<n=4544>

(2) 規模別

規模別では、得意先戸数「1000戸以下」の事業者においては、ホームページの無い事業者が過半数を占めるが、会社案内や販売促進等、ホームページの本来的な機能の効果も乏しく、また保守や運用費用も発生するため、いたし方ないと言える。

【再掲】図表 2-256 [規模別] ホームページの有無

Q3-8 小売価格の公表についてお尋ねします。貴社はホームページをお持ちですか

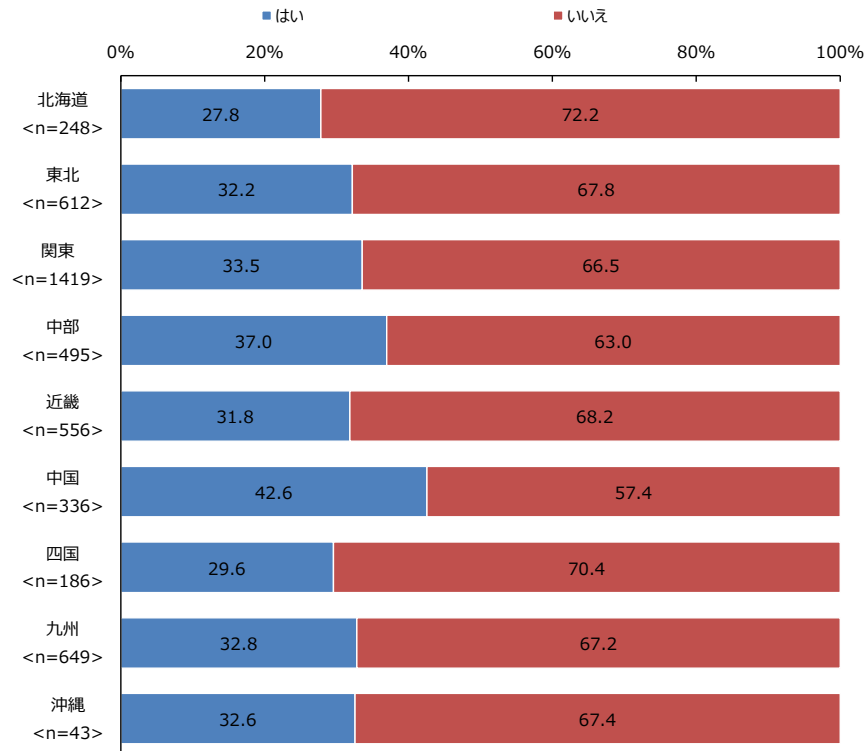


(3) 地域別

地域別では、「中国」が42.6%と、ホームページを持っている比率が高くなっているが、地域性との関連については不明である。

図表 2-257 [地域別] ホームページの有無

Q3-8 小売価格の公表についてお尋ねします。貴社はホームページをお持ちですか

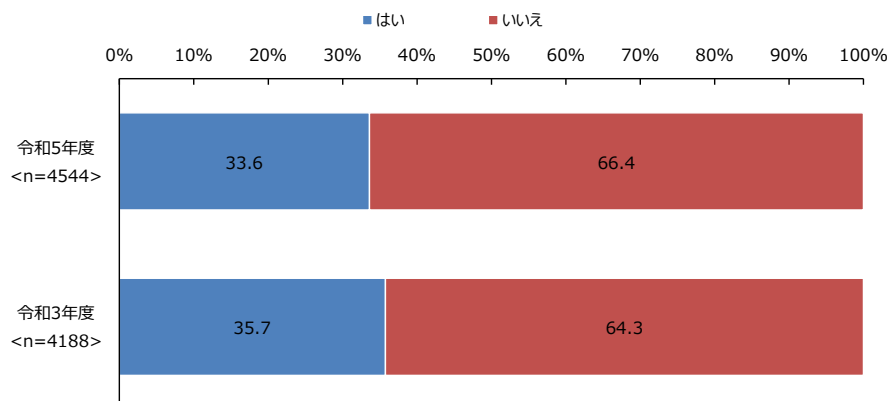


(3) 前回比較

前回との比較では、「はい」が2.1ポイント減少しているが、誤差の範囲内と言え、ホームページの保有率に大きな変化は無いと思われる。

図表 2-258 [前回比較] ホームページの有無

Q3-8 小売価格の公表についてお尋ねします。貴社はホームページをお持ちですか



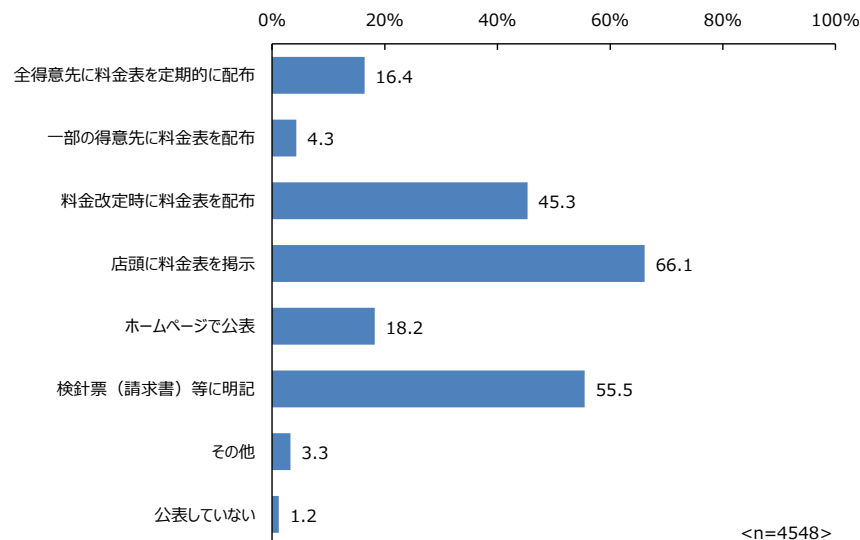
2. 小売価格の公表方法

(1) 回答者全体

小売価格の公表方法としては、「店頭に料金表を掲示」が66.1%で最も多くなっている。小売価格を「公表していない」事業者は1.2%に止まり、価格の開示は進んでいることが窺われる。

【再掲】図表 2-259 小売価格の公表方法

Q3-9 家庭用小売価格の公表についてお尋ねします。貴社ではどのような方法を採用していますか

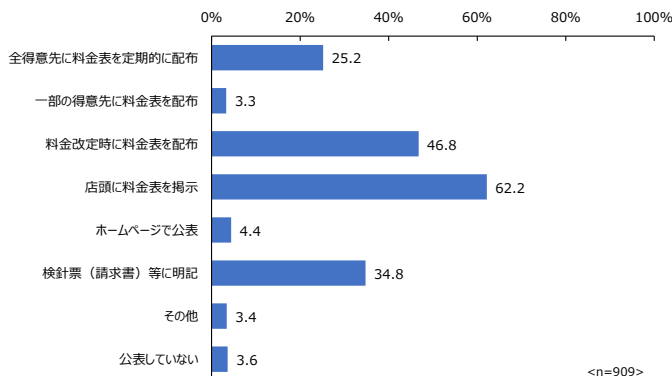


(2) 規模別

規模別においても、主な開示方法は「料金改定時に料金表を配布」、「店頭に料金表を掲示」や「検針票（請求書）等に明記」であるが、規模の大きな事業者においては「ホームページで公表」の比率が高く、開示方法の多様化も進んでいる。

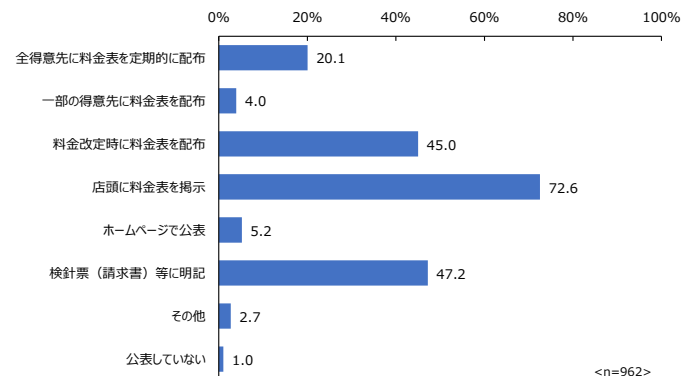
図表 2-260 〔規模別〕 小売価格の公表方法
得意先戸数 1～150 戸

Q3-9 家庭用小売価格の公表についてお尋ねします。貴社ではどのような方法を採用していますか。：得意先戸数1～150戸



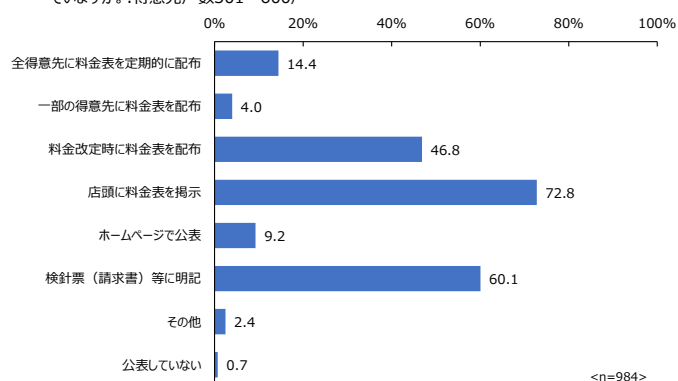
図表 2-261 〔規模別〕 小売価格の公表方法
得意先戸数 151～300 戸

Q3-9 家庭用小売価格の公表についてお尋ねします。貴社ではどのような方法を採用していますか。：得意先戸数151～300戸

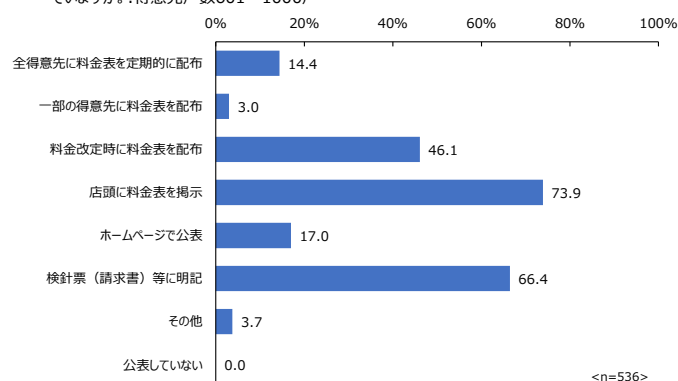


図表 2-262 [規模別] 小売価格の公表方法
得意先戸数 301～600 戸

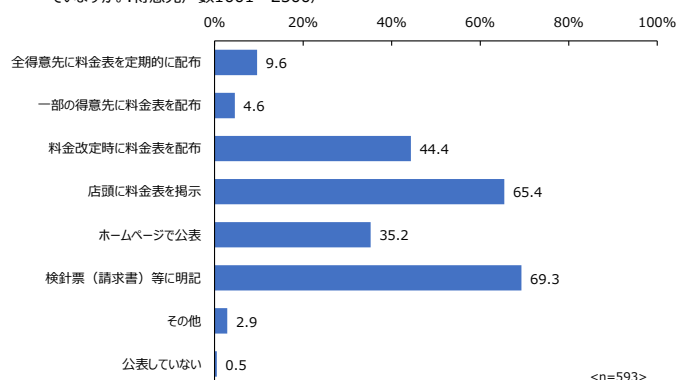
Q3-9 家庭用小売価格の公表についてお尋ねします。貴社ではどのような方法を採用していますか。：得意先戸数301～600戸

図表 2-263 [規模別] 小売価格の公表方法
得意先戸数 601～1000 戸

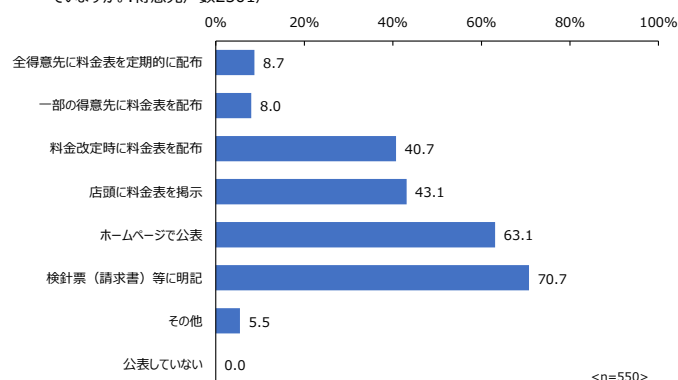
Q3-9 家庭用小売価格の公表についてお尋ねします。貴社ではどのような方法を採用していますか。：得意先戸数601～1000戸

図表 2-264 [規模別] 小売価格の公表方法
得意先戸数 1001～2500 戸

Q3-9 家庭用小売価格の公表についてお尋ねします。貴社ではどのような方法を採用していますか。：得意先戸数1001～2500戸

図表 2-265 [規模別] 小売価格の公表方法
得意先戸数 2501 戸～

Q3-9 家庭用小売価格の公表についてお尋ねします。貴社ではどのような方法を採用していますか。：得意先戸数2501戸～

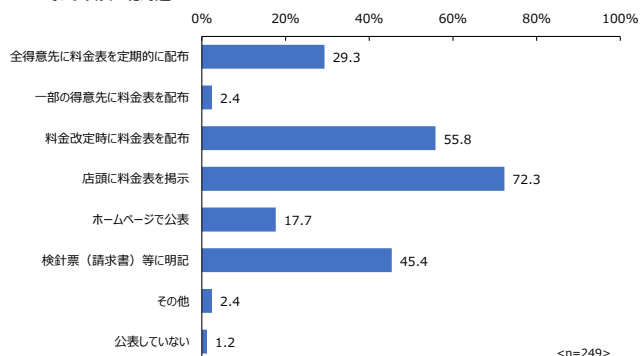


(3) 地域別

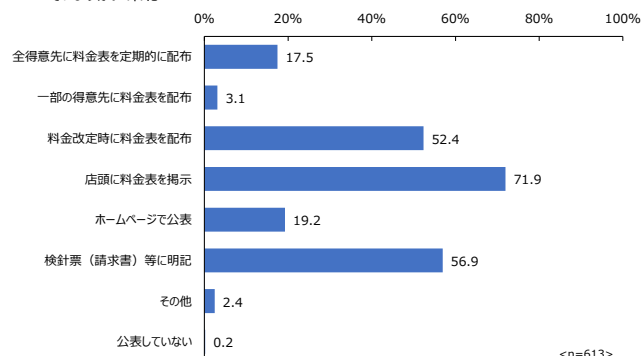
回答比率にはばらつきがあるが、各地域とも「料金改定時に料金表を配布」、「店頭に料金表を掲示」や「検針票（請求書）等に明記」が主な開示方法となっている。

図表 2-266 [地域別] 小売価格の公表方法
北海道

Q3-9 家庭用小売価格の公表についてお尋ねします。貴社ではどのような方法を採用していますか。：北海道

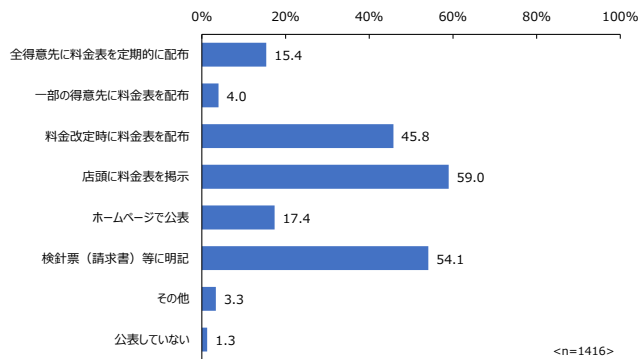
図表 2-267 [地域別] 小売価格の公表方法
東北

Q3-9 家庭用小売価格の公表についてお尋ねします。貴社ではどのような方法を採用していますか。：東北

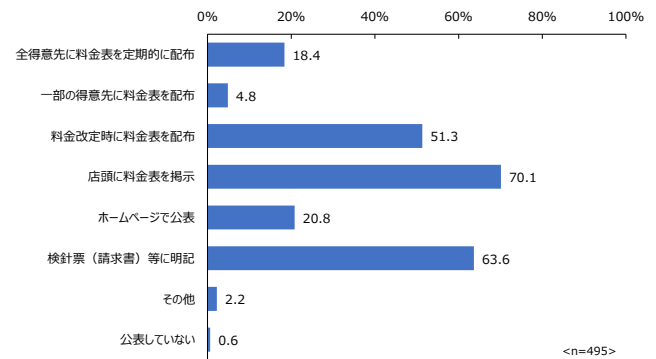


図表 2-268 [地域別] 小売価格の公表方法
関東

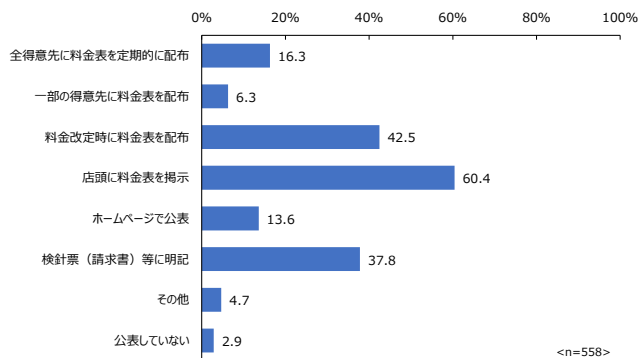
Q3-9 家庭用小売価格の公表についてお尋ねします。貴社ではどのような方法を採用していますか。：関東

図表 2-269 [地域別] 小売価格の公表方法
中部

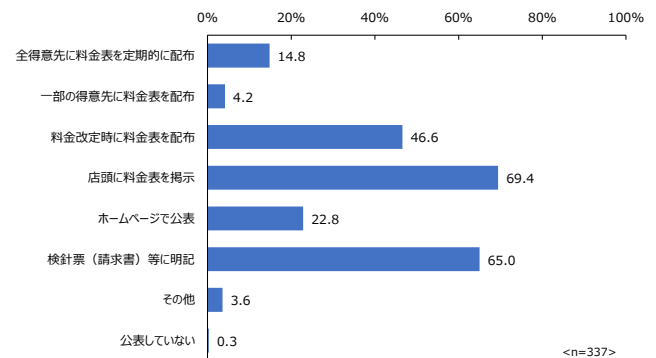
Q3-9 家庭用小売価格の公表についてお尋ねします。貴社ではどのような方法を採用していますか。：中部

図表 2-270 [地域別] 小売価格の公表方法
近畿

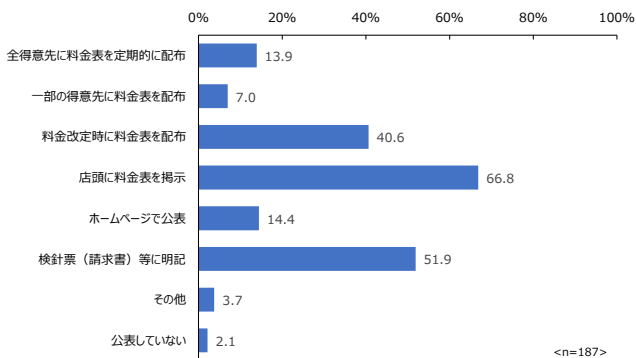
Q3-9 家庭用小売価格の公表についてお尋ねします。貴社ではどのような方法を採用していますか。：近畿

図表 2-271 [地域別] 小売価格の公表方法
中国

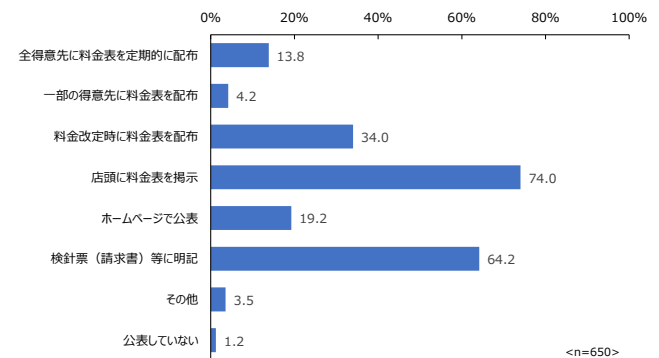
Q3-9 家庭用小売価格の公表についてお尋ねします。貴社ではどのような方法を採用していますか。：中国

図表 2-272 [地域別] 小売価格の公表方法
四国

Q3-9 家庭用小売価格の公表についてお尋ねします。貴社ではどのような方法を採用していますか。：四国

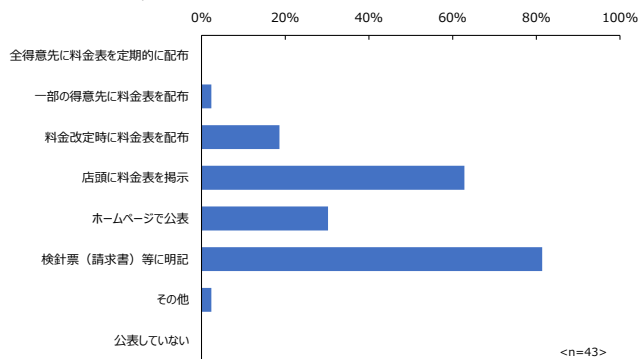
図表 2-273 [地域別] 小売価格の公表方法
九州

Q3-9 家庭用小売価格の公表についてお尋ねします。貴社ではどのような方法を採用していますか。：九州



図表 2-274 [地域別] 小売価格の公表方法
沖縄

Q3-9 家庭用小売価格の公表についてお尋ねします。貴社ではどのような方法を採用していますか。：沖縄

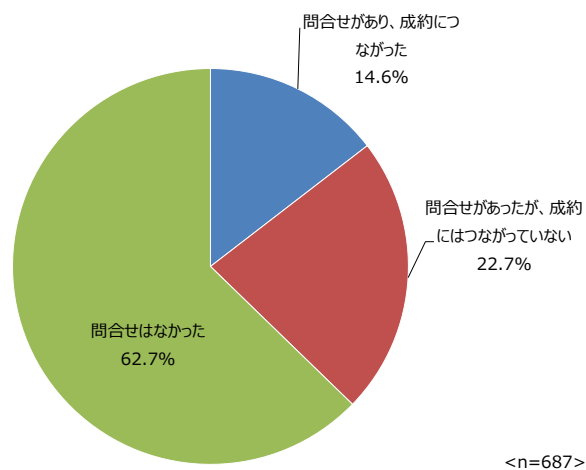


3. 価格に対する問合せ

ホームページを保有している事業者における、得意先等からのホームページ閲覧後の価格に関する問合せについては、「問合せはなかった」との回答が62.7%を占めている。

図表 2-275 価格に対する問合せ

Q3-10 (9)で「ホームページで公表」と回答された方にお尋ねします。ホームページを見て得意先等から価格に関連する問い合わせがあったかどうか、該当するものをお答えください



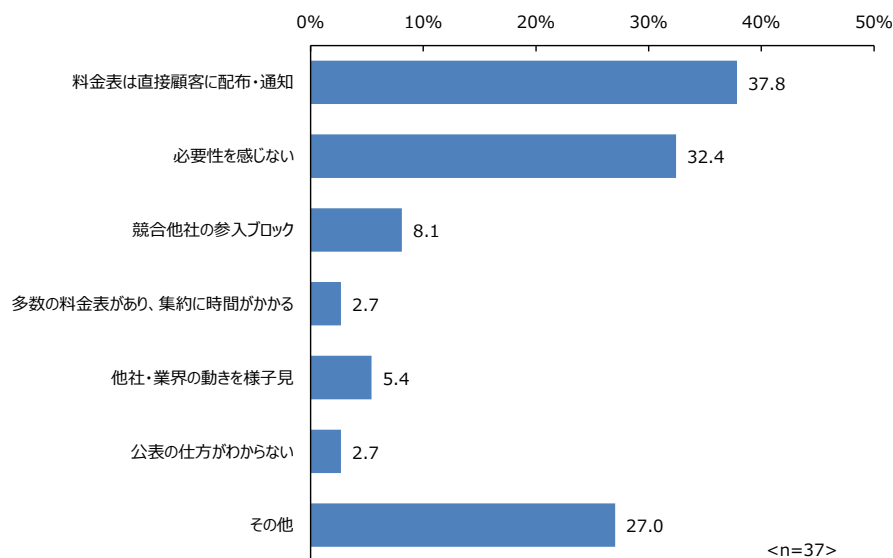
4. 小売価格非公表の理由

(1) 回答者全体

小売価格非公表の理由としては、「料金表は直接顧客に配布・通知」（37.8%）、「必要性を感じない」（32.4%）が上位となっている。小売価格の公表の目的が「不特定多数の一般消費者等が自由に閲覧」にあり、自店の顧客のみへの開示は公表とは言えず、消費者の側に立った対応が望まれる。

【再掲】図表 2-276 小売価格非公表の理由

Q3-11 (9)で『公表していない』と回答された方にお尋ねします。公表していない理由として該当するものをお答えください

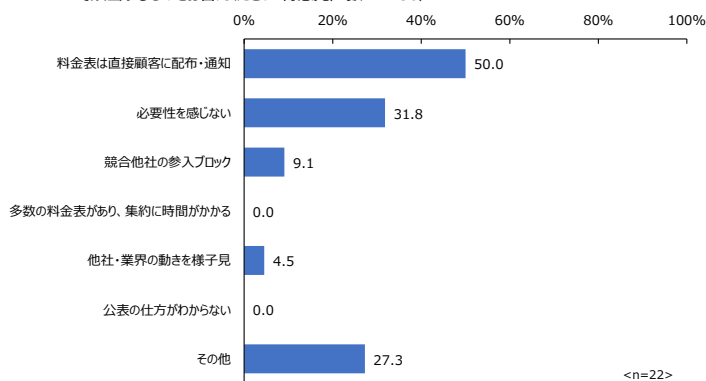


(2) 規模別

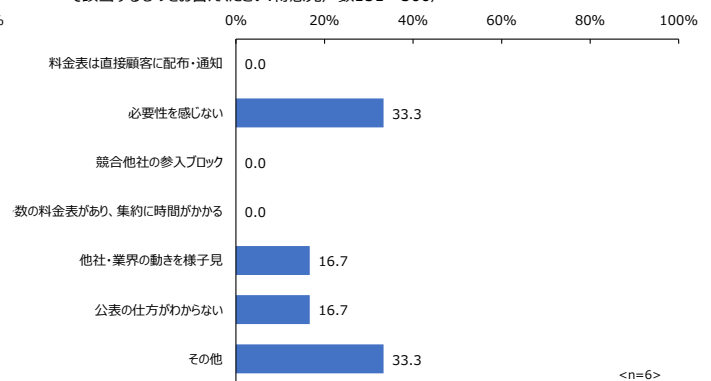
回答者数が少ないため、規模別における回答傾向に相違点は見られない。また、得意先戸数「601～1000戸」と「1001～2500戸」では該当する事業者が無かった。

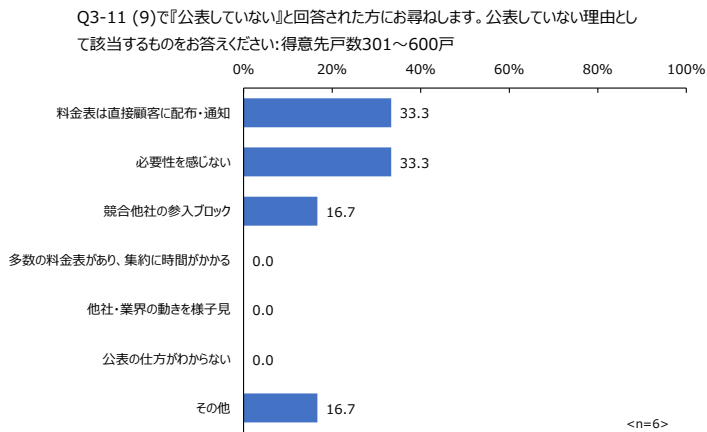
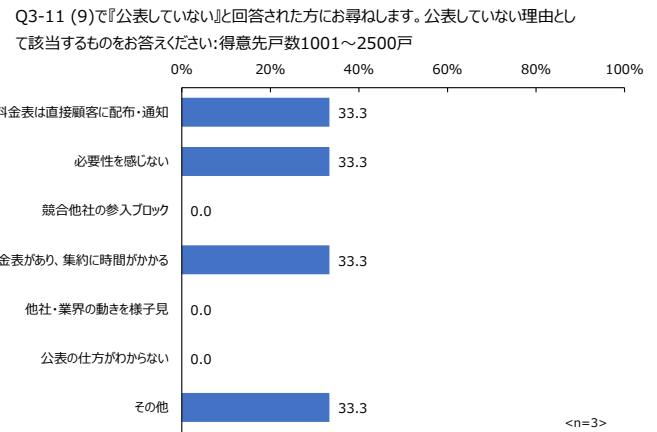
図表 2-277 [規模別] 小売価格非公表の理由
得意先戸数 1～150 戸

Q3-11 (9)で『公表していない』と回答された方にお尋ねします。公表していない理由として該当するものをお答えください: 得意先戸数1～150戸

図表 2-278 [規模別] 小売価格非公表の理由
得意先戸数 151～300 戸

Q3-11 (9)で『公表していない』と回答された方にお尋ねします。公表していない理由として該当するものをお答えください: 得意先戸数151～300戸

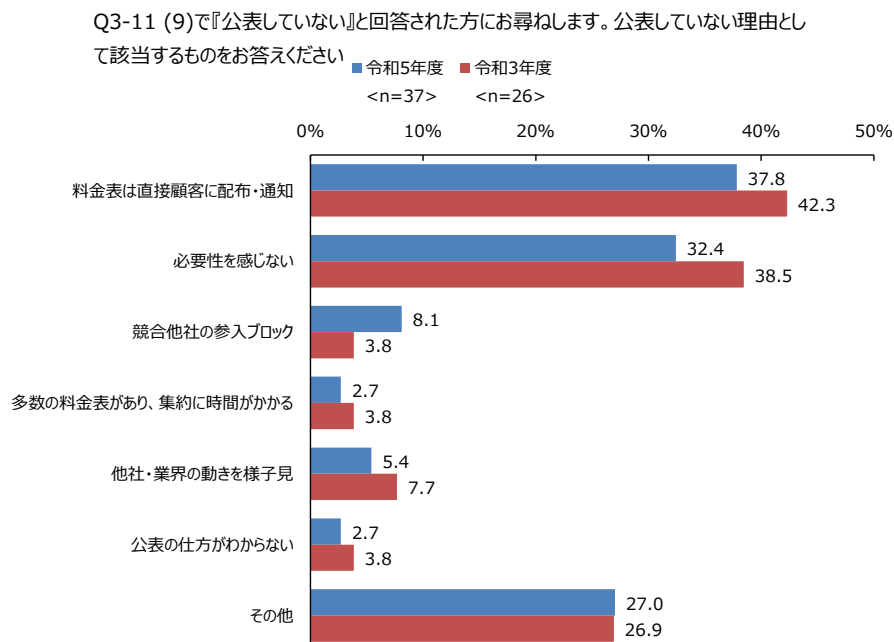


図表 2-279 [規模別] 小売価格非公表の理由
得意先戸数 301～600 戸図表 2-280 [規模別] 小売価格非公表の理由
得意先戸数 1001～2500 戸

(3) 前回比較

前回比較では、「料金表は直接顧客に配布・通知」や「必要性を感じない」をはじめ、全般的に回答比率が低下しているが、「競合他社の参入ブロック」のみ4.3ポイント増加となっている。

図表 2-281 [前回比較] 小売価格非公表の理由



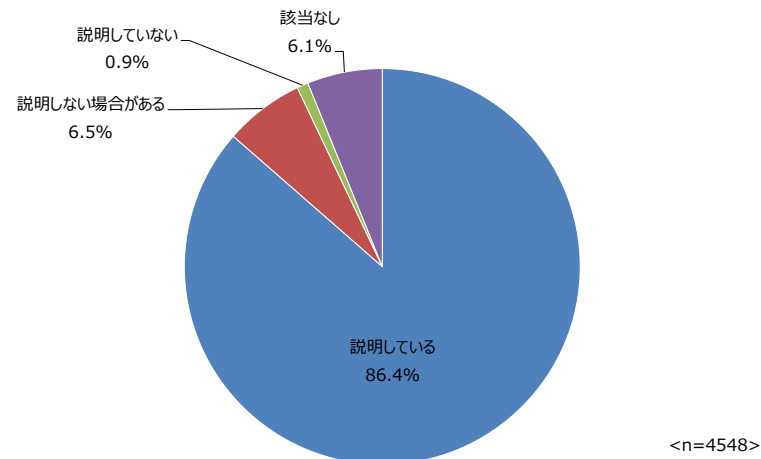
5. 14条書面の説明の有無

(1) 回答者全体

14条書面の記載事項については、「説明している」とする事業者が86.4%と、大多数の事業者においては、適正に実施されている。

【再掲】図表 2-282 14条書面の説明の有無

Q3-12 一般消費者等に液石法第14条に定める書面を交付する際に必要な項目について説明を行っていますか

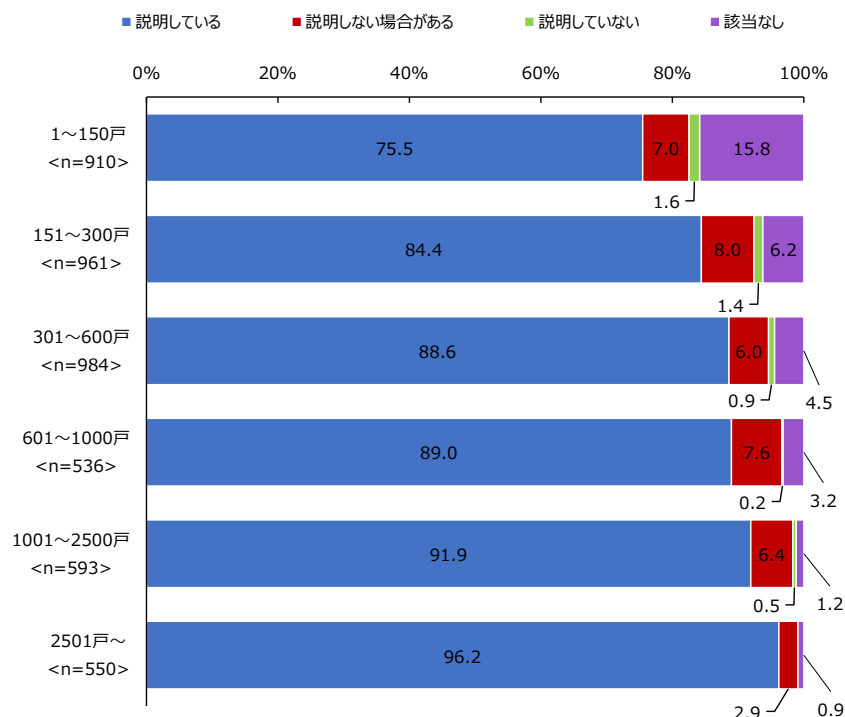


(2) 規模別

規模別では、小規模事業者ほど「説明している」比率が低くなっているが、一方で、「該当なし」の比率も高く、本設問の主旨とは別の観点である顧客基盤の縮小の面での懸念が確認されている。

図表 2-283 [規模別] 14条書面の説明の有無

Q3-12 一般消費者等に液石法第14条に定める書面を交付する際に必要な項目について説明を行っていますか

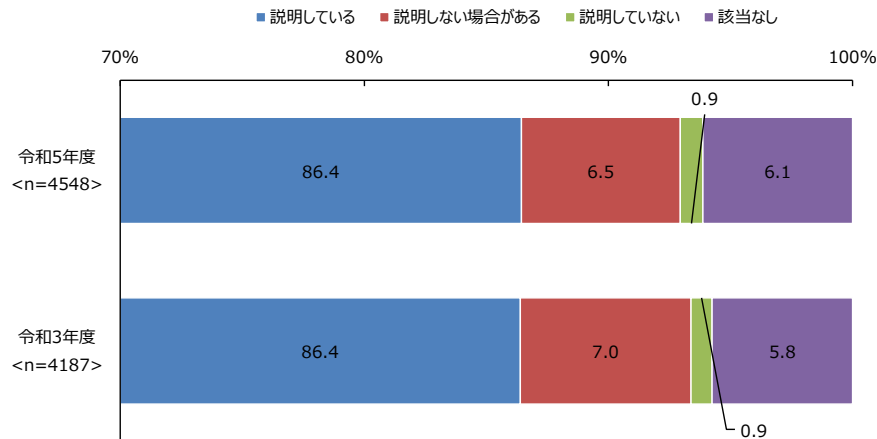


(3) 前回比較

前回との比較では、大きな差異は見られない。

図表 2-284 [前回比較] 14 条書面の説明の有無

Q3-12 一般消費者等に液石法第 14 条に定める書面を交付する際に必要な項目について説明を行っていますか

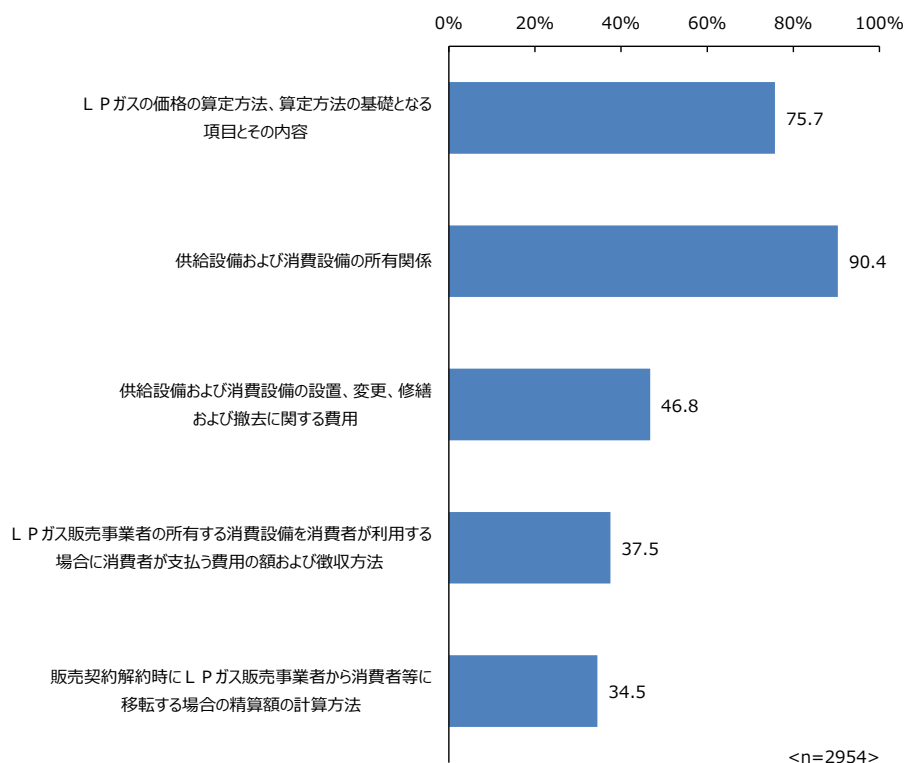


6. 書面交付時における説明内容

書面交付時に説明を実施している内容としては、供給開始時に関するものは7割以上に達しているが、契約解約時に関するものは4割前後に止まっている。消費者とのトラブルが発生する可能性は解約時の方が高いと思われるため、事後のトラブル回避のためにも契約時における説明の徹底が求められる。

【再掲】図表 2-285 書面交付時における説明内容

Q3-13 書面交付に加えて説明を行っている項目について、該当するものをお答えください

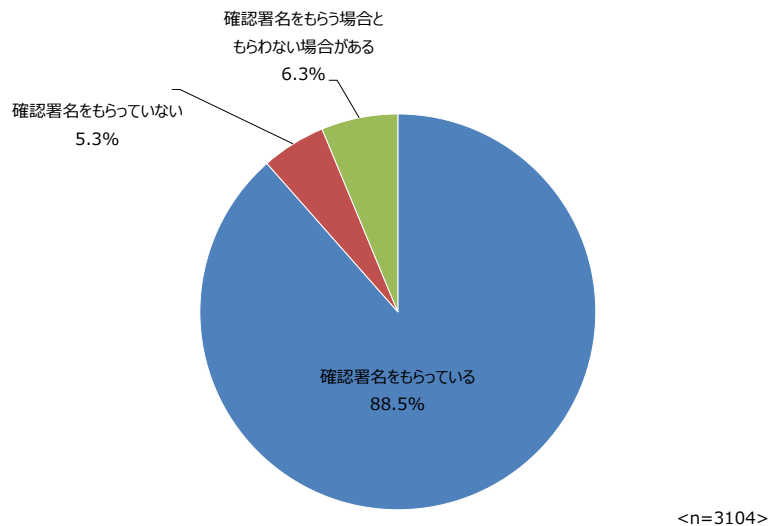


7. 署名徴求の有無

説明実施後の署名徴求については、88.5%の事業者が「確認署名をもらっている」と回答しており、この点についても遵守されているものと思われる。

図表 2-286 署名徴求の有無

Q3-14 必要事項の説明を行った後、説明を受けた旨の署名を確認書類にもらっているか

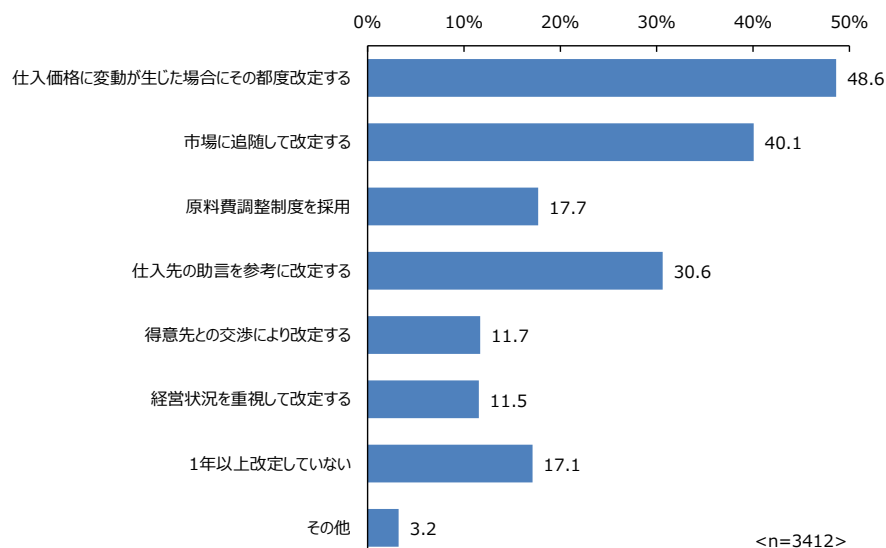


8. 小売価格の改定事由

小売価格の改定理由は、「仕入価格に変動が生じた場合にその都度改定する」（48.6%）、「市場に追随して改定する」（40.1%）の回答比率が高く、サプライサイド、デマンドサイド双方の事情を加味して価格を改定していることが窺われる。

図表 2-287 小売価格の改定事由（家庭用）

Q3-15 LPガス小売価格は、主としてどのような要因で改定していますか。最も多く採用されている料金体系の改定について教えてください

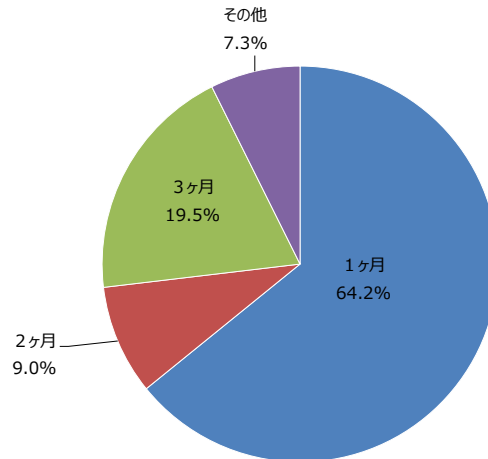


9. 原料費調整制度の期間

原料費調整制度の調整期間については、「1ヶ月」が64.2%と原料費調整制度を採用している事業者の多くが毎月調整を実施している結果となっている。また、本設問の回答事業者数からは、1割強の事業者が原料費調整制度を採用しているものと推測される。

図表 2-288 原料費調整制度の期間

Q3-16 小売価格改定に原料費調整制度を採用している場合、その期間は何ヶ月ですか



<n=558>

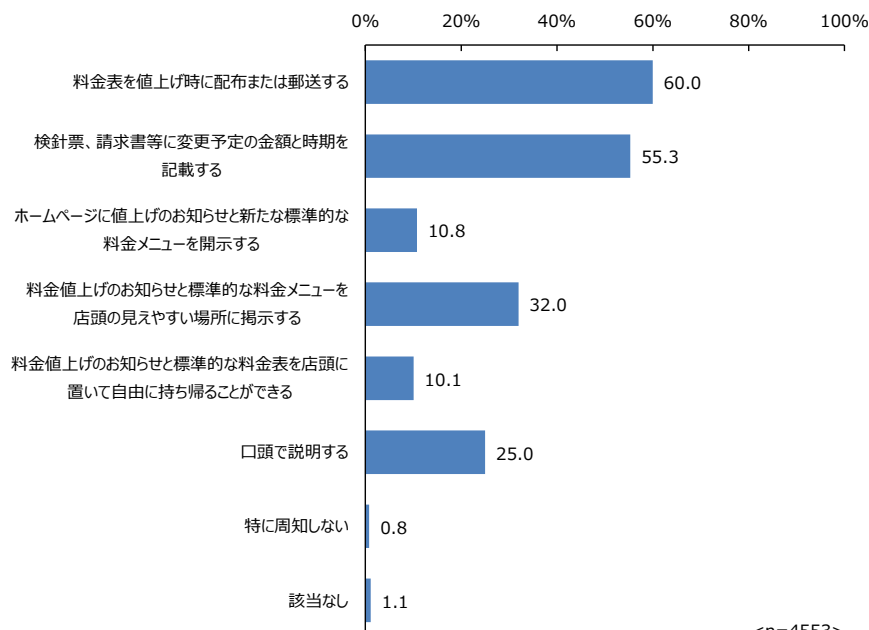
10. 小売価格改定時の周知方法

(1) 家庭用

小売価格改定時の周知について、「特に周知しない」との回答は0.8%となっており、小売価格の周知は概ね徹底されている。その一方で、「口頭で説明する」との回答が25.0%となっており、後日のトラブル回避のため、請求書や検針票等による書面、あるいは電子メールやWebサイト活用等、小売価格改定が明示される方法を採用することが望ましい。

【再掲】図表 2-289 小売価格改定時の周知方法（家庭用）

Q3-17-1 小売価格を改定する際、得意先へはどのような方法で周知していますか
〔家庭用〕



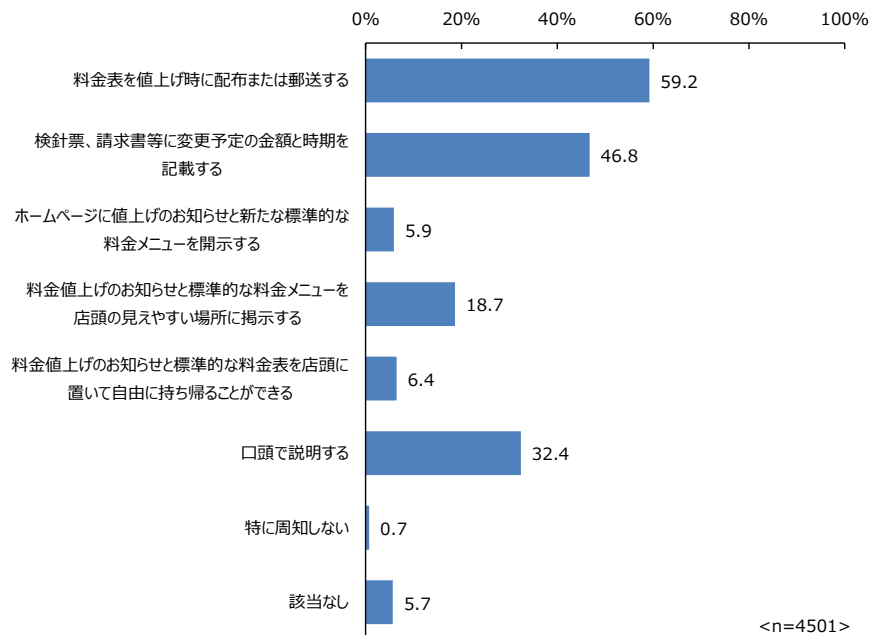
<n=4553>

(2) 業務用

業務用においても、「特に周知しない」との回答は0.7%と小売価格の周知は徹底されているが、「口頭で説明する」との回答は32.4%と家庭用よりも高くなっている。業務用においては、相対取引のために明示が困難な状況も推測される。

【再掲】図表 2-290 小売価格改定時の周知方法（業務用）

Q3-17-2 小売価格を改定する際、得意先へはどのような方法で周知していますか
[業務用]

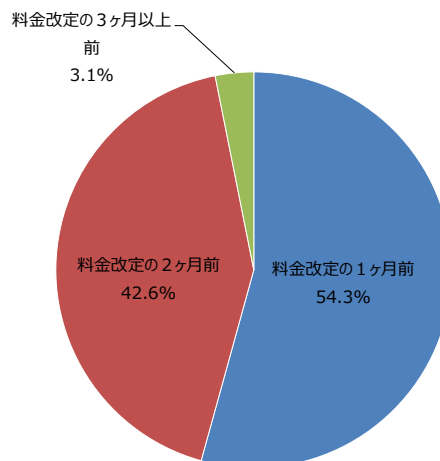


11. 小売価格値上げの案内時期

小売価格値上げの案内時期についてもガイドラインに沿った対応を行っている。

図表 2-291 小売価格値上げの案内時期

Q3-18 小売価格を改定する際、得意先にはどのようなタイミングで周知していますか



<n=3638>

3-3 取引の適正化について

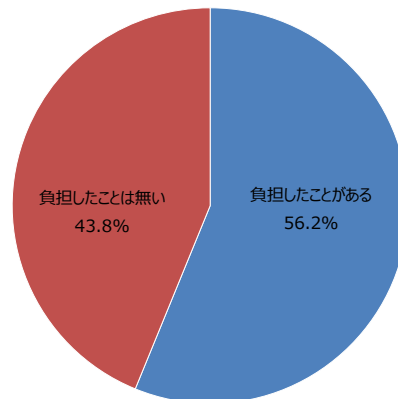
1. 賃貸型集合住宅における設備等の費用負担

(1) 回答者全体

賃貸型集合住宅における設備等の費用を「負担したことがある」事業者は56.2%に達している。

【再掲】図表 2-292 設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）

Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか



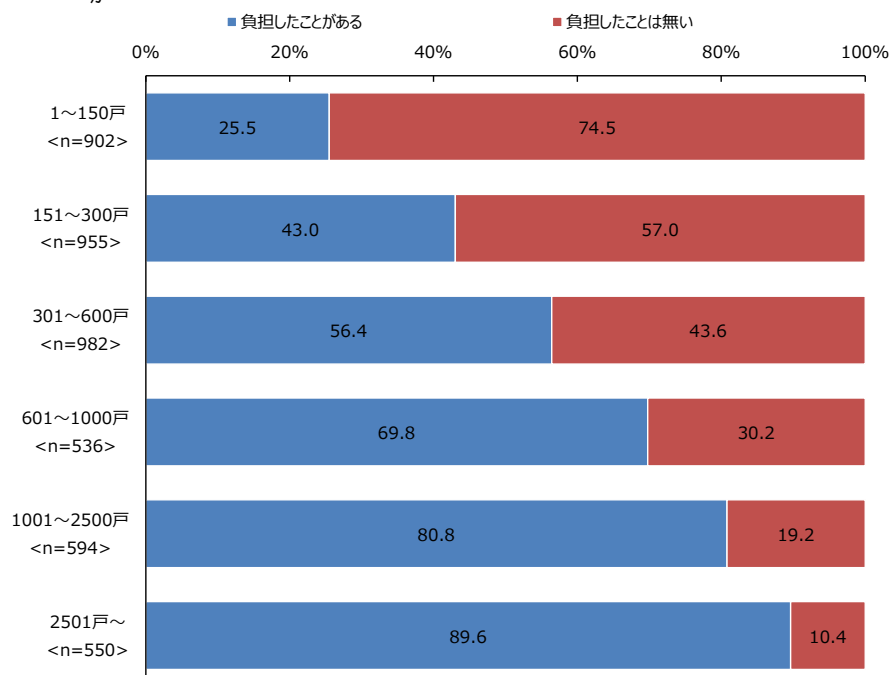
<n=4532>

(2) 規模別

規模別では、事業者規模と設備等の費用負担との間に明らかな関係性が見られ、大規模事業者ほど設備等の費用を「負担したことがある」比率が高くなっている。設備費用を負担し得る資金力が影響していると思われる。

図表 2-293 [規模別] 設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）

Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか

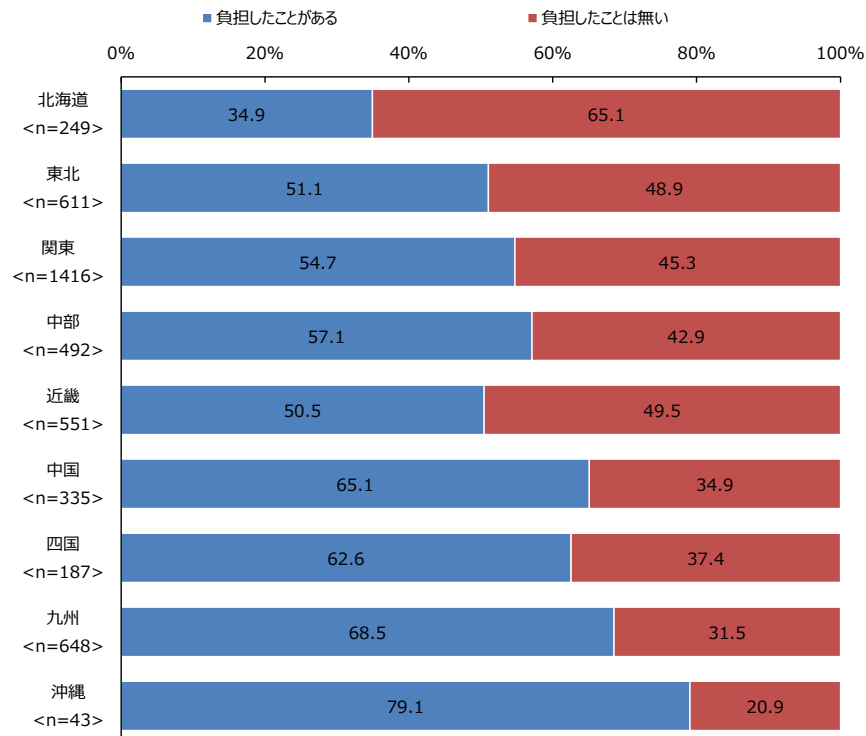


(3) 地域別

地域別では、「中国」以西の西日本地域において、「負担したことがある」事業者の比率が7割前後に達している。電力との競合が厳しい地域であることから、その影響によるものと推測される。

図表 2-294 [地域別] 設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）

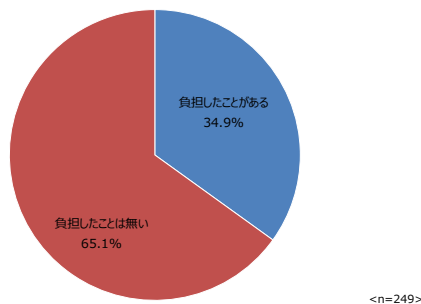
Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか



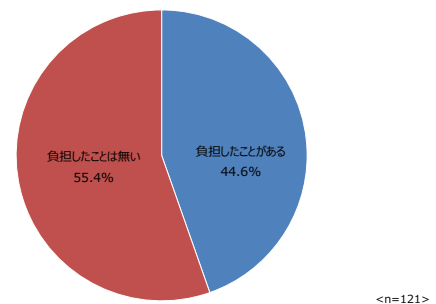
(4) 都道府県別

設備等の費用を「負担したことがある」事業者の比率が高い都道府県は、「福岡県」（81.0%）、「沖縄県」（79.1%）、「佐賀県」（75.9%）であり、比率が低い都道府県は、「新潟県」（12.6%）、「秋田県」（31.8%）、「北海道」（34.9%）となっている。

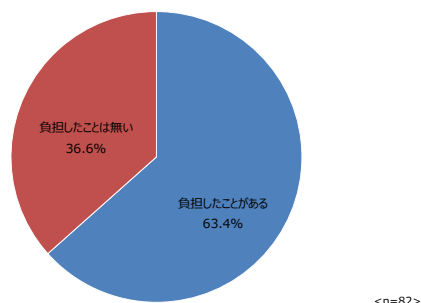
図表 2-295 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）北海道
Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：北海道



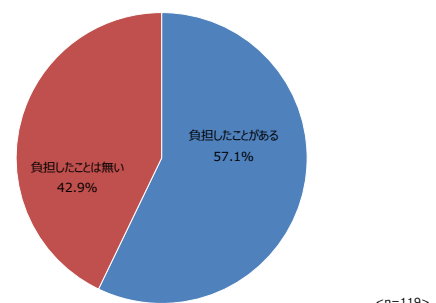
図表 2-296 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）青森県
Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：青森県



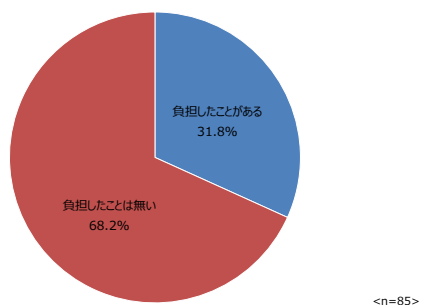
図表 2-297 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）岩手県
Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：岩手県



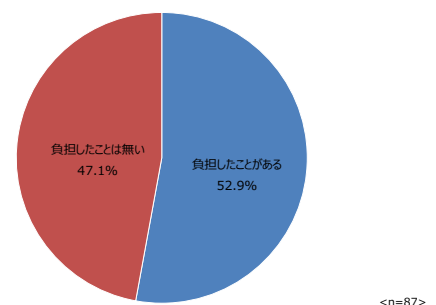
図表 2-298 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）宮城県
Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：宮城県



図表 2-299 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）秋田県
Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：秋田県

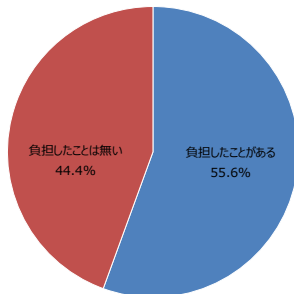


図表 2-300 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）山形県
Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：山形県



図表 2-301 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）福島県

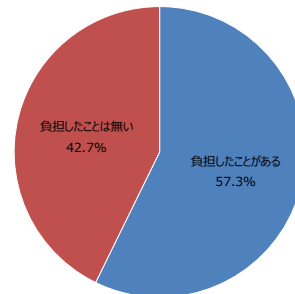
Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：福島県



<n=117>

図表 2-302 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）茨城県

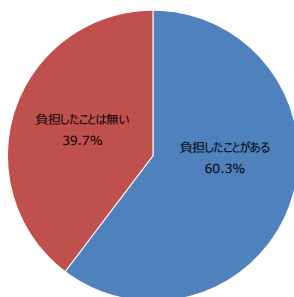
Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：茨城県



<n=131>

図表 2-303 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）栃木県

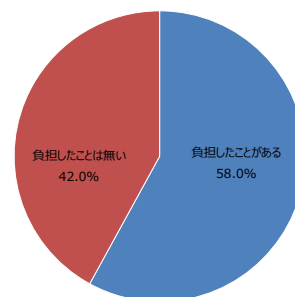
Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：栃木県



<n=126>

図表 2-304 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）群馬県

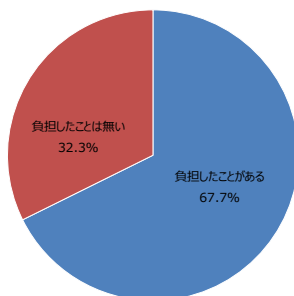
Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：群馬県



<n=119>

図表 2-305 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）埼玉県

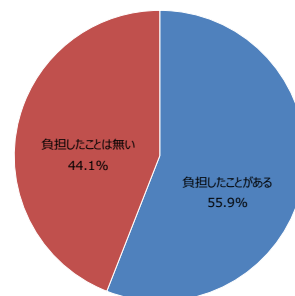
Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：埼玉県



<n=198>

図表 2-306 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）千葉県

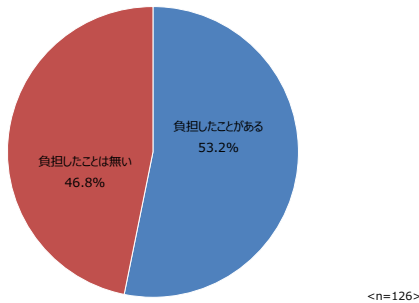
Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：千葉県



<n=118>

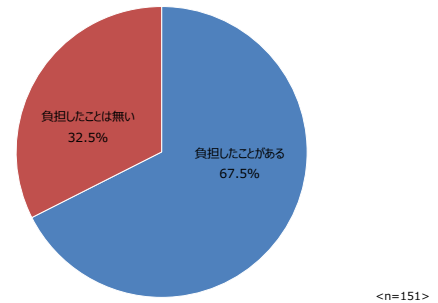
図表 2-307 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）東京都

Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：東京都



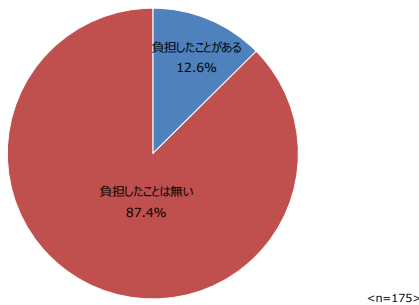
図表 2-308 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）神奈川県

Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：神奈川県



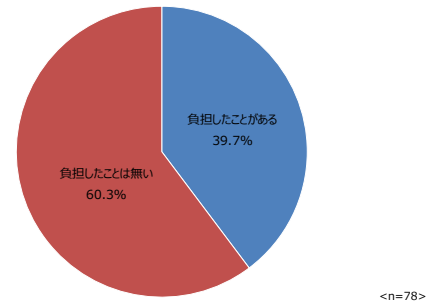
図表 2-309 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）新潟県

Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：新潟県



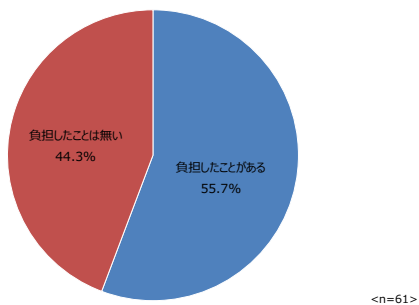
図表 2-310 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）富山県

Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：富山県



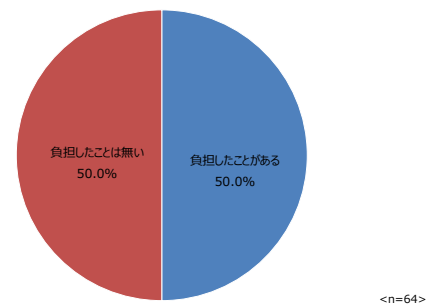
図表 2-311 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）石川県

Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：石川県



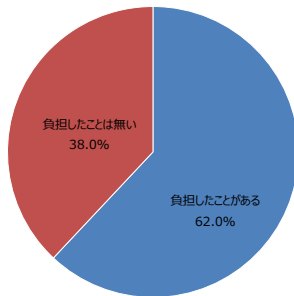
図表 2-312 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）福井県

Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：福井県



図表 2-313 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）山梨県

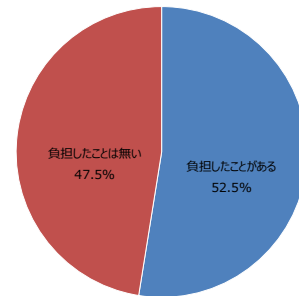
Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：山梨県



<n=50>

図表 2-314 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）長野県

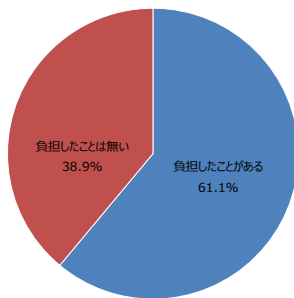
Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：長野県



<n=99>

図表 2-315 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）岐阜県

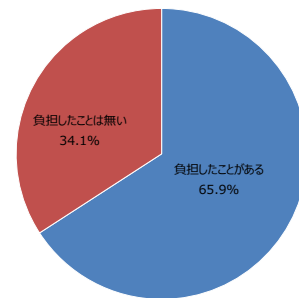
Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：岐阜県



<n=113>

図表 2-316 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）静岡県

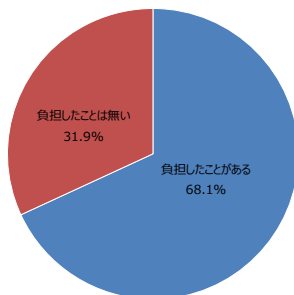
Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：静岡県



<n=123>

図表 2-317 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）愛知県

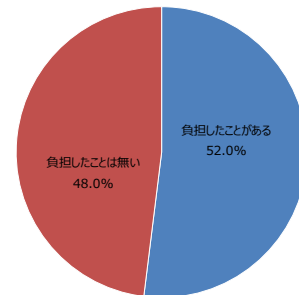
Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：愛知県



<n=138>

図表 2-318 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）三重県

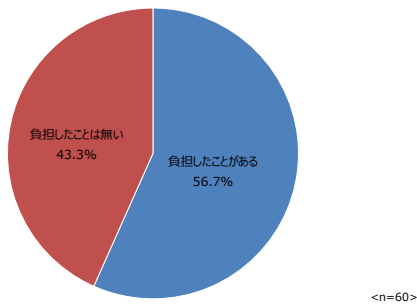
Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：三重県



<n=102>

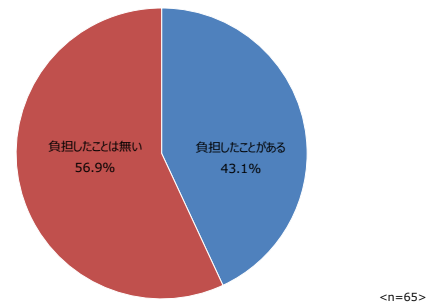
図表 2-319 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）滋賀県

Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：滋賀県



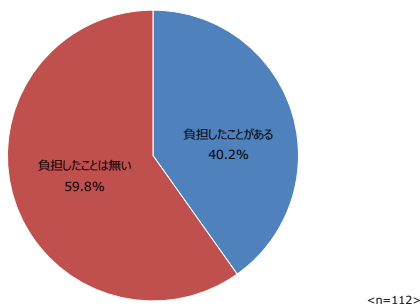
図表 2-320 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）京都府

Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：京都府



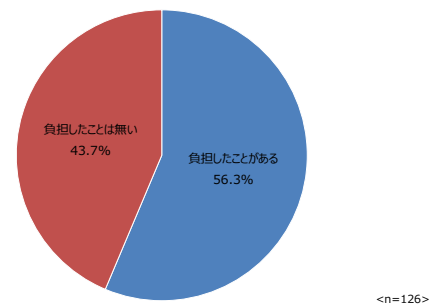
図表 2-321 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）大阪府

Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：大阪府



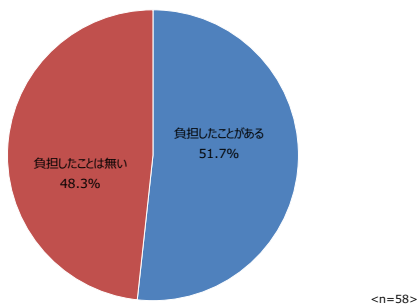
図表 2-322 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）兵庫県

Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：兵庫県



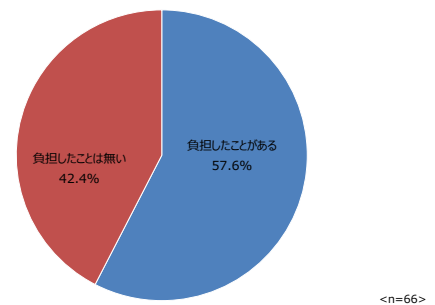
図表 2-323 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）奈良県

Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：奈良県



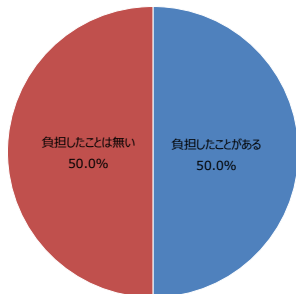
図表 2-324 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）和歌山県

Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：和歌山県



図表 2-325 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）鳥取県

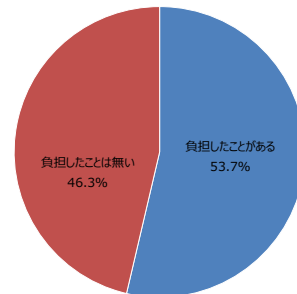
Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：鳥取県



<n=28>

図表 2-326 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）島根県

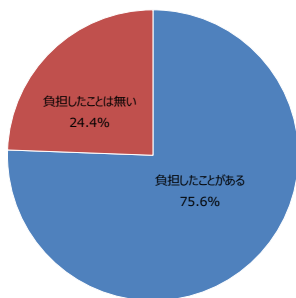
Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：島根県



<n=41>

図表 2-327 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）岡山県

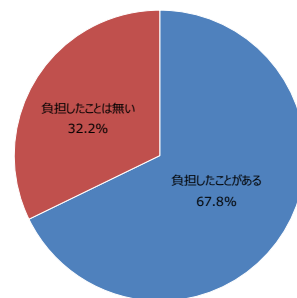
Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：岡山県



<n=86>

図表 2-328 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）広島県

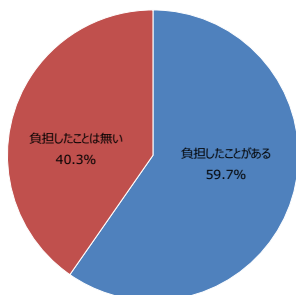
Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：広島県



<n=118>

図表 2-329 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）山口県

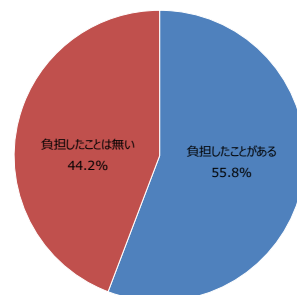
Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：山口県



<n=62>

図表 2-330 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）徳島県

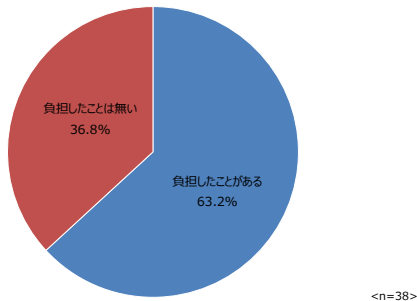
Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：徳島県



<n=52>

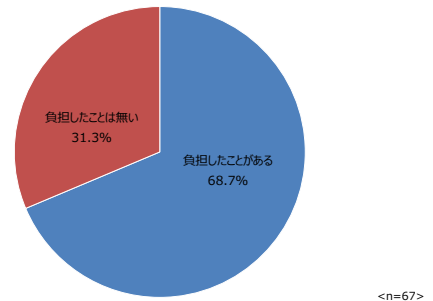
図表 2-331 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）香川県

Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：香川県



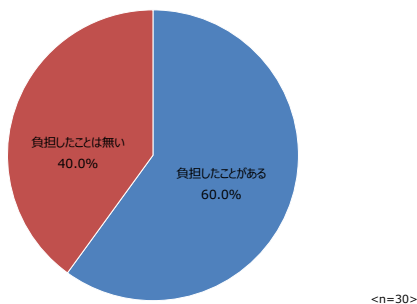
図表 2-332 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）愛媛県

Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：愛媛県



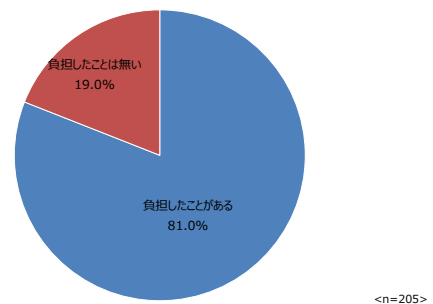
図表 2-333 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）高知県

Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：高知県



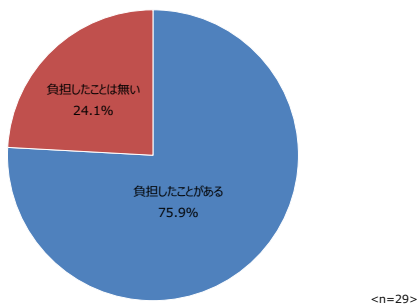
図表 2-334 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）福岡県

Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：福岡県



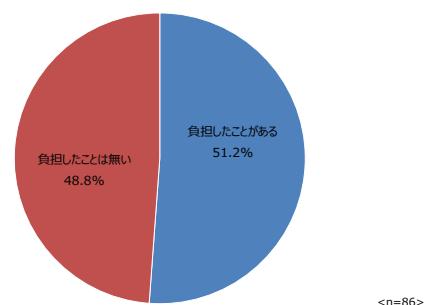
図表 2-335 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）佐賀県

Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：佐賀県



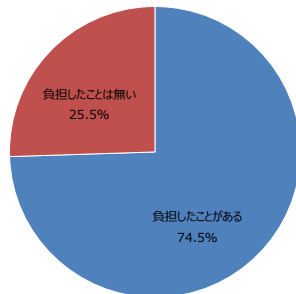
図表 2-336 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）長崎県

Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：長崎県



図表 2-337 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）熊本県

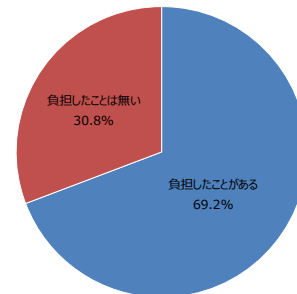
Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：熊本県



<n=98>

図表 2-338 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）大分県

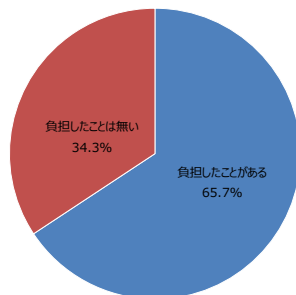
Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：大分県



<n=78>

図表 2-339 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）宮崎県

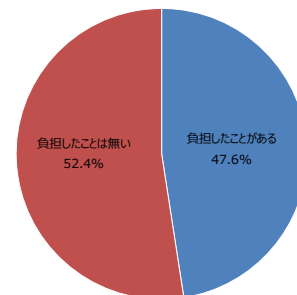
Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：宮崎県



<n=70>

図表 2-340 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）鹿児島県

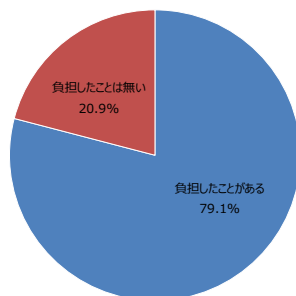
Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：鹿児島県



<n=82>

図表 2-341 [都道府県別]
設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）沖縄県

Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：沖縄県



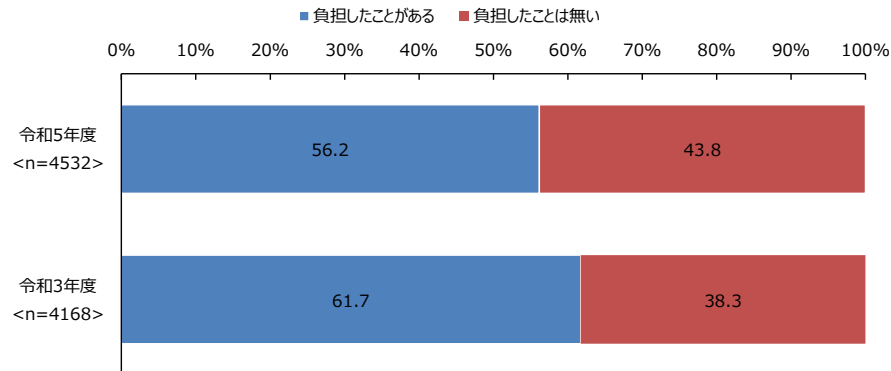
<n=43>

(5) 前回比較

前回との比較では、「負担したことがある」事業者の比率が5.5ポイント減少している。

図表 2-342 [前回比較] 設備等の費用負担（賃貸型集合住宅）

Q3-19 賃貸型集合住宅において、オーナーまたは不動産業者からの要求に応じて給湯器や空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか

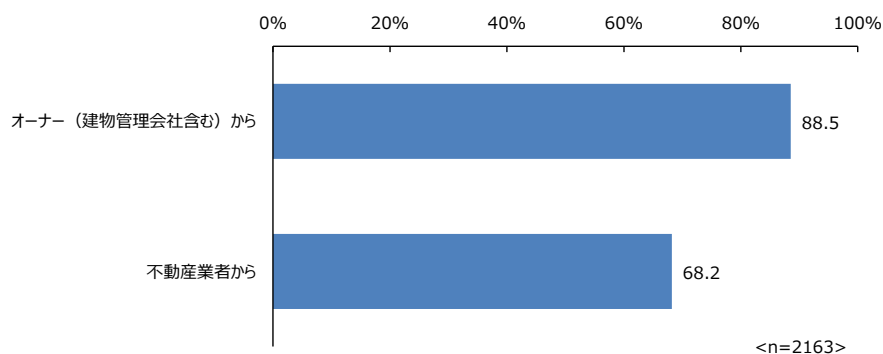


2. 賃貸型集合住宅における費用負担の要求元

設備等の費用負担の要求については、「オーナー（建物管理会社含む）から」とするものが88.5%に達し、「不動産業者から」の68.2%を上回っている。オーナー視点では、当該不動産の利回り向上につながるため、「不動産業者」よりも設備費用負担を要求するインセンティブが高まるものと思われる。

【再掲】図表 2-343 費用負担の要求元（賃貸型集合住宅）

Q3-20 (19)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求はオーナーからですか、不動産業者からですか

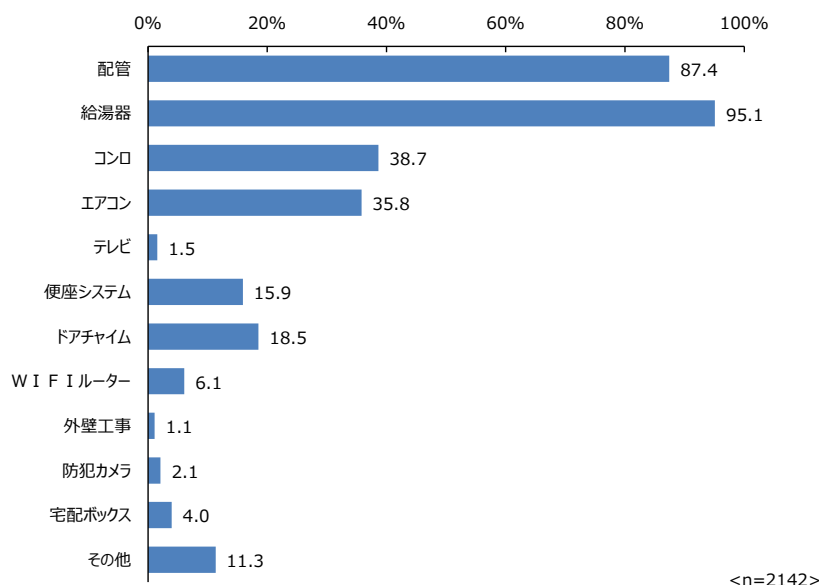


3. 賃貸型集合住宅における費用負担をした設備・工事

費用を負担した設備・工事の内容としては、「給湯器」が95.1%と最も多く、費用負担経験のあるほぼ全ての事業者が費用を負担しており、「配管」(87.4%)、「コンロ」(38.7%)が続いている。以下、「エアコン」や「ドアチャイム」等のガスの増販が期待できないガス機器以外の設備が続き、競合エネルギーや同業者間での競争激化を背景に、オーナーや不動産管理会社等からの要求を受け入れざるを得ない状況も窺われる。

【再掲】図表 2-344 費用負担した設備・工事（賃貸型集合住宅）

Q3-21 (19)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。要求に応じて負担した設備・工事は何かを教えてください



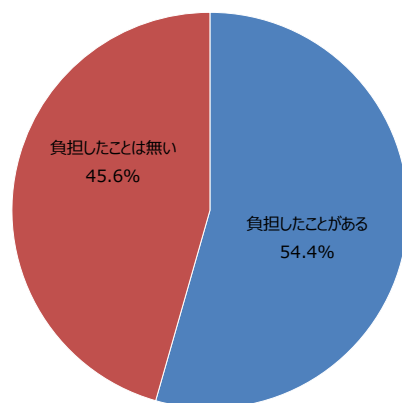
4. 新築戸建て住宅における設備等の費用負担

(1) 回答者全体

新築戸建て住宅における設備等の費用を「負担したことがある」事業者は54.4%に達し、賃貸型集合住宅と同程度の水準にある。

【再掲】図表 2-345 設備等の費用負担（新築戸建て住宅）

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか



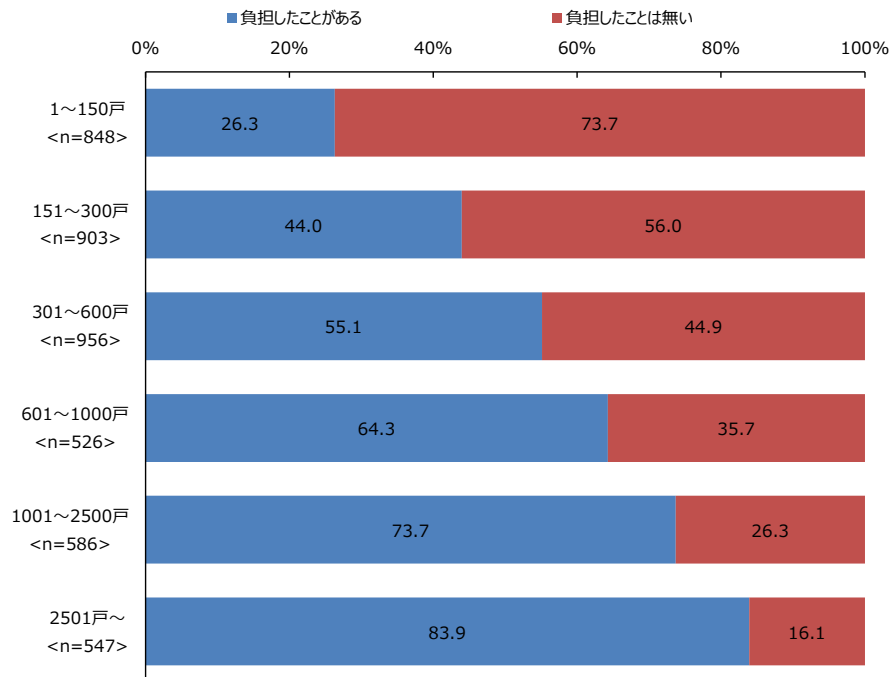
<n=4366>

(2) 規模別

規模別では、賃貸型集合住宅と同様に、大規模事業者ほど設備等の費用を「負担したことがある」比率が高くなっている。

図表 2-346 [規模別] 設備等の費用負担（新築戸建て住宅）

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか

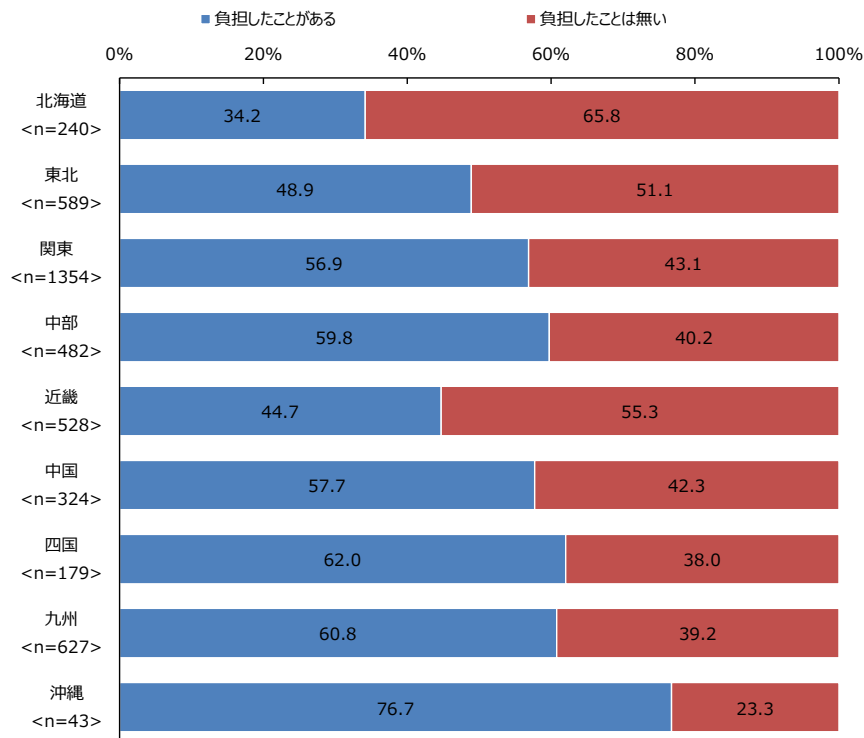


(3) 地域別

地域別では、「中国」以西で「負担したことがある」比率がやや高いものの、賃貸型集合住宅ほど大きな地域性は確認できない。

図表 2-347 [地域別] 設備等の費用負担（新築戸建て住宅）

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか

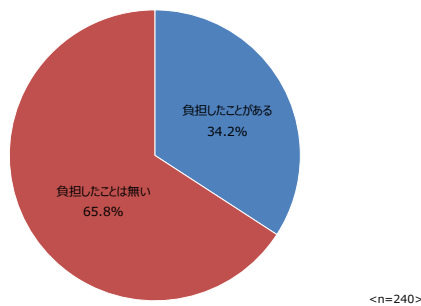


(4) 都道府県別

設備等の費用を「負担したことがある」事業者の比率が高い都道府県は、「沖縄県」（76.7%）、「岐阜県」（76.4%）、「愛知県」（76.3%）であり、比率が低い都道府県は、「新潟県」（16.4%）、「富山県」（28.9%）、「秋田県」（33.7%）となっている。

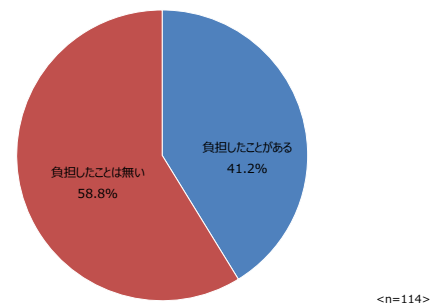
図表 2-348 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）北海道

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：北海道



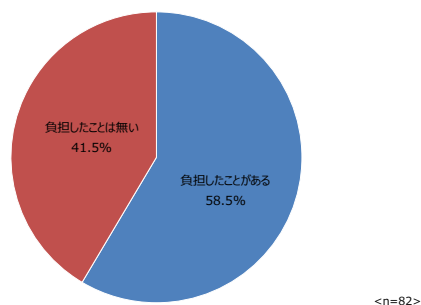
図表 2-349 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）青森県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：青森県



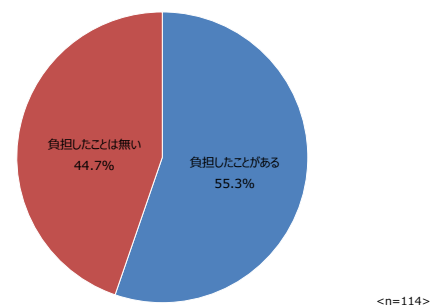
図表 2-350 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）岩手県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：岩手県



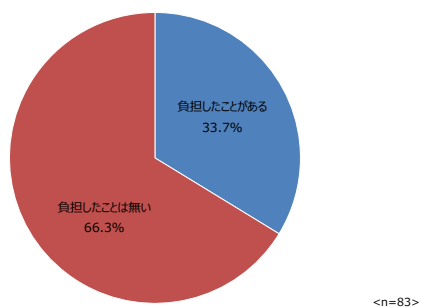
図表 2-351 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）宮城県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：宮城県



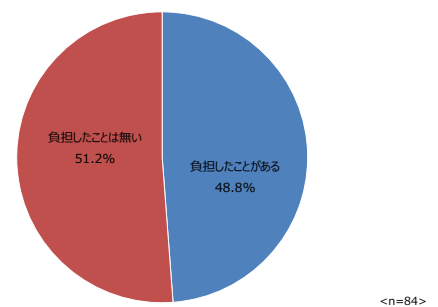
図表 2-352 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）秋田県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：秋田県



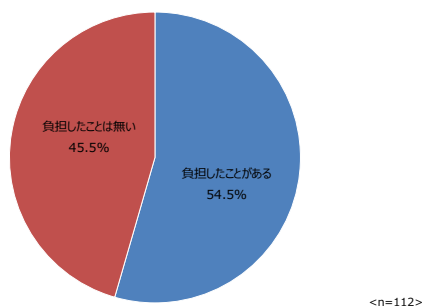
図表 2-353 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）山形県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：山形県



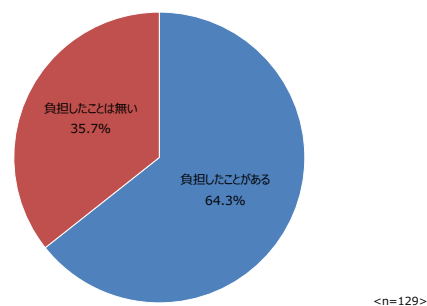
図表 2-354 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）福島県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：福島県



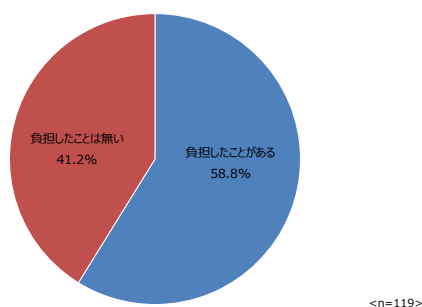
図表 2-355 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）茨城県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：茨城県



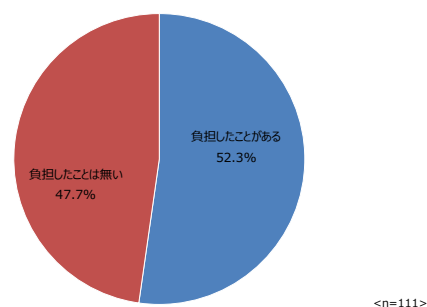
図表 2-356 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）栃木県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：栃木県



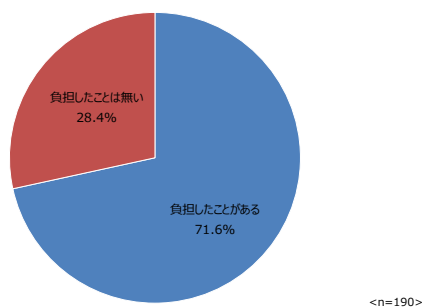
図表 2-357 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）群馬県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：群馬県



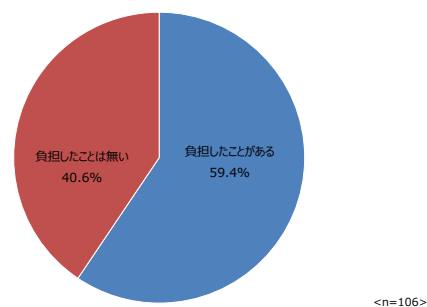
図表 2-358 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）埼玉県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：埼玉県



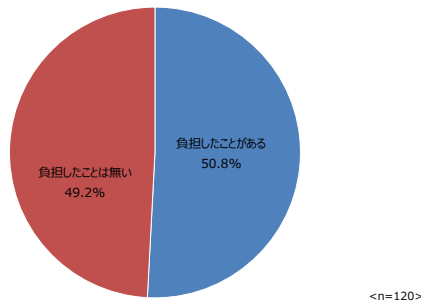
図表 2-359 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）千葉県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：千葉県



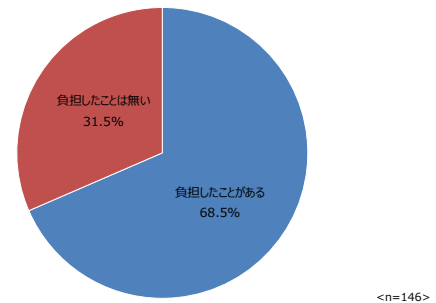
図表 2-360 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）東京都

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：東京都



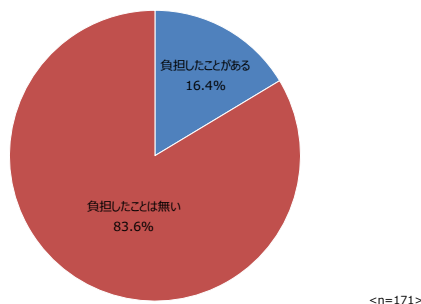
図表 2-361 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）神奈川県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：神奈川県



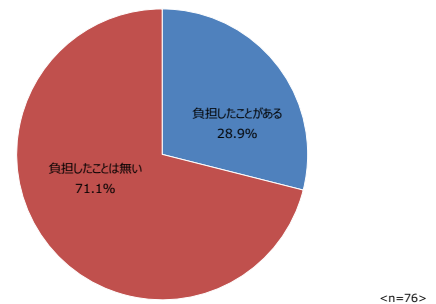
図表 2-362 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）新潟県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：新潟県



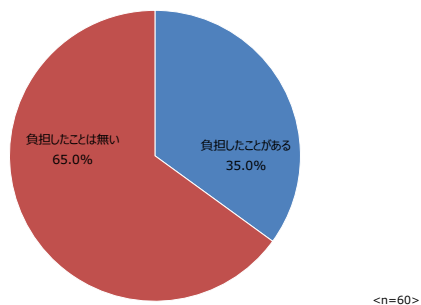
図表 2-363 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）富山県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：富山県



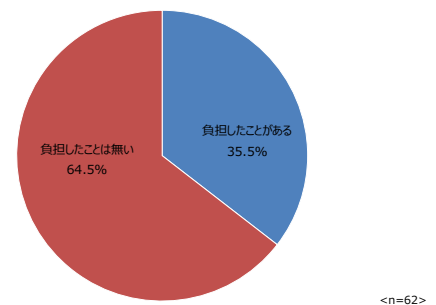
図表 2-364 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）石川県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：石川県



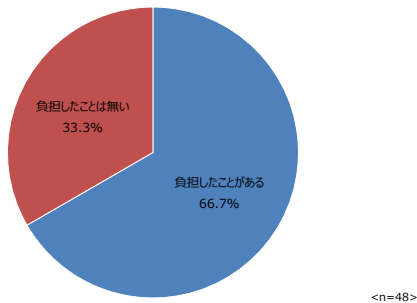
図表 2-365 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）福井県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：福井県



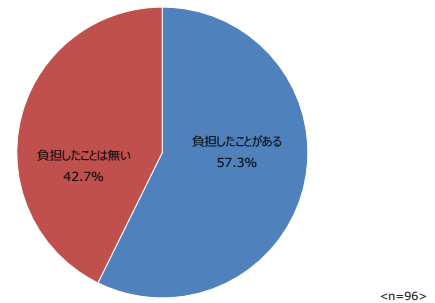
図表 2-366 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）山梨県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：山梨県



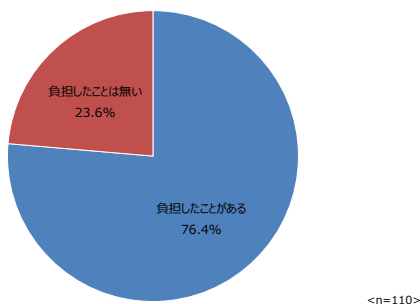
図表 2-367 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）長野県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：長野県



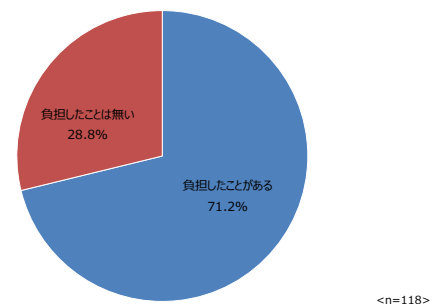
図表 2-368 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）岐阜県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：岐阜県



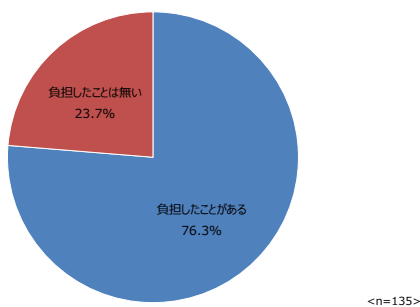
図表 2-369 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）静岡県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：静岡県



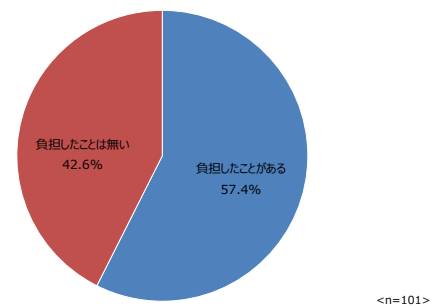
図表 2-370 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）愛知県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：愛知県



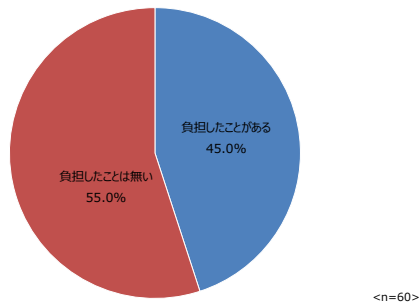
図表 2-371 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）三重県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：三重県



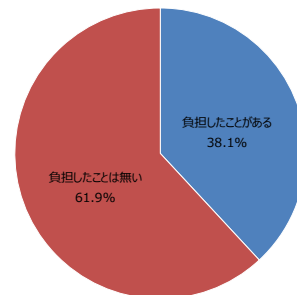
図表 2-372 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）滋賀県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：滋賀県



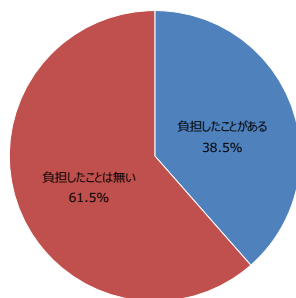
図表 2-373 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）京都府

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：京都府



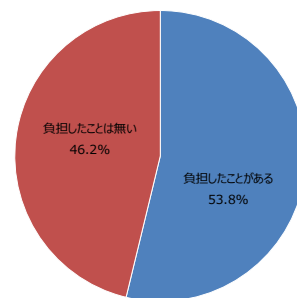
図表 2-374 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）大阪府

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：大阪府



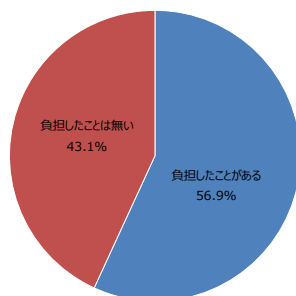
図表 2-375 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）兵庫県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：兵庫県



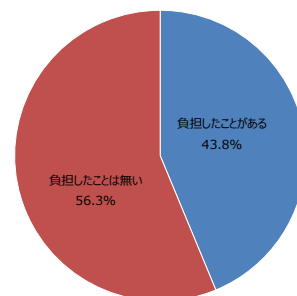
図表 2-376 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）奈良県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：奈良県



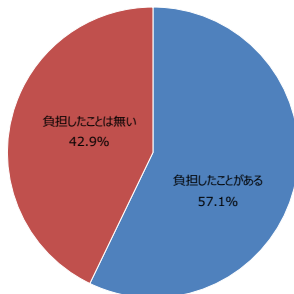
図表 2-377 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）和歌山県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：和歌山県



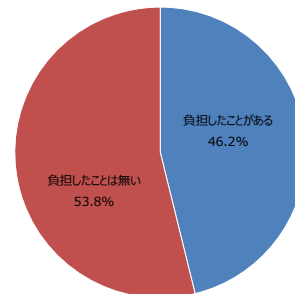
図表 2-378 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）鳥取県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：鳥取県



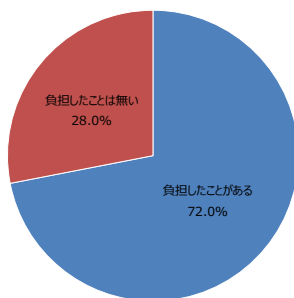
図表 2-379 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）島根県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：島根県



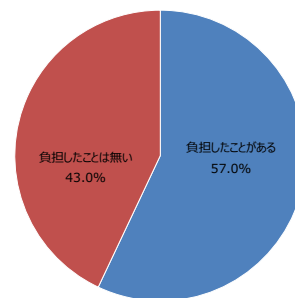
図表 2-380 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）岡山県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：岡山県



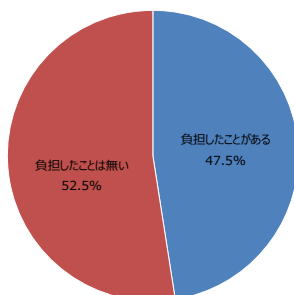
図表 2-381 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）広島県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：広島県



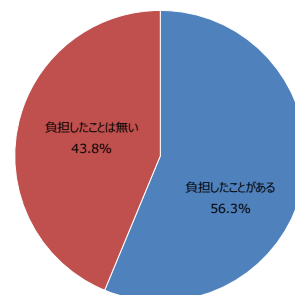
図表 2-382 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）山口県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：山口県



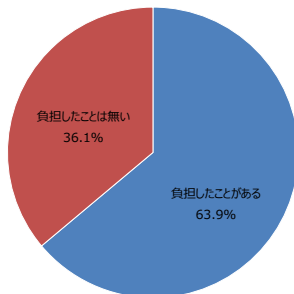
図表 2-383 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）徳島県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：徳島県



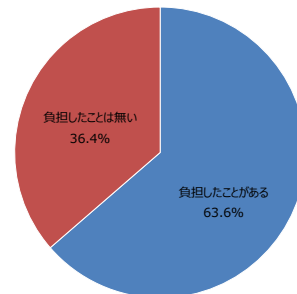
図表 2-384 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）香川県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：香川県



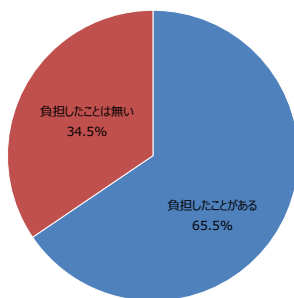
図表 2-385 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）愛媛県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：愛媛県



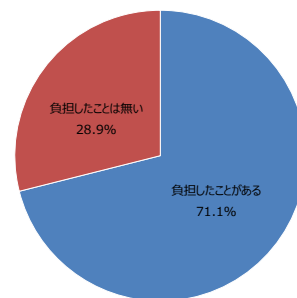
図表 2-386 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）高知県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：高知県



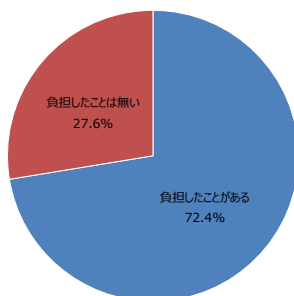
図表 2-387 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）福岡県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：福岡県



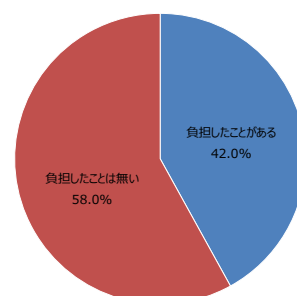
図表 2-388 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）佐賀県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：佐賀県



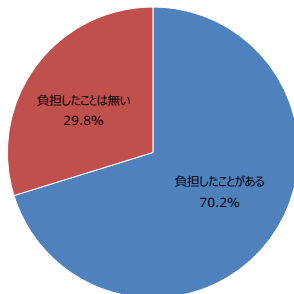
図表 2-389 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）長崎県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：長崎県



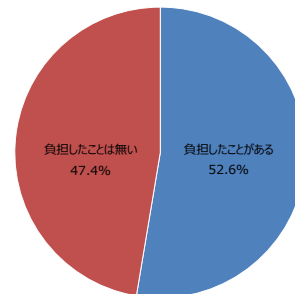
図表 2-390 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）熊本県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：熊本県



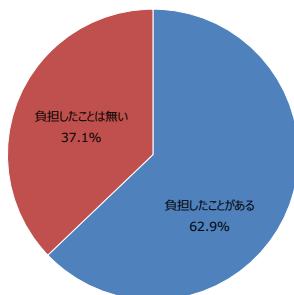
図表 2-391 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）大分県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：大分県



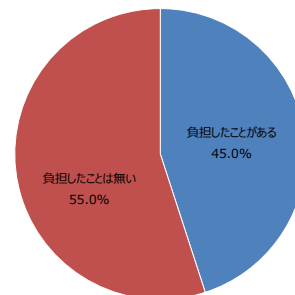
図表 2-392 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）宮崎県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：宮崎県



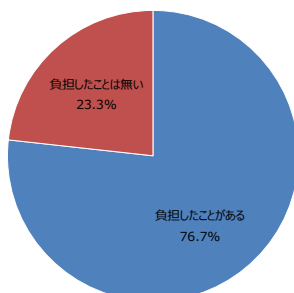
図表 2-393 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）鹿児島県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：鹿児島県



図表 2-394 [都道府県別]
設備等の費用負担（新築戸建て住宅）沖縄県

Q3-22 新築戸建て住宅において、注文住宅の入居者または建売の不動産業者からの要求に応じて配管や給湯器、空調機器等の生活設備等の全部または一部を問わず費用を負担したことがありますか：沖縄県



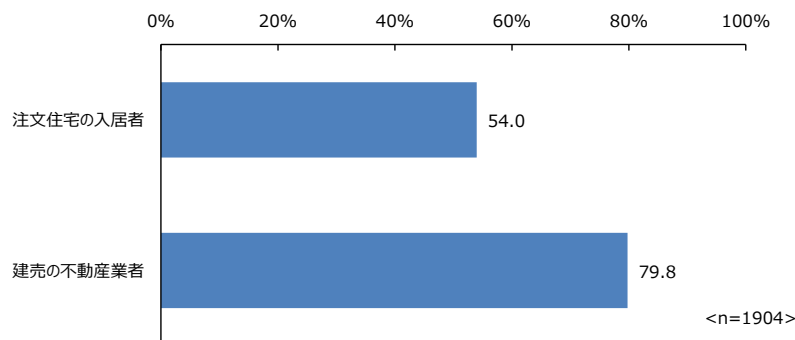
5. 新築戸建て住宅における費用負担の要求元

(1) 回答者全体

設備等の費用負担の要求については、「建売の不動産業者」が79.8%と、「注文住宅の入居者」の54.0%を上回っている。不動産業者の利益率向上のために費用負担を求められている可能性も窺われる。

【再掲】図表 2-395 費用負担の要求元（新築戸建て住宅）

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか

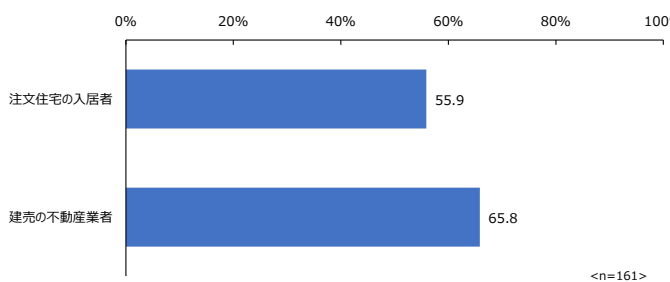


(2) 規模別

規模別においては、「注文住宅の入居者」とする回答比率に大きな差異は見られないが、「建売の不動産業者」の回答比率は、大規模事業者ほど高くなっている。

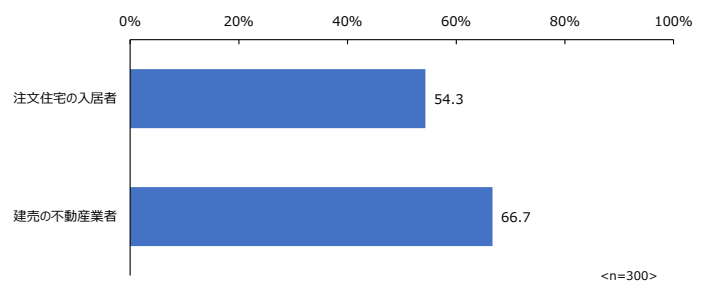
図表 2-396 [規模別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）
得意先戸数 1～150 戸

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか:得意先戸数1～150戸



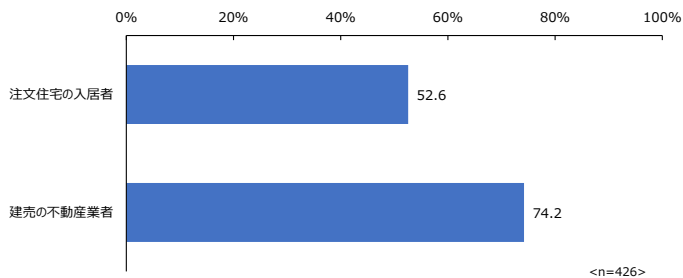
図表 2-397 [規模別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）
得意先戸数 151～300 戸

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか:得意先戸数151～300戸



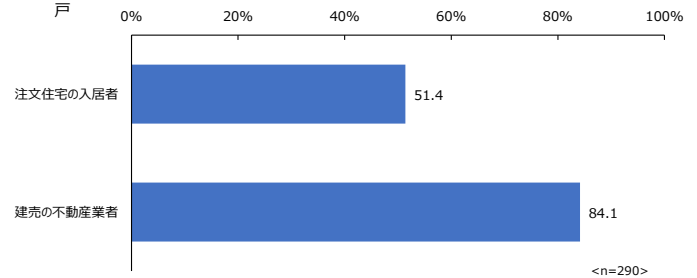
図表 2-398 [規模別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）
得意先戸数 301～600 戸

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか:得意先戸数301～600戸



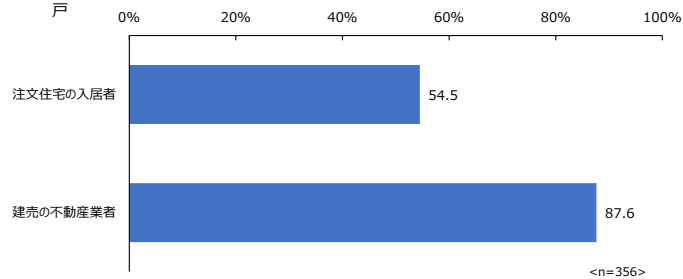
図表 2-399 [規模別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）
得意先戸数 601～1000 戸

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか:得意先戸数601～1000戸



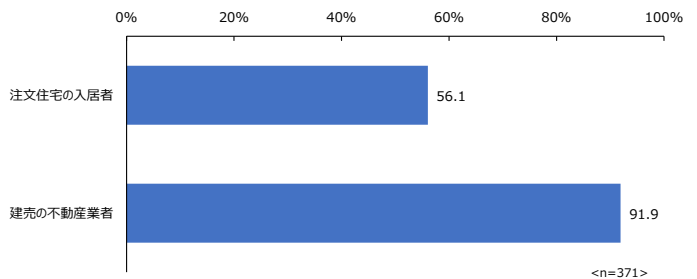
図表 2-400 [規模別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）
得意先戸数 1001～2500 戸

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか:得意先戸数1001～2500戸



図表 2-401 [規模別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）
得意先戸数 2501 戸～

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか:得意先戸数2501戸～

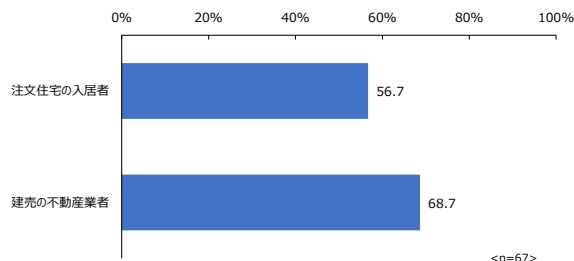


(3) 地域別

地域別では、「北海道」と「四国」において「建売の不動産業者」の回答比率がやや低く、「注文住宅の入居者」の回答比率がやや高くなっている。

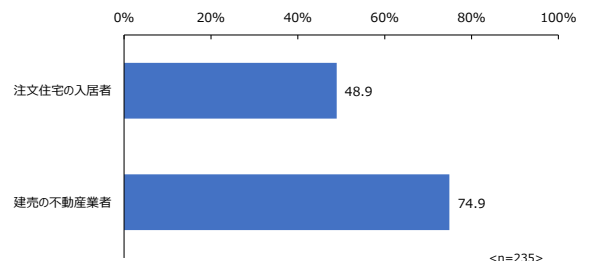
図表 2-402 [地域別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）
北海道

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか:北海道



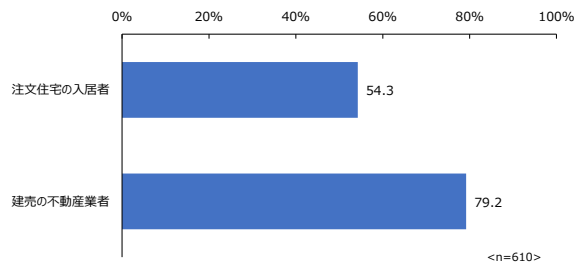
図表 2-403 [地域別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）
東北

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか:東北



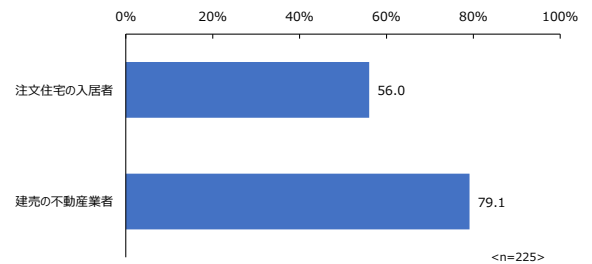
図表 2-404 [地域別]
費用負担の要求元 (新築戸建て住宅)
関東

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか:関東



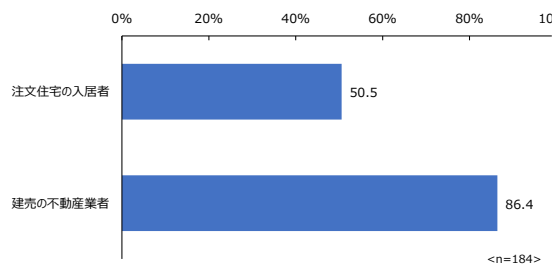
図表 2-405 [地域別]
費用負担の要求元 (新築戸建て住宅)
中部

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか:中部



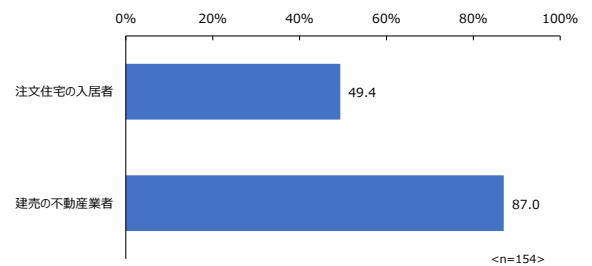
図表 2-406 [地域別]
費用負担の要求元 (新築戸建て住宅)
近畿

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか:近畿



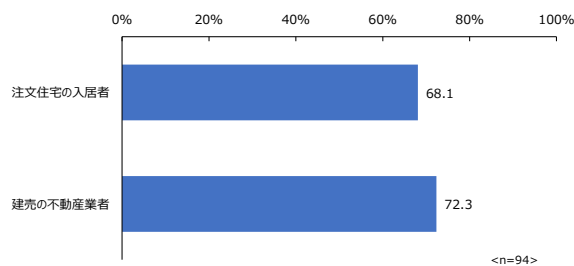
図表 2-407 [地域別]
費用負担の要求元 (新築戸建て住宅)
中国

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか:中国



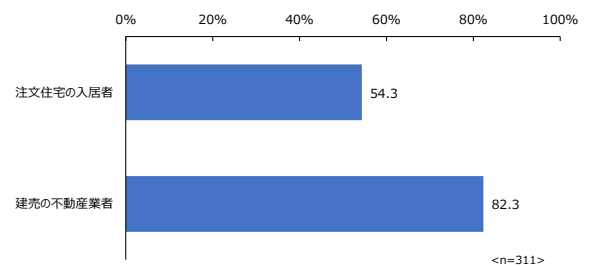
図表 2-408 [地域別]
費用負担の要求元 (新築戸建て住宅)
四国

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか:四国



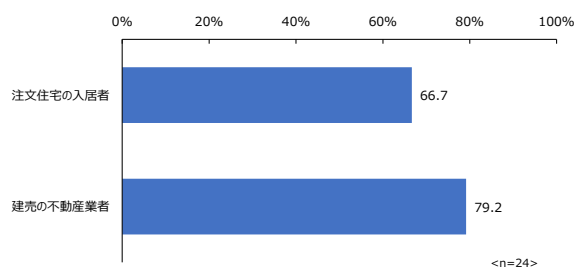
図表 2-409 [地域別]
費用負担の要求元 (新築戸建て住宅)
九州

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか:九州



図表 2-410 [地域別]
費用負担の要求元 (新築戸建て住宅)
沖縄

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか:沖縄

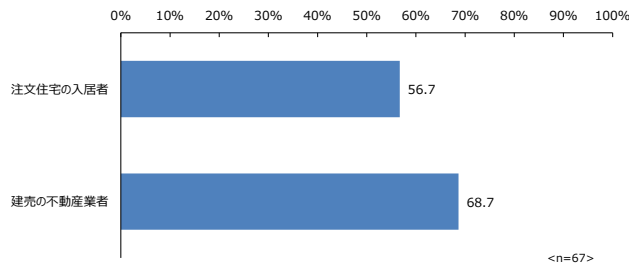


(4) 都道府県別

「注文住宅の入居者」の回答比率が高い都道府県は、「鳥取県」（90.9%）、「徳島県」（75.0%）、「高知県」（75.0%）であり、「建売の不動産業者」の回答比率が高い都道府県は、「滋賀県」（100.0%）、「広島県」（94.5%）、「石川県」（93.8%）となっている。

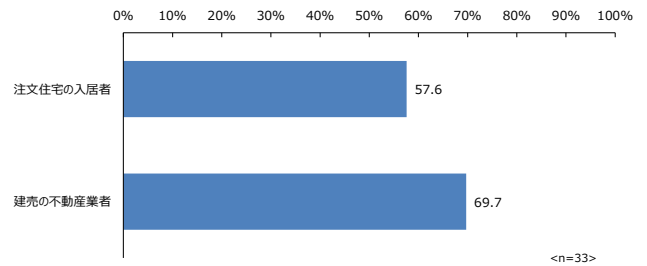
図表 2-411 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）北海道

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：北海道



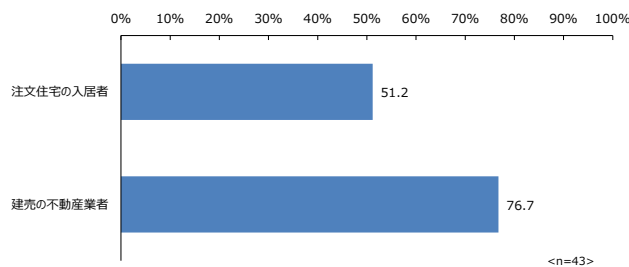
図表 2-412 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）青森県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：青森県



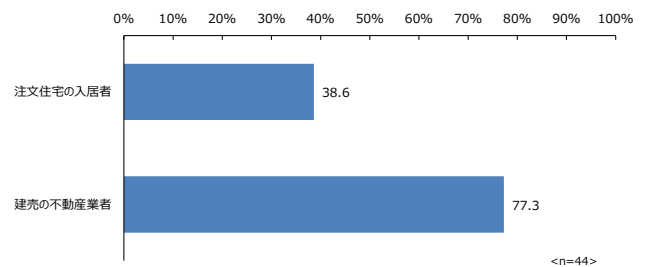
図表 2-413 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）岩手県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：岩手県



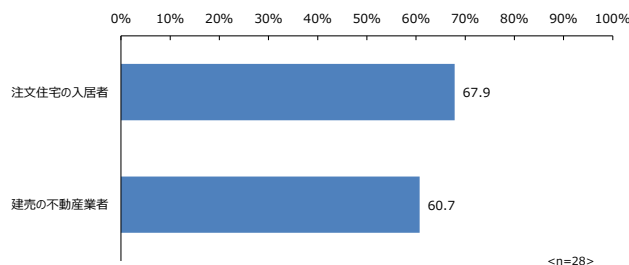
図表 2-414 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）宮城県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：宮城県



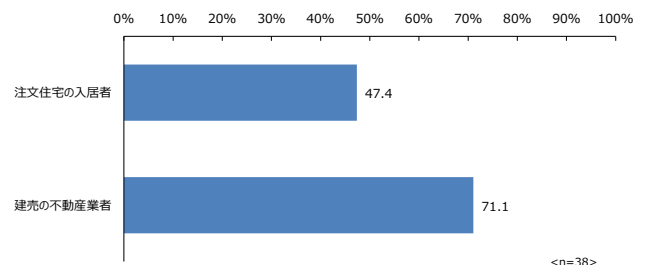
図表 2-415 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）秋田県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：秋田県



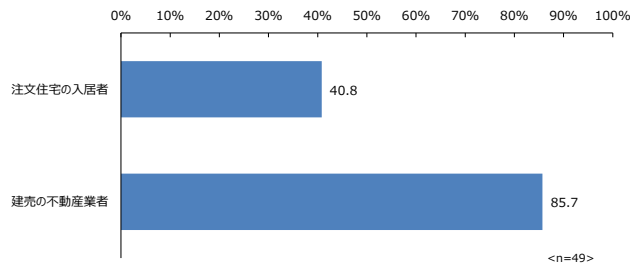
図表 2-416 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）山形県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：山形県



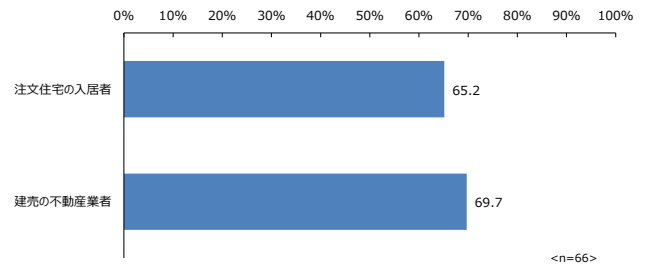
図表 2-417 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）福島県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：福島県



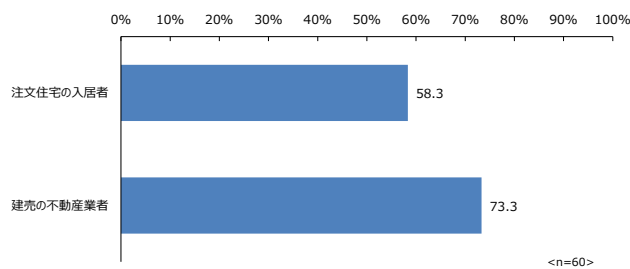
図表 2-418 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）茨城県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：茨城県



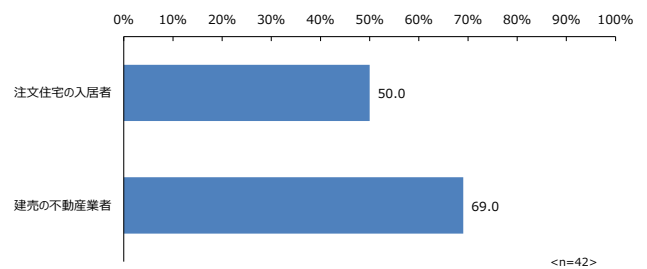
図表 2-419 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）栃木県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：栃木県



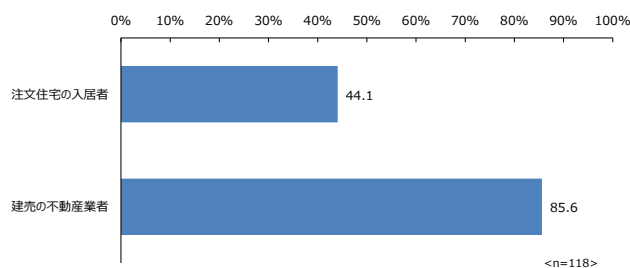
図表 2-420 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）群馬県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：群馬県



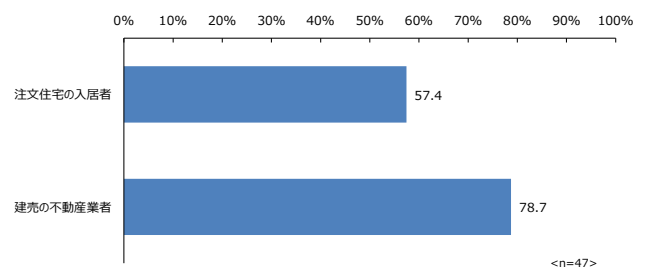
図表 2-421 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）埼玉県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：埼玉県



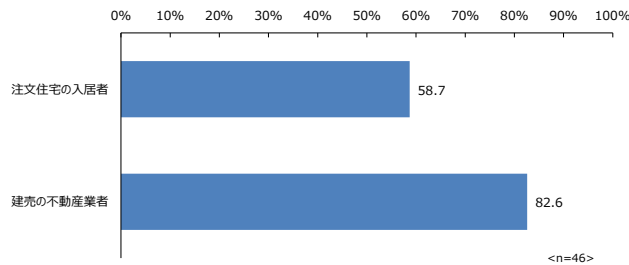
図表 2-422 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）千葉県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：千葉県



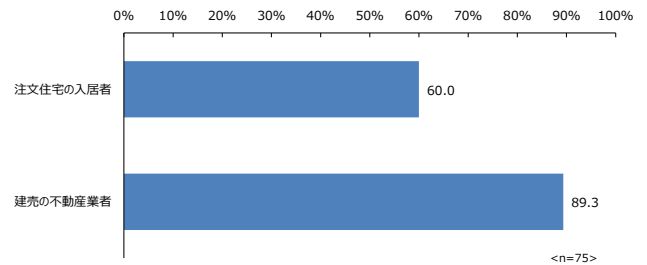
図表 2-423 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）東京都

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：東京都



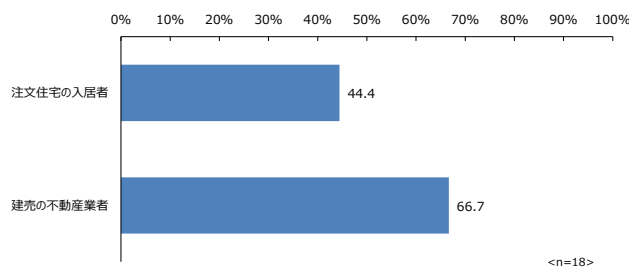
図表 2-424 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）神奈川県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：神奈川県



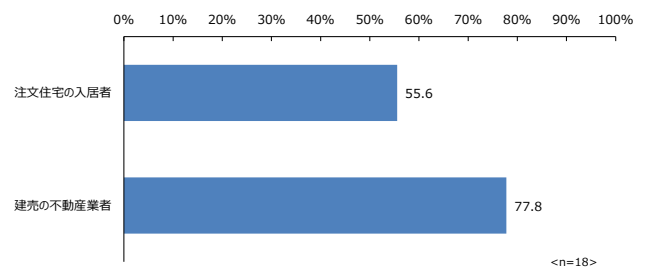
図表 2-425 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）新潟県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：新潟県



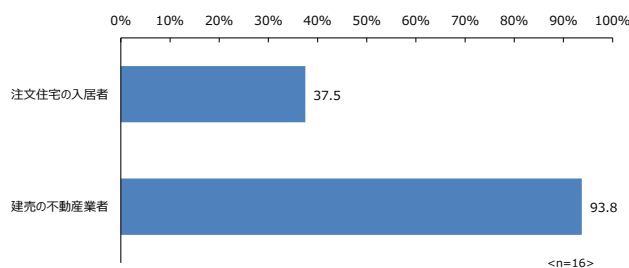
図表 2-426 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）富山県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：富山県



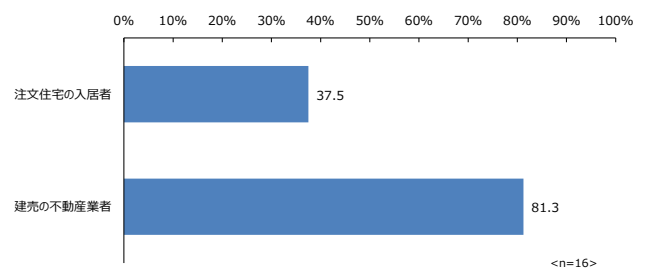
図表 2-427 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）石川県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：石川県



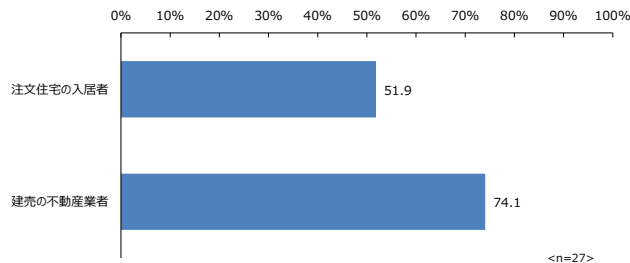
図表 2-428 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）福井県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：福井県



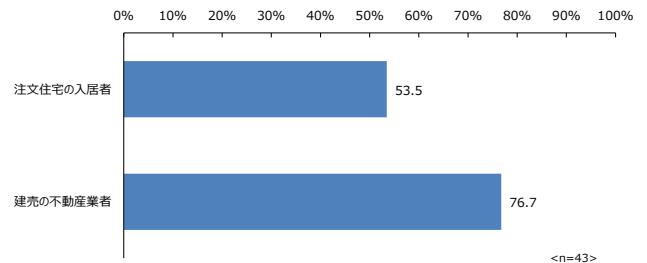
図表 2-429 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）山梨県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：山梨県



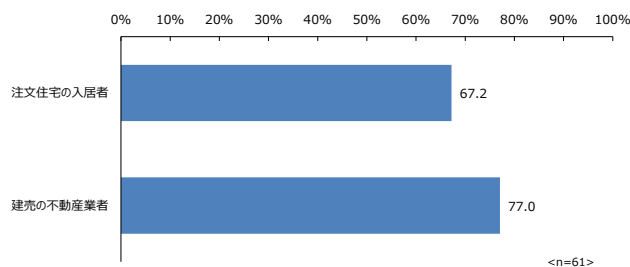
図表 2-430 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）長野県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：長野県



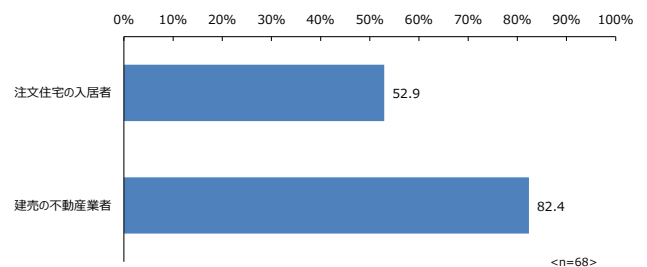
図表 2-431 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）岐阜県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：岐阜県



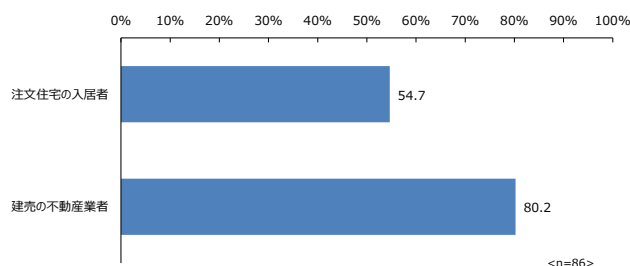
図表 2-432 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）静岡県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：静岡県



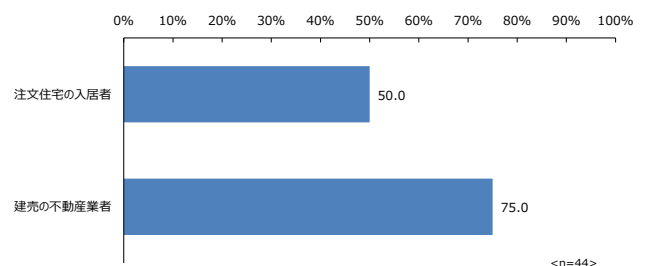
図表 2-433 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）愛知県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：愛知県



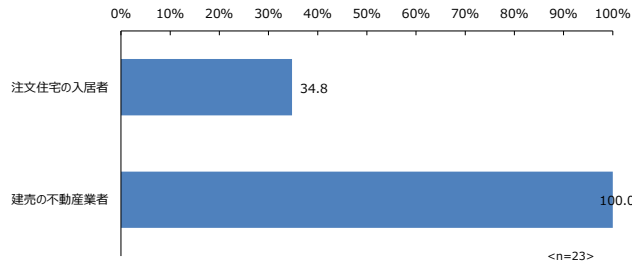
図表 2-434 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）三重県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：三重県



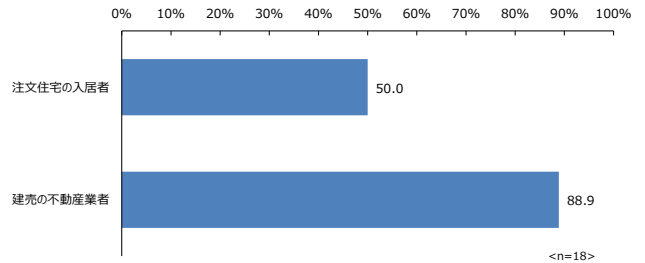
図表 2-435 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）滋賀県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：滋賀県



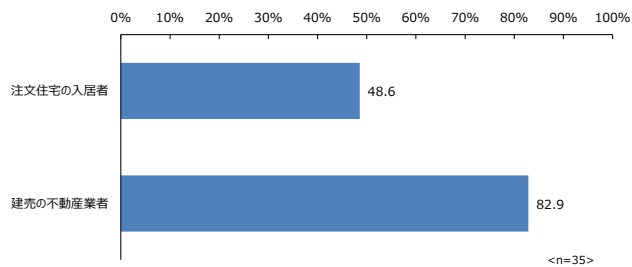
図表 2-436 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）京都府

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：京都府



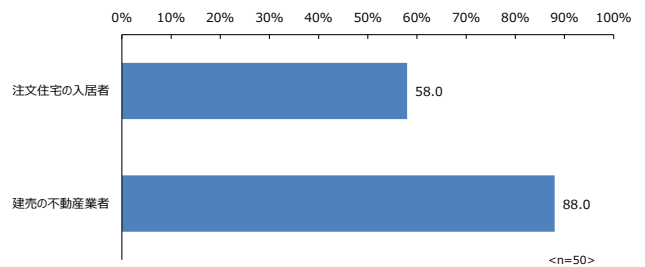
図表 2-437 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）大阪府

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：大阪府



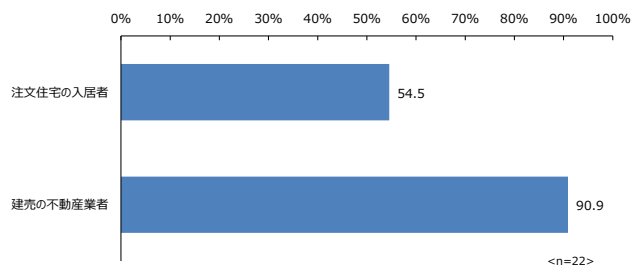
図表 2-438 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）兵庫県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：兵庫県



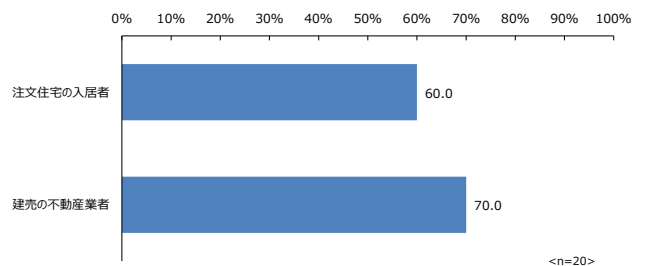
図表 2-439 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）奈良県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：奈良県



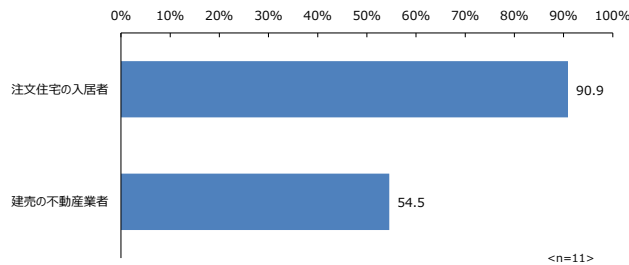
図表 2-440 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）和歌山県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：和歌山県



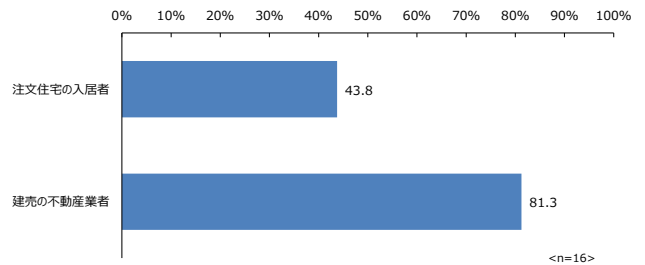
図表 2-441 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）鳥取県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：鳥取県



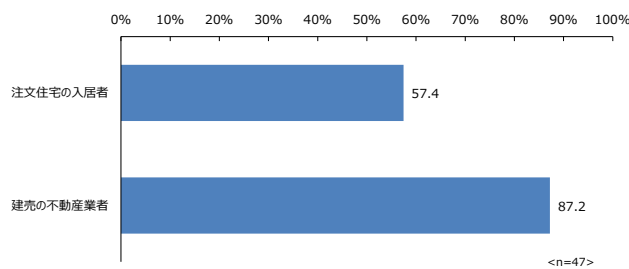
図表 2-442 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）島根県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：島根県



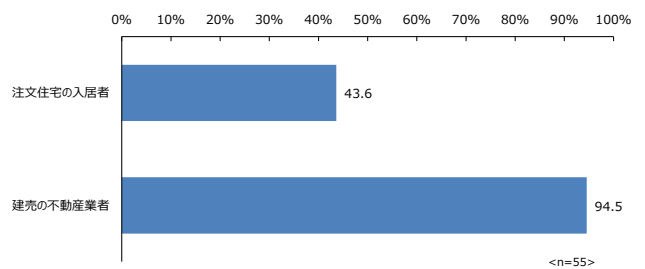
図表 2-443 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）岡山県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：岡山県



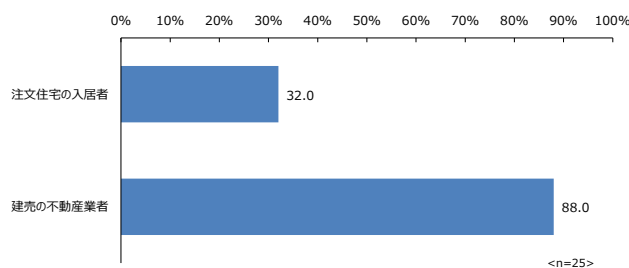
図表 2-444 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）広島県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：広島県



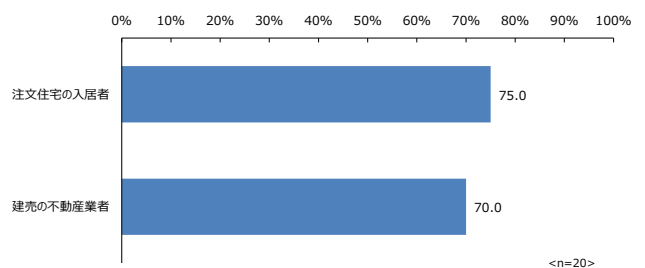
図表 2-445 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）山口県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：山口県



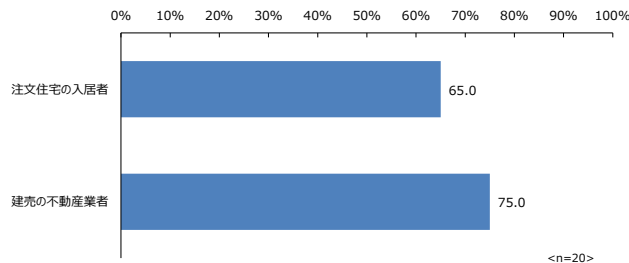
図表 2-446 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）徳島県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：徳島県



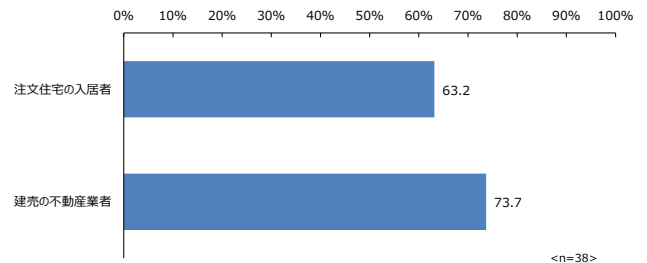
図表 2-447 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）香川県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：香川県



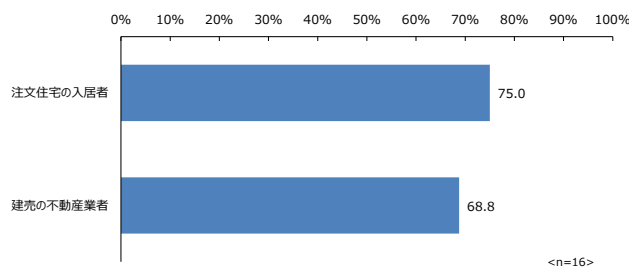
図表 2-448 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）愛媛県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：愛媛県



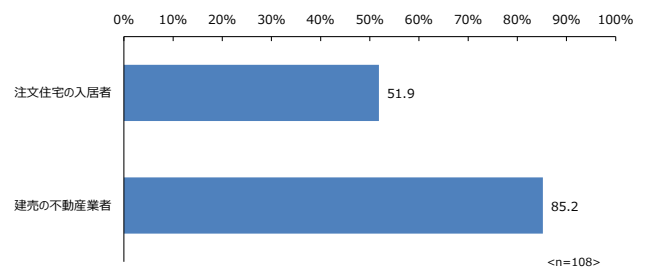
図表 2-449 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）高知県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：高知県



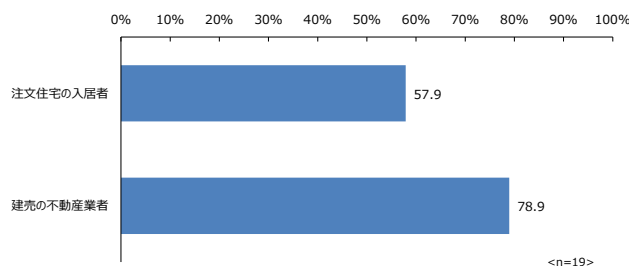
図表 2-450 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）福岡県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：福岡県



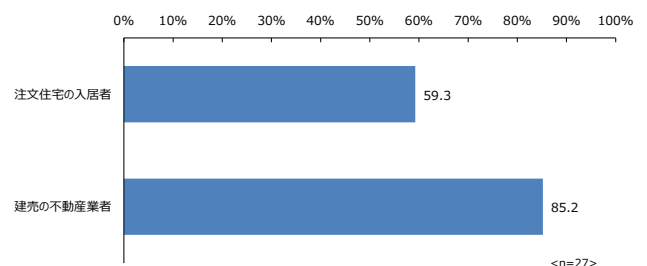
図表 2-451 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）佐賀県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：佐賀県



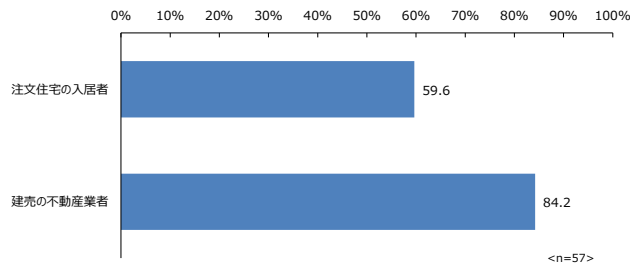
図表 2-452 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）長崎県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：長崎県



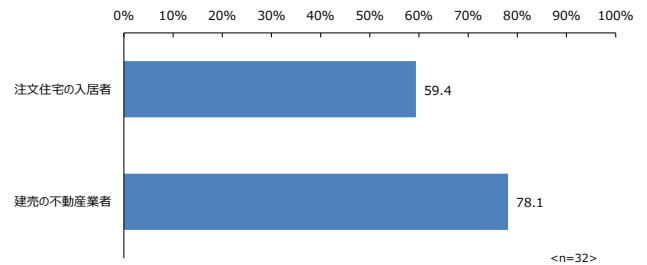
図表 2-453 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）熊本県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：熊本県



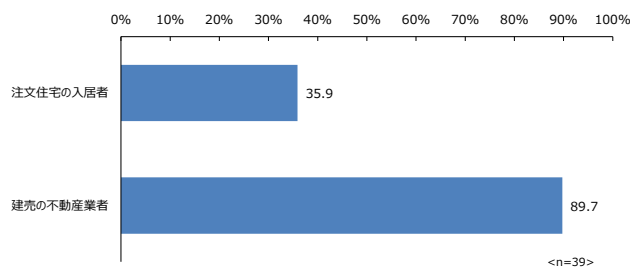
図表 2-454 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）大分県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：大分県



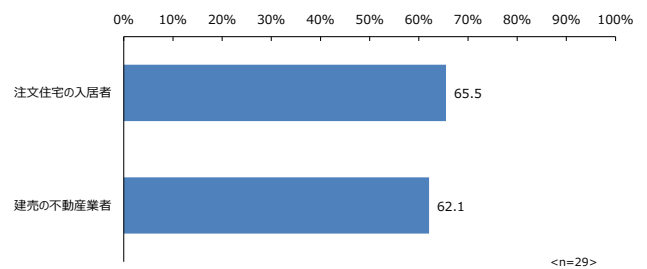
図表 2-455 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）宮崎県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：宮崎県



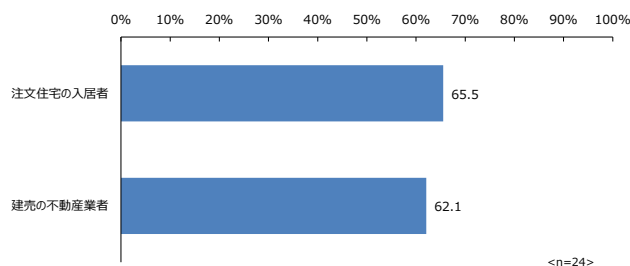
図表 2-456 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）鹿児島県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：鹿児島県



図表 2-457 [都道府県別]
費用負担の要求元（新築戸建て住宅）沖縄県

Q3-23 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。費用負担の要求は注文住宅の入居者からですか、建売の不動産業者からですか：沖縄県

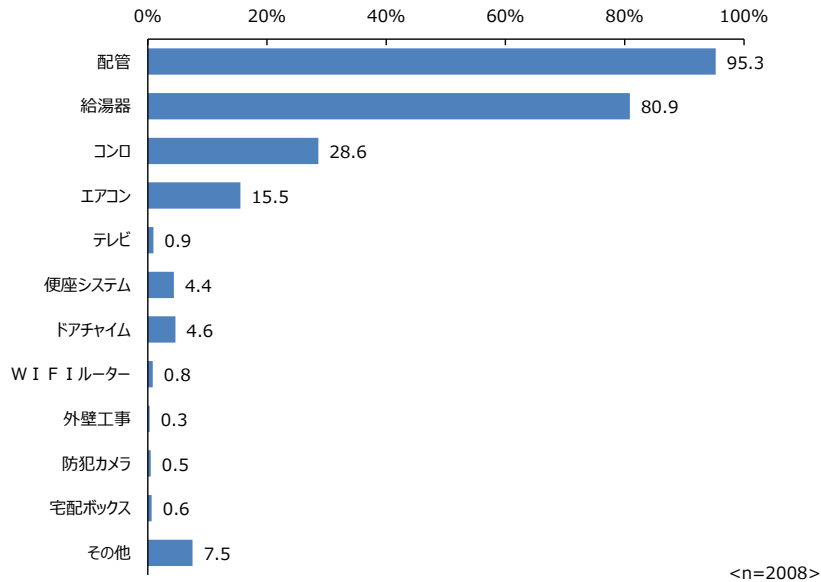


6. 新築戸建て住宅における費用負担をした設備・工事

費用を負担した設備・工事の内容としては、「配管」（95.3%）と「給湯器」（80.9%）が突出している。

【再掲】図表 2-458 費用負担した設備・工事（新築戸建て住宅）

Q3-24 (22)で負担したことがあると回答された方にお伺いします。要求に応じて負担した設備・工事は何かを教えてください



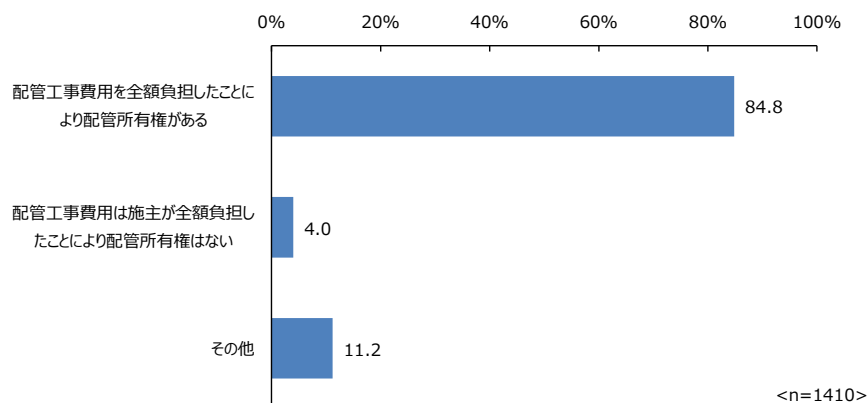
7. 消費配管設備の所有権

(1) 回答者全体

配管費用を負担した事業者における当該配管の所有権について、84.8%が「配管工事費用を全額負担したことにより配管所有権がある」と回答しており、いわゆる無償貸与の状態が一般的となっている。

【再掲】図表 2-459 消費配管設備の所有権

Q3-25 (21)、(24)で配管工事費用を負担したことがあると回答された方にお伺いします。施主との関係で配管工事費用、配管所有権はどのようになっていますか

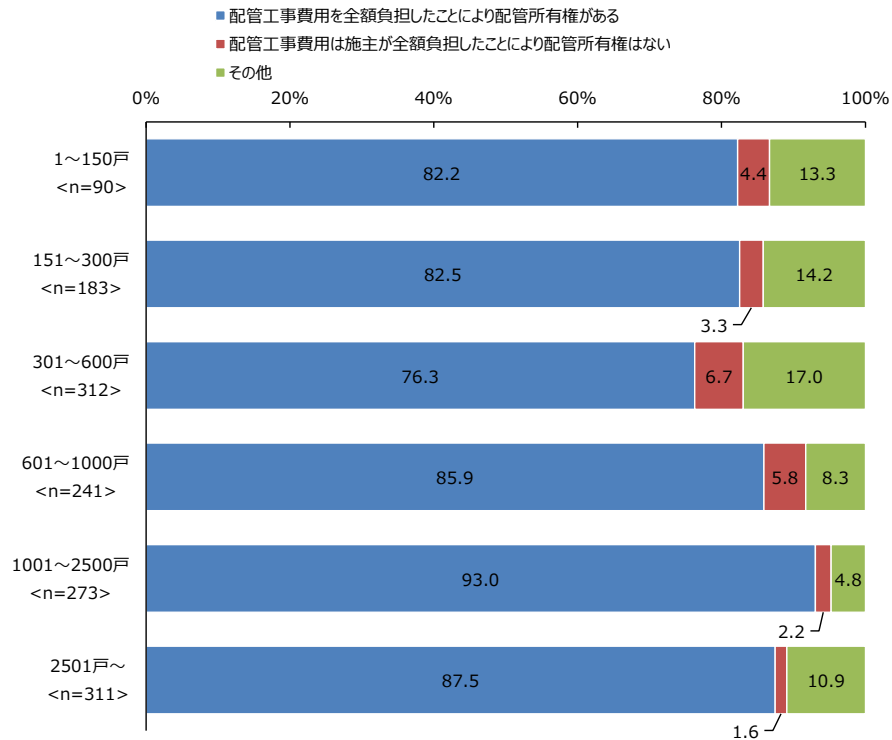


(2) 規模別

規模別においても回答者全体と同様の傾向にあるが、得意先が「301～600戸」の事業者においては「配管工事費用を全額負担したことにより配管所有権がある」の回答比率が低くなっている。

図表 2-460 [規模別] 消費配管設備の所有権

Q3-25 (21)、(24)で配管工事費用を負担したことがあると回答された方にお伺いします。施主との関係で配管工事費用、配管所有権はどのようになっていますか

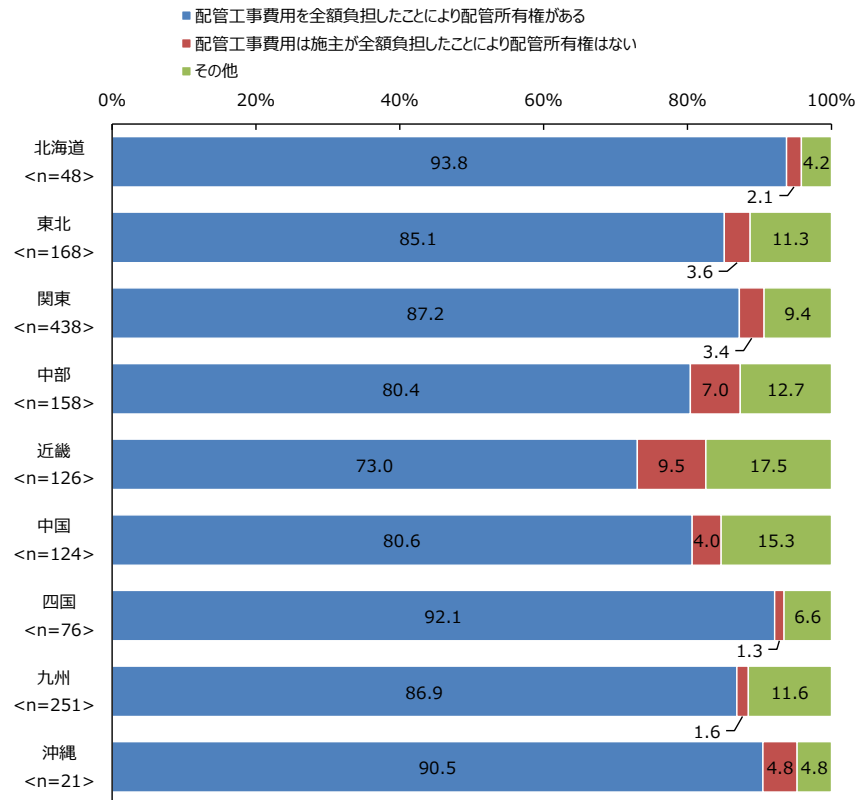


(3) 地域別

地域別では、「北海道」および「四国」において「配管工事費用を全額負担したことにより配管所有権がある」の回答比率が高く、「近畿」において低くなっている。

図表 2-461 [地域別] 消費配管設備の所有権

Q3-25 (21)、(24)で配管工事費用を負担したことがあると回答された方にお伺いします。施主との関係で配管工事費用、配管所有権はどのようになっていますか

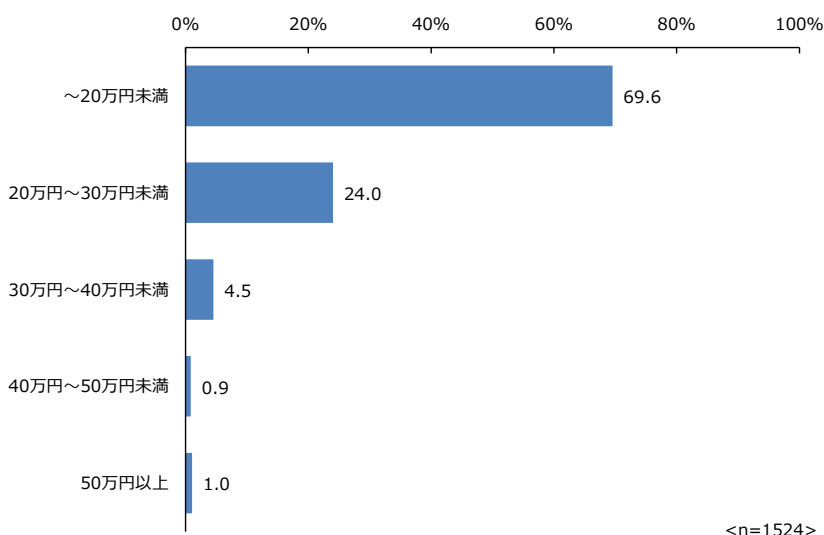


8. 許容できる費用負担額

設備費用を負担する場合に許容できる一軒当たりの金額については、「20万円未満」が69.6%、「20万円～30万円未満」が24.0%と、「30万円未満」が大部分を占める。その一方で、極めて少数ではあるものの「50万円以上」との回答も見られている。

【再掲】図表 2-462 許容できる費用負担額

Q3-26 費用負担する場合、許容される一軒当たりの金額はいくらですか？



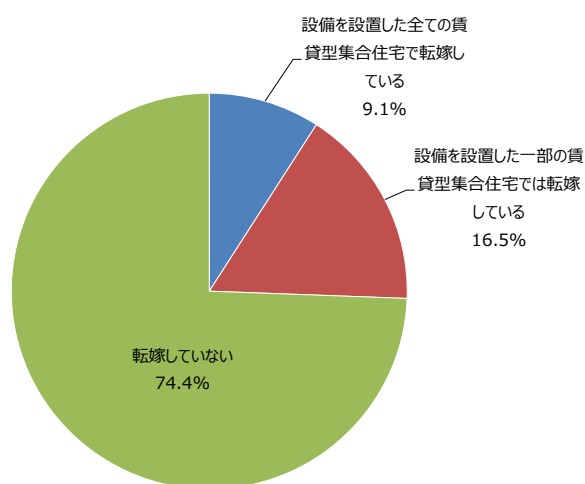
9. 設備費用等のLPガス代金への転嫁

(1) 回答者全体

負担した設備費用の転嫁状況について、「転嫁していない」との回答が74.4%と、大部分が事業者負担との結果になっている。一方で、前述の通り「三部料金制」の適用が極めて少ない現状においては、設備費用のLPガス代金への転嫁の有無について、消費者をはじめとする第三者が把握する事は困難と言える。今後の既存顧客におけるLPガス代金に内包される設備費用の透明化、さらには消費者からの信頼獲得はLPガス業界全体の課題と言える。

【再掲】図表 2-463 設備費用等のLPガス代金への転嫁

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のLPガス代金に転嫁していますか

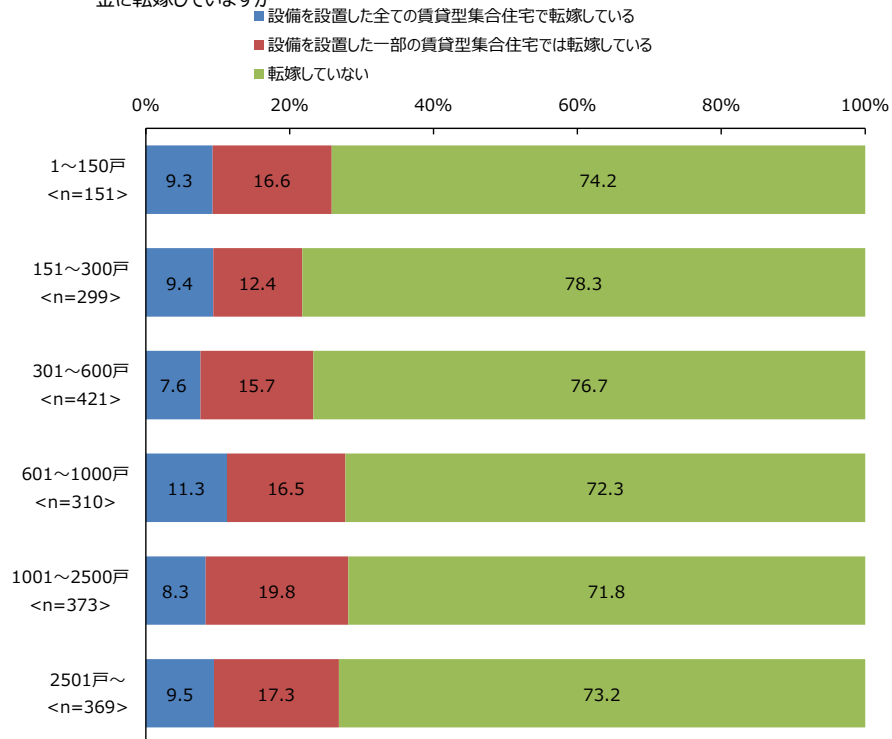


(2) 規模別

事業者規模とLPガス代金への転嫁状況との関係について、得意先が「151～300戸」および「301～600戸」の事業者において、「転嫁していない」比率がやや高くなっている。

図表 2-464 [規模別] 設備費用等のLPガス代金への転嫁

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のLPガス代金に転嫁していますか

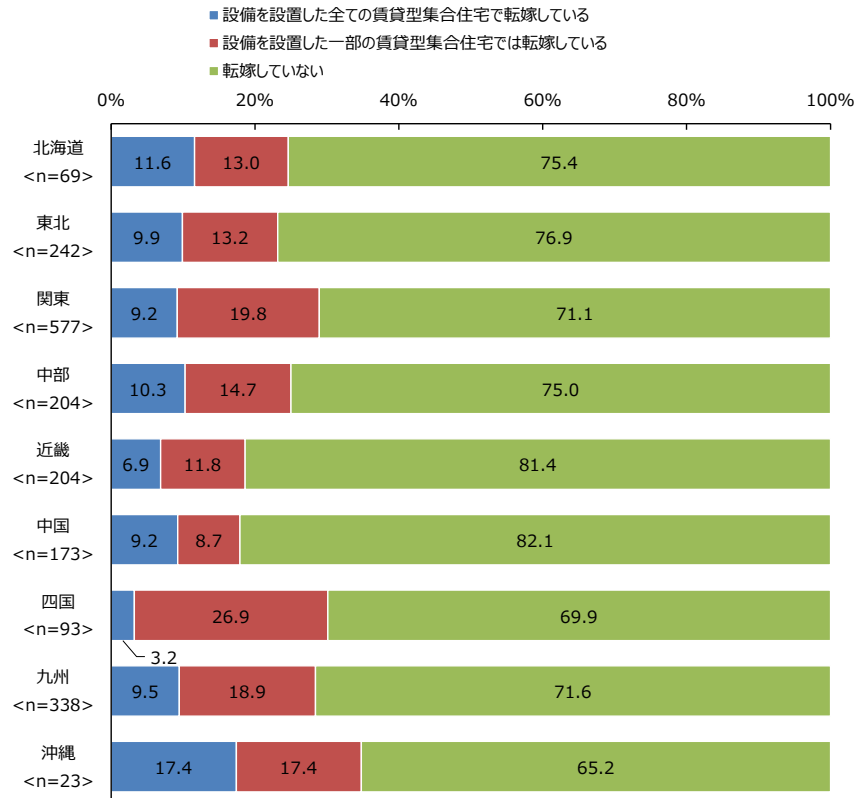


(3) 地域別

地域別では、「近畿」（81.4%）、「中国」（82.1%）において、LPガス代金に「転嫁していない」との回答比率が高くなっている。

図表 2-465 [地域別] 設備費用等のLPガス代金への転嫁

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のLPガス代金に転嫁していますか

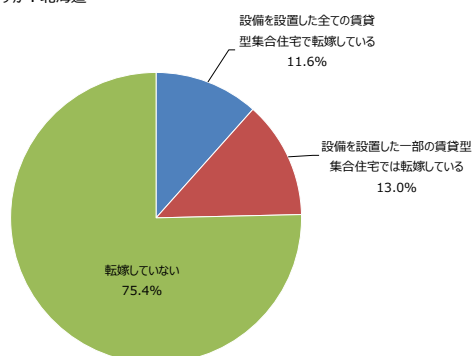


(4) 都道府県別

LPガス代金に「転嫁していない」事業者の比率が高い都道府県は、「鳥取県」（100.0%）、「山口県」（96.4%）、「富山県」（92.3%）であり、比率が低い都道府県は、「岐阜県」（59.1%）、「岩手県」（60.5%）、「群馬県」（63.0%）となっている。

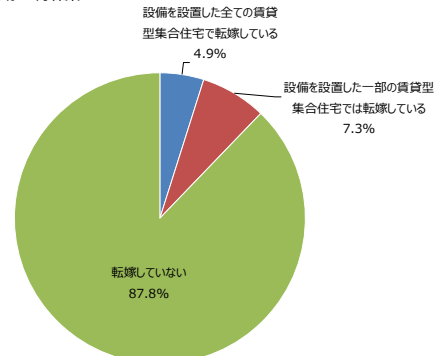
図表 2-466 [都道府県別]
設備費用等のLPガス代金への転嫁
北海道

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のLPガス代金に転嫁していますか：北海道



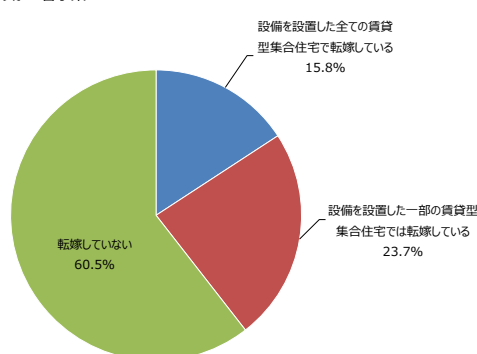
図表 2-467 [都道府県別]
設備費用等のLPガス代金への転嫁
青森県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のLPガス代金に転嫁していますか：青森県



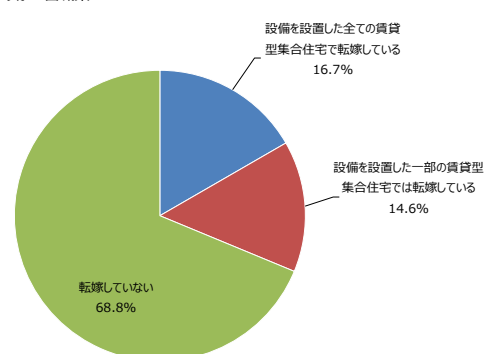
図表 2-468 [都道府県別]
設備費用等のLPガス代金への転嫁
岩手県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のLPガス代金に転嫁していますか：岩手県



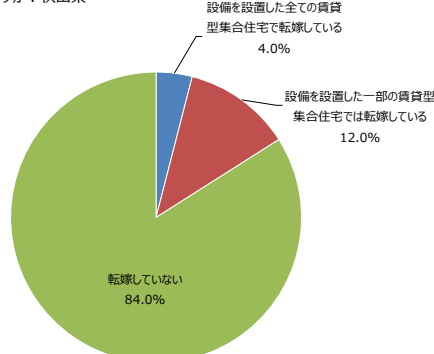
図表 2-469 [都道府県別]
設備費用等のLPガス代金への転嫁
宮城県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のLPガス代金に転嫁していますか：宮城県



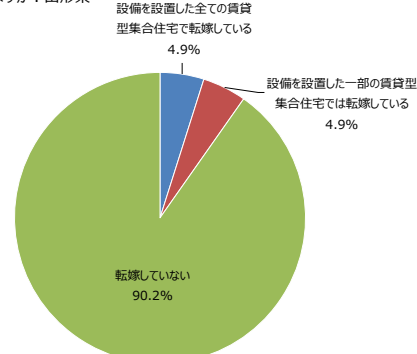
図表 2-470 [都道府県別]
設備費用等のLPガス代金への転嫁
秋田県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のLPガス代金に転嫁していますか：秋田県



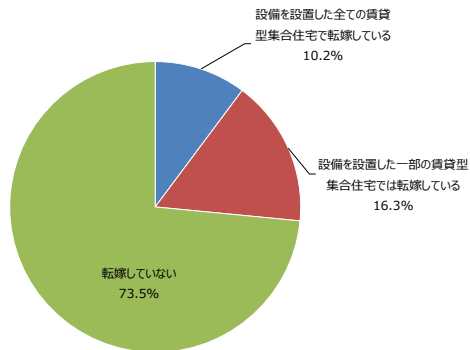
図表 2-471 [都道府県別]
設備費用等のLPガス代金への転嫁
山形県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のLPガス代金に転嫁していますか：山形県



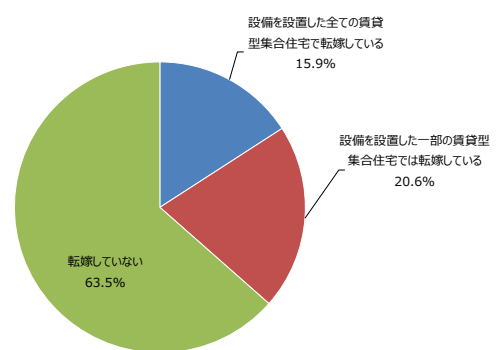
図表 2-472 [都道府県別]
設備費用等のLPガス代金への転嫁
福島県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のLPガス代金に転嫁していますか：福島県



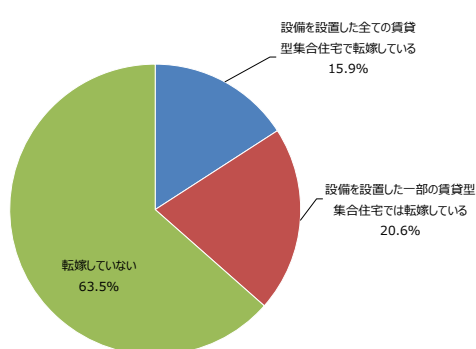
図表 2-473 [都道府県別]
設備費用等のLPガス代金への転嫁
茨城県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のLPガス代金に転嫁していますか：茨城県



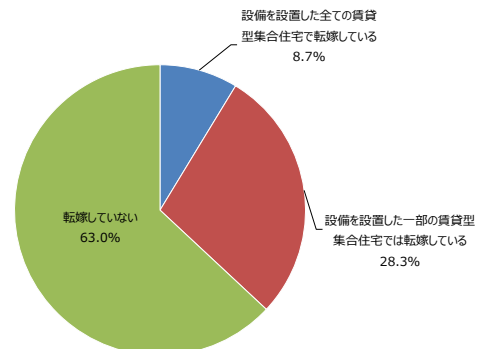
図表 2-474 [都道府県別]
設備費用等のLPガス代金への転嫁
栃木県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のLPガス代金に転嫁していますか：栃木県



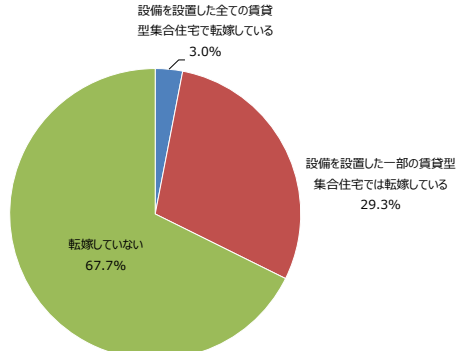
図表 2-475 [都道府県別]
設備費用等のLPガス代金への転嫁
群馬県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のLPガス代金に転嫁していますか：群馬県



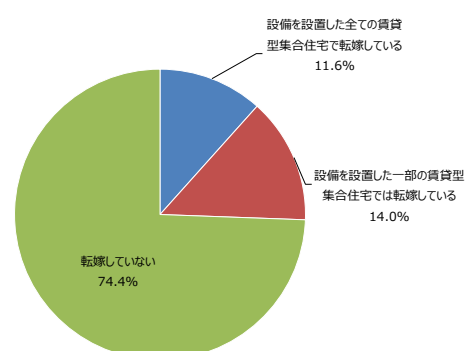
図表 2-476 [都道府県別]
設備費用等のLPガス代金への転嫁
埼玉県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のLPガス代金に転嫁していますか：埼玉県



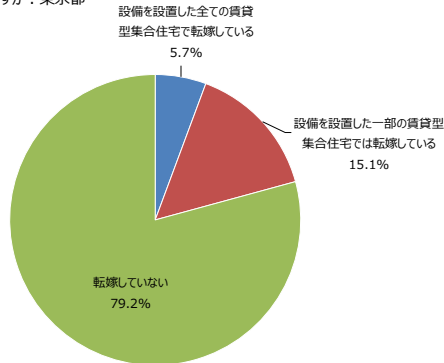
図表 2-477 [都道府県別]
設備費用等のLPガス代金への転嫁
千葉県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のLPガス代金に転嫁していますか：千葉県



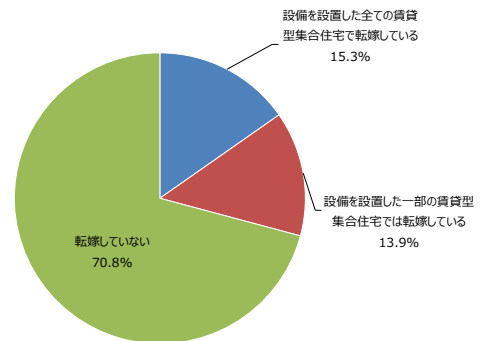
図表 2-478 [都道府県別]
設備費用等のL Pガス代金への転嫁
東京都

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のL Pガス代金に転嫁していますか：東京都



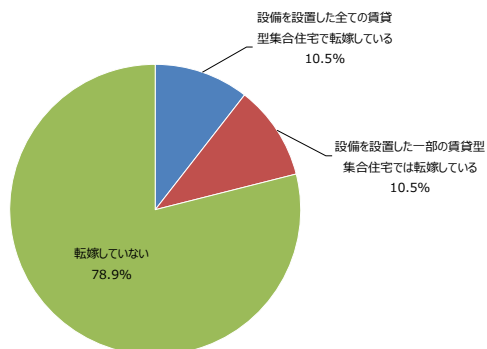
図表 2-479 [都道府県別]
設備費用等のL Pガス代金への転嫁
神奈川県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のL Pガス代金に転嫁していますか：神奈川県



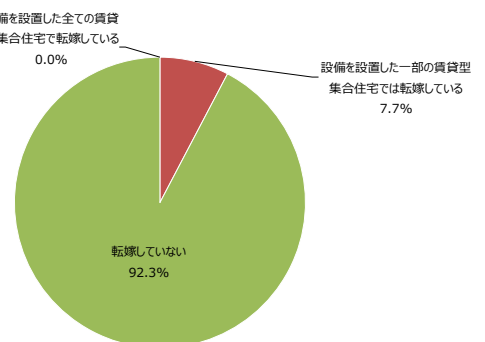
図表 2-480 [都道府県別]
設備費用等のL Pガス代金への転嫁
新潟県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のL Pガス代金に転嫁していますか：新潟県



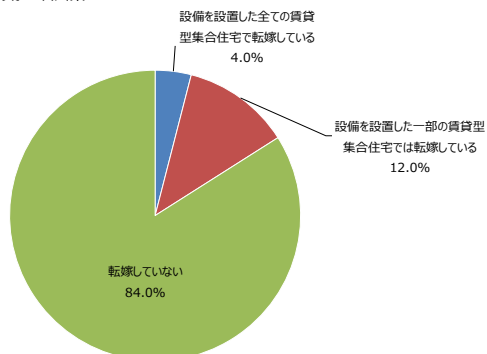
図表 2-481 [都道府県別]
設備費用等のL Pガス代金への転嫁
富山県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のL Pガス代金に転嫁していますか：富山県



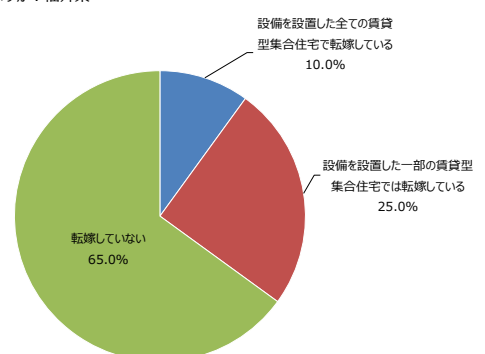
図表 2-482 [都道府県別]
設備費用等のL Pガス代金への転嫁
石川県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のL Pガス代金に転嫁していますか：石川県



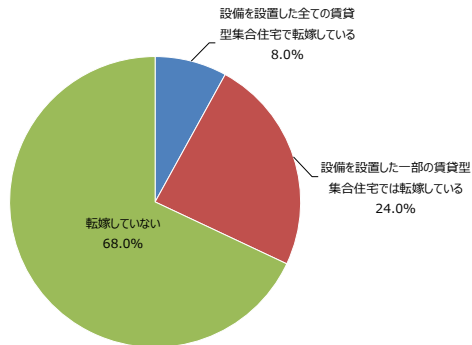
図表 2-483 [都道府県別]
設備費用等のL Pガス代金への転嫁
福井県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のL Pガス代金に転嫁していますか：福井県



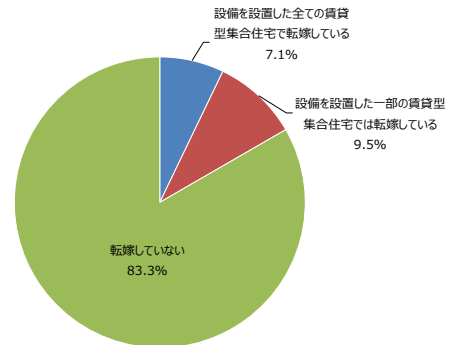
図表 2-484 [都道府県別]
設備費用等のL Pガス代金への転嫁
山梨県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のL Pガス代金に転嫁していますか：山梨県



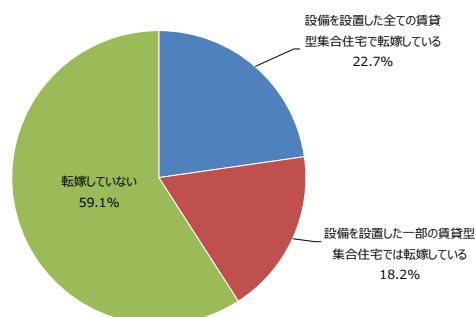
図表 2-485 [都道府県別]
設備費用等のL Pガス代金への転嫁
長野県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のL Pガス代金に転嫁していますか：長野県



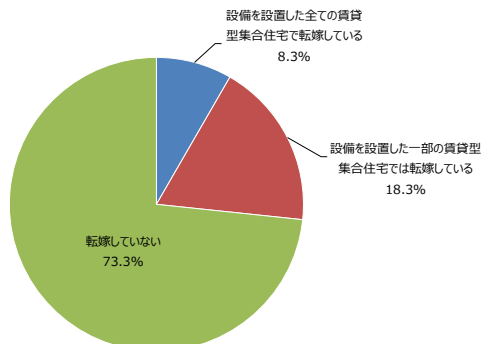
図表 2-486 [都道府県別]
設備費用等のL Pガス代金への転嫁
岐阜県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のL Pガス代金に転嫁していますか：岐阜県



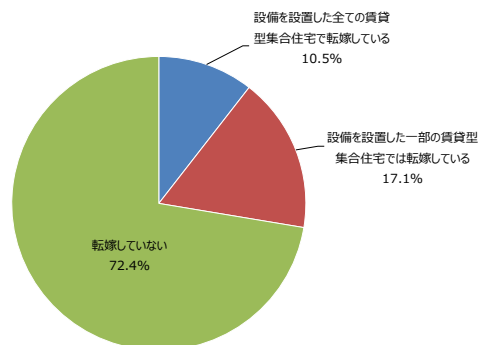
図表 2-487 [都道府県別]
設備費用等のL Pガス代金への転嫁
静岡県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のL Pガス代金に転嫁していますか：静岡県



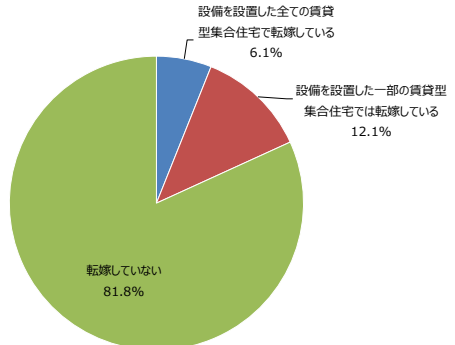
図表 2-488 [都道府県別]
設備費用等のL Pガス代金への転嫁
愛知県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のL Pガス代金に転嫁していますか：愛知県



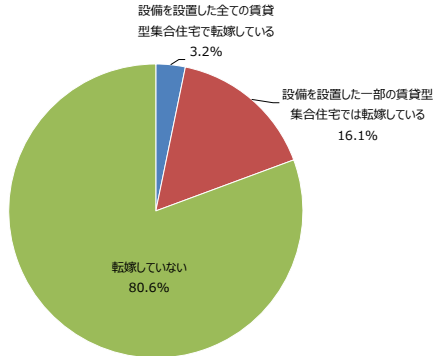
図表 2-489 [都道府県別]
設備費用等のL Pガス代金への転嫁
三重県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のL Pガス代金に転嫁していますか：三重県



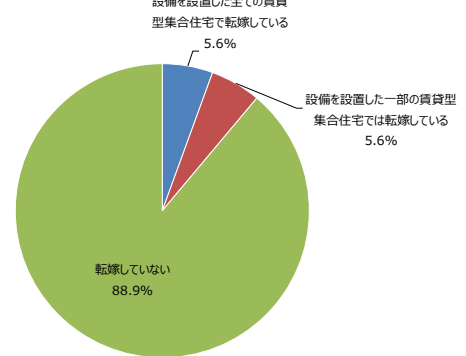
図表 2-490 [都道府県別]
設備費用等のL Pガス代金への転嫁
滋賀県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のL Pガス代金に転嫁していますか：滋賀県



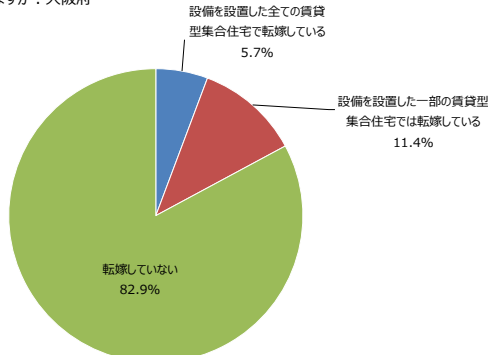
図表 2-491 [都道府県別]
設備費用等のL Pガス代金への転嫁
京都府

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のL Pガス代金に転嫁していますか：京都府



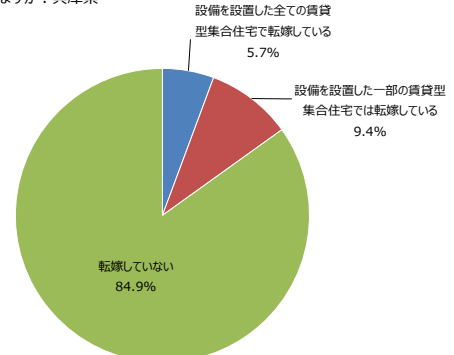
図表 2-492 [都道府県別]
設備費用等のL Pガス代金への転嫁
大阪府

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のL Pガス代金に転嫁していますか：大阪府



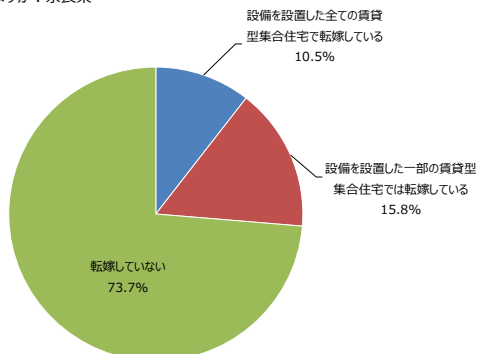
図表 2-493 [都道府県別]
設備費用等のL Pガス代金への転嫁
兵庫県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のL Pガス代金に転嫁していますか：兵庫県



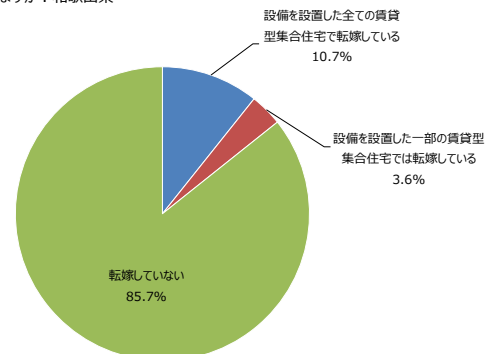
図表 2-494 [都道府県別]
設備費用等のL Pガス代金への転嫁
奈良県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のL Pガス代金に転嫁していますか：奈良県



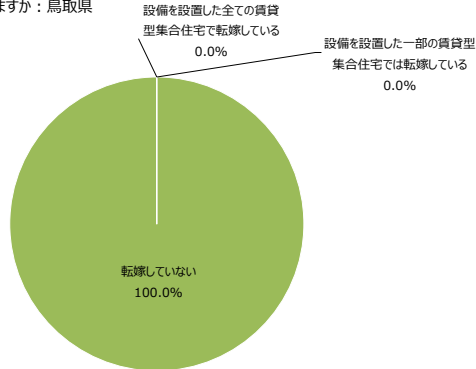
図表 2-495 [都道府県別]
設備費用等のL Pガス代金への転嫁
和歌山県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のL Pガス代金に転嫁していますか：和歌山県



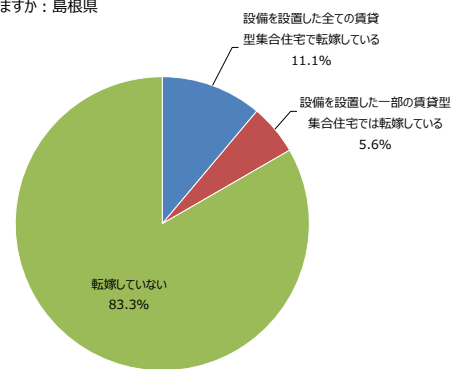
図表 2-496 [都道府県別]
設備費用等のL Pガス代金への転嫁
鳥取県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のL Pガス代金に転嫁していますか：鳥取県



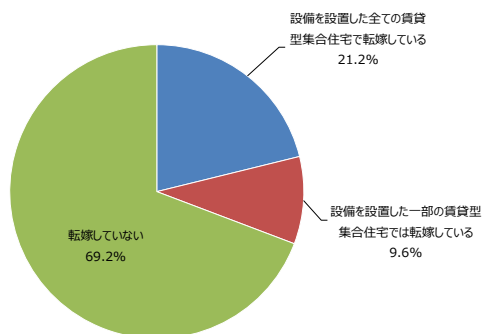
図表 2-497 [都道府県別]
設備費用等のL Pガス代金への転嫁
島根県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のL Pガス代金に転嫁していますか：島根県



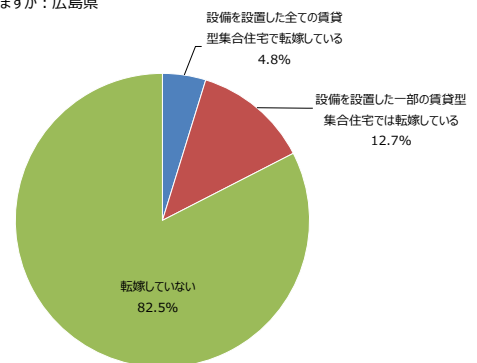
図表 2-498 [都道府県別]
設備費用等のL Pガス代金への転嫁
岡山県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のL Pガス代金に転嫁していますか：岡山県



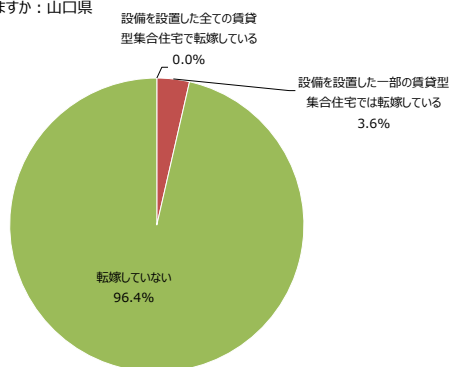
図表 2-499 [都道府県別]
設備費用等のL Pガス代金への転嫁
広島県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のL Pガス代金に転嫁していますか：広島県



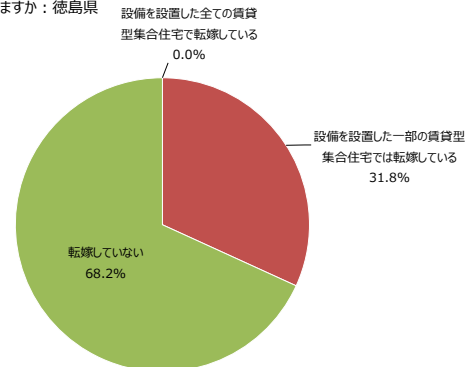
図表 2-500 [都道府県別]
設備費用等のL Pガス代金への転嫁
山口県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のL Pガス代金に転嫁していますか：山口県



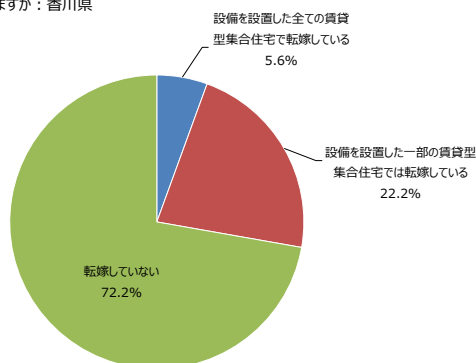
図表 2-501 [都道府県別]
設備費用等のL Pガス代金への転嫁
徳島県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のL Pガス代金に転嫁していますか：徳島県



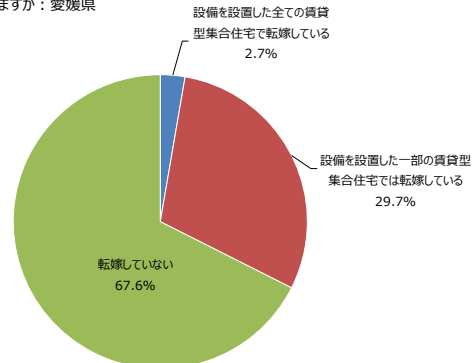
図表 2-502 [都道府県別]
設備費用等のLPガス代金への転嫁
香川県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のLPガス代金に転嫁していますか：香川県



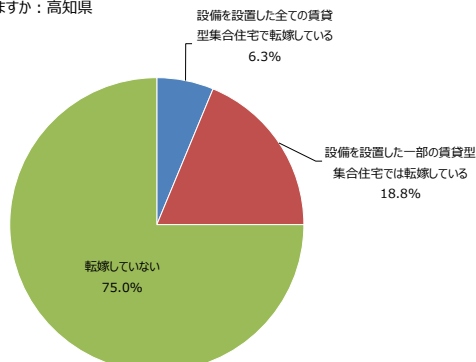
図表 2-503 [都道府県別]
設備費用等のLPガス代金への転嫁
愛媛県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のLPガス代金に転嫁していますか：愛媛県



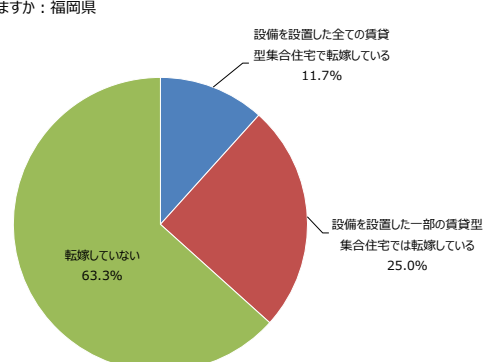
図表 2-504 [都道府県別]
設備費用等のLPガス代金への転嫁
高知県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のLPガス代金に転嫁していますか：高知県



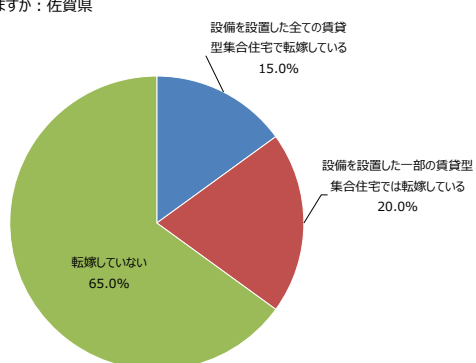
図表 2-505 [都道府県別]
設備費用等のLPガス代金への転嫁
福岡県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のLPガス代金に転嫁していますか：福岡県



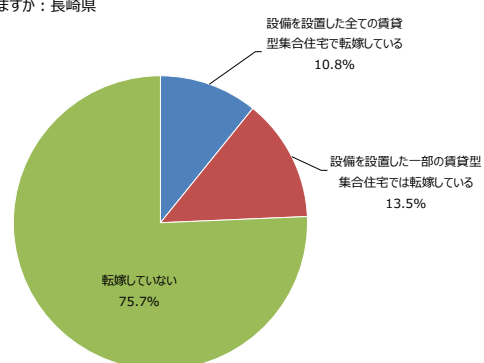
図表 2-506 [都道府県別]
設備費用等のLPガス代金への転嫁
佐賀県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のLPガス代金に転嫁していますか：佐賀県



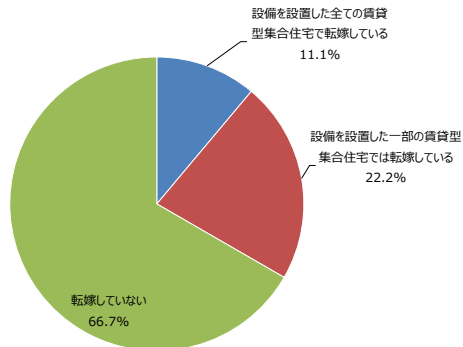
図表 2-507 [都道府県別]
設備費用等のLPガス代金への転嫁
長崎県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のLPガス代金に転嫁していますか：長崎県



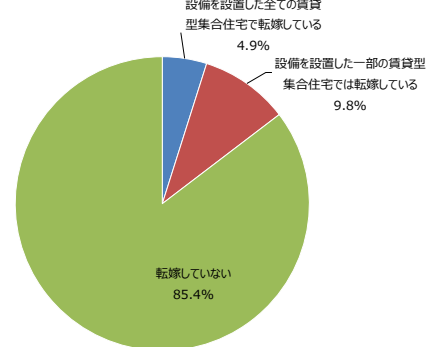
図表 2-508 [都道府県別]
設備費用等のLPガス代金への転嫁
熊本県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のLPガス代金に転嫁していますか：熊本県



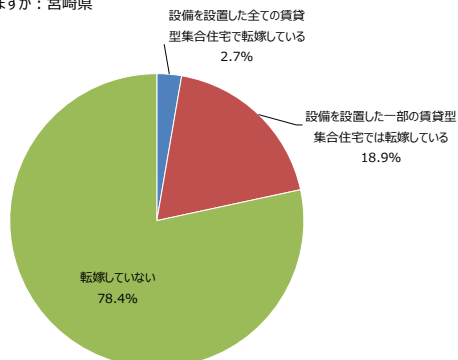
図表 2-509 [都道府県別]
設備費用等のLPガス代金への転嫁
大分県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のLPガス代金に転嫁していますか：大分県



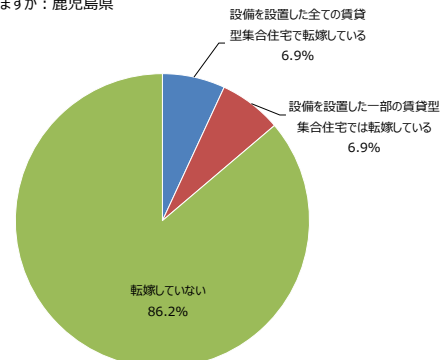
図表 2-510 [都道府県別]
設備費用等のLPガス代金への転嫁
宮崎県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のLPガス代金に転嫁していますか：宮崎県



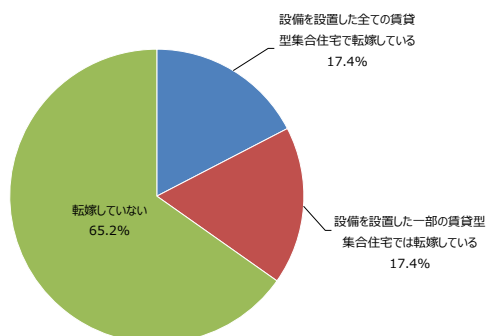
図表 2-511 [都道府県別]
設備費用等のLPガス代金への転嫁
鹿児島県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のLPガス代金に転嫁していますか：鹿児島県



図表 2-512 [都道府県別]
設備費用等のLPガス代金への転嫁
沖縄県

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のLPガス代金に転嫁していますか：沖縄県



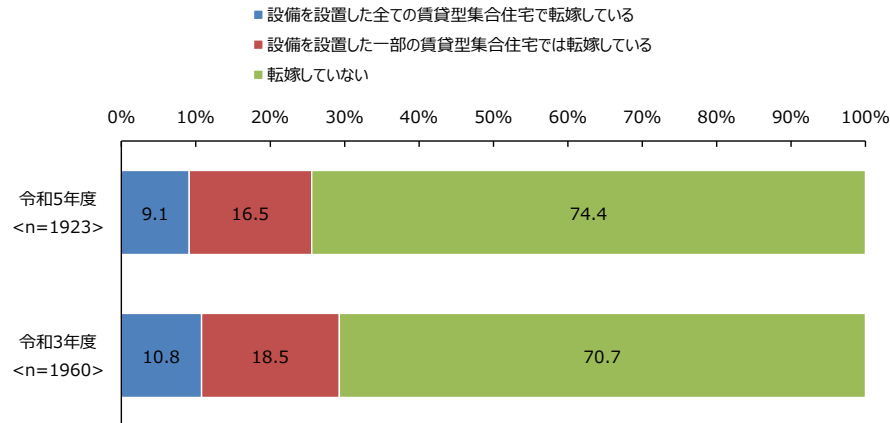
(5) 前回比較

前回との比較では、「転嫁していない」との回答比率が3.7ポイント増加している。

図表 2-513 [前回比較]
設備費用等のLPガス代金への転嫁

Q3-27 設備を設置した賃貸集合住宅において、負担した費用は入居者のLPガス代金に

転嫁していますか

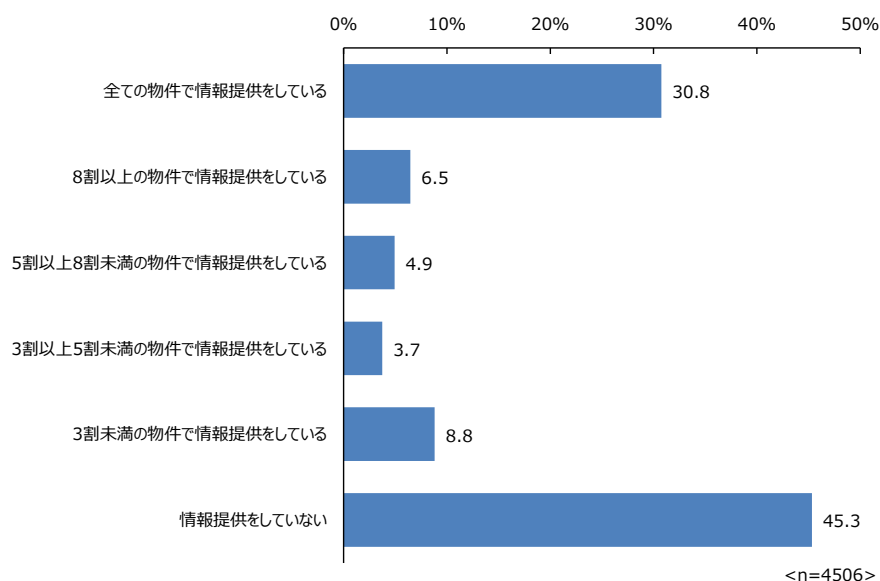


10. 賃貸集合住宅に関する情報提供

賃貸集合住宅のオーナー等に対するLPガス料金の情報提供については、「全ての物件で情報提供している」との回答は30.8%に止まり、「情報提供をしていない」事業者（45.3%）比率を下回っている。今後、LPガス料金の情報提供についての厳格化が見込まれるため、各事業者に対して前向きな姿勢を促す等、この点についてもLPガス業界全体の課題となる。

【再掲】図表 2-514 賃貸集合住宅に関する情報提供

Q3-28 貴社がLPガスを供給している賃貸集合住宅のオーナー又は不動産管理会社に対し、日頃から当該物件の「LPガス料金表」等による最新の料金の情報提供を行っていますか



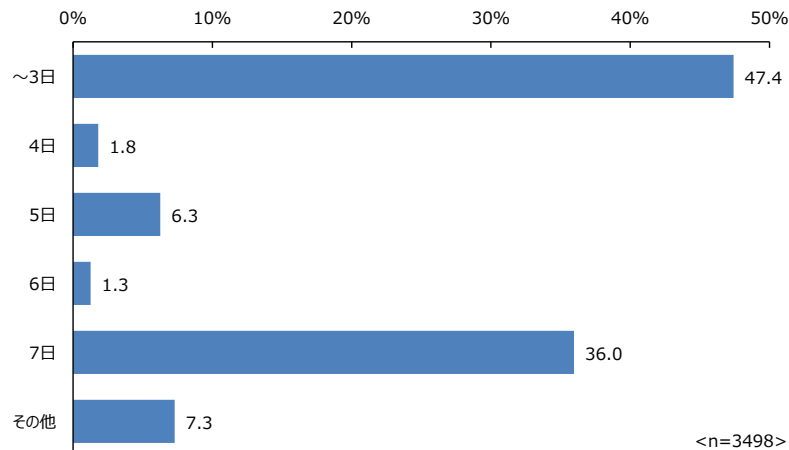
11. 設備撤去の所要日数

(1) 回答者全体

大部分の事業者は、契約の解除申出から「7日以内」に設備を撤去していると回答しており、いわゆる「1週間ルール」は浸透しているものと思われる。

【再掲】図表 2-515 設備撤去の所要日数

Q3-29 L Pガス販売契約終了時の対応についてお尋ねします。一般消費者等から販売契約の解除の申出があった日から、貴社が所有する供給設備を撤去するまでの標準的な日数を教えてください

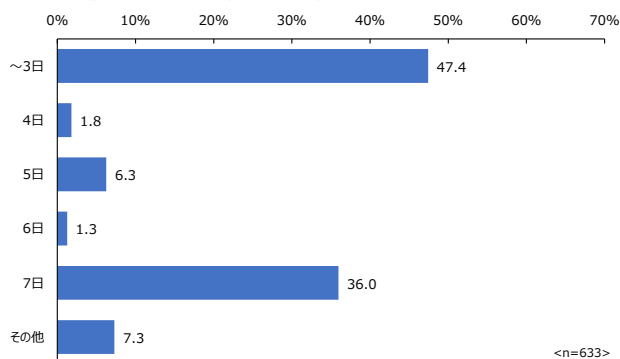


(2) 規模別

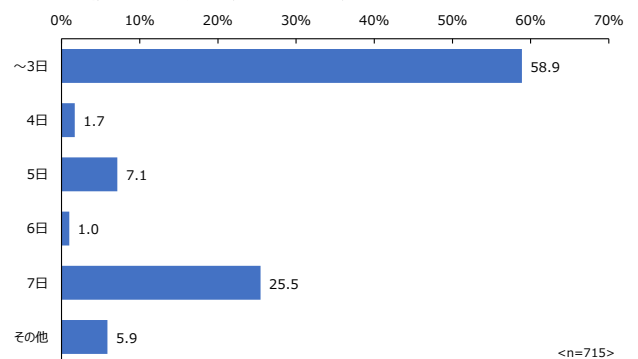
規模別においても、大部分の事業者が「7日以内」に設備を撤去していると回答しているが、大規模事業者ほど「7日」の回答比率が高くなっている。

図表 2-516 [規模別] 設備撤去の所要日数
得意先戸数 1～150 戸

Q3-29 L Pガス販売契約終了時の対応についてお尋ねします。一般消費者等から販売契約の解除の申出があった日から、貴社が所有する供給設備を撤去するまでの標準的な日数を教えてください:得意先戸数1～150戸

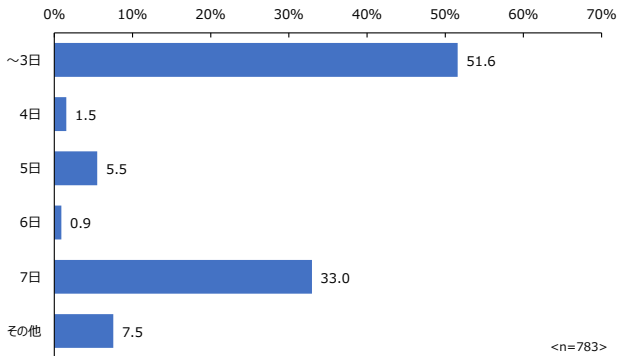
図表 2-517 [規模別] 設備撤去の所要日数
得意先戸数 151～300 戸

Q3-29 L Pガス販売契約終了時の対応についてお尋ねします。一般消費者等から販売契約の解除の申出があった日から、貴社が所有する供給設備を撤去するまでの標準的な日数を教えてください:得意先戸数151～300戸

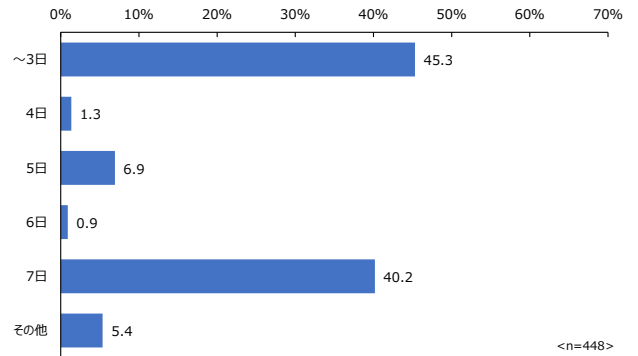


図表 2-518 [規模別] 設備撤去の所要日数
得意先戸数 301～600 戸

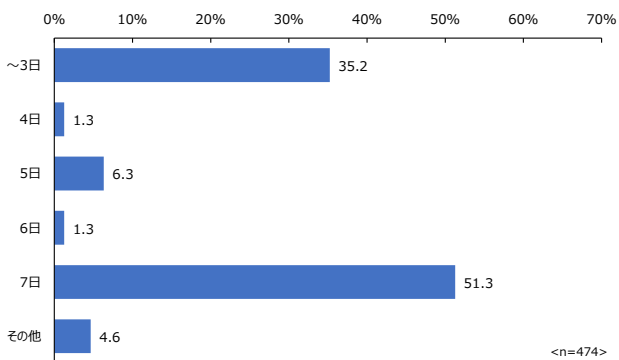
Q3-29 L Pガス販売契約終了時の対応についてお尋ねします。一般消費者等から販売契約の解除の申出があった日から、貴社が所有する供給設備を撤去するまでの標準的な日数を教えてください:得意先戸数301～600戸

図表 2-519 [規模別] 設備撤去の所要日数
得意先戸数 601～1000 戸

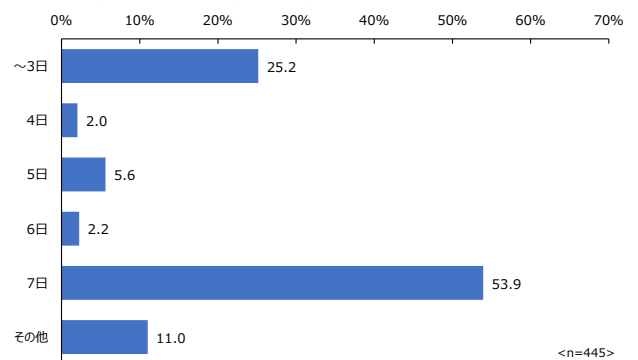
Q3-29 L Pガス販売契約終了時の対応についてお尋ねします。一般消費者等から販売契約の解除の申出があった日から、貴社が所有する供給設備を撤去するまでの標準的な日数を教えてください:得意先戸数601～1000戸

図表 2-520 [規模別] 設備撤去の所要日数
得意先戸数 1001～2500 戸

Q3-29 L Pガス販売契約終了時の対応についてお尋ねします。一般消費者等から販売契約の解除の申出があった日から、貴社が所有する供給設備を撤去するまでの標準的な日数を教えてください:得意先戸数1001～2500戸

図表 2-521 [規模別] 設備撤去の所要日数
得意先戸数 2501 戸～

Q3-29 L Pガス販売契約終了時の対応についてお尋ねします。一般消費者等から販売契約の解除の申出があった日から、貴社が所有する供給設備を撤去するまでの標準的な日数を教えてください:得意先戸数2501戸～

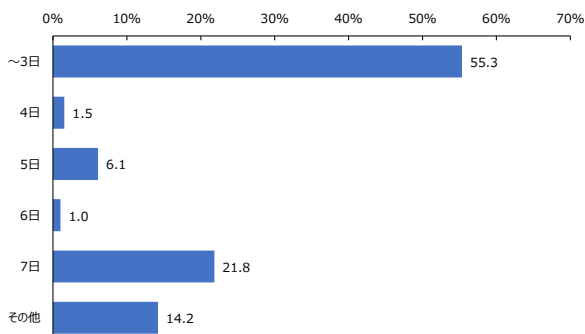


(3) 地域別

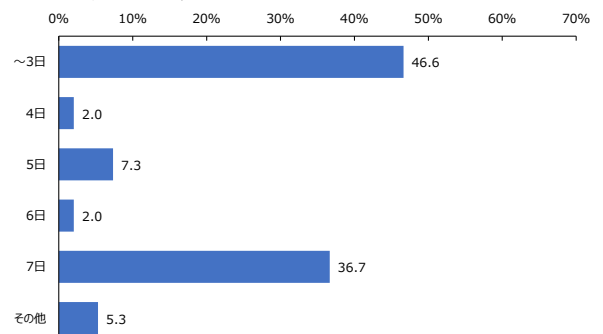
大部分の事業者が「7日以内」に設備を撤去しているとの回答傾向は、地域を問わず普遍的なものとなっている。

図表 2-522 [地域別] 設備撤去の所要日数
北海道

Q3-29 L Pガス販売契約終了時の対応についてお尋ねします。一般消費者等から販売契約の解除の申出があった日から、貴社が所有する供給設備を撤去するまでの標準的な日数を教えてください:北海道

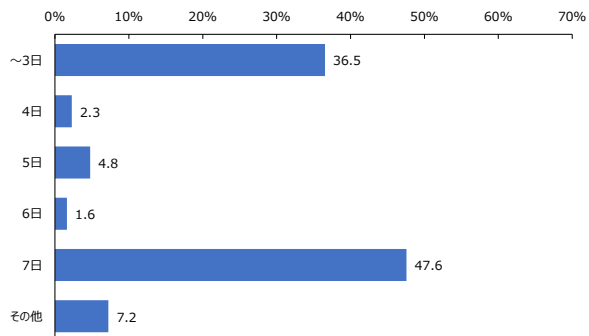
図表 2-523 [地域別] 設備撤去の所要日数
東北

Q3-29 L Pガス販売契約終了時の対応についてお尋ねします。一般消費者等から販売契約の解除の申出があった日から、貴社が所有する供給設備を撤去するまでの標準的な日数を教えてください:東北

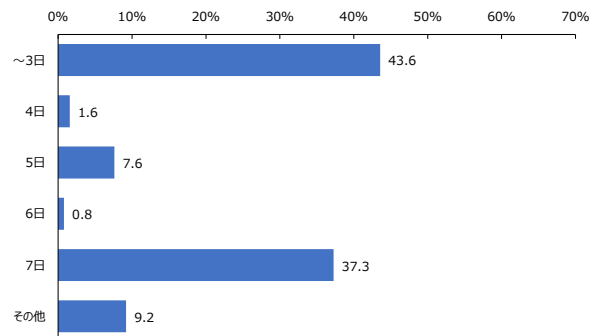


図表 2-524 〔地域別〕 設備撤去の所要日数
関東

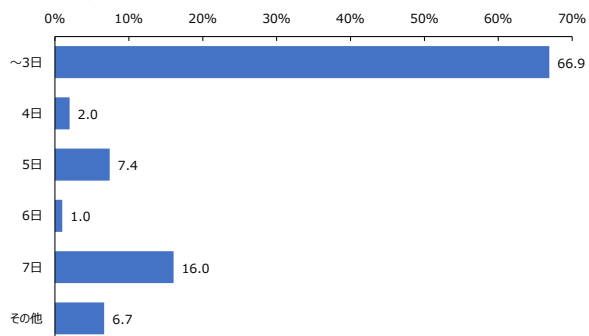
Q3-29 L Pガス販売契約終了時の対応についてお尋ねします。一般消費者等から販売契約の解除の申出があった日から、貴社が所有する供給設備を撤去するまでの標準的な日数を教えてください:関東

図表 2-525 〔地域別〕 設備撤去の所要日数
中部

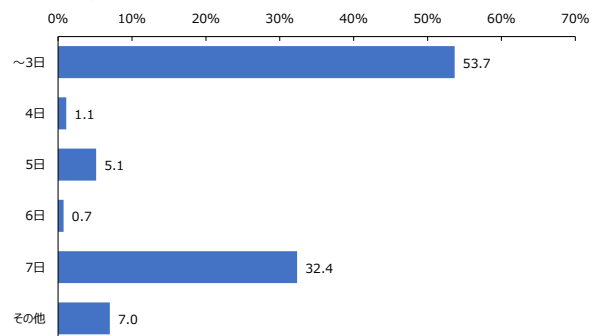
Q3-29 L Pガス販売契約終了時の対応についてお尋ねします。一般消費者等から販売契約の解除の申出があった日から、貴社が所有する供給設備を撤去するまでの標準的な日数を教えてください:中部

図表 2-526 〔地域別〕 設備撤去の所要日数
近畿

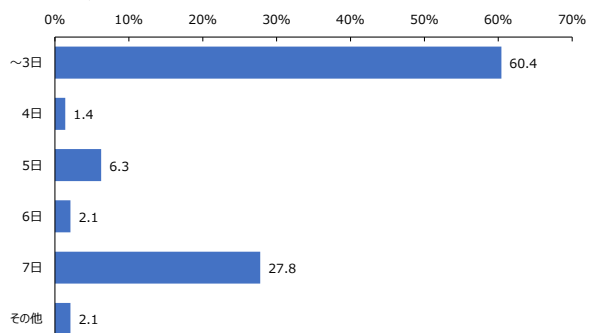
Q3-29 L Pガス販売契約終了時の対応についてお尋ねします。一般消費者等から販売契約の解除の申出があった日から、貴社が所有する供給設備を撤去するまでの標準的な日数を教えてください:近畿

図表 2-527 〔地域別〕 設備撤去の所要日数
中国

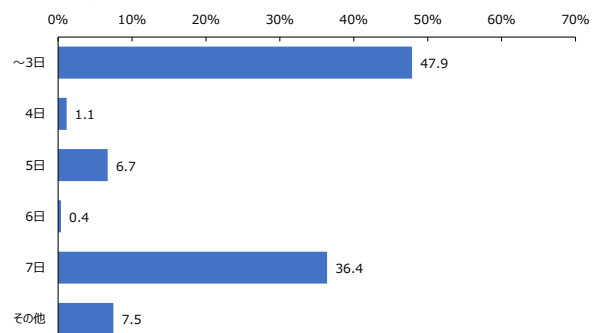
Q3-29 L Pガス販売契約終了時の対応についてお尋ねします。一般消費者等から販売契約の解除の申出があった日から、貴社が所有する供給設備を撤去するまでの標準的な日数を教えてください:中国

図表 2-528 〔地域別〕 設備撤去の所要日数
四国

Q3-29 L Pガス販売契約終了時の対応についてお尋ねします。一般消費者等から販売契約の解除の申出があった日から、貴社が所有する供給設備を撤去するまでの標準的な日数を教えてください:四国

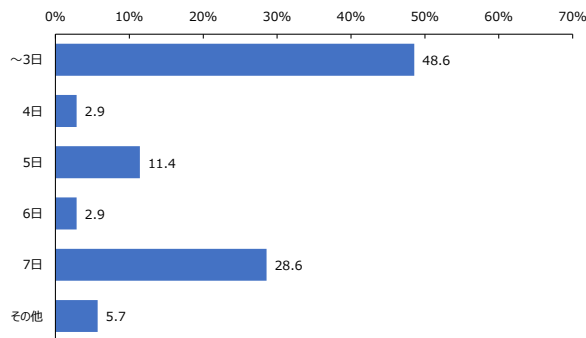
図表 2-529 〔地域別〕 設備撤去の所要日数
九州

Q3-29 L Pガス販売契約終了時の対応についてお尋ねします。一般消費者等から販売契約の解除の申出があった日から、貴社が所有する供給設備を撤去するまでの標準的な日数を教えてください:九州



図表 2-530 〔地域別〕 設備撤去の所要日数
沖縄

Q3-29 L Pガス販売契約終了時の対応についてお尋ねします。一般消費者等から販売契約の解除の申出があった日から、貴社が所有する供給設備を撤去するまでの標準的な日数を教えてください:沖縄

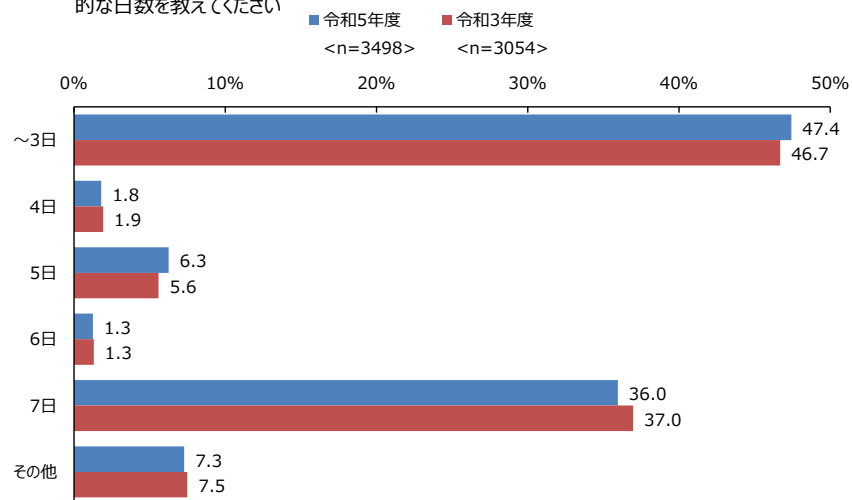


(4) 前回比較

前回との比較においても、回答傾向に大きな違いは見られない。

図表 2-531 〔前回比較〕 設備撤去の所要日数

Q3-29 L Pガス販売契約終了時の対応についてお尋ねします。一般消費者等から販売契約の解除の申出があった日から、貴社が所有する供給設備を撤去するまでの標準的な日数を教えてください

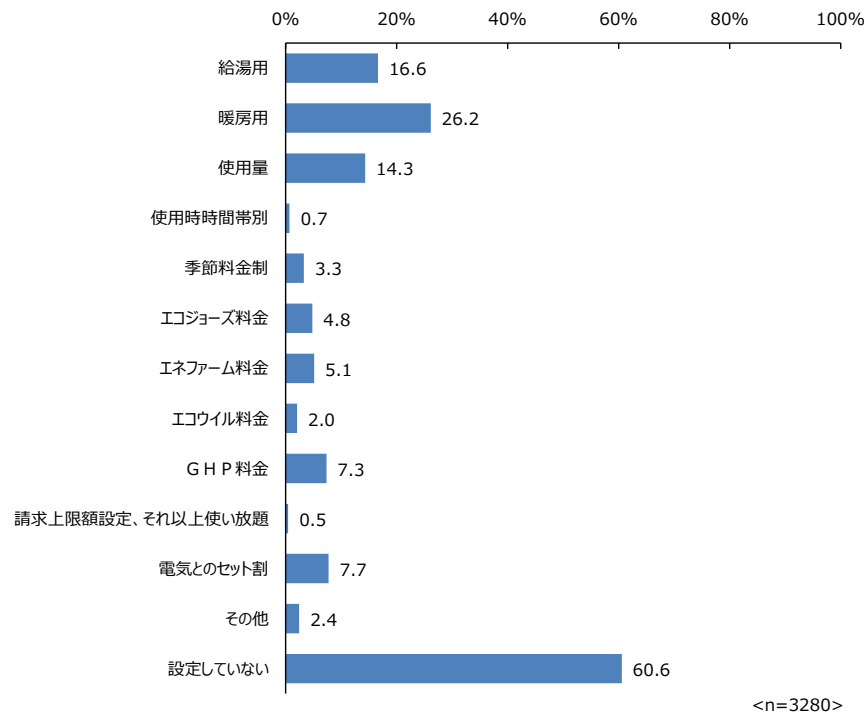


12. 需要促進型の料金および電気とのセット割（家庭用）

需要促進を目的とした料金については、「設定していない」事業者が60.6%と過半数を占め、LPガス料金の戦略性については十分に認められない結果となっている。

【再掲】図表 2-532 需要促進型の料金および電気とのセット割

Q4-1 貴社では得意先の需要促進を目的とした料金体系、及び電気とのセット割の料金表等を設定していますか〔家庭用〕

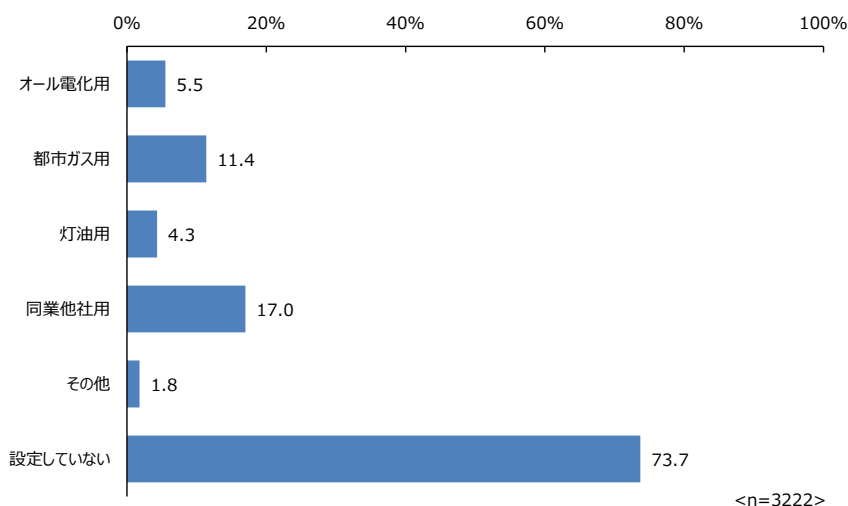


13. 競合エネルギー対応料金（家庭用）

競合エネルギー対応の料金については、「設定していない」との回答が73.7%と需要促進型料金の未設定率をさらに上回っている。小売自由化に伴い、電力や都市ガスの料金プランは多様性を増しており、LPガス事業者においても選ばれるエネルギーとして、料金の戦略性が求められる。

【再掲】図表 2-533 競合エネルギー対応料金

Q4-2 貴社では競合エネルギーに対応する為の料金体系を設定していますか〔家庭用〕



第4章 今後の事業方針

4-1 小売販売の周辺環境

1. 小売価格低減化の意向

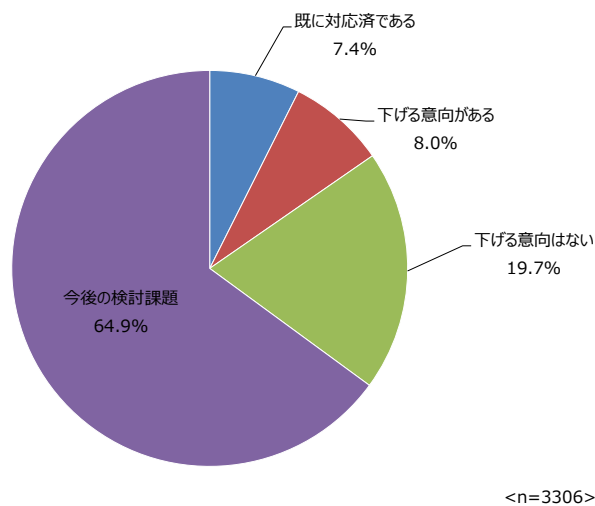
(1) 家庭用

① 回答者全体

家庭用の小売価格低減化については、「既に対応済である」や「下げる意向がある」との回答は各々1割弱に止まる一方で、「今後の検討課題」とする事業者が64.9%と過半数を占め、足下での競争環境や将来の不透明感による事業者の迷いが想像され、今後のかじ取りの困難さが浮き彫りになっている。

【再掲】図表 2-534 小売価格低減化の意向（家庭用）

Q4-3-1 エネルギー間競争の時代に対応するため、今後小売価格を下げる意向はありますか〔家庭用〕

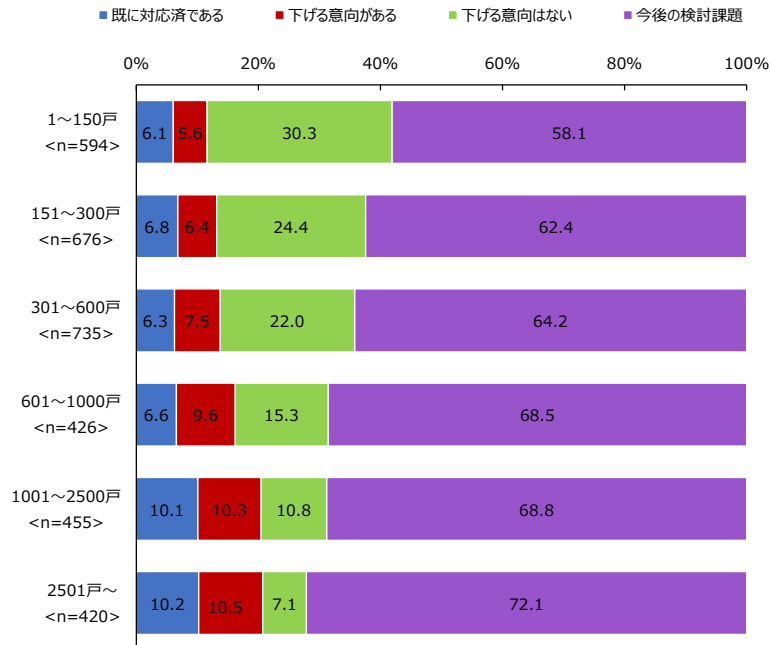


②規模別

規模別では、小規模事業者ほど「下げる意向はない」との回答比率が高くなっているが、低減化の原資確保の困難さや事業の将来の不透明さが起因していると思われる。

図表 2-535 [規模別] 小売価格低減化の意向（家庭用）

Q4-3-1 エネルギー間競争の時代に対応するため、今後小売価格を下げる意向はありますか【家庭用】

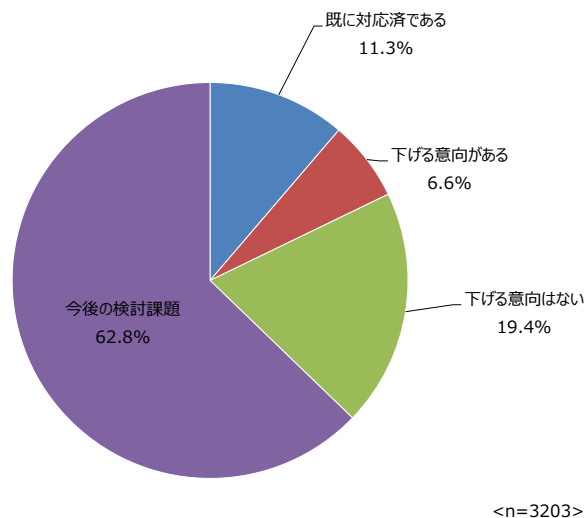


(2) 業務用

業務用においても「今後の検討課題」とする事業者が62.8%と過半数を占めている。

【再掲】図表 2-536 小売価格低減化の意向（業務用）

Q4-3-2 エネルギー間競争の時代に対応するため、今後小売価格を下げる意向はありますか【業務用】

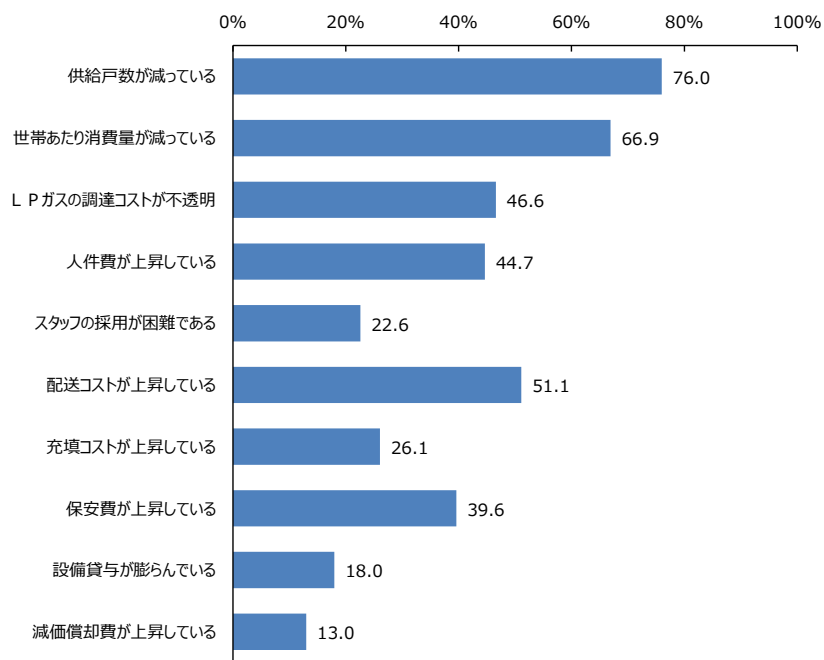


2. 小売価格低減化の課題

小売価格の低減に向けた障害としては、「供給戸数が減っている」（76.0%）、「世帯当たり消費量が減っている」（66.9%）が上位となっている。それに続き、「配送コストが上昇している」（51.1%）、「LPガスの調達コストが不透明」（46.6%）等、仕入価格に関する項目が挙がっている。足下における販売数量減少に加え、小売価格を低減する事による一層の収益状況悪化を懸念している様子が窺われる。

【再掲】図表 2-537 小売価格低減化の課題

Q4-4 小売価格を下げる際の障害となる課題として該当するものをお答えください



<n=3166>

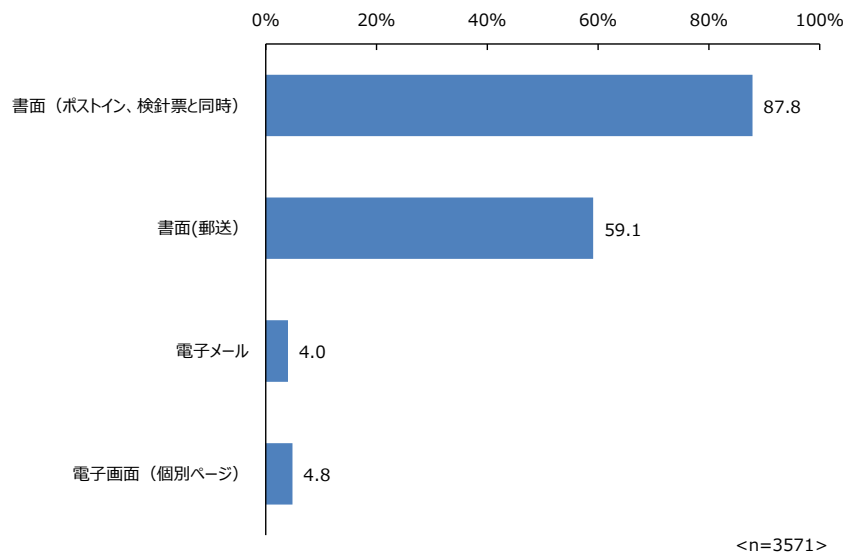
3. 顧客への請求方法

(1) 回答者全体

LPガス料金の請求方法については、「書面（ポストイン、検針票と同時）」が87.8%、「書面（郵送）」が59.1%と書面によるものが中心となっており、請求の電子化は進んでいない。

【再掲】図表 2-538 顧客への請求方法

Q4-5 顧客へのガス料金請求方法を教えてください

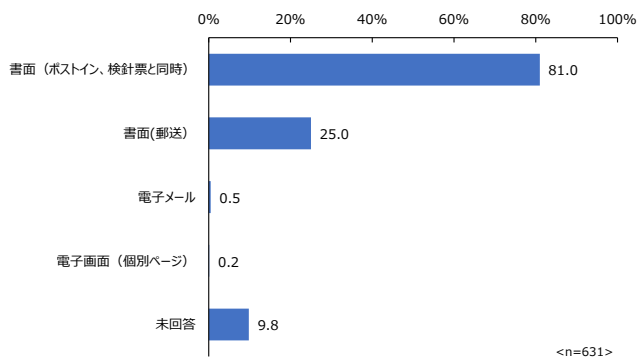


(2) 規模別

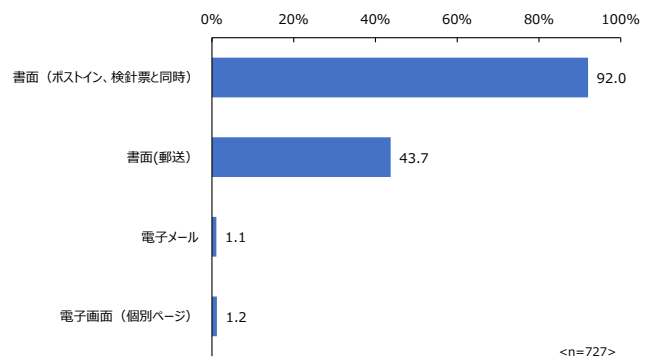
規模別では、「2501戸～」の事業者において「電子メール」（13.3%）、「電子画面（個別ページ）」（24.9%）と電子請求の回答比率が3割を超えているが、小規模事業者においては、これらの回答はほぼ見られず、情報化投資への経済的負担や情報化そのものへの抵抗感が強いものと思われる。

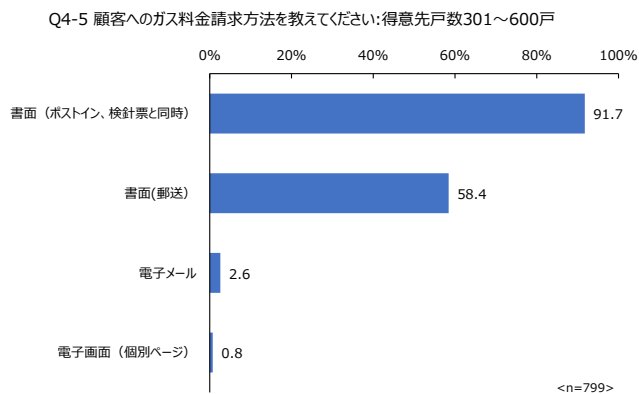
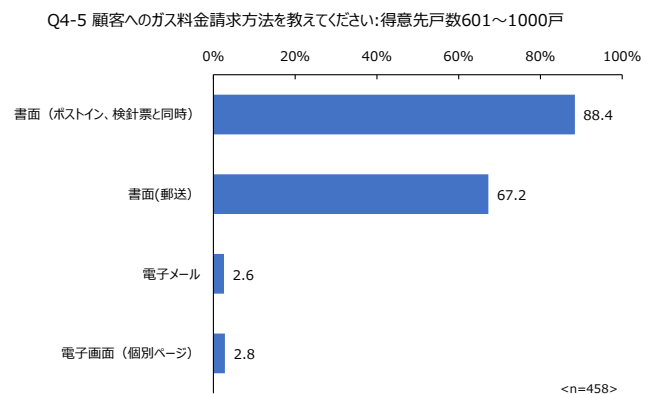
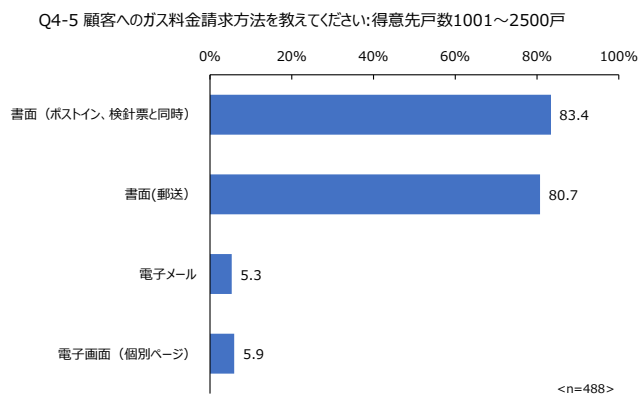
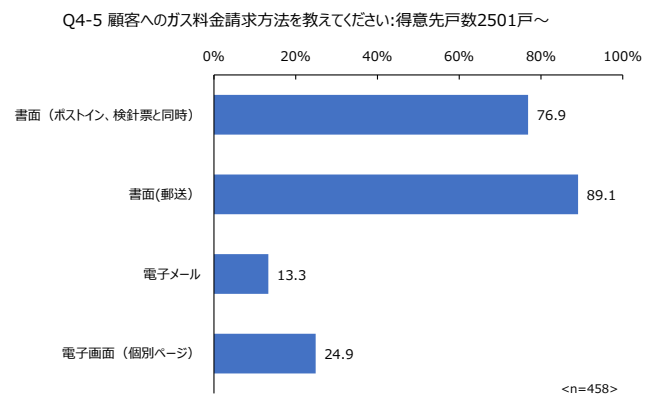
図表 2-539 [規模別] 顧客への請求方法
得意先戸数 1～150 戸

Q4-5 顧客へのガス料金請求方法をお教え願います:得意先戸数1～150戸

図表 2-540 [規模別] 顧客への請求方法
得意先戸数 151～300 戸

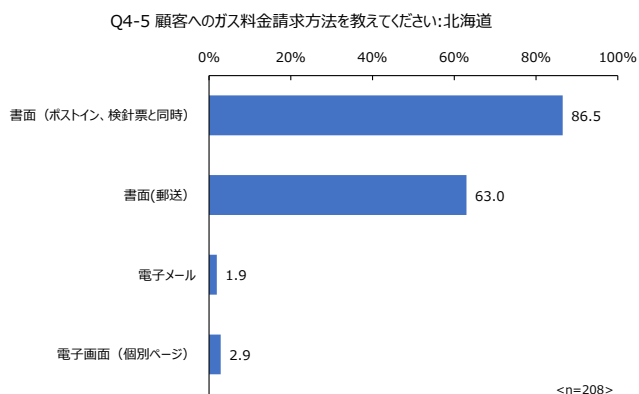
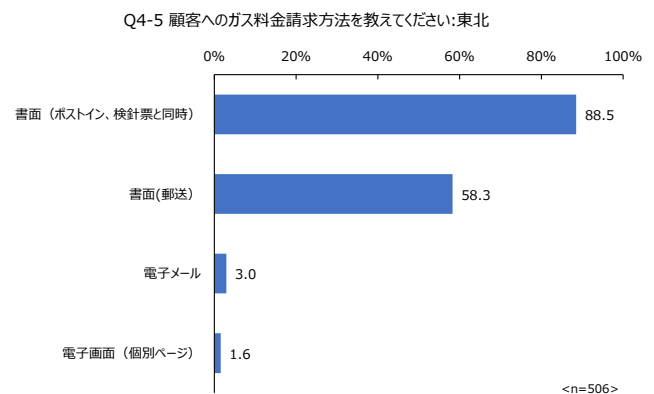
Q4-5 顧客へのガス料金請求方法を教えてください:得意先戸数151～300戸

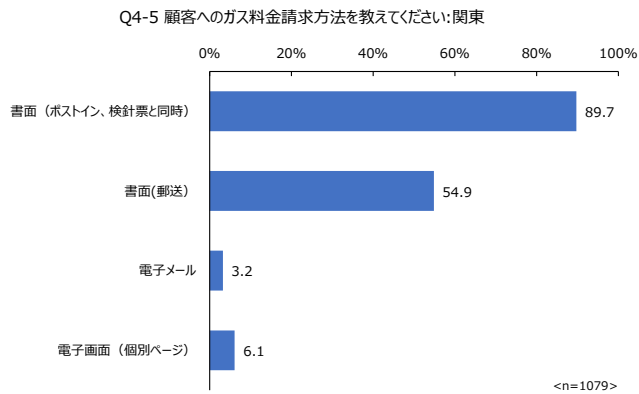
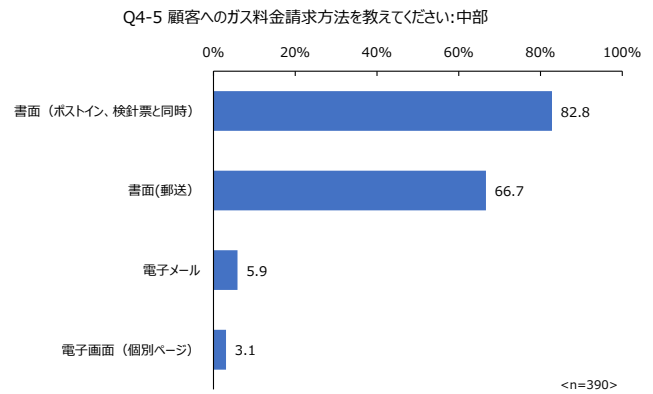
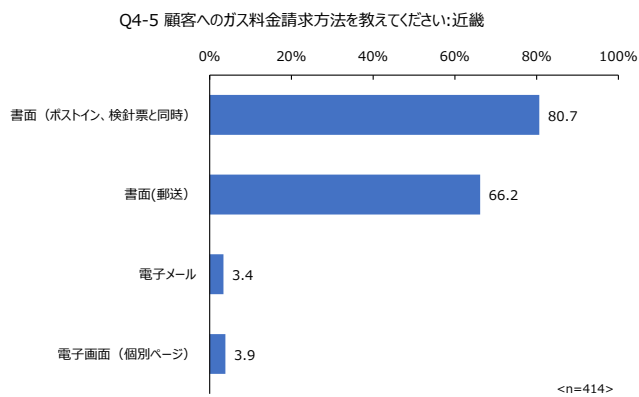
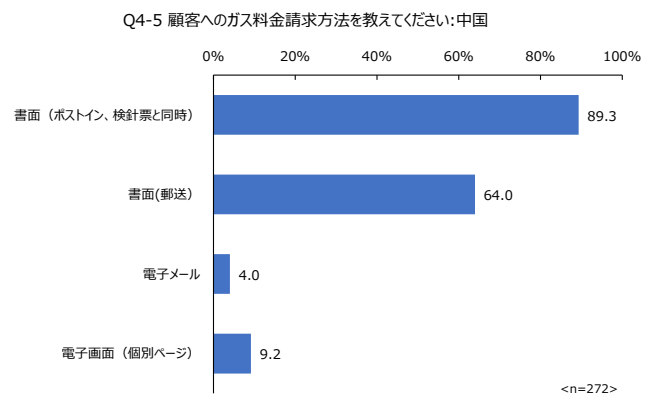
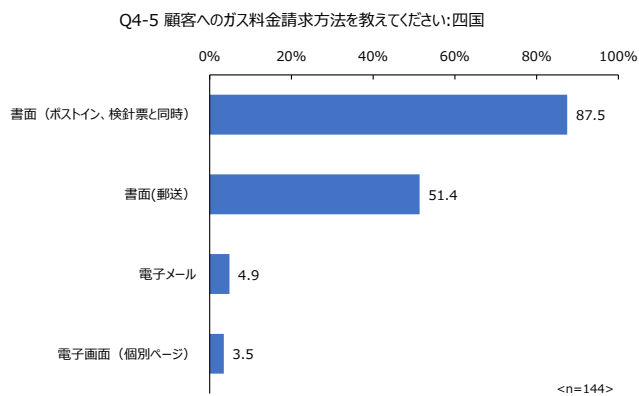
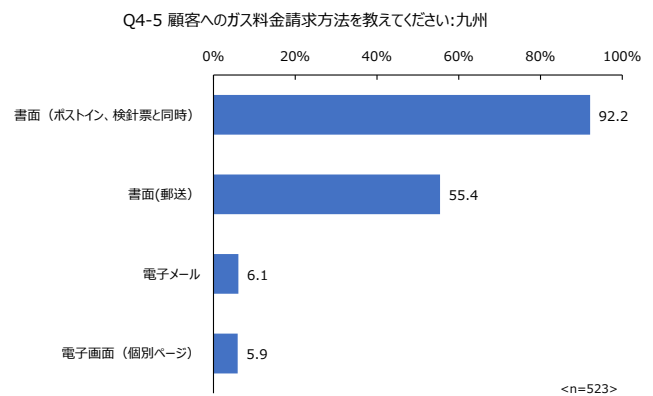


図表 2-541 [規模別] 顧客への請求方法
得意先戸数 301～600 戸図表 2-542 [規模別] 顧客への請求方法
得意先戸数 601～1000 戸図表 2-543 [規模別] 顧客への請求方法
得意先戸数 1001～2500 戸図表 2-544 [規模別] 顧客への請求方法
得意先戸数 2501 戸～

(3) 地域別

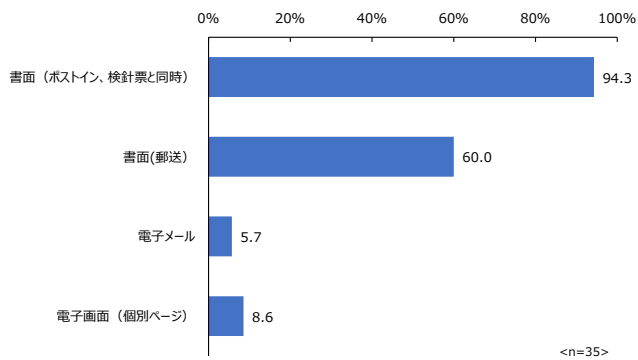
地域別では、請求方法の大きな相違は認められない。

図表 2-545 [地域別] 顧客への請求方法
北海道図表 2-546 [地域別] 顧客への請求方法
東北

図表 2-547 [地域別] 顧客への請求方法
関東図表 2-548 [地域別] 顧客への請求方法
中部図表 2-549 [地域別] 顧客への請求方法
近畿図表 2-550 [地域別] 顧客への請求方法
中国図表 2-551 [地域別] 顧客への請求方法
四国図表 2-552 [地域別] 顧客への請求方法
九州

図表 2-553 [地域別] 顧客への請求方法
沖縄

Q4-5 顧客へのガス料金請求方法を教えてください:沖縄



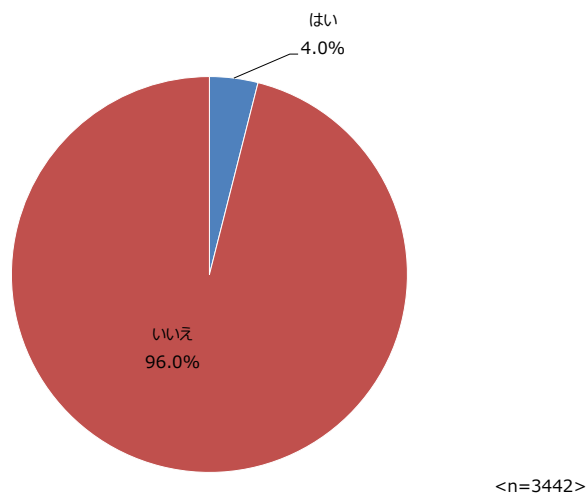
4. 書面による請求時の手数料徴収

(1) 回答者全体

書面による請求時の手数料徴収については、「いいえ」の回答が96.0%と大部分の事業者が手数料を徴収していない。

図表 2-554 書面による請求時の手数料徴収

Q4-6 顧客へのガス料金請求を書面で通知する場合、別途手数料を徴収していますか

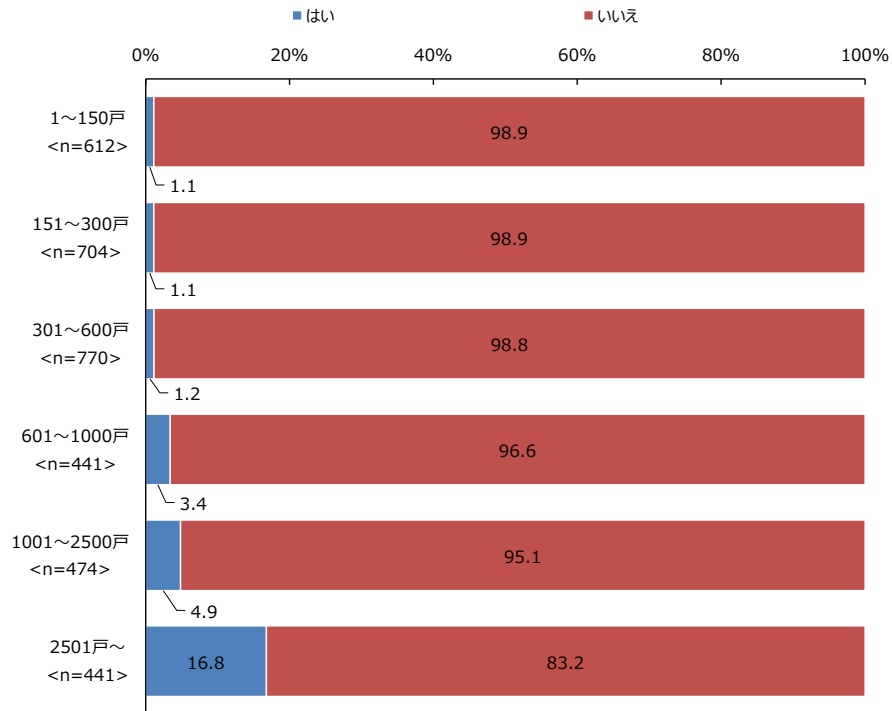


(2) 規模別

規模別では、得意先戸数「2501戸～」の事業者において手数料を徴求している比率が16.8%とやや高くなっている。

図表 2-555 [規模別] 書面による請求時の手数料徴収

Q4-6 顧客へのガス料金請求を書面で通知する場合、別途手数料を徴収していますか



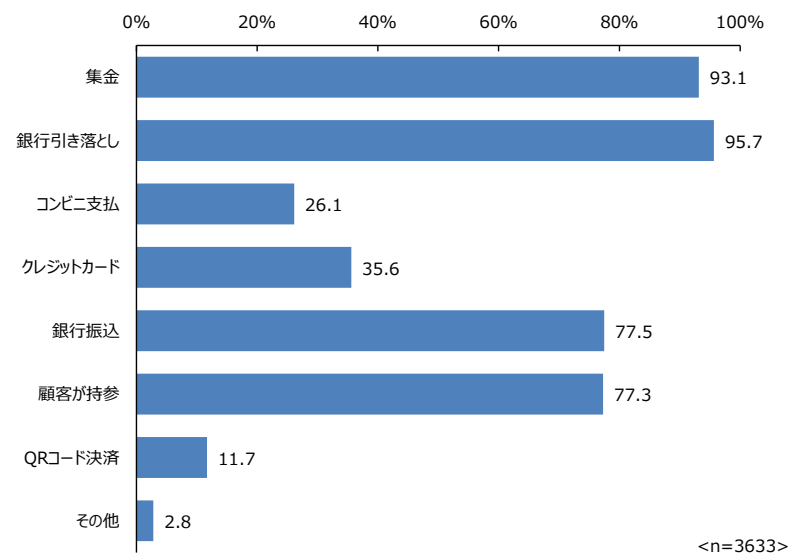
5. 家庭用顧客からのLPガス料金の回収方法

(1) 回答者全体

現状の料金回収方法について、93.1%が「集金」、また、77.3%が「顧客が持参」と回答しており、仮に一部の顧客であったとしても、前時代的な回収方法が多く存在している。一部には、「集金」が顧客との接点機会を創出しているとの意見もみられるが、新型コロナの影響により、非接触での決済を希望する顧客が増加することも予想され、代替手段を検討する必要がある。

【再掲】図表 2-556 家庭用顧客からの回収方法

Q4-7 家庭用顧客からのガス料金の回収方法について、貴社で採用しているすべての回収方法を教えてください

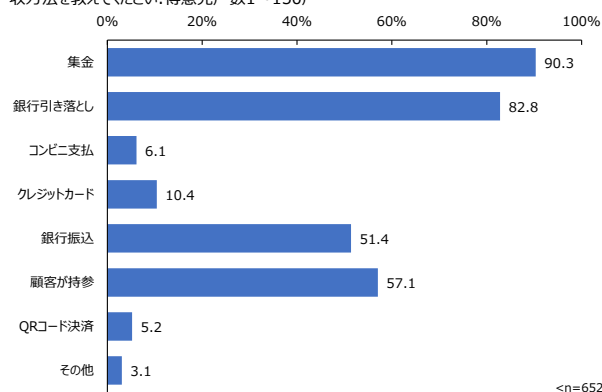


(2) 規模別

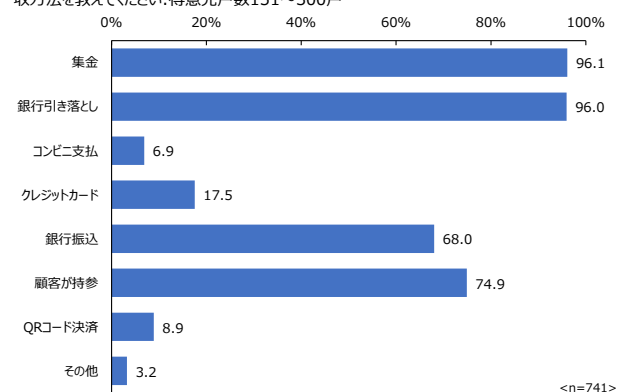
規模別では、「コンビニ支払」や「クレジットカード」を含め、大規模事業者の方が各選択肢の回答比率が高く、回収方法の多様化が確認される結果となっている。

図表 2-557 [規模別] 家庭用顧客からの回収方法
得意先戸数 1~150 戸

Q4-7 家庭用顧客からのガス料金の回収方法について、貴社で採用しているすべての回収方法を教えてください: 得意先戸数 1~150 戸

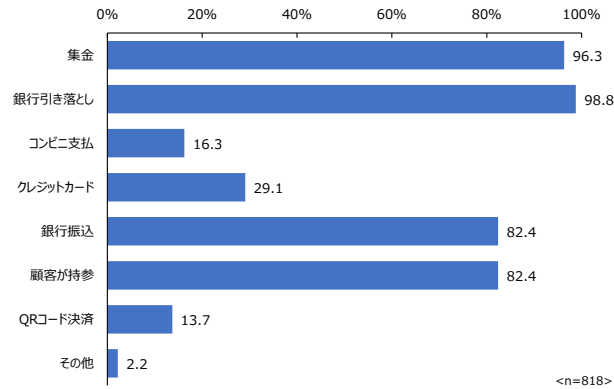
図表 2-558 [規模別] 家庭用顧客からの回収方法
得意先戸数 151~300 戸

Q4-7 家庭用顧客からのガス料金の回収方法について、貴社で採用しているすべての回収方法を教えてください: 得意先戸数 151~300 戸

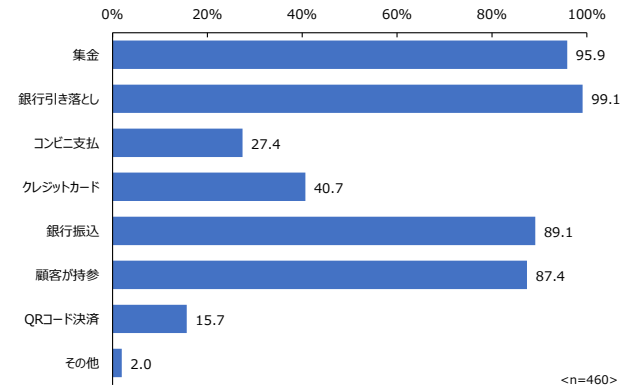


図表 2-559 [規模別] 家庭用顧客からの回収方法
得意先戸数 301～600 戸

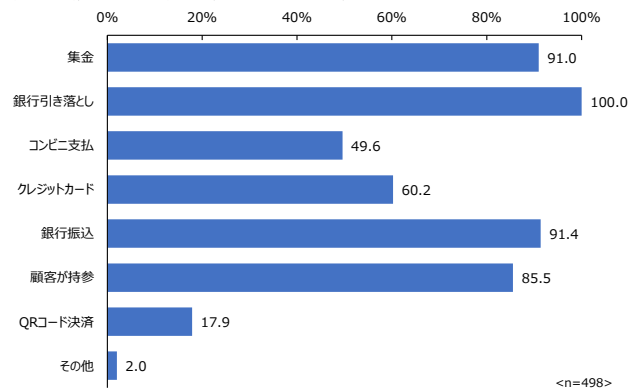
Q4-7 家庭用顧客からのガス料金の回収方法について、貴社で採用しているすべての回収方法を教えてください:得意先戸数301～600戸

図表 2-560 [規模別] 家庭用顧客からの回収方法
得意先戸数 601～1000 戸

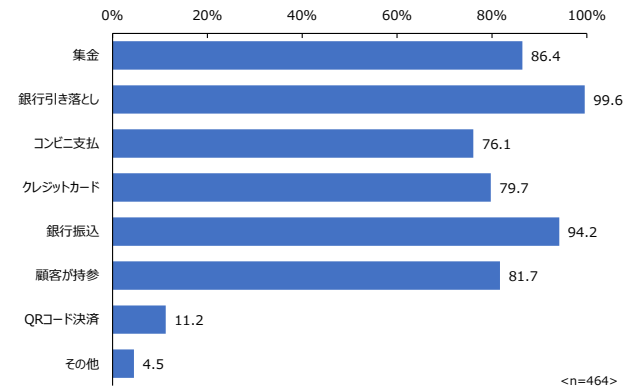
Q4-7 家庭用顧客からのガス料金の回収方法について、貴社で採用しているすべての回収方法を教えてください:得意先戸数601～1000戸

図表 2-561 [規模別] 家庭用顧客からの回収方法
得意先戸数 1001～2500 戸

Q4-7 家庭用顧客からのガス料金の回収方法について、貴社で採用しているすべての回収方法を教えてください:得意先戸数1001～2500戸

図表 2-562 [規模別] 家庭用顧客からの回収方法
得意先戸数 2501 戸～

Q4-7 家庭用顧客からのガス料金の回収方法について、貴社で採用しているすべての回収方法を教えてください:得意先戸数2501戸～



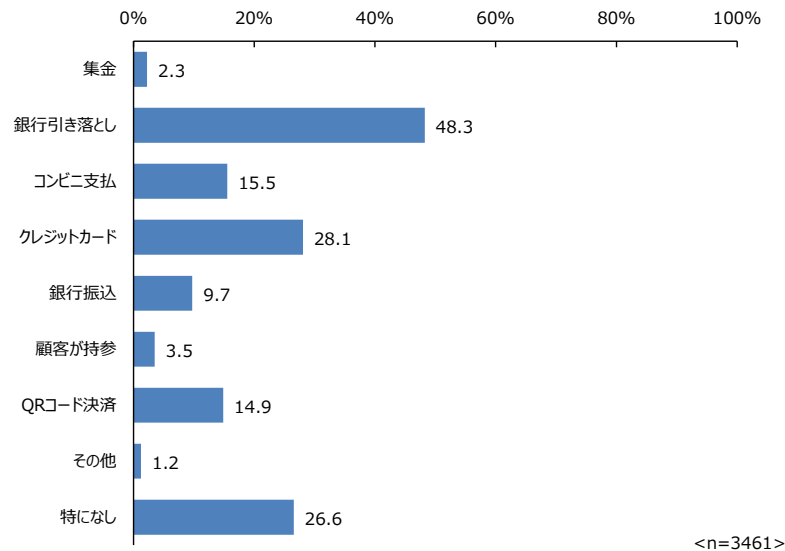
6. 今後増やしたいLPガス料金の回収方法

(1) 回答者全体

今後増やしたい回収方法としては、「銀行引き落とし」（48.3%）、「クレジットカード」（28.1%）が上位となっており、顧客の利便性向上と回収リスク軽減の両立を図る意向が窺われる。

【再掲】図表 2-563 今後増やしたい回収方法

Q4-8 今後、増やしたいとお考えのガス料金の回収方法を教えてください

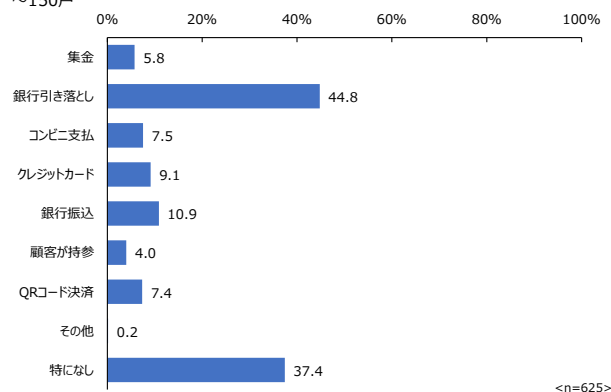


(2) 規模別

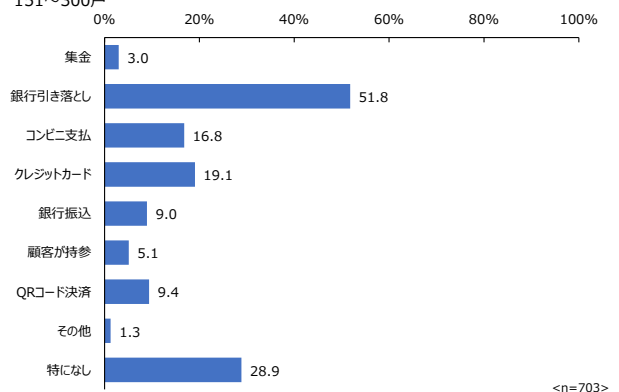
規模別では、小規模事業者においては「銀行引き落とし」の回答比率が高く、大規模事業者では、それに加えて「クレジットカード」や「QRコード決済」の回答比率が高くなる傾向にある。大規模事業者においては、「銀行引き落とし」への対応は一段落し、さらなる多様化を図っているものと思われる。

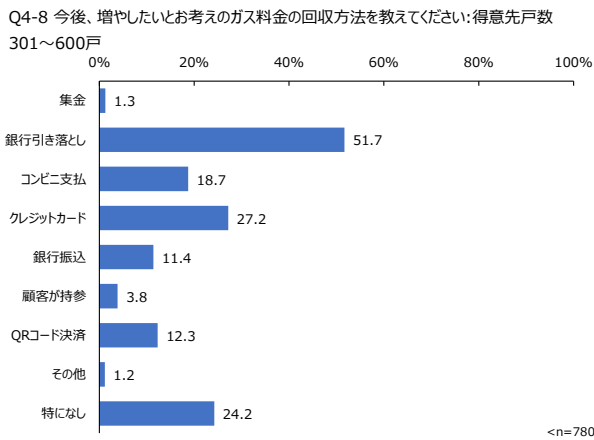
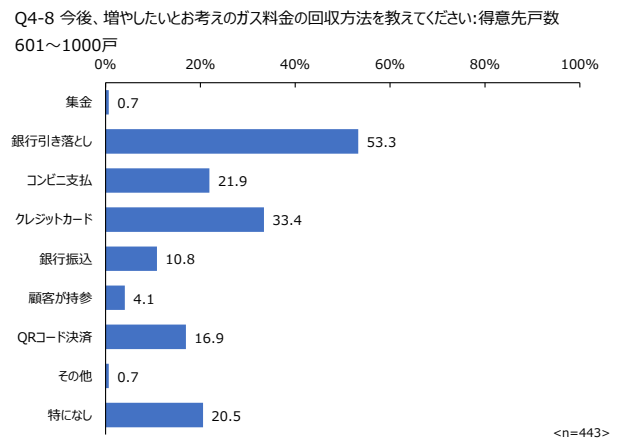
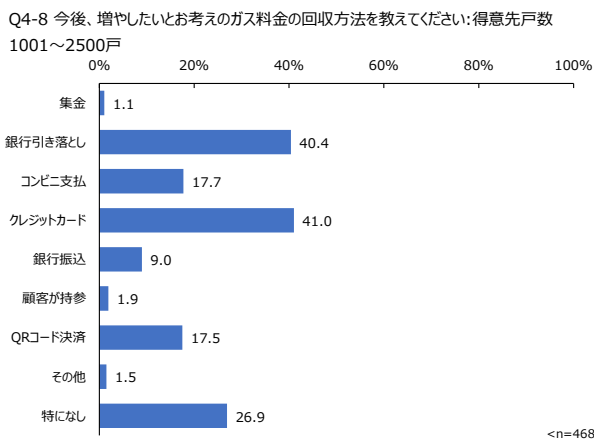
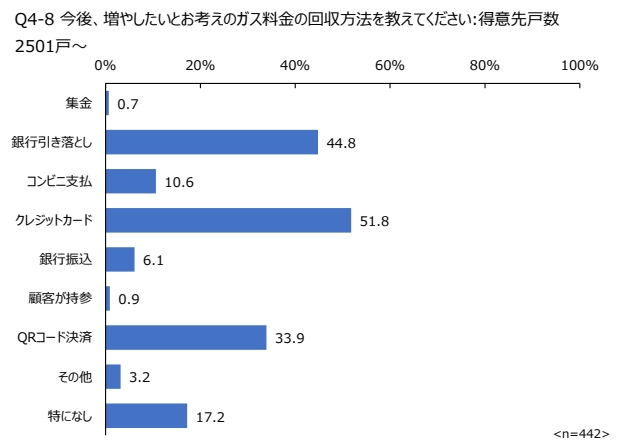
図表 2-564 [規模別] 今後増やしたい回収方法
得意先戸数 1~150 戸

Q4-8 今後、増やしたいとお考えのガス料金の回収方法を教えてください:得意先戸数1~150戸

図表 2-565 [規模別] 今後増やしたい回収方法
得意先戸数 151~300 戸

Q4-8 今後、増やしたいとお考えのガス料金の回収方法を教えてください:得意先戸数151~300戸



図表 2-566 [規模別] 今後増やしたい回収方法
得意先戸数 301～600 戸図表 2-567 [規模別] 今後増やしたい回収方法
得意先戸数 601～1000 戸図表 2-568 [規模別] 今後増やしたい回収方法
得意先戸数 1001～2500 戸図表 2-569 [規模別] 今後増やしたい回収方法
得意先戸数 2501 戸～

4-2 今後の展望、問題点等

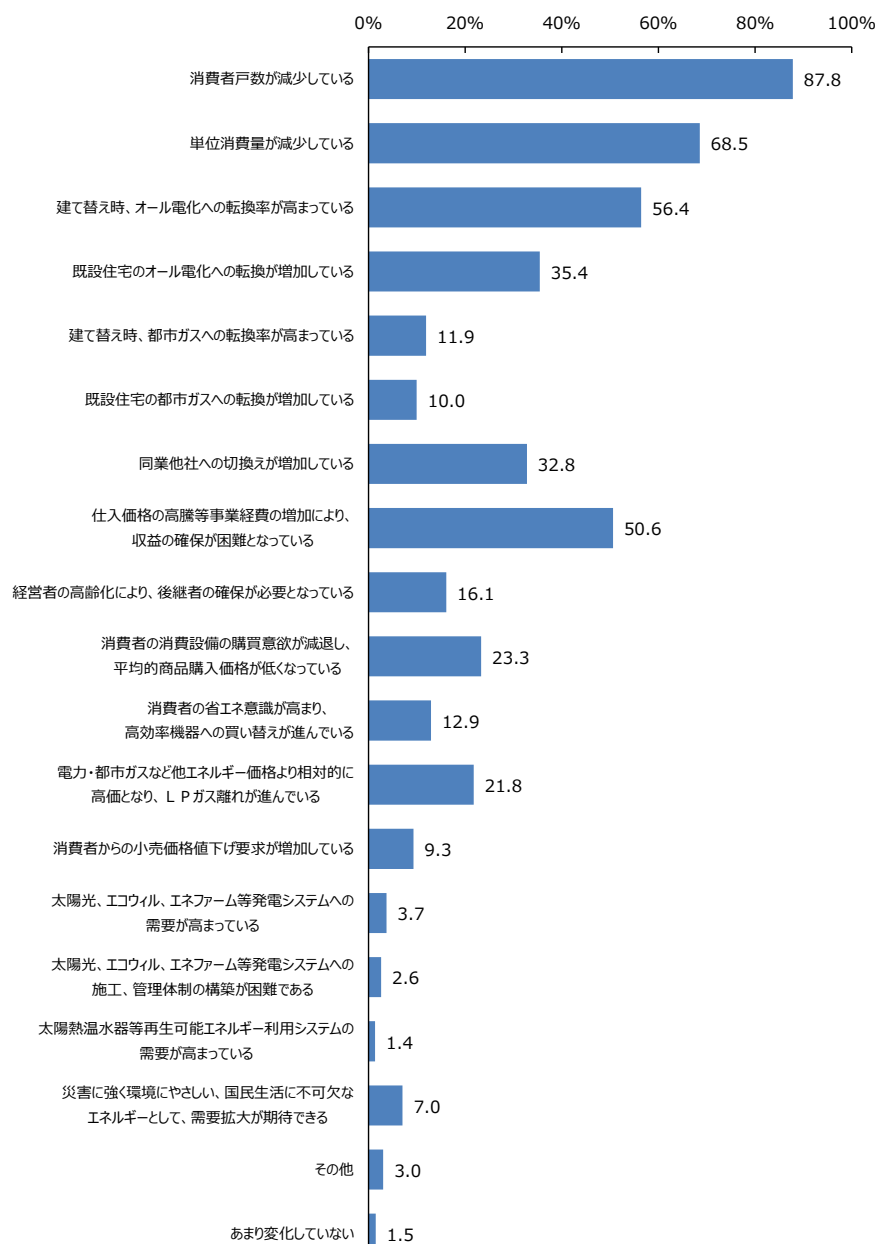
1. 5年間での経営環境の変化

(1) 回答者全体

5年間での経営環境の変化としては、「消費者戸数が減少している」（87.8%）、「単位消費量が減少している」（68.5%）といった自社得意先の構造変化によるもの、「建て替え時、オール電化への転換率が高まっている」（56.4%）、「既設住宅のオール電化への転換が増加している」（35.4%）といったオール電化によるもの、さらには「仕入価格の高騰等事業経費の増加により、収益の確保が困難となっている」（50.6%）が上位となっている。

【再掲】図表 2-570 5年間での経営環境の変化

Q5-1 経営環境について、この5年間でどのような変化が生じましたか

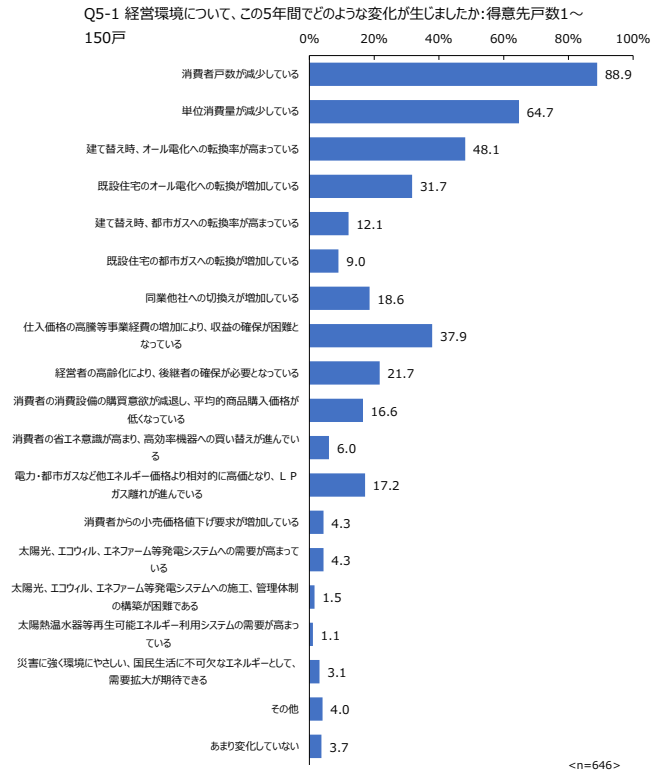


<n=3620>

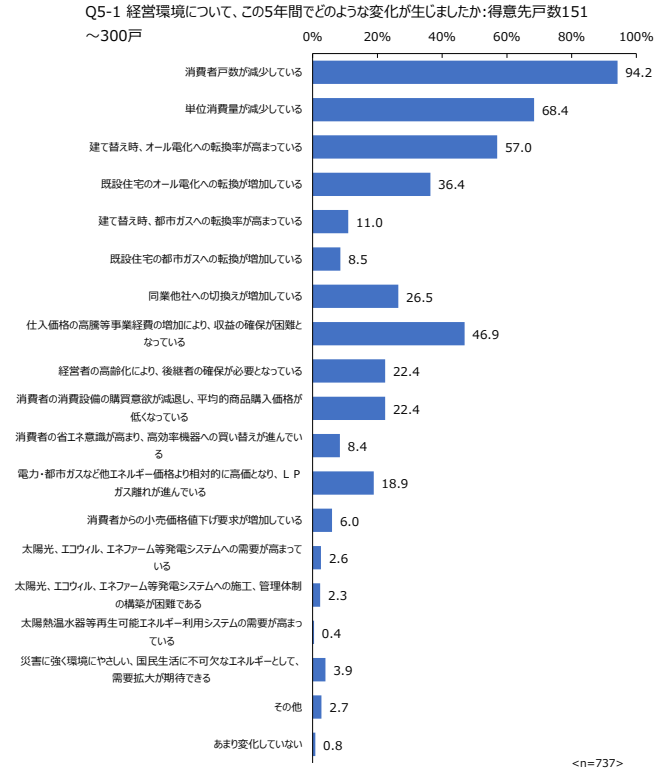
(2) 規模別

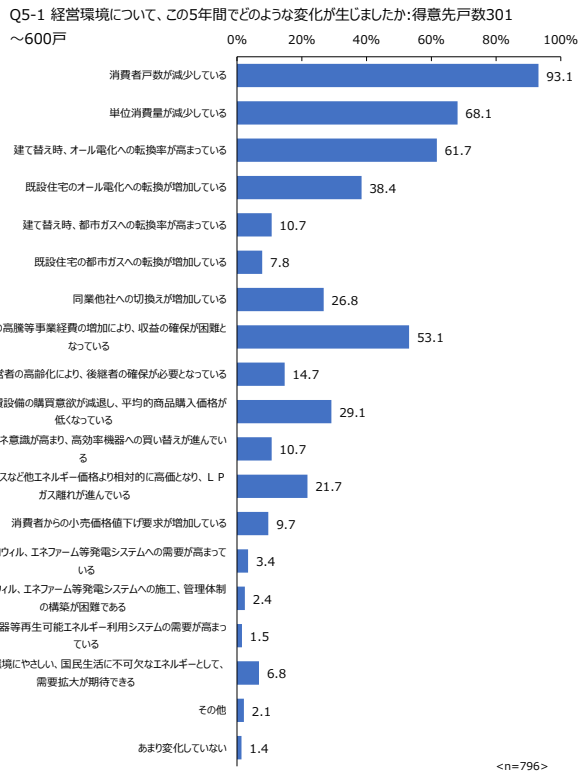
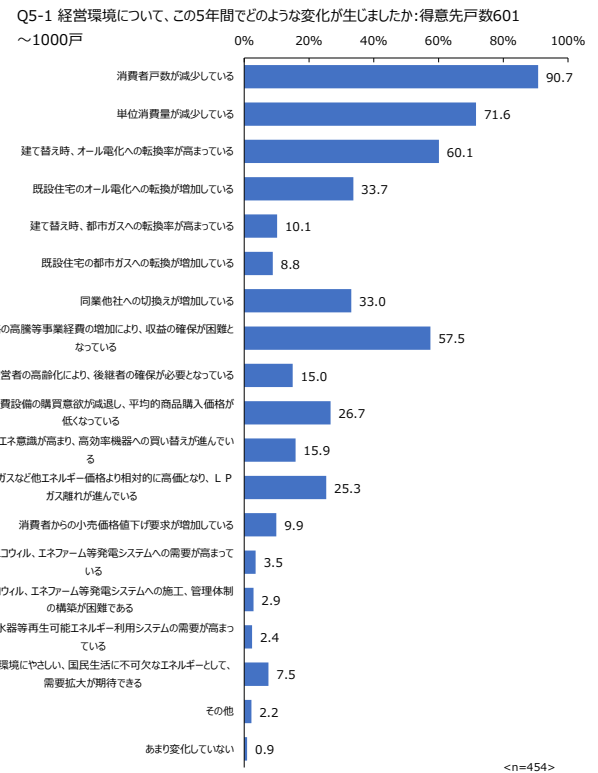
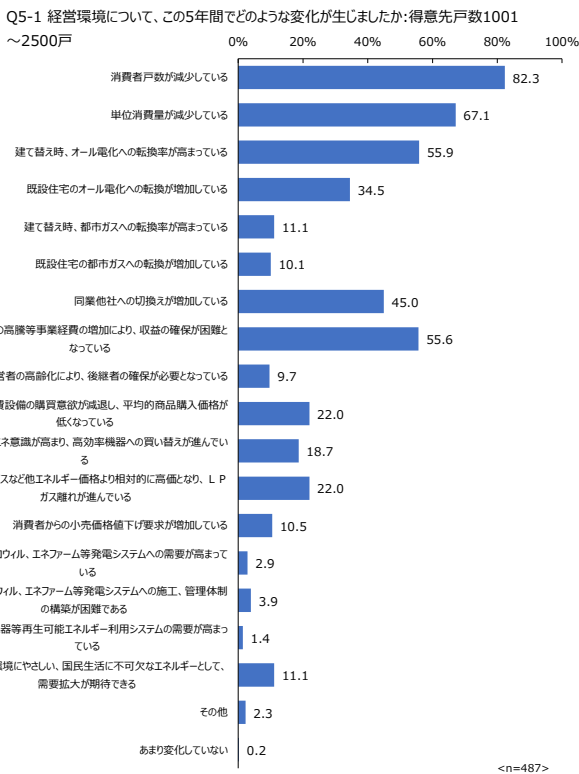
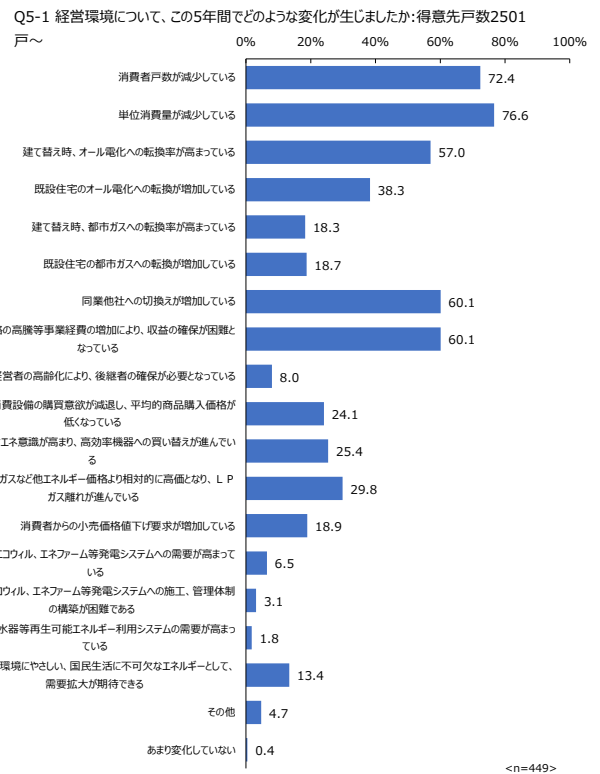
規模別について、得意先が1000戸以上の事業者では、「消費者戸数が減少している」の回答比率が低くなっている。また、規模が小さくなるほど「仕入価格の高騰等事業経費の増加により、収益の確保が困難となっている」の回答比率は低い傾向にある。

図表 2-571 [規模別] 5年間で経営環境の変化
得意先戸数1～150戸



図表 2-572 [規模別] 5年間で経営環境の変化
得意先戸数151～300戸

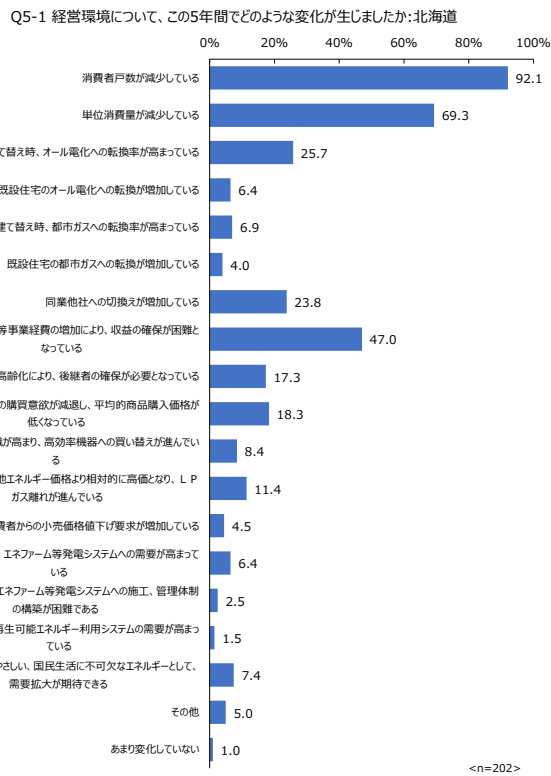


図表 2-573 [規模別] 5 年間で経営環境の変化
得意先戸数 301～600 戸図表 2-574 [規模別] 5 年間で経営環境の変化
得意先戸数 601～1000 戸図表 2-575 [規模別] 5 年間で経営環境の変化
得意先戸数 1001～2500 戸図表 2-576 [規模別] 5 年間で経営環境の変化
得意先戸数 2501 戸～

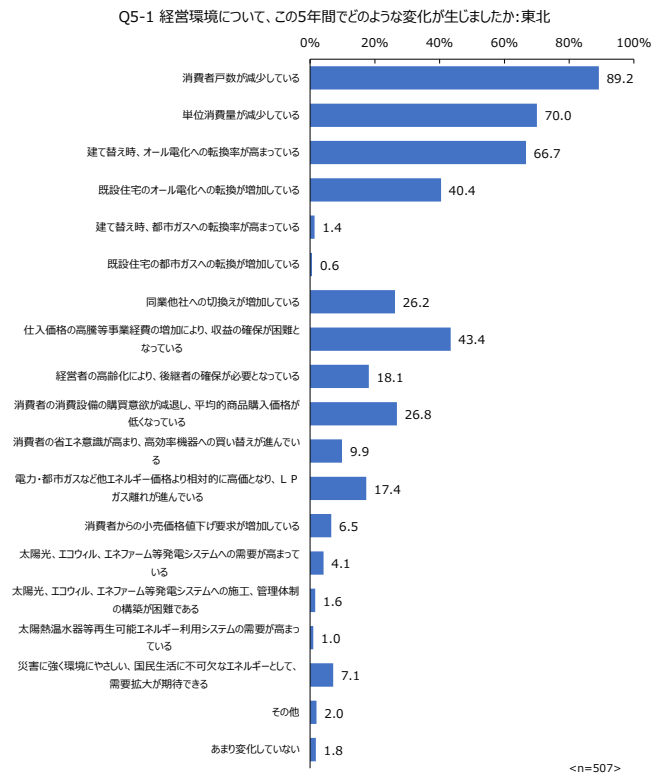
(3) 地域別

地域別では、「沖縄」において「消費者戸数が減少している」の回答比率が低くなっている。また、「北海道」および「沖縄」ではオール電化の影響を挙げる事業者の比率は低くなっている。

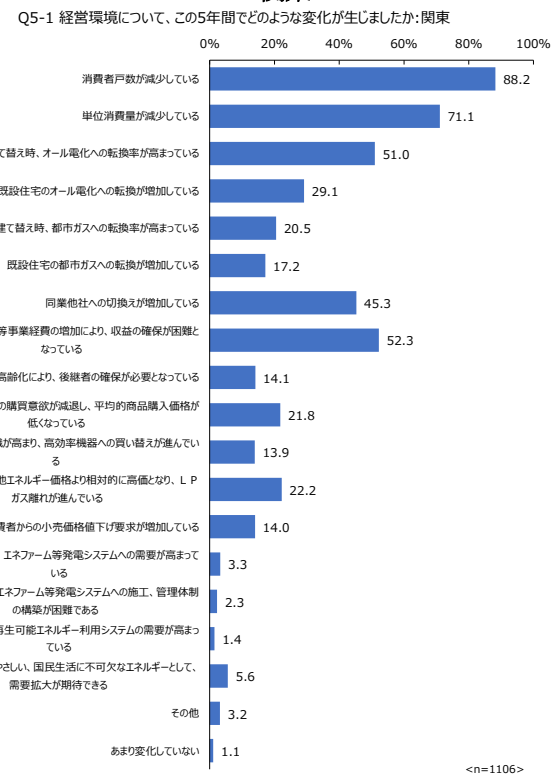
図表 2-577 〔地域別〕 5 年間で経営環境の変化
北海道



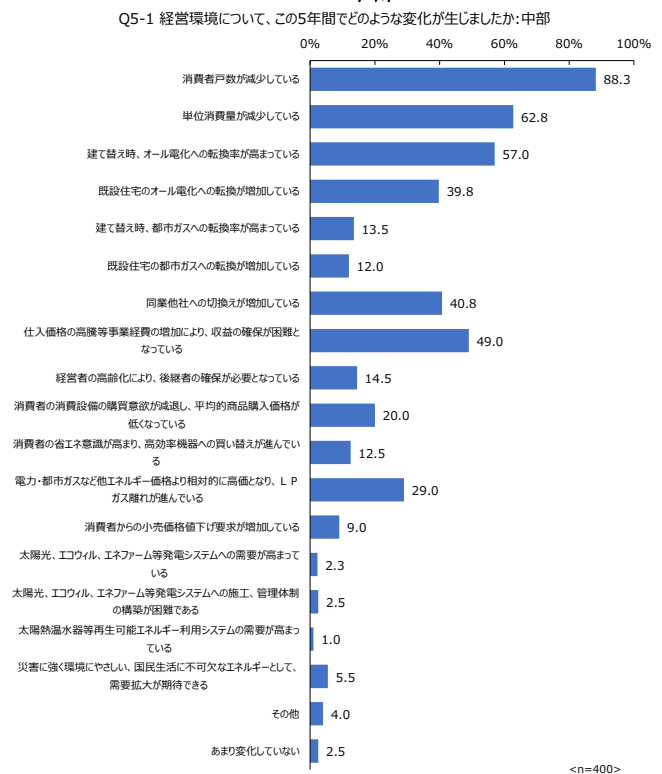
図表 2-578 〔地域別〕 5 年間で経営環境の変化
東北



図表 2-579 〔地域別〕 5 年間で経営環境の変化
関東

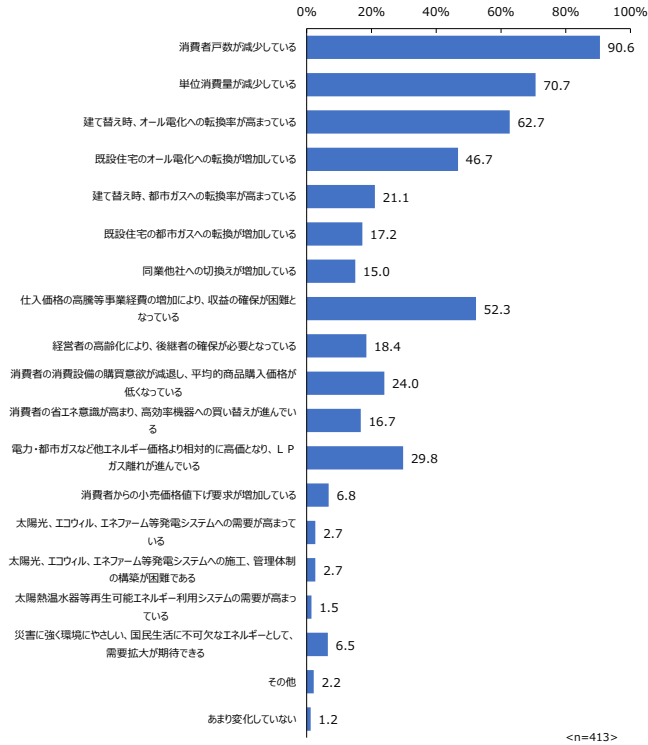


図表 2-580 〔地域別〕 5 年間で経営環境の変化
中部

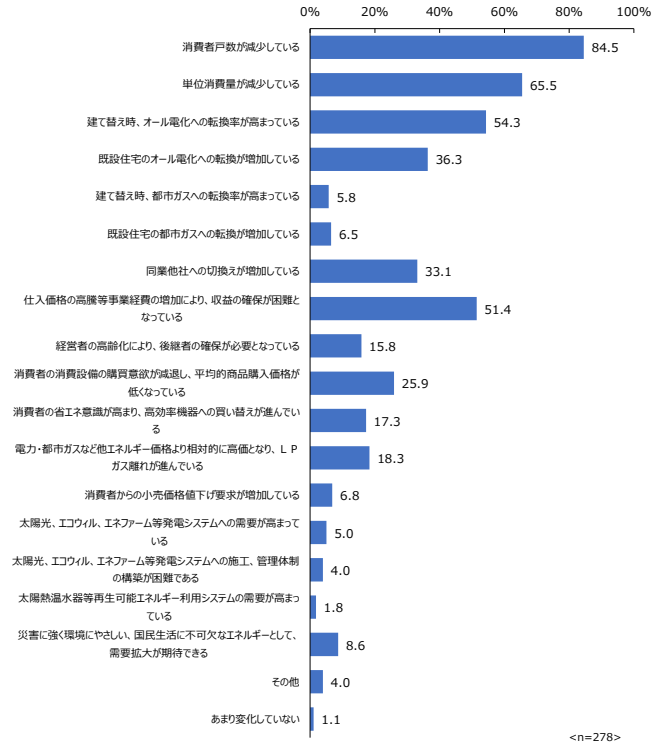


図表 2-581 [地域別] 5 年間で経営環境の変化
近畿

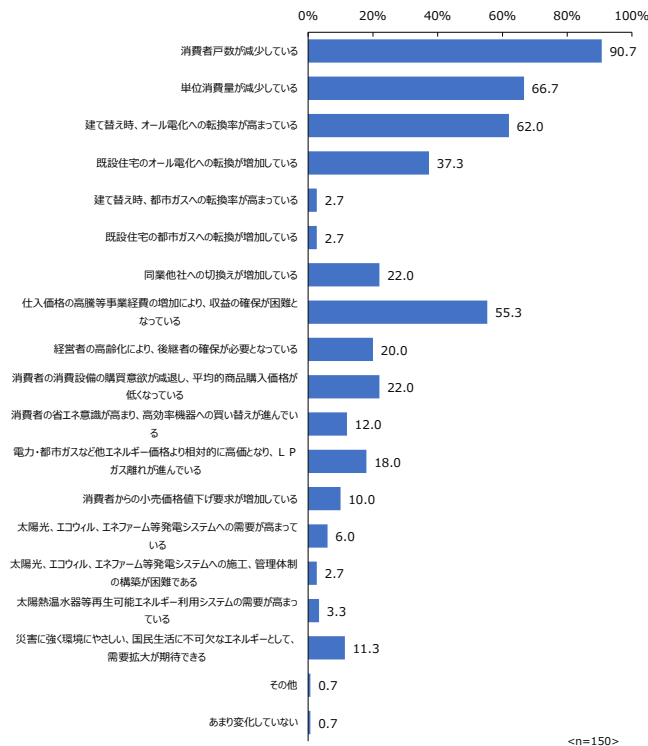
Q5-1 経営環境について、この5年間でどのような変化が生じましたか:近畿

図表 2-582 [地域別] 5 年間で経営環境の変化
中国

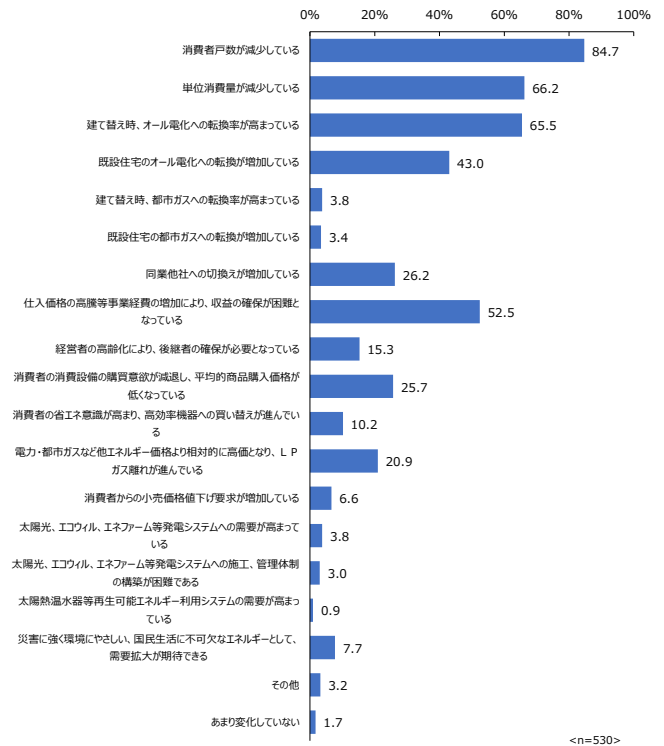
Q5-1 経営環境について、この5年間でどのような変化が生じましたか:中国

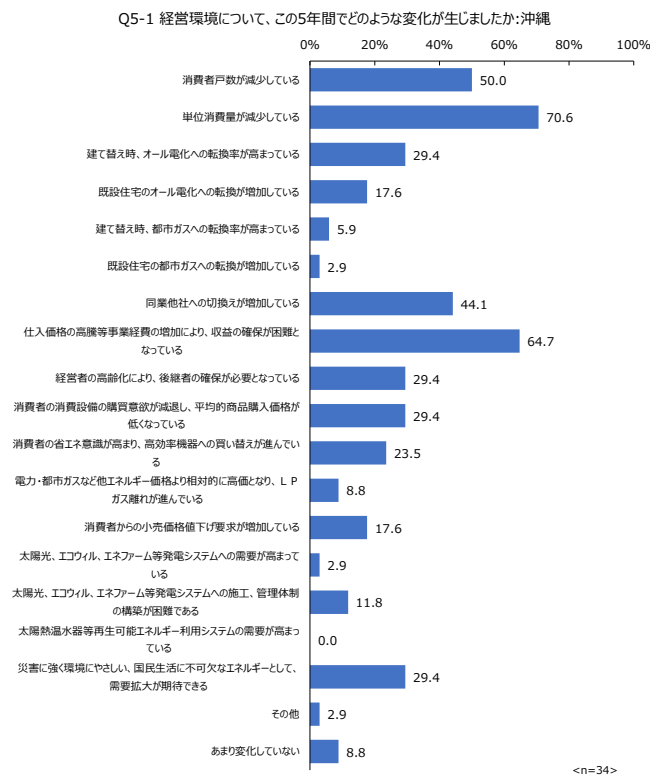
図表 2-583 [地域別] 5 年間で経営環境の変化
四国

Q5-1 経営環境について、この5年間でどのような変化が生じましたか:四国

図表 2-584 [地域別] 5 年間で経営環境の変化
九州

Q5-1 経営環境について、この5年間でどのような変化が生じましたか:九州



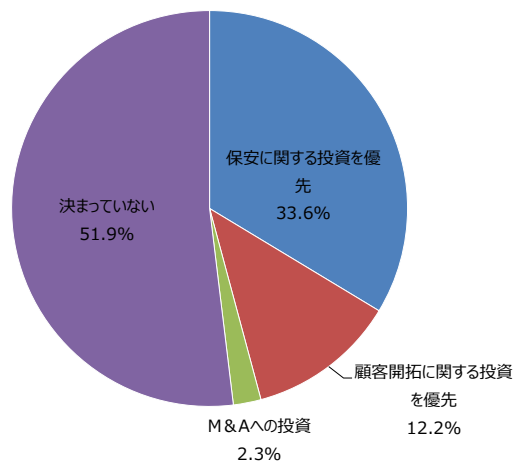
図表 2-585 [地域別] 5 年間で経営環境の変化
沖縄

2. 今年度の投資方針

今年度の投資方針としては、「保安に関する投資を優先」とする事業者が33.6%の一方で、「決まっていない」事業者が過半数を占めている。

【再掲】図表 2-586 今年度の投資方針

Q5-2 今年度の投資方針について該当するものをお答えください



<n=3097>

3. 投資額の比率

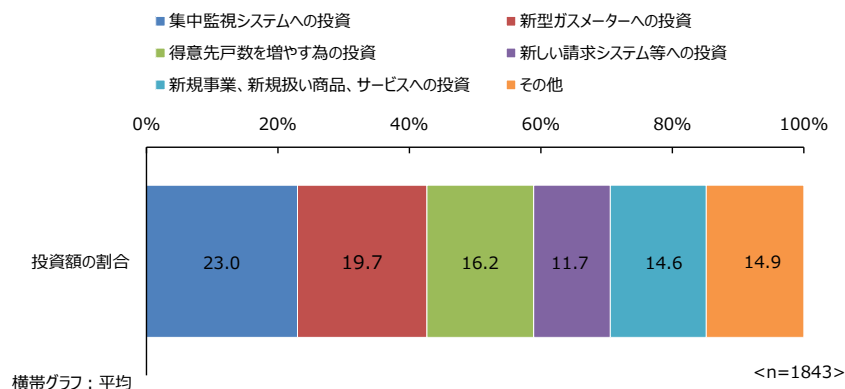
(1) 平均値

① 回答者全体

既に実施済み、もしくは今後予定している投資の比率（平均値）としては、「集中監視システムへの投資」（23.0%）や「新型ガスメーターへの投資」（19.7%）といった保安面に関するものが4割強、「得意先戸数を増やす為の投資」（16.2%）、「新規事業、新規扱い商品、サービスへの投資」（14.6%）といった積極投資が3割強となっている。事業の拡大よりも維持にやや重きを置いていることが窺われる。

【再掲】図表 2-587 投資額の比率（平均値）

Q5-3 令和4年度中に行った、あるいは今後行う投資について全体の投資額を100とした時の割合を四捨五入してお答えください



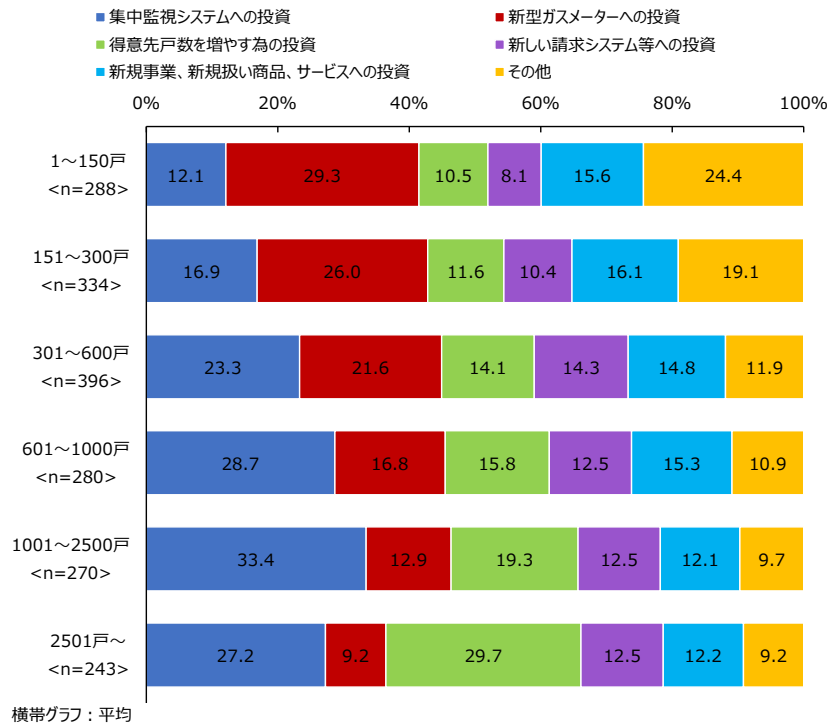
<n=1843>

②規模別

規模別では、小規模事業者ほど「新型ガスメーターへの投資」の比率が高く、また、大規模事業者ほど「集中監視システムへの投資」や「得意先戸数を増やす為の投資」の比率が高くなっている、大規模事業者においては、事業の高度化や拡大に対する資金余力を有している半面、小規模事業者においては、資金的に事業維持のための投資で手一杯であることが推測される。

図表 2-588 [規模別] 投資額の比率（平均値）

Q5-3 令和4年度中に行った、あるいは今後行う投資について全体の投資額を100とした時の割合を四捨五入してお答えください



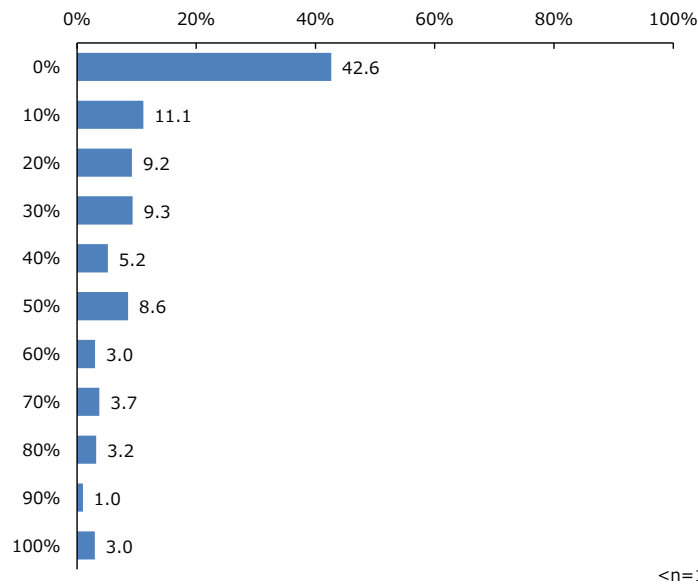
(2) 集中監視システム

① 回答者全体

集中監視システムについては、「0%」（投資をしない）事業者が半数近くを占めるが、投資比率の平均値が2割程度のため、全体の「10%」（11.1%）、「20%」（9.2%）と、投資の一部を集中監視システム導入に充てる事業者も若干見られる。

図表 2-589 集中監視システムの投資比率

Q5-3-1 令和4年度中に行った、あるいは今後行う投資について全体の投資額を100とした時の割合を四捨五入してお答えください【集中監視システムへの投資】

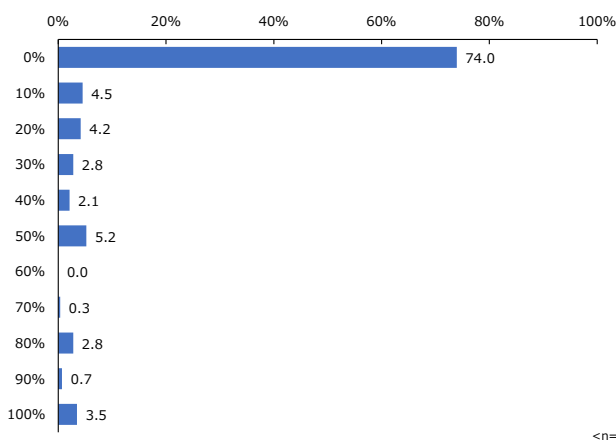


② 規模別

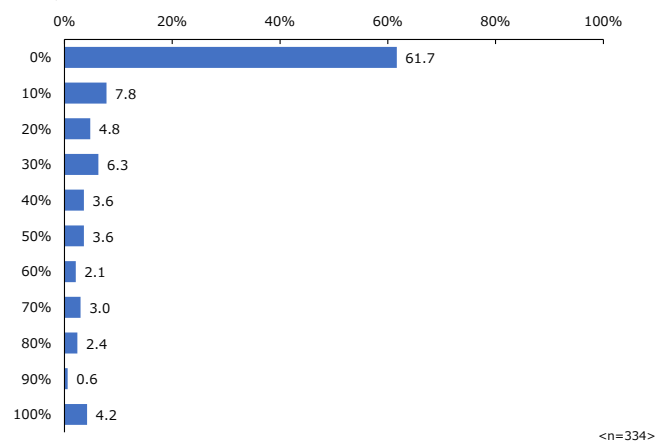
規模別では、小規模事業者において「0%」の比率が高くなっている。現状でも大規模事業者の方が導入比率は高い傾向にあるため、事業者間の導入比率の乖離が大きくなることが懸念される。

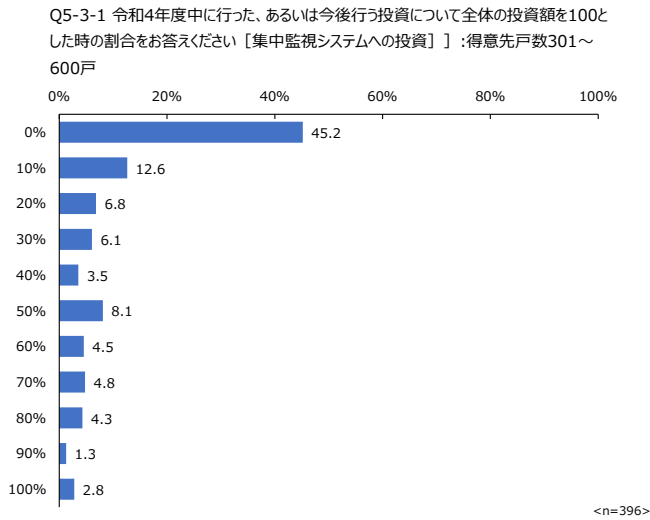
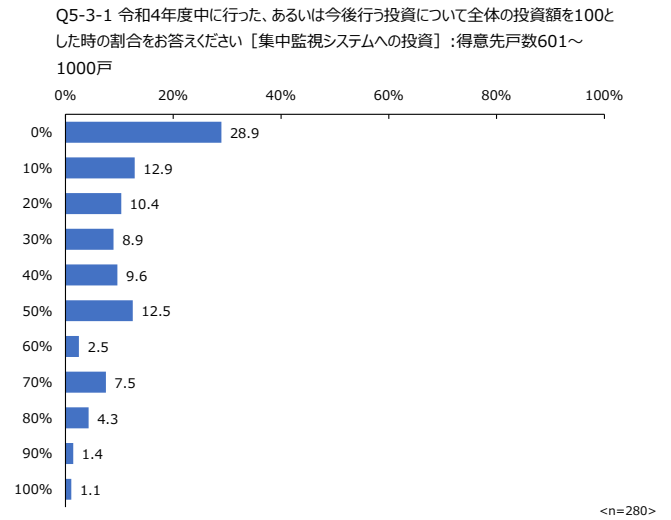
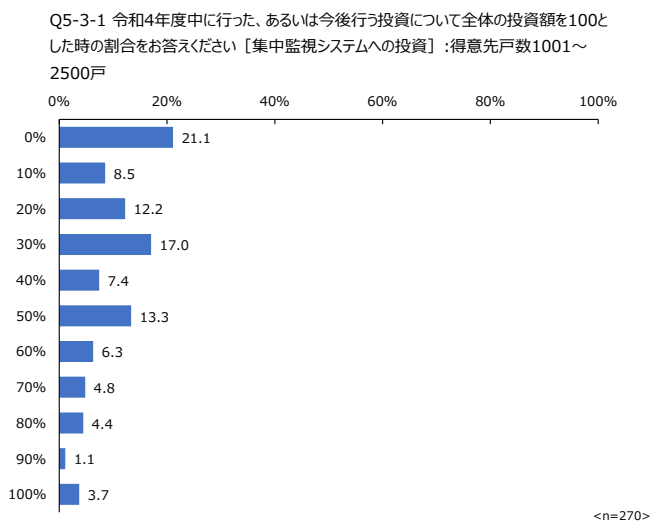
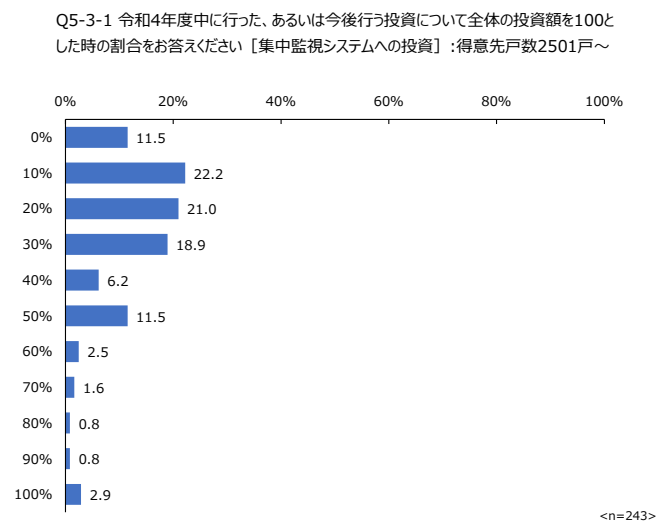
図表 2-590 〔規模別〕 集中監視システムの投資比率
得意先戸数 1～150 戸

Q5-3-1 令和4年度中に行った、あるいは今後行う投資について全体の投資額を100とした時の割合をお答えください【集中監視システムへの投資】：得意先戸数1～150戸

図表 2-591 〔規模別〕 集中監視システムの投資比率
得意先戸数 151～300 戸

Q5-3-1 令和4年度中に行った、あるいは今後行う投資について全体の投資額を100とした時の割合をお答えください【集中監視システムへの投資】：得意先戸数151～300戸



図表 2-592 [規模別] 集中監視システムの投資比率
得意先戸数 301～600 戸図表 2-593 [規模別] 集中監視システムの投資比率
得意先戸数 601～1000 戸図表 2-594 [規模別] 集中監視システムの投資比率
得意先戸数 1001～2500 戸図表 2-595 [規模別] 集中監視システムの投資比率
得意先戸数 2501 戸～

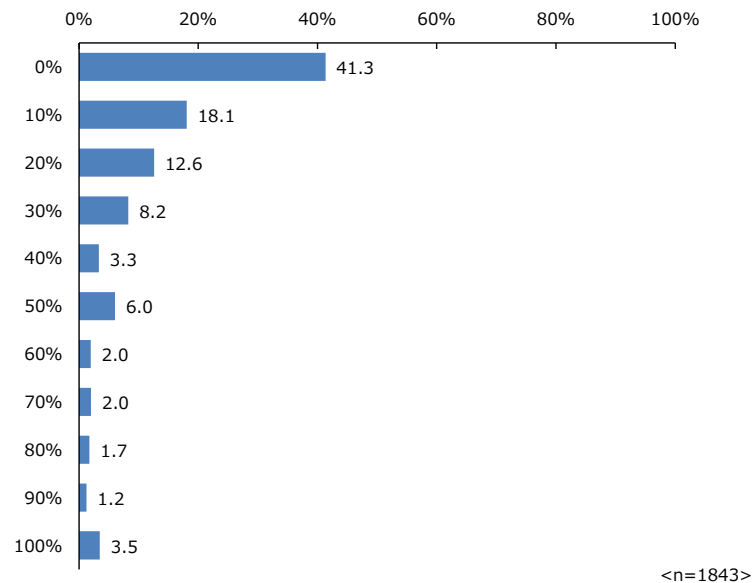
(3) 新型ガスメーター

① 回答者全体

新型ガスメーターについては、投資比率の平均値が高かったこともあり、「0%」の事業者は41.3%に止まり、「100%」（投資は新型ガスメーターのみ）の事業者も3.5%見られ、各事業者における新型ガスメーターへの投資意欲の高さが窺われる。

図表 2-596 新型ガスメーターの投資比率

Q5-3-2 令和4年度中に行った、あるいは今後行う投資について全体の投資額を100とした時の割合を四捨五入してお答えください [新型ガスメーターへの投資]

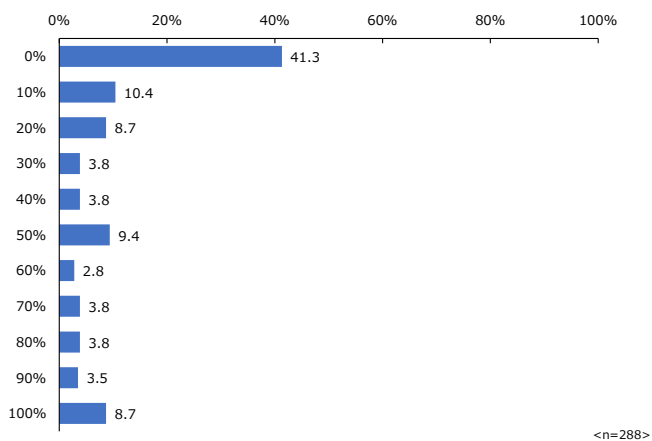


② 規模別

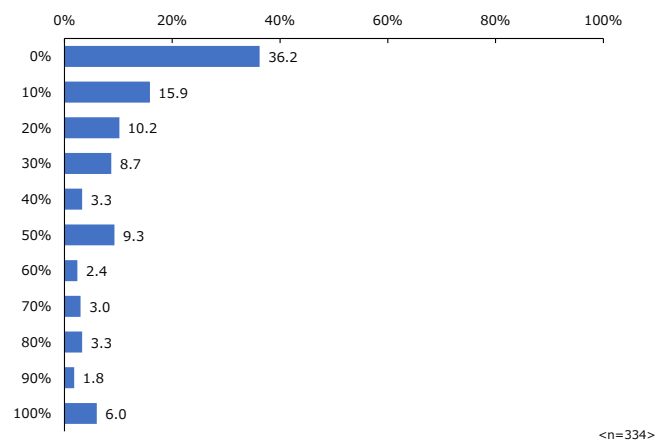
規模別においては、小規模事業者の方が投資比率は高い傾向にある。ガスメーターの有効期限というコンプライアンス上の問題もあり、事業者の意思とは無関係に投資をせざるを得ないため、投資総額が少ないであろう小規模事業者において、比率が高くなっているものと思われる。

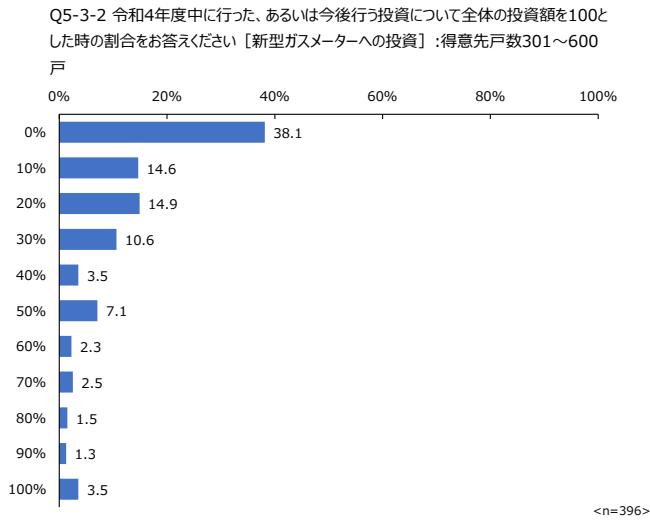
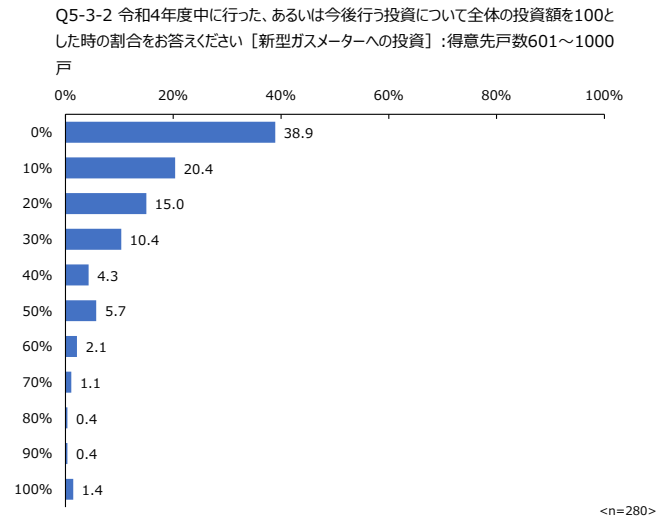
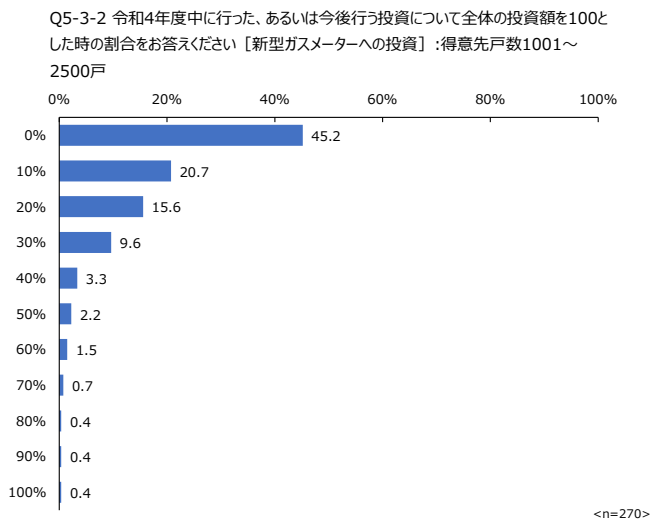
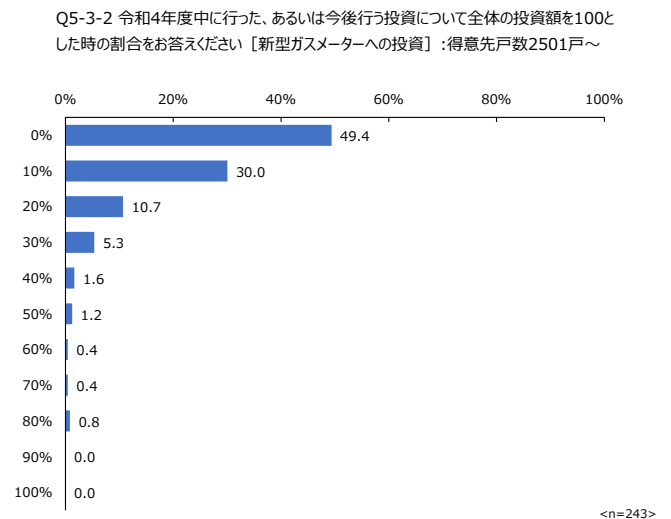
図表 2-597 [規模別] 新型ガスメーターの投資比率
得意先戸数 1～150 戸

Q5-3-2 令和4年度中に行った、あるいは今後行う投資について全体の投資額を100とした時の割合をお答えください [新型ガスメーターへの投資] : 得意先戸数1～150 戸

図表 2-598 [規模別] 新型ガスメーターの投資比率
得意先戸数 151～300 戸

Q5-3-2 令和4年度中に行った、あるいは今後行う投資について全体の投資額を100とした時の割合をお答えください [新型ガスメーターへの投資] : 得意先戸数151～300 戸



図表 2-599 [規模別] 新型ガスメーターの投資比率
得意先戸数 301～600 戸図表 2-600 [規模別] 新型ガスメーターの投資比率
得意先戸数 601～1000 戸図表 2-601 [規模別] 新型ガスメーターの投資比率
得意先戸数 1001～2500 戸図表 2-602 [規模別] 新型ガスメーターの投資比率
得意先戸数 2501 戸～

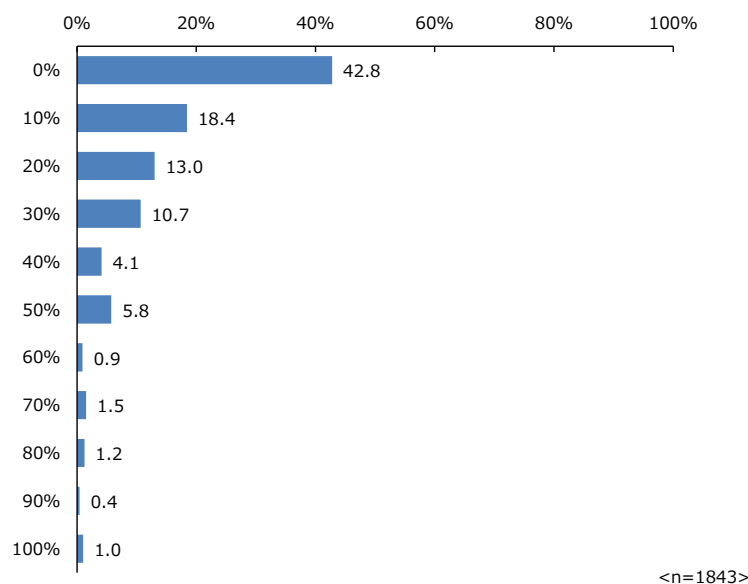
(4) 新規得意先獲得

① 回答者全体

新規得意先獲得に関する投資については、特筆すべき傾向は見られない。

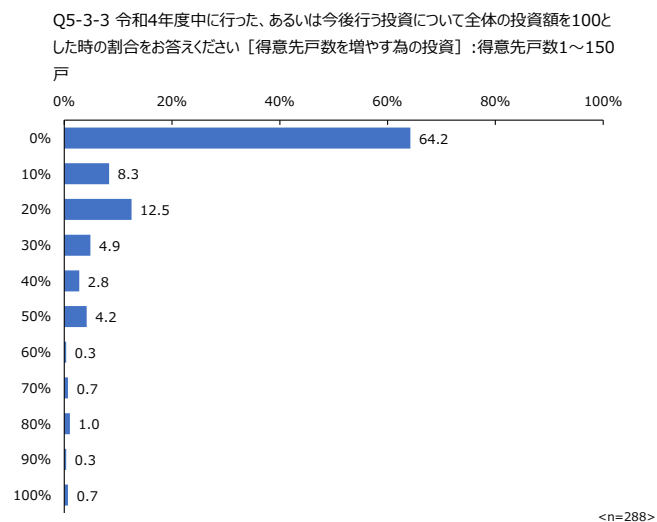
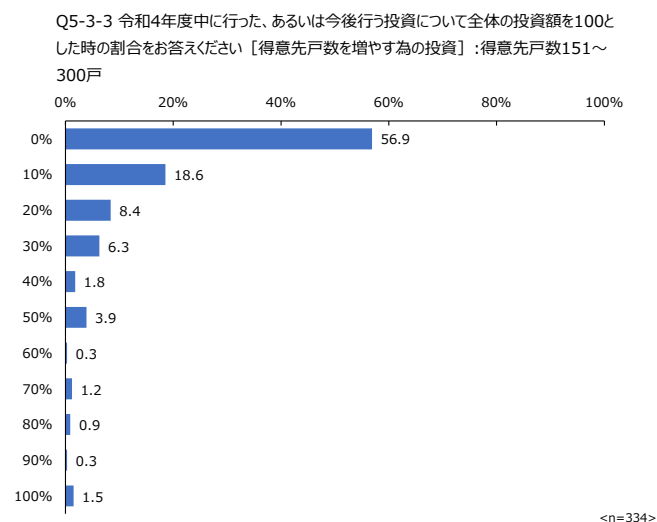
図表 2-603 新規得意先獲得の投資比率

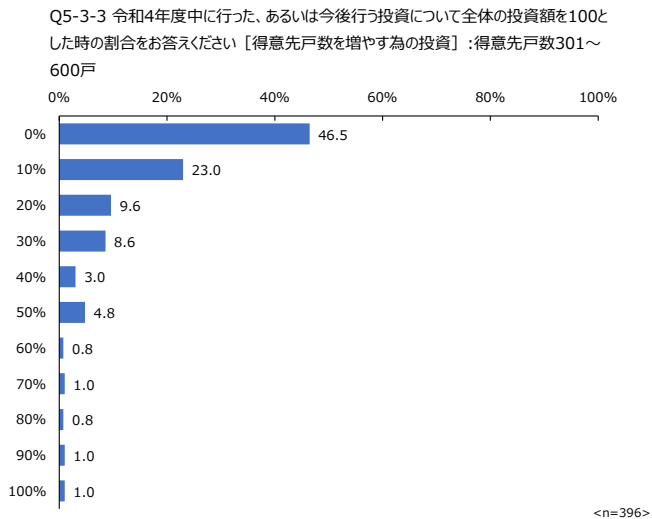
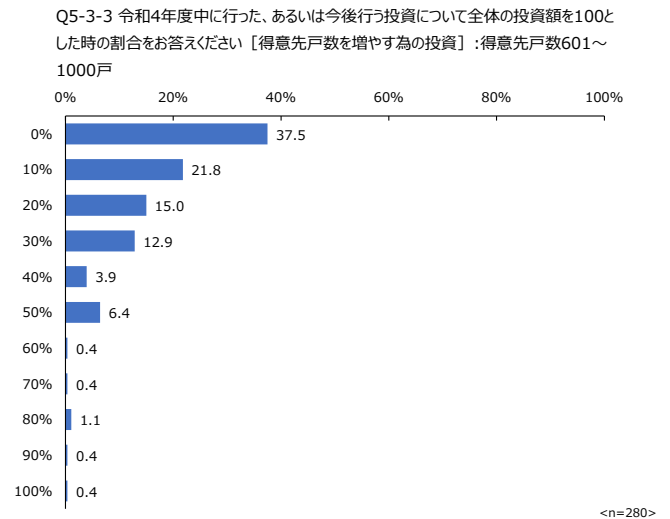
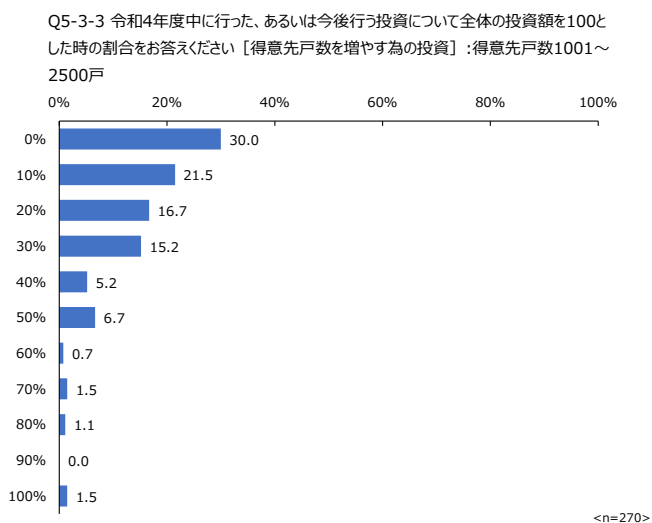
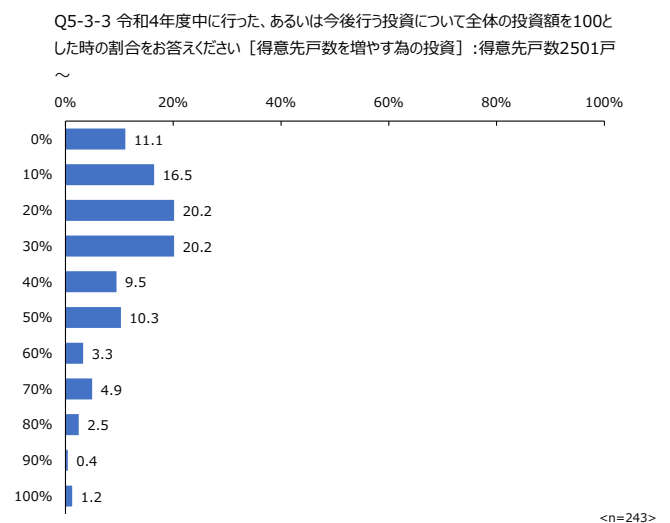
Q5-3-3 令和4年度中に行った、あるいは今後行う投資について全体の投資額を100とした時の割合を四捨五入してお答えください【得意先戸数を増やす為の投資】



② 規模別

規模別においては、大規模事業者の方が投資比率は高い傾向にある。小規模事業者においては新規得意先獲得に充てる資金面の問題以外に、自社商圈内における投資効果（投資をするに見合う新規得意先が少ない）の問題もあるものと推測される。

図表 2-604 【規模別】 新規得意先獲得の投資比率
得意先戸数 1～150 戸図表 2-605 【規模別】 新規得意先獲得の投資比率
得意先戸数 151～300 戸

図表 2-606 [規模別] 新規得意先獲得の投資比率
得意先戸数 301～600 戸図表 2-607 [規模別] 新規得意先獲得の投資比率
得意先戸数 601～1000 戸図表 2-608 [規模別] 新規得意先獲得の投資比率
得意先戸数 1001～2500 戸図表 2-609 [規模別] 新規得意先獲得の投資比率
得意先戸数 2501 戸～

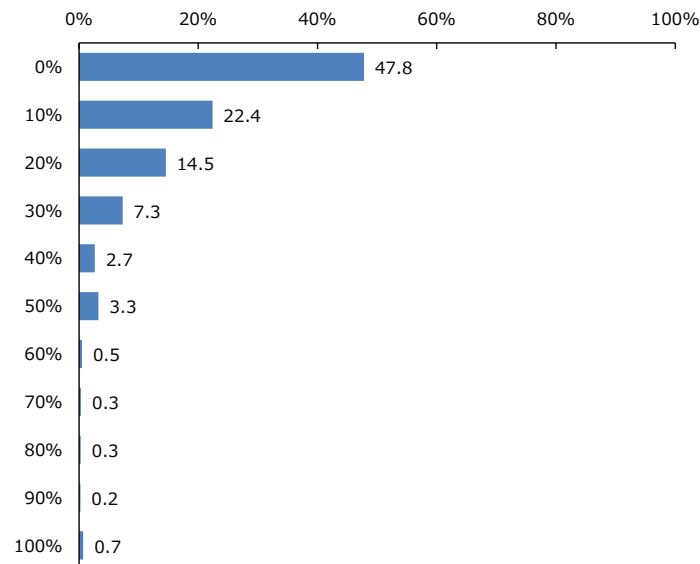
(5) 新しい請求システム等

①回答者全体

新しい請求システム等への投資については、投資比率の平均値が11.7%と相対的に低かったこともあり、「0%」の事業者比率が47.8%と最も高くなっている。

図表 2-610 新しい請求システム等の投資比率

Q5-3-4 令和4年度中に行った、あるいは今後行う投資について全体の投資額を100とした時の割合を四捨五入してお答えください [新しい請求システム等への投資]



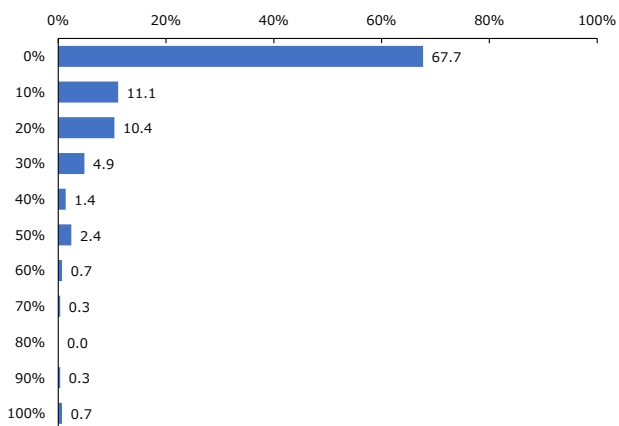
<n=1843>

②規模別

規模別では、小規模事業者の方が「0%」の回答比率が高い傾向にある。

図表 2-611 [規模別] 新しい請求システム等の投資比率
得意先戸数 1～150 戸

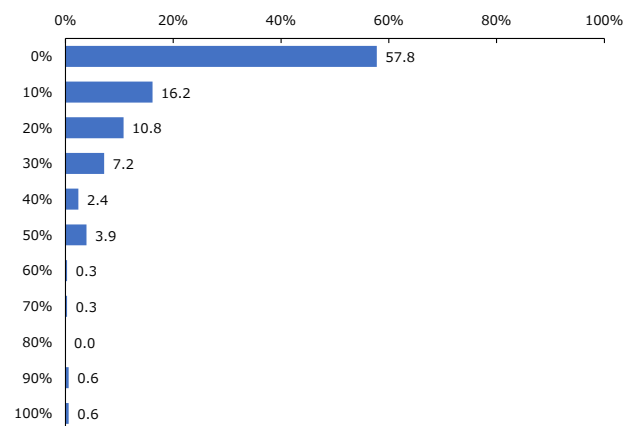
Q5-3-4 令和4年度中に行った、あるいは今後行う投資について全体の投資額を100とした時の割合をお答えください [新しい請求システム等への投資] : 得意先戸数1～150 戸



<n=288>

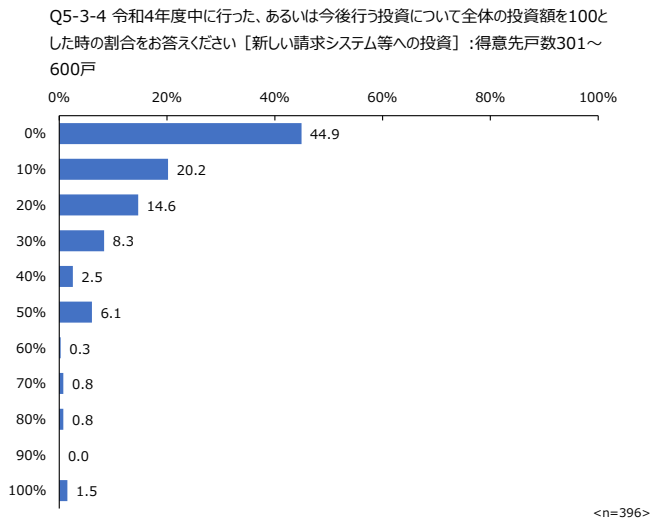
図表 2-612 [規模別] 新しい請求システム等の投資比率
得意先戸数 151～300 戸

Q5-3-4 令和4年度中に行った、あるいは今後行う投資について全体の投資額を100とした時の割合をお答えください [新しい請求システム等への投資] : 得意先戸数151～300 戸

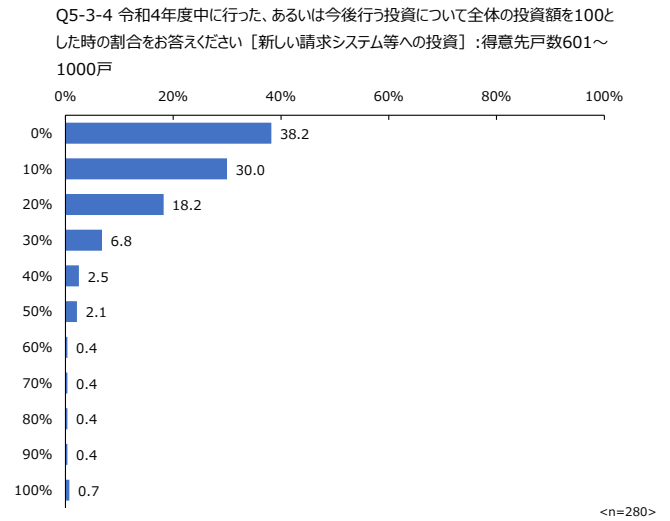


<n=334>

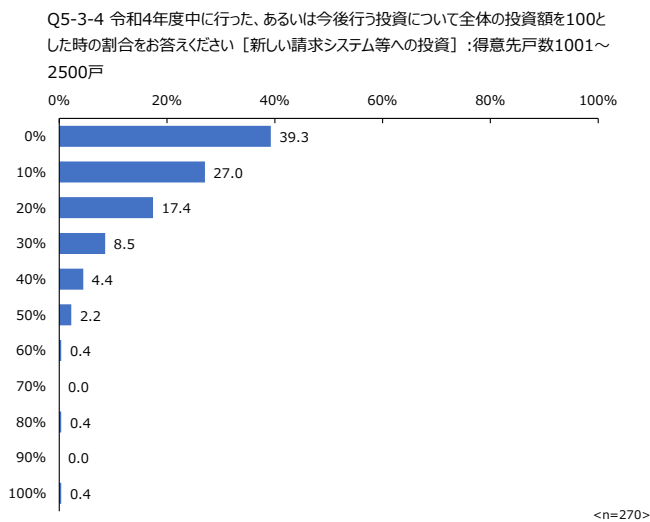
図表 2-613 [規模別] 新しい請求システム等の
投資比率
得意先戸数 301～600 戸



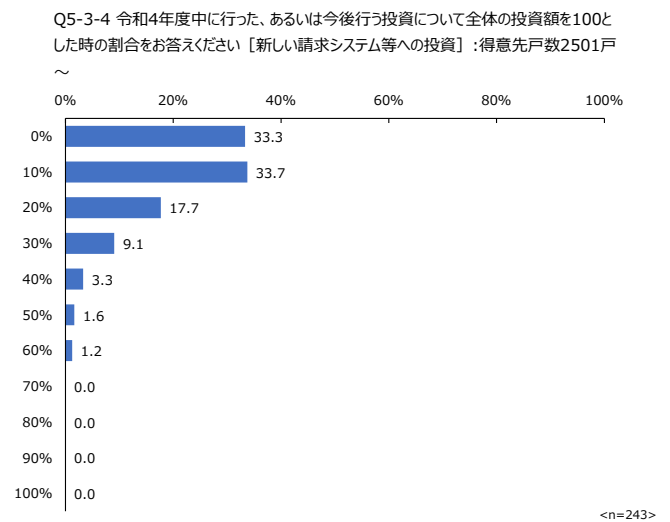
図表 2-614 [規模別] 新しい請求システム等の
投資比率
得意先戸数 601～1000 戸



図表 2-615 [規模別] 新しい請求システム等の
投資比率
得意先戸数 1001～2500 戸



図表 2-616 [規模別] 新しい請求システム等の
投資比率
得意先戸数 2501 戸～



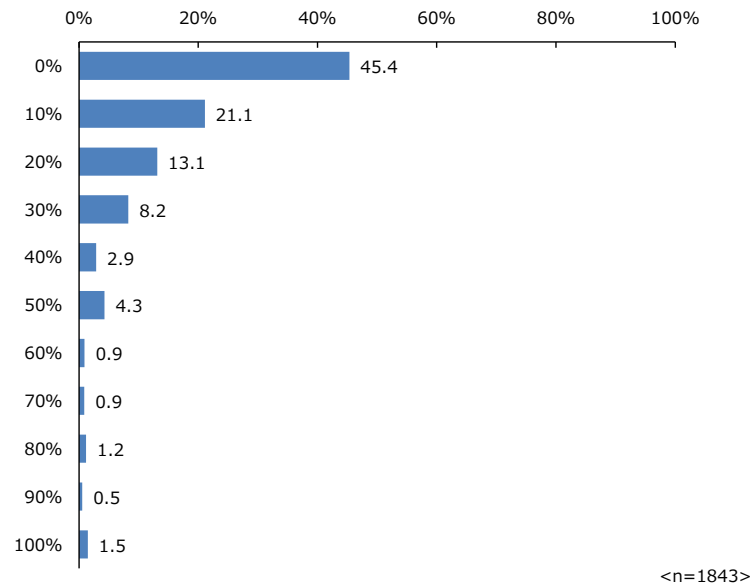
(6) 新規事業、新規扱い商品、サービス

① 回答者全体

新規事業、新規扱い商品、サービスに関する投資については、各事業者において、一定程度の投資を実施すると回答している。

図表 2-617 新規事業、新規扱い商品、サービスの投資比率

Q5-3-5 令和4年度中に行った、あるいは今後行う投資について全体の投資額を100とした時の割合を四捨五入してお答えください【新規事業、新規扱い商品、サービスへの投資】

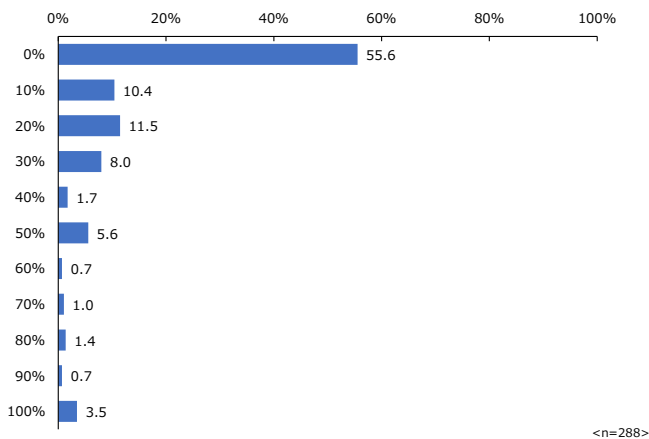


② 規模別

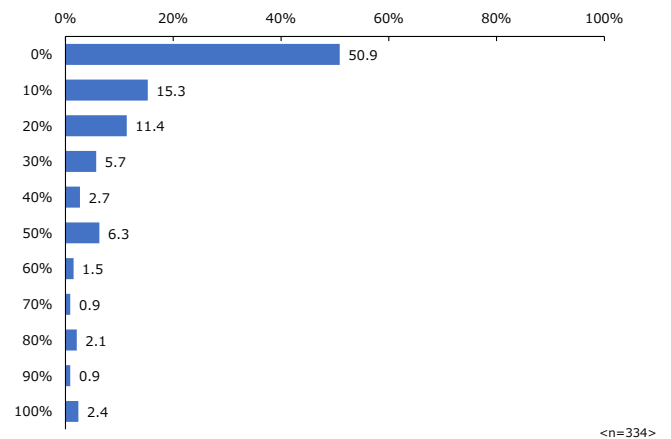
規模別では、小規模事業者において投資比率がやや低い傾向にあるが、小規模事業者は新規事業、新規扱い商品、サービスに充てる資金面の余裕に乏しいものと思われる。

図表 2-618 【規模別】 新規事業、新規扱い商品、サービスの投資比率
得意先戸数 1～150 戸

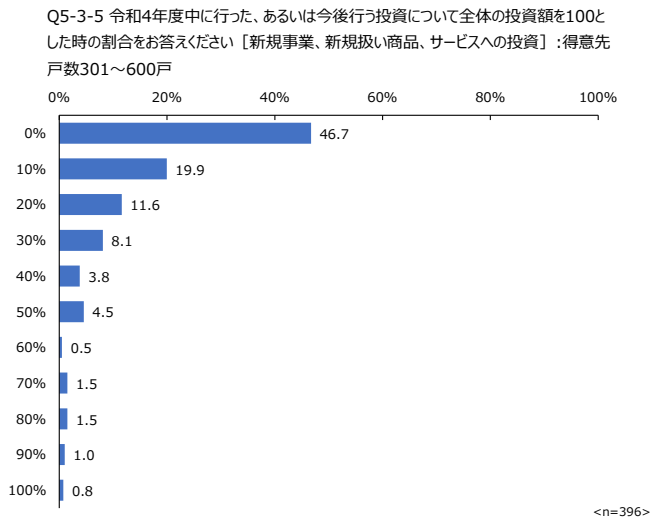
Q5-3-5 令和4年度中に行った、あるいは今後行う投資について全体の投資額を100とした時の割合をお答えください【新規事業、新規扱い商品、サービスへの投資】：得意先戸数1～150戸

図表 2-619 【規模別】 新規事業、新規扱い商品、サービスの投資比率
得意先戸数 151～300 戸

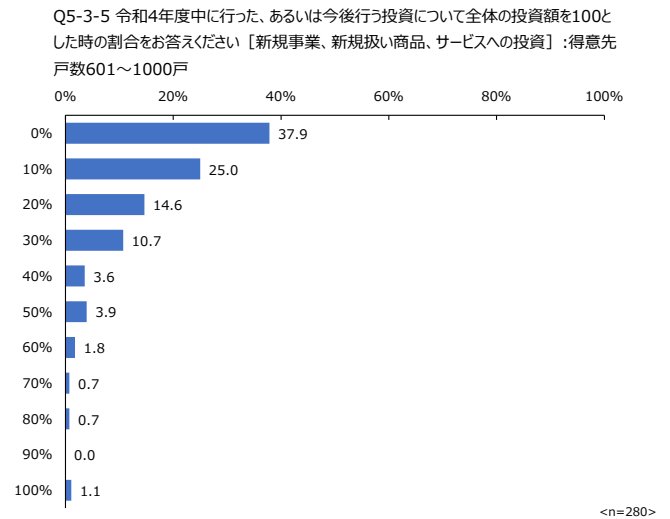
Q5-3-5 令和4年度中に行った、あるいは今後行う投資について全体の投資額を100とした時の割合をお答えください【新規事業、新規扱い商品、サービスへの投資】：得意先戸数151～300戸



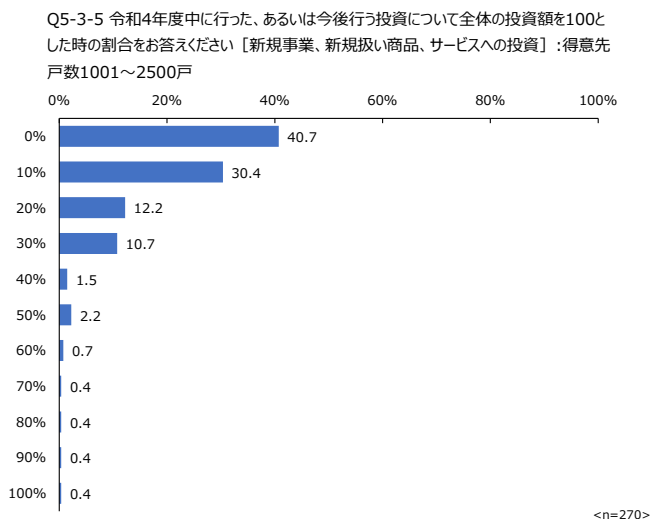
図表 2-620 [規模別] 新規事業、新規扱い商品、サービスの投資比率
得意先戸数 301～600 戸



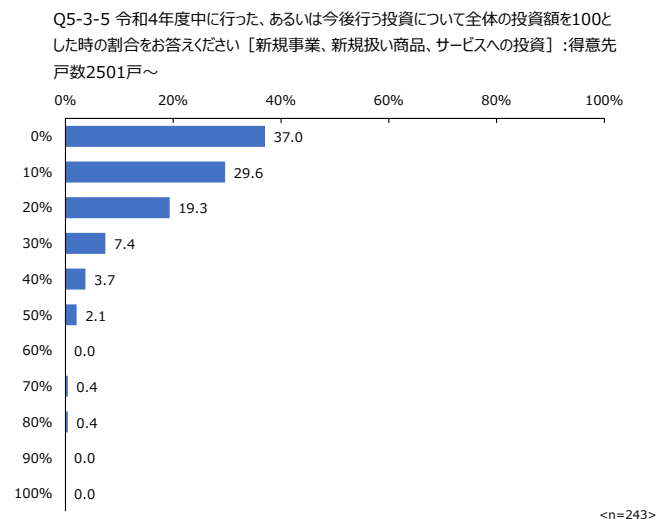
図表 2-621 [規模別] 新規事業、新規扱い商品、サービスの投資比率
得意先戸数 601～1000 戸



図表 2-622 [規模別] 新規事業、新規扱い商品、サービスの投資比率
得意先戸数 1001～2500 戸



図表 2-623 [規模別] 新規事業、新規扱い商品、サービスの投資比率
得意先戸数 2501 戸～



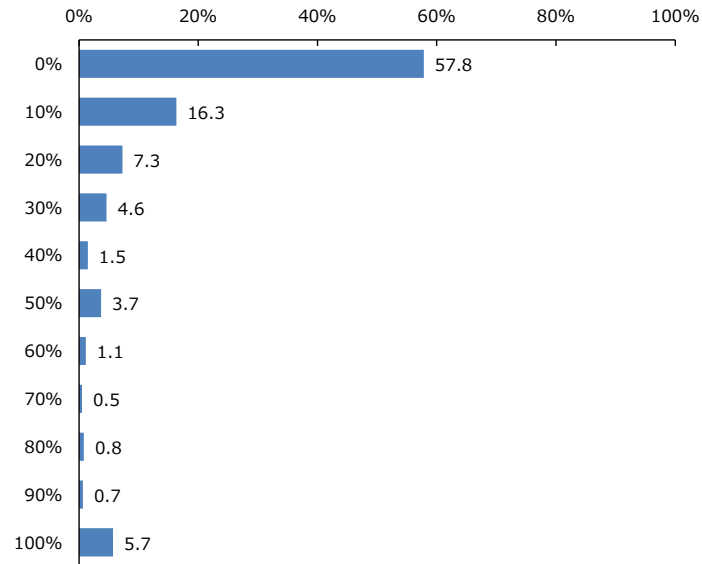
(7) その他

①回答者全体

その他の投資については、「0%」が57.8%を占めている。

図表 2-624 その他の投資比率

Q5-3-6 令和4年度中に行った、あるいは今後行う投資について全体の投資額を100とした時の割合を四捨五入してお答えください【その他】



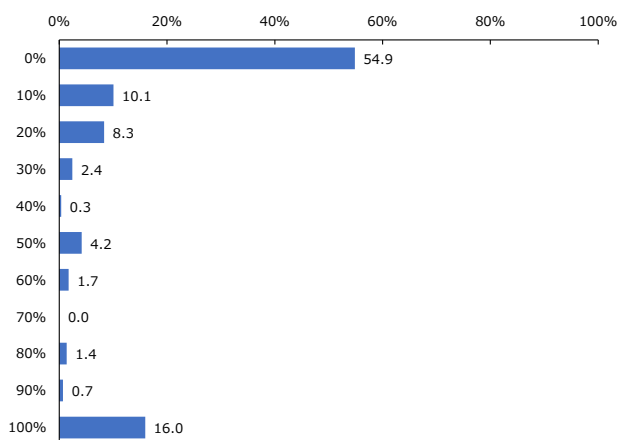
<n=1843>

②規模別

規模にかかわらず、「0%」が過半数を占めている。

図表 2-625 【規模別】 その他の投資比率
得意先戸数 1～150 戸

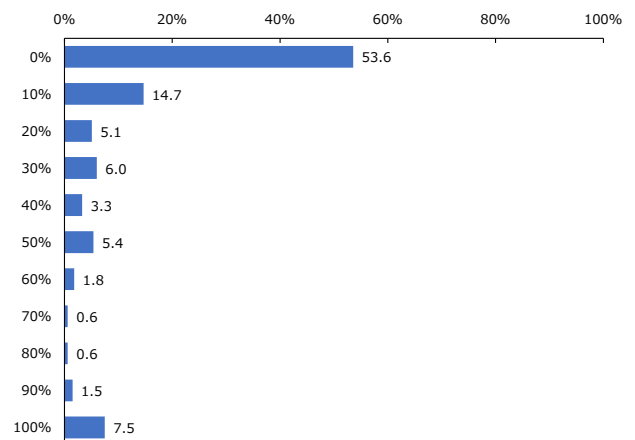
Q5-3-6 令和4年度中に行った、あるいは今後行う投資について全体の投資額を100とした時の割合をお答えください【その他】：得意先戸数1～150戸



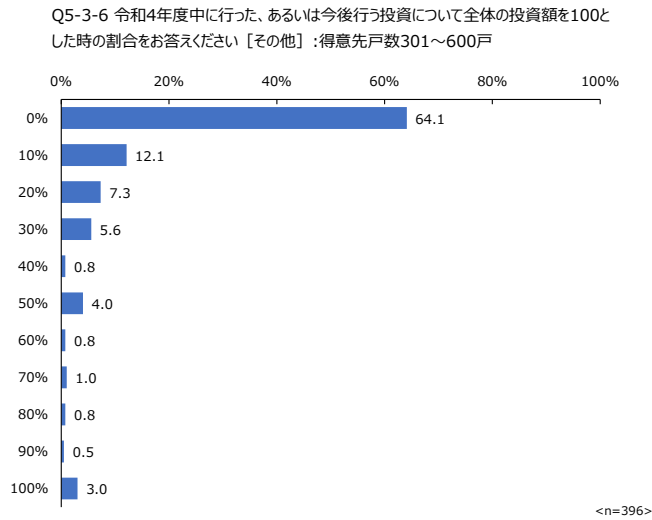
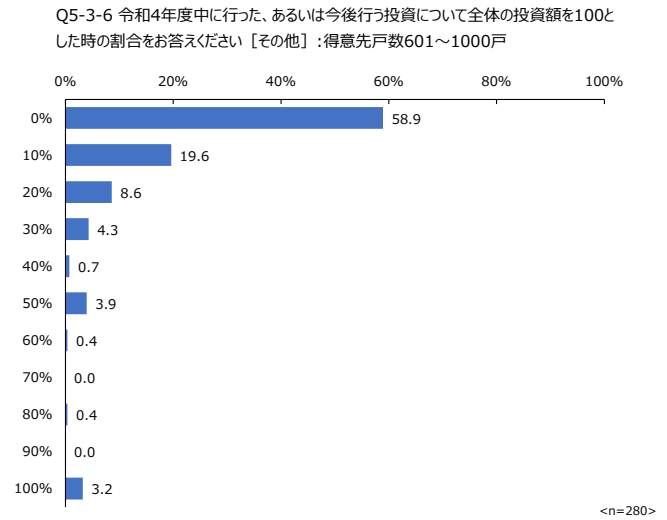
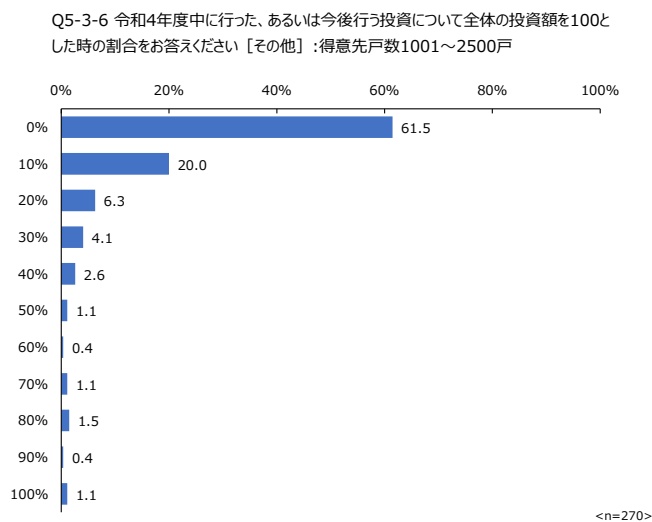
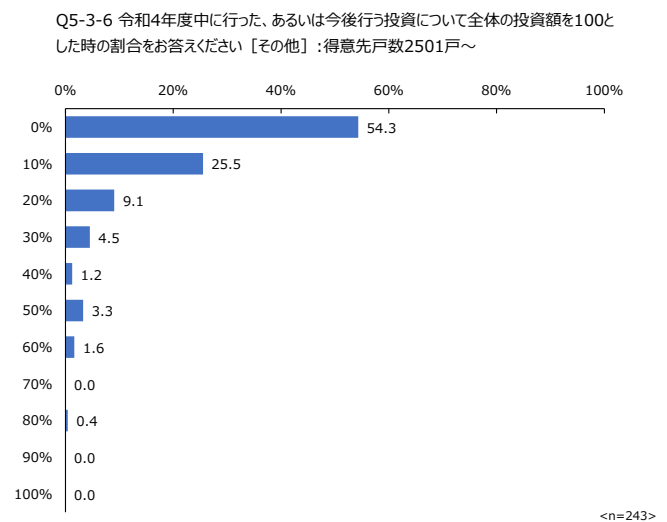
<n=288>

図表 2-626 【規模別】 その他の投資比率
得意先戸数 151～300 戸

Q5-3-6 令和4年度中に行った、あるいは今後行う投資について全体の投資額を100とした時の割合をお答えください【その他】：得意先戸数151～300戸



<n=334>

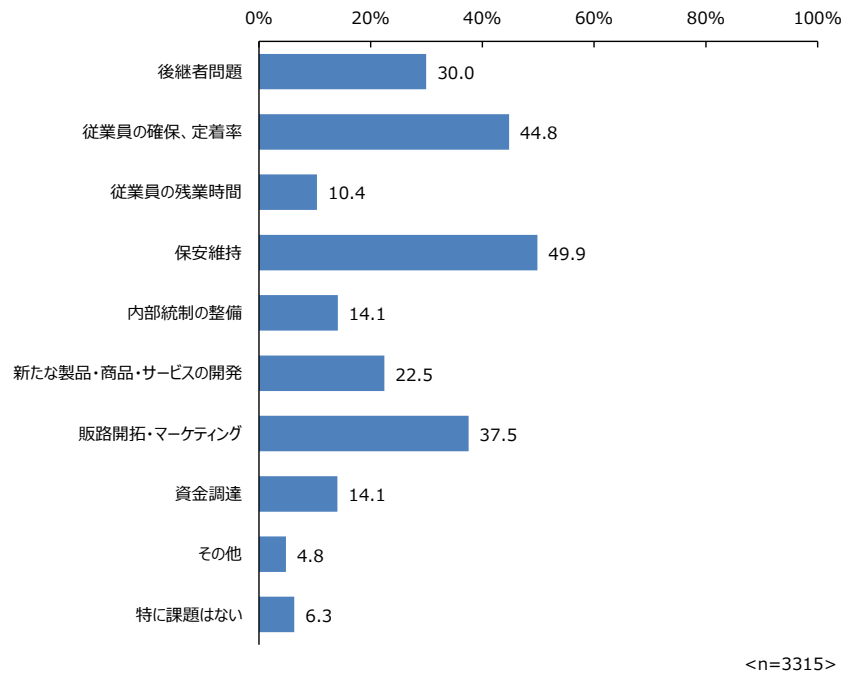
図表 2-627 [規模別] その他の投資比率
得意先戸数 301～600 戸図表 2-628 [規模別] その他の投資比率
得意先戸数 601～1000 戸図表 2-629 [規模別] その他の投資比率
得意先戸数 1001～2500 戸図表 2-630 [規模別] その他の投資比率
得意先戸数 2501 戸～

4. 直面する経営課題

直面する経営課題としては、前述の投資方針にも反映されていた通り「保安維持」（49.9%）が最上位に挙げられている。「従業員の確保、定着率」（44.8%）がこれに続いているが、生活インフラを担うLPガス事業においては、働き方改革との整合性を保つことが他事業に比べて困難と思われ、その結果、経営課題として挙げる事業者が多くなっていると推測される。課題解決に向けてIT化や外部活用によって補うことも視野に入れる必要がある。

図表 2-631 直面する経営課題

Q5-4 直面する経営課題として該当するものをお答えください



5. 今後の事業継続

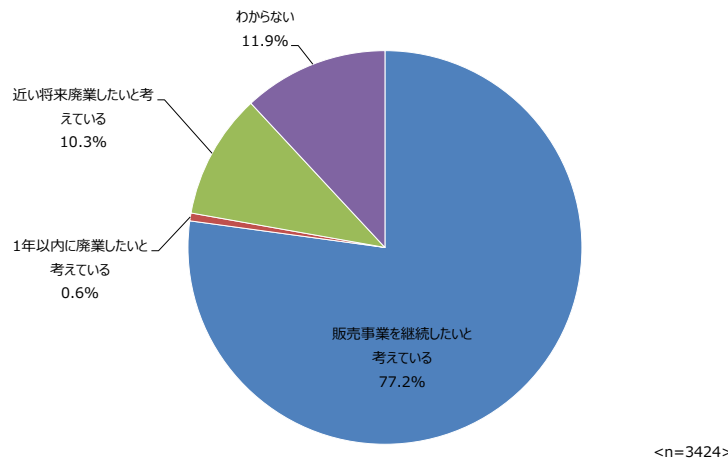
(1) 事業継続の意向

① 回答者全体

今後の事業継続の意向について、77.2%の事業者においては事業継続の意向を持っているが、廃業意向を持つ事業者、「わからない」とする事業者がともに1割強と、2割程度の決して少なくない比率の事業者における事業継続は不透明な状況となっている。

【再掲】図表 2-632 事業継続の意向

Q5-5 得意先への安定供給の観点からお尋ねします。今後も事業を続けていきたいとお考えですか

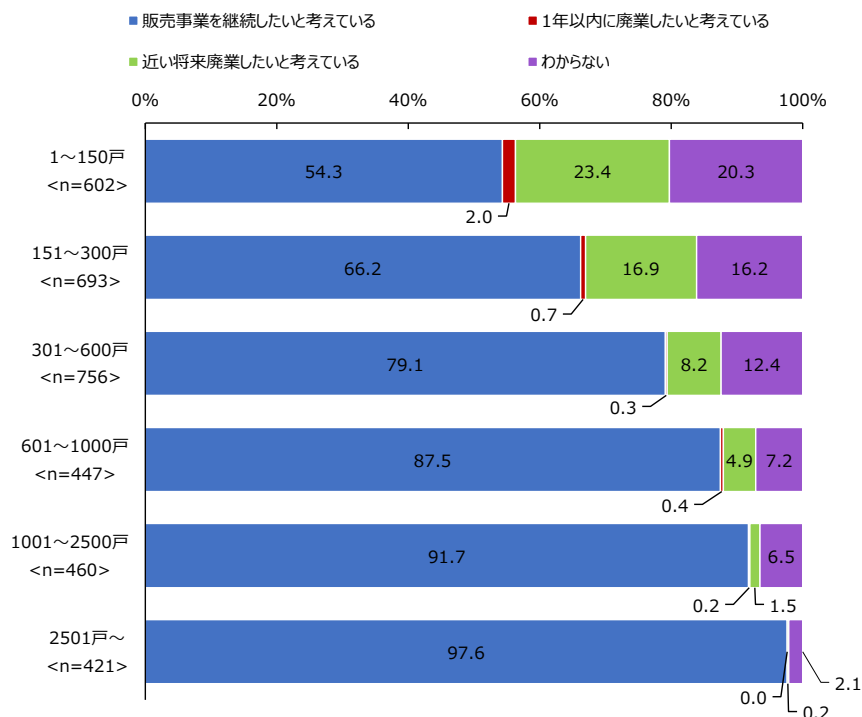


② 規模別

規模別では、経営環境の厳しさから小規模事業者ほど事業継続の意向は弱く、「1～150戸」の事業者においては、「今後も販売事業を継続したいと考えている」との回答は54.3%に止まり、2割強が廃業を検討している。

図表 2-633 [規模別] 事業継続の意向

Q5-5 得意先への安定供給の観点からお尋ねします。今後も事業を続けていきたいとお考えですか

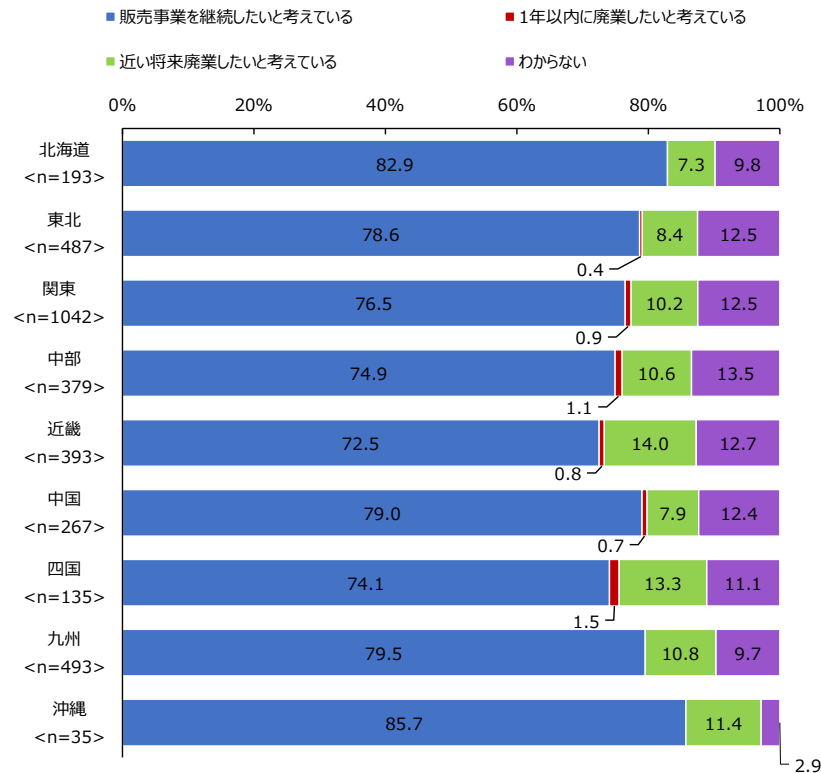


③地域別

「沖縄」では事業の継続意向は強く、「1年以内に廃業したいと考えている」事業者は皆無となっている。

図表 2-634 [地域別] 事業継続の意向

Q5-5 得意先への安定供給の観点からお尋ねします。今後も事業を続けていきたいとお考えですか

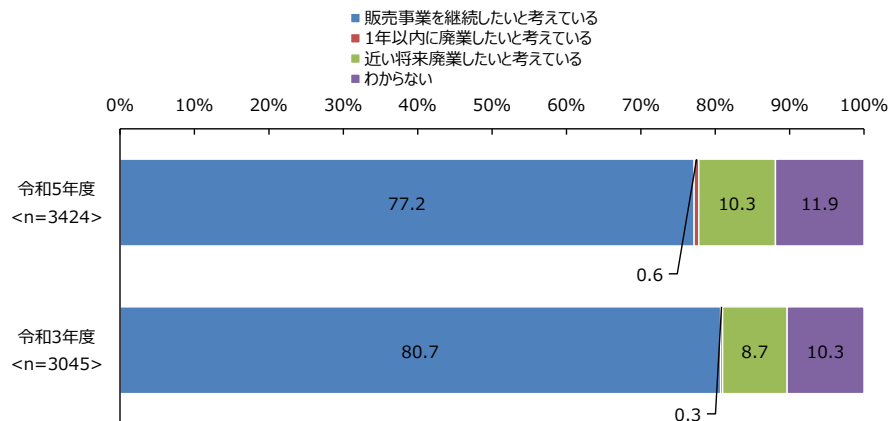


④前回比較

前回との比較では、廃業意向をもつ事業者は増加傾向に有る。

図表 2-635 [前回比較] 事業継続の意向

Q5-5 得意先への安定供給の観点からお尋ねします。今後も事業を続けていきたいとお考えですか



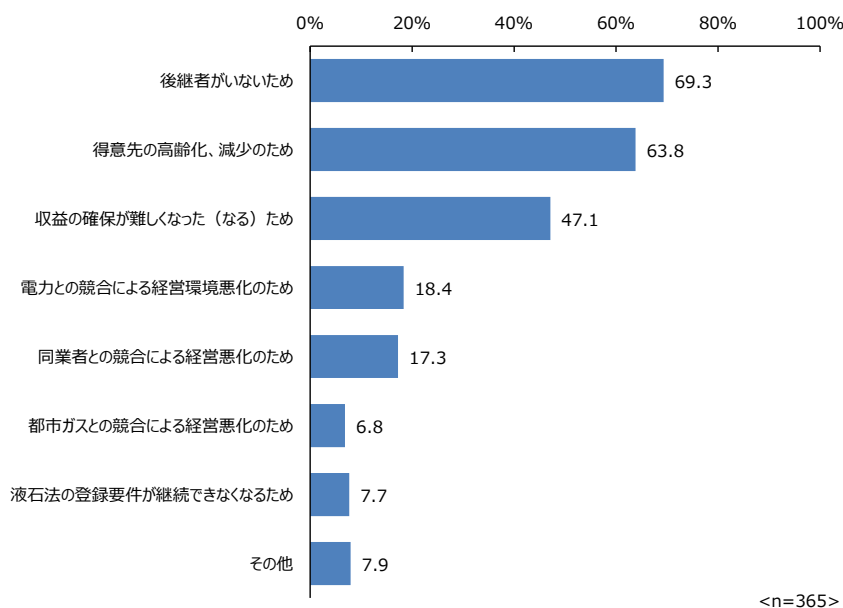
(2) 廃業を検討する理由

① 回答者全体

「後継者がいないため」（69.3%）が廃業を検討する理由の最上位であり、「得意先の高齢化、減少のため」（63.8%）がこれに続いている。事業採算性が低い過疎高齢化地域における将来的なLPガス供給の空白地域の発現が懸念される。

【再掲】図表 2-636 廃業を検討する理由

Q5-6 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします。今後やむなく事業継続を断念される場合、その理由として該当するものをお答えください

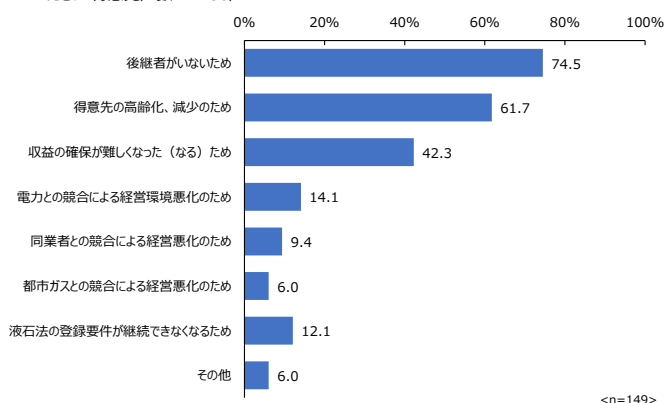


② 規模別

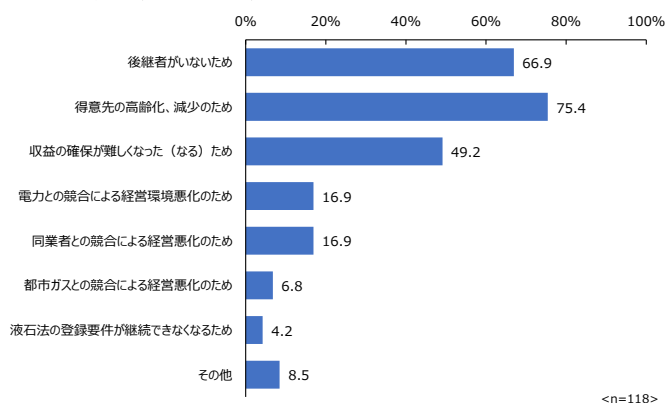
規模にかかわらず、「後継者がいないため」、「得意先の高齢化、減少のため」に加え、「収益の確保が難しくなった（なる）ため」が上位となっている。

図表 2-637 [規模別] 廃業を検討する理由
得意先戸数 1～150 戸

Q5-6 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします。今後やむなく事業継続を断念される場合、その理由として該当するものをお答えください:得意先戸数1～150戸

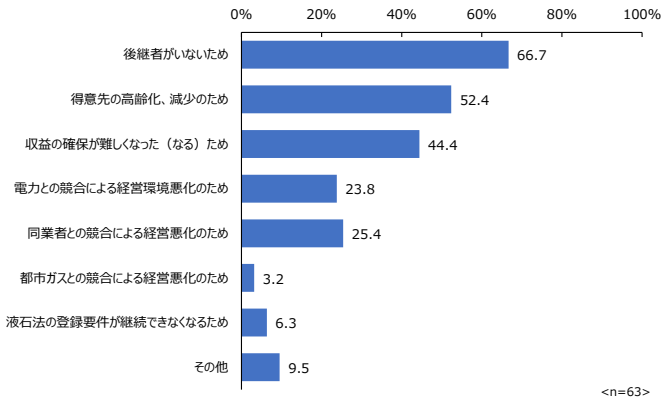
図表 2-638 [規模別] 廃業を検討する理由
得意先戸数 151～300 戸

Q5-6 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします。今後やむなく事業継続を断念される場合、その理由として該当するものをお答えください:得意先戸数151～300戸

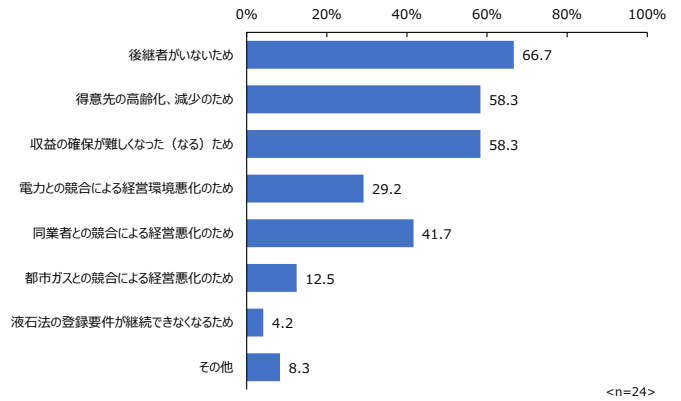


図表 2-639 [規模別] 廃業を検討する理由
得意先戸数 301～600 戸

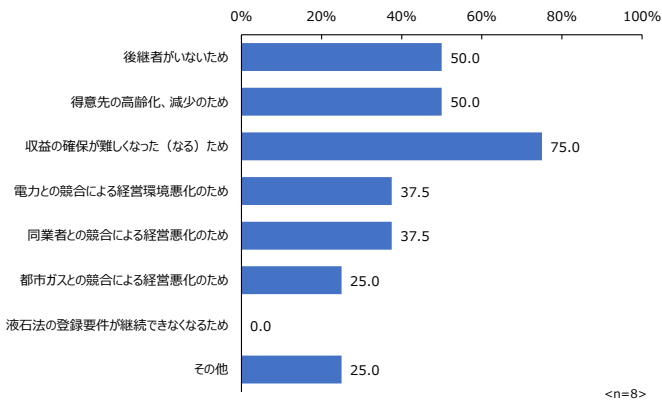
Q5-6 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします。今後やむなく事業継続を断念される場合、その理由として該当するものをお答えください:得意先戸数301～600戸

図表 2-640 [規模別] 廃業を検討する理由
得意先戸数 601～1000 戸

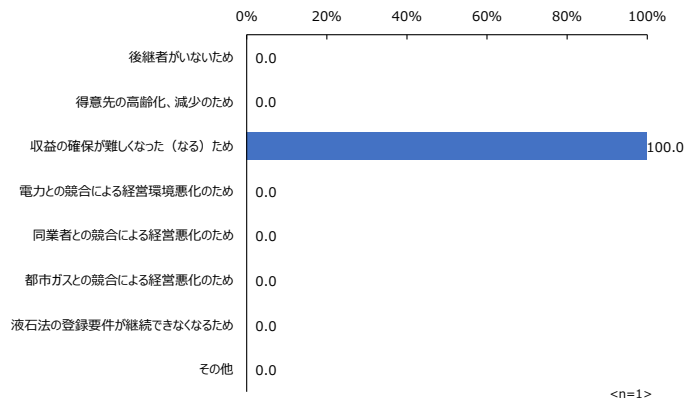
Q5-6 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします。今後やむなく事業継続を断念される場合、その理由として該当するものをお答えください:得意先戸数601～1000戸

図表 2-641 [規模別] 廃業を検討する理由
得意先戸数 1001～2500 戸

Q5-6 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします。今後やむなく事業継続を断念される場合、その理由として該当するものをお答えください:得意先戸数1001～2500戸

図表 2-642 [規模別] 廃業を検討する理由
得意先戸数 2501 戸～

Q5-6 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします。今後やむなく事業継続を断念される場合、その理由として該当するものをお答えください:得意先戸数2501戸～

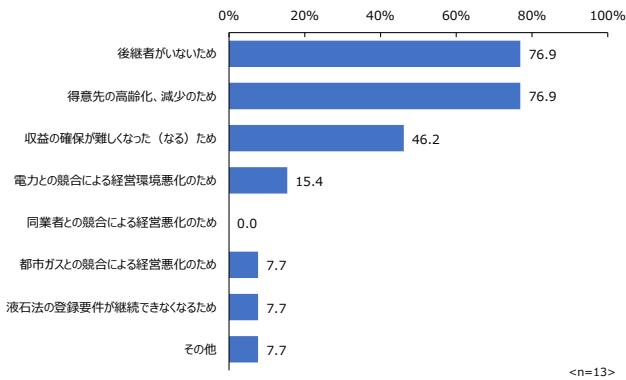


③地域別

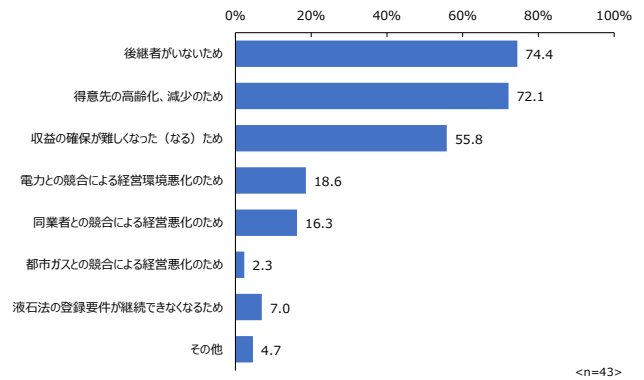
地域別でも、概ね「後継者がいないため」、「得意先の高齢化、減少のため」に加え、「収益の確保が難しくなった（なる）ため」が上位となっている。

図表 2-643 [地域別] 廃業を検討する理由
北海道

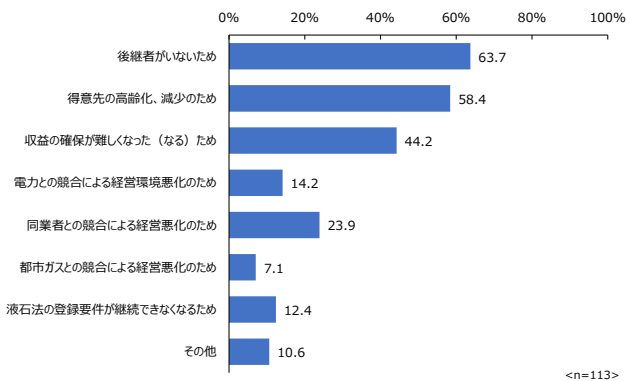
Q5-6 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします。今後やむなく事業継続を断念される場合、その理由として該当するものをお答えください：北海道

図表 2-644 [地域別] 廃業を検討する理由
東北

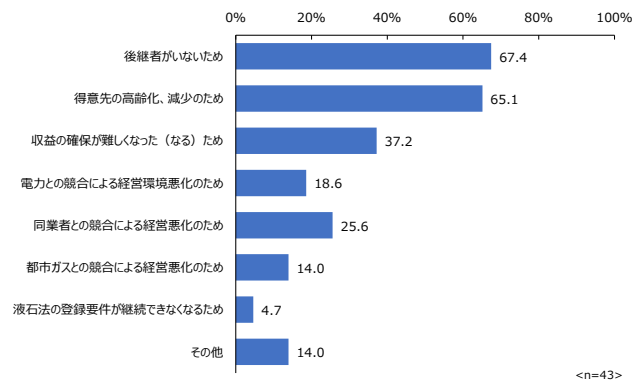
Q5-6 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします。今後やむなく事業継続を断念される場合、その理由として該当するものをお答えください：東北

図表 2-645 [地域別] 廃業を検討する理由
関東

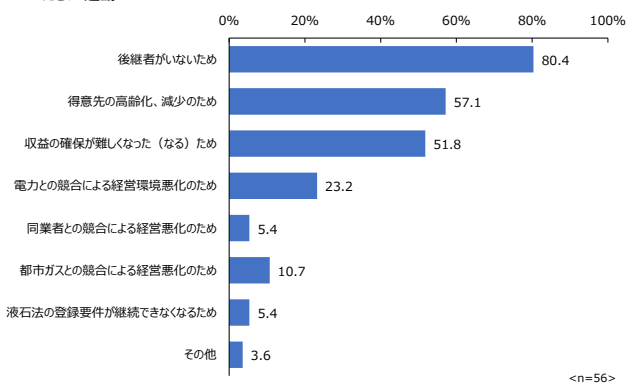
Q5-6 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします。今後やむなく事業継続を断念される場合、その理由として該当するものをお答えください：関東

図表 2-646 [地域別] 廃業を検討する理由
中部

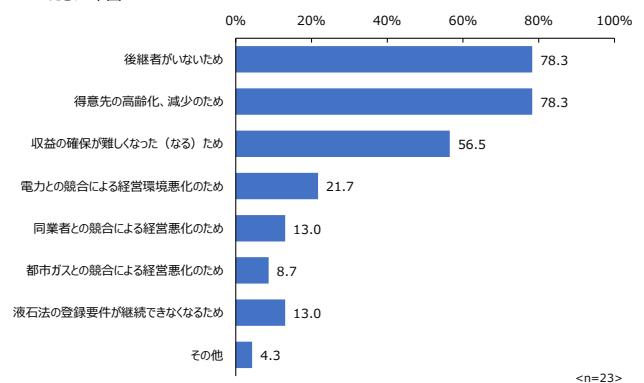
Q5-6 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします。今後やむなく事業継続を断念される場合、その理由として該当するものをお答えください：中部

図表 2-647 [地域別] 廃業を検討する理由
近畿

Q5-6 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします。今後やむなく事業継続を断念される場合、その理由として該当するものをお答えください：近畿

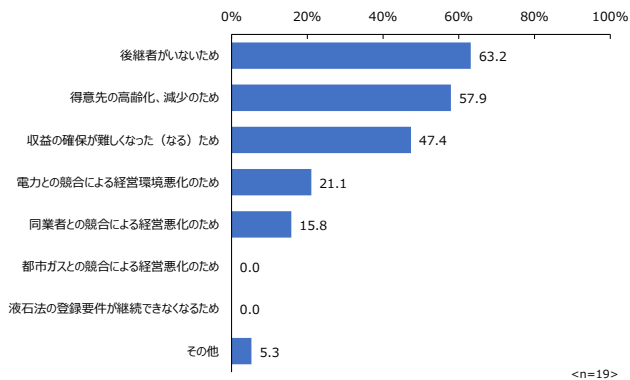
図表 2-648 [地域別] 廃業を検討する理由
中国

Q5-6 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします。今後やむなく事業継続を断念される場合、その理由として該当するものをお答えください：中国

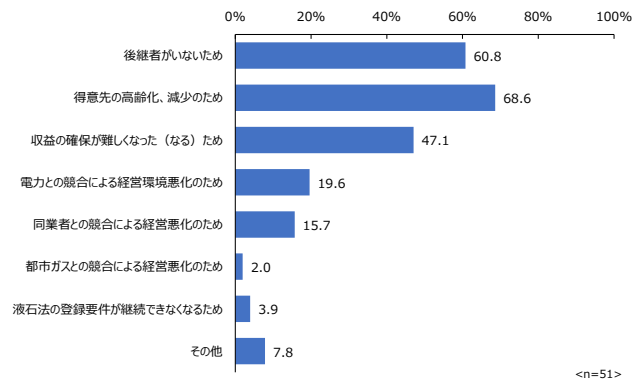


図表 2-649 「地域別」 廃業を検討する理由
四国

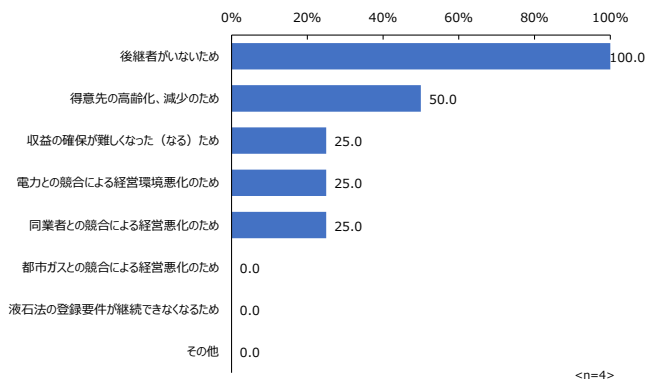
Q5-6 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします。今後やむなく事業継続を断念される場合、その理由として該当するものをお答えください:四国

図表 2-650 「地域別」 廃業を検討する理由
九州

Q5-6 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします。今後やむなく事業継続を断念される場合、その理由として該当するものをお答えください:九州

図表 2-651 「地域別」 廃業を検討する理由
沖縄

Q5-6 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします。今後やむなく事業継続を断念される場合、その理由として該当するものをお答えください:沖縄

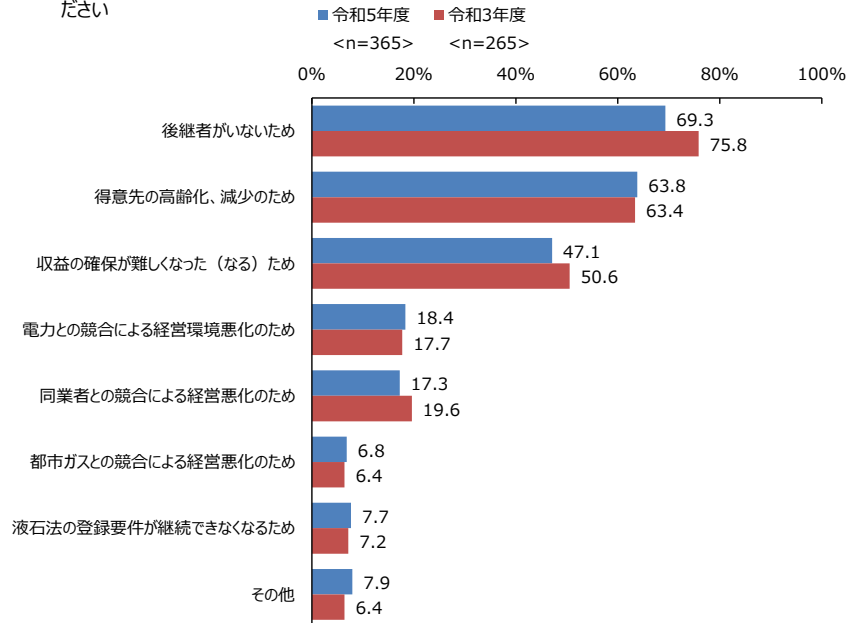


④前回比較

前回との比較では、「後継者がいないため」の回答比率が減少している。

図表 2-652 [前回比較] 廃業を検討する理由

Q5-6 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします。今後やむなく事業継続を断念される場合、その理由として該当するものをお答えください



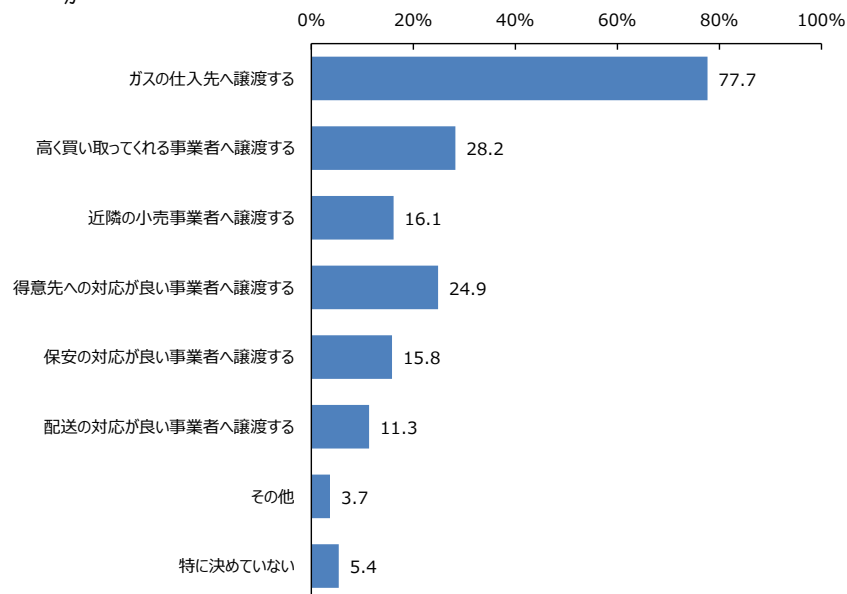
(3) 検討される譲渡先

①回答者全体

廃業時における既存顧客の譲渡先としては、「ガスの仕入先へ譲渡する」が77.7%と多数を占めており、次点の「高く買い取ってくれる事業者へ譲渡する」の28.2%を大きく上回っている。自身の経済的メリットよりも取引上の顧客の安心感を優先している結果と推測される。

【再掲】図表 2-653 検討される譲渡先

Q5-7 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします。今後やむなく事業継続を断念される場合、既存顧客はどのようにされる予定ですか



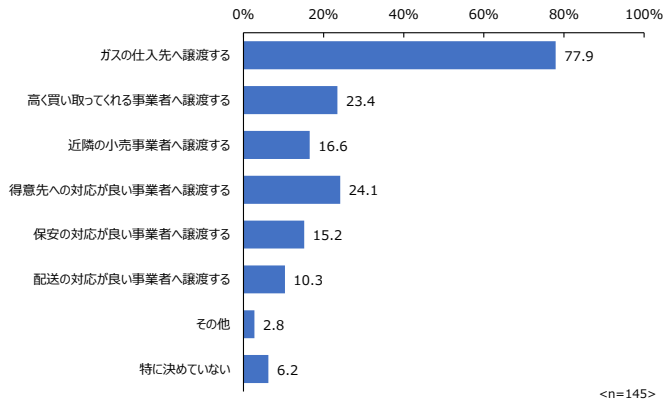
<n=354>

②規模別

規模に拘らず、「ガスの仕入先へ譲渡する」が最上位に挙げられている。

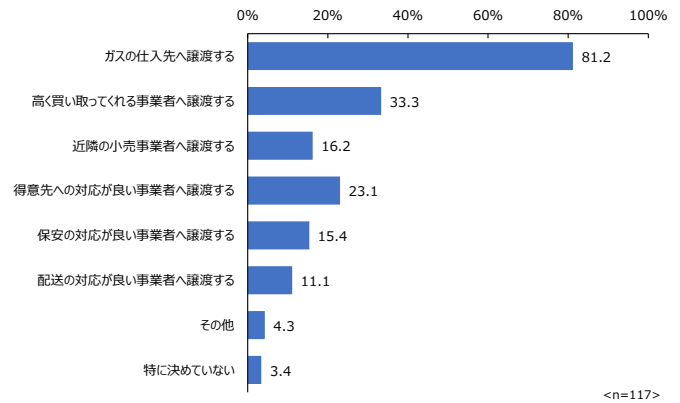
図表 2-654〔規模別〕 検討される譲渡先
得意先戸数 1～150 戸

Q5-7 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします。今後やむなく事業継続を断念される場合、既存顧客はどのようにされる予定ですか:得意先戸数1～150戸



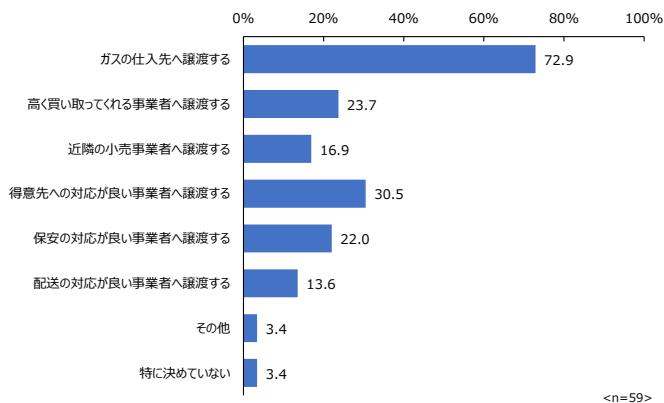
図表 2-655〔規模別〕 検討される譲渡先
得意先戸数 151～300 戸

Q5-7 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします。今後やむなく事業継続を断念される場合、既存顧客はどのようにされる予定ですか:得意先戸数151～300戸



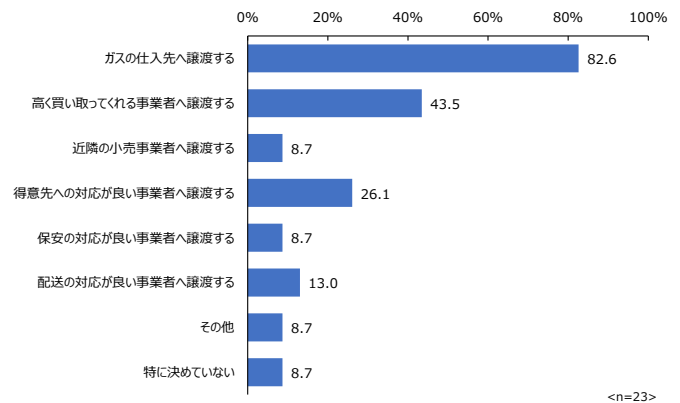
図表 2-656〔規模別〕 検討される譲渡先
得意先戸数 301～600 戸

Q5-7 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします。今後やむなく事業継続を断念される場合、既存顧客はどのようにされる予定ですか:得意先戸数301～600戸



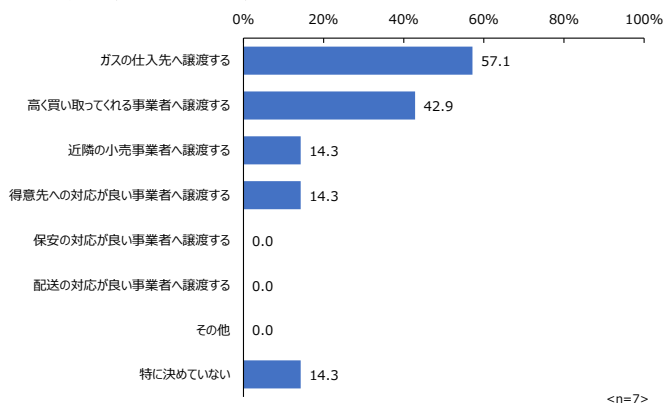
図表 2-657〔規模別〕 検討される譲渡先
得意先戸数 601～1000 戸

Q5-7 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします。今後やむなく事業継続を断念される場合、既存顧客はどのようにされる予定ですか:得意先戸数601～1000戸



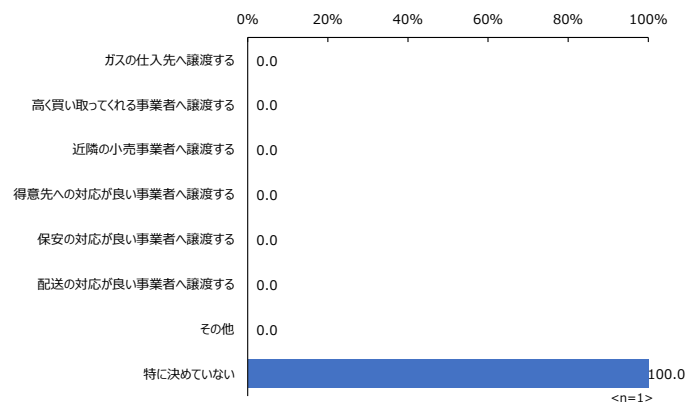
図表 2-658〔規模別〕 検討される譲渡先
得意先戸数 1001～2500 戸

Q5-7 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします。今後やむなく事業継続を断念される場合、既存顧客はどのようにされる予定ですか:得意先戸数1001～2500戸



図表 2-659〔規模別〕 検討される譲渡先
得意先戸数 2501 戸～

Q5-7 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします。今後やむなく事業継続を断念される場合、既存顧客はどのようにされる予定ですか:得意先戸数2501戸～

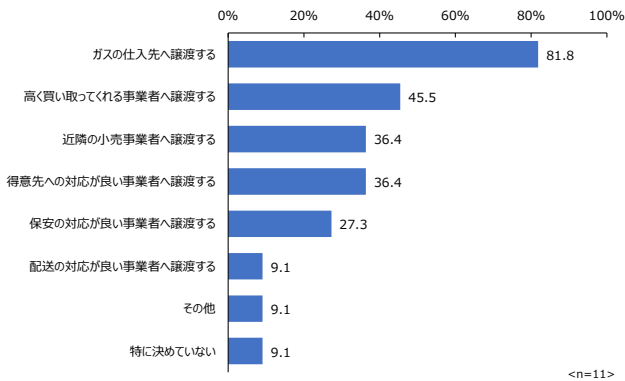


③地域別

地域別でも、「ガスの仕入先へ譲渡する」との回答が各地域で最も多くなっている。

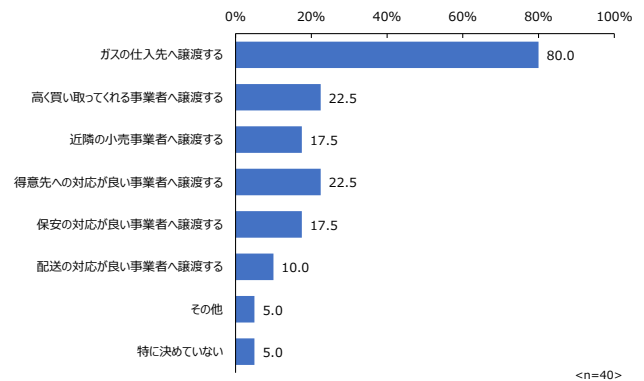
図表 2-660 〔地域別〕 検討される譲渡先
北海道

Q5-7 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします。今後やむなく事業継続を断念される場合、既存顧客はどのようにされる予定ですか:北海道



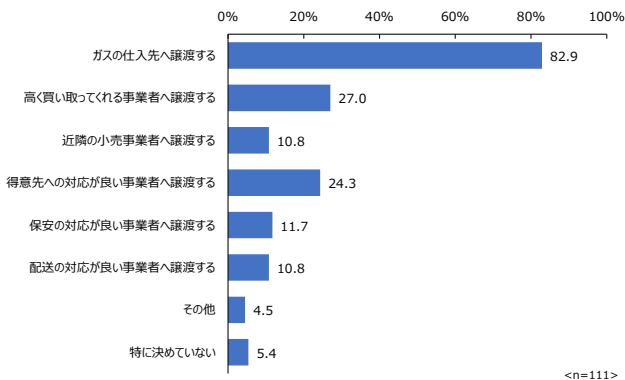
図表 2-661 〔地域別〕 検討される譲渡先
東北

Q5-7 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします。今後やむなく事業継続を断念される場合、既存顧客はどのようにされる予定ですか:東北



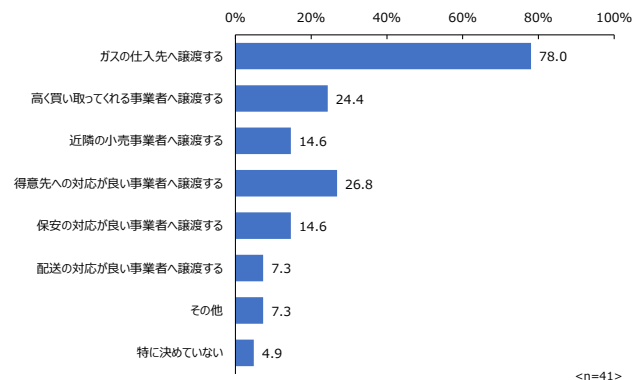
図表 2-662 〔地域別〕 検討される譲渡先
関東

Q5-7 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします。今後やむなく事業継続を断念される場合、既存顧客はどのようにされる予定ですか:関東



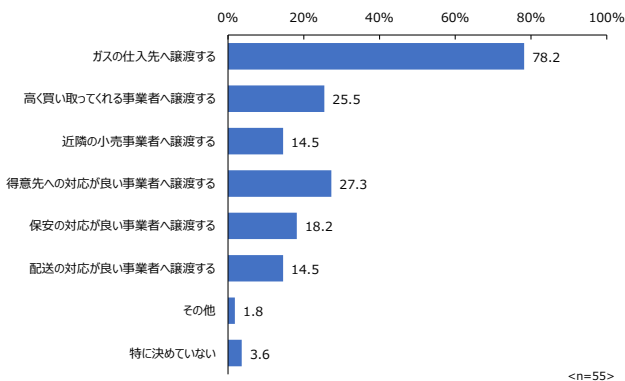
図表 2-663 〔地域別〕 検討される譲渡先
中部

Q5-7 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします。今後やむなく事業継続を断念される場合、既存顧客はどのようにされる予定ですか:中部



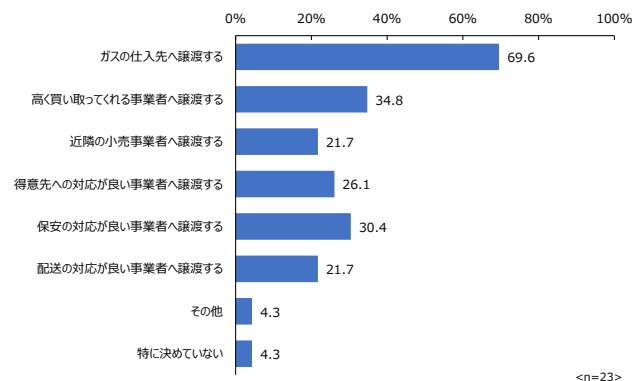
図表 2-664 〔地域別〕 検討される譲渡先
近畿

Q5-7 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします。今後やむなく事業継続を断念される場合、既存顧客はどのようにされる予定ですか:近畿



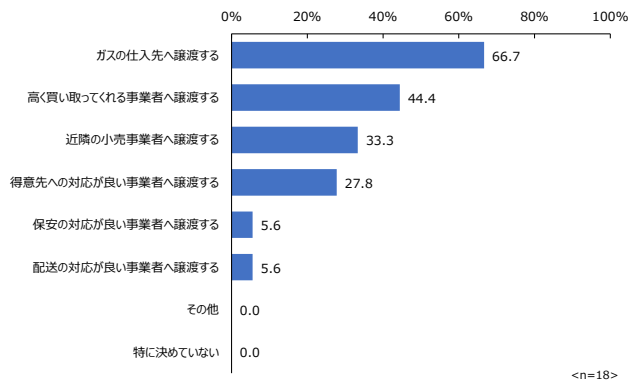
図表 2-665 〔地域別〕 検討される譲渡先
中国

Q5-7 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします。今後やむなく事業継続を断念される場合、既存顧客はどのようにされる予定ですか:中国

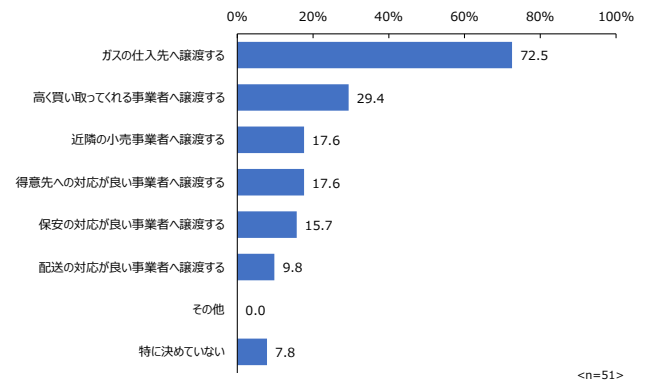


図表 2-666 〔地域別〕 検討される譲渡先
四国

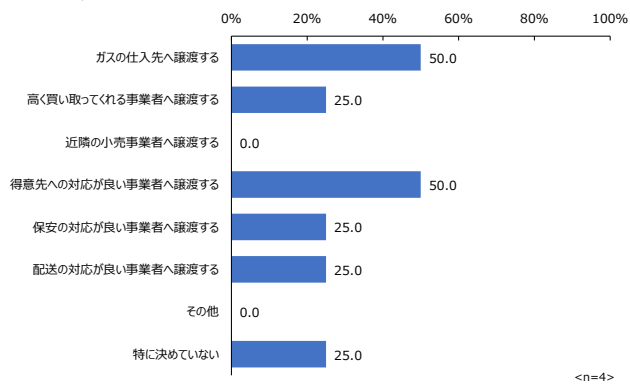
Q5-7 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします。今後やむなく事業継続を断念される場合、既存顧客はどのようにされる予定ですか:四国

図表 2-667 〔地域別〕 検討される譲渡先
九州

Q5-7 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします。今後やむなく事業継続を断念される場合、既存顧客はどのようにされる予定ですか:九州

図表 2-668 〔地域別〕 検討される譲渡先
沖縄

Q5-7 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします。今後やむなく事業継続を断念される場合、既存顧客はどのようにされる予定ですか:沖縄

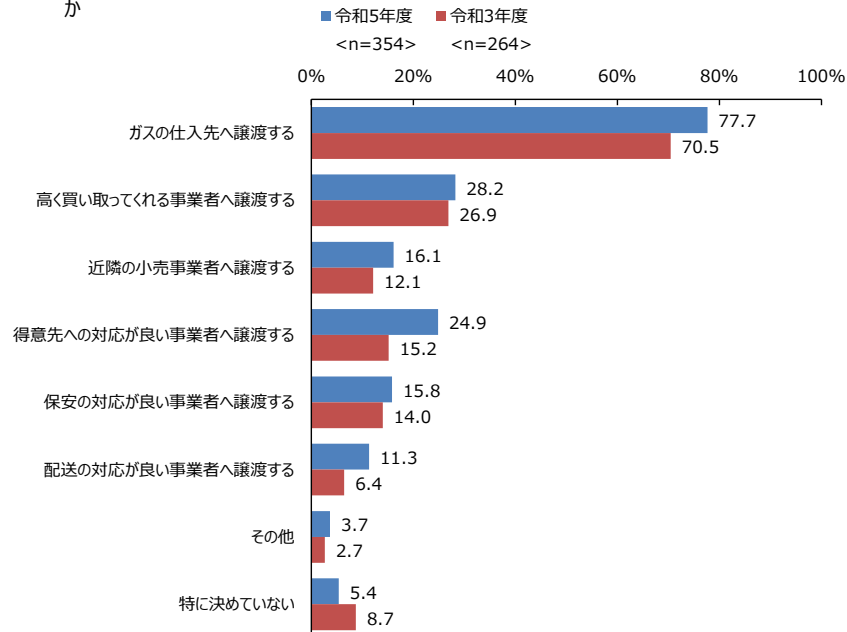


④前回比較

「ガスの仕入先へ譲渡する」が最上位となっている点は前回と同様であり、回答比率も7.2ポイント増加している。また、「得意先への対応が良い事業者へ譲渡する」の回答比率が9.7ポイント増加しており、顧客の安心感を重視する傾向がより強くなっていることが窺われる。

図表 2-669 [前回比較] 検討される譲渡先

Q5-7 (5)で「1年以内、もしくは近い将来廃業したいと考えている」と回答した方にお尋ねします。今後やむなく事業継続を断念される場合、既存顧客はどのようにされる予定ですか

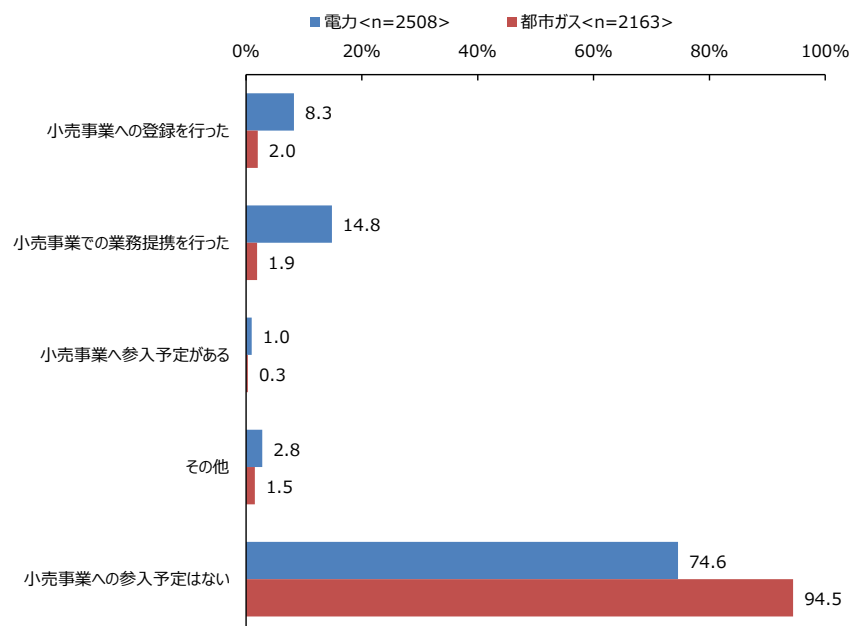


6. 電力・都市ガス自由化への対応

電力・都市ガス自由化への対応については、大部分の事業者が「小売事業への参入予定はない」と回答しており、あくまでLPガス事業のみを継続させていく意向が強いと思われる結果となっている。

図表 2-670 電力・都市ガス自由化への対応

Q5-8 電力自由化、都市ガス自由化への対応について、現在の状況で該当するものをお答えください

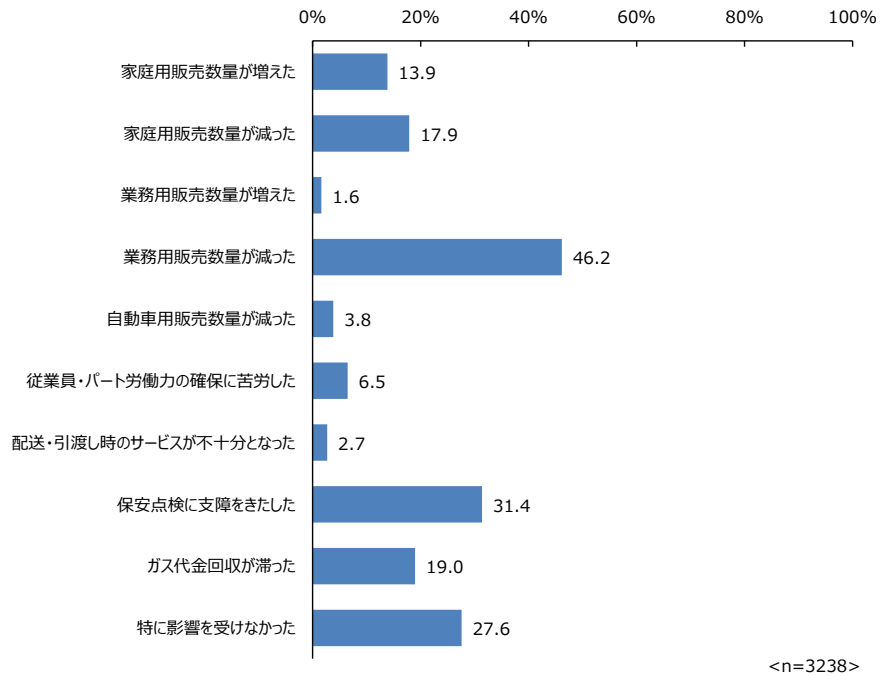


7. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

新型コロナの影響としては、46.2%の事業者が「業務用販売数量が減った」と回答しており、取引先の休業等による影響が窺われる。また、31.4%の事業者が「保安点検に支障をきたした」と回答しており、LPガス事業の強みと言える顧客との接点機会を設けることが困難な状況が窺われる。

【再掲】図表 2-671 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

Q6 新型コロナウイルス感染拡大の長期化に伴う事業への影響について、該当するものがありましたらご回答ください



第5章 自由回答

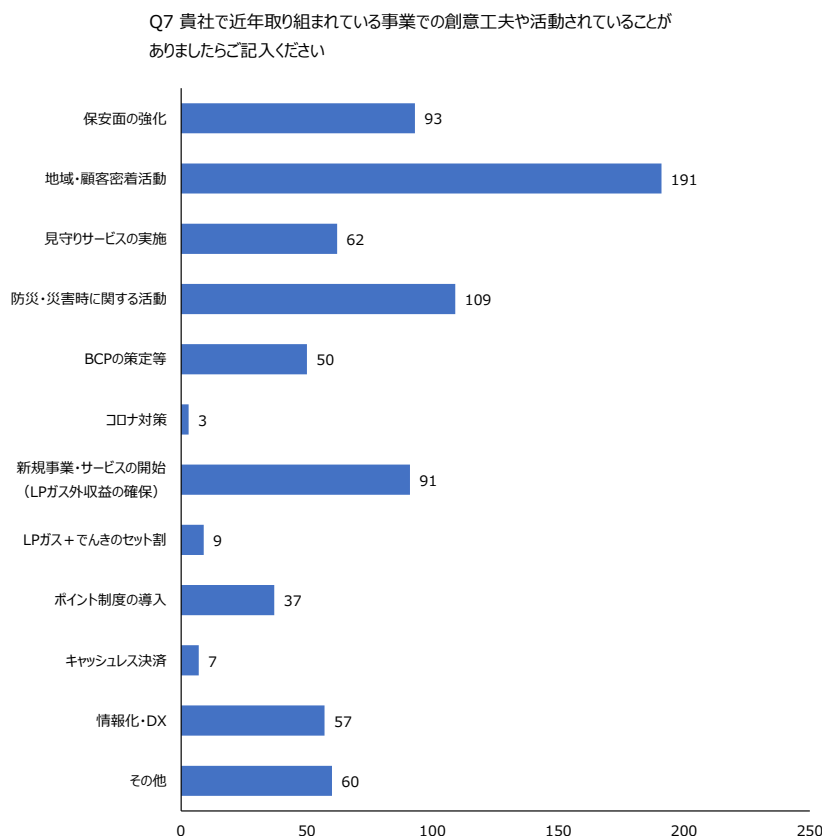
※以下は、回答内容をキーワード化し、集計したもの。

1. 近年取り組んでいる事業での創意工夫・活動

各キーワードの内容としては、以下の通り。

- ・「地域・顧客密着活動」は、従来から日々の顧客との接点強化に努めているとの意見が多い。
- ・「見守りサービスの実施」および「防災・災害時対応に関する活動」については、地域事業者や行政と連携して実施しているとの意見が多く見られ、上記の「地域・顧客密着活動」の一環との位置づけとの声も多くなっている。
- ・「新規事業・サービスの開始（LPガス外収益の確保）」については、今後の高齢化の進展を見据えた、高齢者向けの「便利屋」、「御用聞き」的なサービスが目立つ。

【再掲】図表 2-672 近年取り組んでいる事業での創意工夫・活動（回答件数）



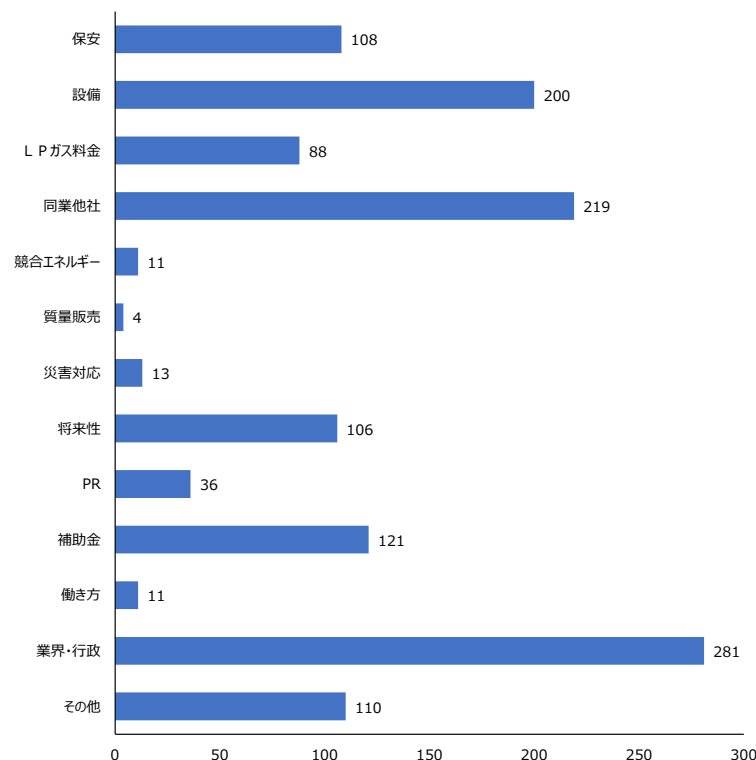
2. 意見・要望・提言

各キーワードの内容としては、以下の通り。

- ・「保安」に関しては規制緩和や設備投資に際しての補助金等の経済的支援の要望が強い。
- ・「設備」、「同業他社」については関連性が強く、賃貸型集合住宅の商慣行是正への取り組みに対して一定の評価を得ている一方で、実効性を確保するために、大手事業者等による抜け駆けへの監視や、設備費用の負担を強いる不動産管理会社やオーナーに対するペナルティについて強い要望が見られる。
- ・「LPガス料金」については、「補助金」と合わせて原料費の高騰に対する行政の補助施策に対する意見も多く見られ、評価はするものの、手続面の煩雑さや補助金額・期間に対する改善の要望が多く挙げられている。
- ・「将来性」に関しては、過疎高齢化や競争環境の激化による販売数量の減少等の短期もしくは中期的な不安が挙げられている。
- ・「業界・行政」については、上記に関する要望が主な内容となっている。

【再掲】図表 2-673 意見・要望・提言（回答件数）

Q8 LPガス小売価格や保安などに関する貴社の考え方、思い、同業他社や業界団体、経済産業省に対するご意見、ご要望、ご提言など、どのようなことでも結構ですのご記入ください



(2) L P ガス懇談会

令和5年度

目次

1. 令和5年度各地方LPガス懇談会議事概要	
（1）北海道地方LPガス懇談会	1
（2）東北地方LPガス懇談会	11
（3）北関東地方LPガス懇談会	20
（4）南関東地方LPガス懇談会	31
（5）中部地方LPガス懇談会	39
（6）近畿地方LPガス懇談会	49
（7）中国地方LPガス懇談会	60
（8）四国地方LPガス懇談会	69
（9）九州・沖縄地方LPガス懇談会	79
2. 令和5年度LPガス懇談会	
総括取りまとめ	90

令和5年度 北海道地方LPガス懇談会 議事録

I. 日 時 : 令和5年9月1日(金) 13:30～15:30

II. 場 所 : Webexによるリモート会議

III. 出席者(29名)

消費者委員 : 武野委員、川原委員、岩野委員、松本委員

事業者委員 : 鉢呂委員、諸治委員、今泉委員

自治体 : 北海道経済部 環境・エネルギー局 環境・エネルギー課 梨木主査、
札幌市消防局 予防部 査察規制課 保安係 池田係長(以上、液石担当)
北海道 環境生活部 くらし安全局 消費者安全課 由水課長補佐、
札幌市 市民文化局 市民生活部 生活課 高橋課長(以上、消費生活担当)

調査・広報委員会委員 : 全国女性団体連絡協議会 事務局 齋藤委員

学識経験者委員 : 北星学園大学文学部 心理・応用コミュニケーション学科 教授 大島委員

行政等 : 資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室 日置室長

同上 目黒室長補佐

同上 宇野係員

北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課 山崎課長

同上 加納課長補佐

同上 齋藤課長補佐

同上 大沼総括係長

同上 佐藤石油備蓄・業務係長

同上 奥河揮発油販売業係

北海道産業保安監督部 保安課 菅野課長

オブザーバー : 日本LPガス協会 企画グループ 三木グループリーダー

一般社団法人 全国LPガス協会 保安・業務グループ

岩田シニアマネージャー

議事進行 : 北星学園大学文学部 心理・応用コミュニケーション学科 教授 大島委員

司会 : 一般財団法人エルピーガス振興センター 広報室 福田室長代理

事務局 : 同上 嘉村・中村・福田・市川

IV. 議事次第

1. 開会挨拶

北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課 山崎課長

2. 懇談

・テーマⅠ. LPガスの料金透明化・取引適正化について

*プレゼンテーションⅠ (LPガス産業の現況とLPガスの料金透明化・取引適正化に向けた取組について)

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室 目黒室長補佐

*プレゼンテーションⅡ (令和4年度石油ガス流通・販売業経営実態調査結果の概要／
令和5年度石油ガス流通・販売業経営実態調査の実施計画)

一般財団法人エルピーガス振興センター 広報室 福田室長代理

＊説明 北海道経済産業局における取引適正化に向けた取組みについて

北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課 加納課長補佐

・テーマⅡ．保安（ＬＰ事故の発生状況等）

＊プレゼンテーションⅢ（最近のＬＰガス事故について）

経済産業省 産業保安グループ ガス安全室

榎本室長補佐

＊説明 最近のＬＰガス事故について

北海道産業保安監督部 保安課

菅野課長

３．総括

北星学園大学 文学部 教授

大島委員

V．議事内容

１．開会挨拶

北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課

山崎課長

ＬＰガスは北海道民の生活を支える上で欠くことのできないエネルギー源であるとともに運搬や貯蔵に優位性があり、石油と同様に最後の砦として平時のみならず緊急時のエネルギー供給に貢献する重要なエネルギー源であるという特性を兼ね備えています。北海道胆振東部地震の発生から９月６日で５年が経過します。あの時北海道全域がブラックアウトになりましたが、ＬＰガスは事業継続や地域住民へのエネルギー供給を担うなど、その有効性が示されました。一方でエネルギーの安定供給確保に向けたサプライチェーンの維持強化や２０５０年カーボンニュートラルに向けたＬＰガスの対応や貢献のあり方なども今後重要になります。またＬＰガス料金の透明化については総合資源エネルギー調査会液化石油ガス流通ワーキンググループ（以下「WG」という。）において議論がなされていますが、ＬＰ業界においては、今後も選択されるエネルギーであり続けるために消費者に対するさらなる信頼関係の構築が期待されます。当局としても北海道庁や札幌市とガイドラインや立ち入り検査に係る情報を共有しつつ、取引の適正化を着実に進めて行きます。本日は皆様の活発な議論をお願いします。

２．懇談

・テーマⅠ．ＬＰガスの料金透明化・取引適正化について

議事進行の大島委員から資源エネルギー庁（以下「エネ庁」という。）、エルピーガス振興センター（以下「振興センター」という。）の事前プレゼンに関する要約説明があった後、消費者委員の川原委員より以下の発表があった。

ＬＰガスは消費者にとって無くてはならない家庭用エネルギーで、衰退しては困る産業だと考えていますが、身勝手な関係者の存在があって、２０１７年の法令改正から７年が経過した今も悪しき商慣行の是正が遅々として進まず、消費者がＬＰ業界に対して不信感を抱く状況が続いています。しかし、家庭用エネルギー大競争時代の中で、事業者間で目先の顧客争奪競争をしているわけではありません。勿論、一部の悪質業者の行動は黙認せず排除しなければなりません。消費者は地域に根差し消費者に支持されるＬＰガス事業を望んでおり、ＬＰガス販売事業者（以下「事業者」という。）、業界も意識改革の必要性を感じています。行政、業界、消費者の三者の連携で改革が進むことを期待します。

そのような中で、今年行政が動き出しWGが再開されました。WGの中では、行政、業界、消費者の意見交換によって事実の認定はほぼ終わっています。第５回目のWGで改革課題と改革方向についての共有化も行われ、第６回目では実効性確保の論議に進んだというのが今の到達点だと思います。

今後の取り組み課題ですが、実効性の確保が重要テーマとなっています。消費者には過去に苦い経験

があります。それは2017年に3回のWGとパブリックコメントを経て省令の一部改正とガイドラインが制定されましたが、この省令とガイドラインを事業者は遵守しなかったし、行政は遵守させることができませんでした。社会や消費者もその状況を許してしまったという現実があって、消費者運動としても反省しているところです。

省令改正やガイドラインが遵守されなかった要因を考察すると、過大投資の強要とそれを受け入れることを成功のビジネスモデルとしている勢力が現実存在することに起因しています。強要する方は事業者を金蔓、内出の小槌と考え、一方事業者は顧客を集合住宅・アパート・マンションの入居者ではなく契約相手のオーナーや不動産管理会社だと考えています。この様な利害の一致が省令やガイドラインの遵守を妨げています。

実効性確保に向けての取り組みにはいくつかのポイントがあります。1つ目は検査の体制強化と内容の充実です。検査結果は極めて重要な鍵になるため、検査項目の設定や検査担当者の教育研修を適切に実施しないと大きな問題の発生が懸念されます。2つ目は省庁間連携に関連することで、液石法の対象はLPガス販売事業者だけですが、事業者が自らの行動を規制する一方、過大投資を強要する建設業者や不動産管理会社、オーナーへの規制も両方併せて実行しなければ片手落ちになってしまいます。国土交通省（以下「国交省」という。）を動かすためにも公正取引委員会（以下「公取」という。）が動かざるを得ないような状況に持っていくことが必要で、エネ庁のみならず消費者運動や業界の心ある人たちが国交省や公取に働きかけることが重要なテーマになります。3つ目はWGの継続的な開催です。改革方向に関するエネ庁の提案には、年に一、二度のWGを継続的に開催することが謳われていますのでぜひこれを実行してほしいと思います。4つ目はマスコミへの情報提供による報道と世論づくりの重要性です。7月24日のWGを前にして、朝日新聞が全国版の一面トップでWGが打ち出す今後の方向性について報道すると、当日の夕方テレビ局が報道をし、翌日の朝刊では日経、読売、毎日を含め北海道新聞も1面と2面に掲載するという形でこの問題が全国的に多くの人たちの知るところとなり反響を呼びました。今後は消費者運動、行政、業界の取り組みだけではなく、上手にマスコミも協力してもらって真実を伝えるとともに、解決策についても提起したいと思います。

発表の最後に川原委員よりエネ庁に対する意見・要望が出された。内容は以下の通り。

- ・事前視聴したエネ庁のプレゼンは5月の第5回WG終了段階で作成されたものと思いますが、7月24日の第6回WGで改革課題と方向性が示されたので、ぜひ今回の懇談会で共有化できるよう補足説明をお願いしたい。
- ・地方LPガス懇談会の重要性を高く位置づけ、行政、業界、学識経験者、消費者等が知恵を出し合って良いものにしていきたいと言われていると思いますが、今後本日の懇談会参加者がどのように係わって行けば良いのかという点について補足をしていただきたい。
- ・省令施行までに3年間の移行期間を設けるのは長すぎだと思います。周囲も3年の間に駆け込みでの切り替え契約の攻勢があることを心配しています。エネ庁ホームページ（以下「HP」という。）の投稿フォームの取り組みを是非前倒しで実施して、省令施行前の駆け込み行為が許されないよう規制をかけることを検討いただきたい。（川原委員）

同じく川原委員より北海道LPガス協会（以下「北海道協」という。）に対して意見・要望が出された。内容は以下の通り。

- ・北海道協、LPガス問題を考える会、北海道経済産業局（以下「経産局」という。）による3者懇談会では、北海道発でどのような取り組みができるかについて知恵を出し合いたい。
- ・8月3日に全国LPガス協会関東ブロック連合協議会から、取引適正化に関する11都県協会会長共

同声明が出されたが、ぜひ北海道協としてもこれに準じた声明を出していただきたい。また、改革課題の中には制度の遵守に向けた施策として、適合宣言を運動として呼びかけようという項目がありますが、ぜひ北海道の事業者が全国の前頭を切って実施していただきたい。（川原委員）

調査・広報委員会の齋藤委員から以下のコメントがあった。

無償貸与は特に賃貸集合住宅において大きな課題となっており、消費者を無視して建設業者や集合住宅のオーナーの結びつきがあることが資料からも読み取れます。貸与品があることで消費者が最終的にLPガスを高い料金を買うことになっており、消費者団体としては早急に正していただきたいと思います。また、集合住宅のオーナー、建築業者、不動産業者、事業者、そして私たち消費者も意識を変えていかなければならない問題で、行政にももう一歩介入をお願いし共に解決していきたいと考えます。（齋藤委員）

消費者委員の武野委員から以下の発表があった。

北海道消費者協会が指定管理している道立消費生活センターには北海道全体から様々な相談が来て、年間8千件ほどになります。この中でLPガス関連は、毎年30件前後がここ数年の傾向です。2015年度以降の191件について分析すると、料金に関する相談が一番多く95件と全体の約半分。次いで契約・解約・書面交付に関するものが50件で4分の1。滞納・料金支払いに係る事例が2割。料金表・料金体系に関する事例が15%ほど。最近多いのが事業者の対応を巡るトラブルです。2020年度以降で見ると対応が悪いというのは11.5%ありました。顧客対応をきちんとすればおのずとなくなっていくものだと思います。

相談分析から見えることは、まずは、「価格が高い」ということ。この2年ほどエネルギー市況が高騰しているということもあって、半数が価格に関することです。但し、市況高騰以前から言われているのが価格の格差で、道内と全国の格差、道内地域差、事業者内格差があります。2つ目は、「料金の不透明」です。なぜこんなに高いのか、これしか使っていないのになぜこんな請求がくるのかというような料金に対する不信感です。それが料金の不透明だという思いに繋がっています。3つ目は「消費者保護が弱い」ということ。契約書面を説明していない。再交付をなかなかしてもらえない。料金体系や設備費に対する説明が足りない。これらは、結果的に料金がなぜこんなに高いのかということに繋がるようです。

私たちが今後目指すものとして、LPガス流通WGで審議している「設備・機器経費の上乗せ禁止」は、大いに支持したいと思います。経費の上乗せは消費者契約法上も大変問題があり、ガス料金は原価と管理費のみで構成されるべきだと思います。「正常な商慣習を超えた利益の供与の禁止」についても支持します。建設費や備品の無償供与は大口契約を確保したい事業者に対するオーナー、建設事業者側のいわば優越的地位の濫用ともいえる不適切な取引だと思います。事業者とオーナー側の利害が一致したとしても、経費をガス料金として消費者に負担させる、しかも消費者が理解、納得していない状態で負担させるのは、消費者契約法の「重要事実の不実告知」または「不利益事実の不告知」に該当し、違法なものと認識します。この状態を早急に是正しなければ、消費者は法律的に訴えることや、行政的に訴えることもあるでしょう。透明化・適正化を図ることが支持されるLPガスの道ということです。

課題もあると思います。1つ目は、上乗せを禁止したとしても、設備・機器経費が基本料金の中に紛れ込んでこないか。基本料金の中でそれがLPガス事業の経費であると言われてしまえば、それ以上は分からないということです。2つ目は、正常な商慣習を超えた利益の供与を禁止したとして、それでオーナー側の要求が止まるのか。事業者側にルール破りは出てこないのかということです。3つ目は、2027年度の施行として既存契約はいつ上乗せが解消されるのかということです。おそらく経過措置を設け、

当面は新規契約からということかと思いますが、既存契約がいつ解消になるのかも合わせて検討いただきたいと思います。以上、課題はありますが、大きな前進であることは間違いないと認識しています。（武野委員）

続いて、事業者委員（北海道協）より以下の発言があった。

料金透明化・取引適正化について、エネ庁、業界、有識者によるWGで検討されていることについては前向きに関わっていきたいと思います。但し、ルールが作られることは大事ですが、そのルールが適正に運用されることが一番大事だと思います。LPガスは選ばれるエネルギーとして電気や都市ガスと競争しなければなりません。家庭用エネルギーとしてその両方に打ち勝っていくには、お客様に適正な価格で適正な品物を届けることが一番大事だと思っています。同業他社や他エネルギーと競争をするために設備貸与の形で投資をしていることは認識していますが、このあり方がもっと適正に管理されて同業者、競合エネルギー会社と同じ土俵で戦えるようになれば、このようなことも必要なくなると思います。適正なルール、適正なやり方がしっかりとイメージされ周知され守られるということが認識できれば、我々としても安心して商売を続けていくことができると思います。（鉢呂委員）

WGで協議されている内容については真摯に受け止めて、決められたこと、やるべきことは率先して取り組みたいと思いますが、一定のガイドラインを示していただく中で、適正化を進めていきたいと考えています。また消費者保護に関して色々問い合わせがあるとのことですが、その点については業界として真摯に受け止め社員教育等に力を入れていきたいと考えています。（諸治委員）

事業者として当然改善すべき点が多々あると思います。ご指摘を真摯に受け止め、安全に安価でそしてお客様から選ばれるように、これからも事業者として努力します。但し、我々だけでは無償化はなかなか改善ができません。ぜひとも建築会社や不動産管理会社に対する罰則規定等も設けていただき、ご協力を得ながら解決に向けて前向きに進んでいきたいと思います。（今泉委員）

川原委員からの取引適正化の共同声明に関する提案について北海道協より次の発言があった。この問題については我々の組織の中で相談して前向きに対応すべきだと思います。但し、今日、明日直ちにということではございませんのでご容赦下さい。（鉢呂委員）

消費者委員から以下の発言があった。

懇談会には去年、今年と出席していますが、状況が大きく動いた会が続いたと思っており、興味深く参加しています。やはり、2027年の施工後、いかに有効で実効性のある状況が実現されるかを注視していきたいと思います。賃貸住宅の問題というのはLPガスに限らず他分野と関わる人が多いので、管理会社、オーナーの姿勢が非常に反映されるものと思います。今後とも注意深くこの動きについては見ていきたいと思います。（岩野委員）

釧路市内は都市ガス、町村部分はLPガスが多く、高齢者の大半は馴染みの店を利用しており、価格に適性を欠くという話は聞きませんが、釧路から札幌や東京に出て下宿、アパートに住んだ方からは高額な事例を聞くことがあります。また、ガソリンなどは携帯アプリ等で価格を知ることができますが、LPガスも何らかの形で価格情報を見ることができれば良いと思います。（松本委員）

11都県協の共同声明文についてはいくつかの業界新聞で全文が載っている記事を確認しています。入手した原文は振興センターに送って本日の資料として共有しましたので、貰っていただいて構わないと思います。（川原委員）

先ほど申し上げた、設備費用のガス料金への上乗せを禁止したら基本料金の方に紛れ込まないのか。あるいは、正常な商慣習を超えた利益の供与を禁止したらオーナーの要求が止まるのか。また、オーナ

一や建設会社に対して罰則規定を設けることはできるのか。既存契約の2027年省令施行後の扱いはどうなるのか。その辺りをご教示願いたいと思います。（武野委員）

ここで、川原委員、武野委員の意見・要望に対してエネ庁目黒室長補佐より以下のコメントがあった。

プレゼンでは、制度改正に関する取りまとめの方向性の説明をしましたが、個別の各論点に従った見直しの方針について細かいところまでは映像配信しておりません。これはWG開催のタイミングの問題です。WGの資料、個々の見直しの方向性に関する内容については、可能であれば映像の見直しをしたと思います。また、WGの資料については既にHP等で確認できますので配布することは可能です。

見直しに関しては実効性をいかに確保するかが重要だと思っています。ご質問は、上乗せを禁止したところで設備費が設備費として計上されずに基本料金に紛れ込むのは排除できないのではというご趣旨かと思いますが、これは基本的に三部料金を徹底いただくところで求めていくことだと思っています。但し、都市ガスや電気のようにいわゆる事業規制の中で料金算定をルールとしてやってきたものとLPガスとは違い、対外的な料金の説明は当然必要とは思いますが、料金算定のルールが厳密に決まって来なかったこともあり、三部料金制を導入していく中で対外的に説明ができるような形を事業者に求めていくことが必要だと思っています。

正常な商慣習を超えた利益供与についてのご質問は、建設業界やオーナーからの要求が本当に止まるのか、そして、要求そのものを規制するのかというご趣旨だと思っていますが、液石販売事業者を規制するこの法律において建設業者、管理会社、オーナー等の不動産関係者の行動を規制するルール化は確かに難しいと思います。その上で、液石法上事業者が取るべきルールについてオーナーや不動産関係会社にしっかり周知し、そのような要求をされても液石事業者はルールによって対応は難しいと言えるよう周知を図ることと、そのために国交省等としっかり連携することが一つの方法と考えています。それから、三部料金制を徹底していく中、施行までの時間が長く既存契約分について本当に解消できるのかとのご質問についてですが、経過措置の期間中このように長い期間を設けようとしているのは、事業者規模にもよりますが、請求書を手書きで作成しているところと検針データから請求書までシステムで運用しているところとは管理体系に大きな違いがあるからです。請求書まで作成できるシステムの改修を実施しなければ三部料金の徹底、区分は難しいことから、それを想定して3年程度と考えた次第です。過去の契約まで訴求して制限・制約をかけるのは法律的には難しいものです。ただ、経過措置だけではなく過去のものも新しい方向に持っていくために必要な時間は否定できないと考えますので、途中の進展・進捗、見直されるところまでの反映には一定の時間をかけていくしかないと考えています。なお、今後WGで議論をしていく具体的な内容については、7月24日に直近のWGが開催されましたが、その内容は改めて皆様にお知らせしたいと考えています。（目黒室長補佐）

続いて、北海道経産局より最近の取引適正化の活動に関して以下のような発表があった。

「第6回液化石油ガス法に基づく立ち入り検査に係る関係三機関担当会合」を開催し、当局、北海道庁、札幌市の関係者が集まって立ち入り検査の実施状況について情報共有をしました。それに合わせて3月2日に開催された第4回WGの資料も共有し、取引適正化についての中央の動きについても情報共有しました。「第5回液化石油ガス法に基づく取引適正化に係る関係機関事務担当会合」ですが、当局と北海道協とで連携して同協会の取り組み状況について情報共有、それからWGの状況についても共有しました。なお、当局が本省と連携して実施を予定していた2022年度の立ち入り検査は、コロナで実施を見送りました。（加納課長補佐）

今後検査は非常に重要になると思いますが、2023年度は実施予定ということでよろしいでしょうか。（大島委員）

本省と相談しつつ計画していきたいと思っております。（加納課長補佐）

テーマ1のまとめとしてエネ庁日置室長より以下のコメントがあった。

7月24日のWGで今後の制度改正の方向性を明確に打ち出しました。施行まで3年というお話もしましたが、まずは春に省令を改正し、その3ヶ月後に過大な利益供与の禁止、契約の切り替えを困難にする条項を禁止すること、ここがミソだと思います。三部料金制の前にまずこれが実施、徹底されれば、過大な設備供与がなされずガス料金と関係のない料金が上乗せされることにはつながりません。その上で消費者にしっかりと料金を透明に説明していくことが大事だと思います。無償貸与とは言うものの消費者にそれを上乗せして請求しているならば、騙しているような世界だと一消費者として感じます。不動産会社との関係で無償貸与になっているというのが実態で、消費者不在の状態でそのような契約慣行があることは理解しましたが、この言葉を一つとっても大変誤解を招きやすく分かりづらい状況だと思います。こうした商慣行や言葉が無くなる方向で事業者の自主的な取り組みも含めて促し、ルールに基づく監視も徹底していきたいと思います。エネ庁本省だけでは難しいところもありますので、地方局、自治体とどう連携していけるのか、ひいては消費者団体とどう連携していけるのかも視野に入れながら進めていきたいと思います。ルールの整備のみならず、どのように慣行が変化しルールが守られるのかを監視、モニタリングしていくことが結果として実効性の担保につながると思います。そうした体制整備はコストがかかり大変ですが、懇談会の皆様の理解・協力も得ながら進めて行きたいと思います。その結果として、より良い商慣行が未来に向けて作られて行くものと考えます。（日置室長）

川原委員より以下の要望がありエネ庁日置室長がそれに答えた。

制度施行までに長期の移行期間を確保する理由については一定納得しました。但し、駆け込みでの切り替え攻勢により、良心的な事業者にも現在も圧力がかかっています。過大営業行為の規制の効果検証として計画しているエネ庁HPへの投稿フォームについて、制度施行後ではなく施行に向けた経過の中でこの措置を取ることを検討をお願いします。（川原委員）

罰則等が無い中、一定の制約はあるものの、より良い方向に向けて自主的な取り組みを働きかけることは十分可能だと思います。液石法の省令が整備された暁には、そうした駆け込み等の行為は事業者には法律違反を促す行為として問題になりうると思います。不動産会社は液石法の規制対象ではありませんが、一般論としてコンプライアンス上問題ということだと思いますので、そうした観点からしっかりと対応を促していくように国交省とも連携をしていきたいと思います。投稿フォームの件も含めて前向きに検討したいと思います。（日置室長）

北海道協とエネ庁日置室長との間で以下のやりとりがなされた。

制度改正に関するガイドラインが提案されるという話を聞いていますが、具体的にその用途はついているのでしょうか。（北海道協）

現在、より詳細なガイドラインを提示する形での作業は進んでおりません。まずは省令整備の作業を先行しております。準備が整えばお知らせする、議論をするということもあると思います。現在報告書を執筆中で、皆様の声もお聞きしながらより良いものにしたいと考えております。（日置室長）

ガイドライン的なものはまだ当分出ないという認識でよろしいでしょうか。（北海道協）

その点も皆様の声を聞きながら考えたいと思っており、今ここにあるわけではないことをご理解いただきたいと思います。（日置室長）

・テーマⅡ．保安（ＬＰ事故の発生状況等）

議事はテーマⅡの保安へ進み、大島委員からの経産省ガス安全室の事前プレゼンに関する要約説明に続いて、北海道産業保安監督部の菅野保安課長より以下の説明があった。

事前のプレゼンでは令和４年の暦年で１年間に起きた全国２６１件の事故をもとに説明されていますが、北海道内における同期間の事故件数は２９件で全国の約１割強となっています。全国の事故原因としては他工事が７２件と多いとの説明でしたが、北海道内では道路掘削によるガス漏れという他工事はゼロとなっています。北海道内で屋外の漏洩事故として多いのは雪害、落雪等による事故です。全国で２６件発生した落雪事故のうち北海道で１９件と７割を占めていますが、これらの事故についても発見・通報が早くガス漏れのみ事故となっています。漏洩・爆発事故という火傷など負傷を伴う事故は全国で５８件起きており、うち北海道内では２件発生しています。ガス警報器が鳴っている時ガス臭い時は窓やドアを開けて空気を入れ替えてください。ＬＰガスは空気より重いので低いところの空気をできるだけ外に出してください。また、電気のスイッチが着火源になる可能性があるので操作は避けてください。それからガス警報器が鳴っている時ガス臭い時というのはガスがある雰囲気になっている可能性が高いので、レンジなどの点火操作で試したりはしないでください。ガス会社などにすぐに電話して対応するようお願いをしてください。令和４年のＬＰ事故２９件の内訳は、他工事が１件、落雪等が１９件、漏洩・爆発が２件の計２２件で、残りの７件は設備の老朽化によるものです。これについては、４年に一度ＬＰガスの保安機関が消費機器の設備調査を実施していますので、これを拒否せず受けていただくようお願いします。また、交換もなるべく行ってください。ＣＯ中毒や酸欠の事故はここ５年ほど北海道では発生していませんが、ＬＰガスが燃焼するためにはやはり空気が必要ですので、部屋の中で空気が足りないとＣＯの発生や酸素濃度の低下が起こります。燃焼の際は必ず換気扇を回しておくようお願いします。（菅野課長補佐）

調査・広報委員会の齋藤委員から以下コメントがあった。

私たちの団体では毎年ＬＰガス協会の協力を得てＬＰガスを安全に利用するための講習会を開いています。昨年は全国４０カ所で約３，５００人の方に参加いただきました。ガス事故は一度起きると大事故に繋がる可能性が高いこと、また機器には寿命があることなどを認識させております。最近気になっているのは、人口減少等により人が住まなくなった廃屋にガスボンベが置き去りにされていること。また、放置されたまま錆びついてしまっているボンベ等も見受けられます。私たち消費者は安価なガスを使いたいと思っており、そのために安全講習は必要と考え実施しております。今後ともガス協会と協力しながら安全なガス対応をしていきたいと考えています（齋藤委員）。

消費者委員及び事業者委員から次の発言があった。

消費者相談の現場では保安に係る話はなかなか上がって来ません。大きな事故等の通報はやはり消防等に行くものなのかなと思います。ただ、電気のトラブルなどがそうですが、埃などの些細なことの蓄積、点検の不備、設備の老朽化などが突発的な事故につながる事が多く、なかなか安全の意識が働きづらいと感じます。特に高齢者の方はそれが予想されます。今回のようなお話しは意識付けにつながると思います。（岩野委員）

協会としては毎年大量のチラシをお客様に配布して、雪害防止の周知を行っていますが、残念ながら雪害事故は起こっています。幸い爆発事故等の大事故にはつながっていませんが、事故が起きると自分たちの商売が無くなってしまうという危機意識を持って日々働いています。（鉢呂委員）

今後の実効性担保には立ち入り検査が重要になるとの意見に対して自治体から次のコメントがあった。

現状では契約内容よりも事業所の保安に関する部分の立ち入り検査項目に重点を置いた検査マニュアルを使用しています。今後、契約部分に係る省令が改訂された場合、まずは検査マニュアルを見直して、改訂部分を確認して、認識を改めさせるということを進めて行く必要があると考えています。（北海道経済部 梨木主査）

立ち入り検査の現場においては、消費設備関係、請求書記載関係、価格算定関係等に関して大量の情報を抽出して適合性を確認していますが、書面上では確認できても実態を検査担当者が見抜くことは相当難しいと感じています。また、L P ガスを供給する上で非常に重要な設備に調整器と高圧ホースがありますが、これらは耐用年数、期限交換に法律の規定はなく、事業者が気密試験等に合格していれば使い続けているのが実態で、あくまでも交換時期の目安を示すしかありません。突然設備が不良になるかもしれないので、一定の交換期限を法令で規定すべきと考えます。札幌市では40年間使い続けた調整器の事故も発生しています。（札幌市消防局 池田係長）

川原委員より次のコメントがあった。

L P ガスの検査が歴史的な経過を踏まえて保安中心であったことは理解しますが、取引適正化問題が議論され、液石法が改正されて既に6年が経過しています。従って、それに見合った検査項目の整備と検査に当たる担当官の法改正の背景や内容に対する理解を深めていかなければ実効性ある検査はできません。各自治体において検査項目のすり合わせや検査担当官の研修等をぜひ実施していただきたいと思います。（川原委員）

これに関連して自治体より発言があった。

各自治体の立ち入り検査で検査項目が統一されていないと自治体間で差異が出てきます。例えば、札幌市は甘いが北海道は厳しいという状況になった場合、検査自体の意味を問われかねないと思いますので、やはり統一された検査項目・手法の設定が必要だと思います。（札幌市消防局 池田係長）

エネ庁目黒室長補佐より以下のコメントがあった。

検査のスペックは同一でなければならないという問題意識は正しいと思います。立ち入り検査という手法を通じて監視して行くわけですが、その項目についても見直しをかける必要があると考えています。そして、全ての検査が同じ理解のもとに実施できるように、情報の共有と教育を通じて検査体制を継続・維持していくことが必要だと思います。（目黒室長補佐）

3. 総括

全体を通じてのコメントがエネ庁日置室長よりあった。

7月に取引適正化・料金透明化に関する省令の改正方針を打ち出しましたが、これは大きな一歩だと思います。2017年改正時のご指摘は甘んじて受けながらも、今後未来に向けてどう進んでいくのかをしっかりと考えてまいります。立ち入り検査には監査的实施や定期的実施などがありますが、問題を発見して重点的に調査するということも大事だと思います。もちろん資源を投入していく工夫もしたいと思いますし、それ以外にも、より良い取り組みをした人が報われるような気運づくり、環境づくりも合わせて行っていきたいと思っています。

取り組みを進めるにあたって、今回のように複数の関係者が集まれば、特にL P ガスには地域性もありますので、地域ごとの懇談会が役割として非常に重要になってくると思います。今回の制度改正も北

海道からの情報発信により繋がってきたと言って過言ではありません。的確な提言、そして調査に裏付けられた、消費者の声に裏付けられたバックデータと共に課題をご指摘いただき、方向性を示していただきました。消費者の皆様に敬意を表すとともに、今後も我々の取り組みをしっかりとチェックいただきたいと思います。来年のこの懇談会ではまた新しい話を共有していただけたらと思います。（日置室長）

大島委員より次のような締め言葉があり会を終了した。

WGの中でも懇談会の重要性について指摘があり、今年度はオンライン開催でしたが、ぜひ対面というご意見もあると思いますので、顔と顔を突き合わせて同じ場で議論できる機会を設けていただきたいと思います。またWGでは国交省の関係者の方も出席されていますが、今後は様々なステークホルダーが関わってくるものと思いますので、各地域の懇談会にもご出席いただく機会を設けていただきたいと思います。（大島委員）

以上

令和5年度 東北地方LPガス懇談会 議事録

I. 日 時 : 令和5年9月11日(月) 13:30～15:30

II. 場 所 : Webexによるリモート会議

III. 参加者(32名)

消費者委員	: 月舘委員(青森県)、磯田委員(岩手県)、加藤委員(宮城県)、 小玉委員(秋田県)、鈴木委員(山形県)、田崎委員(福島県)	
事業者委員	: 葛西委員(青森県)、河内委員(岩手県)、渡邊委員(宮城県)、 高橋委員(秋田県)、金山委員(山形県)、和田委員(福島県)	
自治体	: 伊藤主任主査(宮城県)、遠藤主事(山形県)、石井主査(福島県) 以上液石担当 村上主幹(宮城県)、橋本主査(秋田県)、真崎主事(山形県) 以上消費生活担当	
学識経験者委員	: 東北大学大学院 経済学研究科 教授	吉田委員
調査・広報委員会消費者委員	: 日本生活協同組合連合会 社会・地域活動推進部 組合員活動グループ グループマネージャー	児玉委員
行政等	: 資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室 同上 東北経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課 同上 同上 関東東北産業保安監督部 東北支部 保安課	目黒室長補佐 宇野係員 的場課長 川井課長補佐 服部総括係長 遠藤課長
議事進行	: 東北大学大学院 経済学研究科 教授	吉田委員
オブザーバー	: 日本LPガス協会 一般社団法人 全国LPガス協会 保安・業務グループ	三木企画グループリーダー 瀬谷グループ長
司会	: 一般財団法人エルピーガス振興センター 広報室	中村室長代理
事務局	: 同上	嘉村・中村・福田・市川

IV. 議事次第

1. 開会挨拶

東北経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課 的場課長

2. 懇談

・テーマⅠ: LPガスの料金透明化・取引適正化について

＊プレゼンテーションⅠ(LPガス産業の現況とLPガスの料金透明化・取引適正化に向けた取組について)

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室 目黒室長補佐

＊プレゼンテーションⅡ(令和4年度石油ガス流通・販売業経営実態調査結果の概要/
令和5年度石油ガス流通・販売業経営実態調査の実施計画)

一般財団法人エルピーガス振興センター 広報室 福田室長代理

＊説明 東北経済産業局における取引適正化に向けた取組みについて

・テーマⅡ：保安（ＬＰ事故の発生状況等）

＊プレゼンテーションⅢ（最近のＬＰ事故について）

経済産業省 産業保安グループ ガス安全室

榎本室長補佐

＊説明 最近のＬＰガス事故について

関東東北産業保安監督部 東北支部 保安課

遠藤課長

３．総括

東北大学大学院 経済学研究科 教授

吉田委員

Ⅴ．議事内容

１．開会挨拶

東北経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課

的場課長

本日の懇談会の最初のテーマはＬＰガスの料金透明化・取引適正化についてです。この問題については平成２９年以降液化石油法省令及び運用解釈通達の一部改正、取引適正化ガイドラインの制定など制度の見直しを行うとともにＬＰガス業界においてもＬＰガス販売指針の改定を重ね啓蒙普及に努めていただいております。特に無償貸与・無償配管問題については本年３月から液化石油ガスワーキンググループ（以下「WG」という。）を再開し、ＬＰガス販売事業者（以下「事業者」という。）間の過当競争等による消費者が不利益をかぶっている現状を是正し、地域のエネルギーとして重要な位置づけを維持するためＬＰガス料金の透明化に資する取引適正化に向けた今後の方針を示すことを目的としてＬＰガス業界を含めた委員の皆様と議論し今後の方向性を取りまとめる予定です。業界のさらなる発展のため関係者一丸となり、これからも消費者からの声に真摯に対応していただきたいと思います。

続いて二つ目のテーマですがＬＰ事故の発生状況等についてです。ＬＰガスの安定供給の前提は安全です。昨今秋田県における豪雨、その他各県で災害クラスの大雨浸水被害等が多く発生しています。本日も出席の皆様方にはエネルギーの柱の一つであるＬＰガスの安全かつ安定的な供給へのご努力に深く感謝申し上げます。今後ともご協力よろしくお願いいたします。本日のいずれのテーマもＬＰガス事業の健全な発展にとって非常に重要なテーマとなっています。ご出席の皆様の間で忌憚のない意見交換ができればと考えます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

２．懇談

・テーマⅠ．ＬＰガスの料金透明化・取引適正化について

吉田委員から資源エネルギー庁（以下「エネ庁」という。）、経済産業省ガス安全室（以下「ガス安全室」という。）、エルピーガス振興センター（以下「振興センター」という。）の事前プレゼンに関し概要のとり纏めがあった。また、令和５年７月２４日に開催されたWGでの内容を踏まえ、エネ庁目黒室長補佐より追加説明があった。

【調査・広報委員会 児玉委員】

色々なご説明を聞く中でＬＰガスの料金透明化や取引適正化は特に地方にお住まいの方にとっては重要な課題だと思います。先ほど報告があったように、経済産業省（以下「経産省」という。）のWGが再開され、商慣行の是正と法改正の方向性が示されたことに私ども消費者団体としても基本的に賛成しています。ぜひこの制度改正を広く社会に知っていただきたいと思います。また実効性があるものにする必要があるかと思います。

この問題に関しては、不動産仲介業者・オーナー・建設業者も幅広く関係していると思います。だからこそ経産省だけではなく他の省庁も含め幅広く連携して進めて行ってほしいと思います。私も消費者団体としてもこのWGの進捗やL Pガスの取引の課題、これらをぜひ学習会などで広めていきたいと思っています。

【宮城県消費者 加藤委員】

L Pガスは輸入で賄っているわけですが、輸入元は石油元売りという理解でよろしいでしょうか。また資料の中でL Pガスの輸入価格が原油価格の下落を受けて下がっているとありましたが、現在原油価格は高騰しておりL Pガスの価格も上昇していると思います。石油元売りからの購入であれば原油価格の高騰と合わせてL Pガスも高騰しているのではないかという疑問があります。次に政府の激変緩和措置で石油元売りに政府から補助金が出ているはずなので、石油元売りからL Pガスを購入しているのであれば、この補助金でL Pガスが安くならないのかという疑問があります。この2つが質問です。

また、三部料金制度の確実な徹底と実効性確保についてですが、消費者の立場からすると事業者だけに罰則を科してもなかなか実効性の確保は難しいのではないかという印象を受けました。オーナー・不動産業者の方々にも理解をしてもらった上で進めていかないと事業者だけでは大変ですので、同時にオーナー・不動産業者の方々にも働きかけるようお願いしたいと思います。

【エネ庁 目黒室長補佐】

資料の中の輸入価格の下落の兆候ですが、この資料の作成時はそのような兆候があるということを説明しました。しかし、現在は輸入価格が上昇傾向にあり、直近の価格変動を反映したものにはなっていません。ガソリン等の燃料系、電気、ガスといった公共料金、それからL Pガス小売価格への影響の度合はそれぞれの業態で少し違ってきます。必ずしも原油価格そのものが価格への影響の元とは言えません。全ての石油元売りがL Pガスを扱っているわけではありませんので、原油価格の下落を受けてL Pガスの価格が同じような動きをするわけではないということをご理解下さい。石油ガス元売りは11社ほどの構成になっており、それらが輸入をしているプレイヤーになります。

次にL Pガス料金の低減についてですが、ガソリン・電気・ガスについては激変緩和措置ということで、石油で言えば石油元売り事業者に補助をし、小売価格低減につなげてもらう手法を取っています。L Pガスについては、消費物に対する価格低減のための支援措置ということで交付金という形をとっています。補助金を都道府県ごとに事業者団体などを通じて出しており、ガス料金の請求額から控除する形で消費者への支援を行っています。47都道府県全てに交付金が出ており、それぞれの県での取り組みということで実施しています。支援の幅については各県ごとに違ってきます。

それから罰則の対象ですが、この法律が液石事業を規制するための法律である以上、あくまでL Pガス販売事業者が規制を受ける対象になります。商慣行の中で不動産管理会社やオーナーが大きな位置を占めるのは理解していますが、この法律を改正するだけで不動産管理会社等まで規制できるかというと、法律上そのようにはなりません。一方で不動産管理会社やオーナーは商慣行の取引上介在している者ですので、国土交通省（以下「国交省」という。）を通じて情報提供や周知をしっかりとってもらうべく、連携を進めて行きます。また、公正取引委員会（以下「公取」という。）や消費者庁にも制度の見直しの方向性は説明をしており、理解していただいていると考えています。情報共有をしながら連携していくということです。

【青森県消費者 月舘委員】

この会議には一昨年から出席しています。以前よりL Pガスの設備費の加算や不透明な商慣行が問題になっていましたが、今年の7月の読売新聞を見ると先ほどのWGの説明にありましたが、タイムスケジュールとしては来春までに省令を改正して2027年度の施行を目指すという理解でよいのでしょうか。

次に、青森県でも8月からLPガス料金の一般家庭の値引き支援が開始されました。各都道府県で金額は違うということですが、値引きの期間も都道府県ごとに違うのかを伺いたと思います。

【エネ庁 目黒室長補佐】

省令改正の公布については来春を目標に進めています。過大な営業行為のところは3ヶ月、料金制のところは3年という形で経過措置期間を盛り込んで措置すべく来年の春を目標に取り組んでいます。

交付支援対象期間については、各県ごとに実施方法が違ってきます。1契約あたり2,000円から3,000円を支援するという形が一番多い例です。続いて7月から9月までのガス料金に対して1月当たり500円、1,000円という形で支援するのが次に多い例です。それ以外のケースでは全体で消費側を抑えるという意味での支援をしているところが1県、プレミアム商品券により代替して支援するところが2県あります。他には先ほど申し上げた1契約あたりいくら、何月から何月までの料金を1ヶ月あたりいくら支援するというやり方をとっている例が多い状況です。

※吉田委員より事業者委員としての意見を求められ、事業者委員が以下のように発言した。

【宮城県事業者 渡邊委員】

今回の健全化、透明化については大変期待しています。会員には随時周知していきたいと思っています。

【青森県事業者 葛西委員】

我々業界としても料金透明化についてここ2、3年力を入れて取り組んで来ましたが、消費者に対する情報提供を徹底してやってきたつもりですが、今一番問題になっているのは賃貸住宅に住む消費者が不動産業界から取り決めや料金の情報を得ていないということです。先ほど宮城県の加藤委員が言われましたが、オーナーと我々が三部料金のことをきっちりやっても、消費者にきっちり伝わっていないということが一番の問題だと思います。我々業界も取り組んでいますが、先ほどエネ庁の目黒室長補佐も言われましたが、国交省を交えた会議を開催しなければなかなか打開できないのではないかと思います。

【吉田委員】

今回は議論が急転直下進展したように感じますが、7月以前に何かトリガーがあってこうなったのでしょうか。

【エネ庁 目黒室長補佐】

明確なトリガーはありません。今回商慣行の見直しのところが非常にドラスティックに見えているのだと思いますが、色々な事例を見ると、何が原因で係争案件にまで及んでしまったのかは、所有権の問題や切り替えができないことが抑制的ということで問題として顕在化したことにあります。こうした事例が積み重なって顕著に見えてきたのが現状です。周辺から話を聞くと、認識はしていたものの議論をして見直すこともなかったようですが、消費者保護がしっかり機能していくよう、現在の状況になってきたものと思います。

※6年前から継続的に続けられている取り組みについて、東北経済産業局（以下「経産局」という。）服部総括係長より以下の発表があった。

【東北経産局 服部総括係長】

各県のLPガスの担当課、LPガス協会と意見交換を進めています。令和2年度から始めて令和4年度で一巡しました。立ち入り検査の状況、LP業界の足元の状況、補正予算等に対する受け止め方などを伺ったところです。今後とも意思疎通を図っていききたいと思います。

また、立ち入り検査も実施しています。14条書面の記載不備、料金メニューの一部不備、ホームページの掲載内容の不備等について指摘しています。その他東北液化石油ガス保安協議会が主催する業務

主任者等保安研修会で、L P ガスの料金透明化・取引適正化に関する法令の改正概要や消費者からの苦情について毎年説明し、L P ガスが選ばれるエネルギーとなるよう協力しています。また、弊局にも相談対応の電話が入ることがあり、賃貸集合住宅の料金に関する問い合わせや事業者による望ましくない営業の仕方に関する相談等についても逐一对応しています。

※吉田委員より自治体の取り組みについて発言を求められ、宮城県の伊藤主任主査より以下の発言があった。

【宮城県 伊藤主任主査】

立ち入り検査の実施状況についてお話しします。宮城県では、毎年度、事業者への立ち入り検査を各事業者に対して概ね5年に1回の頻度で実施しています。基本的には液化石油ガス法（以下「液石法」という。）に基づいた事業を適正に行っているかどうかを確認することです。

取引適正化に関する取り組み状況については、令和元年度の立ち入り検査から重点目標に掲げ確認しております。検査結果の統計を見ると、元々法令上の規程等に定めがあるものではないので、事業者によっては認識不足できちんと取り組みがなされていなかったという事例があります。法令上で規定のある帳簿に14条書面の交付記録がないものであれば指導していますが、苦情等の記録を取っているかどうかについては直接の規定がないため、指針で取り組みが望まれるとの説明をしています。

なお宮城県では、立ち入り検査結果の解説を宮城県L P ガス協会が例年開催している保安講習会の中で触れ、事業者に対して指摘事例の公表と注意喚起を行っています。

※テーマⅠについて吉田委員よりコメントを求められ、エネ庁目黒室長補佐より以下の発言があった。

【エネ庁 目黒室長補佐】

各地のL P ガス協会を通じて今回の見直しの内容については現場でも説明をしています。その中でも国交省との連携は必須という話はどこでも伺っています。それから実効性を確保する上で検査体制をどうしていくのか等の意見も伺っています。長らく培われてきたであろう商慣行を見直していくということですので、会社として大きく変えなければならないところもあります。したがって時間を要する見直し作業になると考えます。

消費者の関係では契約期間というのは様々あります。したがってそれをひとつひとつ見ていった時になかなか見直しまでに時間が掛かったり、次の更新のタイミングでやっと見直すことが出来たり、個々のケースで見えていくと非常に時間がかかる見直し作業になるものと考えます。他省庁を巻き込んでいくことが非常に大事なことで、しっかり継続して協力要請していく、また周知に協力いただく等の取り組みを継続していきたいと考えています。

・テーマⅡ．保安（L P 事故の発生状況等）

【関東東北産業保安監督部東北支部 遠藤課長】

経産省から全国的なL P 事故の発生状況等についてプレゼンがありましたが、これに加えて東北地方特有のL P 事故である雪害事故についてお話しします。

2022年度のL P ガス事故の発生件数は全国で260件でした。東北では36件で全国の13.8%を占めています。この36件の事故のうち雪害事故は21件と半数以上を占めており、前年より9件ほど増加しました。これは積雪量などに大きく左右されますが、気象条件が極端化している現代においては常に警戒を怠れない状況になっています。特に2021年の1月には秋田県内で落雪によりL P ガスの供給設備が破損し、雪で囲われた中に滞留したガスが何らかの原因で着火して爆発火災が起きるという死亡事故が発生しました。このような痛ましい事故の再発を防ぎガス設備の保安が維持されるよ

う、降雪期の到来前の確実な対策の実施を事業者にはお願いしています。

また消費者においても雪下ろし等の除雪時におけるガス器具の損傷に十分気を付けていただくとともに、必要があれば雪囲い等の設備を導入するなどの対策をお願いしたいと思います。

【調査・広報委員会 児玉委員】

東北特有の落雪等による痛ましい事故が無くなることを祈っています。事前資料で他工事事故が多発しているという話を拝見し、やはり消費者は工事についての専門的な知識を十分持ち合わせていないのが現実で、定期的に行われている消費機器の検査の重要性について広く社会に広め、浸透させてほしいと思いました。

【宮城県消費者 加藤委員】

質問が2つあります。1つは漏洩火災や爆発事故の防止のために消費者に対してどのような啓発情報の周知を行っているのか具体的に教えていただきたい。次に、ガス警報器の設置について、法律上定められていることかどうかも含め消費者に警報器の設置を促す働きかけはどこでどのように行われているのかということです。

【関東東北産業保安監督部東北支部 遠藤課長】

消費者に対しては様々な機会を捉えてポスターやインターネット等の掲示によって啓発を行っています。また消費者団体や事業者を通じて様々な広報を行っています。まだまだ効果的なものにはなっておらず、皆様にまで届いていないのかも知れません。

残念ながらガス警報器は設置の義務がなく任意となっていますので、あらゆる機会を通じて設置のお願いをしています。事業者が4年ごとに実施している消費機器の法定調査の際にも設置を働きかけて普及に取り組んでいます。

【福島県消費者 田崎委員】

ガス機器は保安が非常に重要です。例えば賃貸集合住宅の場合は部屋の中にガス会社の連絡先が貼ってあると思います。ガスの利用を開始する際にはそこに連絡をすればガス機器の調査に来てもらえるのか、点検の依頼をしないと来てもらえないのか伺いたい。

【関東東北産業保安監督部東北支部 遠藤課長】

事業者が連絡を入れた上でお客様の都合に合わせて点検を実施しているというのが現状だと聞いています。供給開始時の点検義務は事業者の方にありますので、訪問した際に点検をするというのが現状です。それに付随するガス機器等については依頼があれば対応する形になると思います。

【福島県消費者 田崎委員】

引っ越しの際は忙しくて消費者は気が回りません。従って、事業者から連絡を入れた際に点検に伺う等の提案をしてもらえると助かります。消費者には設置済みの器具の劣化の具合は分からないので自ら点検することは殆どないと思います。ぜひ事業者から声をかけていただきたいと思います。

【秋田県消費者 小玉委員】

ガス警報器は屋内に付けなくてもよいとの説明を事業者から受けました。使用量でガス漏れが分かるとのことでした。嘗てはガス警報器を付けていましたが5年ほど前に取り外しました。

それから最近事業者のチラシが入っていましたが、屋外にガス漏れ等を監視する装置をつける工事をしており、工期は短時間で立ち会いは不要との内容でした。

それからもう1つは8月分の使用料から3,000円を超えた分云々という先ほどと同じようなチラシが入っていました。チラシの意味がよくわからないので以上3点について回答をお願いします。

【秋田県事業者 高橋委員】

ガス警報器は設置の義務がないということで理解いただけたと思います。屋外でガス漏れが分かるというのは、恐らくガスメーターの異常表示で判断できるということだと思います。ガス警報器が何故に

必要なくなったかと言うと、現在では消費機器はもちろんコック、ガスメーター、容器に至るまでガス漏れがあるとすぐに分かるような素晴らしい機能が付いています。その関係でガス警報器は無理に付けなくてもいいと判断したものと思います。

秋田県は国からの還付金については、当初8月1日より8月、9月、10月と3ヶ月にわたって1,000円ずつ値引きする計画でしたが、8月の大雨の影響で少し遅れて9月1日より開始しています。特段問題なく秋田県内の全消費者が9月、10月、11月と1,000円ずつ還付を受けられます。我々事業者も一丸となって取り組んでいる状況です。

【岩手県消費者 磯田委員】

過大な営業行為の制限において“過大”の線引きは今後作っていくのでしょうか。ヒアリング調査で無償貸与とは認識していないが結果として無償貸与をしていたという調査結果がありましたが、そういった事例に対する線引きはあるのでしょうか。三部料金制については本当に徹底してもらいたいと思っていますが、今後無償貸与がなくなった場合、二部料金制に戻るようなことが一部報道で書かれていたので、三部料金制が徹底された後に二部料金制に戻ることがあるのでしょうか。以上3つをお聞きしたいと思います。

【エネ庁 目黒室長補佐】

過大な営業行為とはどこからどこまでをいうのかという質問だと思いますが、例えば、いくらからが過大でいくら未満なら過大ではないと示すと、逆にその範囲内ならばいいとなることが考えられます。線引きの金額が先行するとマイナスの影響が大きいと考えます。例えば、経済的規模や契約金額等全体を見たときに、無償貸与で提供する機器の総額が1年のガス料金を大きく上回っており、ガス料金を2倍にして回収するなどということが行われていれば、誰が見ても非常に過大な行為だと考えられます。従って経済的な規模感を見た時に、それが過大かどうかの判断ができると考えています。毎月LPガス料金を5,000円払っていれば年間6万円払うことになりますが、無償貸与で10万円の機器が設置されていて、それを毎月の料金で回収するために6,000円プラスして、消費機器なので15年で償却するということであれば、毎月の料金が本来なら5,000円であるところに機器代金が増加され、毎月8,000円ほど請求されているようなケースであれば、それは程度問題からして過大になります。

二部料金制に戻るのではないかということは初めて聞いたのですが、基本的には三部料金制です。本来関係のない設備費用をガス料金の中に入れて回収することを今回見直していくわけですが、設備費用の負担がないので、基本料金と従量料金だけでガス料金を請求するという契約もあるわけです。そのような場合には、設備費用が0円という記載になります。つまり、見た目は基本料金と従量料金だけなので二部料金に見えるということになります。実際は三部料金ですが見た目は二部料金という形に映るものと思います。

【山形県消費者 鈴木委員】

「CNLPガスへの切り替えによるテーブルコンロ、風呂、給湯器などの機器の交換は不要です。」「みんなに優しいガス申し込み受け付け中！」と書いてあるチラシが入りました。消費者としてはどういうことか分からないので聞いてみたところ、一般顧客ではなく業務用の顧客を対象としているとのことでした。なぜ私にこのチラシを配ったのかが疑問ですし、消費者は事業者から言われたままのガス料金を払っているわけで、専門家の難しい話よりもガスの価格がどのように決められているかを本当に知りたいと思います。チラシをよく読むと契約されたお客様には同社から供給証明書、利用ステッカーを渡すと書いてありました。事業者は本当に過激な競争をしているようですが、このチラシの内容について教えてほしいと思います。

【エネ庁 目黒室長補佐】

個人向けのチラシとしては現在把握できていませんが、会社がCO2排出削減の取り組みとして、ク

レジットという形で取得し、排出を抑制する手段とすることはあります。しかし、個人宅のガス料金にそのような誘いの話があるというのは紛らわしいと思います。

【吉田委員】

業務用顧客向けのチラシがたまたま一般家庭に配られたのか、カーボンクレジットという話を使って一般の方に取引をさせようとする後ろめたい話なのか少し分かりづらい点がありますので、L Pガス協会に照会して、協会が知っている事業者かどうかを確認して臆することなく疑問を解決して下さい。

【秋田県消費者 小玉委員】

秋田県は、L Pガスが防災に関しては一番役に立つという趣旨の講演を各婦人会が秋田県L Pガス協会へ順番にお願いしています。また、災害時に使う釜やガス器具のセットの贈呈を受けており大変感謝しております。

【岩手県事業者 河内委員】

料金透明化について事業者だけに罰則を科すのはよくないと思います。国交省も交えて液石法だけの罰則ではなく、宅建法や建設業者であれば契約上の有効・無効までも勘案して進めてほしいと思います。

【山形県事業者 金山委員】

先ほどのC N L Pガスのチラシの件ですが、現物を見て確認したところ当該事業者は我々の協会の親しい仲間の会社です。環境活動に取り組んでいる事業者でその一環であると理解したいとのことでした。

カーボンクレジットのガス導入に非常に熱心に取り組んでおり、一般消費者に関わりがあるかということについては、L Pガス業界としてもカーボンクレジットに取り組んでいるということを理解いただきたいと思います。また、当件に関連して一般消費者のガス料金が値上げされたという話には聞き及んでいませんし、そういう考えもないものと理解しています。

C O₂というテーマになると、我々は燃料の小売業界であり、非常に立場の弱い場面がありますが、省エネ機器や環境に配慮した機器の販売等々に常に取り組んでいます。S D G sを目指す地球市民の一員として、実際にC O₂を排出する品物を販売してはいますが、きちんとそういった取り組みを進めて参りたいと思います。

【福島県事業者 和田委員】

料金透明化については葛西委員や岩手県の河内委員の発言の通りです。保安のパートで皆様への周知を図っているかとの質問がありましたが、昨年、福島県においては婦人団体連絡協議会からの依頼を受けてL Pガスの事故や災害対応についての講演をしました。要望があれば出向いて説明しますので是非ともご依頼下さい。

3. 総括

【吉田委員】

新しい料金体系、契約に関する規制に関しては、事業者側、消費者側共に肯定的な意見であったと思います。綺麗に整理するのはよいことだと思いますが、その場合には家主側も巻き込むことが重要で、国交省とも情報交換しながら、問題解決のために一方的に事業者だけが負担を負うことがないようにという論点や視点が提示されたかと思います。

※吉田委員より全体の総括を求められ、エネ庁目黒室長補佐から以下の発言があった。

【エネ庁 目黒室長補佐】

今回は様々な情報を共有させていただきありがとうございます。いろいろな立場から指摘をいただき内容を分析し、それを盛り込んで形にしていく中で、意見をいただくことは非常にありがたいと思いま

す。今回のチャンネル、また気づいたところで私に連絡をいただく等、どのような形でも結構ですので引き続き意見を頂きたいと思います。

また、懇談会形式で継続して取り組んでいますが、世間の状況はやりやすい環境下になりましたので、ぜひ今後もこのような形での参加をお願いします。様々なテーマについて議論願いたいと思います。本日はありがとうございました。

以上

令和5年度 北関東地方L Pガス懇談会 議事録

I. 日 時 : 令和5年7月28日(金) 13:30~15:30

II. 場 所 : W e b e xによるリモート会議

III. 参加者(30名)

消費者委員	: 根本委員(茨城県)、菊池委員(栃木県)、山口委員(群馬県)、 木村委員(新潟県)、織田委員(長野県)	
事業者委員	: 立原委員(茨城県)、須田委員(栃木県)、須永委員(群馬県)、 高橋委員(新潟県)、宮川委員(長野県)	
自治体	: 松本室長補佐(茨城県)、来栖主任(茨城県)、山田係長(栃木県)、 相田主任(群馬県)、町田高压ガス保安係長(新潟県)、村田主査(長野県) 以上液石担当 高見澤主事(長野県) 以上消費生活担当	
学識経験者委員	: 青山学院大学 総合文化政策学部 教授	内山委員
調査・広報委員会消費者委員	: 主婦連合会 常任幹事 社会部 部長	平野委員
行政等	: 資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室 同上 関東経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課 同上 関東東北産業保安監督部 保安課	目黒室長補佐 宇野係員 瀧澤課長 中田係長 舟崎課長補佐
議事進行	: 青山学院大学 総合文化政策学部 教授	内山委員
オブザーバー	: 日本L Pガス協会 一般社団法人 全国L Pガス協会 保安・業務グループ	三木企画グループリーダー 瀬谷グループ長
司会	: 一般財団法人エルピーガス振興センター 広報室	中村室長代理
事務局	: 同上	嘉村・中村・福田・市川

IV. 議事次第

1. 開会挨拶

関東経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課 瀧澤課長

2. 懇談

・テーマⅠ: L Pガスの料金透明化・取引適正化について

*プレゼンテーションⅠ(L Pガス産業の現況とL Pガスの料金透明化・取引適正化に向けた取組について)

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室 目黒室長補佐

*プレゼンテーションⅡ(令和4年度石油ガス流通・販売業経営実態調査結果の概要/
令和5年度石油ガス流通・販売業経営実態調査の実施計画)

一般財団法人エルピーガス振興センター 広報室 福田室長代理

*説明 関東経済産業局における取引適正化に向けた取組について

関東経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課 中田係長

・テーマⅡ: 保安(L P事故の発生状況等)

＊プレゼンテーションⅢ（最近のＬＰ事故について）

経済産業省 産業保安グループ ガス安全室

榎本室長補佐

＊説明 最近のＬＰガス事故について

関東東北産業保安監督部 保安課

舟崎課長補佐

３．総括

青山学院大学 総合文化政策学部 教授

内山委員

Ⅴ．議事内容

１．開会挨拶

関東経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課 瀧澤課長

本日はご多忙のところ、北関東地方ＬＰガス懇談会にご参集いただきありがとうございます。青山学院大学総合文化政策学部教授内山先生におかれましては司会進行を引き受けいただき誠にありがとうございます。また皆様には日頃より経済産業行政へのご理解・ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。この場を借りまして厚く御礼申し上げます。北関東の自治体のＬＰガス販売事業者（以下「事業者」という。）、消費生活担当者、消費者委員、ガス協会など関係委員の皆様が一堂に参加しＬＰガス料金や事故の発生状況等の保安状況についてそれぞれの立場から説明をされ、意見を共有することは大変有意義なことであり、参加される皆様の各政策への理解が深まるものと考えております。

さて最近のトピックスをご紹介します。１点目ですがウクライナ情勢に端を発する燃料価格高騰が世界中の経済に影響を及ぼしているところでございます。これを受けて政府としても地方創生臨時交付金等の予算を活用して電気・ガス価格激変緩和対策事業などの対策を講じてきました。各自自治体事業者の皆様にご協力いただきながら、消費者支援を実施しているところであります。関係各位のご協力に改めて御礼申し上げます。２点目ですが先日７月２４日に液化石油ガスワーキンググループ（以下「WG」という。）の第６回が開催され、ＬＰガス取引に関する商慣行是正に向けた対応方針と実効性確保の方策が議論され方向性が示されております。今後報告書を取りまとめ、その後制度改正を実施する予定と聞いております。

大変な変革期に本日ご出席の皆様が熱心なご議論によって、今回の会議が実り多いものとなりますよう、また会議に参加された皆様が今回のネットワークを活かし各地域で適正なＬＰガス取引と保安を推進されることを期待しております。最後になりますが本日のご出席の皆様のご健勝、ご多幸を祈念いたしまして私の挨拶とさせていただきます。

２．懇談

・テーマⅠ．ＬＰガスの料金透明化・取引適正化について

内山委員から資源エネルギー庁（以下「エネ庁」という。）、経済産業省ガス安全室（以下「ガス安全室」という。）、エルピーガス振興センター（以下「振興センター」という。）の事前プレゼンに関し概要のとり纏めがあった。

【調査・広報委員会 平野委員】

主婦連合会の平野と申します。２４日のWGは先日ＹｏｕＴｕｂｅで拝見させていただきました。賃貸住宅の無償貸与問題というのはここ数年話題として取り上げてきましたが、やっと対応への方向性がついてきたと思っております。その上で２０２７年に施行という報道がありますけれどもそれまでにはまだ数年かかるわけでして、この長年の商慣行が本当にこれで是正されていくのかまだまだ注意深く見ていかなければいけないと思っております。例えばＬＰガス販売事業者からは規制をかけると必ず自由

競争の阻害であるという話題が出てきますが、法の網をくぐり抜けるような新たな手法が出るのではないかなという懸念があります。消費者からの情報提供というものは今回の法改正への動きにとっても影響があったと思いますが、違反をチェックする体制とか監視する体制は制度の中ではまだ決められておらず、L Pガス販売事業者が自主的に商慣行を変えていくということも是非していただきたいと思っています。様々な立場の人々が意見を言ったり行動したりすることで状況は動いていくものだと感じており、声を上げていったということがとても大きな力となったと思います。

先日公正取引委員会の方と会った際にL Pガスの問題というのは優越的地位の濫用ではないかという話もしておりました。今後の課題としては法令が守られているか監視をしていくということも大事だと思いますし、実効性を持たせるにはどのような方向でいくのがいいのかということと一緒に考えていくことが大事ではないかと感じております。様々な地域の方々とこの場で意見交換ができることを期待しております。

【茨城県消費者 根本委員】

茨城県消費者団体連絡会の団体は14団体ありますが、今現在この問題について意見があがってきてはおりません。今週新聞報道が出ましたので、そちらをじっくり読みまして、報道のとおりになれば結構なことだと思います。その上で2027年から施行だということでございますので、それまで残り4年ぐらいの間に実効性を持たせるために、どんなことを消費者としてすればいいのかというのを皆様のご意見も伺いながら勉強できたらと思っています。

【栃木県消費者 菊池委員】

L Pガスは普段から使用しているものなので関心があります。料金透明化に関しての改正を2027年に施行するのは大事なことでと思っています。私の周囲ではガス代金は上がっても使うものだから、上がっても構わないよという話でありL Pガスについての苦情等はなかったのが実情です。しかし今回賃貸住宅の無償貸与問題とか色々な問題を読みますと、利用者には分からない部分もありますが、事業者はきちんと利用者に説明したうえで契約することが大切だと思います。私が一番思っていることは消費者として何かあった時の窓口みたいなものが作ってあると、そちらに意見を申し上げて今回のような問題にも反映していけるのかなと考えています。

【群馬県消費者 山口委員】

事前プレゼンテーションのビデオを見ていて、ガスとは関係ないものまで無償貸与している実態をはじめて知りました。無償貸与のメリットがあるのはオーナーや不動産業者であり、消費者にとってはガス料金が高くなるなどのデメリットしかないと感じました。先日のニュースでその部分が法整備されるということで、改善へ向け動いているのだと感じました。

それ以外の部分で聞くのは、ガス料金が安くなるというので事業者を変更したのだが、しばらくするとガス料金が値上がり以前よりも高くなってしまったということも耳にしています。そのような点についても是正されればよいと感じています。

【新潟県消費者 木村委員】

都会から移住してきた方が中古住宅を購入して今までエアコンを使っていたけども、エアコンだけでは冬の寒さをカバーできないので、灯油の暖房を導入しました。ところが灯油はウクライナ危機によってすごく値段が上がってしまい家計に厳しいということで、ガスの供給業者からガスの暖房を進められたとのことです。ガスはすぐに暖かくなるけれども料金がすごく高くなってしまい、物価も高くなっている中で本当にガスが一番いいのかどうか今考えている最中ですよと言われました。暖房にガスを使い始めたらガスボンベの本数を増やされ、雪で埋もれてしまって何かあった時は心配ですよと皆さん口をそろえて言われます。ガス料金に関しては使えば使うだけ高くなるのは当たり前ですが、ガスを多く使う利用者には多少の割引があってもいいのではないかなという声をよく耳にします。

【長野県消費者 織田委員】

新聞とかインターネットニュースでこの賃貸集合住宅の無償貸与問題について大きく取り上げられたものですからちょっと驚きまして、消費者センターにこの件について相談はありましたかと尋ねたところ、現在松本の方ではなかったとの回答がありました。

L Pガスの相談事例で一番多いのはやはり料金が高いという相談です。事業者を変更してみたが、あまりガス料金が変わらなかったという話や、訪問販売でガスの切り替えを申し込んだが、怖くなったのでクーリングオフできないかという相談が数件寄せられているとお聞きしています。今までガスの顧客を増やすために無償貸与をしていたのは業界の商慣習だからよいとしても、それを消費者に転嫁しないような仕組みをなぜ考えてこなかったのかという疑問があります。業界としてここまで大きな問題になってしまうのは残念なことだと思います。業界の中で正しい競争していくという意識がなかったがために、現在のような状況になってしまったのではないかと考えています。

【長野県消費者 織田委員】

ウクライナ問題で物価が高くなってしまい、政府が物価対策として補助金を出しており都市ガスや電気はそれが功を奏しているのが消費者として実感できるのですが、L Pガスについてはそれが実感できていない。L Pガスの補助金については各自治体が担当していると思いますが、成功事例等ありましたら、お聞かせください。

【長野県事業者 宮川委員】

先ほどお話がありました通り地方創生臨時交付金というものに対して、現在長野県庁とも準備を進めております。ガス料金の値引きという形になりますが準備を進めております。長野県は60万世帯のお客様がいらっしゃいますので、全ての方に交付金をしっかりと手渡すという部分についてミスのないよう、長野県の産業労働部の方々と鋭意取り組んでおりますので、大変申し訳ないのですがもうしばらくお待ちいただければと思っています。そのような中で私たちも国から交付金が来たから、ただ配るということではなく、お客様に対してしっかりと国からこういった対策をしていただいているという部分も含めてPRも兼ねながら、値引きの対応の準備をしておりますのでその点ご承知おきいただければと思います。

【栃木県事業者 須田委員】

栃木県では今年の1月から3月にかけてまず1回目の割引を実施しました。こちらに関しては使用量に対する割引という形で1立方あたり税込32円の12立方までマックスという形で3ヶ月間行わせていただいております。第2回目という形で今回の地方創生臨時交付金を利用して8月と9月どちらか両方合計で税込2,080円の値引きということで始めようとしているところでございます。

【新潟県消費者 木村委員】

本日は新潟県のL Pガス協会の方もいらっしゃいますので、地方創生臨時交付金の新潟県の現在の状況についてお聞かせください。よろしくお願いします。

【新潟県事業者 高橋委員】

新潟県では10月から2ヶ月間にわたってこの交付金の代わりに1件あたり1,000円ずつを2ヶ月間ガス料金から割り引くということが決まっております。木村様から料金等の話もありましたが、新潟県では販売事業者が約450社ありますけれども、ホームページ等含めて料金公表をしております。現在お使いの販売事業者の料金を比較していただき、一般料金、給湯料金、冬場の暖房料金等も出ておりますので、その中から選んでいただければと思います。

私も新潟県の中でお話を聞いていると、地方ではアパートの設備対応等々の問題はほとんどございません。新潟市を中心とした都市部において集合住宅が供給過剰になり、その中で業者がそういう対応を始めたということです。その中でもパターンが2つあり、まず1点は不動産業者からの依頼で価格を

安くしてくれとか給湯器を出してほしいという話。もう1点はLPガスの業者からこういうサービスをするからガスの切り替えをしてくれという内容です。後者の場合は新潟県の地元の業者がやるということとはほとんどなく、東京や関東から来た業者がそういう形で営業しているということがほとんどです。WGの議論の中でも法改正や罰則の話が出てきて、私どもとしても大変喜ばしいと思っております。先ほど言った通り2027年の施行までちょっと期間が長いかなと思いますので早めに施行していただければと思っております。

【新潟県消防課 町田係長】

木村委員からご質問いただきました地方創生臨時交付金の件ですけれども、7月の中旬頃に新潟県の予算が成立しまして、今まさに事業開始しているところになります。具体的にはWebページの方でまず周知を開始させていただいたところです。8月から値引きを行っていただく事業者向けに説明会を開始して、それを受けて事業者の方から直接皆様へチラシを中心とした周知が始まるというスケジュール感になっております。他県ではもうちょっと早い動きもあるかもしれませんが、新潟県としてはそのような動きになっております。

【茨城県事業者 立原委員】

茨城県は栃木県と一緒に最初に実施をさせていただきました。茨城県ではLPガスをご利用いただいている方に対して一律500円の交付を実施させていただきました。第1次で交付したところは一般の顧客でありましたので、第2次の交付対象としてはそれ以外の対象外であったところに対してとなります。交付金につきましては、既に茨城県は対応させていただいている次第でございます。

【群馬県事業者 須永委員】

まだ細かいところまでは決まっておりますが、8月と9月の使用分の中で合計2,200円の支給が決まっております。8月の月上旬に事業者への説明会を行います。その後事業者から消費者の皆様には説明が行くと思いますのでご理解いただければと思っております。

※内山委員より7月24日のWG開催後にどのような反響があったか問われ、各委員より以下の発言があった。

【茨城県事業者 立原委員】

これから色々な形で話が来るのかなと思っております。織田委員からお話がありましたように、消費者の方にご迷惑をかけたことは業界として真摯に反省をし、施行までの期間の中でどう細かい部分を修正していくか、どう会員の方々に説明をしていくかが大きな問題だと思っております。基本的には評価できる内容だと思いますが、細かいところでは事業者とオーナーが、事業者の投資した残続価格の部分についてどういった話ができるかが悩ましい問題だと思っております。消費者にご迷惑をかけないように、行政の方とも相談しながら進めていきたいと思っております。施行までの期間の中でやらなければならないことを洗い出しひとつひとつ問題をつぶしていきたいと思っております。行政の方々とタッグを組んで取り組まなければ解決できない問題だと思うので、よろしくお願いいたします。

※内山委員よりWGのあとで不動産業界から問い合わせがありましたかとの問いがあり、立原委員が以下のように答えた。

【茨城県事業者 立原委員】

WGのあと、不動産業界からの問い合わせは今のところございません。ただ心配しているのは冒頭の平野委員の話にもあったように、抜け駆けをする事業者に対して施行までの期間でどのような対策を講じていくかが重要だと思います。せっかく作ったものが元の木阿弥にならぬようにしていきたいと思っております。

【栃木県事業者 須田委員】

立原委員も仰っていましたが、まだ今週の話なので同業者、不動産業界も含めてまだそこまで反応はありません。今後反応が出てくるかなと思います。私個人的には法令化して罰則があるというのはとても画期的だと思っております。費用がかかるものはかかる、安くできるものは安くするというのは非常に大切だと思っておりますので、今後必要なのは給湯器等を含めた貸付がなくなる中で、やはり料金が下がっていかなくては意味がないと思います。標準料金の定義は何ですかと突っ込んで話していただくと、真面目にやっている事業者は非常に良くなるのではないかと思います。標準料金ですと提示している料金が実際の価格とかなり乖離している会社もあると思います。そういった部分において標準料金の定義付けみたいなことも併せてやっていただくとありがたいと思っております。

【群馬県事業者 須永委員】

報道を受けまして一般消費者からの反応については特に今のところ来ておりません。同業者どうしの中では話題になっております。賃貸住宅の無償貸与問題ですけれども、首都圏の大手の広域事業者から始まってきているものです。そういうことをやって中小の事業者はだいぶお客さんを減らしてしまっている状態です。そういった状況の中でやっと良い方向へ進んできたかという同業者の話は出てきています。やはり長い間、解決しなかった問題ですから本当に大手の事業者がこれをやめるのか、抜け道を使ってやってくるのではないかという懐疑的な声もあるのが実情です。

最後に不動産関係ですけれども、これは直接聞いた話ではないのですが、一部の不動産関係の人からこういったことが決まるのであれば決まる前に設備を改善しろと言われた事業者がいると噂で聞いております。それからある大手の事業者の営業社員は施行の前にやってしまえばよいと言っている人もいるという噂を聞いております。

【新潟県事業者 高橋委員】

法改正を待つ前に、襟を正してきちんと説明をしてこういう形でお互いに長くL Pガスを使っていくわけではありませんかという議論をしないといけない。入居者がL Pガスは高くてダメだと感じてしまうと、ご自分で家を新築した際にL Pガスは使いませんという話になりかねない。ですから安心で安価で安定したというところをもう1回我々は追いつけていくことが必要だと思っております。

ウクライナ問題でガスの価格が上昇したとの話がありましたが、L Pガスは輸入の大半をアメリカから輸入しているので、価格が上昇したとすれば、輸送コストなどの間接経費が上昇したから価格が上昇したのだと思われます。我々が消費者の方にきちんと説明ができていなかったと感じております。

【長野県事業者 宮川委員】

今回の報道は全国紙並びに地方紙も大きく一面に取り上げたということで、業界内の中でも個人的にも今までにないぐらいの反響がありました。やはりインターネット等での情報は、広まるスピードが速いので、コメントの量の多さや、反応の速さも今までになかったものが出ていたのではないかと感じました。

施行までの期間の中で過大な営業行為の制限をしたいのですが、制限がされる前に抜け駆けをしようという話が出てきているのが現状です。私自身が今回の報道ですごく感じたのが、報道機関の表現の仕方です。WGからの発表等を見聞きしながら記事にいただいたと思うのですが、新制度が機能すれば月々のガス料金が数千円安くなる可能性があるという表現がありました。この制度に対しての説明や周知をしっかりとしなければいけませんし、過度な営業行為をしながら規模を拡大していく事業者は、全国17,000の事業者がある中でほんの一部であり、全ての事業者が同じ営業行為をしていたかと言うと、そうではないという事実をしっかりと私たちは説明していかなければいけないと思っております。長野県L Pガス協会としても襟を正しながらしっかりと進めていきたいと思っております。

※次に6年前から全国展開されている総務省行政評価局のL Pガス取引適正化調査による、経済産業局（以下「経産局」という。）と自治体、事業者の連携の必要性に関し以下の説明があった。

【関東経産局 中田係長】

関東経産局の活動についてご報告をさせていただきます。当局の活動は大きく3点ございます。1点目は相談・問い合わせ対応、2点目は広報・啓発普及活動、3点目は立入検査です。1点目の相談・問い合わせ対応ですがL Pガスの取引に関する相談は消費者、事業者の両方から頂いております。本日は消費者からの相談についてお話をさせていただきます。相談件数自体はものすごく減っておりまして、おそらくピーク時に比べて1 / 3 くらいの件数になっていると思います。その中で自治体所管の事業者に関する相談等、あるいは自治体の担当者に情報提供しておいた方が良いと思うものがあればできるだけご報告するようにしておりますが、昨年の7月から今年の7月までの期間で情報提供した事例はございませんでした。相談事例を紹介させていただきますとL Pガスの料金の変更に関するもの、付帯料金に関するもの、集合賃貸住宅の切り替えに関するものを何件かいただいております。

L Pガスの料金の変更については、短期間に複数回値上げをされているが、通知は紙1枚が送られてくるだけであり、これは問題ないのかというご相談、付帯料金については、使用量や料金に関するお知らせはこれまで葉書等でも無料で届いていたが、We b以外での通知を希望の場合は有料となったというご相談、集合賃貸住宅の切り替えについては入居者の知らないところでいつの間にか話が進んでいるというご相談でした。ただ、全般的にお話を伺っていて感じるのは、事前の通知をきちんとするといった手続きが間違っている事例は少なく、同一と思われる事案に複数件お問い合わせいただくことはほばないということです。

2点目の広報・啓発普及活動ですが、関東液化石油ガス協議会が主催し春と秋に開催される研修会において、私たちもお話をさせていただきました。研修会の参加人数はコロナによる規制が緩和されたこともあり、一時の3から5割増といったところだと思います。昨年の研修会では地方L Pガス懇談会についての話をしましたが、事業者の特に現場の方はL Pガス懇談会をご存じない方も多いため、懇談会の内容等について話をしていただけるのは、ありがたいとの言葉をいただきました。今年度はエネ庁で開催されているWGの議論とからめて、懇談会についてもお話もさせていただきたいと思っております。

最後は立入検査についてです。コロナの関係でしばらくお伺いできなかったのですが、昨年の8月ぐらいから事業者の皆様にご協力いただき再開しております。検査結果については明らかな法令違反の事例はございませんでしたが、お願いをした事項が4つあります。1つ目はトラブル回避のためにも販売契約の際に14条書面の説明をする適切な説明時間等について検討をしてくださいということです。2つ目は新たなサービスの導入、サービス拡充の際には顧客へのフォローアップをしてくださいということです。逆にI Tに明るくなさそうな方には、We b化されたものではなく従来からあるサービスを継続して使用していただくことについての検討もお願いをしました。3つ目はL Pガスの販売価格を変更の情報提供については、分かりやすい言葉、分かりやすい理由、分かりやすい内容での通知してくださいということです。最後は不動産関連事業者等へのL Pガス料金の情報提供についてです。こちらについては事業者としてはご要望いただければいつでもお渡しできる準備はほぼできていますが、不動産関係者にお渡しするタイミングが難しいという意見が多かったような感じがします。以上になります。

【長野県消費者 織田委員】

販売契約を結んだ時の古い14条書面をまだ持っているのですが、貸付等の問題もあるので再度14条書面を交付して消費者へきちんと説明をする時期が来ているように思います。そのようなことをお願いするのはどうでしょうか。

【関東経産局 中田係長】

そのようなお問い合わせをいただくこともあるのですが、実際には14条書面を紛失してしまってい

る事例が多いです。平成29年の制度改正の際も14条書面の再交付は必要ないということになっているので、全ての消費者に再交付することは制度的に難しいとは思いますが、経済局へご相談いただければ再度のご説明等を事業者をお願いすることは可能だと思います。

・テーマⅡ．保安（LP事故の発生状況等）

【関東東北産業保安監督部 舟崎課長補佐】

皆様ビデオをご覧になられたと思いますので簡単にその補足的な話をさせていただきたいと思います。ガスをお使いいただく中で一番気になる事故の話を中心に、お話しをさせていただきたいと思います。

最近他工事の事故が増加傾向にあります。関東の中でも昨年1年で15件程度、他工事の事故がありました。今年に入ってすでに12件の事故が起きております。ビデオをご覧になられたと思うのですが、主に道路の下や、敷地の地面の下に通っているような水道配管の工事、自宅のリフォーム工事や解体工事の際に工事業者の方がガス配管を引っ掛けてしまいガス漏れに至ることが多いわけです。これは工事業者の方がやられてしまうので、消費者が注意すると言ってもなかなか難しい部分もあるかとは思いますが、ただご家庭で大きな規模の工事が決まった際には、工事日や工事内容を事業者にご連絡いただければと思います。そうすれば事業者と工事業者が事前に打ち合わせを実施することが可能になります。

次に消費者が自ら実施する工事でガス配管を傷つけてしまうという事例もございます。具体的に申し上げますとご自分の庭に塀を作ろうとして埋設してあるガス配管を傷つけてしまったり、防草シートを敷く際にシートを固定するピンを打ち込んだところ、そのピンでガス配管を傷つけてしまったりするケースがありました。また、電動草刈り機で草刈りをしていたところ、ガス配管を切断してしまった事例もありました。消費者の方も充分ご注意くださいと思っております。

次の話題は火災や爆発事故になります。発生場所は飲食店が多いのですが、一般住宅でも発生しておりまして、大体半々だと言われています。特に一般住宅で多いのは消費者の操作ミスによるものが多く、点火しづらくなった古い機器を使用していて、点火動作を何度も繰り返し、溜まったガスに引火し爆発に至った事例もあります。古い機器をお使いでガスが点火しづらくなっている場合は、一旦換気をしていただき時間を置いてからもう1回点火動作をしていただきたいと思います。また器具の交換も検討いただければありがたいと思っております。その他の事例として古いゴムホースからガスが漏洩し火災に至ることもありますので、事業者と相談しながら交換していただければと思っております。

最後に安全に対するメッセージをご説明いたします。LPガスは空気より重いので、下の方に溜まります。ガスの臭いがする場合は電気のスイッチや換気扇をつけずに掃き出し窓とその対角にある窓を開けていただくとスムーズにガスを外へ出すことができます。当然ガス漏れの可能性がありますのですぐに事業者へご連絡していただきたいと思います。最近ガス警報器も良いものが出ていますので、警報器の設置もご検討いただき、充分ご注意くださいながらガスを使っていただければと思っております。

【調査・広報委員会 平野委員】

2週間くらい前に新橋でガス事故がありました。ガスの臭いがするけれどもライターを使用したら爆発したという報道がありました。オール電化で生活している人が大変増えているということで、ガスに対する意識が変わってきているとのプレゼンがありましたが、まさに意識の変化に起因する事故だったと思います。ガスの臭いが分からないという方が増えているのかもしれないと思うので、やはりガスの安全に関する広報をきちっとしていくことが今後の事故を防ぐためには、とても大事ではないかと感じております。

また2週間程前になりますが、ガス給湯器の点検を騙った怪しい電話がかかってきました。会話がちぐはぐなので、これは怪しいと思い電話を切りました。給湯器を購入してからの年数があやふやなことにつけ込んだ点検詐欺の電話でした。ガスの保安に関係することで点検が必要だと言われると消費者は受け入れてしまいがちなので、事業者にはこうした事例の注意喚起も積極的にしてほしいと思います。

【栃木県消費者 菊池委員】

ガスの点検は何年に1回実施するなどの決まりがあれば、教えていただきたい。

【関東東北産業保安監督部 舟崎課長補佐】

4年に1回お邪魔させていただくというのが基本的なルールになっております。平野委員の話で怪しい業者から連絡がきたとの話題がありましたが、ガスの工事を装った強盗みたいな話もいくつか実際に起きています。用心をすることも、もちろん大事ですが4年に1回の点検は受けていただきたいと思っております。

【新潟県消費者 木村委員】

私が利用している事業者は1年に1回点検に来てくださいます。それからガスボンベを交換した時も必ず点検をしてくださいます。4年に1回が決まりということであれば私の住んでいる地域では非常に細やかにやってくださっていると思います。

【栃木県消費者 菊池委員】

私が利用している事業者は4年に1度点検をしてくれますが、木村委員はどこの事業者を利用しているのですか。

【新潟県消費者 木村委員】

私は地元のJ Aを利用しています。

【栃木県消費者 菊池委員】

私も今まで他の方にどこの事業者を利用しているか伺ったことがなかったので、参考になりました。今度利用している事業者に点検の周期を短縮してくれないか聞いてみたいと思います。

【長野県事業者 宮川委員】

様々なケースがありますけれども、色々なお客様がいらっしゃる中で最近特に保安点検等の拒否をする方や、保安点検の予約の電話すら出ただけでないことが非常に多くなっております。事前に電話で予約をさせていただき、その後訪問をするというかたちで進められていたのですが、昨今の色々な事件等の影響もあり、電話すら出ただけでない方が増えております。

私たちはお客様の宅内に入らせていただきますので、立ち居振る舞いも含めてお客様に安心していただけるようなスキル並びに安全をお届けできるように業界をあげて頑張っていきたいと思っております。最近は保安点検を実施したくても、やりづらくなっているというのが非常に顕著に出てきております。現在の状況を少しでも知っていただければありがたいと思い申し上げた次第です。

3. 総括

【内山委員】

いくつかあった項目で印象に残っているのは2027年の省令改正の施行、そこまで状況が進んだことはいいいことだが、施行まで結構な時間があるよねというご意見です。皆さんが何を危惧されているかというと、そのタイムラグの期間の中で色々な抜け駆け、抜け道が作られるのではないかと思います。これをいかに防ぐかが、1つの課題になるだろうと思った次第でございます。

ただその抜け駆け、抜け道はもう1つあるような気がしておりまして、それが縦割りの抜け道です。LPガス事業の管轄は経済産業省（以下「経産省」という。）になります。不動産・建築業者との無償貸与問題は国土交通省（以下「国交省」という。）の所管領域です。他の業界との関係がなければ、実

はそれほど複雑な話ではなかったかもしれませんが、これが問題を複雑にしており経産省だけでは問題の全部を網羅しきれないという状況になっております。国交省に対しても様々な形で協力要請をしておりますが、まだ実効性というところで色々な疑問が残されたままになっているかと思います。WGでも言われている課題というのは、抜け道、抜け駆けを許さないような実効性あるいはモニタリング体制を作るということが課題としてあげられております。そのため独立行政委員会である公正取引委員会（以下「公取」という。）に期待をするということもあるのかかもしれません。公取に期待したいことは、適正取引であるとか競争のある環境を作るとかの部分は公取の使命でもあると思うので、こうした観点において、目を光らせていただくということかなと思った次第でございます。

競争市場を期待することは、結果的には消費者が安心して取引できる事業者や価格が適正な形になって現れてくるということだと思いますので、文字通り適正取引という観点でこの三角関係を良い形に持っていくということが必要ではないかと思った次第でございます。

【調査・広報委員会 平野委員】

事業者との連携が無くては賢い消費者にはなれませんので、事業者は国交省、経産省と連携し実情を広報していただきたいと思います。また、ITに長けている若い層がこういった問題に関心なので、若い層の取り込みも大きな課題だと思います。省令改正の中に盛り込まれている、違反した際の罰金が30万円と安いのも実効性を持たせるという観点からみると、見直しが必要かとも思います。また、監視体制の強化も望みたいと思います。

【エネ庁 目黒室長補佐】

施行までの期間が長いというご意見もいただいておりますが、長い歴史があった上で色々な形に転じてきた商慣行でございます。今回はそこにメスを入れて是正していこうとする中で、公平・公正かつ適正な商取引に転じていくためには一定の準備期間は必要かと思っております。消費者団体の方のコメントにもありましたが、正しい競争環境になかったがゆえに現在の状況があるということがございます。地域によっては事業者の数や配送のための地理的な条件が要因となり、なかなか状況が変化しないということもあるかと思えます。

近年の電力自由化、ガス自由化のタイミングで色々な問題が顕在化してきたという状況がございます。例えば元々ガスを供給されてきた事業者の条件と新規参入の大手事業者が提示する条件との差や、切り替え後にガス料金が高くなってしまった等の事例がそれに当たるかと思えます。切り替え後にガス料金が上がってしまったことに請求が来て初めて気づいたケースというのは、標準料金が提示されていれば分かったのか、それともガス料金が安くなりますという営業の説明の中に、安くなる期間の説明が無く、急に料金が上がってしまったとか色々なケースがあろうかと思えます。例えば特定商取引法上の不実な説明という観点では、後からガス料金が上がりましたという声があがるとすれば、特商法上の問題にもなるかと思えます。色々な営業行為が行われてきている中で、条件の差みたいなものが古い商慣行によるものなのか、現場ごとの競争環境下で行われてしまっているものなのかということも含めて今回透明化を図っていきながら、そういったところの条件をきちんと消費者が理解できるようにし、その上で判断できるような環境を整備していこうとしております。

まさにWG経過中ではありますが、一定の方向性を見出したということで今回反響が大きかったのかなと思います。施行までの期間でしっかりと周知を図っていくのは、行政としての責務だと思っております。その後実効性を確保していく上で、どういった体制が必要かについては、基本的な方向性としてはまず施行前にきちんと周知を図り、施行後も監視のための通報窓口等を作ったり、違反やそのおそれがある場合には事業者へ立ち入り検査に入ったりというような仕組みになるかと思えます。今回見直そうとしているものが、どのように今後反映されていくのか長期的にフォローアップしていきたいと考えているので、このWGをいきなり無くしますという話にはならないと思っております。

それから標準料金の情報は各LPガス協会のご努力もちろんそうですし、国としても石油情報センターという機関がありますので、地域ごとに平均的な料金が確認できる体制を構築させていただいておりますが、こうした料金を比較できる環境があるということを周知していくことが大事かと思っております。

最後になりますが内山委員にご提示いただいた資料にもある通り、法律の立て付けの関係から商取引や契約が1つの法律で全て体系的にカバーできるものではないということがございます。エネ庁としては、あくまで事業者の行為に対してのみではございますが、消費者との関係を是正していくことも可能であると考えております。また、今回の商慣行に照らしてみますと、不動産関係者の介在するところが非常に大きいと思っております。ですからこのあたりは国交省とうまく連携をしていかなければいけない部分でございます。あらかじめ事業者が不動産関係者を通じて、消費者に対してガス料金情報を提示していくという努力はしてきました。ただそれがきちんと伝わっていないという状況が今現在もあるということで、国交省と協調しながら国交省のルートも通じて不動産関係者の方にも周知をしていく協力をしていきたいというのが現時点での方向性でございます。引き続き関係者の皆様のご協力をいただければありがたいと思っております。消費者団体の方にもあらかじめ見直しの方向性を示させていただきながら、各地域に伝わっていくような形で展開できるよう努力していきたいと思っております。

以上

令和5年度 南関東地方L Pガス懇談会 議事録

I. 日 時 : 令和5年8月3日(木曜日) 13:30～15:30

II. 場 所 : Webexによるリモート会議

III. 出席者(35名)

消費者委員 : 清水委員(埼玉県)、佐久間委員(千葉県)、林委員(東京都)
矢野委員(神奈川県)、斉藤委員(山梨県)、大滝委員(静岡県)

事業者委員 : 川本委員(埼玉県)、小倉委員(千葉県)、尾崎委員(東京都)
高橋委員(神奈川県)、望月委員(山梨県)、勝又委員(静岡県)

自治体 : 田島主幹(埼玉県)、作原主査(千葉県)、伊藤課長代理(東京都)、
篠原グループリーダー(神奈川県)、東原主事(静岡県)以上液石担当
吉本課長代理(東京都)、原田主事(神奈川県)、今村主査(山梨県)、
平山班長(静岡県)以上消費生活担当

学識経験者委員 : 国際大学副学長 大学院国際経営学研究科 教授 橘川委員

調査・広報委員会消費者委員 : 一般社団法人 全国消費者団体連絡会 政策スタッフ 中本委員

行政等 : 資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室 日置室長
同上 目黒室長補佐
同上 宇野係員
関東経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課 瀧澤課長
同上 中田係長
経済産業省 産業保安グループ ガス安全室 榎本室長補佐

議事進行 : 国際大学副学長 大学院国際経営学研究科 教授 橘川委員

オブザーバー : 日本L Pガス協会 企画グループ 三木グループリーダー
一般社団法人 全国L Pガス協会 保安・業務グループ 瀬谷グループ長

司会 : 一般財団法人エルピーガス振興センター 広報室 市川室長代理

事務局 : 同上 嘉村・中村・福田・市川

IV. 議事次第 : 通信トラブルで当日変更(テーマⅠ⇔テーマⅡ) 後

1. 開会挨拶

関東経済産業局資源エネルギー環境部 資源・燃料課 瀧澤課長

2. 懇談

・テーマⅡ. L Pガスの料金透明化・取引適正化について

*プレゼンテーションⅠ(L Pガス産業の現況とL Pガスの料金透明化・取引適正化に向けた取組について)

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室 目黒室長補佐

*プレゼンテーションⅡ(令和4年度石油ガス流通・販売業経営実態調査結果の概要／
令和5年度石油ガス・流通販売業経営実態調査の実施計画)

一般財団法人エルピーガス振興センター 広報室 福田室長代理

*説明 関東経済産業局における取引適正化に向けた取組について

関東経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課 中田係長

- ・テーマⅠ．保安（ＬＰ事故の発生状況等）

＊プレゼンテーションⅢ（最近のＬＰガス事故について）

経済産業省 産業保安グループ° ガス安全室

榎本室長補佐

＊説明 最近のＬＰガス事故について

経済産業省 産業保安グループ° ガス安全室

榎本室長補佐

3．総括

国際大学副学長大学院国際経営学研究科 教授

橘川委員

V．議事内容

1．開会挨拶

冒頭、開会の挨拶として、関東経済産業局（以下「経産局」という。） 資源エネルギー環境部 資源・燃料課 瀧澤課長より、本日、進行役の橘川委員をはじめ、出席委員に対して経済産業行政への理解と協力への御礼、並びに7月24日に総合エネルギー調査会の液化石油ガス流通ワーキンググループ（以下「WG」という。）の第6回が開催されたタイミングで、臨席の方々の活発な議論によって、本懇談会が実り多きものとなるよう期待の表明があった。

2．懇談

- ・テーマⅡ．「ＬＰガスの料金透明化・取引適正化について

橘川委員の進行で、一つは保安の問題、もう一つは取引適正化及び料金透明化の問題の2つのテーマについて懇談が始まった。（通信不良の影響で、当初の議事を変更し、テーマⅡの「ＬＰガスの取引適正化と料金の透明化」を先に実施。）

- (1) 冒頭、資源エネルギー庁（以下「エネ庁」という。）の事前プレゼンテーションに関して、概要を燃料流通政策室の目黒室長補佐が説明した。同様に、エルピーガス振興センター（以下「振興センター」という。）の事前プレゼンテーションに関して、振興センターの嘉村専務理事より概要の説明があった。
- (2) 引き続き、このテーマに関連して、6年前から全国展開されている総務省行政評価局のＬＰガス取引適正化調査による経産局と自治体、ＬＰガス販売事業者（以下「事業者」という。）の連携の必要性に関し、関東経産局中田係長から説明があった。

具体的には、関東経産局としての活動は大きく三つあり、一つ目が「相談・問合わせ対応」、二つ目が「広報啓発普及活動」、三つ目が「立ち入り検査」であり、各々について現況の紹介があった。

- (3) テーマⅡの「ＬＰガスの料金透明化と取引適正化」についての3本の説明が終了し、橘川委員から、WGの委員でもある神奈川県の高橋委員および東京都の林委員に口火を切る発言を求め、まずは、高橋委員から発言があった。

【神奈川県事業者 高橋委員】

本年3月、5月そして先月7月にWGが3回行われ、来年4月をめどに制度改正して法律という形でルール化され、法律を守らない業者に対してはきちっとした指導、罰則を科すことになり、やっと集合住宅における設備の無償貸与等が解決されることになると思います。一番の問題は、我々業者のモラルの欠如に起因しています。この問題は、かなり前から問題視され、何年も前から解決策も提案され、三部制料金の問題に関しても十分な議論もされてきましたが、なかなか自主的に業界として解決することができず、業界としては恥ずかしい状況でした。具体的には、一部の事業者、しかも非常に影響力のある事業者からの理解が得られなかったことです。今回の制度改正は、業界内ではそれなりに激震で、そ

れ相応の腹積もりで、今度こそ本気で取り組まなければなりませんし、新たな環境にも適応できなければ生き残っていけない状況に來ています。そういった面では、前段階として市況がある程度落ち着かないと混乱するのではないかと思います。最終的には、消費者に迷惑がかからないように、もう一度この業界の結束力を強く発揮していかなければならない時だと感じています。最後に、同じくWGのメンバーの林委員に、WGの場での辛口の発言を、もう一度この場でお願いしたいと思います。

【東京都消費者 林委員】

今回のWGの方向性は、法改正にまで至ったということも考えるとよく経済産業省（以下「経産省」という。）に頑張っていたいただいた内容で、おおむね私は賛成です。当日の朝日新聞の一面トップ、NHKの夜の7時のニュースで取り上げられて驚きました。世間が結構注目していることを感じました。具体的には、消費生活センターには相談は余りありませんでしたが、今後の相談動向については私も注視していこうと思っています。WGの委員でもある業界を代表する事業者が、行政指導を受けて業務停止命令になっているにもかかわらず、出席した方は自分たちが行っていることが違法行為で大きな問題である認識がないように感じ、認識されている6件の表面上の違反行為の後ろには、もっとたくさんの相談があって、行政指導を受けたと重く受け止めて頂きたい。特定商取引法違反ということは、もう悪質業者だということを消費者庁が認定したということなので、議論に上がった大手事業者は、重く受け止めて頂いて消費者に対して真摯に向き合って頂きたいと思います。今回の違法行為等の問題で、私は20年近くずっとLPガス業界の方達と関わりを持って色々申し上げてきましたが、当り前のことがどうしてこんなに時間が掛かったのかと非常に呆れているのが率直な感想です。酷い勧誘ですとか、裁判沙汰になっているところの原因も非常識な切り替え勧誘が多く行われたが故に、現状の業界イメージになっていったわけです。自ら自分のイメージを悪くしていることは信じがたいのです。今回の法改正の実行が進まなければ、LPガスが消費者に選ばれるエネルギーとしての資格を失うのではないかというぐらい私は心配しています。エネルギーは多様化が命ですので、LPガスがきちんと消費者に選ばれるエネルギーとして残って頂きたい。最後に、今回の法改正が進んだ後で、WGの際に皆さんも同様の懸念をお持ちでしたが、いわゆる抜け道があるということ自体が怖いので、抜け道のないようにしていきたいのですが、なかなか難しいところもあるかもしれません。

二人の委員からの発言を受けて、橘川委員より、オブザーバーとして参加しているWGについて簡単に以下の補足があった。

【橘川委員】

今回のWGは、1回目から3回目まで数年前に開かれており、その時は料金透明化の問題が中心で、料金透明化に基づく省令改正、あるいはガイドライン、業界の新しい指針の発表となり、取引適正化は取り残されていたので、今回第4回～第6回で取り上げたという経緯です。今回の4回目から6回目のWGは、2つ大きな特徴があります。

- ・一つは、大手の会社（ニチガス・トーカイ）が委員を出したこと。
- ・二つ目は、取引適正化の問題を事実上賃貸集合住宅の問題と戸建住宅の問題に分けて議論したこと。消費者の被害が集中的に生じているのは賃貸集合住宅の方で、そこに関しては、この大手の2業者を含めて基本的には合意ができ、その合意に基づいて今回の一連の措置が決まりました。一方で戸建住宅については、切り替えに関わるトラブルということで業界内の問題、この性格の異なるもの2つを切り分けたことで今回の措置が具体的に実現できたのではないかと思います。

ここから橘川委員の進行でオープンな議論となり、最初に今年度の「調査・広報委員会」の消費者委員である中本委員より発言があった。

【調査・広報委員会 中本委員】

全国消費者団体連絡会（以下「消団連」という。）としては、2017年の都市ガスの自由化のタイミングで料金透明化の問題がLPガスについての取り組みを始めたきっかけになっています。料金透明化はWG1回目から3回目のところでガイドライン等が制定され、二部料金制の料金の表示については大変透明化が進んだと評価しています。しかしながら、その実態は、例えば北海道の消費者団体の調査にあるように、料金の内訳が同じ地域同様な賃貸住宅であるにもかかわらず、料金に大きな差があるなど料金の内容については疑問点が残るところとなりました。今回それを含めた商慣行是正に向けて制度改正の方向になったということは大変今後に期待をしています。審議会の方を傍聴していた際の懸念として、「法律で禁止されていること以外は何がしか工夫してするかもしれない」というような意味合いの事業者委員の発言を聞く限り、残念ながら業界全体としてはまだ後ろ向きの方が多いのではないかとこのところを危惧しています。制度設計をしている経済産業省（以下「経産省」という。）は大変でしょうが、ぜひ実効性のある制度の改正を期待しています。事前プレゼンの中で気になった点ですが、1週間ルール of 明確化について、7日以内はトラブル防止のために設備の撤去をしない、1週間ルールを90%以上が守ったという発表内容でした。ところが、私どもの団体へは、逆にこの1週間ルールを悪用（年末年始の休みの活用など業界全体の中でそれを工夫と呼ぶのか大変疑問ですが）されている事例の情報提供があります。数字の上では大変前向きな結果ですが、細かいところにも目がゆき届くながしのかの対策があればなお良いと思います。

（テーマⅡに関する別途発言だが、関連発言として記載）関東経産局における取引適正化に向けての取り組みにおいて、資料の中に 立ち入り検査が1年間あたり一桁台ということでしたが、都道府県の資料に書いてある立ち入り検査と関東経産局の方に提示されている立ち入り検査に違いがあるのかないのか、そこを教えてください。

【関東経産局 中田係長】（テーマⅡに関する別途発言ですが、関連発言として記載）

事業者については担当が分かれており、単県しかその営業所がない事業者は各都道府県が担当。関東管内の1都10県、東京都、神奈川県、静岡県、千葉県、埼玉県、山梨県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県にだけに事務所がある事業者は関東経産局の担当で90件。経産局を2つ跨って、関東経産局管内だけではない県にも営業所がある事業者の場合には本省が担当となっています。

あまり相談件数が増えてないという話が林委員からあったが、事業者にはそれなりの反応が消費者からあったようなので、橘川委員より事業者委員へ発言を求めた。

【埼玉県事業者 川本委員】

消費者委員の林委員、中本委員から我々事業者が言いにくいこともしっかりと認識されご理解頂いた上の発言で、ある意味業界の正常化に向けてのエールを頂いたことに感謝を申し上げます。過剰投資をしたいと思っている事業者は基本的にはいない中で、競争の結果、自分で自分の首を絞めているという現状があります。過剰な設備の無償貸与等を悪用している一部の業者に対して、今まで業界として何とかしたいという思いでやってきましたが、結果的に正常化できなかったと反省しています。その中で、今回経産省の指導、理解を頂きながら、WGがここまで進んだことに基本的に事業者は大賛成です。従って、これを本当に実のあるルールにしていくことが我々の望むところです。

【東京都事業者 尾崎委員】

今までと同じようにやっていたのでは少しも変わっていないと思います。スマートガスメーターとLPWAのネットワークシステムが全消費者に行き届いた暁には、やはり供給と小売りを分けるべきだと思います。アパートのお客様でも自由に事業者を選べる。小売りはなるべく地元の近くの事業者から

選べることを進めていくべきで、アパートのお客様が自由に事業者を選べるようにするのが真の自由化ということです。是非、供給と小売りを分けることをWGで議論してほしいと思います。

【千葉県事業者 小倉委員】

無償貸与や無償配管は、元を正せばL Pガス業界の営業活動の一環として始めたことが、しだいにエスカレートして業界の悪しき慣習となり、是正を求められたものです。業界だけが現状悪者扱いされていますが、ハウスメーカー、不動産業者または家主に強要されてアパートにガスを供給している事業者もかなりあると思います。この問題に及び腰と伺っている国土交通省（以下「国交省」という。）にも検討、協力を頂きたいと思います。今後は、業界がこれまでに投資をした部分をどう精算していくかという問題も残ってくると思います。この問題の解決にも業界が一丸となって向かっていかないと、業界の発展はありません。千葉県L Pガス協会としてどう対処していくかについては、難しい問題が多々出てくると思いますので、動向を今しばらく注視した上で結論を出していきたいと考えます。

【山梨県事業者 望月委員】

誠に残念な報告ですが、山梨ではブローカー以外の実際にL Pガスの事業を行っているところが率先して駆け込み勧誘をしているというのが実態です。これを踏まえて、今後この業界を良くするためには何が必要なのかを思索していく段階にあると考えています。

【静岡県事業者 勝又委員】

L Pガスを消費者の方々から選んで頂けるエネルギーにしていくためにどうすべきなのかを常々考えていますが、今回の無償貸与、無償配管問題の検討を進めて頂いていることはたいへんありがたく、事業者自身がこれに真摯に対応していかなくは、これから先我々の生きていく道がより細ってしまうことを十分に認識すべきです。事業者だけではどうにもできないオーナー、管理会社、建設業者等に対して、国交省を巻き込んできちんと進めて頂いて省令改正がなされれば、それを受けて事業者自らが襟を正して進めていくべきであると県内の事業者に話をするつもりです。県内では、本来リーダーシップを取るべき事業者が問題となる行動を取っていることもあって、業界改革がなかなか進みにくい状況にあります。今回の省令改正を契機に、まず先に事業者同士がお互いに襟を正し合い、その中から次へとステップを進めていくことができると感じています。大手事業者の実施している投資を見ると、元が取れるのか疑わざるを得ない状況で、価格透明化の阻害要因になってお客様に不信感を持たれてしまっています。これを無くさない限り我々の業界は良い業界へは変わらないと思います。

【神奈川県事業者 高橋委員】

神奈川の場合は、消費者の会が実施している全店価格公表調査によって、会員は緊張感を持って価格を回答しており、そういう面から見れば価格は決して高いレベルにはなく、まさに料金適正化を率先しているものと感じています。一方、問題となっている事業者が供給している集合物件では価格が高く、神奈川消費者の会の調査にも答えません。神奈川から提案したのですが、先月の関東ブロック1都10県の会合において、各協会でも合意を取った上ですが、協会長の連名で、我々は襟を正すという趣旨の声明文を今月中に出すことを決定しました。また、今回WGで活発な議論が行われたのは、今まで参加しなかった大手のニチガス、トーカイが国の要請で出席していることが大きな利点でした。今後も議論の場に出てほしいと思います。

橘川委員より、事業者委員の意見を踏まえて、消費者委員に意見を求めた。

【神奈川県消費者 矢野委員】

神奈川県の消費の会連絡会では、4年にわたり神奈川にある全販売店に対して価格公表調査を実施してきました。少しでも業界の体質改善のために、消費者として何ができるかということで活動していますが、そんな中、消費者向けに実施している相談業務において、消費者がL Pガス料金や14条問題等

の契約についてあまりにも知らないことから、ブローカーに言われるまま不承不承供給業者を変えてしまったという実例も出てきました。消費者の方も若い人は結構勉強されている方が多いのですが、特に高齢の方に対しては「自分が主体的に関わっていこうという姿勢を見せることが大事で、しっかりと消費者も勉強する必要がありますね。」というような話を相談対応の機会を通じて行っています。LPガス協会も、消費者向けに今もっと勉強会の開催等のアクションを起こす必要があると思います。その活動がひいては信頼される業界体質につながると考えます。

【埼玉県消費者 清水委員】

賃貸住宅の4割で使われているLPガスは、生活に必要不可欠なエネルギーとなっています。今後の適正化に向けた取り組みの中で、消費者にどのように情報を伝えていくかということが大切になります。集合住宅のLPガス料金の仕組みを知らない状況では、私同様にLPガスを使ったことがない消費者は、LPガスに変わった時の衝撃が大きい人が結構多いのではないかと思います。事業者ごとの競争力の差が、集合住宅の設備の無償貸与という見えない部分で起こってしまうところが、どうしても闇の部分になってしまいます。そこをしっかりと透明化することで事業を進める道筋が作っていけるものと思います。「なくす会」には消費者の方から今のところ情報は寄せられていませんが、今後、駆け込み需要のような動きがあった時には声が届く可能性もあります。消費者団体として何を伝えられるかというところが必要になってくると思います。

【千葉県消費者 佐久間委員】

自治体の相談事例を拝見すると、やはりLPガスの切り替えの勧誘がまだまだあるようです。高齢の方には価格の仕組みを調べることや交渉等も難しいところがあると思いますので、高齢者への悪質な勧誘などを規制することをぜひお願いしたいと思います。消費者としても、電気、ガスの価格が上がっているのも、その仕組みを理解できるよう勉強することも大切であると思います。

【山梨県消費者 斉藤委員】

各都県の協会が改善に向けて努力されていることは分かりますが、やはり消費者が事業者を選ぶ目を持たないといけないと思います。事業者や協会が協力して良い事業者を選ぶ基準を示して、消費者側も事業者を選ぶ際に良くない事業者は選ばないということが大切です。まだまだ、消費者は事業者の良し悪しを判断する目を持つことが出来ていないので、色々学習していくことが必要です。集合住宅の無償貸与の問題では、事業者だけではなく不動産業界全体の問題でもあるので、LPガスの業界だけではなくもっと大きなところで取り組んでもらいたいと思います。

【静岡県消費者 大滝委員】

相談の現場では、LPガスの料金が安い、切り替えようと思ったら契約があと何年か残っていた、設備費を請求された、というような話があって、初めてその様な料金体系であったことを知って驚いたというものが多くあります。今回、無償貸与の中にエアコンやインターホンまでが含まれることを知って本当に驚きました。このコストが結局は消費者側のコストとしてガス料金に乘せられていることに危機感を感じると同時に、現在検討されていることはたいへんありがたいと思いました。消費者側も料金体系については細かく自分で見て比較するという必要があると思います。また、賃貸住宅でも入居前に様々な情報の提供を受け、各戸ごとに契約先を選べることは、消費者が自分のライフラインとしてLPガスを選択する上で非常に良いことだと思います。

【東京都消費者 林委員】

私どものところに入ってくる相談件数は非常に少なくなっていますが、消費者の方にも勉強しなければならないと思って頂きたいです。特に最近は高齢者だけの世帯が非常に増えていて、DXの流れで、領収書も明細書も請求書も料金表も何も届かない状況で、どれだけの量のガスをいくらで買っているの

か、自分はどの事業者と契約しているかの理解さえ危うくなっている世帯の方が非常に増えているというのが実感です。DXはいいのですが、高齢者をもう少し大事にしていきたいと思います。

・テーマⅠ．保安（LP事故の発生状況等）

橘川委員より、テーマⅡに関して自治体からの意見がないことが確認された。その上で、通信不良が改善したテーマⅠのプレゼンテーションに関する経済産業省産業保安グループガス安全室（以下「ガス安全室」という。）の説明を求めた。

- (1) ガス安全室の業務内容の紹介と事前プレゼンテーションに関する概要について、ガス安全室の榎本室長補佐より説明がなされた。
- (2) LPガス事故は、1979年に最多（793件、死傷者888人）となり、1983年には史上最大の被害（死傷者44名）となった婦恋での事故を経て、行政、事業者やガス機器メーカー等も一体となって事故を減らす取り組みを行った結果、近年は年間200件前後で推移するまで減少している状況について補足がなされた。

橘川委員より委員に対して意見を求めた。

【調査・広報委員会 中本委員】

最近の他工事に起因するLPガス事故において、住宅団地の場合、住宅の売買の際に必要な書類等に、その住宅団地の中の戸建てであることが分かる情報があるのか否かについて伺いたい。

【ガス安全室 榎本室長代理】

住宅の売買契約の中に、そういったものが入っているのかどうかは具体的に承知していません。実際に事故は起きているので、特に戸建て住宅でLPガスを契約している方は、自宅のガスがどこから来ているのかということの確認を是非お願いしたいと思います。

橘川委員より、行政、消費者、業界団体に発言を求めたが特になかったため、議論を深める観点で問題提起がなされた。

今回朝日新聞等の報道に掲載された、ガス代が千円から数千円安くなるという記事は間違いです。本来家賃で回収すべき料金をガス代で取っているので、ガス代は下がるけど家賃は上がるという形で、消費者の負担は変わらないことを経産省や経産局は消費者にもきちんと説明して頂きたい。その上で事業者は、27年4月までの移行期に三部料金を採用して、設備料金が含まれていない場合は「0」表示、設備料金が含まれている場合にはその内訳を明示して、これがやがて家賃に移行することを明記する必要があります。賃貸集合住宅において重要な意味を持つと思います。

また、どの事業者がきちんとした三部料金制度に移行したかについて、消費者に分かるよう実名で良い事業者を明示するという経産省の考えについて、懇談会出席者の意見を求めた。

【東京都事業者 尾崎委員】

そもそも三部料金というのはあり得ない。専門家の集団の話の中では三部料金や二部料金とは言うものの、消費者から見ると一切分からない話です。我々のような小規模事業者は、そのような設備負担はできないので、お客様にとって一番魅力のあるガス料金をできるだけ安くすることのために、設備の無償貸与などを省いて消費者に喜ばれる価格にすることだけを考えて販売しています。消費者がアパートでも自由に事業者を選べるという方法にするには、やはり供給と小売りを分けるしかないと思います。

橘川委員より、問題提起と尾崎委員の発言とは矛盾しない旨の認識が示された。その後、神奈川県事業者の高橋委員より、懇談会のテーマから逸れるとの前置きの下、地方臨時交付金を活用したLPガス値引きで神奈川県では消費者に還元がされることが周知された。一方、山梨県事業者の望月委員より、47都道府県の中で、山梨だけが地方臨時交付金はLPガスの料金には反映されない旨の報告があった。また、全国LPガス協会の保安委員長の立場から、良い業者とは、料金が安いことだけを見ずに、保安にお金をしっかりかけている事業者であることを消費者にも知ってほしいとの提案があった。

3. 総括（橘川委員）

今回の制度改革でどこを一番のターゲットにしているかというと、家主、不動産業界とさらにそのバックにいる住建メーカーです。つまり、本来家賃に含めるべきものをガス代に含めている事が問題です。家賃を安く見せるためにその様な手法を取ってはならないということです。そういうプレッシャーは報道が行われたこともあって既に始まっており、大手の住建メーカーなどは、別に言われたわけではないのに、そういうことはやらないと表明しています。このことをぜひ不動産業界にも、家主にも伝えていかなければなりません。その意味では経産省よりも国交省に頑張ってもらわなければならない局面になると思います。消費者も事業者も自治体も一体となって、これだけ気運が高まったところで、本来ガス代に入れてはならないものは入れずに、家賃で精算すべきという流れを作っていくことが大事だと思います。

主催者からのコメント（エネ庁日置室長）

本年7月に着任した資源エネルギー庁燃料流通政策室の日置です。本日は皆様の意見を拝聴し、改めてこの改革の取り組みをしっかりとやり遂げたいと思いました。橘川委員から指摘いただいた、今回の料金の見直しがなされた結果としてガス料金が数千円下がる可能性があるという記事は、語弊があると我々としても思っています。この点は、この場でも明確に申し上げます。個別のケースを見ればそういうケースもあるのかもしれませんが、それは本当に個別のケースということなのではないかと想像する程度であり、根拠となるような数字は持ち合わせておりません。橘川委員が正しく表現されたように、過剰な投資はさておくとして、設備費を家賃で負担するのか、ガス料金としての負担にするのかというところが変わるだけで、消費者から見た負担は理屈上変わらないということになります。ただし、この点は消費者から見てすぐにすっきりと理解できるものなのかという点については少々心配なところがあります。やはり、なぜ今までそうになっていたのかの説明も必要になる話ですので、消費者団体の関係者の皆様とも相談しながら、どう周知・徹底を図るかについてご協力願いたいと思っています。いずれにしても、我々は関係省庁と連携していきたいと思っています。料金を透明にしていくということは、消費者との関係では、事業者の方々にもぜひ頑張って頂きたいというところです。今日ここに参加されている経産局、自治体の皆様にも、今の取り組みが実効性あるものになるよう協力をお願いします。本日はこの課題について共有する良い機会になったと思います。様々な疑問点等が今後出てくるとは思いますが、一つ一つ解決をしながら進めていきたいと思っています。しっかりとモニタリング、監視を進めていくことが大切ですので、引き続きよろしくお願いします。臨時交付金に関しては、全都道府県、山梨県でも省エネルギーの観点からの設備導入支援という形に変わっているという範疇では全てと言えるかもしれません。いずれにしても、各都道府県の皆様のご協力とご尽力もあり、LPガスの料金支援について全国的に実施ができる体制が整いました。様々な皆様のご協力、ご尽力に感謝申し上げます。消費者の皆様には、その背景には事業者の方々の努力が相応にあることをぜひこの場を以て知って頂けたらありがたいと思います。

以上

令和5年度 中部地方LPガス懇談会 議事録

I. 日 時 : 令和5年10月2日(月) 13:30~15:30

II. 場 所 : Webexによるリモート会議

III. 参加者(31名)

消費者委員 : 吉田委員(愛知県)、三輪委員(岐阜県)、山本委員(三重県)、
原委員(富山県)、林委員(石川県)
事業者委員 : 後藤委員(愛知県)、澤田委員(岐阜県)、中井委員(三重県)、
東狐委員(富山県)、山本委員(石川県)
自治体 : 高木主査(愛知県)、中島主事(岐阜県)、西村主幹(三重県)、
市田技師(富山県)、前濱主事(石川県) 以上液石担当
伊藤主任(愛知県)、高安班長(三重県) 以上消費生活担当
学識経験者委員 : 名古屋工業大学大学院 工学研究科社会工学専攻 教授 渡辺委員
調査・広報委員会消費者委員 : 日本生活協同組合連合会 社会・地域活動推進部
組合員活動グループ グループマネージャー 児玉委員
行政等 : 資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室 目黒室長補佐
同上 宇野係員
中部経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課 中井課長
同上 二村石油備蓄業務係係長
中部近畿産業保安監督部 保安課 成瀬課長
同上 鈴木係長
議事進行 : 名古屋工業大学大学院工学研究科社会工学専攻 教授 渡辺委員
オブザーバー : 日本LPガス協会 星野企画グループ調査役
一般社団法人 全国LPガス協会 保安・業務グループ 瀬谷グループ長
司会 : 一般財団法人エルピーガス振興センター 広報室 市川室長代理
事務局 : 同上 嘉村・中村・福田・市川

IV. 議事次第

1. 開会挨拶

中部経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課 中井課長

2. 懇談

・テーマⅠ : LPガスの料金透明化・取引適正化について

*プレゼンテーションⅠ (LPガス産業の現況とLPガスの料金透明化・取引適正化に
向けた取組について)

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室 目黒室長補佐

*プレゼンテーションⅡ (令和4年度石油ガス流通・販売業経営実態調査結果の概要/
令和5年度石油ガス流通・販売業経営実態調査の実施計画)

一般財団法人エルピーガス振興センター 広報室 福田室長代理

*説明 中部経済産業局における取引適正化に向けた取組みについて

中部経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課 石油備蓄業務係 二村係長

- ・テーマⅡ：保安（ＬＰ事故の発生状況等）

＊プレゼンテーションⅢ（最近のＬＰガス事故について）

経済産業省 産業保安グループ ガス安全室

榎本室長補佐

＊説明 最近のＬＰガス事故について

中部近畿産業保安監督部 保安課

鈴木係長

3. 総括

名古屋工業大学大学院 工学研究科社会工学専攻 教授

渡辺委員

V. 議事内容

1. 開会挨拶

中部経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課

中井課長

今年度のテーマは、料金透明化・取引適正化及び保安（ＬＰガス事故の発生状況等）と伺っています。料金透明化・取引適正化について、賃貸集合住宅においては、オーナーに対するガス消費機器やエアコンなどの無償貸与、入居希望者に対するＬＰガス料金の情報提供不足、戸建住宅においては、ＬＰガス販売事業者（以下「事業者」という。）が配管の所有権を持ったまま屋内配管工事を行う無償配管などといった課題が指摘されています。これらの課題を解決するため、今年３月第４回総合資源エネルギー調査会資源燃料分科会石油天然ガス小委員会液化石油ガス流通ワーキンググループ（以下「WG」という。）が開催され、無償貸与をはじめとするＬＰガス業界特有の商慣行の是正に向け実効性確保を念頭において液石法の施行規則の改正にまで踏み込んだ議論が進んでいます。規則改正後には、事業者が法令を遵守するとともに真摯な取り組みを続けることにより、今後もＬＰガスが一般消費者などから選択されるエネルギーとなり、国民生活を支えるエネルギーの一翼を担っていくことを期待しています。一方、保安（ＬＰガス事故の販売発生状況等）については、１９７９年に年間約８００件も起きていましたが、ガス事故をできるだけ減らしたいという取り組みを事業者やガス機器、ガス警報器等のメーカーの皆様と行政で進めた結果、ここ数年は年間２００件前後で推移しています。行政としては、ＬＰガスを安全に使っていただくため、いろいろな方法で安全啓発を行います。事業者の皆様には、引き続き事故の防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

2. 懇談

- ・テーマⅠ．ＬＰガスの料金透明化・取引適正化について

渡辺委員より、エルピーガス振興センター（以下「振興センター」という。）の事前プレゼンに関し概要のとり纏めがあった。また、令和５年７月２４日に開催されたWGの内容を踏まえ、エネ庁目黒室長補佐より追加説明があった。

【調査・広報委員会 児玉委員】

ガスの料金透明化、取引適正化については、消費者が住んでいる地域、特に地方に在住の方にとってＬＰガスはなくてはならないものであり、重要な課題だと捉えています。２０１６年に開始された経済産業省（以下「経産省」という。）のWGが、今年３月に再始動され、商慣行是正の方向性が示されたことには賛成します。今後については、この制度改革を社会に広く知ってもらい、実効性のあるものにする必要があると考えます。賃貸集合住宅における商慣行については、建設業者、不動産管理会社、オーナー等、かなり幅広い方々が関わっていると認識しています。このため、経産省だけでなく国土交通省（以下「国交省」という。）等の関係省庁とも連携しながら進めてほしいと思います。

【愛知県消費者 吉田委員】

ＬＰガスには災害時も含めて多くの方が関心を持っています。勉強をすればするほど、価格に関して

は消費者側だけではなくて事業者側も苦しんでいる現状が分かります。今回の料金透明化の実効性については、小規模事業者の厳しい実態や独居高齢者の保安等を考えた時に、価格に何か上乘せなければそれが行えないのであれば、そこをどうしていくのかもしっかりと考えることが本当の意味で料金の透明化につながると思います。

【岐阜県消費者 三輪委員】

料金の透明化がやっと進んでいく方向になったのかというのが私の思いです。どんどん進めていただけると喜ばしいと思います。

【三重県消費者 山本委員】

今回の適正化に向けた動きはたいへん良いことだと思います。消費生活相談員として申し上げますと、料金が安くなるからこちらに変えないかという話をブローカーの訪問によって勧められたという相談が、一昨年に比べて、昨年の1年間は件数が増えています。また、契約してしまったがクーリングオフしたいという相談も目立ってきています。今回の適正化の動きに合わせて、この春の改正省令が施行されるまでにブローカーの駆け込みの動きが加速しているという気がしますので、相談員としては注視していきたいと思います。

【富山県消費者 原委員】

8月29日に「L Pガス料金利用者保護に欠かせぬ透明化」という新聞記事を読みました。ついに、料金透明化が進むと思いましたが、改正省令が施行されるのは4年後の2027年との説明があり、一筋縄では進まない、料金透明化が現実のものとなるのはまだまだ難しいと感じました。また、法制化に向けては色々と問題点が見えてきたとも思いました。WGの資料を見ると、三部料金制や戸建てにおける解約時の配管の所有権について等、私たちの知らないことが色々あって、消費者にとっては難しい問題がこれから起こってくるものと思います。

【石川県消費者 林委員】

私はL Pガスのお客様相談小委員会にも参加していますが、賃貸住宅の料金問題に関する質問や相談が多いです。過大な営業行為によって、ガス代が他よりずっと高かったということを知ることになるかもしれないので、早急に商慣行を見直してほしいと思います。また、関係省庁と連携して進めるとのことですが、連携が果たしてうまくいくのかについては懐疑的です。しっかりとした法整備をしてほしいと思います。

【渡辺委員】

省庁間の横連携について、例えば国交省等との間のやり取りについて披露できる部分があればコメントをお願いしたいと思います。

【エネ庁 目黒室長補佐】

関係省庁との連携については、不透明な部分で、我々も説明が尽くせていない部分だと思います。賃貸集合住宅であれば不動産管理業者、戸建てであればハウスメーカーを所管しているのは国交省です。しかしながら、液石法はあくまでもL Pガス販売事業者を規制する法律ですので、その法律で不動産管理会社またはハウスメーカーを規制することは法制上できません。事業者はもちろんその行動を制約することになりますが、不動産会社や建設業者に対して我々が出来ることは、周知して、賃貸集合住宅における商慣行是正の議論があることやその趣旨を理解してもらうことです。事業者がこれまでどういった形で関与してきたのか、今後の関与の在り方をWGの中で見直して、正しい商慣行に変えていくことを伝えることが非常に重要なミッションだと考えています。国交省だけではなく、公正取引委員会（以下「公取」という。）や消費者委員会もそうですが、第三者の目線を横から入れることで、商慣行見直しの趣旨を周知し、痛みを伴うこともあるかもしれませんが、結果として、正しいL Pガス供給とはどうあるべきかをしっかり発信していくことが必要です。具体的にどう連携しているか、どの様な相談を

しているかについて所管を超えた協力は明示できませんが、不動産業界への働きかけに向けて、商慣行見直しの方向性を講習等で発信していくことへの協力を取り付けた上で、例えば不動産会社の集まりに我々が参加して説明するようなことについては調整をしています。

【石川県事業者 山本委員】

業界として外部の力がないと動かないということが非常に残念です。我々事業者が全員で悪しき慣習をやめてしまえば解決するはずですが、特に集合住宅については、ガスの選択権はほぼ不動産会社を持っていて、オーナーと話をしても全て不動産会社に任せるしかないという雰囲気があり、そこが改善の難しいところだと思います。料金公表等の話も何年も前からありますが、不動産関係からの問い合わせはほぼなく、料金公表についてどこまで伝わっているのか非常に疑問です。やはり国交省が不動産関係に強く要請しなければこの慣習を変えるのは難しいと思います。元々はガス業界から始まったことかもしれないかもしれませんが、現状事業者は言われるがままという状況です。個人的に建築関係者から聞いた話ですが、某大手事業者は法律が変わっても関係なくどんどん無償設備をつけると言っています。その辺の意識が変わらないと法改正の実効性を上げるのは難しいと感じます。おそらく、法改正後は設備料金を価格に転嫁することは難しいが、営業投資として会社として投資するとなると区分も難しいので、法改正されても商慣行是正を実効性があるものにしていくには、まだまだハードルが高いという感覚を個人的には持っています。毎年の総会でも皆でやめようと話はしていますが、思いはあっても互いに疑心暗鬼で人がやるから止められないという部分もあって、そこが非常に大きな課題だと感じます。

【富山県事業者 東狐委員】

この問題は、いわゆる昭和の商慣行という言葉で括られると思いますが、解決するには多くの人を巻き込んでいく必要があります。商慣行は英語で「ビジネスプラクティス」ですが、令和のLPガスの商慣行ということでこれを「令和LPBP」という新しい言葉にして、悪しき「昭和の商慣行」の問題点を広く国民に知らしめ、多くの人から意見をもらうことで、正しい方向に向かうのではないかと思います。業界を超えた発信が必要であり、それによって経産省だけではなく、例えば国交省や税務署、国民の皆様の様々な意見が取りまとめられていくと思います。

【三重県事業者 中井委員】

三重県LPガス協会は、料金透明化・取引適正化についてはかなり出来ていると思っています。協会でも料金透明化の動きは会員に伝えており、総会でも話をしています。皆様と同様に正さなければいけない問題であると強く感じていますし、今回の法改正は行きつくところまで行ってほしいという思いがあります。ここで、幾つかの質問があります。先ず1つ目の質問として、改正方針の中で、ガス料金にかかる料金は基本料金、従量料金及び設備料金とし、請求する際は消費者に対して算定根拠を通知しなければならないとなっていますが、「消費者に請求しなければならない」や「消費者に請求するものとする」というようなルール、通達、或いは法律的に決めるというような意図はありますか。

【エネ庁 目黒室長補佐】

事前資料にある改正方針の中では、基本料金、従量料金、設備料金というような内訳の更に詳細な積算を示すことには基本的になっていませんし、これを求める法令の根拠もありません。要は内訳が示せるということに記載することが必要だと考えています。ただし、その中で基本料金であれば、どういう固定的経費が含まれているか説明を求められた際には回答できるようにしておくことが重要です。特別のルールが条文上出てくるような見直しをするということではありません。

【三重県事業者 中井委員】

この質問をした理由ですが、消費者に対して料金を請求する際のことですから、消費者以外に料金を請求する際には内訳は要らないわけです。従って、オーナーに請求するときには内訳なしで請求して、オーナーが各戸に割り振るケースがあるのでそれで良いのかということです。原則LPガス料金は消費

者に対して請求しなければならないという法律がない限り、オーナーは都合の悪いことを全部隠してメモで今月の請求額を伝えるということで終わってしまう可能性があるがどう対処するか。これが2つ目の質問です。

【エネ庁 目黒室長補佐】

ガス料金の請求がオーナーからなされるということが大々的に行われているということですか。

【三重県事業者 中井委員】

オーナーからガス代が請求されるということは、法令違反がまかり通っているということです。これは、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」違反になります。何故かという、オーナーは販売許可を持っていませんし資格者もいません。それを立て替えということで行っていますが、ガス事業法ではアウトです。電気は、アパートのオーナーに対して全部一括払い請求して、アパートのオーナーが各戸に請求することを認めています、ガス事業法では認められていません。都市ガスでは、例えば、イオンが親メーターを置いて子メーターで全部請求するということは経産省は認めていません。これは、イオンがガス事業法の都市ガス事業を行う許可をもっていないからです。LPガスもそこが問題なので、オーナーがガス代を請求することを否定した方が良いというのが私の考えです。オーナーがガス代を請求することは違法とすることで、初めて消費者に我々の声が届きます。請求明細が届いて消費者から初めてレスポンスが出てくるのではないのでしょうか。従って、オーナーへ一括請求し、それを各戸にオーナーが振り分けて請求するのは法律違反だということをしっかり定義づけて、消費者がきちんと支払い内容を理解して支払うことが大事だと思います。その他に、集合住宅の管理会社がガス給湯器を最初に無料で取り付けさせ、その後の修理は無料、壊れたらまた無料で取り付けさせる。これが今大手のハウスメーカーがやっていることです。多くの事業者がこの様な契約をさせられていることは、公正取引上の優位的地位の濫用であると思います。この様な契約が存在する点もしっかり把握し、平成の末期から令和にかけて出てきたLPガス業界の歪、歪んだ取引を変更してほしいと思います。3点目です。我々各県の協会はお客様相談所を運営しています。経産省の予算ですので、お客様相談所があることを消費者にもっと知ってもらうために、振興センターで共同CMを作って、我々がそのCMを各テレビ局、ラジオ局に流すことで、今回の改正のバックアップ、或いは周知を徹底してほしいと思います。

【エネ庁 目黒室長補佐】

消費者と供給業者との関係は基本的に1対1の関係であるべきです。間に誰かが介在して、店子への請求を一元的に行うことができるということは規程にありません。保安の話にもあったように、1対1の関係においては、ガス事業法上も、特に液石はそうですが、保安責任は事業者にかかっているのが正しいあるべき形です。消費者と供給事業者が1対1の関係で保安の確保が図られる体制が重要です。その観点から店子制度みたいなもので途中で誰かが介在することによって、誰が本来責任をとるのが不明確になるのは正しくないと思います。オーナー側又はその不動産管理会社の間で、ガス供給とは別途の契約があるという問題に関しては、潜在的にある問題と理解しています。別途の契約が単純にガス供給とは別の契約として履行されているのであれば、それはそれで問題はないと思いますが、その別途の契約がガス供給先を決定する判断要素になっていることが問題だと理解しています。特に賃貸集合住宅であれば、ガス供給先をオーナー又はその不動産管理会社が決めており、一方でその入居者自体にはガス供給先を決定する力がなく、個々には切り替えたいが決められたガス供給先を受けざるを得ないという消費者不在の構図になっています。今回の見直しでは、消費者目線で見たときにそれが不合理ではないかと指摘された際に、合理的に説明しうる環境をつくることが主眼としてあります。行政としてはルールを整備していきますし、業界としてやるべきことはやって頂くと同時に、大きな役割を果たす国交省等にも働きかけをしていきます。優越的地位の濫用については、本当に優位的地位があれば情報

を頂ければ動きますし、公取には事業者からでも消費者目線でも結構ですので投稿してほしいと思います。どんどん通報して頂くと、よりおかしい動きとして顕在化して見えて、この見直しが大きな世の中の動き、流れになっていくと思います。従って、情報を頂ければ関係省庁との検討ツールになります。また、各事業者から個別案件について通報を頂くことは、非常に大きな力になると思います。

【岐阜県事業者 澤田委員】

業界がやっと正常化に向かうのだろーと思います。来年4月から配管代、給湯器代は払うと大手ハウスメーカーの多くが言っているの、かなり認識が変わっていると思います。料金透明化の一つの問題は、一部の切り替え販売している大手販売事業者やブローカー等々が料金を公表していないことにあります。安値で切り替えておいて、ホームページ（以下「HP」という。）はあるのに、そこに料金の掲載がない事業者もあります。また、例えば、東京に本社がある会社が岐阜に営業所を作って安い料金で切り替えをしているにも関わらず、東京の本社のHPにその料金が載っていないのが問題です。HPへの料金掲載を徹底しないと、来年4月に新しい法律になっても設備費の有無による料金の違いが明確になりません。今、我々は来年6月以降の新しい料金を社内で検討しており、三部料金で設備費がゼロになった場合、料金はどの程度下がるのか、下がるのがいくらなら会社を経営していけるのかをシミュレーションしています。HPに料金を公表していない会社は、来年法令改正した6月からの料金をどうするのかを比較できません。私からの提案ですが、小規模でHPが無い会社は仕方がないですが、HPを持っている企業、例えば、5,000軒以上顧客がある販売事業者や切り替えに問題のある事業者は全てHPに価格を公表させることです。5,000軒以上顧客がある事業者はおそらく各県10社ぐらいしかありません。切り替え問題事業者は1社か2社しかありません。省、局、各県は、HPに料金を載せるという基本のフォローをしっかりとってほしいと思います。

【愛知県事業者 後藤委員】

消費者目線で行くという今回の法改正の方向性は非常に良いことですし、三部制料金に関しても良いことだと思いますが、考えるべきは、WGが大きなグループのメンバーで行われているために、末端の声があまり反映されていないのではないかとということと、あと一つは、消費者のためになるということを考える上においても、真面目な事業者が損をしない制度にして頂きたいということです。今我々の業界は非常に会員数が減っています。協会自体も会員数が減った中で運営をしていかなければならない状況です。地域の中で本当に良い事業者がいなくなり、利益のみを追求するような事業者ばかりがいるという状況になると、結果として、消費者の為にならないということになりかねないので、今回の改正を本当に消費者のためになるような制度にしてほしいと思います。

※6年前から続けられている取り組みについて、中部経済産業局（以下「経産局」という。）二村係長より以下の発表があった。

【中部経産局 二村石油備蓄業務係係長】

我々はLPガスの取引適正化に向けて立ち入り検査を定期的に行なっています。検査実績としては、令和4年度が5件、3年度が2件、元年度が3件、今年度は3件の立ち入り検査を計画しています。約5年間で管内のLPガス販売事業者に対して立ち入りが一巡する見通しです。実際の指摘事項としては、1つ目は、14条書面の記載事項の不足について指摘をしたものです。14条書面の修正を事業者にして頂きました。2つ目は、料金取引適正化ガイドラインに基づくもので、料金変更時において事業者が変更前の販売価格を記載していなかったため、販売価格変更時にお客様にお知らせする文面を修正して頂きました。当局所管の事業者は管内に複数支店を構える事業者ですので、指摘事項があった場合には、その他支店を含む全社内で周知をして頂き、最終的には従業員に対していつ誰にどのような形で研修をする、14条書面を変えた等ということをまとめた改善計画書を我々局の方に出して頂き、指摘事項や

問題がなければ一旦完結というような流れで立ち入り検査を進めています。大きな2つ目として、料金の透明化・取引の適正化に向けた説明に関しては、各管内の事業者が集まる総会等で、WGの話を交えて説明しています。最後になりますが、管内各県との連携については、来年度の液化石油ガス法（以下「液石法」という。）の施行改正においては実効性の確保が非常に重要ですので、今後も立ち入り検査を実施する管内各県の液石法の担当者とも連携を深める必要があると考えています。

【岐阜県事業者 澤田委員】

局管内のガス事業者にHPに料金を載せることをしっかり指導して頂きたい。名古屋に本社があつて省、局管轄の会社が数社ありますが、その料金がHPに載っていません。それについてしっかりと指導していただきたいと思います。

【エネ庁 目黒室長補佐】

基本的にこの見直しは誰のためかと言うと、LP業界、事業者はもちろんのこと、消費者もそうですし、オーナーもそうです。LPガス供給の信頼性の問題に大きく影響するということで、官民上げて信頼性をいかに上げていくかというところにつながるものだと思います。こうした大きな流れの中で、見直すべきは見直し、協力を得るべきは協力を得て推進していきたいと思います。いろんなご意見を頂戴しルールメイキングに反映しようと考えていますのでご協力いただきたいと思います。

・テーマⅡ. 保安（LP事故の発生状況等）

渡辺委員より経済産業省ガス安全室（以下「ガス安全室」という。）の事前プレゼンに関し概要のとり纏めがあった。

【中部保安監督部 鈴木係長】

保安監督部の業務としては、LPガスを皆さんに安全にお使いいただけるように、事業者の認定やそれに伴った立ち入り検査を実施しています。加えて事故の報告を受けて、その事故の調査を実施しています。ガス安全室の事前プレゼンテーションに他工事事故が多いとの話がありましたが、我々の中部地区管内でも、リフォーム工事などでガスの配管が壊れてしまうという事故が、全体の約40%程度去年は発生しております。皆様にはビデオ内でもお伝えした通り、集合住宅は地下にガスの配管が埋設されているという認識を持って頂ければと思います。また、漏洩したガスに着火したという事故も中部地区管内で数件発生しておりますので、引き続き点火の手順などを遵守して、事故を未然に防いでいただければと思います。近年死亡事故は特に発生しておりません。冒頭、中井課長からも話がありましたが、事業者、ガス機器メーカー等の皆様と行政で進めた結果だと思しますので、引き続き関係者で力を合わせて行って頂きたいと思います。最後に、経産省では10月1日から2023年度のLPガス消費者保安月間を実施しています。保安月間中は事故防止のための保安啓発活動を集中的に実施して、ガスをお使いの方々の保安意識の向上を図っていきます。今後ともLPガスを安全に使用して頂くため、色々な方法で我々の方から安全啓発を行いたいと思います。

【調査・広報委員会 児玉委員】

事故自体は800件から200件に減っているということですが、今のお話のように痛ましい発火事故等がまだあるということです。更なる削減に向けてポスターなども作っているとのことですので、消費者団体としてできる協力はしたいと思います。また、他工事事故の40%がリフォーム工事中の事故ということなので、専門業者への啓発活動を今後も進めてほしいと思います。

【石川県消費者 林委員】

プレゼンテーションを見て、他工事事故がLPガスの配管の中に何が入っているかが公開されていないことによって起きることがあるという説明に大変驚きました。ハウスメーカーなどにはきちんと聞いてもらうことを啓発してもらいたいと思います。また、ゴムホースの劣化に対する定期検査の実施につ

いても、ガス業界と私たち消費者団体で啓発していくことが大事だと思います。3つ目の安全に対するメッセージについては、石川県では危機管理官室の消防担当から冊子等が出ていますが、問題はオール電化でガスを使う機会が減った人たちにガスの安全な使い方が伝わっていないことだと感じました。特徴や使い方について、L P ガスを使っている人たちだけではなく、他の人も含めた全世帯に啓発してほしいと思います。

【富山県消費者 原委員】

近年は、マスコミが発達しているにも関わらず、昔の様にガス事故のことをあまり聞かなくなりましたが、私自身年をとってきたこともあって、最近、火の扱いに関して油断することが多くなってきたことから、高齢者のガスの使い方に対する啓発が必要であると感じています。水が無くなったら消えるとは聞いていますが、実際には黒焦げになった鍋を何個も捨てています。また、字が読みづらい、耳も聞こえづらくなって、紙の書類もあまり見なくなりました。近頃はテレビに釘付けになっていますので、テレビでガスに関する啓発を行う等も色々考えてほしいと思います。

【三重県消費者 山本委員】

高齢者向けの啓発講座にはよく参加します。契約時には悪徳業者に騙されないようにという話は多いのですが、製品安全をテーマにした講座には時間を割く余裕がないというのが実態です。また、相談員も、製品安全は専門的な部分をかなり含んでいますので敬遠しがちだと思います。ガス事故も石油ストーブの話も、それから古い電化製品の話も含めて、製品安全に関する時間をもう少し増やしていく必要があると改めて思います。

【岐阜県消費者 三輪委員】

日頃から、事業者の保安活動についてはガスの交換から器具の接続までたいへん感謝しています。ゴムホースの交換も自分では気づかないのですが、交換に来ていただいて本当にありがたいと思っています。

【愛知県消費者 吉田委員】

独居の高齢者も増え、保安に関する啓発や体験は大切になると思います。また、最近は若い人達がキャンプでガスを使う場合がありますが、自宅での使用経験もないため、近くで花火をするなど私どもでは考えられないような使い方をする場合もあります。今後の業界の発展を考えると、育ちの中でガスの使用を体験することで利用者の広がりにつながるものと考えます。高齢者のサポートの話がありましたが、良い事業者にあたってサポートしてもらえる方がいる一方で、薄利でそれをやっている事業者もいるので、これはガス料金の話にもつながりますが、業界の中で、大手だけではなく小規模事業者の実態もきちんと調べた上で料金の適性化を考えるべきだと思います。法律は改正されますが、それをきちんと守りきれぬ体制ができているかどうか調べる中で実施してほしいと思います。安全のことも料金のこと、本来はL P ガス協会が事業者はどうやっているのかを各地区で調べる必要があると思います。私の住んでいる地域でも、協会から何も連絡がないという事業者もいますので、その事業者が会員なのかどうかはありますが、消費者からすれば全てが同じガス事業者ですので、正しく指導しないと安全を守れないのではないかと考えます。

【愛知県事業者 後藤委員】

安全に関するPRを普段から行っていますが、実際に高齢者やL P ガスの使用経験のない方々を招いて、L P ガスや火の取り扱いを体験することまではやっていません。主として保安大会、防災訓練という形で行っているというのが実態ですが、今後は、業界としてそのような啓発をしていかななくてはならないと思います。もう一つ私が非常に不安に感じているのが外国人観光客及び外国人の方です。習慣の違う外国人の方々に対して、我々がどれだけ実際にL P ガスの安全性をPRできているのだろうかと思近思うことが多く、先ほど吉田委員が言われた通り、L P ガスの使用経験のない方に啓発や体験をさせ

ることを真剣に考えていかなければならないと思います。ただ、今、我々の業界は保安という面は当然やらなくてはいけないものですが、どちらかというと価格面に目が向いています。当然、販売と保安は両輪でやっていくべきなので、今後はもう一度基本に返って、ガスの使い方の啓発、体験活動もしっかりとやっていきたいと思っています。最後に、立入検査については、いろんな業者に立ち入りして頂き、指摘を頂いて非常にありがたいのですが、我々は立ち入り検査のために商売をやっているわけではないので、我々自身が保安というものをいかに認識しているのかということも含めて行政の方に指導して頂きたいと思っています。

【岐阜県事業者 澤田委員】

マイコンメーターが普及しており、ガスが大量に漏れたら元から止めます。ヒューズコックがあつてホースが外れても止まります。また微量漏れも警報機がほぼ100%一般家庭にはついてはいるはずですが、業務用では事故が多いのですが、警報器と元で連動して警報が鳴れば元で止まります。コンロも立ち消え安全装置がついていますので、火事になる心配はありません。更に今はLPWAという新しい通報装置によってメーターを24時間監視していますので、消費者宅でメーターが止まった場合は、センターが遠隔でその家のガスが漏れているかどうかを調べて自動復帰できます。ガス臭いという時もすぐに止められるのです。このように業界は莫大なお金をかけて消費者の保安を守っています。今取組んでいるのは、津波や大洪水の時にもボンベが流されないこと、ボンベ自体を補強することです。地震があつても、ボンベが倒れた場合にガスが自動的に止まるように強力式のホースを使っていますので、ハード面ではほぼ完璧です。一般の家ならほぼ事故はないのですが、工事業者が知らないところで管を敷いた際に間違えてガス配管を掘ってしまうとか、例えば、降った雪が落ちてガス設備を誤って壊してしまう等しかありません。そういう意味ではぜひ安心してください。

【三重県事業者 中井委員】

高齢化問題で日々危険性が増しているというのが私どもの理解です。オール電化家庭が1,000万軒ほどになる中、電化世代がガスのことを知らないが故にガス臭くてもタバコを吸ってしまうというようなことが起きるので、消費者に対してガスの使い方等の教育をするという提案は一考に値すると思います。三重県では、「いただきます」という火育教育を保育園や幼稚園で行う等、ガスの良さや安全性を伝えるために幼稚園児や小学生を対象とする啓発事業を立ち上げています。なお、吉田委員のご提案の中で若干認識に取り違いがあります。残念ながら、公取からのカルテルの問題に関わるので、LPガス協会あるいは全国LPガス協会が価格を調べて問題点を指摘することはできません。私ども協会は保安の確保のためと、流通関係においては価格に触らない範囲で会員相互に間違いを正していくのが協会のあり方ですので、その点消費者団体の皆様にもご了解いただきたいと思います。安全については日頃より地方のローカルテレビやケーブルテレビを通じてPRしています。

【富山県事業者 東狐委員】

富山県LPガス協会の活動の目的は、定款上は「LPガスの安全の確保とLPガス事業の総合的発展を図り、県民生活の向上と福祉の増進を図る」としており、保安を第一に上げて活動しています。その中で、保安の点から一番リスクが高いのはお年寄りの世代と考え、平成17年（2005年）から、ふれあいサポートという運動を継続しています。これは、一人暮らしのお年寄り世代や要介護者を対象に、年間6,000軒を目標にお宅を訪問して、例えば、ガスコンロの修理をしたり、ガス料金の相談をしたり、節約の方法を説明したり、その他いろんな困りごとの相談を受けたりしながら、お年寄りをサポートしつつ安全にガスを使ってもらおうという活動を20年ほど行っており、今後も継続していきたいと思っています。

【石川県事業者 山本委員】

少子高齢化やオール電化の進行により、ガスの需要が全体的に減っています。その中で、限られたパ

イを取り合う状況が、今日前半の話の色々な課題の一番の元凶かと思います。ただ、石川県では近年能登半島で地震が頻発しており、風水害も非常に増えているので、改めて「災害に強いＬＰガス」は、皆さんに認識されていると思います。「災害に強いＬＰガス」をアピールするためには、日頃からの保安の確保が大事であり、協会の一番の活動ですので引き続き取り組んでいきたいと思っています。先ほど澤田委員から紹介されたように、非常に安全機器が普及して高度化していますが、一方で、保安に関する費用も非常に高くなっていて、それが価格に反映されているのは事実だと思います。特に小規模事業者は、設備費用などを含めなくとも保安関連経費等の費用が掛かっているのです、なかなかガスを安くできないのが実態です。協会としても、保安の高度化を更に進めていくことでＬＰガスを一層ＰＲして、今後とも皆さんに使ってもらえるよう努力していきたいと思っています。

３．総括

【渡辺委員】

テーマⅠのＬＰガスの料金透明化・取引適正化については、経産省による法制化の推進が始まりました。一方で、澤田委員の発言にあったように、現場でも既に不動産業者を巻き込んだ形で動いているものの、これに反する事業者がいるということは、悪貨が良貨を駆逐するように、正直者がバカを見するという状況があるとすれば是正しなくてはなりません。同時に、ブローカーの存在や或いは何か裏取引があるとすれば、その実態を吸い上げてＷＧに持ち込んでいかないと、折角の法制化が実効性を欠くことになります。そうならないように各地方の懇談会で具体的な議論を進めると同時に、アンケート調査を進めるだけではなく、通報して実際にその事業者を批判したり逮捕したりする等、双方向で実態を把握しながら法制化を進めていく推進モードに入ったと思いますので、是非皆さんも立場を超えて協力頂きたいと思っています。テーマⅡの保安については、自分たちではない他者による、直接関わりのない人たちの不具合による事故や、或いは高齢者も含め嘗ては知っていたが今はもう認識していない人たちの誤操作による事故があるとすれば、その方々への普及・啓蒙等の取り組みは皆で共有しながら進めるべきだと思います。自組織の限界があるとすれば、各組織がどういう取り組みをしているかをこのような懇談会等でシェアしながら進めるべきです。

※渡辺委員より全体の総括を求められ、エネ庁目黒室長補佐から以下の発言があった。

【エネ庁 目黒室長補佐】

本日は様々な観点、視点から意見をいただき、数多くの気づきを与えて頂いたと思います。地方懇談会という形式の中で、忌憚のないご意見を頂きながらＬＰガスの周辺にある様々な事柄に対して対応できる機会を引き続き設けていきたいと思っています。地方毎に１年に１回というペースですが、この会だけではなく、我々にチャンネル自体は既にあると思っていますので、それを通じて適時ご意見を頂ければ、或いはご連絡を頂ければ、機会さえ許せば馳せ参じてご説明もできると思います。懇談会でなくても私が一人で出ていくことは可能ですのでご連絡いただければと思います。また、リアル開催についても様々な考えて検討します。

以上

令和5年度 近畿地方LPガス懇談会 議事録

I. 日 時 : 令和5年10月4日(水) 13:30~15:30

II. 場 所 : Webexによるリモート会議

III. 出席者(37名)

消費者委員 : 齊藤委員(福井県)、廣瀬委員(滋賀県)、右近委員(京都府)、
角田委員(大阪府)、中道委員(兵庫県)、奥西委員(奈良県)、
田村委員(和歌山県)

事業者委員 : 渡辺委員(福井県)、川瀬委員(滋賀県)、畑委員(京都府)、
植山委員(大阪府)、高須委員(兵庫県)、西井委員(奈良県)、
佐伯委員(和歌山県)

自治体 : 橋本副参事(滋賀県)、香山主事(大阪府)、南野職員(兵庫県)、
南浦主任主事(奈良県)、石川主事(和歌山県)(以上、液石担当)
坂井物価相談員(福井県)、吉岡主任主事(滋賀県)、
折戸専門幹(京都府)、東副主査(和歌山県)(以上、消費生活担当)

調査・広報委員会委員 : 全国女性団体連絡協議会 事務局 齋藤委員

学識経験者委員 : 甲南大学 法学部 教授 土佐委員

行政等 : 資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室 目黒室長補佐
同上 宇野係員
近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課 西山課長
同上 高橋課長補佐
同上 加治屋課長補佐
中部近畿産業保安監督部 近畿支部 保安課 明渡課長補佐

オブザーバー : 日本LPガス協会 企画グループ 三木グループリーダー
一般社団法人 全国LPガス協会 保安・業務グループ 瀬谷グループ長

議事進行 : 甲南大学 法学部 教授 土佐委員

司会 : 一般財団法人エルピーガス振興センター 広報室 福田室長代理

事務局 : 同上 嘉村・中村・福田・市川

IV. 議事次第

1. 開会挨拶

近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課 西山課長

2. 懇談

・テーマⅠ. LPガスの料金透明化・取引適正化について

＊プレゼンテーションⅠ (LPガス産業の現況とLPガスの料金透明化・取引適正化に
向けた取組について)

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室 目黒室長補佐

＊プレゼンテーションⅡ (令和4年度石油ガス流通・販売業経営実態調査結果の概要／
令和5年度石油ガス流通・販売業経営実態調査の実施計画)

一般財団法人エルピーガス振興センター 広報室 福田室長代理

＊説明 近畿経済産業局における取引適正化に向けた取組みについて

近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課 高橋課長補佐

・テーマⅡ．保安（ＬＰ事故の発生状況等）

＊プレゼンテーションⅢ（最近のＬＰガス事故について）

経済産業省 産業保安グループ ガス安全室 榎本室長補佐

＊説明 最近のＬＰガス事故について

中部近畿産業保安監督部 近畿支部 保安課 明渡課長補佐

３．総括

甲南大学 法学部 教授 土佐委員

V．議事内容

１．開会挨拶

近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課 西山課長

ＬＰガスは全国の総世帯数の約４割にあたる２，２００万世帯強で使用されており、国民生活、社会活動を支える非常に重要なエネルギーです。また、ひとたび災害が起これば被災地を支える最後の砦となるエネルギーとして非常に重要な役割を担っています。一方で、電力、都市ガスといったエネルギーの小売全面自由化により家庭用エネルギーの競争が激化しており、ＬＰガスについては特に取引適正化の面でますます重要性を増しています。資源エネルギー庁（以下「エネ庁」という。）では今年３月から７月にかけて液化石油ガス流通ワーキンググループ（以下「WG」と言う。）を開催しています。ＬＰガス販売事業者（以下「事業者」という。）の過大な営業行為の制限、三部料金制の決定、ＬＰガス料金等の情報共有、等について今後のあり方が検討されています。また一部法規制化が必要ということで来春の液化石油ガス法（以下「液石法」という。）改正が見込まれているとも伺っています。引き続き事業者のガイドライン等の遵守および真摯な取り組みを通じて、今後もＬＰガスが消費者に選択されるエネルギーとなり国民生活を支えるエネルギーの一翼を担うことを期待します。本懇談会はＬＰガスに係る諸問題について情報共有し問題点を把握するとともに相互の信頼を深めるために実施されているところです。本年も 甲南大学教授の土佐先生にご意見をいただきながら、より良いＬＰガスの利用環境の構築に活かしたいと思います。

２．懇談

・テーマ１．ＬＰガスの料金透明化・取引適正化について

エネ庁の目黒室長補佐より、７月２４日に開催された直近のWGの内容に関する補足説明がなされた。

ＬＰガス産業に係る商慣行見直しの検討状況については映像であらかじめご説明しましたが、直近の第６回WGで示された全体の方向性について補足説明します。第６回に至るまでは賃貸集合住宅と戸建てに分けて議論してきましたが、特に賃貸集合住宅の商慣行の見直しに関して様々な論点がありました。これを集約すると３つの点に絞られます。１つ目は過大な営業行為の制限、２つ目は三部料金制の設定、３つ目はＬＰガス料金の情報提供で、この３つについて深堀しました。

まず過大な営業行為の制限について改正方針を示しました。これまで事業者がガス契約締結を促進するために、賃貸集合住宅のオーナーや戸建ての消費者に対して正常な商慣習を超えた利益を供与してきた経緯があります。従って、このような利益供与をしてはならないという方向性を示しました。但し、ここで必要なことは実効性を確保することです。即ち、過大な営業行為を如何に取り締まるのかということですが、基本的には法律の条項ということではなく施行規則において販売方法の基準について示し

ています。過大な営業行為に対する制限は複数条文を追加していくという修正を想定しています。過大な営業行為が認められるような場合、どう取り締まっていくかということですが、これは報告徴収、立ち入り検査等で是正を促していき、最終的には基準への適合命令、場合によっては罰金というところまで罰則が適用され得ることを想定しています。但し、ルールを交付してから一定の経過措置期間を設けることによって、その意向を促していきます。この場合、過大な営業活動等については3ヶ月を経過した日から施行までの間で事業者へは正しい商慣行への移行を促します。一方で実効性確保に向けて運用状況をフォローアップすることも必要です。タイミングは施行後というわけではありませんが、ルール改正については事業者、不動産事業者が関係するので、関係者に制度改正を予め周知し、さらには事業者にも制度を遵守するという自己宣言を促し、一方で国としても監視・通報体制を整備しWGで現況を報告してフォローアップしていく体制を構築したいと考えています。

続いて2点目の三部料金制の設定についてですが、以前より三部料金制自体は存在していたものの徹底がなされていないという現状を踏まえて改正方針を示しました。ガス料金は一般的に基本料金と従量料金が主な構成要素となっていますが、これまでの商慣行において問題となっている機器の貸与を改めて設備料金とし、基本料金、従量料金に加え設備料金を以て三部制料金とします。また、従来エアコンのようにガスと直接関係のない設備までもが貸与されてきましたが、ガス消費機器以外は設備料金として請求してはならないという方向性を示しました。こちらも報告徴収、立ち入り検査、その上で基準適合命令、さらには罰金まで至るという罰則を適用することとします。その上で、交付の日から起算して3年を経過した日から施行という経過措置期間を設けるとするのが趣旨です。これは料金回収等の変更に関わる様々な手続き、プロセスを考えた時に3年程度の期間は必要であろうということで設けるものです。フォローアップについては、その制度改正をしっかりと周知した上で、WG等でも実施していきます。

3点目のガス料金の情報提供については、賃貸集合住宅の入居者があらかじめ情報を得ることなく入居を判断し、入居後も情報が得られない中で請求書通りに料金を支払うという事例が多々ありました。改正方針としては、入居者に対して事前に直接またはオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じてガス料金等の条件を確認できるようにするという事です。以前、経済産業省（以下「経産省」という。）と国土交通省（以下「国交省」という。）から業界を通じて事前の情報提供を依頼する通知を発出しましたが、未だ十分には徹底されていないものと理解しており、改めて再周知を図りたいと考えています。これも一定のフォローアップをし、調査をした上で、WG等でフォローアップしていきます。なお、過大な営業行為の制限に関しては、事業者がしっかりと制度順守を図っていくという消費者に向けた自己適合宣言に施行前から取り組んでいただきます。更には、事業者、不動産事業者に対して制度改正を周知した上で、改正法令施行後の取り締まりを強化するなど監視・通報体制を整備し、立ち入り検査等々で確認しながら実施状況を把握します。そのため、通報体制を早めに組んで施工後に向けて情報を集めていく準備をしたいと考えており、また最後はWG等で検証します。

最後になりますが、これまでに貸付配管を契機として起こっている裁判について整理しました。裁判で問題とされるのが所有権のあり方やその所有権のあり方を問うための建物に符合しているかいないかということで、例えば配管が建物と一体となっているため、なかなか取り外せないような強い符号の状態にある場合、所有権は消費者側ではなく事業者側が持っているということが認められず、最終的には事業者の所有権を否定されるというようなケースが多々起こっています。一方、弱い符合の場合その建物不動産に対してすぐに取り外せるような状況が弱い符号となります。配管の取り外しが容易であるが故に簡単にその所有物を撤去できるといったケースについては所有権が認められるということで、所有権を主張した結果として勝訴という判例もあるということです。こういった裁判に至ってしまう元々の要因となっているこれまでの商慣習である設備貸与について今回の見直しの中で止めるようにルー

ル改正をしていく方針を示しましたが、ひいてはL Pガス事業そのものの信頼性を確保していく取り組みですのでご理解いただきたいと思います。（目黒室長補佐）

調査・広報委員会の齋藤委員から以下のコメントがあった。

私たちの団体は全国で20数万人の会員がおりその多くはL Pガスを使っています。そのため毎年L Pガス協会等多くの方々の協力を得て、L Pガスを安全に利用するための講習会を実施しています。昨年は全国で40カ所、3,500人の会員が参加しました。ガス事故は一度起きると大きい事故になることはもちろん、ガス器具には寿命があること等も周知しています。最近の懸念事項は、人口減少により廃屋にガスボンベが置き去りにされ、錆びついてガス漏れ等の危険があるのではということです。私もL Pガスを利用していますが、事業者からは以前よりも多くの情報が提供されるようになりました。無償貸与・無償配管等については事業者にとっても消費者にとっても大きな問題です。私たち消費者にとってガスは安いに越したことはありませんが、何より適正な価格での対応をお願いしたいところです。また、集合住宅オーナーなどからガス器具の貸与を要求された事業者は、その負担を消費者から回収せざるを得ない状況になります。無償配管についても消費者が不利益を被ることになります。集合住宅は立地や家賃が先ずは重要な要素であって、後になってからガス料金の高さに気づくということが多々あると聞いています。解決は大変難しいとは思いますが、今回三部料金制の適用などの対策が示されており、オーナー、建設業者、不動産業者、事業者、消費者、そして国を含めて意識を変え実効性を求めていくべき問題かと思っています。（齋藤委員）

消費者委員から以下の発言があった。

WGの資料を拝見すると昨年我々が要望した内容になっていると思います。特に三部制料金については消費者に対して大変分かりやすい内容になっていますが、L Pガス協会や事業者に正しく伝わっているかということが心配です。（福井県 齋藤委員）

第6回WGの内容は非常に素晴らしいと思います。施行日以降の新規交渉、既存契約の延長を禁止、訴求適用せずとありますが、例えば賃貸借契約を更新するときに約款が変わるという形になるのか、また、ガス料金が非常に高く生活に支障が出るというような苦情がセンターに寄せられた時、私ならば契約法の不利益事実の不告知で取り消し可能と助言すると思いますが、例えば全国銀行協会のADRのような機関を作って受け止めるような対策を講じておく必要もあると思います。これからが大変ですが、やりがいのある改正だと思います。（滋賀県 廣瀬委員）

京都府の相談員にL Pガスに関する相談内容について聞いたところ、件数に占める割合はさほど大きくないが、料金が分かりにくいとか配管の持ち主は誰かというトラブルの相談が継続してあるようです。L Pガスに関する法整備等が進展していることは実感していますが、実際に適用される際に本当に消費者の利益に繋がるのかということには不安が残りますし、既存の賃貸集合住宅の場合の取り扱いはどうなるのかを明確にして欲しいと思います。また、今後L Pガスに関する問題が増えると、トラブルの受け皿となるセンターの対応も大変になりますし、本当に有効な改正になるのか疑問が残るところです。（京都府 右近委員）

料金透明化・取引適正化に関して非常に良い取り組みをしていただいていると思います。苦情相談の中ではやはり料金問題が頻繁に出てきますが、ガス料金に貸与されたWi-Fiや宅配ボックス等のガス料金以外の費用が含まれているということが分かっただけでもたいへん驚いています。特に賃貸集合住宅の場合は学生や単身赴任者の居住者が多く、三部料金制、二部料金制等については知らない、知らされていないというのが大半で、いわば泣き寝入りをしてきたという事実があります。今回の取り組みは非常に素晴らしいことだと思いますが、果たして本当に実行されるのかどうか私たちの団体は見守っ

ていきますし、エネ庁にも要望していきたいと思います。事業者は小規模が多く、それだけに当局はこれらを守る体制は取れなかったのか、手を差し伸べる必要もあったのではないかと思います。大阪府では市町村の消防が担当していると聞いておりますが、例えば八尾市などは危機管理課がありますので、これらともタイアップして料金の適正化やこれまでの商慣習の是正に対して明確に取り組んでいただきたいと思います。但し、施行が公布3年後というのは長すぎると感じています。（大阪府 角田委員）

先ほどより各地域で様々な困り事や相談事があると伺いました。私の周りでは消費者団体の組合員の多くが伊丹産業と契約しておられますが、料金等の苦情は一切ありません。組合員ではなく個人の事業者と契約されている方の事情も伺って勉強したいと思います。（兵庫県 中道委員）

消費者から特段の声は聞いていませんが、高齢化が進行する中で適切なガスの使い方、より経済的な使い方、その他面白い工夫の仕方等々あれば情報提供を引き続きお願いしたいと考えます。価格に関しては安いに越したことはありませんが、適正価格であることが理解できるような情報提供をお願いしたいと思います。特に三部料金制についてはより丁寧にわかりやすい情報をいただければありがたい。また、解約時の精算については、適正な原価償却を反映したということは非常にいい内容で、消費者側と事業者側の両方にバランスの取れた内容になるよう精査をお願いしたいと思います。少し視点は違いますが、過疎の地域の方々が継続して安心してガスを利用できるようなフォロー体制も必要かと思います。特に、このような地域では小規模事業者が活動されていることが多く廃業のリスクも高いと思いますので、持続可能な地域社会づくりの一端として、重要なエネルギーを守るという視点での対応もぜひお願いしたいと思います。なお、公布から3年後の施行は感覚的には長すぎると感じますのでさらに精査を進めていただきたいと思います。（奈良県 奥西委員）

私たちは和歌山県の消費生活センターで相談を受けていますが、これまで様々な法改正等によって料金が明確に分かるようになったことによって、現在では価格の相談は皆無に近い状態です。消費者が理解して契約されていることが大きな要因だと思います。ただ、中には答えに窮する相談もあります。今までガスの契約をしていた会社が廃業するため別の会社に替わるとの申し出があり、次のガス会社との契約にサインしないとガスが供給されないためサインをしていいものかとのアパート入居者からのご相談ですが即答できませんでした。配管の持ち主がどうなるのか等考えると答えあぐねるところがあり、LPガス協会に聞いてみてくださいと答えてはいますが、適切な答えがあれば教えていただきたいと思います。（和歌山県 田村委員）

続いて、事業者委員ならびに土佐委員より以下の発言があった。

和歌山県では過剰な設備貸与の慣習があるとはあまり感じておりません。また、給湯器等の貸付は多少ありますが、その分料金を高くして回収するという例もあまり見受けられません。田村委員のご質問ですが、当県でも新規物件自体なかなかありませんが、中古物件、特に集合住宅を中古物件で売買することを契機に事業者が入れ替るというのは結構頻繁に起きています。その際に新しく契約を締結するのは法律上仕方がないことですが、消費者にとっても一番大事なのは料金だと思いますので、料金表等の提示を求めて前の事業者の料金と比べた上で納得してサインをするというのが一番いいと思います。今まではそういうことがなかなかしにくい状態でしたが、今回の法改正の動きによって消費者の方も言いやすく、また事業者もそうしなければならない流れになっていますので、ぜひそのような対応をしていただきたいと思います。（和歌山県 佐伯委員）

田村委員の先ほどのご質問に1点だけ付け加えますと、集合住宅といっても個別に入居者と事業者が契約している場合もありますし、恐らく本件はそうだと思いますが、そうではなくて家主が契約の主体であるという場合もあるでしょうから、実際の供給契約の主体、契約内容を調べた上で個別の相談に応じるのが良いと思います。（土佐委員）

過度な貸付による不適切な料金は全国の事業者の中では僅かだと承知しています。料金が分かりにくいというご指摘もありましたが、これは、殆どの事業者がガス料金にスライド制を使っているからで、スライド制を使っている以上、恐らく一般の方は永遠に理解できない、或いは理解しにくいという答えになるかと思いますので、この辺から何か画期的な打開策が必要だと思います。（福井県 渡辺委員）

先ほど福井県の消費者委員の齋藤委員から三部料金制の今後の周知の方策について質問がありましたが、追加して発言がありましたらお願いしたいと思います。（土佐委員）

その件については、福井県の事業者には過度な貸付の事実は見受けられないので検討が必要と考えます。持ち帰り検討したいと思います。（福井県 渡辺委員）

滋賀県として料金に対する苦情は特に聞いておりませんが、料金問題についてはL Pガスが自由料金ということの弊害が積み積もって今の状況になっているものと思います。料金透明化・取引適正化の動きによって方向性ははっきりしてきましたので、しっかりと業界としてのアピールができるものと思います。（滋賀県 川瀬委員）

先ほど滋賀県の廣瀬委員からADR、要するに裁判外で紛争を処理するような調停や斡旋を行う機関の話がありましたが、そのような調停や斡旋について滋賀県L Pガス協会としての取り組みがあればご紹介したいと思います。（土佐委員）

特に滋賀県としてそのような調停や斡旋はありません。（滋賀県 川瀬委員）

料金透明化・取引適正化につきましては、毎年この場で議論されていますが、今回のWGで上がっているような事案について、近畿地方ではどの府県からも大きなトラブルはないことが確認されていますので安心しております。但し、L Pガスは家庭のエネルギーということでもありますので、お客様へのしっかりとした説明は必要ということで、毎年10月に開催する販売事業者講習会でも会員へは取引適正化・料金透明化にしっかりと取り組むことを要請しています。料金公表はホームページが約14%、店頭表示が約55%で公表率は8割を超えますが100%には至っていません。また、賃貸集合住宅への入居前の情報提供についても毎年お願いしています。国からの物価高騰対策の交付金交付がこの10月から12月まで実施され、値下げの手続き等お客様との接点が増す時期になりますので、しっかりとお客様に声の届く商売をしてくださいというお願いをしています。今後はWGの方向性についても各会員に十分理解いただいて、安心して選ばれるエネルギーとして選択していただけるよう努めていきたいと思います。（京都府 畑委員）

料金透明化・取引適正化への取り組みについては、非常に前向きな話なのでしっかりと答えを出していくべきところはWGの方向性に沿うようにしますが、大阪の場合は事例も非常に少なく事業者と消費者の間で円満に取引がなされてきたということで、料金に対して行政介入は必要なのか、また行政介入ができるのかと考えると、WGから出された内容については今一つ納得がいきません。今まで自由料金ということで行政介入はされていませんし、またするべきものではないとも思います。しかしながら、今このような状態の中でそれに関与しないと業界の正常化はおぼつかないということですので、何とかしなければならないのは分かりますが、それをもし決めた場合に行政が対応できるのかということになると、大阪府の場合、行政の対応が保安に対してだけでも手に溢れるような状態が府下全域に至っていますので、これを料金等の適正化にまで手を広げるとなれば、おそらくこちらの方が手が上がってしまうと思っており、人材の確保や予算などの裏付けがあつての話だと思います。（大阪府 植山委員）

兵庫県では今のところ協会に対して料金関係の問い合わせは殆どいただいておりません。その中で撤去料金は取る必要があるのかという問い合わせが少ないながらもあり、契約書を確認してくださいという返答をさせていただいております。料金の透明化に関しては保安講習会等を通じて事業者への周知を継続して実施しており、公表率は93%となっています。但し、小規模事業者が多い中でホームページ（以下「HP」という。）での公開は少なく、引き続き周知をしていきたいところではありますが、賃貸集

合住宅に関しては不動産業者、賃貸業者に対して国交省とも協力して一斉に進めていくことが必要ではないかと思います。（兵庫県 高須委員）

奈良においてもクーラーやインターホン等の料金が加算されているというのはあまり聞きません。料金の透明化に向けた周知については、毎年夏に支部巡回というものを行っていますが、今年はその際に料金の透明化について徹底を図っていただくよう各会員に要請しております。また、消費者相談所を設けて、広く消費者から相談を受けている内容について協会のHPに公表して会員への周知を図っています。奈良にも過疎地域があり、夫婦二人の小規模店で、30分ルールがあるために周辺で受けてもらえる他事業者がいらないため、高齢でも続けざるを得ないという問題も起こっています。（奈良県 西井委員）

続いて、近畿経済産業局（以下「経産局」という。）より最近の取引適正化の活動に関して以下のような発表があった。

総じて経産省の産業保安監督部と一緒に取り組んでいます。監督部の主催により近畿管内の府県液石ガス担当者会議を開催しており、当局の資源・燃料課においても料金透明化、取引適正化のパートで補足説明をしました。今年度は7月27日に開催され、各府県の保安担当者と意見交換しました。既に7月24日に第6回WGが終了していましたので、三部料金制、過大な営業の制限、LPガスの情報提供について話が進んでいること、今後のスケジュール等についても話されていることを説明しました。立ち入り検査については、管内事業所事業者、府県をまたがる事業者に対して実施していますが、14条書面の交付状況、料金改定時の事前通知の実施状況、料金掲示が適切になされており料金透明化・取引適正化が図れているかという点を主に確認しています。LPガスの相談対応においては、集合住宅の不動産業者からガス設備などの提供要請があったという連絡がありました。当該事業者はそういう対応はしないという方針で拒否されたそうですが、実際にこのような話があることを知ってほしいとのことで一報があった次第です。もう1つはLPガスの高騰に関連する消費者からの苦情で、これについては地方創生臨時交付金を活用したLPガス料金上昇抑制対策の取り組みが進められており、自治体より8月から10月以降にかけて順次対応されることを説明しました。（高橋課長補佐）

テーマ1のまとめとしてエネ庁目黒室長補佐より以下のコメントがあった。

全体を通して様々なご意見を頂きましたので、それらに触れながらまとめとさせていただきます。基本的に経過措置の考え方については、訴求しない場合、既に貸与されている、貸与契約等々があるという既存の契約については、施行日に即やめてください、禁止しますとなるとなかなか法的には無効とすることはできません。従って、あくまで新規契約および交渉について施行後は止めましょうという経過措置となります。一方で料金の方も3年を目処にした経過措置期間ですが、これは様々ヒアリングいたしますとその料金システム、メーターからデータを取り込んで料金表に照らし、一方で請求書に落とししていくということを一元的にシステムで行っている場合があります。これは規模の大きな事業者ということかもしれませんが、そういったシステム回収をする上で必要な期間があるのと、それを販売地域毎に展開していくという準備期間もあると聞いておりますので、一定程度の期間が必要と考えております。それからシステムでやっていない事業者、特に小規模になると殆ど自分のところで計算をしてということが行われるかと思いますが、政策的には基本的に大きくマクロに捉えて制度設計を考えますので、手書きの場合は早めに措置できることは可能かと思えます。一方で、中小企業施策的に言うと、小規模事業者がいて、例えば後継者が不在で、ただ一方で続けざるを得ない状況にある中でなかなか廃業という選択も取れないというお話もございました。これはおっしゃる通り登録事業者ですので当然規模にかかわらず一定の責務を担っていただいていると思っています。その地域で廃業してしまったらLPガスの

供給が途絶してしまい、住んでいる方々にとっては不利益ということになりますので、その中でガス供給を担っていただいていることには感謝します。30分ルールがある中で他の地域から代替して供給するという選択肢も取れない状況は理解いたしますが、中小企業施策として小規模向け支援、いろんな設備投資に向けた支援もあります。事業統合する場合についても事業を承継する上でそのためのプロセスを円滑に取れるような支援・アドバイスも行っています。後継者不在でも事業として途絶しないよう支援を活用して続けていただき、またその地域内で他社に引き継ぐことも考えられると思います。これは一般論なので個別ケースでいろんな条件が重なってくるとどんな選択が取れるのかというのは個別に検討いただく必要はあります。それから、切り替え時の手続きについて、基本的には切り替え前と後ということで事業者は契約先である消費者からの委任状を以て切り替えるというのが基本的な切り替え方法になります。ただ個別にオーナーが介在する賃貸集合住宅の場合、オーナーに一任するというのがあらかじめ入居者との間で決まっていて、その上でオーナーの一括した一元的に管理された委任状を持って切り替えるということもあります。また消費者各々の全戸の委任状を以て切り替えられるというケースもあります。そういった様々なケースで切り替えプロセスは違っていますので、先ほどご相談にあったような簡単にサインしていいのかという話があるとすれば、ぜひ事業者にしっかり聞いていただくという指導をいただければと思います。

自由料金の中で規制の実効性を確保していくのは難しいのではという意見もありました。料金そのものをこういう料金にしろという規制はそもそもないと思っています。ただ料金を設定する上での考え方を望ましい方向にさせていただきたいという意味です。望ましい方向に切り替えていくことをしっかり実行していただいているのかという確認手法を行政としては取ってこうと考えていますし、例えば過大な設備費について一定の基準を設けて何万円からは過大ですというようにすると、そこに収斂して行ってしまうこともあり、公正取引的に言うとカルテルと問われる場合もあります。したがって、毎月のガス料金や年間に支払う金額の水準と、設備費として計上するものや精算する際に設備費として回収するものを比較した時に、条件として不当ではないかと思われぬようなものにすることですので、自由な中でも考え方として妥当なのかを確認していくことだと思います。透明化というのは消費者保護でもありますし、ガス事業の信頼性が透明性の無いことによって失われぬようにするというものです、積極的な取り組みを促していきたいと思います。（目黒室長補佐）

土佐委員より以下のコメントがあった。

先ほど消費者委員の廣瀬委員よりADRの話がありましたが、これをサポートする機能を持っている国民生活センターに持ち込むのも一案です。また、消費者契約法の4条2項の不利益事実の不告知に関しては、一般的に経過措置との関係で抽象的にはこれを持ち出すことは訴訟上不可能ではありませんが、必ずしも裁判所の態度がどうなるかというのは予断を持って考えるべきではなからうと思います。（土佐委員）

・テーマⅡ．保安（LP事故の発生状況等）

議事はテーマⅡの保安へ進み、経産省ガス安全室の事前プレゼンを受けて中部近畿産業保安監督部近畿支部保安課の明渡課長補佐より以下の説明があった。

産業保安監督部近畿支部は経産省の一組織で、電気、ガス、火薬、鉱山といった産業保安の行政を所管している部署です。その中でLPガスの保安としては、消費者がLPガスを安全にお使いいただけるよう、またLPガス工事業者が安全に作業できるよう法律等を整備するとともに、事故が起こった場合にはその原因を分析し、同じような事故を防ぐということが目的です。昨年発生したLPガスの事故は全国で261件とここ10年では最も多い件数となっています。近畿支部管内の昨年の事故件数は31

件と、これもここ10年間で最多となっています。LPの事故による死者の数、負傷者の数はピーク時と比べ大きく減少しており、昨年は死者の数は全国で0人、負傷者の数は26人うち近畿支部の管内では6人でした。一酸化炭素中毒の事故もここ4年連続して全国で0件となっています。ピーク時と比べてガスの事故の件数や死者の数、負傷者の数、また一酸化炭素中毒の事故件数が減少していますが、これはガス事業者あるいはガス機器メーカー、ガス警報機メーカーがより安全な装置の開発を行うとともに、より実効性のある運用を行ってきたことによるものと考えます。またそれに加えてLPガスを利用される消費者が安全なガス機器を購入するとともに適切なガスの使用を行ってこられたためと思います。但し、ここ数年のLPガス事故件数の増加要因としては、他工事事業者による事故の急増があります。他工事事業者による事故はLPガスのみならず都市ガスにおいても発生しています。経産省では今年10月をLPガス消費者保安月間とし、LPガス事故防止のための保安啓発活動を集中的に実施しています。この機会に安心・安全なLPガスの利用に繋げていただければ幸いです。今後ともLPガスを安全に使用いただくため、経産省では引き続き安全啓発活動を行っていきますので、消費者の皆様もLPガスの事故防止のために引き続きご協力をよろしくお願いします。（明渡課長補佐）

調査・広報委員会の齋藤委員から以下コメントがあった。

私たち消費者として一番怖いのはガスの事故です。今年は261件あったと伺いましたが大変大きい数字だと思います。近頃は人口減少に伴って山間部などで廃屋にガスボンベが放置されたままになっていますが、その場合どう対応すればよいのでしょうか。ガスボンベには会社名は書いてありますが廃業や会社がなくなってガスボンベの回収ができない場合もあると思います。その場合には各県のLPガス協会に対応いただけるのか、また、料金等についてもお聞きしたいと思います。（齋藤委員）

ガスボンベの放置に関して事業者委員より次の発言があった。

県協会で運営している消費者相談センターがありますが、消費者からの一番多い相談事が古い容器の件です。会社名が分かればそこに返すよう指導しますが、分からないもの等は協会から引き取りに行き、或いは持ってきていただいております。料金については教会の負担で実施していると思います。（和歌山県 佐伯委員）

消費者委員の方々より次の発言があった。

福井県のLPガス協会の相談件数を見ると、ボンベの後始末をどうするとかといった相談は多いと聞いていますが、ガス事故が起きたという報告や相談はあまりないように思います。（福井県 齋藤委員）

私からは特にございません。（滋賀県 廣瀬委員）

高齢者の独居世帯が増えておりガスの取り扱いが適切にできない可能性があることを危惧します。事業者にはそのような消費者に対して気をつけるよう啓発を積極的に行って頂きたいと思います。（京都府 右近委員）

私たちはLPガスが安全・安心であることをいつもアピールしています。阪神大震災の時のLPガスの貢献度は素晴らしかったと思います。ガス警報器はやはりつけるべきであり、設置することによる安心感もあります。キャンプ等野外でLPガスを利用する機会は多いと思いますが、使用後のガスボンベを放置することについては消費者も考えなければならないと思います。（大阪府 角田委員）

ガスボンベは事業者にお願いして撤去してもらうようにしています。近隣のことがしか分からないので、淡路島や但馬等の県内の他地域の実態も一度聞いてみようと思います。（兵庫県 中道委員）

他工事の事故事例が多いとのことですが、敷地に埋設されているガスの情報を住民側として管理・把握しておくこと、また、工事をする際にそのことを工事業者が点検項目に入れておくことが大事ではないかと思います。（奈良県 奥西委員）

以前、L Pガス協会からバーベキューで使用するような小型のL Pガスボンベの後始末についての的確に教えていただいた経験があります。先ほど和歌山県の協会の方が放置されたボンベを協会で引き取ると言われました。私たち消費者団体にとってそれを消費者の皆様に伝えることは重要な役割だと思います。（和歌山県 田村委員）

事業者委員より次のコメントがあった。

全国で260件余りの事故が起こったとのことですが、爆発や引火等でなくとも少しでもガスが漏洩したら事故の扱いになることをまずはご理解いただきたいと思います。また、バーベキュー用の小さなガス容器ですが、福井県でも納屋の奥に放置された大昔のボンベが大量にあって危険だということで回収キャンペーンを行い、数百本の2キロ、5キロ、あるいは8キロ容器を回収しました。事業者の方でガス容器の設置先は把握していますが、何年も空き家で容器の所有者が既に廃業しているところもあります。こちらからの要望としては、ここは空き家だということを近所の方が協会に連絡していただければ、協会で容器を回収したりその容器の持ち主を探して回収させたりしますのでご協力をよろしくお願いします。自社容器の方に関しては、今まではそのうち誰か入ってくるだろうということで、空き家でも付けたままの事業者が多々ありましたが、最近の資源高によって容器の値段も倍ぐらいになっていますので、経費節減のために回収する傾向にあり、徐々に空き家の容器問題は解消されるものと思います。（福井県 渡辺委員）

滋賀県でも他業者による埋設管の事故が数件上がってきています。また、最近多いのは小型容器の処分や放置です。会社名も分からず放置されているとの問い合わせがあり、協会に持ち込んでいただいて処分をしています。空き家に放置されたボンベについては、所有権の問題もあって一概には対応できませんが、安全上バルブを閉めていけば問題はないものの放置すべきではなく、事業者には周知していく必要があると思います。（滋賀県 川瀬委員）

ここ数年お客様相談所のコーナーに、古い容器が出てきたがどうすればよいかという問い合わせがありますが、容器に名前があればそこに相談して引き取ってもらってくださいという案内を差し上げています。空き家に置かれたボンベは基本的に盗難防止、劣化防止のためできるだけ引き上げる方向で、材料費が非常に上がっている中回収を進めるようにしています。また、協会を通じて事業者に対して一声掛け運動を実施しています。これは容器の配送をする時に、特に独居の老人の方に声をかける運動です。夏場に独居老人宅に対して電気やガスの安全な使用方法について事業者と一緒に指導に回っている市町村もあります。我々ガス事業者が定期的に容器の交換や点検に行くことによって、過疎化地域に対して何らかの貢献をしたいという気持ちで継続して実施しています。（京都府 畑委員）

警報器については各事業者が基本料金の中に入れてるようにして極力推進に努めてきましたが、屋外給湯器だけの場合や屋内でも立ち消え安全装置がほぼ100%装備されているため、警報機の設置が不要であるところが多々出ていますので、この警報機の問題は一段落したものと思いますが、一般消費者においてはストーブ等色々な問題がありますので、二重三重の備えをしてそういうものを設置いただいて安全にガスをご利用いただきたいと思います。なお、大阪では他工事による事故が続いておりませんが、これには、L Pガスの集合住宅に後から大阪ガスが導管導入したことで二重配管になっているという特殊な事情があります。当初より他工事による事故に繋がることを業界として訴えてきており、ようやく認識はされるようになりましたが、現在も注意喚起して事故の発生を回避するべく努力しております。（大阪府 植山委員）

兵庫県は12あるそれぞれの支部で消費者安全教室を開催しており、各市町村の防災訓練ではセーフティーガイドブックを配布して、安全なガスの使い方や災害時の行動等について啓蒙しています。また、9月、10月にはシルバーサポート事業を展開しており、65歳以上の方や独居の高齢者を訪問して、ガスだけではなく様々なことをお伺いして解説していくという活動を続けています。相談所には今年度上半期で36件の相談がありましたが、そのうち15件ほどが放置ボンベに関する問い合わせです。これに関しては、近隣の処理できる事業者を紹介しています。また他工事の割合が半分以上という状況ですが、掲示板やシール等を利用して他工事事故を防ぐ活動を行っています。（兵庫県 高須委員）

空き家の容器に関する相談は去年で50件ほどありました。20キロや50キロの容器は店名や電話番号が書かれているのでそこへ問い合わせてくださいと案内し、名前や電話番号が書かれていないボンベについて小型で持参可能であれば協会で処分し、大型のボンベに関してはこちらから委託業者に頼んで有償で処分するという形をとっています。また、カセットボンベは検査会社が持って帰ってくれるので、協会まで持ってきて貰えるのであれば処分する体制をとっています。（奈良県 西井委員）

3. 総括

土佐委員より次のように本日の総括がなされた。

まず1点目、取引適正化については、歴史的に見ると平成29年度辺りを境にガス取引自体の透明化は格段に進捗したと思います。この間それを超えていわゆる賃貸集合住宅におけるガス取引というよりはそれに付随する不動産取引についてもこの趣旨や精神を徹底させていこうということで行政、事業者、消費者の方々が各々努力を払われていると思います。その点で今回新しく規則の改正が見込まれていますが、実効性の確保が非常に重要な課題であり、また消費者の目線から見ると恐れや不安を感じるころではないかと思います。その意味で実効性の確保については入念に制度設計されていると感じますが、フォローアップをこのような会合を通じてしっかりと行っていくことが重要であると思います。2点目は保安の話ですが、一つには放置されているガスボンベ等に対する対応、これは空き家問題とも通底することだと思いますが、この課題を業界全体としてどのように考えるかで、もう一つは、いわゆる独居の高齢者の方々に対する個別の保安体制強化あるいは啓発・啓蒙を如何に進めていくか、本日の議論を通じてこの2つの課題が浮かび上がったと思います。（土佐委員）

全体を通じてのコメントがエネ庁目黒室長補佐よりあった。

本日は商慣行是正の取り組みに対して様々なご意見をいただきました。また、保安は液石事業の中でも根幹を占める考え方であり、安全を前提にこの事業を進めていく必要があるという意味でも、保安の観点からご意見、状況報告をいただきありがとうございました。地方ごとの懇談会ということですが、継続して実施しておりますのも多方面の情報を関係者間で共有できるということで非常に重要な会議だと考えるからで、今回に限らずご意見をいただけるとありがたいと思います。事業者の皆様、消費者団体の皆様におかれましては、気づきの時に我々にインプット願えれば、今回の見直しに関しても様々な材料が増え、我々の考えの一助になるものと思います。当地方懇談会も引き続き開催していこうと考えていますので、様々な情報を共有しご発信いただく場にしていただければと思います。本日はありがとうございました。（目黒室長補佐）

以上

令和5年度 中国地方LPガス懇談会 議事録

I. 日 時 : 令和5年10月30日(月) 10:00～12:00

II. 場 所 : Webexによるリモート会議

III. 参加者(28名)

消費者委員 : 山口委員(鳥取県)、鳥居委員(島根県)、瀧澤委員(岡山県)、
難波委員(広島県)、吉富委員(山口県)

事業者委員 : 水谷委員(鳥取県)、森山委員(島根県)、高山委員(岡山県)、
泉委員(広島県)、床西委員(山口県)

自治体 : 岩田課長補佐(鳥取県)、昌子主事(島根県)、有田主査(山口県)
以上液石担当
松島副所長(島根県)、島谷参事(広島県) 以上消費生活担当

学識経験者委員 : 広島経済大学メディアビジネス学部学部長 教授 北野委員

調査・広報委員会消費者委員 : 主婦連合会 常任幹事 社会部 部長 平野委員

行政等 : 資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室 目黒室長補佐
同上 宇野係員
中国経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課 内海課長
同上 楠総括係長
中国四国産業保安監督部 保安課 堀課長補佐

議事進行 : 広島経済大学メディアビジネス学部学部長 教授 北野委員

オブザーバー : 日本LPガス協会 企画グループ 三木グループリーダー
一般社団法人 全国LPガス協会 保安・業務グループ 瀬谷グループ長

司会 : 一般財団法人エルピーガス振興センター 広報室 中村室長代理

事務局 : 同上 嘉村・中村・福田・市川

IV. 議事次第

1. 開会挨拶

中国経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課 内海課長

2. 懇談

・テーマⅠ : LPガスの料金透明化・取引適正化について

*プレゼンテーションⅠ (LPガス産業の現況とLPガスの料金透明化・取引適正化に
向けた取組について)

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室 目黒室長補佐

*プレゼンテーションⅡ (令和4年度石油ガス流通・販売業経営実態調査結果の概要/
令和5年度石油ガス流通・販売業経営実態調査の実施計画)

一般財団法人エルピーガス振興センター 広報室 福田室長代理

*説明 中国経済産業局における取引適正化に向けた取組みについて

中国経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課 楠総括係長

・テーマⅡ : 保安 (LP事故の発生状況等)

*プレゼンテーションⅢ (最近のLPガス事故について)

*説明 最近のL Pガス事故について

中国四国産業保安監督部 保安課

堀課長補佐

3. 総括

広島経済大学メディアビジネス学部学部長 教授

北野委員

V. 議事内容

1. 開会挨拶

中国経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課

内海課長

本日は中国地方L Pガス懇談会にご出席いただき誠にありがとうございます。L Pガス懇談会はL Pガスの諸問題について意見交換等を行うことで、関係する皆様の総互理解を深め、またいただいた貴重なご意見・ご要望を政策に反映させることにより、L Pガス産業の健全な発展に資することを目的に平成7年より開催しているところです。今年は資源エネルギー庁（以下「エネ庁」という。）において液化石油ガス流通ワーキンググループ（以下「WG」という。）が開催されまして、商慣行の是正等をテーマに議論が行われました。WGでは過大な営業行為の制限、三部料金制の徹底、L Pガス料金の情報提供の3つについて議論が深掘りされたところでございます。今後WGでの議論を踏まえ、法令やガイドラインの改正が検討される見込みだと思います。本日はエネ庁燃料流通政策室からも検討状況等についてご説明があるかと思しますので、お集まりの皆様で踏み込んだ議論が行われることを期待しております。皆様のご尽力持ちましてL Pガスはエネルギー源が多様化した現在においても、全国世帯の約4割の家庭で使用されるエネルギーであり続けています。また自立稼働が可能な分散型エネルギーという特性を生かし、医療機関や避難所等への導入が進んでおり、災害に強い地域作りに貢献しています。中国地域としましても、引き続き地域の皆様と連携した取り組みを推進していく所存でございます。本懇談会にご出席いただいた皆様にとって有益なものとなることを祈念いたしましてご挨拶とさせていただきます。

2. 懇談

・テーマⅠ. L Pガスの料金透明化・取引適正化について

令和5年7月24日に開催されたWGでの内容を踏まえ、エネ庁目黒室長補佐より追加説明があった。

【調査・広報委員会 平野委員】

主婦連合会の平野と申します、今日はよろしく願いいたします。消費者の権利として、今回の三部料金制にも関わることですが、8つの権利が消費者には保証されています。知る権利、選択する権利、意見が反映される権利などがそれらにあたります。やっとそこに近づいたのだなという感想を持っております。この三部料金制の問題が取り上げられてから、もう何年も経過しておりなかなか進捗しない状況に歯がゆい思いをしていたところでございます。今回思い切って省令改正になるということで、大変期待しております。ただし移行期間のお話もありましたように、3年程度の移行期間というのが少し気になるところです。今までは関東で中心的に活動していたブローカーが最近では中部・関西地方においても暗躍が見られるということを伺っております。この制度が反映されるまでの間に、やり得のような業者が出てくるのではないかと、または法の網をくぐるような人たちが、やはり出て来ってしまうという状況をどの程度厳密に監視、チェックし対応してもらえるのかというところは注目しておりますし、そこはきちんとやっていただきたいと思います。そして移行期間3年は少し長いとは思っております。1年ぐらいというのが他の事例では多いので、1年または半年くらいでなるべく早めに施行していただ

き、きちっとした体制を構築していただきたいと思っております。

【島根県消費者 鳥居委員】

私が住んでいるのは中山間地域ですので、言われていることがあまり当てはまらないことが多く、ちょっとピンと来ないようなところがあります。しかし知識として三部料金制を勉強させていただきたいと思っております。

【岡山県消費者 瀧澤委員】

まだ理解できない部分もたくさんありますが、先生方のご指導を受けながら社会に適応できる消費者になっていきたいと考えております。

【広島県消費者 難波委員】

これまで議論を聞いていてこの商慣行というのは、消費者側にとって大変分りにくい不利益な状況だと感じました。今回の資料を読み先ほどの説明を伺い、ようやく状況が進んできたという感じがしております。是非、前に進めていただきたいと思っております。今後の省令改正の見通しやスケジュールについてまた後ほど伺わせていただければと思っております。

【山口県消費者 吉富委員】

私としては今回の省令改正はいい方向に進んだと思っております。ただ消費者サイドから見ると周知徹底されていないというか、情報が正確に伝わっていないと思っております。そういう意味ではこれから努力されて公平・公正ですということを周知徹底していただきたいと思います。L Pガスの契約はどちらかというと、販売事業者（以下「事業者」という。）は「L Pガスを供給します」、消費者は「はい、わかりました。」という形で契約が成立していることが多いと思います。その先の状況がどうなっているのかということにあまり関心がなく過ごしてきたと思います。今回の省令改正は公平・平等な状況を目指す政策ですので、周知徹底を図り、皆がL Pガスの供給に対して関心を持って暮らせるように導いていただけたらいいと思っております。そういう意味では消費者の知る権利を教えていただきたい、伝えていただきたいというのが消費者の願いです。

【鳥取県消費者 山口委員】

このたび省令改正が実施されることになり、この地域ではほとんどの家庭がL Pガスを使用していますがこのような商慣行があることをはじめて知りました。

【エネ庁 目黒室長補佐】

分野ごとに施行のタイミングに差をつけているというのは先ほどご説明した通りです。WGの中でも議論をさせていただいておりますが、公布のタイミングは来年の春を一律に予定してございます。来年の春公布し、三部料金制の方が1番長い経過措置期間になりますが、来年の春から3年程度の経過措置期間を考えております。過大な営業行為については、来年の春から3ヶ月後、これが施行のタイミングと考えております。来年の春と言っておりますが、基本的には省令改正のタイミングは4月などのきりのいいところで実施いたしますので、4月から3ヶ月後の7月から施行、三部料金制については来年の4月に公布し、3年後の春に施行されることとなります。先ほど申し上げた通り経過措置期間の3年については、今後の検討の中で短くするといったことも考えうると思っております。

【島根県事業者 森山委員】

まず3つの論点があり過大な営業行為の制限、三部料金制、ガス料金の情報提供がそれにあたります。まず三部料金制は当然のことだと思っております、島根県では全ての販売事業者がしっかり守っていると思っております。次にガス料金の情報提供につきましては、まだ徹底できていないところもあるのではないかと思います。今後徹底をしていかなければいけないと考えております。過大な営業行為の制限につきましてはL Pガス業界としましては賛成をしたいと思います。しかし相手がいることでございます。工務店、設計事務所などから要求が来た時に今後どう対応するのか。元々無償配管は恐らくL P

ガス業界の競争の中で始まったものではないかと思いますが、競争の激化に伴い今のような状況になってきていると思います。島根県ではそう多くはないと思いますが、先ほど申し上げたように相手がいることでございますので、工務店、設計事務所に対しても国として何らかの罰則と言いますか、過大な要求をさせない指導をしていただければ、より早く問題が解決するのではないかと思います。

【岡山県事業者 高山委員】

過大な投資は消費者から見て非常に分かりにくいですから、このあたりを透明化していくのは大賛成です。消費者の皆様は誤解されていると思いますが、目黒室長補佐がおっしゃったことをやっている事業者は、一部の大手の販売事業者です。一般の事業者はアパート1件あたりに数十万の投資をすることは実際不可能です。全国的な大手のところがブローカー等も関係していると思いますが、過大な投資をしています。アパートの全部屋にWi-Fiまで設置するような状況です。一般の事業者は無償配管や給湯器貸与ぐらいまでの対応です。また一般の事業者は全て同じガス料金で対応しているところが圧倒的に多いです、過大な投資をする一部の大手事業者は基本料金が少し高かったり、従量料金を少し高くしたりして対応しています。家主や不動産管理会社から色々言われるわけですが、エネ庁にも対応をお願いしていますが、国土交通省（以下「国交省」という。）にも色々な場で工務店に対して話をしてくださいとお願いをしています。私の知り合いの工務店から無償貸与の対応ができないのであれば、配管だけはなんとか対応してもらえないかのご相談をいただいたりしています。国交省の方からお話がいつているのかなと感じました。先ほど平野委員が3年の猶予の間に色々動きがあるのではないかとおっしゃっていましたが、もう既に動いている一部の大手事業者があります。それから税理士に話を聞いても、大家に今のうちにガス事業者と契約しておかないと投資をしてもらえなくなると話をしている方もいるようです。やはりルールを破ることは悪いことですし、法律をきちんと守り正しく商売をしたいと思いますので、よろしくご指導の方もお願いしたいと思います。

【広島県事業者 泉委員】

無償配管・無償貸与問題等のLPガス事業における商慣行につきましては、先ほど目黒室長補佐からご説明をいただきましたWGにおいて検討が今しっかり行われており、省令改正の準備が進められているという認識でございます。こういった内容のところまで踏み込んでいただけるかというのを非常に注視しておりまして、この改正にあたっては販売指針それから三部料金制の徹底などについて会員事業者にしっかりと説明をしていかなければいけないと思っております。LPガス協会として今回の改正がどのような形で徹底していけるのかしっかり考えて進めてまいりたいと思っております。懸念事項は他県のLPガス協会会長の方からも話がありました内容その通りでございまして、関連する利害関係者とどのような調整ができるのかということです。また踏み込んだ質問も事業者からあがってくると思いますので、その辺の細やかな対応がLPガス協会としてもできるように、この制度改正の細かなところまで詰めていただきたいなと思っているところでございます。

【山口県事業者 床西委員】

山口県としてもほぼ同じ状況ではあります。私が思うには無償配管はもうこの業界ができた頃からあるものと思っております。今から25年ぐらい前を境に給湯器や消費機器をサービスしていき、競争がエスカレートして今そのピークを迎えているかと思っています。法の力を持ってその辺を穏やかに平等にするということには大賛成です。しかし、それをやるならば我々LPガス供給業者が一番真剣に考えなくてははいけませんし、建築業界、不動産業界にも我々に対するのと同じぐらい周知徹底し、可能であれば罰則も設けることができたらと思います。そのぐらいやっても一般消費者が納得していただけるような法に仕上がるかどうかは本当によく考えないと難しいと思います。施行まで時間がかかれば、それまでに別の契約でそれを抜けるような方法も色々考えられると思いますので、きりが無いと思いますがガスを販売する方だけでなく、関連するところにも周知していただくのは我々の希望の1つです。

【鳥取県事業者 水谷委員】

エネ庁からアンケート調査票が来まして来月の30日までの回答期限となっております。これが表に出てくるかどうかは別にして、まず県内の事業者の実態を把握しないと、こうした問題に協会としてどう対応していくかが違ってくると思います。これらの問題は以前から協会内で県内の状況を聞いたりしていましたが、都心部のような行き過ぎた商慣行は行っていないようでした。極端にガス設備以外のものを無償貸与して、それをガス料金に転嫁するようなことも聞いておりません。ですから一般論で答えるしかないと思いますが、商売をしている立場でどちらが優位でどちらが不利な立場かというところ、事業者のほうが不利な立場にあります。建設業法、宅建業法あるいは独占禁止法で何らかの規制がないと、一方的な規制になってしまいLPガス業界が良くならないと思っております。具体的な話で申し訳ないですが、解約をする時に設備投資したものの評価額を、違法に上げて契約解除を阻止しようとするという表現があったと思いますが、これについてもっと具体的に残存価格の何%までは良いとか悪いとか決めておかないと、合法・違法の線引きができないので、どう判断していいのかわからない状況になります。どこの地域で建築業者が優位な地位を利用して無償貸与を要求しているということになれば、協会としては是正に向けて行政機関に実態を報告するようなことも考えていかなければいけないと思っております。

※6年前から継続的に続けられている取り組みについて、中国経済産業局（以下「経産局」という。） 楠総括係長より以下の発表があった。

【中国経済産業局 楠総括係長】

料金の透明性や取引の適正化等について当局が実施している取り組みについてご報告いたします。最初にLPガス取引にかかる相談受付関係者との情報共有でございます。当局では平素より消費者の皆様からのLPガス取引に関する相談や県のご担当者様からの液化石油ガス法（以下「液石法」という。）に関する照会等を受け付けております。消費者の方からの相談内容については必要に応じて県のご担当者様とも情報共有を行える体制を取ることにしております。また行政の中だけでは対応が難しい場合には、各県のLPガス協会と情報共有を行うこともしております。今年度も消費者の方からの相談を複数受け付けておりますが、今年度はいずれの内容も集合住宅のLPガス契約に関して管理組合の方との意思疎通が不十分なことによる個人的な苦情であるとか、そういった個人的なご不満の相談であり、液石法に直接関係ある内容のものはございませんでした。いずれのご相談も制度について一般的な説明をして終了しています。この他には石油ガス災害バルク補助金事業等の支援事業についても各県や市町村の担当者様へ情報提供を行っております。次に中国管内の事業者への立ち入り検査の実施でございます。令和4年度は2件、今年度は4件立ち入り検査を行う予定のうち2件は既に立ち入り検査を実施済みでございます。立ち入り検査では液石法の14条、16条及び取引適正化ガイドラインの遵守状況を確認しています。今年度の指摘事項はホームページ（以下「HP」という。）において自社の標準的な料金メニュー等の公表に不足があったことなどで、すでに対応していただき是正済みでございます。引き続き来年度も取引の適正化や料料金の透明化についての立ち入り検査を予定しております。立ち入り検査や県やLPガス協会との連携を通して、今後も取引適正化への取り組みを進めて参りたいと思います。

【島根県消費生活担当 松島副所長】

LPガスにつきましては、私どものセンターにも特に料金の関係や点検義務の関係について消費者からの苦情が寄せられている状況でございます。先ほどエネ庁から法改正のお話をいただきました。今後は料金の透明化が図られることは大変消費者にとってはいいお話だと思っております。しかし一方では賃貸住宅におけるガス料金の情報提供は努力義務に留まっていると思っております。LPガス料金につきましては自由料金という形になっている中で、やはり消費者がどのような金額を払うのかということについては義務的に情報提供をいただくことが必要かと思っております。事業者は規模が小さいところもあ

り、必ずしもH P等で料金の情報が開示されているとは限らないケースもあろうかと思います。料金の透明化が図られることはすごくいいことですが、それが消費者にきちっと伝わるところが一番肝要な部分だと思いますので、是非法改正につきましてもその点をご考慮いただければと思っております。

【広島県消費生活担当 島谷参事】

私どもの方でもトラブルの事例をお聞きしておりますが、本日は2点ほど具体的な相談事例をご紹介します。1点目は消費者の方からの料金相談です。具体的に申しますと、入居しているマンションでプロパンガスを利用していますが、ガス代金が高すぎますという相談です。年金や生活保護費だけではまかなえない、他の事業者のほうがもっとガス料金が安かったのですがという相談事例がありました。私としてはプロパンガスというのは、都市ガスより若干高くなっているのですが、事業者や地域によってもガス料金が異なると説明いたしました。どうしてもガス料金について不安があるような場合は、L Pガス協会をご案内させていただいております。2点目は事業者を語った詐欺と思われる相談事例です。ガス点検に伺いたいと電話があり了承したのですが、契約中の事業者ではないことが後から分かりました。かかってきた電話番号に折り返し電話しても繋がらず、困っていますという相談内容でした。かかってきたという電話番号を消費者センターでも調べてみましたが、見つけないことができなかったため、相談者には時間をかえて架電してみるように伝えました。また電話が繋がらず相手が来訪した際には、はっきり断るよう助言いたしました。業界や国への要望といたしましては、料金透明化・取引適正化の速やかな対応をお願いしたいと思っております。

【エネ庁 目黒室長補佐】

地域ごとに商慣行の問題となるような事案の有無はあると思います。都市部の規模の大きい賃貸集合住宅などでは、一度に大きな切り替えができることから過大な営業行為が多くなる構図になっているように思われます。また地方へいくほどそのような事案は少なくなると思います。事業者の規模によっては、なかなかそういった投資に資金を回せないという実情があります。不動産会社や建設業者から無償貸与の要求をされたことがあるかというアンケート調査においても、事業者の規模の差が出ています。大きな規模の会社であれば9割ぐらいは、そのような要望を受けてやっていますとする一方で、規模の小さいところになればなるほどそういった要望を受けたことがないという方が大半を占める結果となっています。事例をあげて申し上げますと、例えば100戸の集合住宅があり、切り替えの際に紹介料が発生するとします。例えば1戸あたり1万円と仮定すれば、100戸の切り替えを実施すれば100万円が不動産会社やオーナーの懐に入ることになります。また1戸あたり10万円分の無償貸与をすると100戸ですから1,000万円を投資することになります。オーナーや不動産会社側が負担するのではなく、事業者が負担するわけです。投資分の1,000万円分を100戸の消費者からガス料金として回収する構図になるわけですから、当然ながらガス料金が高くなるわけです。一般的な目線から言うと、家賃は住んでいる部屋の設備費用も全部含めて家賃だと思います。そういったところをしっかりと是正していくことが公平・公正性につながっていくものと思っています。ガス料金が高いというご相談事例がありましたが、L Pガスの場合は配送費等の人の手間に関係する部分が大きいコスト構造なので、割高に感じる部分があるかと思います。ただ一方でコストに何が入っているか分からないとなると、高いという印象につながると思います。したがって透明性をしっかり確保して、高いという印象を是正していくことが、L Pガス業界的にも信頼性の高いエネルギーであるということを示すことにつながると考えています。どこからが過大な営業費用かというのは示せません。例えば紹介料1万円は高いです、5,000円なら安いですねと言った途端に紹介料は5,000円に収斂していくと思われます。過大の基準を示すことが逆の方向へ働いてしまうと考えています。ガス料金も自由料金なので、事業者ごとに違ってくるものだと思います。三部料金制で内容をきちんと説明できる状態にして、消費者が何を負担しているのかをきちんと説明できるようにしてほしいということです。液石法はあくまでL

Pガス事業を規制する法律ですので不動産事業を規制することはできません。しかし重要事項説明の中にガス料金の話も入れるなどの形で、不動産業界の取り組みを促していくことはできると考えています。国交省と連携をしながら、改正内容の趣旨をしっかりと周知していきたいと考えております。

・テーマⅡ．保安（LP事故の発生状況等）

【中国四国産業保安監督部 堀課長補佐】

私の担当業務はLPガスをお使いのご家庭の保安を確保するために、事業者等に対して液石法に基づく申請や届出の審査をしています。また年間を通じて事業者に対し立ち入り検査を実施することで、実際の保安業務を確認しています。さてLPガスによる事故を防ぐためには、三者による保安の確保が重要になります。一つ目は事業者等による消費者への保安確保の実施です。二つ目は行政による事業者等への行政指導や保安業務の実態確認を行うことになります。そして三つ目の最後の砦は、LPガスを利用している消費者による安全なLPガスの使用とLPガス機器の管理になります。最近のLPガス事故で一番多く発生しているのが他工事による事故になります。例えば小規模な団地において、地下などに埋設管があるような場合、建築工事による掘削やご自宅のリフォームなどの際に、工事業者が誤ってガス配管を損傷するといった事故が中国地域だけでも年間に10件以上発生しています。また漏洩火災爆発事故の説明動画にもあったようにガス機器の故障もさることながら、消費者の誤操作による事故も多発しています。旧式の風呂釜やガステーブルにおいて何度も点火作業を繰り返した結果、ガス機器の中に溜まったLPガスに引火して起こる漏洩爆発事故や消費者が購入したガステーブルをご自身で接続したことによる接続ミスによる漏洩火災などがございます。加えてガステーブルやガスホースの経年劣化が原因の事故もございます。事業者が4年ごとに行う点検調査の際に、ご相談いただけましたらLPガス事故を防げる可能性は随分高くなると思います。最後になりますが初めに申し上げました三者によるガス事故の防止にこれからも努めて参りますので、引き続きLPガスを安全にご使用いただきますようよろしくお願いいたします。

【調査・広報委員会 平野委員】

保安の部分は一番消費者が気にかけていないのかなと思うことが多々あります。ご説明にありましたように4年に1度の点検で検査していただくことは大事だと思っております。少し前のことですがコンベックから微妙なガス漏れがありました。すごいと思ったのは、道路の埋設管の点検に定期的に回っているらしく、その際に自宅のガス漏れを見つけていただいたことです。後日検査に来ていただき、撤去したガスエアコンの配管等も含め全部調べていただきました。すぐにガス漏れしている箇所が判明したわけではないのですが、本当に丁寧に検査していただき、コンベックの中の部品からガスが漏れているのが判明しました。ガス漏れに気づかず数日前にもケーキを焼いておまして、ガス漏れの程度がもっと多ければ大変なことになっていたと思いました。点検を受けることは大事なことで肝に銘じております。ガス警報機の設置も進めていくことが大事ではないかと思っております。

【鳥取県保安担当 岩田課長補佐】

液化石油ガスの事故の関係ですが、本県は地方ということもあり空屋が結構出てきたりしています。それに合わせてボンベが放置されているという状況もあり、そこからガスが漏れるといった事故が発生しています。一般の方の通報により対応した事案もあります。あとはやはり他工事です、水道管の切り替えや重機を使った別の工事で配管が壊れたという事案が結構あります。7割くらい他工事による事故があるという状況でございます。

【島根県保安担当 昌子主事】

昨年度は他工事による事故も発生しております。リフォーム中に業者と連携が取れていないことにより事故が発生しています。今後講習会や立ち入り検査時の指導などにおいて、他工事業者との連携を取

っていただくということを指導していければと思っております。また平野委員の話にもありましたように、消費者に対する保安の協力のお願いに関しまして、最近事業者から相談がありました。消費点検を行う際に紙の通知を消費者宅に10回以上送っても協力をしていただけず、その後電話を何度かけても消費者の方に繋がらないという内容でした。消費者にガスの保安業務を受けていただくことの大切さを、今後伝えていく必要があると思っております。

【島根県消費者 鳥居委員】

島根県は業者の方から点検の報告がありまして、点検の際にゴムホースやガス警報器の交換をさせていただいており、大変助かっています。我々の地域だけかもしれませんが割とそのように点検を受けたということを聞いております。

【広島県消費者 難波委員】

個人的な話になりますが単身赴任をしております、この間2回ほどガスの点検に来ていただいております。ゴムホースの交換などしてもらった経験もありますが、今日のお話を聞いて一般的なガス器具の寿命が10年と記載がございましたが、点検時にそれについての指摘が抜け落ちていると思いました。私が住み出した時には既に設置されていたガス器具を使っておりますので、製造から10年以上経過していると思います。使用頻度の問題もあると思いますが、点検の時にそれについて業者からご指摘はありませんでした。寿命が10年というのは私の感覚では短いような気もしますが、設計上はそうであっても実態としてはどうなのかと思っております。

【山口県消費者 吉富委員】

これから高齢化が進み人口が減っていきます。そういう意味で消費者庁の指導があり、山口県は13市に地域安全協議会というのが見守りネットワークとしてできています。事業者はガスを各世帯へ届けるわけですので、見守っていただくという意味では大変重要な位置にいらっしゃると思います。ただ構成メンバーを見ますと、まだ事業者が入っているところが少ないと思います。是非事業者にも参加していただき、見守りだけでなく防災という意味においても、両方兼ねて働いていただくことはできないかと期待したいと思います。是非地域協議会に入っていていただいて防災という点でもっと啓発していただけたらいいと思います。

【鳥取県消費者 山口委員】

色々ご意見が出た中で私からは一消費者としまして、点検の大切さを非常に感じました。安定した供給の上で安全な利用というのが第一だと思いますが、人生が長くなっておりまして、使っているガス器具がいつの間にか古くなっていることに気がつくことがあります。劣化による事故は怖いものがありますので、事業者の方としては言いにくい部分もあるかもしれませんが、ガス器具やゴムホースを新しいものにしたほうがいいですよと周知していただけると、この際買い換えておこうかという動きになるかと思っておりますので、安全安心というガスの利用の広報をよろしく願いいたします。

3. 総括

【北野委員】

簡単な総括でございますがまず一つ目の料金透明化の話です。これに関してはやはり色々な関係者がいることの難しさとそうは言っても罰則規定が盛り込まれた法令ができるということで、進展はしているという気がしました。今後も関係者の多さ、特に国交省とどう連携するかが大事になってくるということが一つ。同時に自由競争の中で先ほど過大の解釈が非常に難しいというご指摘がありましたが、そうは言ってもどうやって有効性を担保するかというのが非常に大事でございます。この辺りは関係者の皆さん大変ご苦労があると思いますが、継続的な取り組みを進めていただければと思った次第です。それから二つ目のテーマであります保安の話ですが、やはりこれも事故が実際に起きているということもあ

りますので、特に事業者の方はお仕事ですけれども消費者の方は忘れるというか、10年はあっという間に過ぎてしまいますし、ガス器具がちょっと古いけれども大丈夫だろうと使い続けている方は私も含めて多いと思います。この辺りは啓発活動みたいな取り組みがますます大事になっていくと思います。同時に点検ですね、これはきちんと受けていただけることが大事なので、連絡が取れない消費者に関してはどう対処するのかが、もう色々な業界で問題になっています。この問題を含め今後継続的に取り組んでいただく必要があると思いました。

※北野委員より全体の総括を求められ、エネ庁目黒室長補佐から以下の発言があった。

【エネ庁 目黒室長補佐】

実行性を確保してくうえでは、ルールを整備していく中で一定の基準を設けるのが一番正しいのですが、現在は自由競争の中でこれまで是とされてきたものについてメスを入れている状況です。襟を正して正しい経済環境の元で営業を行っていくという事業者の取り組みを我々は期待しているところでございます。その中で国としましては、営業行為が過大か過大でないかの判断については、実際の立ち入り検査等の指導の中で是正していく必要があると思っています。あらゆる情報を総合的に判断していくものだと思いますので、是非こういう機会を通じて色々な方々からのご意見や情報をいただければ、我々としても考え方を整理しやすいと思っています。こういった地方懇談会の場合を通じてでも結構ですし、他のチャンネルでも結構ですので私どもに情報提供いただければ非常にありがたいと考えております。保安につきましては私が申しあげる話でもないと思いますが、今回地方懇談会の趣旨として色々な保安上の問題や課題を共有しながら、今後の保安行政にも反映していくということだと思っています。是非保安の話も皆様と保安担当の部署で情報共有させていただきながら正しく是正していければと思っています。引き続きご協力いただければと思っています、よろしくお願いいたします。

以上

令和5年度 四国地方L P ガス懇談会 議事録

I. 日 時 : 令和5年11月13日(月) 14:00～16:00

II. 場 所 : ホテルマリンパレスさぬき「瀬戸B」
(ハイブリット開催: 現地参加とWebexによるリモート併用会議)

III. 参加者(28名)

消費者委員	: 野田委員(香川県)、生越委員(徳島県)、遠山委員(愛媛県)、 大塚委員(高知県)	
事業者委員	: 赤松委員(香川県)、中川委員(徳島県)、妹尾委員(愛媛県)、 公文委員(高知県)	
自治体	: 戸城副主幹(香川県)、友田係長(徳島県)、景浦主任(愛媛県)、 石川主任(高知県) 以上液石担当 太巻所長(香川県)、滑田課長補佐(徳島県) 以上消費生活担当	
学識経験者委員	: 香川大学 経済学部 教授	古川委員
調査・広報委員会消費者委員	: 一般社団法人全国消費者団体連絡会 政策スタッフ	中本委員
行政等	: 資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室	目黒室長補佐
	同上	宇野係員
	四国経済産業局 資源エネルギー環境部	岡田部長
	同上	資源・燃料課 中村課長
	同上	西村課長補佐
	中国四国産業保安監督部四国支部保安課	宮本総括係長
議事進行	: 香川大学 経済学部 教授	古川委員
オブザーバー	: 日本L P ガス協会 企画グループ	三木グループリーダー
	一般社団法人 全国L P ガス協会 保安・業務グループ	瀬谷グループ長
司会	: 一般財団法人エルピーガス振興センター 広報室	市川室長代理
事務局	: 同上	嘉村・中村・福田・市川

IV. 議事次第

1. 開会挨拶

中部経済産業局 資源エネルギー環境部 岡田部長

2. 懇談

・テーマⅠ: L P ガスの料金透明化・取引適正化について

＊プレゼンテーションⅠ (L P ガス産業の現況とL P ガスの料金透明化・取引適正化に向けた取組について)

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室 目黒室長補佐

＊プレゼンテーションⅡ (令和4年度石油ガス流通・販売業経営実態調査結果の概要/
令和5年度石油ガス流通・販売業経営実態調査の実施計画)

一般財団法人エルピーガス振興センター 広報室 福田室長代理

＊説明 四国経済産業局における取引適正化に向けた取組みについて

四国経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課 西村課長補佐

- ・テーマⅡ：保安（ＬＰ事故の発生状況等）

＊プレゼンテーションⅢ（最近のＬＰガス事故について）

経済産業省 産業保安グループ ガス安全室

榎本室長補佐

＊説明 最近のＬＰガス事故について

中国四国産業保安監督部四国支部 保安課

宮本総括係長

3. 総括

香川大学 経済学部 教授

古川委員

V. 議事内容

1. 開会挨拶

四国経済産業局 資源エネルギー環境部

岡田部長

我が国にとって、ＬＰガスは国民生活に欠かせない重要なエネルギー源であり近年では災害に強い分散型エネルギーとして評価され、教育施設、市施設、避難所施設などにガスヒートポンプなどガス機器導入が進んでいます。四国地域では今後３０年以内に７０％から８０％の確率で南海トラフ地震が想定されており、更なる対応が期待されます。一方、家庭においては使用世帯数の減少に加え、給湯器のＬＰガス機器の高効率化、省エネ化を背景として需要が徐々に減少するなど厳しい環境に直面していますが、ＬＰガスが今後も引き続き消費者に選択されるエネルギーとなるために消費者との信頼関係の構築が重要と考えます。さて、本懇談会は消費者、販売事業者（以下「事業者」という。）、行政関係者が一堂に会してＬＰガス産業の現状と課題等について情報提供と意見交換を行い、消費者利益の向上とＬＰガス産業の健全な発展に資することを目的として全国各地で開催しているものです。関係者相互の理解を深め、ＬＰガス産業の健全な発展に資するものと認識しており、本日臨席またオンラインにより多数の参加を得て開催の運びとなったこと、出席の皆様及び準備に尽力いただいた一般財団法人エルピーガス振興センター（以下「振興センター」という。）に深く感謝します。本日のテーマであるＬＰガスの料金透明化、取引適正化については、本年３月から液化石油ガスワーキンググループ（以下「WG」という。）を再開し、事業者間の過当競争等により消費者利益を損なっている現状を是正し、地域のエネルギーとして重要な位置付けを維持するため、ＬＰガス料金の透明化に資する取引適正化に向けた今後の方針を示すことを目的として、ＬＰガス業界を含めた委員の方々と議論し、今後の方向性を取りまとめる予定としています。業界のさらなる発展のため関係者一丸となってこれからも消費者からの声に真摯に対応していきたいと考えます。また、ＬＰガスの安定供給の前提は保安の徹底による安全の確保です。昨今四国管内における豪雨、その他各地で災害クラスの大雨浸水被害等が多く発生しています。本日出席の皆様にはＬＰガスの安全・安定的な供給への尽力に深く感謝すると共に、今後も協力をお願いします。忌憚のない意見、指摘をいただき本懇談会が有益なものになるようお願いします。

2. 懇談

- ・テーマⅠ．ＬＰガスの料金透明化・取引適正化について

古川委員から振興センターの事前プレゼンに関し概要のとり纏めがあった。また、令和５年７月２４日に開催されたWGでの内容を踏まえ、資源エネルギー庁（以下「エネ庁」という。）の目黒室長補佐より追加説明があった。

【調査・広報委員会 中本委員】

ＬＰガスの商慣行については全国消費者団体連絡協議会（以下「全国消団連」という。）としても都市ガスの自由化の頃から取り組みを始めています。消費者団体によってはそれ以前から長い間取り組んできた問題でもあります。ＬＰガス懇談会（以下「懇談会」という。）でも議題としての取扱いを切望

し、何度も参加している委員からはマンネリとの指摘を受けても続けてきたお蔭で、今回エネ庁のWGで改善に向けた取り組みの検討が開始され、大きな期待を寄せているところです。次に、平成29年改正時の振り返りについてコメントします。一部に小売価格の公表を止めてしまった事業者もいるとの説明がありましたが、度重なる価格改定などがきっかけではないかと推察されます。問い合わせにすぐに対応いただくことは消費者として重要なことですので、公表ないしは問い合わせがあった時の即事対応は是非お願いしたいと思います。全国消団連の事務局長がWGに参加して以降、事業者から情報提供をよく頂きますが、1週間ルール of 徹底に関連して、年末年始やゴールデンウィークなど長期の休みの期間を悪用したこのルールの順守を無理やり求めるような事例について情報提供がありました。そういった点についても留意してほしいと思います。続いて、プレゼンテーションⅡの事業者の経営実態調査の結果については、昨年度これまでの調査と件数や手法が大きく変わり、傾向として若干大規模事業者の意見に偏る結果となってしまったことは多少残念ですが、取引等の実態について生の声が聞けたというのは大きなことでWGでの検討にも役立っていると思います。ただし、心配されるのは賃貸住宅についてです。不動産事業者やオーナーとの力関係で料金の情報提供や三部料金の徹底が事業者の思うに任せないことが明らかなことから、今後は対等な関係になるように進んでいけば良いと思います。今年度は一昨年の調査方式と同様にウェブアンケートを行うということですが、一昨年よりもより回答率が上がるよう期待しています。

【香川県消費者 野田委員】

WGが再開され今後も料金透明化、取引適正化が進められると思うので、その成果を期待しています。今日は関連する国の動き等について伺いたいと思います。

【徳島県消費者 生越委員】

2022年度に徳島県内のLPガスの相談件数は全体で17件あり、私どもの徳島県センターのみの相談件数は8件です。なお、2023年度の4月から現在に至るまで徳島県センターのみの相談件数は3件です。特に2022年度に目立ったのはプロパンガス料金の突然の値上がりに関する相談です。徳島県エルピーガス協会が、国からの補助金をLPガス価格に反映して消費者をサポートする取り組みを実施された結果、その後は以前に比べてLPガスの料金は下がったようです。2023年度に入ってからLPガスの値段が高くて困るという相談は一件もありません。これから冬に向けてガスの使用量が増えてくるので、比例して値段が高いという苦情がまた入ってくる可能性もあると思います。一方、当センターには、いわゆる賃貸住宅の無償貸与に関する相談はありません。他の県や徳島県内の別の消費生活センターにはあるのかもしれませんが、無償貸与に関する相談はあまり聞こえてきません。ただし無償貸与は非常に分かりやすく、問題となる制度だと思いますので、それに取り組むことは素晴らしいことだと思います。

【愛媛県消費者 遠山委員】

今年3月まで勤務していた消費生活相談窓口で受けた相談ですが、町営住宅に途中入居された方から、他の賃貸住宅に比べてガス料金が考えられない程高額なので、勝手に契約をやめて他の事業者に変更した際、新たな事業者で自分の負担で給湯器を付け替えてもらったということで、町営住宅なのに給湯器のような高額な機器の費用を何故個人で払わなければならないのかとの相談がありました。前事業者に問い合わせたところ、地元で小さなガソリンスタンドを営んでいる小規模企業で、入居前に料金について説明をしたか確認したところ、最初の新築の時には説明したが、当該居住者が入居した時には説明しなかったとのことでした。事前に情報提供がしっかり行われていれば起こらなかった問題だと思いました。また今後のことを考えると、制度改正がなされたとしてもこのような零細の事業者に対する法令遵守の徹底は非常に難しいものと危惧します。

【高知県消費者 大塚委員】

我々の所属している高知県はL Pガスへの依存率が高く、当然暮らしの中でも外せないエネルギーに変わりありません。消費生活センター等に確認したわけではありませんが、我々の生活協同組合（以下「生協」という。）の中では大きなトラブル等の声は上がっていません。北海道生協が積極的にこの取り組みを行っていることはよく聞いています。暮らしに関わる事業を組合員に向けて色々と発信している中で、やはりL Pガス問題に関しての情報開示をしっかりと頂きながら、我々消費者としても学習をしていく必要があると思います。当然我々だけではなく消費者、組合員に向けて発信していく必要性も感じています。学習の機会も不足していると思いますが、まずしっかりと状況把握をして、その中から新たな投げかけや提案をしていかなければならないと改めて感じました。

【香川県事業者 赤松委員】

香川県においては案外都会とは違うところがあり、消費者からの苦情と相談はさほど来ていないのが現実です。余り過敏に反応しすぎるとかえって問題が出てくると思います。無償配管は商慣習として確かに過去から行っています。建築業者や不動産業者には配管は初めから念頭にないというのが現状で、無償でやってくれるものという受け止め方をされています。それ自体意識改革をしていかないと無償配管という問題は無くならないと感じます。WGの中でも色々と話が出ていましたが、大手事業者が過剰投資をしている現状があるのは事実です。それに対して地方の中小零細の企業が対抗せざるを得ないのも事実ですから、自由競争という非常に聞こえは良いものの過剰投資の競争が起こっているのです。今後、行政の指導をいただいて事業者として適性に対応していくべきです。当然の話ですが投資して儲かればいいが投資したまま踏み倒されるみたいな形にならないように気をつけていきます。不動産業者や建築業者と上手なコミュニケーションを取りながら改善していかないと消費者が置き去りになりそうなので、その辺はきっちりしていきたいと思います。

【徳島県事業者 中川委員】

2022年の料金高騰により消費者センターの方にはたいへんご迷惑をお掛けしました。事業者自体も高齢化してきており、なかなかネット環境やHPの開設等ができないのが現状で、協会では商工会を通じてHPの開設や店頭で料金表を開示する方向で進めています。但し、HPを開設すればそれで済むという問題ではなく、私たちの地元でも高齢化が進んでおり、ネット環境のない高齢者の家庭というのはよくありますので、そのような方々には、ガス料金を検針票、或いは訪問時に簡潔に説明することが必要で、例えば、三部料金制であれば、基本料金がいくらで従量料金は使用量との関係でいくら、ガス漏れ警報器をつけるとレンタル料はいくら、冬場ならファンヒーターのリース料がいくらと、本当にシンプルに料金を知らせないと高齢者の方には理解してもらえないと思います。これは消費者の皆様にもご意見をお伺いしながら進めていきたいと思っています。

【愛媛県事業者 妹尾委員】

この問題は、何年も前から取り組まれ議題に上がっているにも関わらず解決に向け進んで来なかった中で、今回はエネ庁が中心となって本当に問題解決に向けて動き始めたという認識です。L Pガスは環境にやさしく災害にも強いことで最後の砦という非常に重要な位置付けにあります。当然日常使っているエネルギーですから、この先はお客様が本当に安心して信頼できるエネルギー、あるいは事業者であるというところに向けて再度仕切り直しをする時期が来ており、実行していかなければならないと考えています。また、先ほど赤松委員が言われたように、取引の適正化については、地方と都会あるいは地域によって状況が違います。愛媛県でも大手事業者がかなり積極的な集合住宅への勧誘、過大な営業行為を行っているところがあります。また、それに便乗して同様の行為に及んでいる地場事業者も出ているという中で、早急に我々事業者が本当にお客様目線に立って解決する、まずその覚悟を決めなければならない課題だと思います。ルール作りはなかなか難しいですが、ある程度形ができた中で走りながら改善、修正を加えていくようなやり方で、取り敢えず早い段階でスタートするべきです。是非、

業界挙げて、まずはこの課題に正面から取りかかるという姿勢を示すべきだと思います。

【高知県事業者 公文委員】

高知県は細長い地形の中に山間部地域や漁村地域、また高知市のような密集した地域があり、その地域特性から事業者によって規模的に大きな格差があります。嘗て私が営業をしていた時は郡部に行くと当然のように料金は配管も含め全部頂いていました。しかし、徐々に大規模事業者が入ってきて配管を無料にするようになると、地域の事業者は採算に合わないのも当然有料で頂こうとしますが、お客様からは他は無料だからと指摘され、今それが悪い習慣となって無償配管になっていると思います。やはりお金のあるところがお金を使って客数を増やすということになっていると思います。LPガスは先ほど愛媛の妹尾委員が言われたように高知県では生活に欠かせないエネルギーで、災害が起きた時に生き延びるためにも絶対に必要です。更に、地元には事業者がいるということは非常に大事なことでと思います。私の会社は高知市内にありますが郡部の方にまで行けないので、何か発生した時は近くの資格を持った事業者にもリードしてもらい、その地域を守って頂かなければならないので、地元の事業者を大事にしたいと思っています。従って、真面目な事業者が生き延びていけるように法律を改正してほしいと思いますが、今までは様々な抜け道があって、痛い目にあっている事業者がたくさんいます。そのようなことがないように皆でしっかり監視しながらやっていく制度にしてほしいと思います。高知県は消費者相談室にも料金に対する問い合わせはそれほどなく、あったとしても、協会から事業者に対してお客様に通知をするように、或いは、お客様に対して事業者へ連絡するようというお願いをすることで、お客様はしっかり説明を受けていると聞いていますので、都会のようなことはないと思います。

※6年前から続けられている取組みについて、四国経済産業局（以下「経産局」という。）西村課長補佐より以下の発表があった。

【四国経産局 西村課長補佐】

四国経産局での取引適正化に向けた取組みについてですが、まずは立ち入り検査の実施状況として令和4年度はコロナの感染対策を行った上で事業者了解のもと去年12月に1件実施をしています。今年も同様に感染対策を行った上で実施する予定です。2番目として関係機関との訓練の実施ということで第7地域連絡協議会通報訓練を本省、エネ庁、全国LPガス協会、各県LPガス協会、加えて管内の特定販売業者の製造所、中核充填所などを対象として明日14日に実施する予定です。最後にLPガス取引に関する相談対応として、今年はLPガス契約の解約に関わる苦情や賃貸住宅のLPガス料金についての苦情が当局にも寄せられています。

【中本委員】

令和5年度に立ち入り検査を実施する事業者数の予定と、そのペースで行った場合、四国経産局が管轄する全ての事業者の立ち入り検査が一巡するのに大体何年ぐらいかかるのかを教えてください。

【四国経産局 西村課長補佐】

四国管内で経産局が所管している事業者は年1件、2件の立ち入り検査を実施すると、大体数年で一巡する予定になっています。県の所管の事業者もあり、四国経産局として所管している事業者はさほど多くはないので、現在のペースになっているとご認識ください。

【中本委員】

数年ということで、恐らく一桁年以内で全件回るということで了解しました。安心しました。

【エネ庁 目黒室長補佐】

確かにこの課題には地域性や地域差があります。本来、地元に着して消費者からの相談事等にしっかり対応している事業者ならばこういった問題はあまり生じないものと思います。特に愛媛県では営業投資余力のある大手事業者の進出により過当な競争環境になっていますが、消費者目線が抜けており、

大きな問題が内在することは今後例示していきたいと思っています。価格についても地域的な格差はもちろんあると思いますが、消費者が全く不在という状況が起こっているので、全体を見た時になぜこれだけ他のエネルギー体に比べてガス料金が低いのかというところについては、根本的に突き詰めていきたいと思っています。ガス価格自体も一定程度の下げを期待できると考えていますので、これを機にしっかり改善をしていきます。消費者の期待に応えていくことで、先ほど妹尾委員からもありましたが、国としてもLPGガスは特に災害時において有効なエネルギー源であり、他のエネルギー源に比べれば圧倒的に短い期間で復旧を遂げられるという分散型エネルギー源の優位性を前面に打出していくべきだと思います。その意味でも決して無くならないエネルギー源ですので、商慣行を見直していくことで引き続き持続的な事業環境を構築していくことが、全国を見た時に全体最適に資することだと考えます。しっかりと取組む所存ですし、事業者、消費者の協力を頂きながら進めていきたいと思っています。引き続き様々な意見を頂くことは制度の改善に繋がりますし、WGの中での議論も継続的に取組んでいきますので、フォローアップの中でも今後の見直しの方向性が出せるかもしれません。是非色々なご意見を頂きたいと思っています。

・テーマⅡ．保安（LPG事故の発生状況等）

古川委員から経済産業省ガス安全室（以下「ガス安全室」という。）の事前プレゼンに関し概要のとり纏めがあった。

【中国四国産業保安監督部四国支部 宮本総括係長】

四国管内では、令和元年から令和5年の5年間に19件のLPGガス事故が発生しています。その内訳としては消費者による誤操作、誤開放などで一般消費者に起因するものが6件、リフォーム事業者や外構工事事業者のような他工事事業者に起因するものが5件、LPGガス事業者に起因するものが8件となっています。今回は一般消費者に起因するものと他工事に起因するものの2つのガス事故の原因について説明します。1つ目の一般消費者に起因するLPGガス事故の原因の内訳です。業務用コンロの点火ミスが4件、ガス栓の微小漏洩、気づかない程度に少し空いていたというものが1件、末端のガス栓の誤開放が1件となっています。この事故での被害としてはガスが漏洩しただけのもの、漏れたガスに引火して爆発火災に至ったもの、消費者が怪我を負ってしまったものなど様々あります。ガスを使用する際は使用手順を再度確認して頂き、換気など十分に注意して頂くことが必要となります。なかなか点火せず調子が悪いガス機器を使用する場合は、事業者等に点検を依頼した方がよいと思います。2つ目の他工事に起因するLPGガス事故の原因の内訳です。敷地内の電柱の入れ替え工事でのガス管破損が1件、リフォーム工事での敷地内の掘り起こし等で埋設したガス配管を破損したものが1件、カーポート設置工事における基礎工事を行う際にガス管を破損した件が2件、白アリ駆除事業者が作業を行う際にガス管を破損したものが1件となっています。他にも別年度でエアコンを壁面に取り付けようと壁に穴を開けた際に配管を破損したという事例もあります。消費者の皆様にも敷地内の配管の位置は是非把握して頂き、リフォーム工事などを実際行う際は、工事事業者に対し自分の家のガス配管がどこに通っているのかということを伝えてガス漏洩事故が起こらないように未然の対策をして頂きたいと思っています。ガス管の位置が分からない場合は工事前にLPGガス事業者と相談してその位置を工事事業者に伝えて頂きたいと思っています。

【調査・広報委員会 中本委員】

私はLPGガスを使っていますが、賃貸住宅に住んでいることもあって他工事事事故のイメージが湧きませんでした。プレゼンテーションで他工事事事故の事例を説明いただいたものの、どうして起こるのか腑に落ちませんでした。敷地内の家の外構工事で他工事事事故が起こり得るとの説明はたいへん分かりやすかったです。私には持ち家住宅の状況は分かりませんが、おそらく自宅に関する書類や図面があると

思うので、配管の位置については常に気にしておくべきだと思います。安全のメッセージについては、我が家では、事業者からLPガスを安心して使用するための啓発の葉書を毎年頂いています。今回参加するにあたって再度見直しましたが、プレゼンにあったような安全へのメッセージの内容が記載されていました。毎年きちんと送って頂いているのにむしろ見れども見えずの状態だったと私自身も反省しています。これを踏まえて、1人でも多くの方々にこのメッセージを周知して事故が少しでもなくなるよう、私ども消費者団体は消費者に一番近いところで啓発を行っていききたいと思います。

【香川県消費者 野田委員】

私もLPガスを使っていますが、説明にあったような安全性、他工事に関する問題については、実感が無く正直ピンときません。しかし、私どもの団体でも災害時におけるエネルギーとしてLPガスは非常に大事であると認識しています。災害時の保安やその際の事業者の役割は今後明確にされるべきであり、消費者の学習プログラムの中にLPガス事業の社会的な意義や安全性に関する内容を盛り込んで、消費者がそれをしっかりと認識することはたいへん重要であると思います。そのためにはやはり消費者の意見は非常に大事です。先日、香川県の事業者が高圧ガスの保安の表彰を受けましたが、表彰の対象がLPガスだけなのか都市ガスも含むのか、他のガスもそうなのか私たちは承知していませんし、ガスの供給エリアや建物との関係で条件が違うこともあると思いますので、一般の人たちも保安や防災について十分な学習が必要であり、特に安全性の問題についてはLPガスの利用者だけではなく、一般の県民、市民の安全に対する学習機会や情報の提供も必要だと思います。

また、カーボンニュートラル（以下「CN」という。）ということで、CO₂の排出抑制に対して私たち消費者団体は様々な活動を行っていますが、そのような社会の動きの中で、LPガスが国の政策の中でどう位置づけられ、どのようにしてCO₂排出を抑制するのかについてもっと情報が欲しいと思います。

【徳島県消費者 生越委員】

以前、ガス機器の4年毎の点検を受けた方が良いかについて相談を受けたことがあります。相談者は、家の中に人を上げたくないのので4年毎の点検は法律的に義務なのかという趣旨でした。もちろん安全のために定期的な点検は必要だと思います。4年毎の点検が法律で決められたものかそれとも推奨されているものかについて私は承知していませんが、事業者、各県のLPガス協会等の業界の方が利用者に対して、4年に一回の点検は必ず行うという啓発をして頂きたいと感じました。

【愛媛県消費者 遠山委員】

ガス器具の誤操作の話在先ほど伺いましたが、初めてガスコンロを使った時には、これをついたのか、スイッチをここまで回して火がつくのかというような心配をします。オール電化が進んでおり、我が家では台所はIHや電化機器になっていますが、風呂は防災の面を考慮してLPガスを使用しています。同居の孫は生まれた時からIHで、タッチひとつでお湯が湧きますが、もし独り立ちしてLPガスを使うようになったらどうなるのかと心配をします。昔は生まれた時からガスコンロでしたから、パチッと音がするまで開いて、点火したかどうかを確認してからということが当たり前でしたが、今の子供は生まれた時からボタンをタッチしているので、火をつけているという子が殆どいないかもしれません。今後、そのような子供たちには安全にガスに点火して使うことができるようになるための啓発や教育が必要になると思いますが、その点についてお考えを伺いたいと思います。

【徳島県事業者 中川委員】

全国と同様に四国4県のLPガス協会にも青年部会がありますが、そこで小学校4～6年生を対象に「火育」という授業を行っています。火の起こし方から始めてLPガスの使い方について学ぶ火育教室ですが、各県で20校から30校は実施していると思います。また、ショッピングセンター等の展示会でも最新のガス機器を置いている場合があります。ぜひ子供さんと一緒に触っていただいてガスに親

しんで頂きたいと思います。

【高知県消費者 大塚委員】

高知県でも少子高齢化が進んでおり、高齢化に伴う誤使用による事故がこれから増えていくのではないかという懸念を抱いています。高齢者の一人暮らしが増えていて、亡くなられた後は空き家になったまま、水道やガス等のインフラを残したままの場合も多々あります。そこに地震が起きたり、災害が発生したりする懸念もありますので、空き家でのトラブルがないように対処の仕方や懸念される問題について情報発信するなど日頃から気をつけておくことが大事だと思います。

他工事事故に関しては、配管の位置を把握することはなかなか難しく、事業者間での連携とコミュニケーションを図ることによってトラブルは少なくなると思います。

【香川県事業者 赤松委員】

私の周りでも、ガスコンロに触ったことがない、カセットコンロは見たことはあるがホースが繋がっているコンロを見たことがないという子供が増えてきました。オール電化率はまだまだ低いのでその影響は少ないと思いますが、そういう子供が増えたのは事実です。徳島の中川委員が言われたように、事業者の取り組みとして「火育」を学校での出前授業として数年前から始めていますが、なかなか周知が行き届いていないのは事実です。私の孫もそうですが、マッチのすり方を知りません。それも含めて火の大切さを社会全体で認識し、子供たちにそういう機会を提供することが必要であると、ガス事業者の立場を超えて思います。災害時の最後の砦と言われるのは嬉しいことですが、目の前にLPガスがあっても使い方を知らないという時代になったのではつまらないので、災害時にどのように対処したらいいのかを、野田委員が言われるように婦人団体も含めて互いに勉強する必要があると感じます。香川県としても、婦人団体と協力して様々な訓練を実施して周知を図っていきたいと思います。

【徳島県事業者 中川委員】

他工事事故についてです。徳島県でもできるだけ埋設管（埋める配管）はやめるようにしています。埋めると配管の位置がなかなか分からないので、電気工事業者がパイプやガス管に穴を開けてしまうということが起こります。できるだけ埋設配管ではなく露出配管をお客様へは勧めるのですが、露出配管は見かけが悪いということで埋設配管にしてほしいという意見もあります。しかし、見えている配管の方が点検し易く様々な部分で安心・安全なので露出配管の設置にご協力頂きたいと思います。

【愛媛県事業者 妹尾委員】

全国の事故発生件数は昔と比べるとかなり減っていますが、雪の影響による事故と他工事事故は少し増えてきていると感じます。ガスコンロやその他のガス機器による事故は、今は殆ど起こっていないと認識しています。我々のPR不足かもしれませんが、現在はガスコンロを含め安全機能が二重三重に施されており、鍋を置かないと火がつかない、火がついている状態で鍋を取れば炎が小さくなる、ある時間火がついたままになれば自動的にガスコンロでガスを止める、あるいは最終的なメーターで止めるというように、高齢者が使用しても非常に安全な器具が商品として出ています。我々はそのような商品をお客様へ情報発信して設置いただく努力をしなければならないと思っています。また、東日本大震災時に津波で多くのLPガス容器が流出し、昨今の激甚災害等々でも容器が流されるということがあったため、容器の転倒あるいは流出防止のためのゴムバンド、チェーンの二重掛けが法律で義務化され設置に取り組んでいます。LPガスは消費設備側、供給設備側も含めて常に進化して安全な方向に向かっていきますので、以前より安心して使用できるエネルギーとして認識して頂きたいと思います。

【高知県事業者 公文委員】

現在はガスメーターが非常に進化しているので、マイコンⅡやS型メーターは、うっかりミスを防ぐためにガスを長時間使うと一旦止める、或いは、配管が壊れた時は遮断するという機能が備わっています。しかし、全てがこれで対応できるかと言えばそうではなくて、他工事事故の場合は、集合住宅や一

般住宅は、メーターから後の部分では止まるが、それより前の部分を破損するとなかなか止まらないというのが課題となっています。また、火を使えない人たちは非常に多くなっています。子供と一緒にバーベキューに参加した親たちは、火に触ったら熱い、火傷するという経験が子供にないと災害時には対応できないと言っていました。防災訓練では年配の女性には昔から鑄物のガスコンロを使った経験者が多いので助かりますが、男性や若い女性には火の扱いが苦手な方が多く、大きな鍋で炊くという経験がありません。高知県は事業者数も多いのですが、一緒になって積極的に訓練をやっているのは私たち中小規模の事業者で大手は滅多に来ません。防災行事に参加すれば消費者の声が色々聞けるので、良い機会を与えてもらっていると私たちは思っています。消防や警察はある程度訓練されているものと思いますが、先般の防災訓練で、少し年配の消防の方が、災害時にボンベから直接繋ごうと思ったがうまくいかないと言うので、ボンベには液体が入っておりそれを気体にして、圧力が高いのでその圧力を下げってからコンロにつなぐとの説明をしました。消防にも知らない方が結構いらっしゃるようです。我々も努力が足りないと反省し、できるだけそういう場には行くようにしており、事業者にもそういった地域行事には参加を要請しています。他県の方々も是非地域の人たちと一緒に取り組んでほしいと思います。

【香川県消費者 野田委員】

高知県の消費者委員から空きボンベや置き去りにされたインフラの処理について話がありましたが、私どもの消費者相談室へも電話で同様の質問があります。また、料金透明化や取引適正化については、今後法令改正という形で体系的に改善されていくのは大変ありがたいと思います。安全の観点ですが、今は高齢者の1人暮らしや空き家の存在は当たり前で、若い人と高齢者が一緒に暮らすという多様な暮らしぶりがある、二極分化の時代になっています。新しい時代についていけない人たちが半分以上いるわけですから、そういう人たちへの情報の提供はどうしたら良いのでしょうか。事業者と消費者とがネットワークを組むということがこれからは大事だと思います。契約時に事業者の方から丁寧に教えてあげるなど情報の提供は重要です。一方で、事業者は徐々に数が減り、従業員数も減って大変な状況にありますので、逆に消費者が事業者を頼っていくような体系的ネットワークを組んでいくことが必要であると思います。

【香川県消費者 野田委員】

CNに向けLPガスをエネルギーにおいてどのような位置付けにしていこうと考えているのかについて政府の方に意見を伺いたいと思います。SDGsの項目の中のどこに当てはまるのか、本日の様な会を開催するぐらい重要であり、特にLPガスが災害時に必要な大事なエネルギーであるなら、その位置付けをきちっとするべきでないかと思います。

【エネ庁 目黒室長補佐】

CNに向けたLPガスの取り組みについてお話しします。ガス体のエネルギーなのでガスそのものの低炭素化を目指すことにまずは取り組んでいます。事業者やガス供給会社ではなく、ガスそのものを調達する上流の会社、いわゆるLPガス元売りの団体によるCNに向けてLPガスは何をやるかの検討です。元々LPガス自体はプロパン、ブタンという化石燃料ですが、プロパン、ブタンそのものを他の物から生成できないかという研究開発を行っています。例えばバイオガスといった尿とか糞尿とかです。そういったものからできるものもあれば、他の合成物をもう1回アンモニアと混ぜて生成することにも取り組んでいます。そういう意味ではバイオガスなどはまさにCNの世界でできるものです。ただし、それだけではダメです。配送時の車両もLPガス車をはじめ様々な車両がありますが、効率的な動き方をさせるために全体の燃料使用量を下げるという低炭素化の取り組みもあります。これは事業者にもできることです。上流から下流まで、お客様に届けるところまで低炭素化を図ることについて、政策的に事業者との間でも取り組んでいくことを目指しています。

3. 総括

【古川委員】

本日は、テーマ1としてL Pガスの料金透明化と取引適正化について、テーマ2として保安について、消費者委員、事業者委員からそれぞれコメントを頂きました。L Pガスには地域差があるとの事業者委員からの意見もありましたが、四国はトラブルの多い地域ではなく、他の地域よりは少ないと感じました。ただしこれは、表面化しているトラブルや問題であって、まだ表面化していないこと、例えば、自分はガス料金を高く払っているのではないかと疑っている方は結構おられると思います。我々消費者側には情報、特に価格についてはどの辺りが本当の価格、或いは適切な価格なのかというのは、なかなか分かりにくいものです。事業者にとっては、透明化・適切化は社会的責任であり説明責任を果たすことが大事だと思います。2番目の保安については、環境に優しく災害に強いという素晴らしい特性があるL Pガスですから、これからも長く消費者が使えるためにも、そういった情報を是非教えていただきたいと思います。野田委員からもありましたが、消費者教育が非常に大事だと感じました。火育という火の勉強をすることに関する情報提供は引き続き行ってほしいと思います。

【エネ庁 目黒室長補佐】

本日は様々なご意見をいただきありがとうございます。野田委員からもありましたが、エネルギー全体の中でL Pガスがどう位置付けられ、エネルギーの供給のあり方として何ができるのかについて、火育のことはまさにそうですが、地方懇談会を回る中で様々なお話を聞くことができたいへん有意義でした。引き続きこの会を続けていきたいと思います。私の担当は商慣行の見直しですが、事業者だけでなく消費者にも理解していただきたいし、場合によっては不動産関係者やいろんな関係先と、行政庁的にも経済産業省だけではなく国交省、消費者庁、公安、公取などの関係省庁と連携して業界全体を変えるために取り組んでいくことを皆さんにお伝えし、いろんな場で意見、協議いただきたいと思います。

以上

令和5年度 九州・沖縄地方L P ガス懇談会 議事録

- I. 日 時** : 令和5年11月30日(木) 13:30～15:30
- II. 場 所** : ハイブリッド会議 (リファレンス福岡駅東ビル 会議室Y-1)
- III. 出席者 (47名)**
- 消費者委員 : 柴富委員(福岡県)、山口委員(佐賀県)、吉田委員(長崎県)、
植村委員(熊本県)、小野委員(大分県)、神谷委員(宮崎県)、
大迫委員(鹿児島県)、東江委員(沖縄県)
- 事業者委員 : 和田委員(福岡県)、大塚委員(佐賀県)、荒木委員(長崎県)、
佐藤委員(熊本県)、山田委員(大分県)、後藤委員(宮崎県)、
市田委員(鹿児島県)、島袋委員(沖縄県)
- 自治体 : 中村係長(福岡県)、中村技師(佐賀県)、大塚保安班係長(長崎県)、
上杉参事(熊本県)、定行技師(大分県)、河野主任技師(宮崎県)、
永里主事(鹿児島県)、浦崎主事(沖縄県) 以上液石担当
吉永参事(熊本県)、村上消費生活相談員(大分県)、
村岡担当リーダー 主幹(宮崎県)、土岐主幹兼消費者行政推進係長(鹿児島県)
以上消費生活担当
- 学識経験者委員 : 福岡大学 商学部 教授 笹川委員
- 調査・広報委員会 : 公益社団法人全国消費生活相談員協会
エネルギー問題研究会 山王丸委員
- 行政等 : 資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室 目黒室長補佐
同上 宇野係員
九州経済産業局 資源エネルギー環境部 砂入次長
同上 資源・燃料課 松尾課長
同上 松枝課長補佐
同上 上野専門職
同上 水鳥石油・石油備蓄係長
沖縄総合事務局 経済産業部 エネルギー・燃料課 沢田課長補佐
九州産業保安監督部 保安課 田中課長補佐
那覇産業保安監督事務所 保安監督課 宇座課長補佐
同上 新垣保安係長
- オブザーバー : 日本L P ガス協会 企画グループ 三木グループリーダー
一般社団法人 全国L P ガス協会 保安・業務グループ 瀬谷グループ長
- 議事進行 : 福岡大学 商学部 教授 笹川委員
- 司会 : 一般財団法人エルピーガス振興センター 広報室 福田室長代理
- 事務局 : 同上 嘉村・中村・福田・市川

IV. 議事次第

1. 開会挨拶

九州経済産業局 資源エネルギー環境部

砂入次長

2. 懇談

・テーマⅠ．ＬＰガスの料金透明化・取引適正化について

＊プレゼンテーションⅠ（ＬＰガス産業の現況とＬＰガスの料金透明化・取引適正化に向けた取組について）

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室 目黒室長補佐

＊プレゼンテーションⅡ（令和４年度石油ガス流通・販売業経営実態調査結果の概要／令和５年度石油ガス流通・販売業経営実態調査の実施計画）

一般財団法人エルピーガス振興センター 広報室 福田室長代理

＊説明 九州経済産業局における取引適正化に向けた取組みについて

九州経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課

水鳥石油・石油備蓄係長

・テーマⅡ．保安（ＬＰ事故の発生状況等）

＊プレゼンテーションⅢ（最近のＬＰガス事故について）

経済産業省 産業保安グループ ガス安全室

榎本室長補佐

＊説明 最近のＬＰガス事故について

九州産業保安監督部 保安課

田中課長補佐

３．総括

福岡大学 商学部 教授

笹川委員

Ⅴ．議事内容

１．開会挨拶

九州経済産業局 資源エネルギー環境部

砂入次長

ＬＰガスは身近なエネルギーとして生活になくてはならないものです。特に九州地域においては総世帯数の半数がＬＰガスを利用されており、より重要なインフラとなっています。また南海トラフ地震など大きな災害が危惧される中、可搬性に優れ貯蔵が容易であるガスは有事の際の最後の砦として大きな役割が期待されています。さて、今年度の本会議のトピックスとして２点申し上げたいと思います。まず１点目はＬＰガス料金の価格高騰に対する負担軽減対策です。本年度各地方公共団体が地域の実情に応じてＬＰガス料金の高騰対策を実施できるよう地方創生交付金を積み増す措置を講じました。これを受けて九州管内においても本日ご出席の各県ＬＰガス協会の皆様に大変ご尽力いただき、全県においてＬＰガス使用世帯等の負担軽減に取り組むことができました。この場をお借りしまして御礼申し上げます。また昨日可決成立しました補正予算において継続して措置を講じることとなっています。引き続き皆様のご理解、ご協力をお願いできれば幸いです。加えてこの経済対策の中には配送業務の効率化を図るスマートメーターや配送トラック等の導入を支援する補助金事業も合わせて措置していますので、事業者の方はこの機会に是非活用いただければと考えます。２点目はＬＰガス料金の取引適正化・料金透明化に向けた新たな取り組みです。１１月２２日に開催された資源エネルギー庁（以後「エネ庁」と言う。）主催の「液化石油ガス流通ワーキンググループ」（以後「WG」と言う。）において今後の取り組み方針が示されました。示された取り組み方針については一般紙にも取り上げられており、業界のみならず消費者からの期待も高まっているものと感じています。実効性を確保しこの機に長年の課題でもある不透明な商習慣を是正していくことは、ＬＰガスが引き続き消費者に選択されるエネルギーとなり、更には消費者との信頼関係の構築につながっていくものと確信しています。本懇談会は消費者、学識経験者、ＬＰガス販売事業者（以後「事業者」と言う。）、行政機関がＬＰガスに関する情報提供と意見

交換を行う大変良い機会です。本会を通じ関係者相互の理解を深めることがLPガス産業の健全な発展に資するものと思います。

2. 懇談

・テーマⅠ. LPガスの料金透明化・取引適正化について

エネ庁の目黒室長補佐より第6回（7月24日開催）および第7回（11月22日開催）のWGの内容に関する補足説明がなされた。

WGでは夏（第6回）にまず一定の方向性を示し、実行性確保のために如何なる手立てを講じるかの検討を第7回WGで行いました。本日はこれまでの検討内容について補足したいと思います。予め映像によって夏までの検討内容については視聴いただいたものと思いますが、第7回WGで示した内容を追加的に説明します。

まずは、実行性確保の具体化について検討しました。これまで行われてきた商慣行は過大な営業行為でありこれを制限していくこと、三部料金制を徹底していくこと、更にガス料金の情報提供をしていくこと、この3つが大きな検討の論点となっています。

第7回WGでは、これらの論点に対して実行性確保を具体的にどうしていくのかについて、これまでの意見を踏まえて若干見直しをかけています。また、見直しの内容の詳細を検討しWGの取りまとめの方向性についても議論しました。即ち、今後法令を改正した後のフォローアップや効果検証を目指す上で、法令改正前後にどのようなステップを踏んでいくかということです。部分的に紹介すると、法令を改正する前の時点において制度見直し後に遵守することを事業者コミットしていただく取り組みについて議論されました。制度遵守に係る自己適合宣言と仮置きしますが、事業者側からコミットしていただくことでこの取り組みを進めていこうというものです。更に、今回の制度見直しにおいて非常に重要な位置を有しているのが不動産関係者です。事業者だけにではなく供給先である賃貸集合住宅オーナーまたはその住宅建造メーカーといったいわゆる液化石油ガス法（以下「液石法」という。）の規律の対象外ではあるものの、不動産事業者へ制度改正を周知していくことが必要で、協力いただくことを徹底しようということです。並行して、事業者に対しては料金への反映や料金に係る情報提供に取り組んでいただき、当然ながら取り組みについてはフォローアップしていきます。次に行政機関側ですが、一般からの問い合わせとは別に制度見直しの取り組みに係る情報提供を受ける箱を作ろうということで、ホームページ（以後「HP」と言う。）上に投稿フォームを開設して、得られた情報を元に今後の監視に役立てていこうというものです。尚、WGの立ち位置ですが、今後もWGはクローズせずにフォローアップ体制の一部として継続開催し制度見直しの状況を注視していく方針です。

第6回WGで制度改正・見直しの方向性を示して以降、過大な営業行為、三部料金制の徹底、情報提供に係る様々なご意見をいただき、各方面から寄せられた声を集約しました。制度改正前であれば従前の商慣行に基づく行為が行い得るということで、駆け込みで様々な事象が起きています。代表的な例ですが、事業者側から不動産会社あるいはオーナーに対して賃貸集合住宅のガス供給の切り替えを提案する際に、過大な営業行為とされているエアコンやテレビモニター等の設備の機器交換を提示する切り替え攻勢が駆け込みとして起こっており、更にはオーナーに対してガス供給を切り替える条件として設備だけではなく設備のメンテナンス保証、あるいはガスシリンダー容器的置き場の賃借料や切り替えの手数料について一件当たり幾ら支払うという内容を提案として示す動きが目立っている状況です。一方で不動産業者側の動きとしても、オーナー側からガス供給機器ならびにガス供給機器以外の設備の紹介料の支払いを条件に事業者へ更新を迫るという事象も起きています。事業者が更新を断ってこの条件を飲まない場合、別の事業者へ話を持って行き切り替えられてしまうということです。また、オーナーだけでは

なく不動産管理会社からも事業者の切り替えを利用したエアコン等の設備の無料交換を迫られるという事態も起こっています。

このような事態が起こっている中、実効性を確保し監視通報体制を整備するためエネ庁のHPで通報フォームを設置して情報を集めていこうということです。本来であれば改正時に実施すればよいとの想定でしたが、法令改正を待たずに早々に立ち上げて情報収集すべきとのご意見を多く頂きましたので、通報フォームを早期に開設し液石法違反の取り締りのための情報として扱い、情報は国土交通省（以後「国交省」と言う。）、消費者庁、公正取引委員会（以後「公取」と言う。）等の関係省庁とも共有することで連携した対応に繋げていきたいと思えます。また、情報を分析して政策立案にも繋げていきます。但し、情報提供いただく通報者が不利益を被らないように情報管理を徹底していくことが基本的な方針です。フォームや名称については提示したものから変更される可能性はありますがイメージとして捉えて下さい。情報提供フォームは、情報提供者の属性や発生した事態の内容、関係先の人たちの属性、通報された情報がLPガス販売事業者によるものなのか不動産管理会社によるものなのか等、情報の内容を整理して投稿いただくイメージで考えており、年内早期に立ち上げて情報を提供する窓口として機能させることを目指しています。

続いて関係省庁との連携についてです。不動産管理会社、オーナーにはそれぞれの業態があります。これらは国交省の所管ということで国交省としっかり連携すべきというご意見が多々あります。これを踏まえ制度見直しの検討と並行して、国交省としてはどのような協力ができるのかを相談し取り組みを進めています。11月に入ってから、不動産管理会社に係る団体である「公益財団法人日本賃貸住宅管理協会」や賃貸住宅オーナーの団体である「全国賃貸住宅経営者協会連合会」の会合等、様々な会議、イベントにおいて制度改正についての周知を図っています。例えば、「住まい・建築・不動産の総合展」や「日管協フォーラム（日本管理者協会）」などセミナー系のイベントに参加して説明するという取り組みも並行して進めています。

今後も国交省を通じて不動産業界と消費者の信頼性確保のために制度改正の内容をしっかりと周知徹底し、適切な対応を促していくことに取り組んでいきます。賃貸集合住宅の場合は年度末の2月から3月にかけて人の動きが活発になるので、その機会を捉えて情報提供をしていく上で事業者、不動産関係会社の協力は必要であり、周知徹底のタイミングとして有効に活用すべきで情報提供に向けての協力を依頼していきます。また、消費者庁とも消費者向けに制度見直しの内容の重要な論点である消費者保護の観点から分かりやすくLPガス事業としての取り組みを進めていることを周知し、その上でガス料金の情報を消費者としてもしっかりと捉えていただくよう啓発していこうと考えています。

次は公開モニタリングの実施です。この先行した取り組みを経て実行性を確保していく中でフォローアップをかけていきます。通報フォームや自己適合宣言の周知・啓発を経た上で、制度見直しを行った後その実施状況、取り組み状況をフォローアップする場としてWGを活用します。今回開催している地方懇談会もある意味公開の場であり、そういった場で取り組みの紹介をする、または実施状況をモニタリングした上で情報提供することを考えています。公開の場でフォローアップしていくことが世の中に対しても事業者の取り組みを促していく上でも必要なこととして取り組みます。

今回一番お話ししたい部分ですが、三部料金制を導入してその徹底を求めています。夏のWG時に示した大きな方針として、三部料金制を徹底し料金体系を見直していきますが、三部というのは基本料金、従量料金、そしてさらに設備料金という項目を立ててどういった設備費が料金の中に含まれているのかというところの透明化を図る取り組みです。一方で経過措置の期間、先般の大方針の中では3年を経過した日から新制度へ移行するという方針を提示しましたが、WGでも早期に施行すべきとご指摘がありました。また、法制的に詰めたところ既存契約に基づいて先行投資しその投資を回収しており、設備としては事業者の持ち物であるというものですが、先行投資したものを回収し得ない、または回収

し切れないということに法令上どういう問題が生じるかというところを精査し、設備を持っている事業者の財産権を侵害することも一応加味して、既存契約については投資回収の影響に鑑みて設備費用の計上自体は禁止せず、三部料金化して設備費用を外出しして透明化を図った上で新制度への早期移行を促していくことを考えています。既存契約が満了するタイミングが回収するための期間と捉えますので、契約更新のタイミングではガス消費とは関係のない過剰な設備投資に係る費用を計上しないよう促していきたいと考えます。その様な取り扱いにした時に3年という経過措置期間は長いということで、3年を1年に変更します。つまり既存契約自体は続くと考えたとそれらを整理して契約の調整をする準備期間はなくていいということです。三部料金のために必要なシステム改修や料金表をどの様に交付するか等の準備期間だけを考慮すれば、1年という短期の経過措置期間でいいということで、3年を1年にしたというのが今回見直したところです。以上、検討内容についての補足ということで紹介しました。（エネ庁 目黒室長補佐）

続いて各消費者委員から発言があり、質問に対してはエネ庁より随時回答がなされた。

今業界に対する関心度が非常に高まっていると思います。各県の相談所委員会では今回の資料に載っているような内容、特に所有権の問題等については十分に意見交換がなされており、大分県においても随分と論議が重ねられて、皆さんの理解度が変わってきました。（大分県 小野委員）

通報フォームの説明に情報提供者は匿名可とありますが何故でしょうか。責任を持って通報していたくのに匿名というのは問題があると思います。（熊本県 植村委員）

通報フォームでは一定程度確度の高い情報かどうかという問題はあると思います。また、情報提供者に確認を取る必要があっても匿名であるとなだの情報として流れてしまう懸念もあると思いますが、そもそも手を上げてくれない、情報を出してくれない等を避けるために匿名の希望は裾野を広げておく必要があります、個人の不利益にならないような配慮が必要だと考えています。従って匿名は基本的に可能というフォームになっています。一方で事実確認のためにヒアリングできるような形も考えており、匿名にしつつもこちらから連絡を取って問題なければその意思表示をしていただく形で、情報ソースの確認をさせていただこうと考えています。但し、情報自体の真偽を問うための通報フォームではなく、提供された情報を今後役に立てるためのものであり、情報提供されたから確実に正しい情報であるということで、全て立ち入り検査や報告・聴取等行政として動くための材料になることは理論上あり得ないと思います。あくまで頂いた情報は行政として動く時のきっかけとなる程度の情報で、これらも引き上げていかなければならないと考えています。（エネ庁 目黒室長補佐）

過去3年ほど当懇談会に参加しています。この間、継続して料金透明化がテーマになっており問題を感じていましたが、今回改善の方向性が示されたことは画期的だと思います。三部料金制において計上した設備費の正当性を如何に判断するのか、三部制料金の全てについて各事業者は公表する義務を負うのか、通報フォームの掲載場所について消費者は如何にしてその情報を入手できるのかについて教示願いたいと思います。（沖縄県 東江委員）

通報フォームについては、今後ご紹介をさせていただくしかないと思っています。どこに掲示すれば消費者がアクセスし易いか、あるいは情報提供者に気づいていただけるかは、今後の周知をどう図っていくかによるので、いろんな場面を通じて紹介していきたいと思います。一方、既に様々な紙面で紹介をいただいているように、通報フォームの開設自体は報道されていますし、いわゆる不動産関係の賃貸物件の紹介ページ等でも今回の制度見直しの内容を紹介する情報が張り付けられているようです。その中で通報フォームを立ち上げて情報提供いただくという取り組みが紹介されています。目に触れる機会を通じてアピールしていきます。三部料金制を徹底していただくのは全ての事業者になりますが、設備費としての妥当性について言えば、基本的にLPガス料金自体は自由料金で、ガス料金自体が正しいか

どうかは都市ガスと違って規制されて来ませんでした。一方、今回の論点となっているのは営業行為における投資があまりにも過大で、その結果ガス料金という形での回収が消費者にとって正しい負担になっているのかということです。消費者が負担する上で正しい事業行為やコストに見合って請求されているものであれば、金額の高に関わらず問題ないと思いますが、過大な営業行為に基づくコストが消費者の負担になっているという観点から見た時に、そのような営業行為はやめようというのが今回の制度見直しの方向性ですので、設備費がいくらだったらこれはアウト、いくら未満なのでセーフということを示そうという訳ではありません。（エネ庁 目黒室長補佐）

去年まではL P ガスの商慣習にたいへん不満を持っていました。それを是正していこうということが今回の説明でよく伝わってきましたが、事業者は各省庁にまたがる事案で罰則もよく分からないので、結局はなし崩しになって元に戻ってしまうのではないのでしょうか。急激に大きく変わることは難しく、例えば国交省が強力に不動産事業者を指導する等がなければ変わらないのではとの懸念を持っています。（福岡県 柴富委員）

これまで長く行われてきた商慣行ということもあって、ご指摘の通りあるタイミングで一挙に改善できるというものではありません。ただ、今回制度見直しのテーブルに上がったということは歴史的に見ても重要なことです。時間は掛かってもその商慣行をやめるという姿勢を表明していくこともそうですし、消費者にとって料金の透明性が確保されていないことの是正を契機として、信頼のおける市場を目指して時間をかけてやっていくものだと考えます。今回の制度見直しでは事業者を捕まえに行くということではなく、本来自由市場ですので競争環境下にあることは変わりませんが、正しい価格かつ競争性の中で低廉化されていく市場への転換が行われるべきです。制度見直しにより透明性が確保されていく中で、例えば、「金額が下がったのは設備費用を見直したから」とか、「これまでの商慣行をやめて価格に正しく反映できている」といったことを検証していこうと思います。消費者にとって信頼できる価格が流通する環境を作っていくことに制度見直しの意義があると考えます。（エネ庁 目黒室長補佐）

最近L P ガスの相談所委員会へは団体を通じてきめ細かく意見が伝わるようになっていきます。どの県でもできることだと思いますが、このような取り組みを通じて業界に対する理解度がかなり違ってくるし、やり方によっては業界自身また行政の取り組み等も明確になってくると思います。大分県の例ですが、そういうところに知恵を絞るべきかと思います。（大分県 小野委員）

過大な営業行為に制限をかける取り組みが進んでいることは、消費者にとっても非常に価値のあることです。しかし、制度改正前の駆け込みに関する話しの中で、事業者の営業行為、不動産事業者の動きについて伺いましたが、最終的に負担することになる消費者のことをどう考えているのかと感じたところです。この時期に駆け込みがあったとなると消費者にとって到底納得できることはありません。既にニュースなどでも制度が見直されることは報道されていますし、駆け込みなどは是非やめてほしいと思います。また、料金について消費者への丁寧な説明をお願いしたいと思います。（長崎県 吉田委員）

制度変更があった場合、私たちがそれに関する正しい情報が得られるような場を設けて欲しいと思います。（宮崎県 神谷委員）

三部料金制を徹底する中において、事業者の料金公表について強化して行く予定はあるのでしょうか。（沖縄県 東江委員）

既に実施されていますが、店頭表示やHPで公表している事業者があります。標準料金として提示しているということですが、消費者毎やアパート毎等の細かい単位で料金が異なっている例も聞いています。また、入居の際にこういった条件、料金水準で請求されるのかが伝わっていない場合や、事前に情報を得ないまま入居を決定し、入ってみたらこんな料金でしたというようなことが実際に起こっていることも把握しています。従って、店頭表示だけではなく不動産管理会社や地場の賃貸業者、紹介業者にまでL P ガス料金について伝えていく取り組みや情報提供を目指しています。ご指摘の通り、既に実施

していても不足している部分は認識していますので、より深く浸透していくよう取り組んでいくことが制度見直しの中で検討されてきました。なかなか伝わっていないのではないかとのご指摘かと思いますが、そういったところを是正していくのが目指すところで、今回の制度見直しでは事業者になんか取り組みを求めていると思います。（エネ庁 目黒室長補佐）

営業行為に対する制限という面で当事者として懸念することがあるかとの笹川委員からの問い掛けに対し事業者委員より次の発言があった。

去年の後半から今年にかけて、神奈川県や静岡県の大手事業者が、15～6年ほど経過した設備の交換をオーナーに提案してガスの切替を目的に福岡あるいは福岡近郊に攻勢をかけています。また、Wi-Fiを設置しその賃料はLPガス料金に含まれるのでオーナーの腹は痛まないというような提案もしています。不動産事業者も人口減少に伴ってアパート・集合住宅の管理物件が減る中、自分たちの管理量を維持するために、他の不動産会社が管理している物件のオーナーに対して、管理会社を当社に変更してくれたら転換料を支払うという営業をかけています。この場合、同時にガス会社を変えた場合は紹介料が1部屋当り6万円支払われるので、ガス会社まで変えた場合は合計12万円になります。10部屋もあれば結構な金額になります。それを管理会社が断った場合、お宅が受けないのであれば他に話を持ちかけるといことで、結局われわれ事業者が手玉に取られるという状況です。（熊本県 佐藤委員）

過大な営業行為を行っている事業者というのは資金力のある事業者で、監督官庁にそういったところを抑えていただければこれらの行為を止められる可能性は高いと思います。料金透明化については令和3年に県協会でも料金公表に関するアンケート調査を行いました。この時点でHPもしくは店頭での掲示はほぼ99%が実施しているという結果でした。それから、現在WGで料金透明化、取引適正化について議論されているところですが、お話しできる内容については協会の理事の方々にお伝えし、各支部に持ち帰って支部の方々にも伝えていただくようお願いしています。11月15日には186名の事業者を集めて料金の適正化、商習慣の今後の方向性について説明し、また、11月22日開催のWGで既存契約分に関する内容が若干変わってきているので会員の皆様方に周知をしているところです。（佐賀県 大塚委員）

続いて、5年前の総務省行政評価局による北海道のLPガス取引適正化調査で必要性が提言され、その後全国展開されている経済産業局（以後「経産局」と言う。）と自治体、事業者の連携に関連して、九州経産局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課 水鳥係長から次のような報告があった。

九州経産局における取引適正化に向けた令和5年度の取り組み内容について説明します。1.に記載の通り、本年2月に地方自治体、各県LPガス協会との情報・意見交換を実施しました。この場では一般消費者向けにLPガス供給契約時におけるトラブルを防ぐため、注意喚起を促すためのポイントや14条書面のひな形の改定、取引適正化ガイドラインに係るQ&Aの改正要望について有意義な意見交換をしました。2.は例年の通り本年においてもLPガス取引に関する相談を受け付けており、内容が地方自治体の登録事業者に関する場合には相談者の同意のもと該当の自治体へ共有し事案の早期解決及び地方自治体担当者との日頃からのコミュニケーションに努めています。3.は1.の意見交換の場に出た意見を踏まえつつ一般消費者向けにLPガス供給契約における気をつけるべきポイントをまとめて当該内容を当局のHPで公表しています。後日の思わぬトラブルを防止するために多くの消費者の目を通していただくことを期待しています。より多くの消費者の皆様にお目通しいただけるよう今後も工夫していきます。4.は立ち入り検査の実施です。本年も当局所管の登録事業者に対して液石法の遵守状況についての検査を実施してきました。九州経産局で所管している事業者は全部で27事業者になりますが、本年で27事業者を全て検査し終える予定です。資料では時点の問題で2社に対して検査を実施

予定となっていますが、10月に1社終了しましたので残り1社となっています。検査結果については、多くの事業者指摘していることが2つあり、1点目が14条書面に供給及び消費設備の所有関係が記載されていないというものと、2つ目に14条書面に供給及び消費設備の設置・変更・撤去等に要する費用の負担方法が記載されていない、または配管の所有権が事業者である場合に契約の解除により所有権を消費者等に移転させる際の精算額の記載がされていないというものがあります。これらの内容が14条書面で事業者、消費者間で相互に確認されていないということは後日のトラブルを招き、また消費者の選択の自由の障害、事業者への信頼を失うという結果につながる可能性がありますので、こういったことがないよう確認いただくとともに法令遵守を心がけていただきますようこの場をお借りして事業者の皆様をお願いしたいと思います。その他5.に記載の通り、立入り検査時において、その時々におけるホット 이슈についてヒアリングを実施しています。お伺いした内容は事業者の確認の上で現場の声としてエネ庁へ共有しています。こういった声を通じて政策立案につながっているものと考えていますので、引き続きご協力お願いいたします。最後の6.は今後の予定です。来年春に液石法の省令改正が予定されていますので、必要に応じて説明会等の開催を検討します。また説明会を実施するのであれば同日に地方自治体とLPガス協会との情報・意見交換の場を設けたいと思います。なお今年度より政令指定都市に権限の委譲がありましたので、今年度実施するのであれば政令指定都市の担当者の皆様にも参加いただくことを想定しています。（九州経産局 水鳥係長）

事業者委員と経産局との間で次のやり取りがなされた。

立入検査において14条書面に供給設備及び消費設備の所有関係が適切に記載されていない場合が多いという報告をされていますが、記載をしなければならない条項なのにされていないで終わること自体がおかしいと思います。調べる方も調べられる方も両方おかしいので、経産局もそういうところを適切に実施いただかないと業者側はこれでいいものと捉えてしまいます。今度の取引適正化問題についても同じようなことが起こりかねないので、やるべきことは確実にやっていただきたい。事業者側も法律遵守はごく当たり前のことなので、それを破っていることに対しては厳しく対応してもらいたいし、今まで保安に関する立入検査は随分厳しくやっているが、通常の日常業務に関する立入検査はお茶を濁す程度にしかやっていないと感じています。法律なので両方とも確実にやっていただきたいと思います。（大分県 山田委員）

26の事業者に立ち入った結果、確かに14条書面の不備という指摘を数多くしていますが、指摘した事業者には立入検査後に改善報告を求めており、全ての事業者から報告をいただいています。今後通報フォームの開設もありますので、そちらで頂いた情報も踏まえつつ立入検査を続けコミュニケーションを図っていききたいと思います。（経産局 水鳥係長）

調査・広報委員会の山王丸委員より消費者の目線から見たWGの方向性について次の発言があった。

私どもの相談現場では、賃貸住宅の入居後においてLPガス料金が安い、事業者料金に内訳を聞いたけれども教えてくれない等の料金に関する相談が非常に多く寄せられています。賃貸住宅を選ぶ際は、駅からの距離、間取り、家賃、更新時の手続き、退去時の精算等について消費者側はきちんと検証して契約をすべきですが、LPガスの契約も含めた賃貸借契約後にオーナーや不動産業者に初めて事業者の名前を聞き、連絡先を聞いてガスの開栓を依頼するのが現実です。今後料金の透明化を目指すのであれば、契約前の重要事項説明時に料金等の説明をきちんとしていただくか、せめて居住前にLPガスの仕組み等について丁寧な説明を聞くことができれば、料金に関するトラブルも減っていくと思います。また、解約時の貸付配管の精算についての相談も多く寄せられています。消費生活センターで斡旋しても解決できずに裁判になるケースも多々ありました。今回の制度改正によって過大な営業行為が制限され三部制料金が徹底されることにより設備費が明確になればかなりの改善がなされると思います。また、

今後新しい契約において貸付配管が行われなくなれば、こうしたトラブルは防げると思われます。法令改正前であっても料金の透明化、取引適正化には取り組んでいただきたく、私たちも注視していきたいと思います。（山王丸委員）

笹川委員より次のコメントがあった。

消費者に事前に情報を提供するというのは基本原則です。なかなか遵守されませんが各事業者が徹底して実行すれば正直者が得をする業界秩序に進んでいくものと思います。消費者と事業者が協力して業界秩序の形成に努力し、その中で行政が一定の手助けをするのがあるべき姿ではないかと考えます。（笹川委員）

・テーマⅡ．保安（ＬＰ事故の発生状況等）

経済産業省産業保安グループガス安全室の事前プレゼンを受けて九州産業保安監督部保安科の田中課長補佐より以下の説明があった。

九州管内の事故の状況についてご説明します。最初に他工事についてですが、九州内においても昨年２０数件あった事故のうちの半分程度を他工事が占めています。他工事と言っても工事業者が行う工事のみならず、消費者が自ら起こした事故、配管損傷も見受けられます。例えば、庭に貼る防草シートを固定するために打ったピンで配管を損傷したり、水道工事を自分でやろうとした際に水道管と間違えてガス管を切断したりしてしまったという事故もあります。必ずしも事故は業者が起こすとは限らず注意が必要です。２つ目は漏洩についてですが、特にこの時期気をつけていただきたいのは、昨年あった事故ですが、急に寒くなったので取り出したガスヒーターにホースを繋いだところ、接続状態が不十分で漏洩を起こして事故に至ったという案件です。また、通常漏洩に気づくようにガスに匂いをつけてありますが、台所が片付いておらず言わばゴミ屋敷状態でいろんな匂いが混ざった中で漏洩が起こってしまい、ガス漏れに気づかずに着火して爆発を起こしたというケースもありました。ガスを使用する際は台所周辺をきちんと片付けておいて、何のためにガスに匂いがついているのかということも認識いただきたいと思います。今後もいろんな機会を通じて事故の防止についてお話ししたいと思いますが、ガスは正しく使えば非常に便利なものですので、正しくお使いいただくよう周知願いたいと思います。引き続き保安行政にも理解、協力をよろしくお願いします。（田中課長補佐）

調査・広報委員会の山王丸委員より保安に関するプレゼン、ならびに田中課長補佐の話を踏まえ、消費者の目線から見たＬＰガスの保安に関して以下の発言があった。

消費者も自ら工事をする際には埋設配管があるということを知っておかないといけないし、注意をしなければならないと改めて思います。ガスがつかないとかガス臭いという場合には、速やかに業者に連絡することも周知徹底しなければなりません。ＬＰガスの場合は地域密着型で消費者と事業者の距離が大変近いので、何かあった時には頼りになると思います。昨年兵庫県のＬＰガス協会が高齢者や独居者のお宅を訪問して、ガス器具などの点検を行って事故防止に繋がったというお話を伺っています。全国にこうした取り組みが広がれば事故は防げるのではないかと思いますので検討をお願いしたいと思います。（山王丸委員）

続いて各消費者委員より次の発言があった。

消費者自らが起こす事故がたくさんあるということを知りましたので、消費者団体としては事故を防ぐ取り組みをしていきたいと思います。（熊本県 植村委員）

ガス料金もガソリン料金のように各県、各地域で異なるのでしょうか。（佐賀県 山口委員）

山口委員の質問に対して事業者委員より次のコメントがあった。

佐賀県では、例えば北海道から来られた方には安いと言われ、逆に東京から来られた方には高いと言われます。他と比較しないと分からないので、佐賀県L Pガス協会としては、地域の料金を全部集めて平均的なものも出したいのですが、公正取引に違反するためそれはできないと聞いています。石油情報センターから毎月出される料金を基準にしてくださいと申し上げていますが、他と比較できるような指標を出すことが出来れば説明は可能だと考えています。（佐賀県 大塚委員）

笹川委員より次のコメントがあった。

先ほどは料金を中心にお話をいただきましたが、当然料金と保安は密接に関係しているものだと思いますので、安定した料金体系というものが求められ、それが保安に繋がっていくものと思います。そこがL Pガスの大きな問題で長年議論してきたところです。今回のWGの結論でその方向について話が出ているということは、大きな光が差し始めたものと思います。長年議論してきたことがいよいよ実際に動き出そうとしているという印象で話を伺っておりました。消費者団体そして事業者が違法な営業行為、行き過ぎた営業行為については確固たる態度を取るように、民間として行政当局に対して積極的に強い態度で言うべきです。消費者も事業者もしっかりと自覚の上で良い業界秩序の形成に協力いただきたいと思います。（笹川委員）

続いて消費者委員より以下の発言があった。

熊本市には都市ガスもあるしL Pガスもあります。ところが先の地震の際に都市ガスは1ヶ月ぐらい使えなかったと思います。私のところはL Pガスでしたので次の日から炊き出しができました。初めてこの懇談会に参加して、L Pガス料金に高い所と安い所があるということも初めて知りました。都市ガスの方がずっと安いのですが、都市ガスに変えてくれという話は今のところ上がっていません。地震を経験された中で皆さんいろいろと考えているものと思います。（熊本県 植村委員）

ガス機器は非常に進化しており、ガス漏れしたらすぐにシャットアウトされるということですので、安心して使っていますが、それならばガス漏れ警報機は本当に必要なのかと疑問に思います。また、先ほどの話でゴミ屋敷だとガスの匂いを全然感じないということを聞いて気をつけようと思いました。ただこれから老人世帯が増えていくとゴミ屋敷も増えていく可能性があるので、ガス漏れも多くなっていくのではないかという危惧を持ちました。（福岡県 柴富委員）

ガス漏れと警報機に関連して経産局より次の説明があった。

通常の消費機器でのガス漏れは立ち消え等かなりの量が漏れ出ますが、直ぐに機器によって止めるし当然ガス警報器も鳴ります。ところが不具合によって極微量のガスが漏れ出た場合は勿論ガスメーター等の機器で止めるものの、止めるまで多少の時間が掛かりますので、その間を補完してくれるのがガス警報機であって、微小漏洩の際に役立つということになります。（九州経産局 松尾課長）

引き続き消費者委員より次の発言があった。

情報には限界があると思います。本日これだけ細かい資料を提供していただきましたので、やはり自助努力で事故を起こさないということが一番の基本だと思いますし、情報に限界がある中で資料をどう活かしていくかが今日の結論ではないかと思います。（大分県 小野委員）

3. 総括

笹川委員より本日の議論の総括がなされた。

今日はL Pガスの2つの大きなテーマについて大変有意義な意見交換の場になったと思います。今日の議論の背景にあるのは振興センターの調査にあるように事業者の大規模化傾向が見られる中で平均的な供給戸数が減少しており、生き残りをかけて資金力のある事業者が営業攻勢をかけているという構

図であろうかと思います。一般の商品であればそれ自体営業行為ですので大きな問題にはならないはずですが、まず1つ目はメインの商品がガスであり、2つ目は本日消費者委員の方から発言があったように1度契約してしまうと簡単に切り替えができない商品という特殊性を踏まえた時、例えば家主と事業者が消費者の知らないところで料金設定をしてしまったり、あるいは逆に工務店と事業者が家主やオーナーの知らないところで無償配管してしまったり、それから非常に大きな問題として、公的な入札において料金を隠すという無償の施設、それを料金に含めないで入札をしているようなケースがあるという発言もあったかと思います。これらについて一つ一つ事実を確認し、確認できた段階でWGの方向性に沿った対策・施策を考えていただければと思います。基本的に電気、都市ガス、LPガス、どのユーザーも等しく消費者利益に預かる権利を持っていますので、それがアンバランスになるのは本来おかしいことであり、行政においてはそういう観点からLPガス行政を考えていただきたいと思います。また事業者、消費者についても正直者が得をするという業界秩序の形成に向けて協力し、さらに足りないことがあれば行政に少々強いことを言ってもいいのではないのでしょうか。事前規制の問題は非常に大きな問題になるかと思いますが、そういった声も必要であれば上げることで、行政にも検討いただけるのではないかと思います。本日は有意義で実りある議論、今後のLPガス業界が一步も二歩も前に進むような内容の議論であったと思います。（笹川委員）

全体を通じてのコメントがエネ庁目黒室長補佐よりあった。

LPガスをなんとなく疑心暗記のまま消費しているというのは市場としておかしい環境だと思います。石油情報センターでは標準料金のデータを統計して地域ごとに公開しています。日本全国で16,800者の事業者がおられます。その中でデータとして集め切っているのが3,000社ぐらいです。データとして有効なものを取捨選択しているので、統計データとしての信憑性という意味では、あくまで標準料金を集めた統計ということからすると、各地域で見た時に実態と違うのではということはあると思います。公表する我々としても各地域の実情が表せる公表の仕方を目指したいと思います。

地震の被害に遭われた熊本の場合は、まさに自分の事として捉えられたと思いますが、LPガスについては災害時の復旧が早く、都市ガス、電気比べて優位性があります。国の政策としても災害時におけるLPガスの活用を念頭において導入支援を図っています。例えば、避難所のLPガス燃料転換の支援などです。LPガスは本来地方にあるためのガスではなく、日本全体を考えても電気、都市ガスに並ぶ三大熱エネルギーですので、活用していただくために政策的に支援していこうと考えています。また、エネルギー供給の観点からは最後の砦という位置づけをしていることから、なくてはならないエネルギーとして疑心暗記の状態のまま消費しているという環境はおかしいと思いますので、信頼性向上の観点からも今回の取り組みが遂行されれば、日本全体としてあるべき最適なエネルギー供給事業に近づいていけるものと考え、しっかりやっていきたいと身を引き締めています。

保安に関しては、警報機の話がありましたが、実はLPガス警報機の消費者向け導入比率は9割を超えていて、エネルギー供給事業者として見た時に安全への意識は非常に高く、都市ガスと比べても非常に安全意識の高い体制を組んでいると言えます。やはりなくてはならないエネルギーという自負の基に様々な事業が行われているからだと思います。従って、我々行政サイドも後方支援には非常に責任を感じながら取り組んでいますので、今回の見直しも様々な意見交換をさせていただきながら、制度改正後もどう見直していくかを常に考えてやっていきたいと思いますので、いろんなご意見をいろんなチャンネルでいただきたいと思います。（エネ庁 目黒室長補佐）

以上

令和５年度ＬＰガス地方懇談会 総括取りまとめ

ＬＰガス地方懇談会（以下「懇談会」という。）は、「令和５年度石油ガス流通・販売業経営実態調査」（以下「本事業」という。）の一環として、ＬＰガス料金透明化・取引適正化等の観点から関連する諸問題について、消費者団体、ＬＰガス販売事業者（以下「事業者」という。）、や関連団体、行政、学識経験者が一堂に会し意見交換・議論・提言等を行うことで、関係者相互の理解を深め、ＬＰガス産業の健全な発展に資することを目的として、次の通り全国９カ所の経済産業局管内単位で開催され、延べ３７０名が参加した。また、本年度もＷｅｂ会議とハイブリッド方式（現地開催＋Ｗｅｂ会議）による実施となった。

（令和５年度ＬＰガス懇談会一覧）

	北海道地方	東北地方	北関東地方	南関東地方	中部地方
開催日	9月1日(金)	9月11日(月)	7月28日(金)	8月3日(木)	10月2日(月)
時間	13:30～15:30	13:30～15:30	13:30～15:30	13:30～15:30	13:30～15:30
学識経験者	北星学園大学 文学部 大島 寿美子 教授	東北大学大学院 経済学研究科 吉田 浩 教授	青山学院大学 総合文化政策学部 内山 隆 教授	国際大学 副学長 国際経営学研究科 橋川 武郎 教授	名古屋工業大学大学院 工学研究科 渡辺 研司 教授
	近畿地方	中国地方	四国地方	九州・沖縄地方	
開催日	10月4日(水)	10月30日(月)	11月13日(月)	11月30日(木)	
時間	13:30～15:30	10:00～12:00	13:30～15:30	13:30～15:30	
学識経験者	甲南大学 法学部 土佐 和生 教授	広島経済大学 メディアビジネス学部長 北野 尚人 教授	香川大学 経済学部 古川 尚幸 教授	福岡大学 商学部 笹川 洋平 教授	

（令和５年度ＬＰガス懇談会 出席者数）

出席者数	北海道	東北	北関東	南関東	中部	近畿	中国	四国	九州・沖縄	合計
(Web・ハイブリッド会議)	Web	Web	Web	Web	Web	Web	Web	ハイブリッド	ハイブリッド	
消費者委員	4	6	5	6	5	7	5	4	8	50
事業者委員	3	6	5	6	5	7	5	4	8	49
学識経験者委員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
調査・広報委員会 消費者委員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
自治体（液石法担当）	2	3	6	5	5	5	3	4	8	41
自治体（消費生活担当）	2	3	1	4	2	4	2	2	4	24
経済産業省	3	2	2	4	2	2	2	2	2	21
経済産業局	6	3	2	2	2	3	2	3	6	29
保安監督部	1	1	1	0	2	1	1	1	3	11
オブザーバー	2	2	2	2	2	2	2	2	2	18
プレス	14	8	8	8	9	6	7	6	7	73
事務局	4	4	4	4	4	4	4	4	4	36
合計	43	40	38	43	40	43	35	34	54	370

1. 懇談会の全体レビュー

（１）懇談会実施形式面での状況

令和５年５月に新型コロナウイルス感染症は「５類感染症」に移行されたが、感染状況は予断を許さない状況にあったことから、実施形式は昨年同様Ｗｅｂ会議方式と一部ハイブリット方式（現地開催＋Ｗｅｂ会議）での開催となった。懇談会のテーマに関する資源エネルギー庁（以下「エネ庁」という。）、

経済産業省 産業保安グループ ガス安全室（以下「ガス安全室」という。）、エルピーガス振興センター（以下「振興センター」という。）のプレゼンテーションはY o u T u b eによる事前配信とした。

また、前年度に引き続き、本事業活動の一環で事業の方向付け、総括等を議論する調査・広報委員会の消費者委員5名に懇談会への参加を求め、委員間の相互理解の向上、議論の多様化を図った。

（２）委員の変更

消費者委員は、例年各都道府県より消費者団体を代表して就任を願っている。本年度は消費者団体や本人の都合等で、全体で50名の委員のうち26％にあたる13名が前年度から入れ替わった。

また、学識経験者委員は、従来通り懇談会開催地域に根差した地元大学の教授に就任を依頼し、9地方全ての懇談会で重任となった。懇談会のテーマに関する学識経験者委員各位の理解がいっそう深まった重任ととらえられるとともに、継続的に参加いただくことで、より広汎かつきめ細かい指摘等が発信された。

（３）テーマ設定及び議事次第・進め方等

懇談会の議論のテーマは2つで、1つ目は継続性の観点より「L P ガスの料金透明化・取引適正化について」、2つ目は過去にもテーマとなっている「保安について」を改めて取り上げた。

「L P ガスの料金透明化・取引適正化について」のテーマでは、エネ庁主催の液化石油ガス流通ワーキンググループ（以後「WG」という。）で議論が続いている液化石油ガス法（以下「液石法」という）の制度改正に向けての取り組みに関する議論が中心となった。また、各経済産業局（以後「経産局」という。）には自治体、事業者等関連団体等との連携状況に関して発表を求めた。

「保安」は過去から幾度となく取り上げられてきた重要かつ基本的なテーマであるが、特に最近のL P ガス事故の状況について各地の産業保安監督部より説明を受け、安全を確保するために必要な取り組みについて確認した。

（議事次第）

① 開会挨拶 各経済産業局 資源エネルギー環境部

② 懇談 議事進行：各地方学識経験者委員

テーマⅠ．L P ガスの料金透明化・取引適正化について

＊プレゼンテーションⅠ「L P ガス産業の現況とL P ガスの料金透明化・取引適正化に向けた取組について」

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室

＊プレゼンテーションⅡ「令和4年度石油ガス流通・販売業経営実態調査結果の概要／令和5年度石油ガス流通・販売業経営実態調査の実施計画」

一般財団法人エルピーガス振興センター

＊発表 各経済産業局における取引適正化に向けた取組について

各経済産業局 資源エネルギー環境部

テーマⅡ．保安（L P 事故の発生状況等）

＊プレゼンテーションⅢ（最近のL P ガス事故について）

経済産業省 産業保安グループ ガス安全室

＊説明 最近のＬＰガス事故について

各産業保安監督部 保安課

③ 総括 学識経験者委員

(進め方)

議事進行は従来通り学識経験者をお願いした。懇談会の時間は前年度と同じく２時間とし、各テーマに関するエネ庁、ガス安全室、振興センターのプレゼンテーションは参加者にＹｏｕ Ｔｕｂｅで事前配信し懇談会が始まるまでに内容を把握しておくことを前提とした。

また、調査・広報委員会委員にはプレゼンテーションを視聴しての感想や意見等を懇談会最初の発言者として発言いただき議論の呼び水とした。

尚、懇談会の開催期間中においてもエネ庁主催のWGが開催され制度改正に向けての議論が続いたため、必要に応じて懇談会冒頭においてWGでの協議の内容についての補足説明がエネ庁よりなされた。

議論の節目では国の政策的観点からエネ庁のコメントを求め、最後に学識経験者が総括して懇談会を締めくくる形とした。

(４)議論の要旨について

テーマⅠ．ＬＰガスの料金透明化・取引適正化について

本テーマでは、エネ庁主催のWGで協議が続いている液石法の制度改正に向けた取り組みに関する議論が中心となった。各地方懇談会においてはエネ庁燃料流通政策室よりワーキンググループの進捗の状況が都度補足説明され、議論が進むWGの討議内容をタイムリーに把握することができた。省令改正の施行にまで状況が進んだことを高く評価する声があった一方で、論点である「過大な営業行為の制限」、「三部料金制の徹底」、「ＬＰガス料金等の情報提供」に対する商慣行是正に向けた対応策と実効性確保の方策については、施行までのタイムラグや管轄行政に起因する抜け道、一部事業者による抜け駆けの発生等の懸念も多数表明された。

また、事業者の規模による格差は一層顕著になっており、HPやインターネットを使った営業ができない事業者、設備の無償貸与を含む現在の事業者間競争についていけない事業者はますます増えているとの報告もあった。

テーマⅡ．保安について

事業者や消費者のミス等に起因する事故が減少する中で、他工事事故が増えていることや過疎化による空き家の増加に伴う放置ボンベの問題。また、高齢化による独居老人宅の保安の確保等も課題として指摘された。

2. 懇談会のまとめ

Ｗｅｂ会議方式にはコロナ以降の経験により参加者、運営者ともに慣れてきた感はあるものの、時として接続状態の不備・悪化により運営に支障を来す場面もあった。５類に移行したとは言え新型コロナウイルスの感染には今後も十分な注意が必要であり、住む場所や働く場所の違う多くの方々が交流の場を持つには、時間と費用の削減効果も考慮すれば、Ｗｅｂ会議方式での開催は視野に入れざるを得ない。但し、通信環境を良好に保持し常に安定した運営が可能な状況を実現するために、更に尽力する必要がある。

プレゼンテーションの事前視聴は多くの参加者から好意的に受け入れて頂いており、Ｗｅｂ会議のみ

ならず対面の会議においても運営を効率的に進める上で適切な手段であることが確認できたように思う。

3. 事後アンケートの結果

今後の参考とすべく、懇談会開催後に出席者に意見を求め、後日提出された。

(設問と回答結果の抜粋)

① 懇談会の満足度について（５段階）

結果

	消費者	事業者	行政	計
大変満足	7	1	8	16
満足	28	25	34	87
どちらでもない	6	7	8	21
やや不満	1	5	0	6
不満	0	0	0	0
計	42	38	50	130

② 良かったこと（主な意見を集約表記）

- ・料金透明化・取引適正化に向けて関係者の努力が続けられていることを知った。
- ・住宅メーカーや賃貸住宅管理業者等が複雑に影響していることを知った。
- ・価格の不透明さ等の根本原因である「業界の商慣行」について具体的に事業者の意見を聞くことができた。
- ・消費者にも広く貸付配管、無償貸与に係る諸問題が情報共有できた。
- ・事前に送付された資料によって懇談会での説明の内容が良く理解できた。
- ・プレゼン動画が大変参考になった。視聴を前提に議事を進行したことは効率的でよかった。
- ・古い商慣習の改善に向けた本気度が伝わった。
- ・資源エネルギー庁の補足説明は国としての取り組み内容を知る上で大変参考になった。
- ・「保安」をテーマに設定したことで消費者視点での保安上の心配事について具体的意見が聞けた。
- ・料金透明化・取引適正化は例年の議題であるが、担当者が短い期間で変わる自治体にとっては都度確認ができて良い。
- ・日頃保安関係の実務しか行っていないため、今回の消費関係の問題や現状を知ることができ大変勉強になった。
- ・他工事による事故の現状について知ることができた。
- ・「火育」等の啓発活動が実施されていることを知り、事業者の方の危機感や苦労を実感することができた。

③ 懇談会で不要または改善が必要だと感じたこと（主な意見を集約表記）

- ・行政の方からの発言が無く残念だった。
- ・懇談会での質疑応答時、発言者の時間配分を改善してほしい。
- ・エネ庁の補足解説の部分を事前に資料配布すれば、当日の意見交換にもっと時間を割くことができたと思う。

- ・各県の事業者が提出した資料が文書のみでの報告になり残念。1分程度でも報告の時間があると良い。
- ・Web会議は通信環境の準備・確認や操作方法、発言の仕方などに関する最初の説明が必要と感じた。
- ・対面での開催を希望する。
- ・予定の会議開始時間を過ぎても会議が始まらなかったが、事務局から状況説明がなかったので、様子がわからず、会議が始まっているかどうか不安になった。
- ・原則会場参加のハイブリッド方式が良いと思う。
- ・参加者に発言を求める前にもう少し論点を明確にして発言を促してほしい。

④ テーマ選定について

結果

	消費者	事業者	行政	計
今回テーマを見直したことは評価できる	17	11	12	40
「保安」は新たなテーマとして適当である	21	16	22	59
「料金透明化・取引適正化」は毎年同じテーマだが継続的な議論が必要だ	37	28	34	99
「料金透明化・取引適正化」は同じような議論の繰り返しであり継続は検討したほうがよい	5	4	2	11
今後の議論は「料金透明化・取引適正化」と「保安」という2つのテーマに集中すべきである	8	3	4	15
新しいテーマの追加やテーマの差し替えが望ましい	5	5	1	11
その他テーマの重点の置き方等ご意見	3	5	3	11
計	96	72	78	246

4. 今後の課題等

Web会議方式による開催は、これからの時代における会議開催方式の時流になっていくものと思われる。他方、対面形式のメリットであるお互いが顔を突き合わせ、表情を見て、場の雰囲気を感じながら討議することで議論が白熱するという効果をWeb会議に期待することは難しいため、そのあたりをいかに補完するかに加え、一部のパソコン操作に不慣れな参加者のフォローやハイブリッド開催時には事前にリアル会場の通信環境をチェックして運営に支障を来す事態を回避することがこれからの課題である。今後は、開催方式や開催回数をその時代に最も適したものに変化させながら、より実り多い懇談会の開催を検討していくべきと考える。

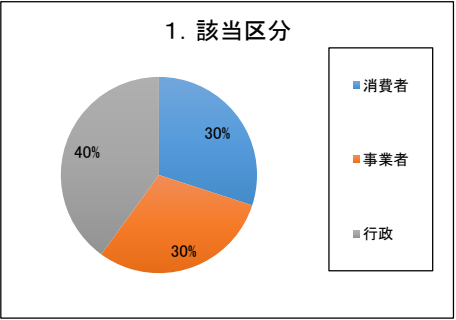
料金透明化・取引適正化は、液石法の制度改定の実施とそれを踏まえた実態の改善がなされることが大いに期待されている。実現に向けては、行動をモニタリングし、評価し、場合によっては修正や更なる改善が促されることもあり、その動向を注意深く見守り、必要とあれば意見等具申することは、懇談会として今後も継続して取り組むべき課題と思われる。またもう一つのテーマである保安に関する議論では、多発する自然災害への対応は勿論の事、他工事事故、独居高齢者の安全確保や放置ボンベ対策など、身近で細かな多くのことを実行することの必要性を感じさせられた。

以上

10/1 北海道地方LPガス懇談会アンケート集計

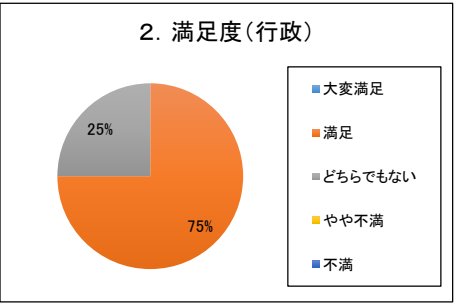
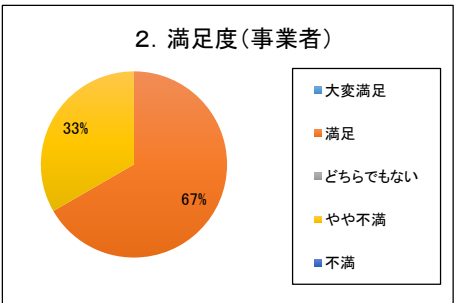
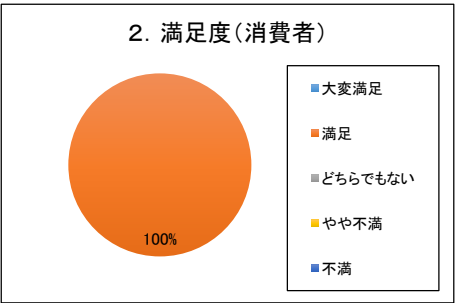
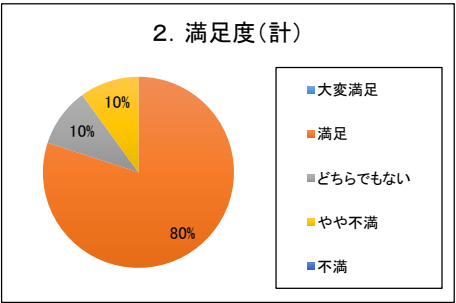
1 該当区分

消費者	3
事業者	3
行政	4
小計	10



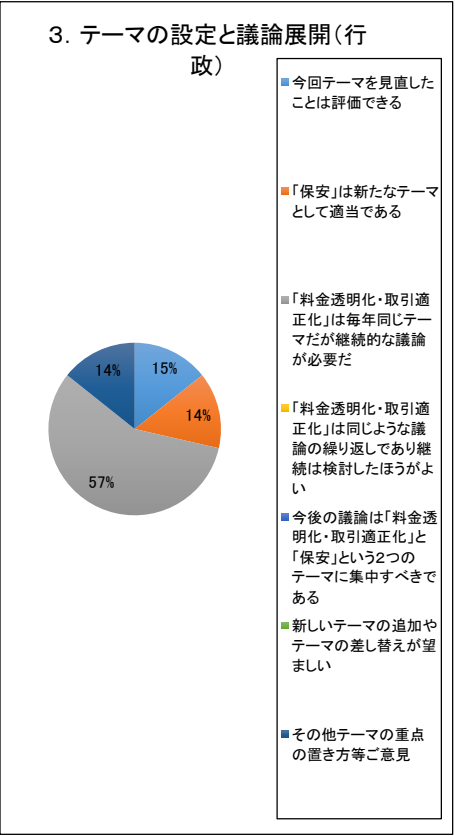
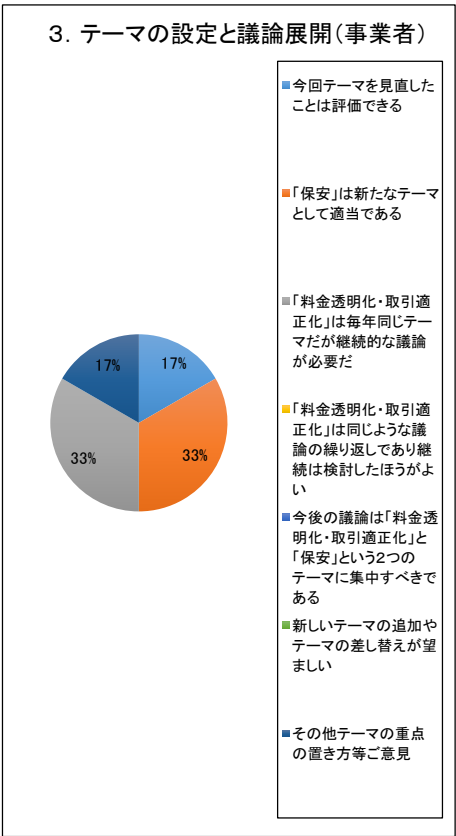
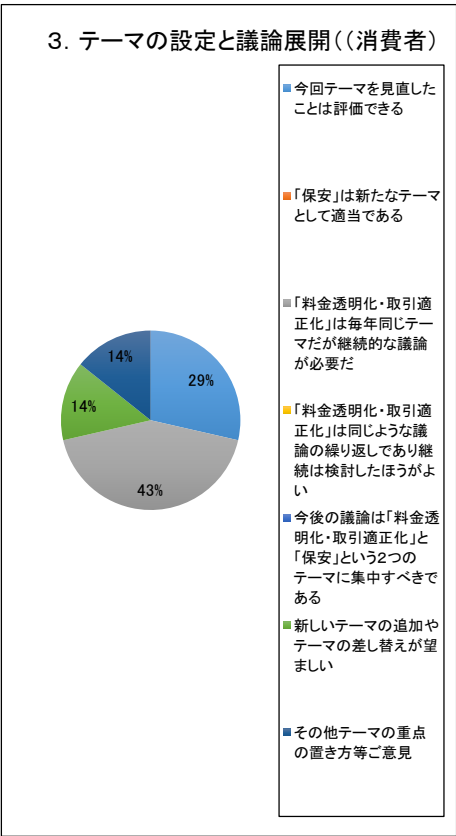
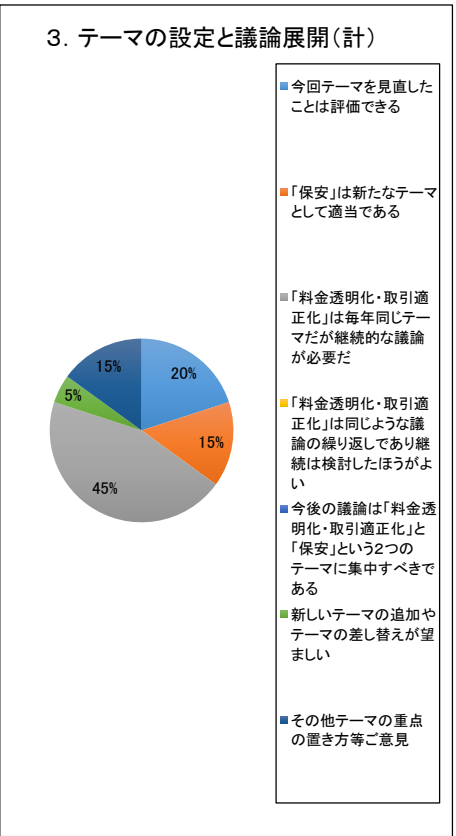
2 満足度

	消費者	事業者	行政	計
大変満足	0	0	0	0
満足	3	2	3	8
どちらでもない	0	0	1	1
やや不満	0	1	0	1
不満	0	0	0	0
小計	3	3	4	10



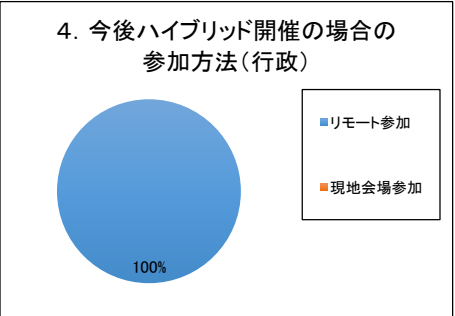
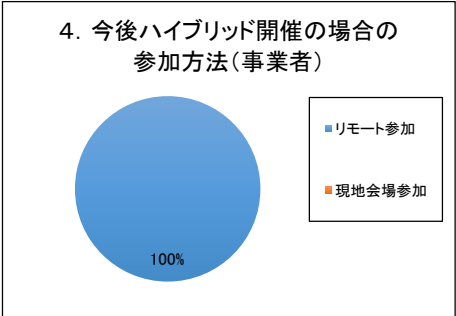
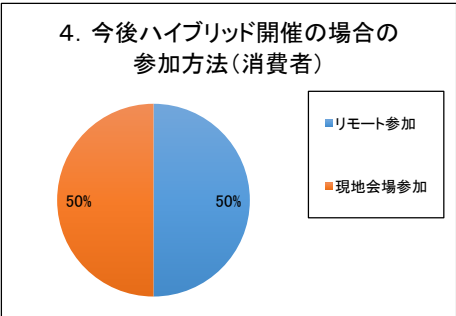
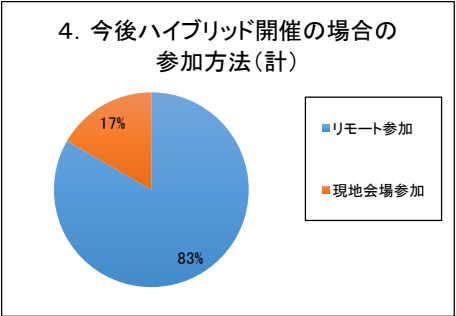
3 テーマの設定と議論展開
(複数回答可)

	消費者	事業者	行政	計
今回テーマを見直したことは評価できる	2	1	1	4
「保安」は新たなテーマとして適当である	0	2	1	3
「料金透明化・取引適正化」は毎年同じテーマだが継続的な議論が必要だ	3	2	4	9
「料金透明化・取引適正化」は同じような議論の繰り返しであり継続は検討したほうがよい	0	0	0	0
今後の議論は「料金透明化・取引適正化」と「保安」という2つのテーマに集中すべきである	0	0	0	0
新しいテーマの追加やテーマの差し替えが望ましい	1	0	0	1
その他テーマの重点の置き方等ご意見	1	1	1	3
小計	7	6	7	20



4 今後ハイブリッド方式会議を開催する場合どちらの方法で参加

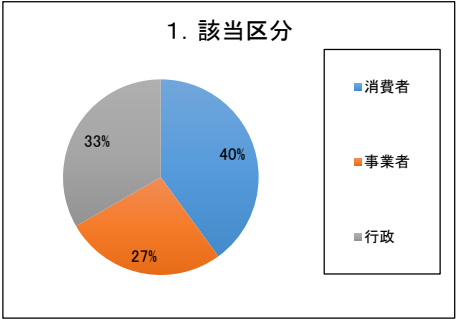
	消費者	事業者	行政	計
リモート参加	1	2	2	5
現地会場参加	1	0	0	1
小計	2	2	2	6



9/11 東北地方LPガス懇談会アンケート集計

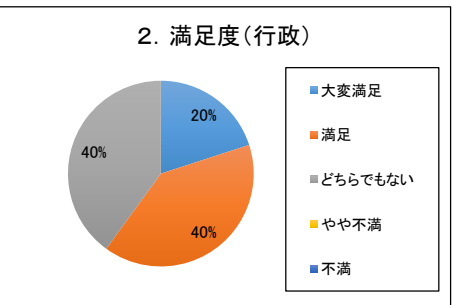
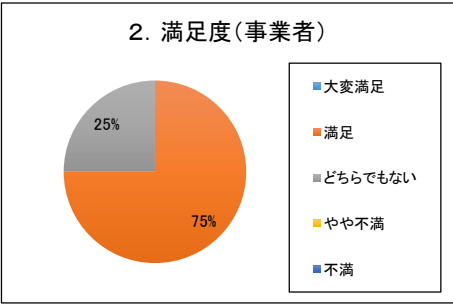
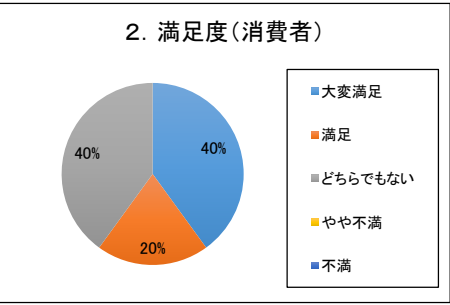
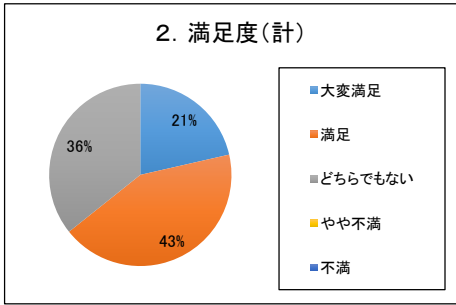
1 該当区分

消費者	6
事業者	4
行政	5
小計	15



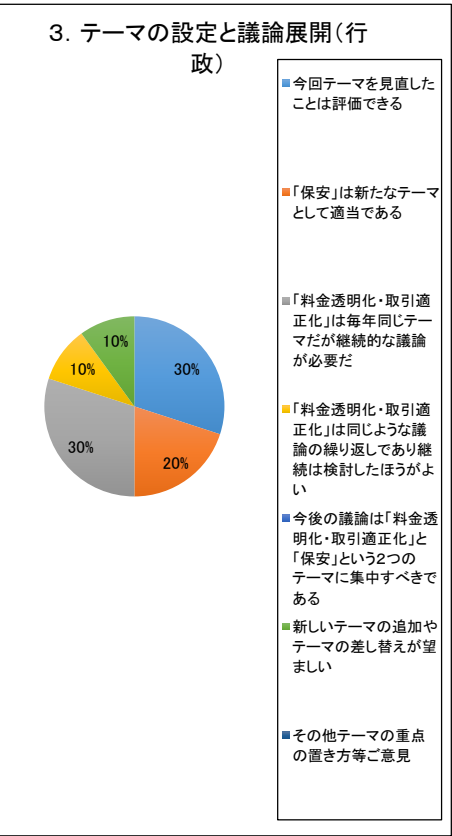
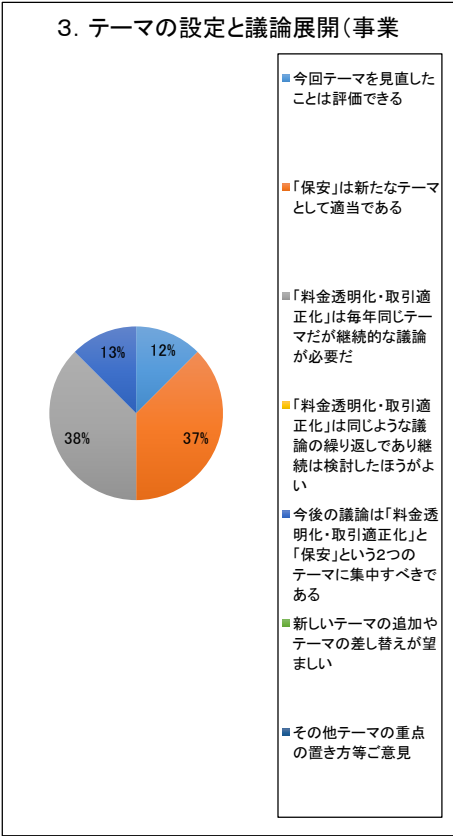
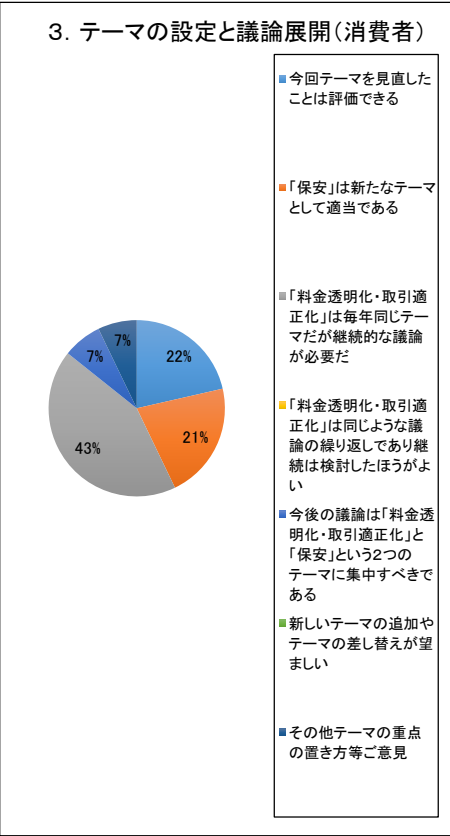
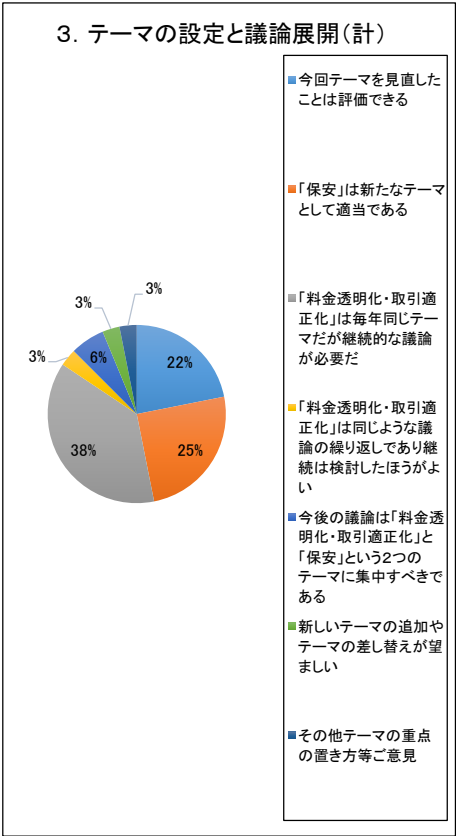
2 満足度

	消費者	事業者	行政	計
大変満足	2	0	1	3
満足	1	3	2	6
どちらでもない	2	1	2	5
やや不満	0	0	0	0
不満	0	0	0	0
小計	5	4	5	14



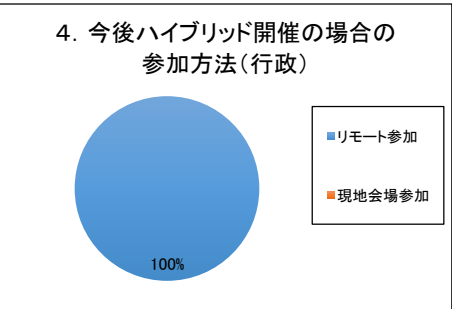
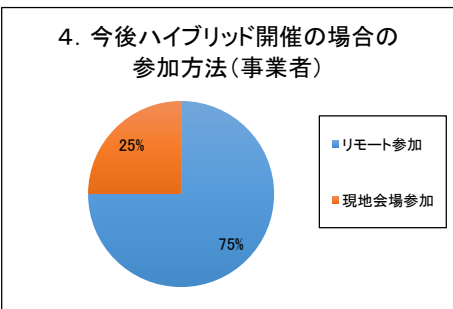
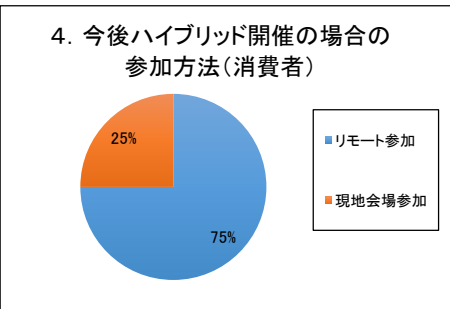
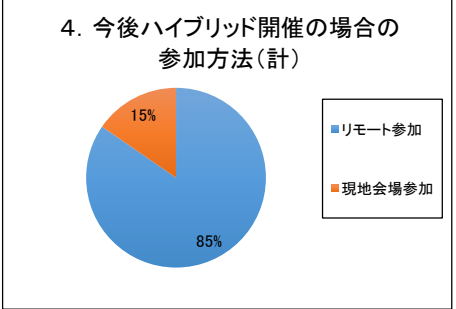
3 テーマの設定と議論展開
(複数回答可)

	消費者	事業者	行政	計
今回テーマを見直したことは評価できる	3	1	3	7
「保安」は新たなテーマとして適当である	3	3	2	8
「料金透明化・取引適正化」は毎年同じテーマだが継続的な議論が必要だ	6	3	3	12
「料金透明化・取引適正化」は同じような議論の繰り返しであり継続は検討したほうがよい	0	0	1	1
今後の議論は「料金透明化・取引適正化」と「保安」という2つのテーマに集中すべきである	1	1	0	2
新しいテーマの追加やテーマの差し替えが望ましい	0	0	1	1
その他テーマの重点の置き方等ご意見	1	0	0	1
小計	14	8	10	32



4 今後ハイブリッド方式会議を開催する場合どちらの方法で参加

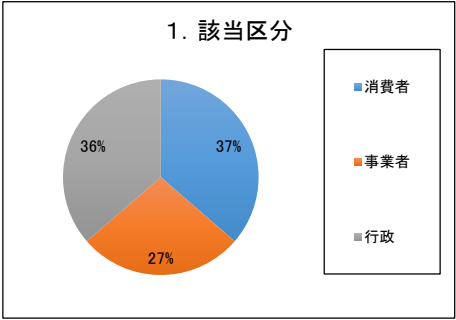
	消費者	事業者	行政	計
リモート参加	3	3	5	11
現地会場参加	1	1	0	2
小計	4	4	5	13



7/28 北関東地方LPガス懇談会アンケート集計

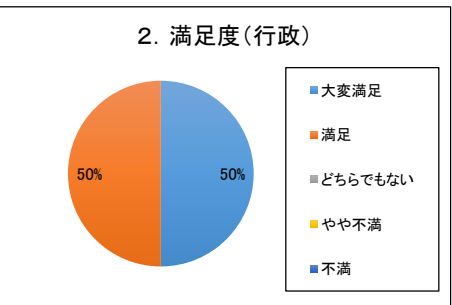
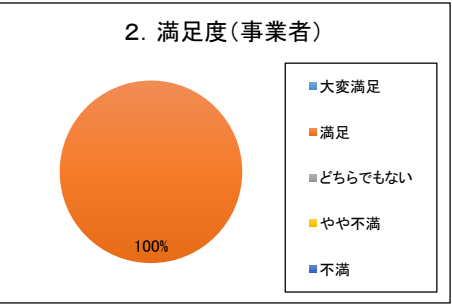
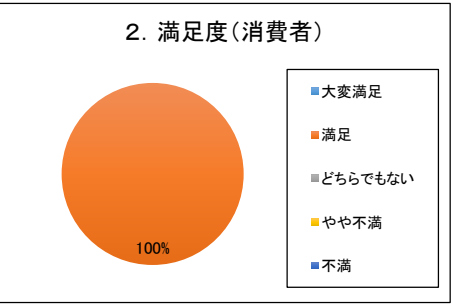
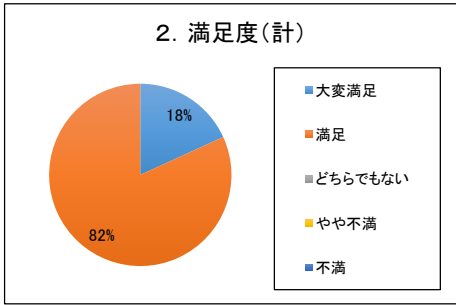
1 該当区分

消費者	4
事業者	3
行政	4
小計	11



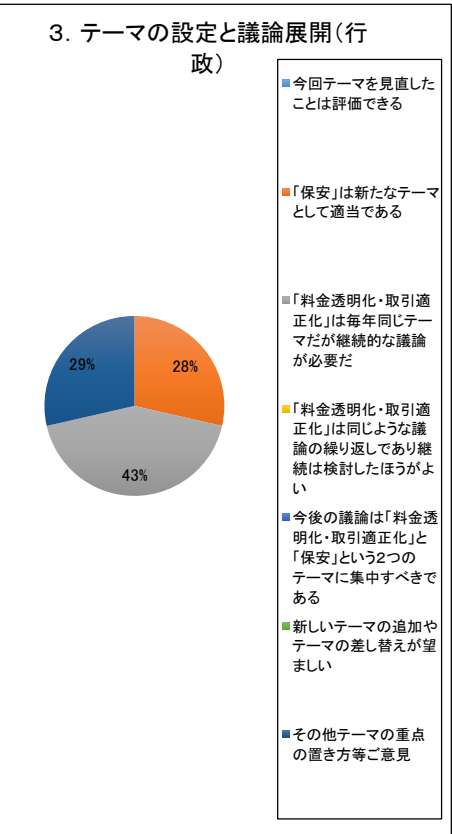
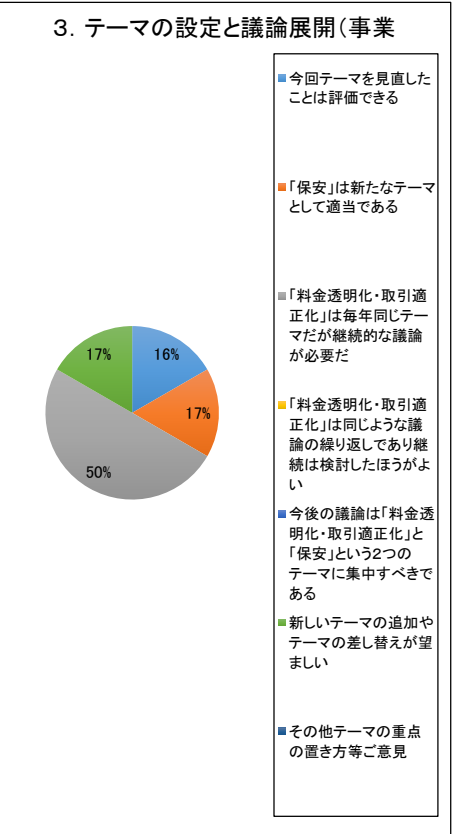
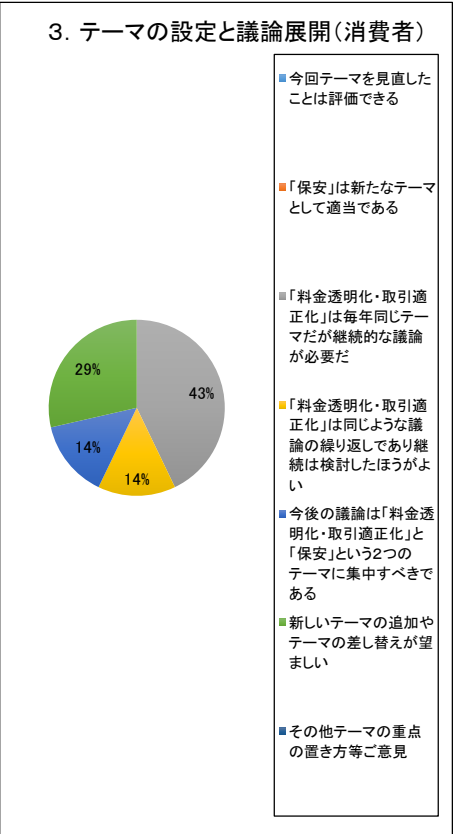
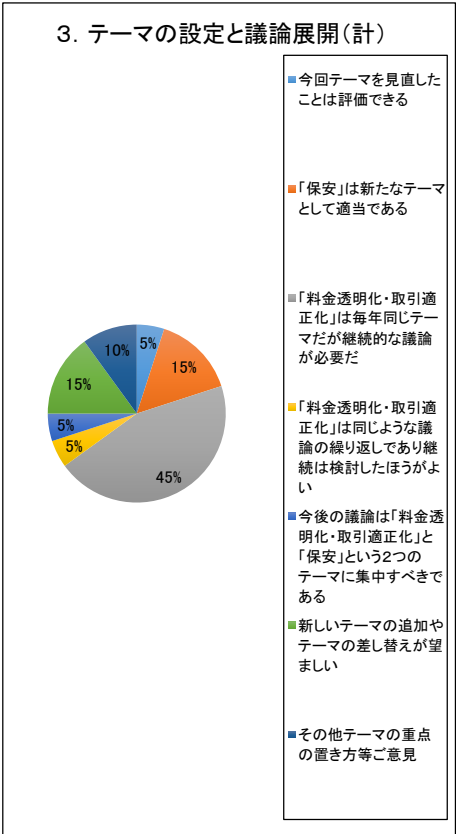
2 満足度

	消費者	事業者	行政	計
大変満足	0	0	2	2
満足	4	3	2	9
どちらでもない	0	0	0	0
やや不満	0	0	0	0
不満	0	0	0	0
小計	4	3	4	11



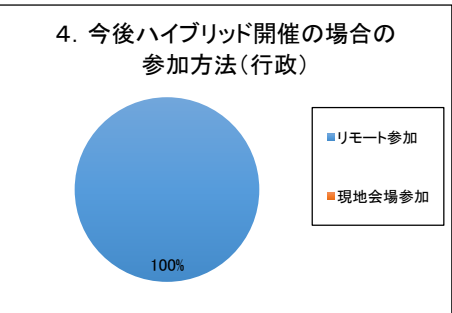
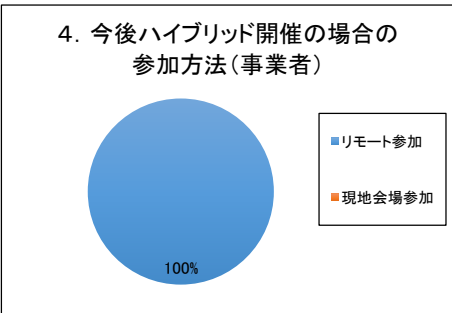
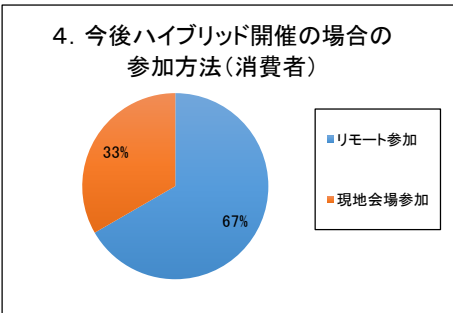
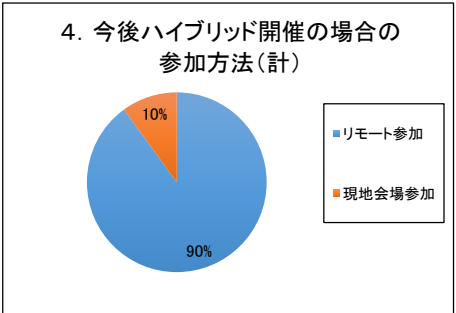
3 テーマの設定と議論展開
(複数回答可)

	消費者	事業者	行政	計
今回テーマを見直したことは評価できる	0	1	0	1
「保安」は新たなテーマとして適当である	0	1	2	3
「料金透明化・取引適正化」は毎年同じテーマだが継続的な議論が必要だ	3	3	3	9
「料金透明化・取引適正化」は同じような議論の繰り返しであり継続は検討したほうがよい	1	0	0	1
今後の議論は「料金透明化・取引適正化」と「保安」という2つのテーマに集中すべきである	1	0	0	1
新しいテーマの追加やテーマの差し替えが望ましい	2	1	0	3
その他テーマの重点の置き方等ご意見	0	0	2	2
小計	7	6	7	20



4 今後ハイブリッド方式会議を開催する場合どちらの方法で参加

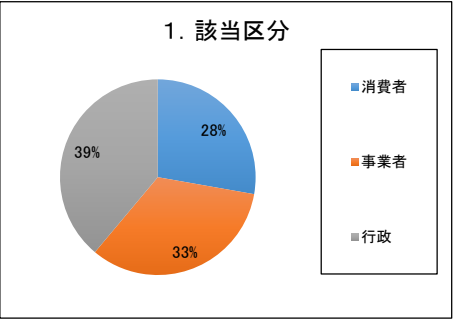
	消費者	事業者	行政	計
リモート参加	2	3	4	9
現地会場参加	1	0	0	1
小計	3	3	4	10



8/3 南関東地方LPガス懇談会アンケート集計

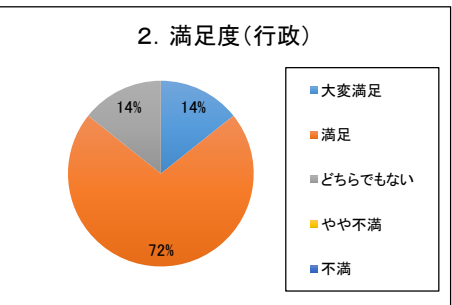
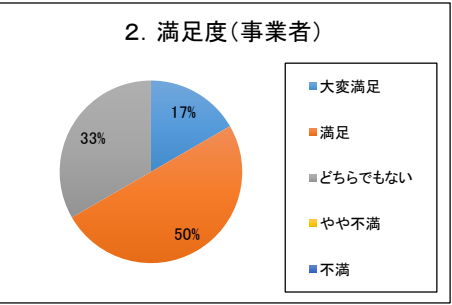
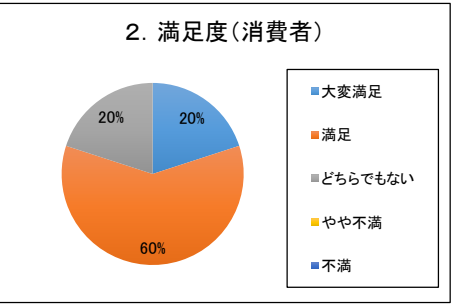
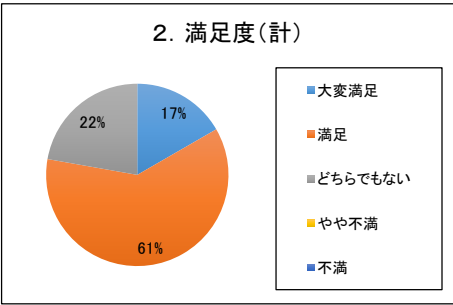
1 該当区分

消費者	5
事業者	6
行政	7
小計	18



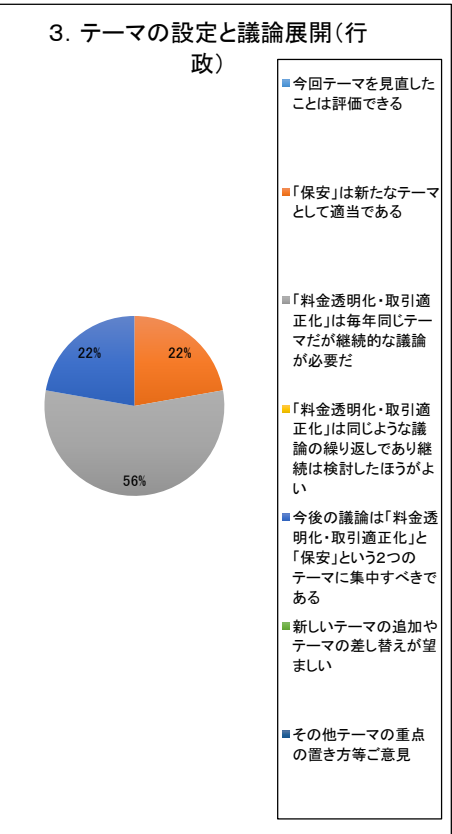
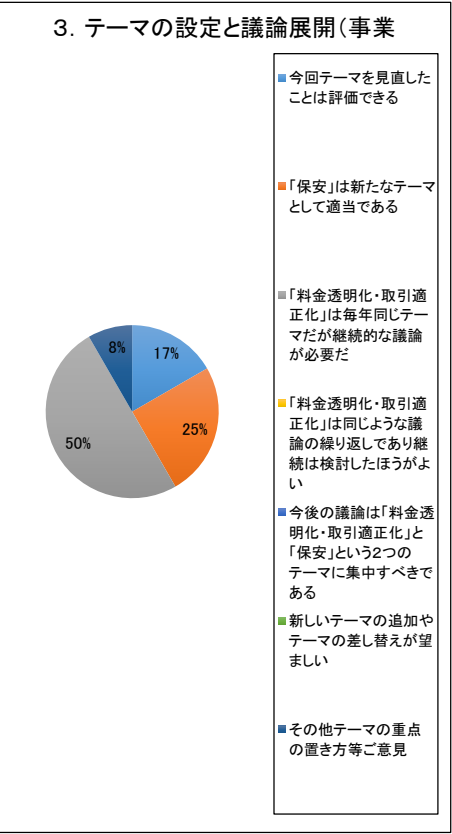
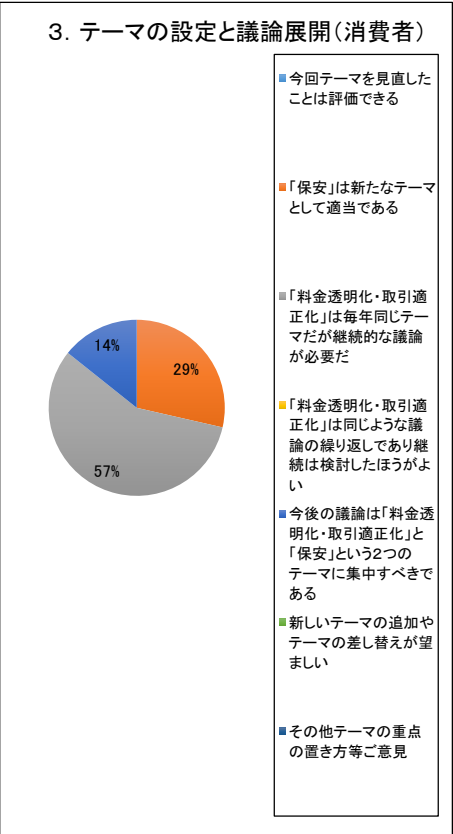
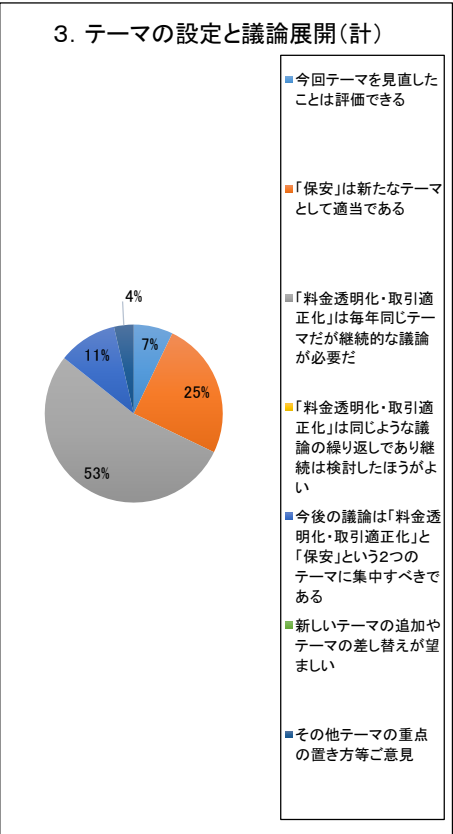
2 満足度

	消費者	事業者	行政	計
大変満足	1	1	1	3
満足	3	3	5	11
どちらでもない	1	2	1	4
やや不満	0	0	0	0
不満	0	0	0	0
小計	5	6	7	18



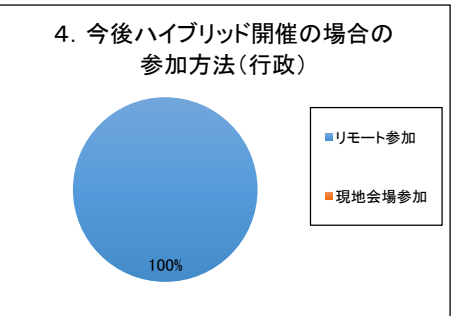
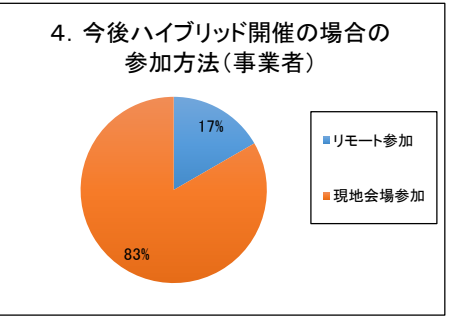
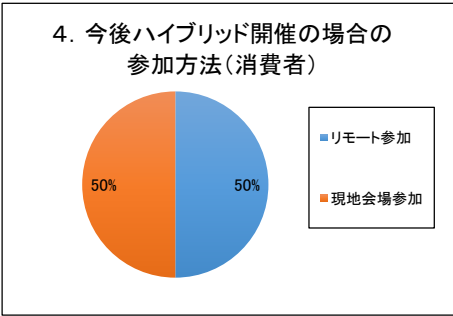
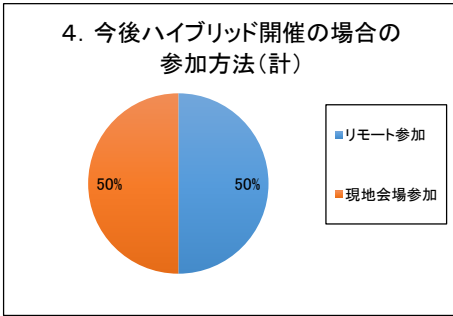
3 テーマの設定と議論展開
(複数回答可)

	消費者	事業者	行政	計
今回テーマを見直したことは評価できる	0	2	0	2
「保安」は新たなテーマとして適当である	2	3	2	7
「料金透明化・取引適正化」は毎年同じテーマだが継続的な議論が必要だ	4	6	5	15
「料金透明化・取引適正化」は同じような議論の繰り返しであり継続は検討したほうがよい	0	0	0	0
今後の議論は「料金透明化・取引適正化」と「保安」という2つのテーマに集中すべきである	1	0	2	3
新しいテーマの追加やテーマの差し替えが望ましい	0	0	0	0
その他テーマの重点の置き方等ご意見	0	1	0	1
小計	7	12	9	28



4 今後ハイブリッド方式会議を開催する場合どちらの方法で参加

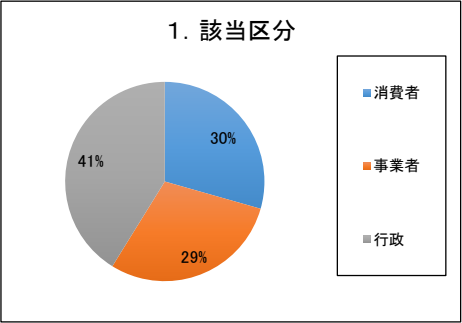
	消費者	事業者	行政	計
リモート参加	2	1	4	7
現地会場参加	2	5	0	7
小計	4	6	4	14



10/2 中部地方LPガス懇談会アンケート集計

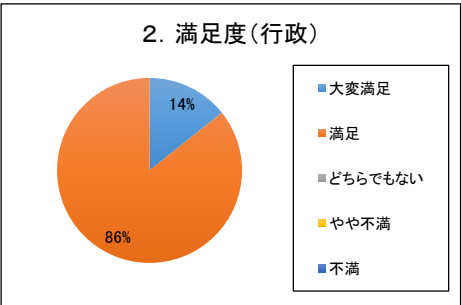
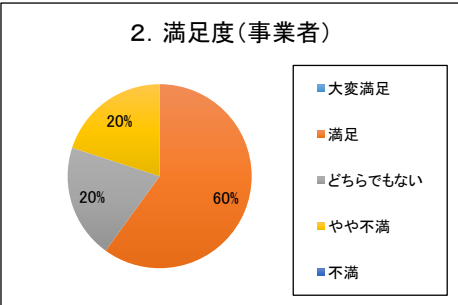
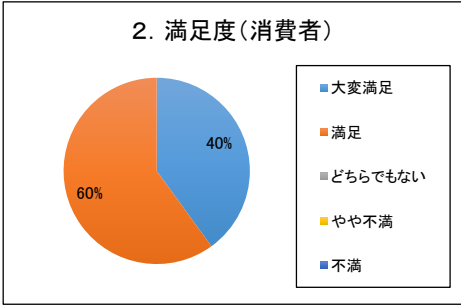
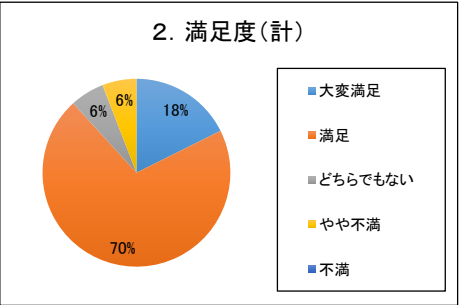
1 該当区分

消費者	5
事業者	5
行政	7
小計	17



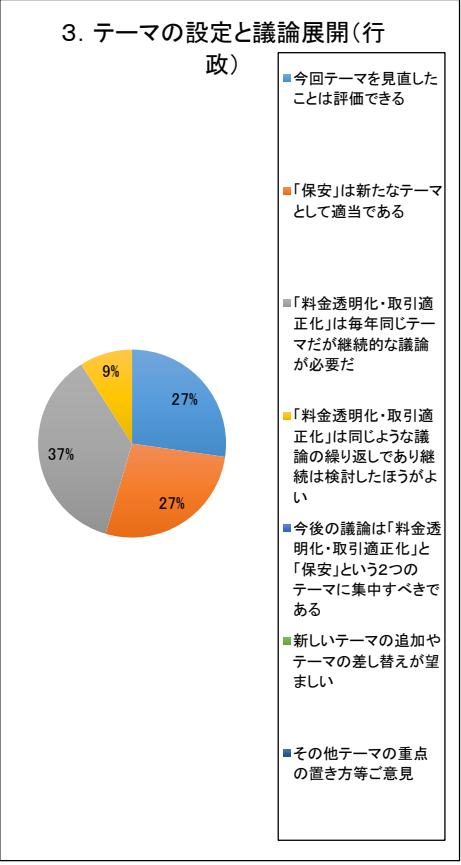
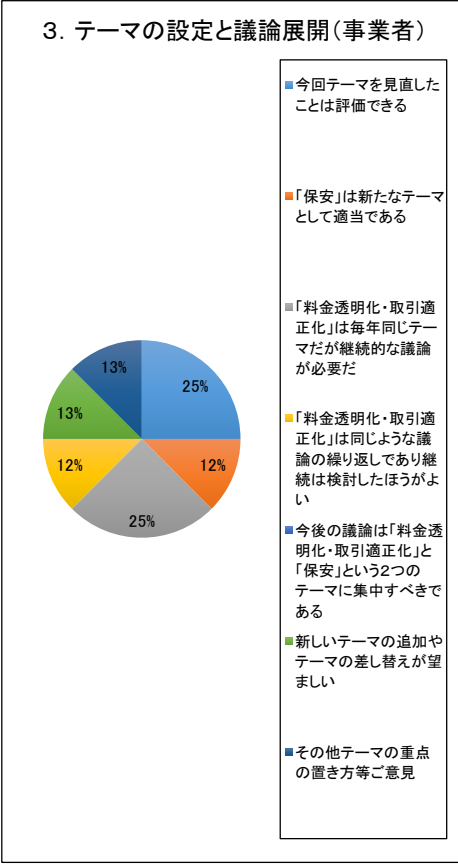
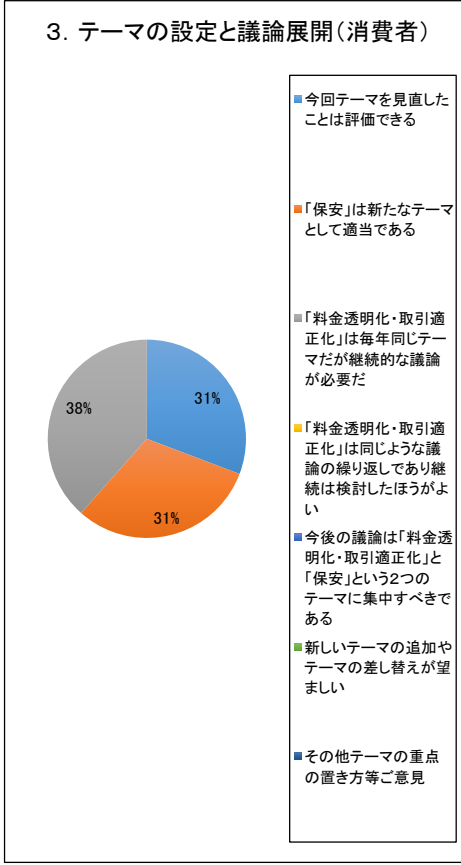
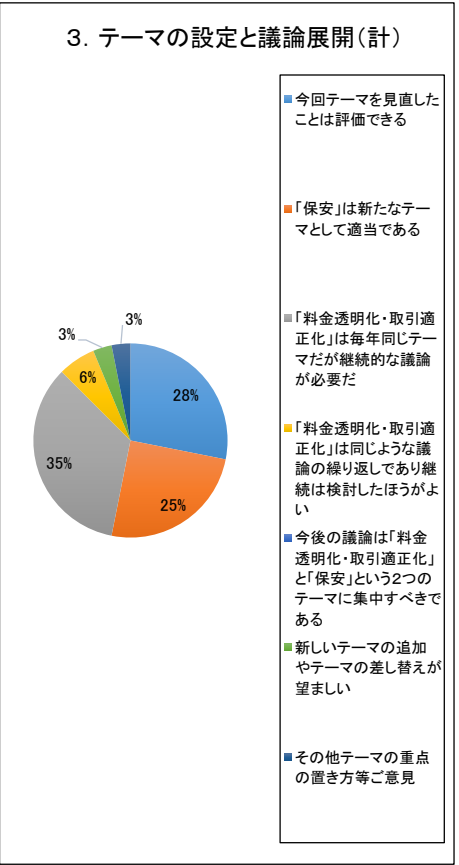
2 満足度

	消費者	事業者	行政	計
大変満足	2	0	1	3
満足	3	3	6	12
どちらでもない	0	1	0	1
やや不満	0	1	0	1
不満	0	0	0	0
小計	5	5	7	17



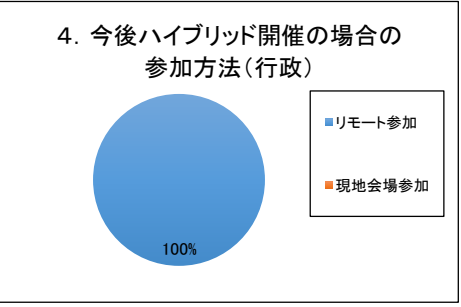
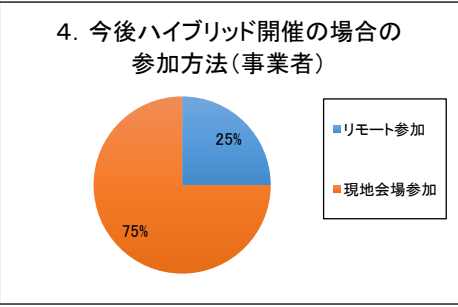
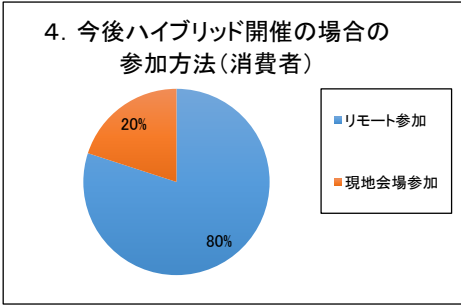
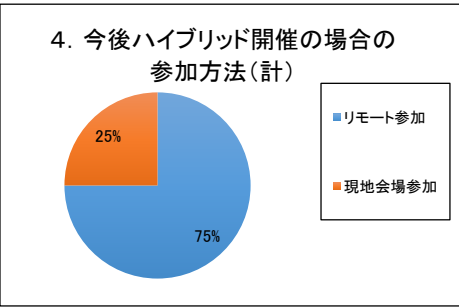
3 テーマの設定と
議論展開
(複数回答可)

	消費者	事業者	行政	計
今回テーマを見直したことは評価できる	4	2	3	9
「保安」は新たなテーマとして適当である	4	1	3	8
「料金透明化・取引適正化」は毎年同じテーマだが継続的な議論が必要だ	5	2	4	11
「料金透明化・取引適正化」は同じような議論の繰り返しであり継続は検討したほうがよい	0	1	1	2
今後の議論は「料金透明化・取引適正化」と「保安」という2つのテーマに集中すべきである	0	0	0	0
新しいテーマの追加やテーマの差し替えが望ましい	0	1	0	1
その他テーマの重点の置き方等ご意見	0	1	0	1
小計	13	8	11	32



4 今後ハイブリッド
方式会議を開催
する場合どちらの
方法で参加

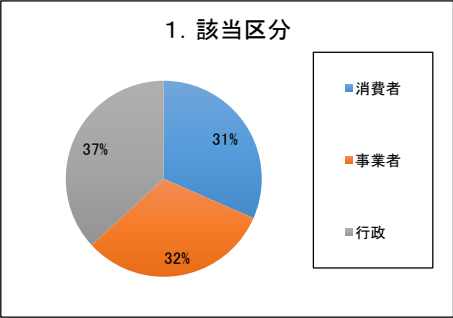
	消費者	事業者	行政	計
リモート参加	4	1	7	12
現地会場参加	1	3	0	4
小計	5	4	7	16



10/4 近畿地方LPガス懇談会アンケート集計

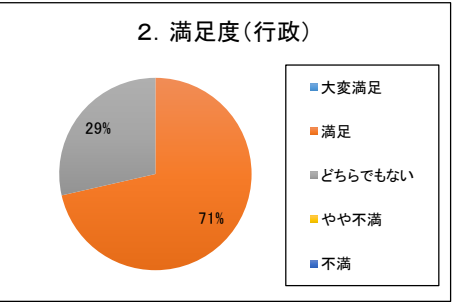
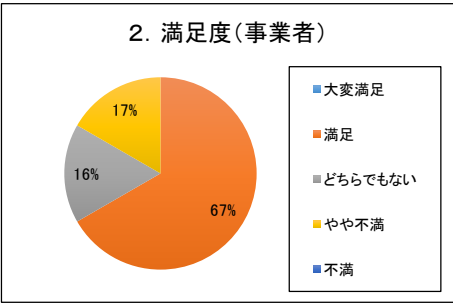
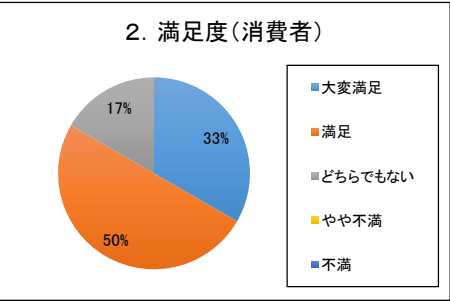
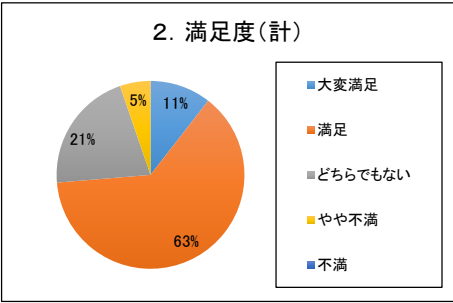
1 該当区分

消費者	6
事業者	6
行政	7
小計	19



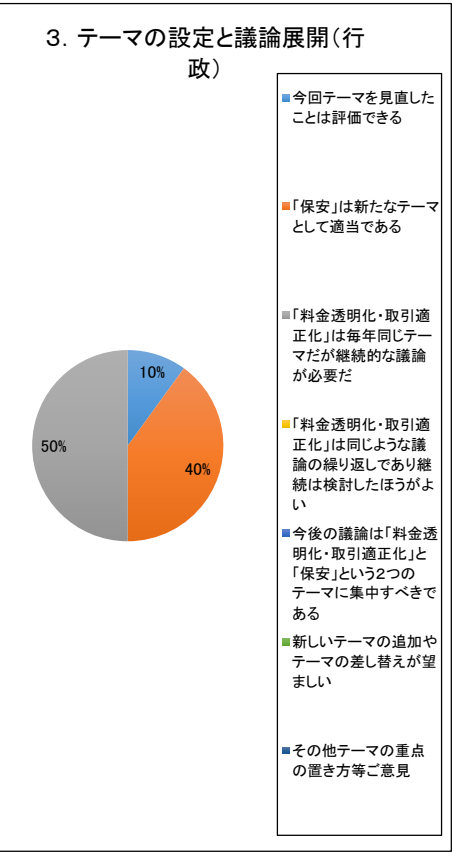
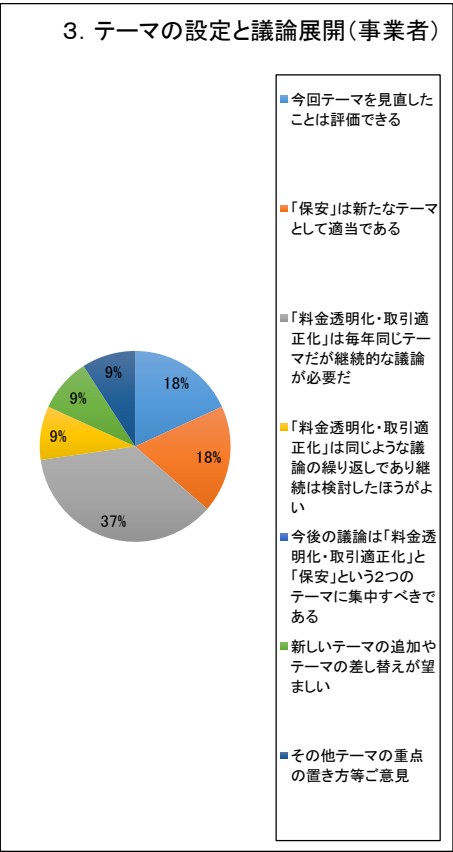
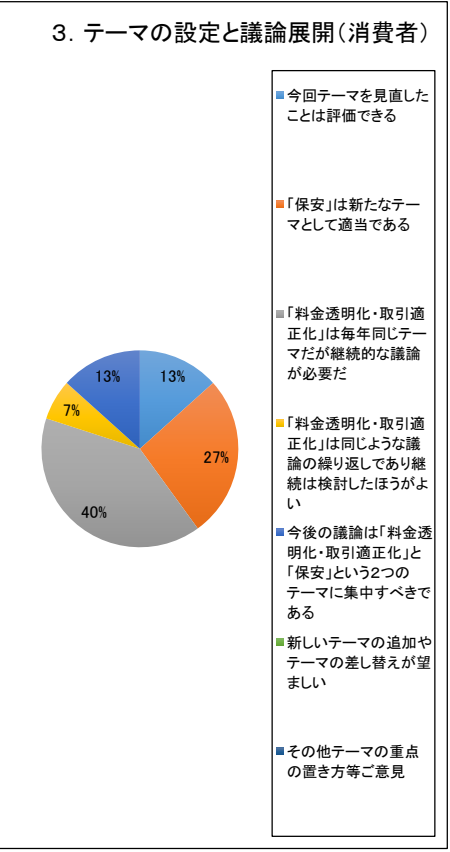
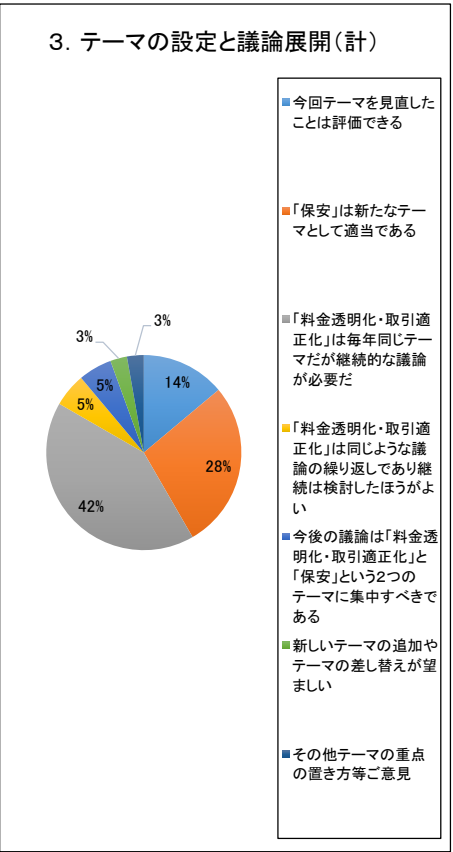
2 満足度

	消費者	事業者	行政	計
大変満足	2	0	0	2
満足	3	4	5	12
どちらでもない	1	1	2	4
やや不満	0	1	0	1
不満	0	0	0	0
小計	6	6	7	19



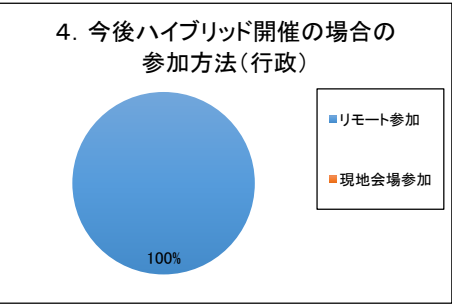
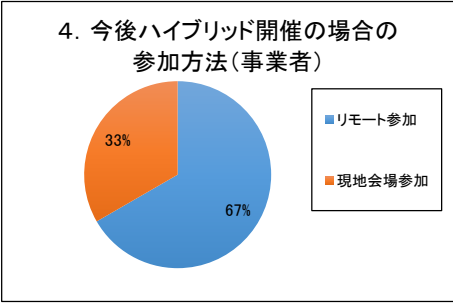
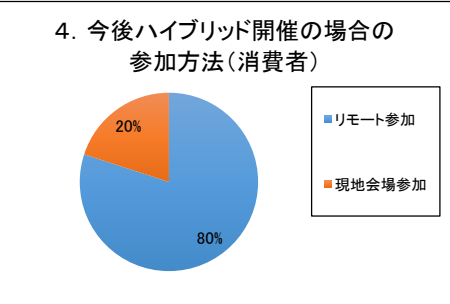
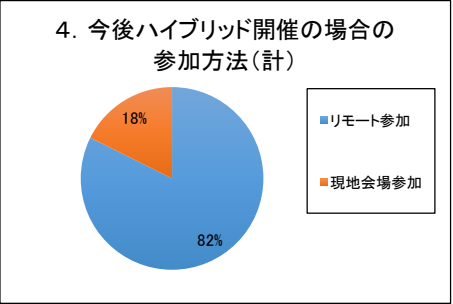
3 テーマの設定と議論展開
(複数回答可)

	消費者	事業者	行政	計
今回テーマを見直したことは評価できる	2	2	1	5
「保安」は新たなテーマとして適当である	4	2	4	10
「料金透明化・取引適正化」は毎年同じテーマだが継続的な議論が必要だ	6	4	5	15
「料金透明化・取引適正化」は同じような議論の繰り返しであり継続は検討したほうがよい	1	1	0	2
今後の議論は「料金透明化・取引適正化」と「保安」という2つのテーマに集中すべきである	2	0	0	2
新しいテーマの追加やテーマの差し替えが望ましい	0	1	0	1
その他テーマの重点の置き方等ご意見	0	1	0	1
小計	15	11	10	36



4 今後ハイブリッド方式会議を開催する場合どちらの方法で参加

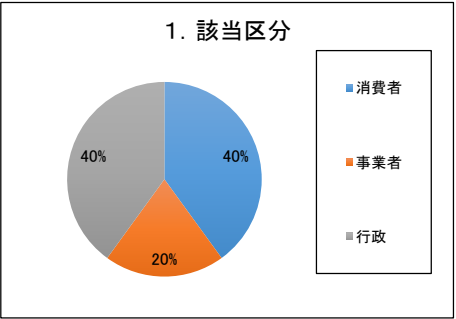
	消費者	事業者	行政	計
リモート参加	4	4	6	14
現地会場参加	1	2	0	3
小計	5	6	6	17



10/30 中国地方LPガス懇談会アンケート集計

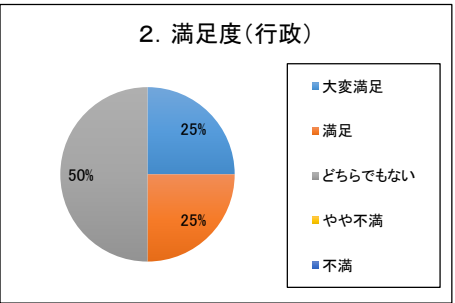
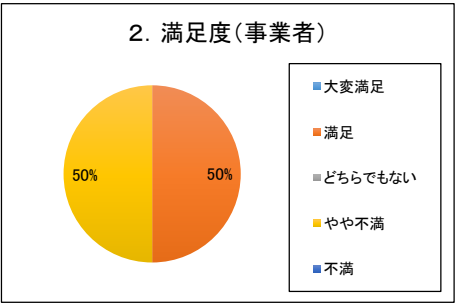
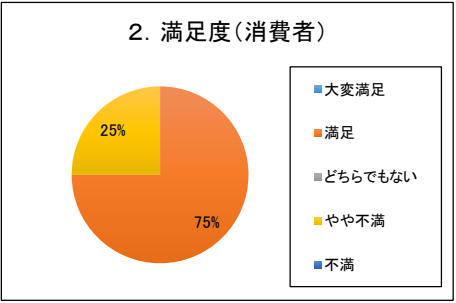
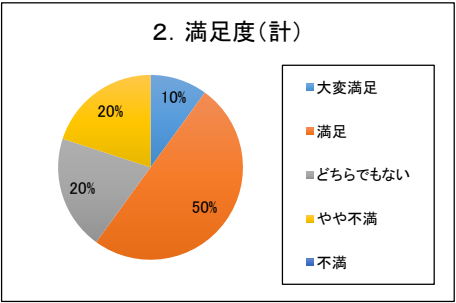
1 該当区分

消費者	4
事業者	2
行政	4
小計	10



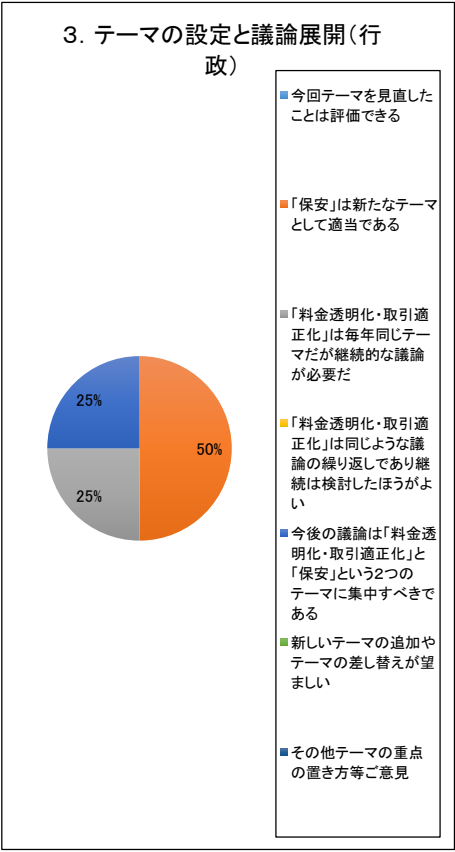
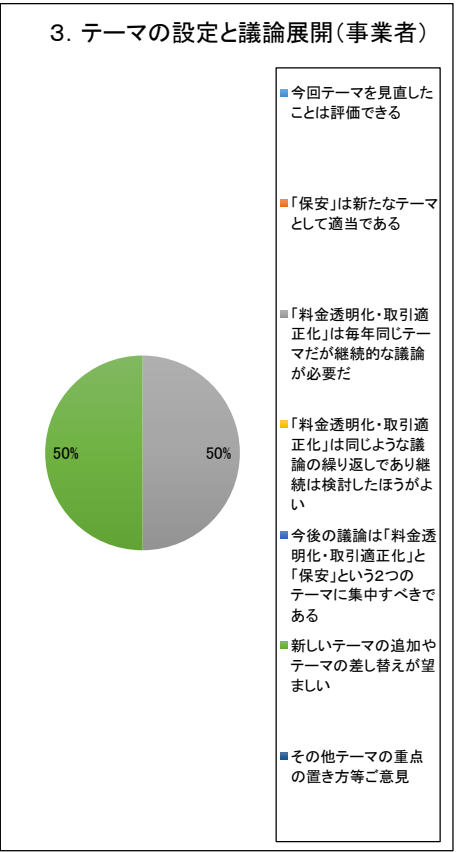
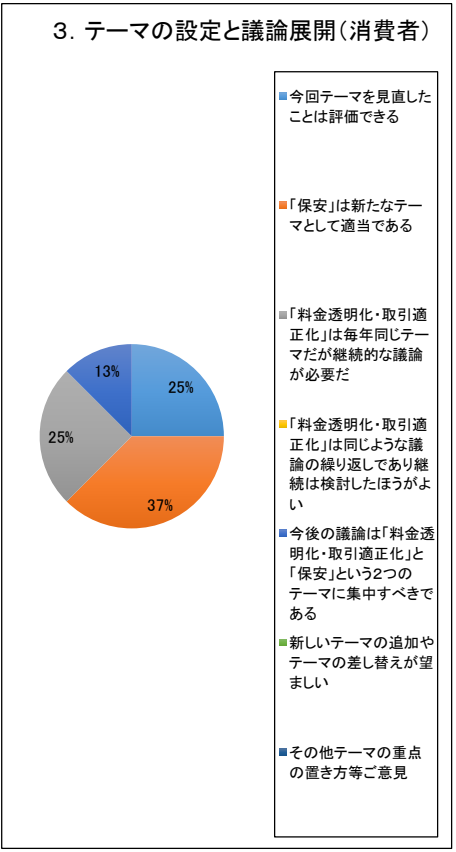
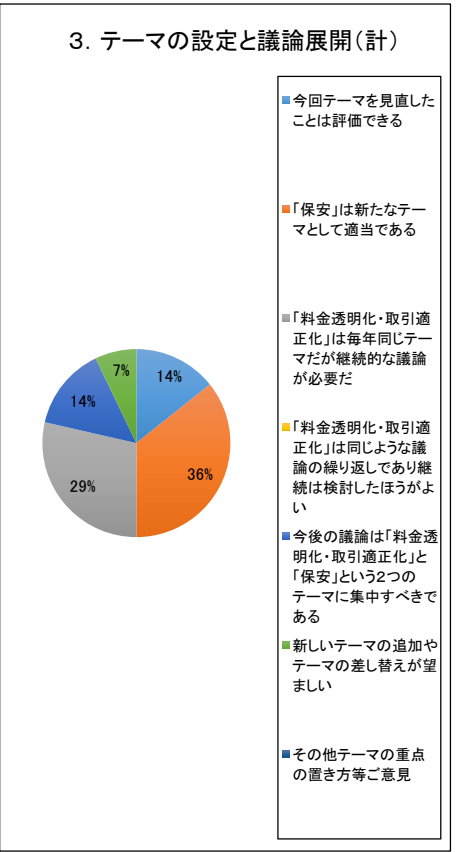
2 満足度

	消費者	事業者	行政	計
大変満足	0	0	1	1
満足	3	1	1	5
どちらでもない	0	0	2	2
やや不満	1	1	0	2
不満	0	0	0	0
小計	4	2	4	10



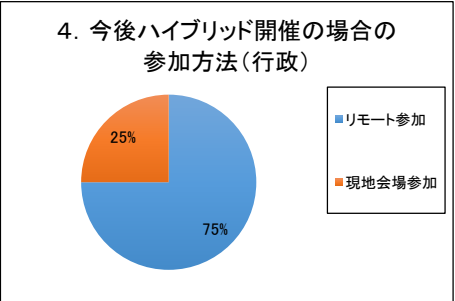
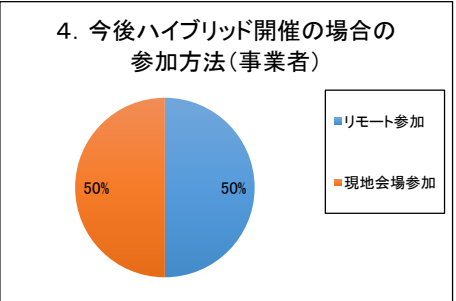
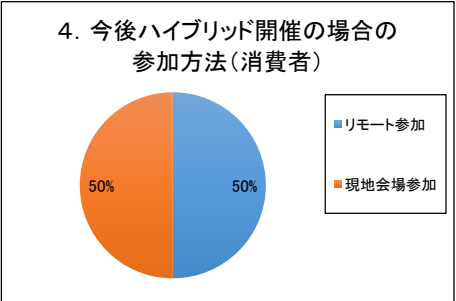
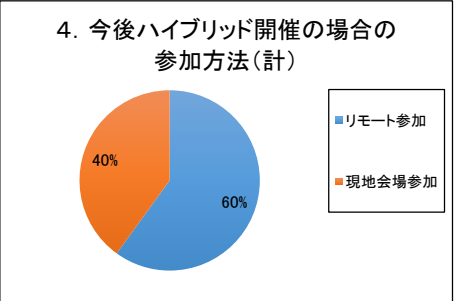
3 テーマの設定と議論展開
(複数回答可)

	消費者	事業者	行政	計
今回テーマを見直したことは評価できる	2	0	0	2
「保安」は新たなテーマとして適当である	3	0	2	5
「料金透明化・取引適正化」は毎年同じテーマだが継続的な議論が必要だ	2	1	1	4
「料金透明化・取引適正化」は同じような議論の繰り返しであり継続は検討したほうがよい	0	0	0	0
今後の議論は「料金透明化・取引適正化」と「保安」という2つのテーマに集中すべきである	1	0	1	2
新しいテーマの追加やテーマの差し替えが望ましい	0	1	0	1
その他テーマの重点の置き方等ご意見	0	0	0	0
小計	8	2	4	14



4 今後ハイブリッド方式会議を開催する場合どちらの方法で参加

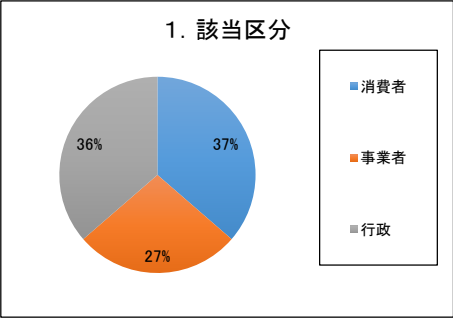
	消費者	事業者	行政	計
リモート参加	2	1	3	6
現地会場参加	2	1	1	4
小計	4	2	4	10



11/13 四国地方LPガス懇談会アンケート集計

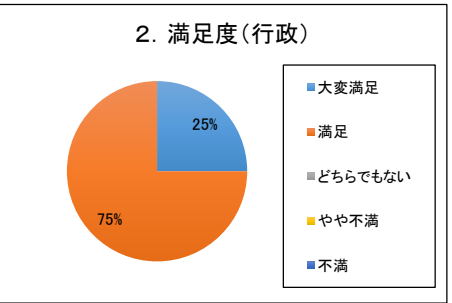
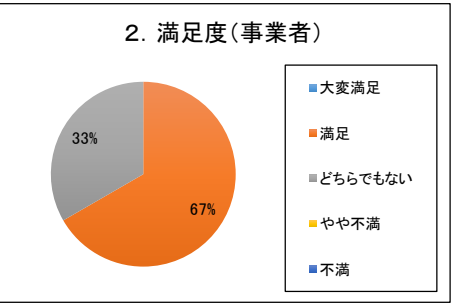
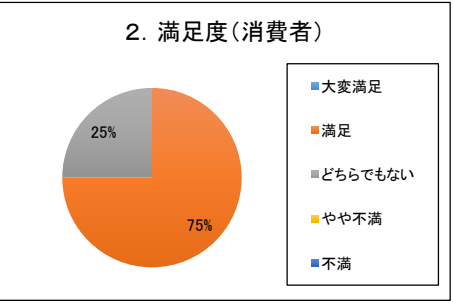
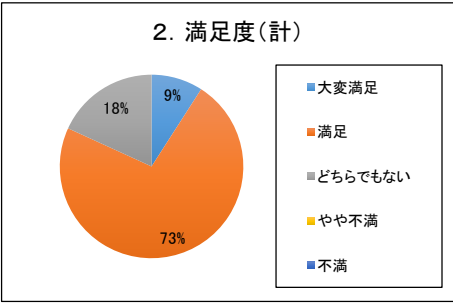
1 該当区分

消費者	4
事業者	3
行政	4
小計	11



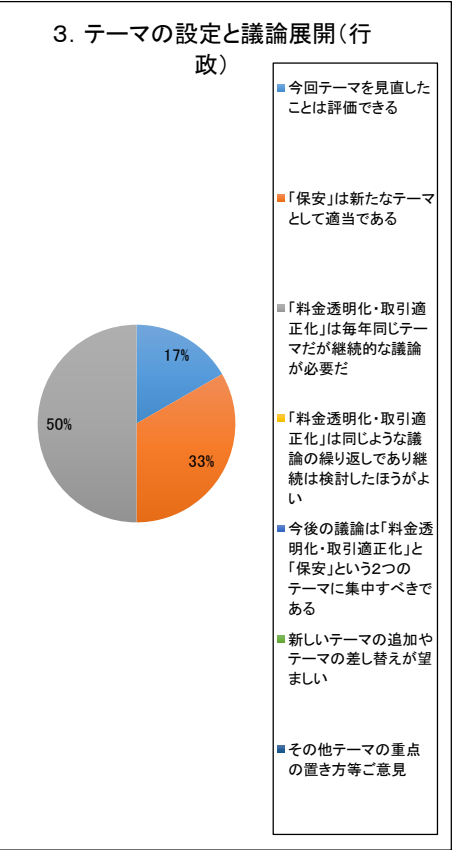
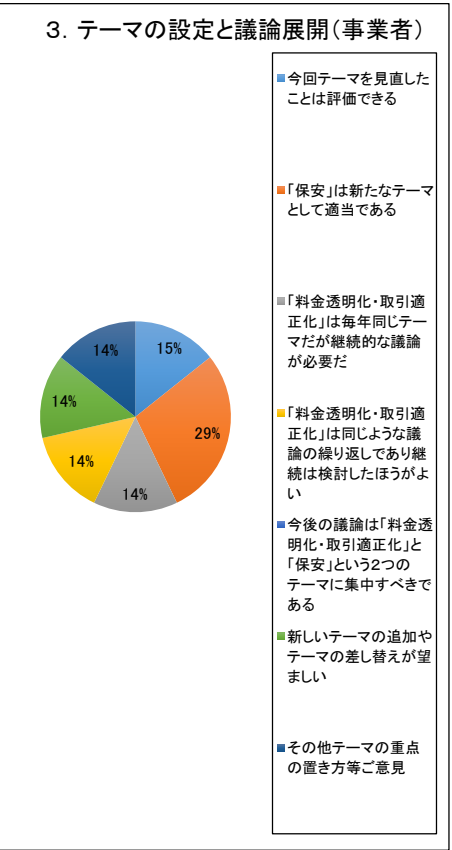
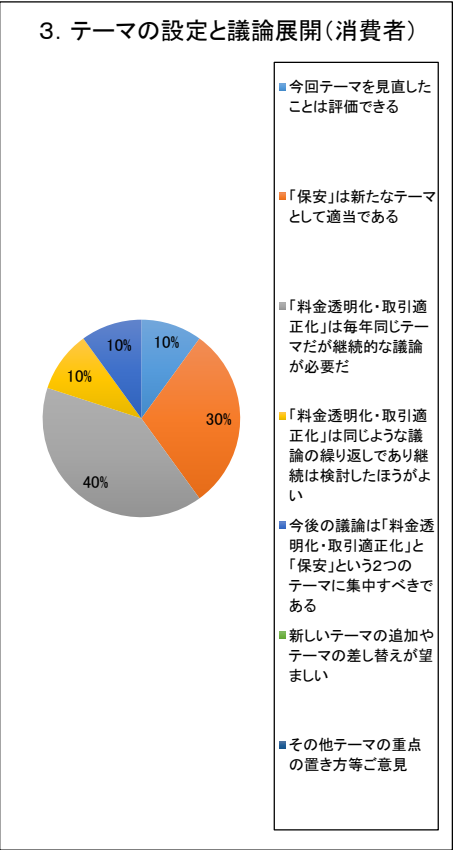
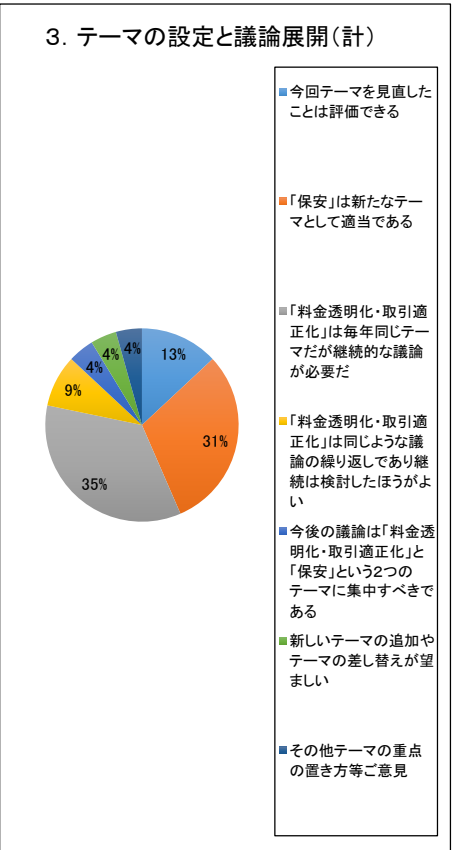
2 満足度

	消費者	事業者	行政	計
大変満足	0	0	1	1
満足	3	2	3	8
どちらでもない	1	1	0	2
やや不満	0	0	0	0
不満	0	0	0	0
小計	4	3	4	11



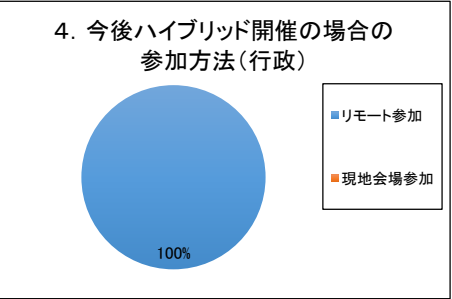
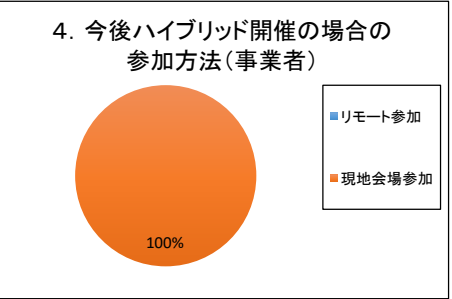
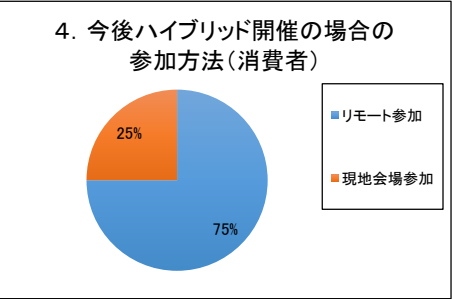
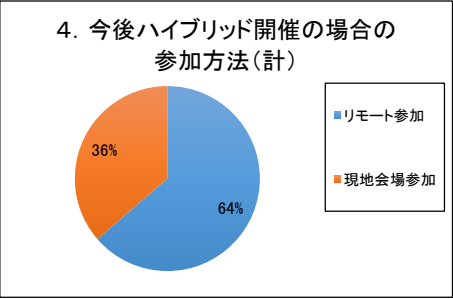
3 テーマの設定と議論展開
(複数回答可)

	消費者	事業者	行政	計
今回テーマを見直したことは評価できる	1	1	1	3
「保安」は新たなテーマとして適当である	3	2	2	7
「料金透明化・取引適正化」は毎年同じテーマだが継続的な議論が必要だ	4	1	3	8
「料金透明化・取引適正化」は同じような議論の繰り返しであり継続は検討したほうがよい	1	1	0	2
今後の議論は「料金透明化・取引適正化」と「保安」という2つのテーマに集中すべきである	1	0	0	1
新しいテーマの追加やテーマの差し替えが望ましい	0	1	0	1
その他テーマの重点の置き方等ご意見	0	1	0	1
小計	10	7	6	23



4 今後ハイブリッド方式会議を開催する場合どちらの方法で参加

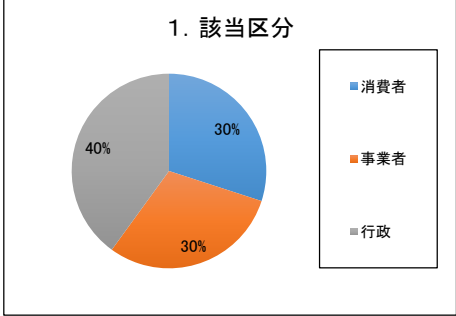
	消費者	事業者	行政	計
リモート参加	3	0	4	7
現地会場参加	1	3	0	4
小計	4	3	4	11



11/30 九州・沖縄地方LPガス懇談会アンケート集計

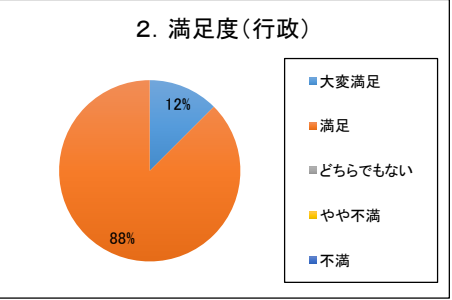
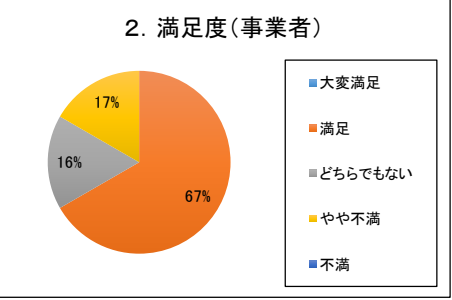
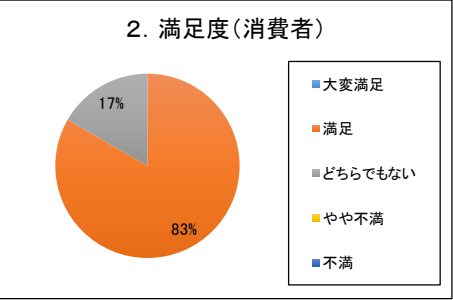
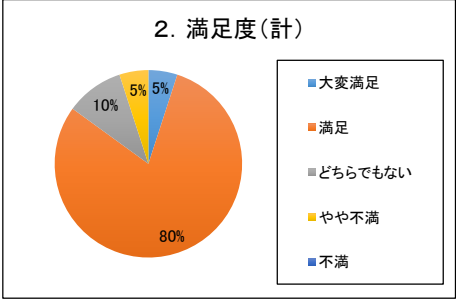
1 該当区分

消費者	6
事業者	6
行政	8
小計	20



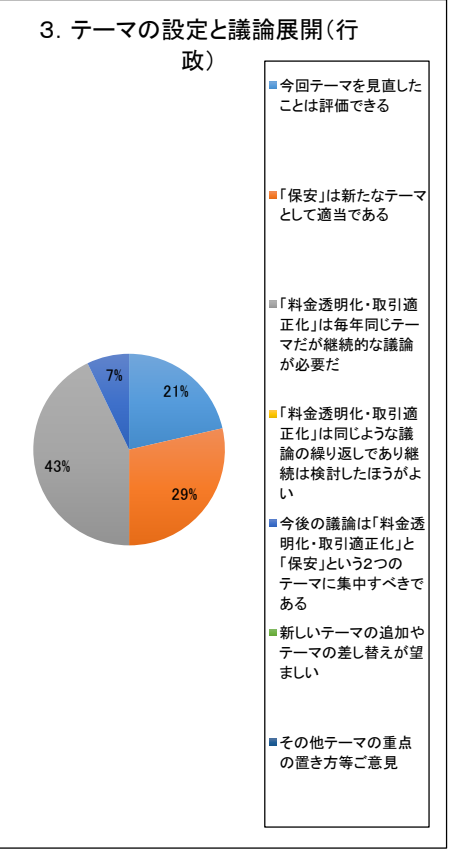
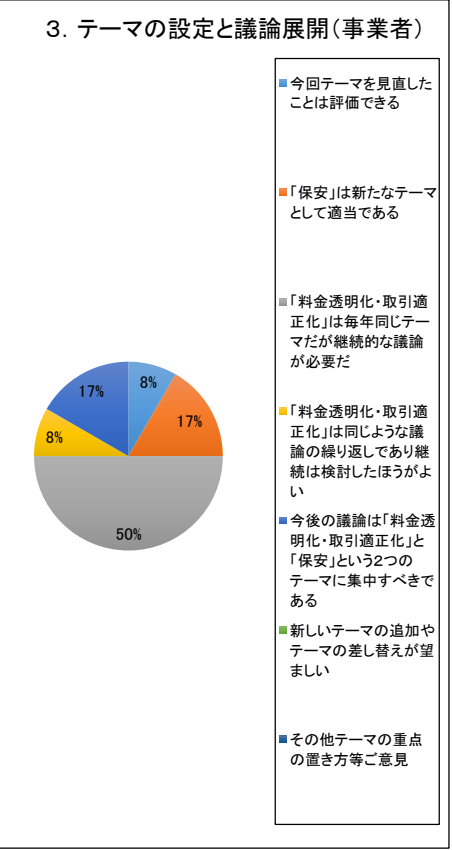
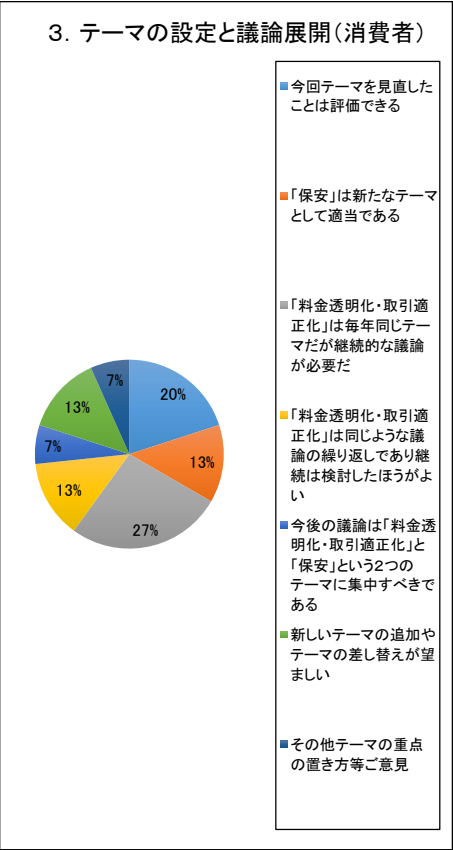
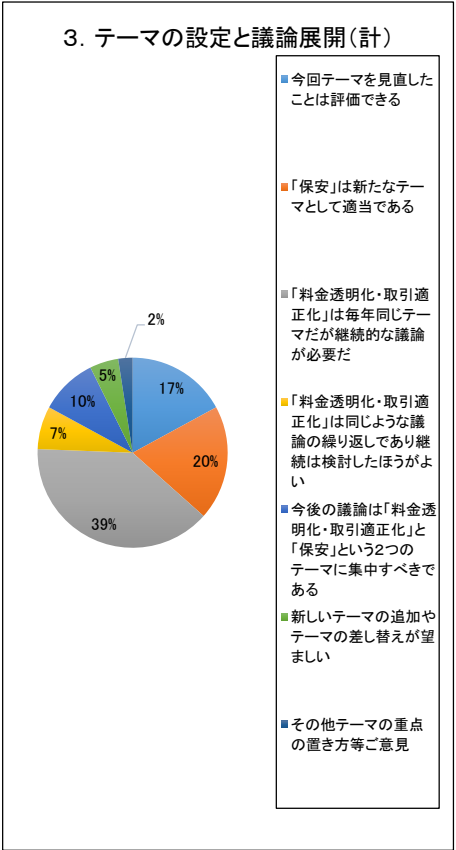
2 満足度

	消費者	事業者	行政	計
大変満足	0	0	1	1
満足	5	4	7	16
どちらでもない	1	1	0	2
やや不満	0	1	0	1
不満	0	0	0	0
小計	6	6	8	20



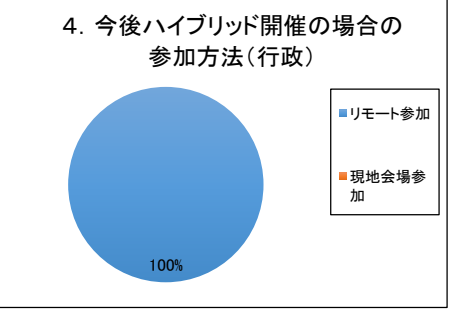
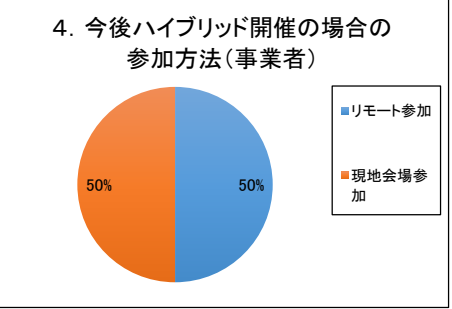
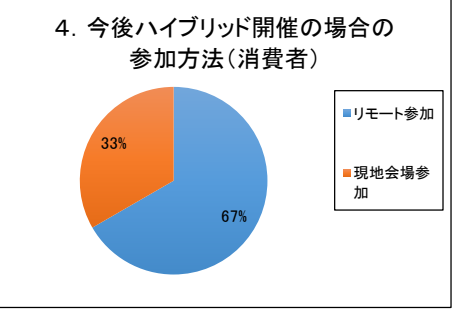
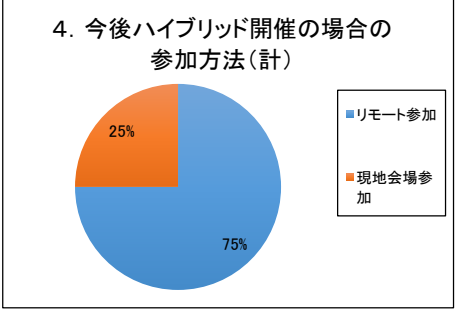
3 テーマの設定と議論展開
(複数回答可)

	消費者	事業者	行政	計
今回テーマを見直したことは評価できる	3	1	3	7
「保安」は新たなテーマとして適当である	2	2	4	8
「料金透明化・取引適正化」は毎年同じテーマだが継続的な議論が必要だ	4	6	6	16
「料金透明化・取引適正化」は同じような議論の繰り返しであり継続は検討したほうがよい	2	1	0	3
今後の議論は「料金透明化・取引適正化」と「保安」という2つのテーマに集中すべきである	1	2	1	4
新しいテーマの追加やテーマの差し替えが望ましい	2	0	0	2
その他テーマの重点の置き方等ご意見	1	0	0	1
小計	15	12	14	41



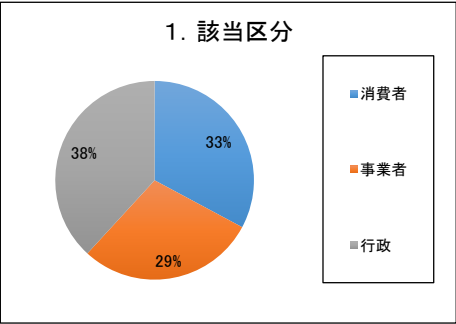
4 今後ハイブリッド
方式会議を開催
する場合どちらの
方法で参加

	消費者	事業者	行政	計
リモート参加	4	3	8	15
現地会場参加	2	3	0	5
小計	6	6	8	20

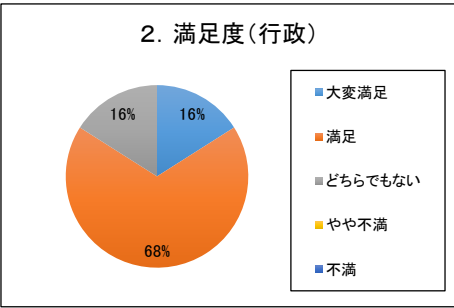
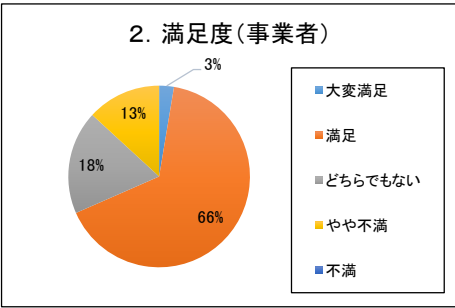
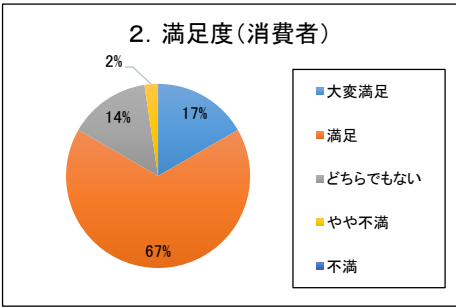
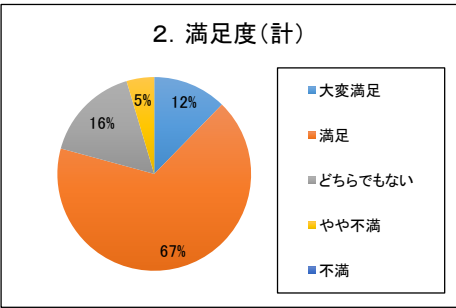


令和5年度LPガス懇談会アンケート集計
(2023年7月～2023年11月実施)

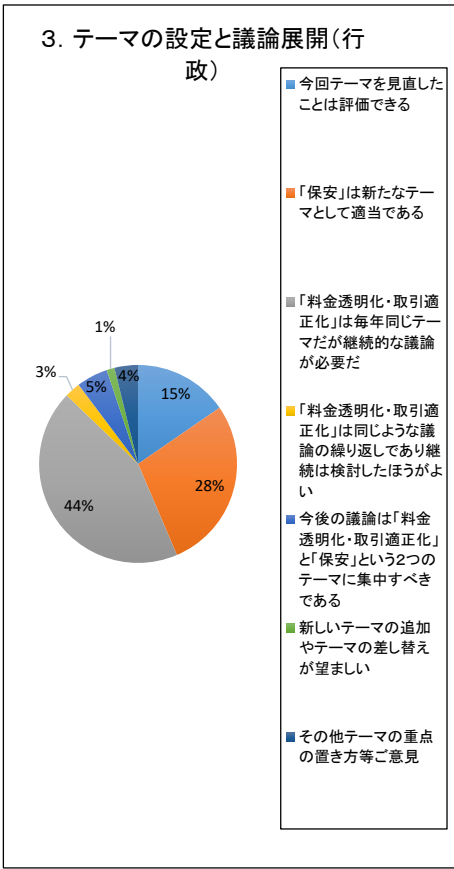
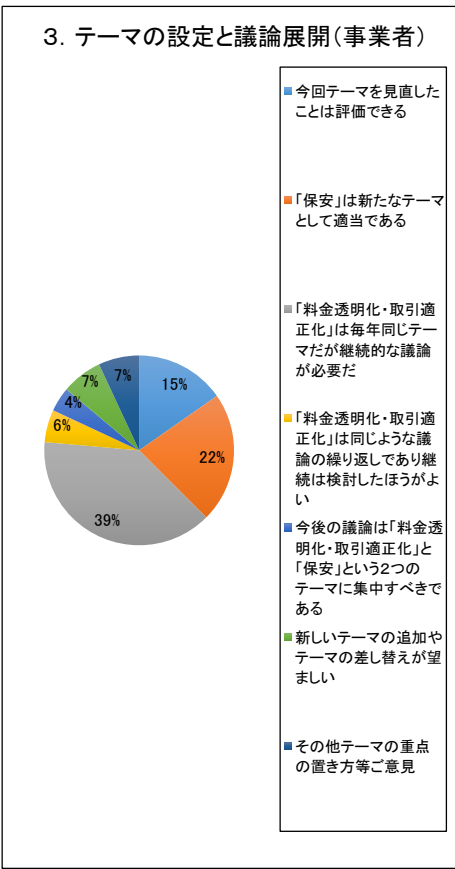
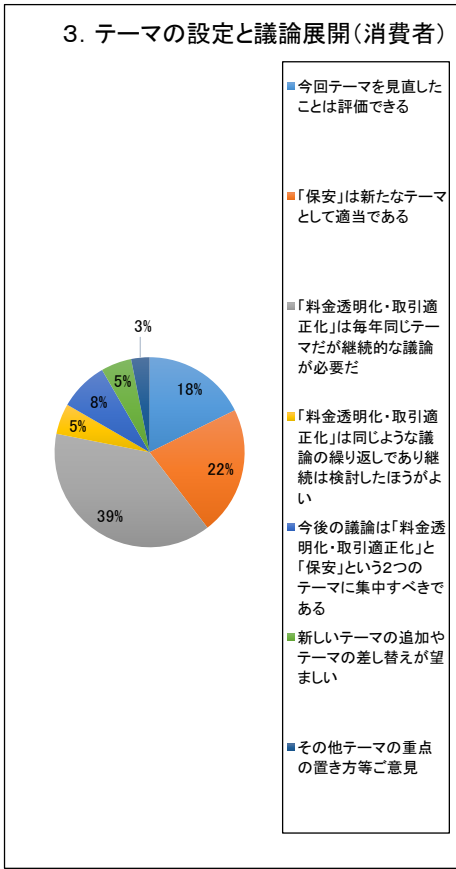
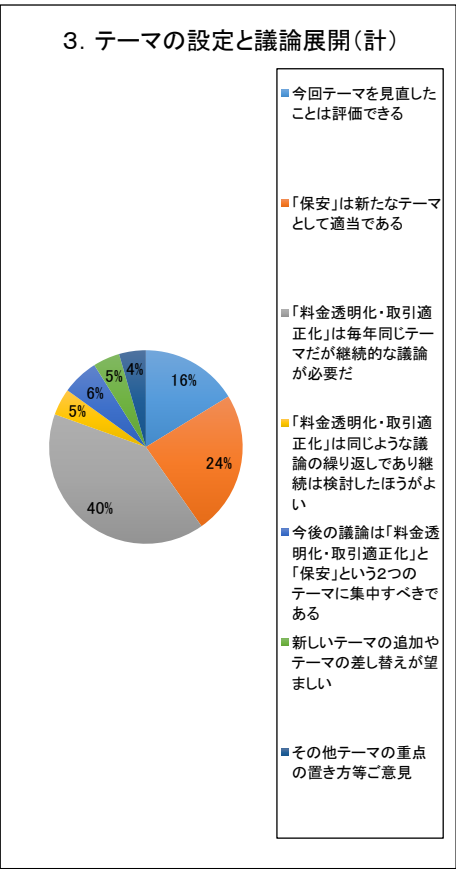
1 該当区分	消費者	43
	事業者	38
	行政	50
	小計	131



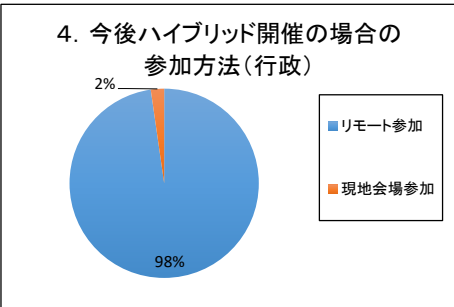
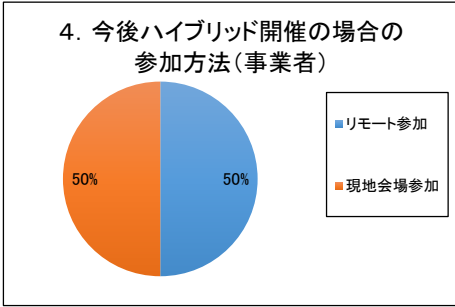
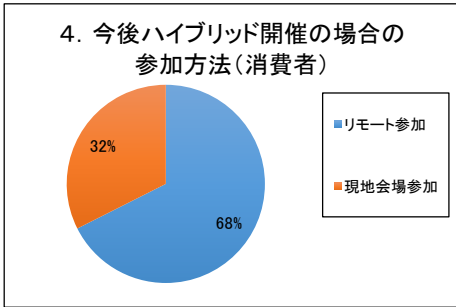
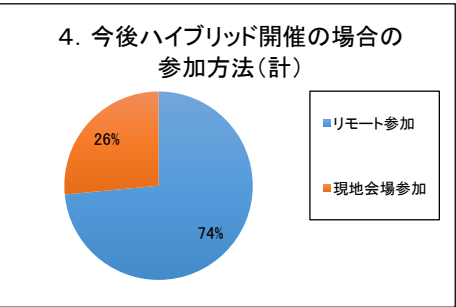
2 満足度		消費者	事業者	行政	計
	大変満足	7	1	8	16
	満足	28	25	34	87
	どちらでもない	6	7	8	21
	やや不満	1	5	0	6
	不満	0	0	0	0
	小計	42	38	50	130



3 テーマの設定と 議論展開 (複数回答可)		消費者	事業者	行政	計
	今回テーマを見直したことは評価できる	17	11	12	40
	「保安」は新たなテーマとして適当である	21	16	22	59
	「料金透明化・取引適正化」は毎年同じテーマだが継続的な議論が必要だ	37	28	34	99
	「料金透明化・取引適正化」は同じような議論の繰り返しであり継続は検討したほうがよい	5	4	2	11
	今後の議論は「料金透明化・取引適正化」と「保安」という2つのテーマに集中すべきである	8	3	4	15
	新しいテーマの追加やテーマの差し替えが望ましい	5	5	1	11
	その他テーマの重点の置き方等ご意見	3	5	3	11
	小計	96	72	78	246



4 今後ハイブリッド 方式会議を開催 する場合どちらの 方法で参加		消費者	事業者	行政	計
	リモート参加	25	18	43	86
	現地会場参加	12	18	1	31
	小計	37	36	44	117



Ⅱ． L P ガス施策情報普及事業

令和 5 年度

(1) 情報普及資料の作成

令和 5 年度

令和5年度版L P ガスガイド

災害に強いエネルギー・LPガス

Liquefied Petroleum Gas

LPガスガイド



本ガイドは、経済産業省 資源エネルギー庁 令和5年度燃料安定供給対策調査等事業(石油ガス流通 販売業経営実態調査)委託事業により作成されたものです。

はじめに

昨今、日本国内では地震や豪雨等の災害が頻発しており、災害対策の重要性が再認識されております。

特にエネルギーについては、生活を維持していくために不可欠であり、災害発生時でも安定的に使用できるエネルギーを確保する事が必要となります。そのような中、自立型のエネルギーであるLPガスは、持ち運びが可能で貯蔵もしやすく、さらに長期保存しても劣化しないという特徴から、災害時でも活用できるエネルギーとしてその有用性が高く評価されております。

国のエネルギー政策においても、東日本大震災をきっかけとして、LPガスは「災害時のエネルギー供給の最後の砦」と位置付けられ、有事に活躍するエネルギーとして大いに期待されています。

また、平時においても全世帯数の半数近くにあたる約2400万世帯に供給されており、LPガスは平時・有事共に安心して使用できるエネルギーとして認められております。

「LPガスガイド」では、LPガスの基礎知識から災害時の有用性、契約時の注意点等まで幅広く取り上げ、分かり易くまとめました。

本ガイドが国民生活を支える重要なエネルギーとしてのLPガスの更なる位置づけの向上と、皆様のご理解の一助となりえれば幸いです。



令和6年3月

Contents

LPガスってどんなガス？	01 LPガスとは / LPガスと都市ガスの違い 02 持ち運びが容易(可搬性・分散型エネルギー) 環境にやさしいクリーンエネルギー 03 LPガスってどうやってできるの？ 04 「シェールガス」について	安全なLPガス	24 消費者のご家庭をお守りする LPガス集中監視システム 25 消費者のご家庭をお守りする ホームセキュリティ / 見える化 / 見守りサービス 26 Siセンサーコンロ / 給湯器・瞬間湯沸器 27 カセットコンロ使用上の注意 28 各種安全装置 29 LPガス販売事業者による7つの保安業務 30 国内の備蓄体制の強化
LPガスがお客様に届くまで	05 LPガスの流通経路	安心な生活を支えるLPガス	31 LPガス購達の多角化 32 供給サイドの強靱化 33 国のエネルギー政策とLPガス
お客様の暮らしとLPガス	06 ガス機器の進化 / 高効率給湯器:エコジョーズ 07 身の回りで活躍するLPガス機器 08 FRP容器の実用化 09 業務用分野で活躍するLPガス機器 10 GHP(ガスヒートポンプ)エアコンによる冷暖房 11 自動車用として活躍するLPガス 12 こんなところでも!? 世界中で活躍するLPガス 13 LPガス スマートハウス 14 ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) 15 家庭用燃料電池「エネファーム」	料金と取引	34 LPガスは自由料金 / 料金制について / 料金の構成と変動の要因 35 小売価格の地域差 36 LPガスの料金透明化等に関する資源エネルギー庁の措置について LPガスの料金メニューの公表について 37 料金体系の明確化と消費者への説明 38 設備の区分 / 取引に関わる書面の交付 39 集合住宅のLPガス料金について 40 取引上の注意 41 特定商取引法(旧訪問販売法)について
災害に強いLPガス	16 分散型エネルギー / 軒下在庫があるから安心 17 復旧が早いエネルギー 18 中核充満所によるバックアップ 19 災害対応型LPガスバルク供給システム 20 こんな施設に災害対応型LPガスバルク供給システムの導入を いざという時のLPガス非常用発電機 LPガス仕様移動式電源車 都市ガスのバックアップ 22 各県LPガス協会と自治体との防災協定締結状況 23 家庭の安心を守る「災害対応3点セット」 その他、災害時に頼れるLPガス機器	相談サポート	42 LPガスお客様相談窓口

タイトル頁の数字をクリックするとジャンプできるよ!



LPガスってどんなガス？

Contents

LPガスとは

LPガスは「Liquefied Petroleum Gas」の
(液化石油ガス)
頭文字をとってLPガスと呼ばれています。
LPガスはプロパンとブタンの2種類があり、
一般家庭用で使われているのはプロパンガスと呼ばれています。



LPガスは液体の状態を貯蔵・配送され、
使用時には気体で消費されます。
液体から気体になると体積が約250倍に増加します。

LPガスと都市ガスの違い

LPガス	全国(100%)に供給 ① 都市部のみ(国土5%)	都市ガス
	軒下在庫がある ② ガス会社にて在庫	
	国家と民間備蓄がある ③ 備蓄はない	
	24000kcal/m ³ ④ 11000kcal/m ³	
	空気より重い ⑤ 空気より軽い	

LPガスと都市ガスの供給形態の違い

LPガス	都市ガス
分散型供給 (途絶リスクが極めて低い)	配管による系統供給
個別点検 マイコンブザー 戸単位で安全を確認し 復帰可能なため、 復旧までの時間が短い	各戸の器具点検、 ガス栓閉止確認 数百戸、数千戸単位で 安全確認が必要なため、 復旧に時間を要する

持ち運びが容易(可搬性・分散型エネルギー)

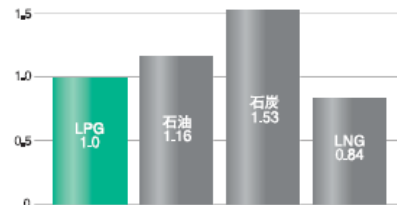
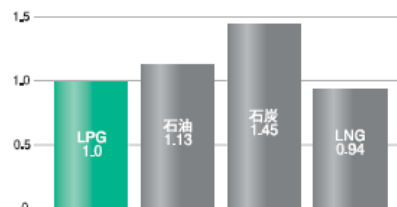
全国各地域に供給インフラが存在

液体の状態で容器に入っているため運搬が容易で、都市部から離島・山間部まで全国どこでも供給可能です。全国の約2,400万世帯(全世帯の約半数)で使用されています。



環境にやさしいクリーンエネルギー

LPガスは、酸性雨の原因となる SO_x (硫酸化合物)の排出がほとんどなく、地球温暖化の原因といわれている CO_2 (二酸化炭素)の排出量も少ない、地球に大変やさしいクリーンなエネルギーです。

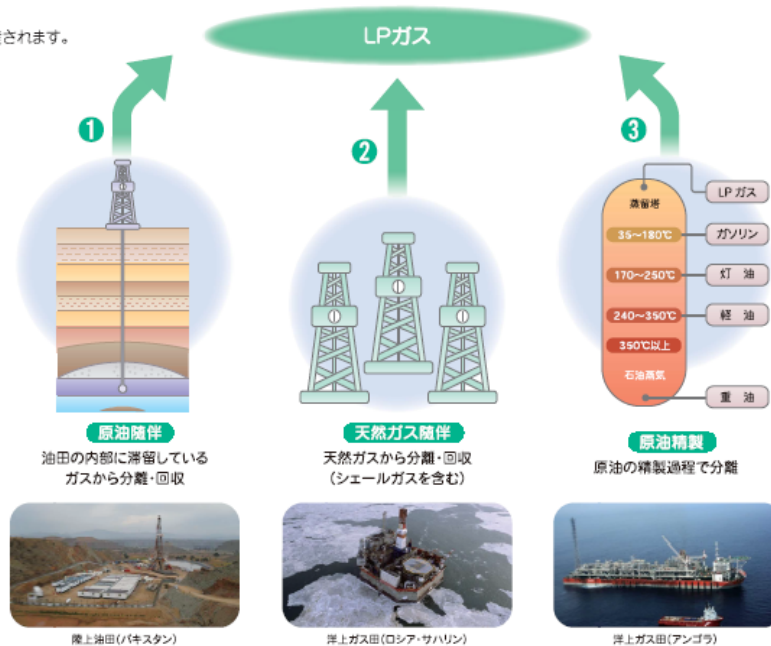
■ 燃焼時における CO_2 排出量の比較(LPGを1とした場合)■ 採掘から、生産・加工・輸送および最終燃焼までを含む総合的な CO_2 排出量の比較(LPGを1とした場合)

各燃料の同じ熱量での CO_2 排出量比較
 出典：『エネルギー製造・利用のLC(ライフサイクルインベントリ)分析』日本工業大学2009年9月

02

LPガスってどうやってできるの？

LPガスは、油田や天然ガス田の内部に存在するガスから生産されます。油田で生産されたものは、**原油随伴**。天然ガス田で生産されたものは、**天然ガス随伴**と呼ばれています。さらにここ数年では、地下数千メートルの頁岩の岩盤層であるシェール層に存在する**天然ガス「シェールガス」**由来のLPガス生産及び調達が顕著に増加しています。また、LPガスは原油にも含まれており、製油所で精製によって分離されるものは**原油精製**と呼ばれています。



03

Contents

シェールガスは、従来の油田・ガス層よりさらに深いところにある頁岩（シェール）層に封じ込められている天然ガスです。

開発費用がかかるため、従来は経済的に見合わないと考えられていましたが、採掘技術の進歩とガス価格の上昇により、実用化されるようになりました。

シェールガスにはLPガスも含まれており、既に米国シェールガス由来のLPガスの輸入が大半となっています。

近年は増産
できるようになった
シェールガスが
注目だね。

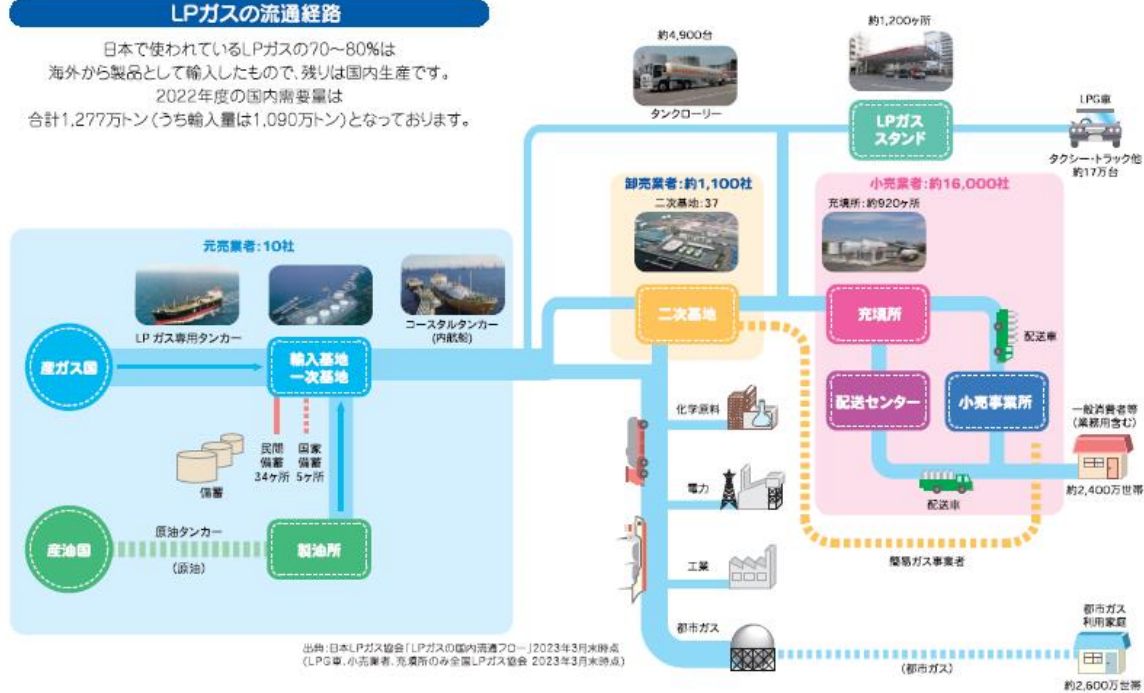


マルセラスシェールの生産現場(米国)



Contents

日本で使われているLPガスの70～80%は海外から製品として輸入したもので、残りは国内生産です。
2022年度の国内需要量は合計1,277万トン(うち輸入量は1,090万トン)となっております。



出典：日本LPガス協会「LPガスの国内流通フロー」2023年3月末時点
(LPG車、小売業者、充填所のみ全国LPガス協会 2023年3月末時点)

05

お客様の暮らしとLPガス

Contents

ガス機器の進化

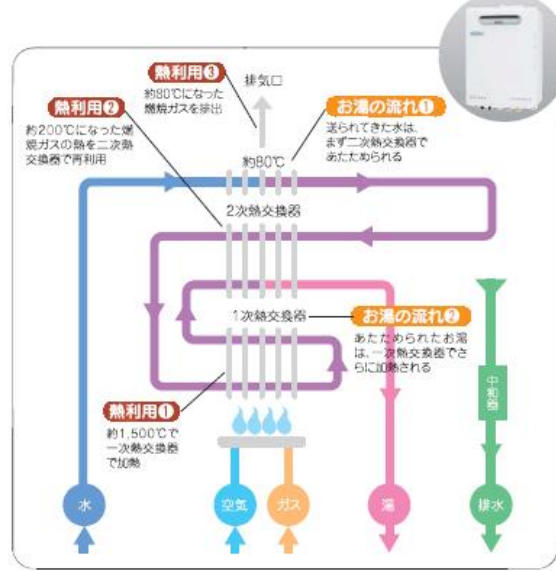
平成20年4月以降に生産された新しいガスコンロは、
全てのバーナーに安全センサーが搭載された
Siセンサーコンロとして生まれ変わりました。

Siとは、3つのSとIntelligent(賢い:学習機能を持っている)の意味です。



高効率給湯器:エコジョーズ

エコジョーズは、燃焼排気ガスの潜熱を再利用することにより
従来の給湯器の熱効率(約80%)を大幅に上回る。
最大95%の熱効率を達成した高効率のガス給湯器です。



06

お客様の暮らしとLPガス

Contents

身の回りで活躍するLPガス機器



給湯器

ご家庭の台所やお風呂場でお湯を使用するために不可欠です。使用用途により、給湯専用のもの、追い炊き機能が付いたものなど、様々な種類があります。



瞬間沸湯器

スイッチを押す事でバーナーが燃焼し、必要な分のお湯を即座に使用できます。現在販売されている沸湯器には、不完全燃焼防止装置等の安全装置が標準装備されています。



衣類乾燥機

LPガスならではの強い温風でしっかりと除菌ができ、乾燥も早いです。



ファンヒーター

ガスならではの素早い立ち上がりですぐに温風が出るため、お部屋があつという間に暖まります。



温水式床暖房

熱源機で加熱した温水を温水マットに循環させ、その熱を利用してお部屋を暖めます。



コンロ

料理用の機能(温度調整やタイマー機能等)だけでなく、安全機能やお手入れのし易さ等も、日々進化しております。



カセットコンロ

持ち運びが容易であるため、自宅だけでなく、キャンプなどのアウトドアでも活躍します。



炊飯器

ガスの持ち味である高い火力で炊き上げる事で、スピーディーに、おいしいご飯が炊きあがります。



バーベキュー機器

キャンプ等のレジャー用として広く使われています。どこにでも持ち運びができる、FRP容器も使えます。



パラソルヒーター

業務用暖房として、屋外施設やオープンカフェ等で使用されています。遠赤外線効果で、体の芯から暖めます。

07

FRP容器の実用化

FRP容器とは

FRP容器は軽量化と安全性を両立した、次世代のLPガス容器です。

FRP(Fiber Reinforced Plastics=繊維強化プラスチック)

● 動画リンク

次世代容器 PLACOMPO

国内では2015年2月より10kg未満のFRP容器の輸入・販売が可能となりました。本格的な実用化はこれからですが、普及に向けた取り組みが進められています。



安全

鉄製容器の2倍の耐圧性を持ち、火災にあっても爆発しません。



接続が容易

容器との接続はワンタッチで接続でき、安全・簡単に使用できます。



軽量

鉄製容器の約半分の軽さのため、手で持ち運ぶことも可能です。



半透明

本体容器が半透明でLPガスの残量が確認できるため、ガス切れの防止に役立ちます。



様々な用途で使用可能

- 災害時の備蓄エネルギー
- オール電化住宅でのLPガス使用
- キャンプなど、屋外でのLPガス使用
- 室内に保管可能
- ガスコンロや衣類乾燥機に使用
- 船舶や沿岸地域でのLPガス使用



災害時の救出しに貢献。器具への接続も容易。



レジャーやアウトドアライフに。

出典：中国工業院

08

業務用分野で活躍するLPガス機器

「業務用分野」でもLPガス機器は活躍しています。

例として、業務用厨房機器「涼厨」は、機器の排熱を低減することにより「涼しい厨房」を実現した機器です。従来のガス厨房では30℃を超えることもある室温を常に25℃以下に保つことができ、快適性の向上、空調負荷の低減によるエネルギーコストの低減など、様々なメリットが生まれます。その他の厨房分野でも熱効率の高いLPガス機器は広く使われています。



LPガス機器は熱効率がいいから業務用厨房では大助かり！



フライヤー(涼厨)



コンベクションオーブン(涼厨)



ガス炊飯器(涼厨)



ガス衣類乾燥機

出典：(株)フジマック

09

GHP(ガスヒートポンプ)エアコンによる冷暖房

GHPとは

ガスヒートポンプエアコン(以下「GHP」と略)は、ガスを使用して冷暖房を行う空調システムです。エネルギー効率が高く、消費電力は電気エアコンの約10分の1と、環境に優しい空調システムとして注目を集めています。

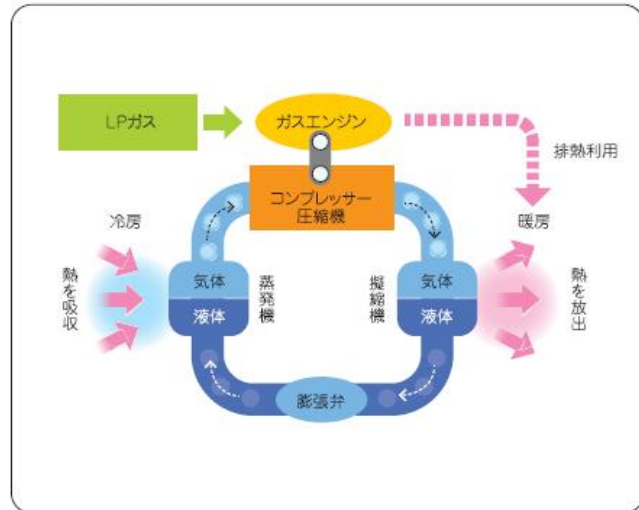


GHP

GHPのしくみ

GHPのヒートポンプは液体を冷媒とし、気化と液化のサイクルを強制的に繰り返して効率的に冷暖房を行います。

■ ヒートポンプサイクル



10

自動車用として活躍するLPガス

LPガス車は「LPガス自動車」「プロパン車」などとも呼ばれ、低コストでクリーン、車両価格もガソリン車並みで、様々な車種があります。

時代の先端を行くLPガス車

(ハイブリッド車、バイフューエル車等)



トヨタ JPN タクシー

(LPガスハイブリッド車)

高齢者や環境負荷低減に対応した次世代タクシー。

国内で走っている「タクシー」の80%がLPガス車です。

次世代タクシー以外にもいろんな種類のLPガス自動車があるんだ!



三菱ミニキャブ

配達用トラック(バイフューエル車)

LPガスとガソリンのバイフューエル車です。営業活動やメンテナンス等、食品配達や小口配送に使用されています。



日産 NV200

(バイフューエル車)

LPガスとガソリンのバイフューエル車です。タクシーやマイカーとして使用されています。

その他業務用等で活躍するLPガス



送迎用バス

市営バスや幼稚園などの送迎用バスとして普及しています。



東京都清掃車

LPガス車の高い経済性や環境性から清掃車等の特殊分野でも利用されています。



産業用フォークリフト

産業用のフォークリフト用燃料としても以前から利用されています。

11

こんなところでも！世界中で活躍するLPガス

南極探検隊の基地

極寒の南極基地でも
LPガスを使って生活しています。



南極探検隊の基地内部に並べられたLPガスの容器です。
南極基地での年間使用量は、50kgボンベ約40本分と言われています。

聖火や熱気球



平昌冬季オリンピック・
パラリンピックの
聖火トーチ



LPガスで気球内の空気を
温めて浮力をつけます。

都市ガスの増熱用

都市ガス会社も、都市ガスの原料である
LNG（液化天然ガス）だけでは
熱量が足りないため、
増熱用としてLPGを混入しています。



熱量調整装置（出典：九州ガス伝 様）

12

LPガス スマートハウス

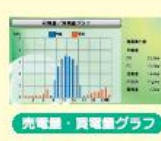
LPガスを活用したスマートハウスシステム

LPガスを利用したスマートハウスは、
高気密・高断熱を施した省エネ住宅に、
家庭用燃料電池や太陽光発電、蓄電池等の機器を備え、
それらをHEMS（Home Energy Management System）によって
効率的に管理・制御を行っています。
省エネ性と快適性、さらに売電によって
経済性も確保することができます。
また、災害時等においても容器に残存している
LPガスを消費することによって
自立的にエネルギーを供給することが可能です。



エネルギーモニターで状況を リアルタイムにチェック

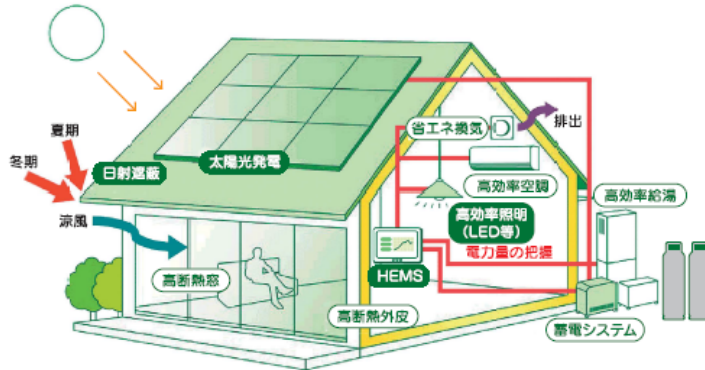
発電量や発電金額を
モニタ画面で確認できます。
削減できたCO₂量も判ります。



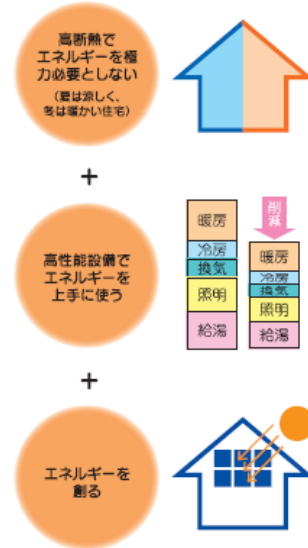
13

ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)

ZEH(ゼッチ)とは、「Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)」の略です。
省エネ性能をより高め、再生可能エネルギー(太陽光発電など)を導入する事で、「年間で消費するエネルギー量をプラスマイナスでゼロ以下にする事」を目指した住宅です。
国の政策として「住宅については2020年までに標準的な新築住宅で、2030年までに新築住宅の平均でZEHの実現を目指す」という目標を設定し、住宅の省エネ・省CO₂化に取り組んでいます。



ZEHにおいてもLPガスを補完的に使用していれば災害時等に電気や都市ガス等が途絶した場合でも、容器内のLPガスにより自立的にエネルギーが供給可能です。



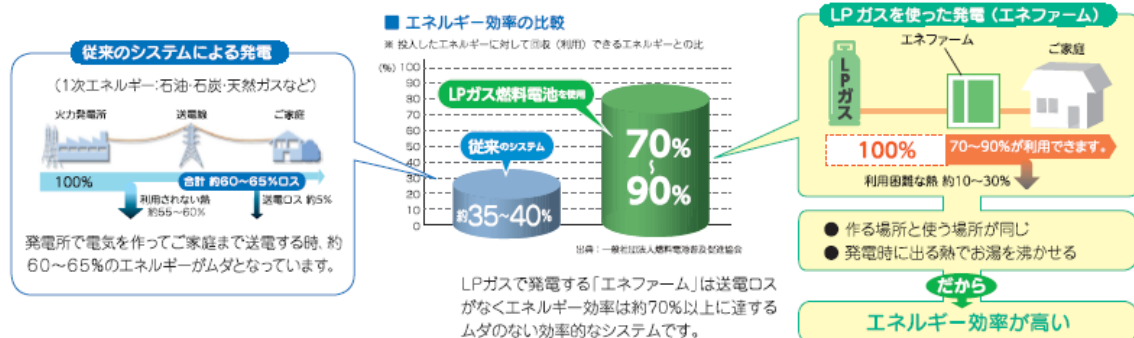
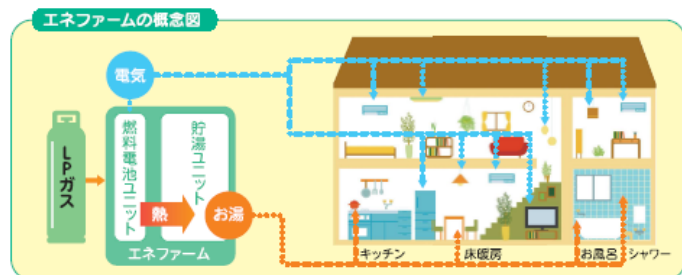
出典：経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課
「ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)に関する情報公開について」を基に作成

14

家庭用燃料電池「エネファーム」

一般家庭でも自家発電と給湯が可能

LPガスから水素を取り出して空気中の酸素と化学反応させることにより発電を行うのが燃料電池です。
騒音もなく、環境にやさしく、排熱を暖房や給湯にも利用でき、高い効率でエネルギーが活用できます。



15

災害に強いLPガス

Contents

分散型エネルギー

LPガスは、都市ガスや電力等の系統供給とは異なり、容器に充填したLPガスを各戸に配送する「分散型」供給です。このため大震災の時に、1戸単位で迅速な調査・点検が出来るため、他のエネルギーに比べ、いち早く完全復旧を果たしています。

LPガス

分散型供給

配管が短いため、異常があれば即修理可能



軒下在庫があるから安心



被災地へのLPガス配送は道路等の破損、ガソリン不足、沿岸基地及び充填所の損傷等さまざまな要因で一時的に機能低下する。

各地域のLPガス事業者が保有する市中在庫が豊富である。

その間、LPガス事業者の復旧努力、代替輸送、相互支援活動により再供給が可能となる。

しかし軒下にLPガスボンベが2本あれば...



1本目を使い切っても、2本目で約1ヵ月程度(50kgボンベの場合)は継続使用できるから大丈夫!

16

災害に強いLPガス

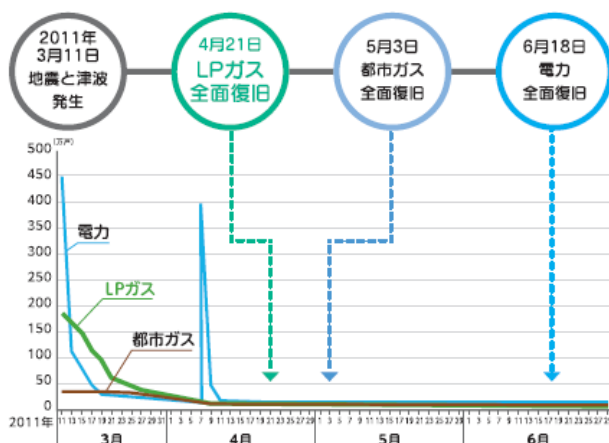
Contents

復旧が早いエネルギー

東日本大震災におけるライフラインの復旧状況

■被災三県における各インフラ供給不能回数の推移(推計含む)

出典：内閣府資料、各県LPガス協会・高圧ガス保安協会提供資料、ヒアリングより作成



上図は、東日本大震災後の各インフラ(電力、都市ガス、LPガス)供給不能回数の推移を示したものです。この復旧状況を他の主要なインフラと比較すると、LPガスの復旧の早さが改めて確認できます。



17

中核充填所によるバックアップ

中核充填所とは？

大規模災害発生時等においても、被災地域に対してLPガスを安定的に供給出来るよう、国の補助により災害対応能力を強化し、自立的運営体制が整っている災害対応型LPガス充填所のことです。2011年度から2013年度に全国で整備され、現在343ヶ所がその役割を担っています。

災害対応型LPガス充填所の設備事例



LPガス自動車充填設備



自家発電機



充電通信機



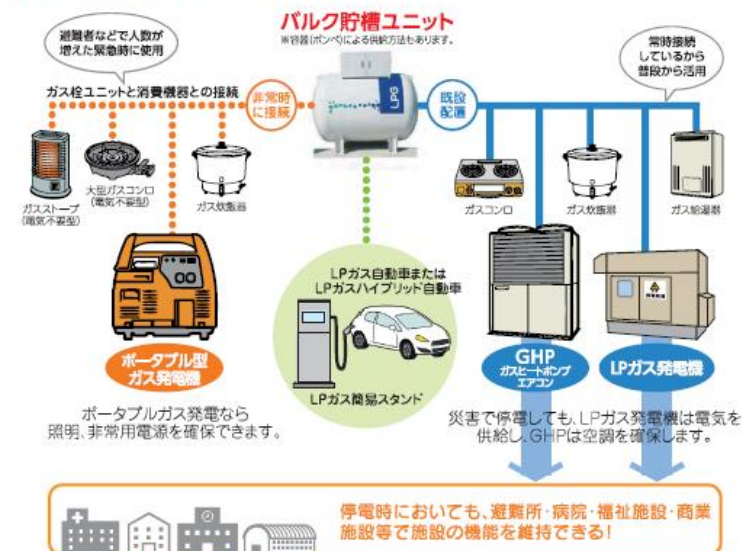
災害対応保安立機



災害対応型LPガスバルク供給システム

災害対応型LPガスバルク供給システムは、LPガスのバルク貯槽と供給設備をセットにしたものです。

■ 避難所や病院等における災害対応型LPガスバルクの設置イメージ



こんな施設に災害対応型LPガスバルク供給システムの導入を



北海道胆振地震では、災害対応型LPガスバルク供給システムが活躍しました

2018年9月6日に北海道胆振東部にてマグニチュード6.7の地震が発生

北海道全域で最大約295万戸が停電

北海道内で災害対応バルクを設置した31施設のうち
25施設では発電機を導入し、**全て円滑に稼働**。
5施設ではGHR(ガスヒートポンプエアコン)が導入されており、**空調が維持された**。
病院や福祉施設では、**業務を円滑に継続でき、入院患者・入居者の安心が得られた**。



LPガス災害バルク特設サイト <https://lpg-seigaibulk.com/>

20

いざという時のLPガス非常用発電機

LPガスを発電機の燃料として使用することで、
電化製品の電源およびガス機器の作動電源への長時間の利用が可能です。
発電機への接続は誰でもワンタッチできるので安心です。



LPガス仕様移動式電源車

トラックに発電機とLPガス容器を搭載し、
災害時・停電時における非常用電源として機動的に活用できます。
2017年の室蘭・登別の大雪停電時にはこの電源車が大いに活躍しました。



125KVA移動電源車。ローリー・出稼にも対応。(エアウォーター(株)函館LPG基地にて)

都市ガスのバックアップ

LPガスを「移動式ガス発生設備」を使用して空気を混ぜることで、
都市ガスの設備にもガスを供給できます。
東日本大震災では、都市ガス網の代替として使用されました。

LPガス供給エリア



都市ガス供給エリア



21

各県LPガス協会と自治体との防災協定締結状況

各県LPガス協会では、災害時におけるLPガスの安定供給を図るため、地方自治体との防災協定の締結を推進しています。防災協定には、避難所へのLPガスの供給はもとより、供給・消費に必要な設備・機器等の提供等、緊急時に安定的に使っていただくために必要な施策が盛り込まれています。

■ 都道府県別の防災協定締結状況（2022年3月アータ）※資料：全国LPガス協会

県協会では締結率100%を目指し、行政への更なる積極的な働きかけを推進しています。

都道府県	自治体計	締結数	締結率	都道府県	自治体計	締結数	締結率
北海道	180	180	100%	滋賀県	20	20	100%
青森県	41	41	100%	京都府	27	27	100%
秋田県	26	26	100%	奈良県	40	21	53%
岩手県	34	34	100%	和歌山県	31	31	100%
山形県	36	36	100%	大阪府	44	37	84%
宮城県	36	36	100%	兵庫県	42	42	100%
福島県	60	37	62%	鳥取県	20	20	100%
栃木県	26	26	100%	岡山県	28	28	100%
茨城県	45	44	98%	島根県	20	20	100%
千葉県	55	55	100%	広島県	24	24	100%
埼玉県	64	64	100%	山口県	20	20	100%
群馬県	36	36	100%	徳島県	25	25	100%
東京都	63	63	100%	香川県	18	18	100%
神奈川県	34	34	100%	高知県	35	35	100%
新潟県	31	31	100%	愛媛県	21	18	86%
長野県	78	78	100%	福岡県	61	61	100%
山梨県	28	28	100%	佐賀県	21	21	100%
静岡県	36	36	100%	長崎県	22	22	100%
愛知県	55	55	100%	大分県	19	19	100%
三重県	30	30	100%	熊本県	46	46	100%
岐阜県	43	43	100%	宮崎県	27	27	100%
富山県	16	16	100%	鹿児島県	44	44	100%
石川県	20	20	100%	沖縄県	42	42	100%
福井県	18	18	100%	合計	1,788	1,735	97%



県協会の防災訓練の様子

家庭の安心を守る「災害対応3点セット」

その1



マイコンメーター

ガスの消し忘れやガス管損傷等による異常や地震を感じるとガスを遮断します。通信回線を通じて、自動検針や異常時通報を行うマイコンメーターの普及も進んでいます。

その2



容器の転倒・防止用鎖掛け転倒防止はもちろん、洪水等による流出によって発生する漏洩火災等の二次災害防止にも大きな効果があります。

その3



ガス放出防止器付高圧ホース高圧ホースとガス放出防止器が一体となったタイプで、容器が大きく傾いた時に安全にガスをストップします。



その他、災害時に頼れるLPガス機器



LPガスで飲料水を確保

（出典：中国工業）

非常用発電機と浄水器で、川の水でも飲料用のレベルまで浄化できます。



炊出しステーション

（出典：中国工業）

安全面に配慮した実用性の高い炊出しセットです。50～120人分の調理が可能で、収納時もコンパクトにできます。

消費者のご家庭をお守りする LPガス集中監視システム

集中監視システムとは

無線・電話回線を利用して、マイコンメータの検針値・保安情報・
残ガス情報などを自動的に監視センターに送信するシステムです。
下図は集中監視システムのイメージ図です。



出典：経済産業省商務法適保安グループ ガス安全室「集中監視システムのお知らせ」

「LPWA」について

LPWA(Low power wide Area)は、低電力で広い範囲に対応可能な通信技術です。集中監視システムの普及促進や、配送合理化等への活用に向けて、実証実験が行われています。



集中監視システムは、大きく進化しています！

システム業務(例)

緊急通報 (ガス漏れ通報等)	ガス機器の 消し忘れ確認	ガス、電気、水道使用量 の見える化機能	高齢者 見守り機能
困りごと、問合せなど のご用向き	各種商品(水・灯油等) の注文機能	遠隔からの操作 (空調・照明)	

業務の特徴

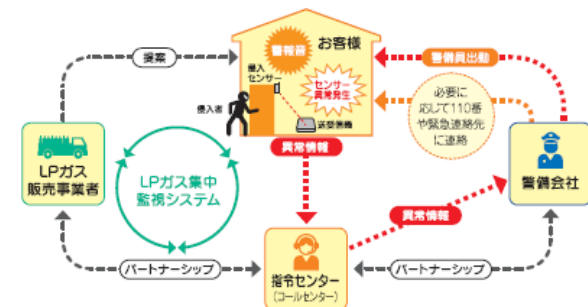
消費者のニーズに
対応したサービスの提供

消費者との通信手段

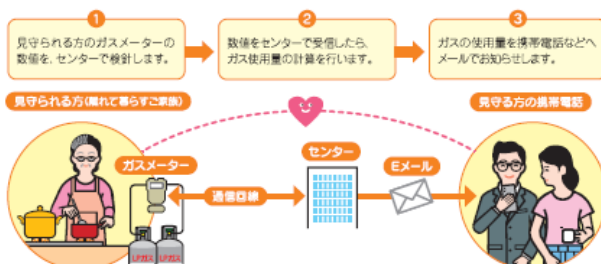
既存の電話回線だけでなく、
携帯電話の回線などの無線通信システムとの
組み合わせが可能。

消費者のご家庭をお守りする ホームセキュリティ / 見える化 / 見守りサービス

■ ホームセキュリティ



■ 見守りサービス



■ 見える化の事例



Siセンサーコンロ

コンロにもセンサーが搭載され、安全が守られています。

加熱防止装置

センサーが鍋底の温度を感じ、天ぷら油等が熱くなり過ぎると(250℃)、自動的にガスを止めます。

立消え安全装置

風や煮こぼれ等で火が消えると、自動的にガスを止めます。



消し忘れ消火装置

コンロを消し忘れても、一定時間が経過すると自動的にガスを止めます。

その他の安全・安心機能

空焚き自動消火機能、チャイルドロック機能、中火点火機能、グリル加熱防止機能、焦げ付き自動消化機等が搭載されています。

給湯器・瞬間湯沸器

給湯器・湯沸器にも安全装置がついています。



給湯器



瞬間湯沸器

不完全燃焼防止装置

燃焼に必要な空気が不足したり、器具が目詰りする等により不完全燃焼が始まると自動的にガスを止めます。(LPガスは燃焼時に大量の空気を必要とします)

その他の安全・安心機能

消し忘れ防止装置、加熱防止機能、立ち消え安全機能、空焚き防止機能、漏電防止機能等があります。

26

カセットコンロ使用上の注意

誤った使い方や捨て方をすると爆発などのおそれもあります。



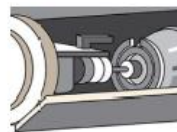
電磁調理器上で使用しない

こんろなどを電磁調理器の上で使用あるいは保管しないでください。電磁調理器の電源が間違えて入ってしまった場合、カセットボンベが過熱し、爆発することがあります。



調理以外の用途に使用しない

調理以外の用途(木炭や練炭の火おこしなど)に使用しないでください。カセットボンベが過熱し、爆発などのおそれがあります。



カセットボンベは表示どおり正しくセットする

カセットボンベの切込み凹部をカセットこんろのボンベ受けガイド凸部に合わせてセットしてください。誤った装着はガス漏れや火災になります。



大きな調理器具を使用しない

こんろをおおうような大きな調理器具は使用しないでください。熱がこもりやすくなり、カセットボンベが過熱し、爆発することがあります。



2台以上並べて使用しない

カセットこんろを2台以上並べて使用しないでください。熱がこもりやすくなり、カセットボンベが過熱、爆発することがあります。



廃棄の際はガスが残っていないことを確認して地域の取り決めに従い廃棄する

空になったカセットボンベでも微量のガスが残っています。火が消えるまで使いきってから地域の取り決めに従い廃棄してください。ガスが残ったまま廃棄した場合、ゴミ収集車や焼却施設内でガスもれが発生し、火災が起こったり、清掃員の方たちがケガしたり、焼却炉破損の原因となったりしますので絶対にやめてください。

出典：一般社団法人日本ガス石炭機器工業会

27

各種安全装置



マイコンメーター

(安全機能付きガスメーター)

ガスの流れや圧力等に異常が発生した場合や震度5以上の地震が発生した時、自動的にガスを止めたり警告を表示する機能を持った保安ガスメーターです。異常の内容はメーターに表示されます。



ガス警報機

出典：新コスモス電機

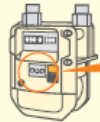
漏れたLPガスや不完全燃焼によって生じた一酸化炭素(CO)を検知して警報を発する装置です。



ヒューズガス栓

ホースが外れたり、接続していない口を開ける等を行い、一度にガスが大量に流れると、自動的にガスを止める構造になっています。

マイコンメーターの復帰方法



表示部に「ガス止」の文字が表れたとき！
※通常時は文字表示はありません。

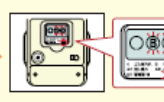
マイコンメーターの表示部に「ガス止」と文字が表れ、ガスが止まったときは、復帰の手順に従って操作してください。ガス漏れなどの異常がない場合は、復帰してガスが使えるようになります。復帰しない場合は復帰操作を繰り返さず、LPガス販売店に連絡して下さい。



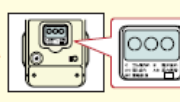
① 器具栓と未使用のガス栓を全て閉めてください。



② 左側のボタンを押してください。「ガス止」の文字が消えます。



③ 液晶の文字とランプが点滅します。1分間お待ちください。



④ 液晶の文字とランプが消えます。復帰完了です。

▶ 動画リンク

日本ガスメーター工業会 マイコンメーターの復帰方法LPガス篇

出典：日本ガスメーター工業会

28

LPガス販売事業者による7つの保安業務

1

供給開始時
点検・調査

(供給開始時)



ガス器具も含めたLPガス設備全体の点検調査を行います。

2

容器交換時等
供給設備点検

(容器交換時又は月1回以上)



容器の転倒防止の確認等、容器周りの点検を行います。

3

定期供給
設備点検

(原則として4年以内に1回)



ガス漏れの有無、調整器・ガスメーター等の供給設備の点検を行います。

4

定期消費
設備調査

(原則として4年以内に1回)



ガス器具、給排気、ホース、配管などの消費設備の調査を行います。

5

周知

(1～2年に1回)



使用上の注意点や事故を起こさないために定期的に文書でお知らせします。

6

緊急時対応

7

緊急時連絡

(夜間・休日含む)



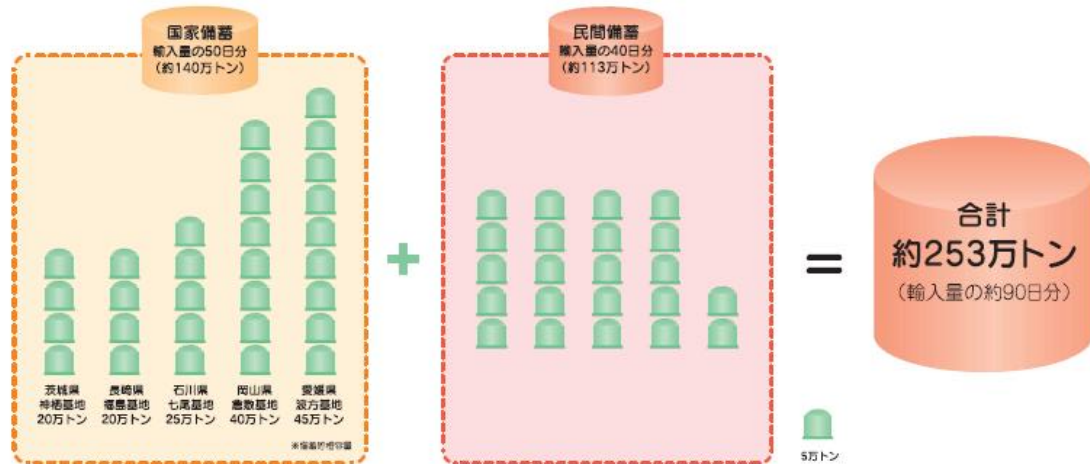
ガス漏れ等の時、速やかに対応します。

29

国内の備蓄体制の強化

日本のLPガス備蓄

我が国のLPガスは大半を輸入に依存しています。LPガスの安定供給のために、現在国家備蓄（年間輸入量の50日分）に加え、輸入業者に法律で義務付けられている民間備蓄（同40日分）の合計90日分の備蓄があります。



出典：日本LPガス協会 2023年3月末時点

30

安心な生活を支えるLPガス

LPガス調達先の多角化

LPガス元売り事業者は、アメリカをはじめ中東産ガス国、環太平洋の新規天然ガス陪伴（シェールガスなど）によるLPガス等の調達の多角化に鋭意取り組んでいます。



出典：日本LPガス協会

■ 環太平洋域等への新規供給ソースの獲得



2016年6月に、パナマ運河の拡幅工事が完了しました。これにより、ヒューストンから日本への航海日数は、従来の約45日から約22日に短縮されました。

出典：日本LPガス協会

31

料金と取引

Contents

LPガスは自由料金

LPガスは、ガス販売事業者がそれぞれの料金計算の方法によって料金を設定する方式（自由料金）になっています。
また、料金については料金の内訳および算定方法、料金制の考え方を書面に記載することが義務づけられています。

料金の構成と変動の要因

LPガスは、ガス販売事業者がそれぞれの料金計算の方法によって料金を設定する方式（自由料金）になっています。
また、料金については料金の内訳および算定方法、料金制の考え方を書面に記載することが義務づけられています。

輸入価格

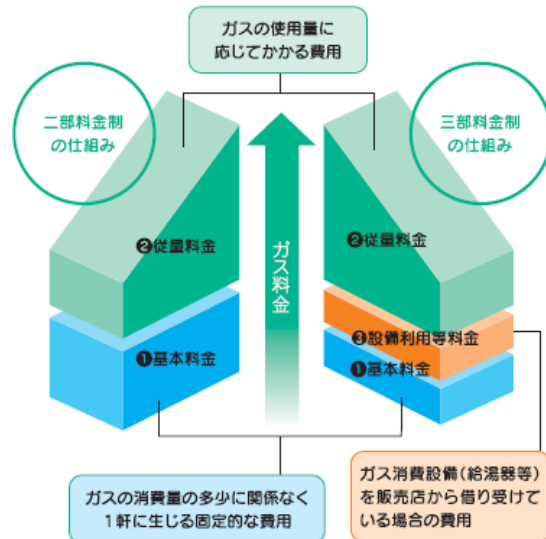
LPガスの輸入価格は、産ガス国の価格が基になっており、また為替レートの影響を受けます。

小売価格

輸入したLPガスは一連の流通経路を経て消費者の家庭に届くまで、輸送運賃や充填費用、供給・消費設備の点検・調査費用がかかります。また、これらの作業は人手を要するため、小売価格の多くを人件費が占めます。

料金制について

料金制には、二部料金制、三部料金制、最低責任使用料金制、複数料金制があります。



34

料金と取引

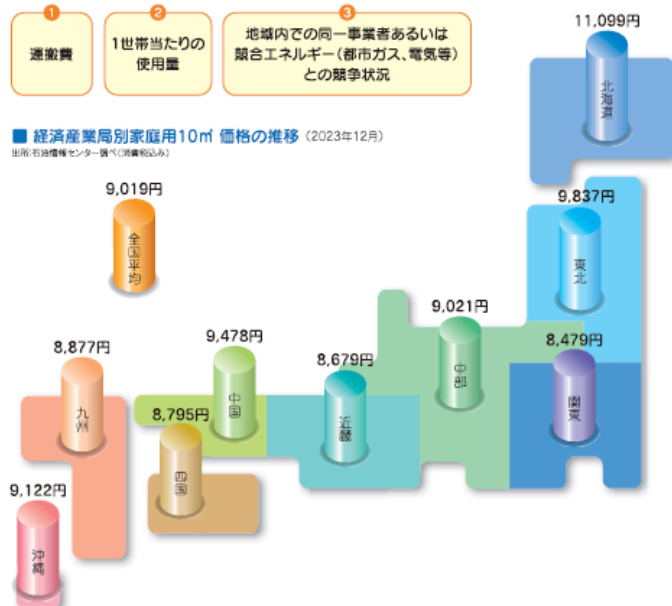
Contents

小売価格の地域差

小売価格は地域により差が生じ、これについては、次の3つの要因等が考えられます。

- ① 運搬費
- ② 1世帯当たりの使用量
- ③ 地域内での同一事業者あるいは競合エネルギー（都市ガス、電気等）との競争状況

■ 経済産業局別家庭用10㎡ 価格の推移（2023年12月）
出所：石油情報センター調べ（商業用のみ）



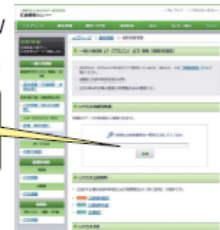
各地域のLPガス価格は石油情報センターのホームページのLPガス価格データを参照するか、各都道府県のLPガスお客様相談窓口（※）にお問い合わせください。

LPガス価格に関するお問い合わせ先

（一財）日本エネルギー経済研究所 石油情報センター
TEL03-3534-7411（代表）
<https://oil-info.ieej.or.jp/>

LPガス地域別検索

市町村名を入れると、
周辺地域の
LPガスの価格を
知ることができます。



各経済産業局の情報公開ホームページ

トップページの検索枠に「ガス料金」と入力して検索すると、「家庭用ガス料金一覧」がご覧いただけます。

北海道経済産業局	https://www.hkd.meti.go.jp/
東北経済産業局	https://www.tohoku.meti.go.jp/
中部経済産業局	https://www.chubu.meti.go.jp/
近畿経済産業局	https://www.kansai.meti.go.jp/
中国経済産業局	https://www.chugoku.meti.go.jp/
四国経済産業局	https://www.shikoku.meti.go.jp/
九州経済産業局	https://www.kyushu.meti.go.jp/
沖縄総合事務局	http://www.ogb.go.jp/

35

LPガスの料金透明化などに関する資源エネルギー庁の措置について

LPガスの料金透明化に係る消費者からの問題点の指摘を受け、
経済産業省資源エネルギー庁では、2017年2月に、
LPガスの法律の一部を改正し、ガイドラインを制定しました。

詳細については [経済産業省HP](#) [資源エネルギー庁 LPガス政策HP](#) をご参照下さい。

取引適正化に係る規定



基本的方向性

- 1 料金透明化の促進**
一般戸建または集合住宅それぞれの標準的な料金メニューと平均的な使用量に係る月額料金例の公表を徹底。
- 2 契約時における料金の透明化**
契約時、事業者は契約時に契約内容や料金情報等について丁寧に説明することを徹底。
- 3 契約後の料金の透明化**
料金値上げ時には、変更内容や変更理由がわかるよう、請求書等に記載を徹底し、30日前に消費者に通知。
- 4 契約終了時の料金トラブルの防止**
解約時の清算等に係るトラブルを避けるため、契約書面の必要事項記載の徹底と、消費者への説明を徹底。

LPガスの料金メニューの公表について

LPガス販売事業者は、自社の料金メニューを広く公表し、
料金透明化に努めています。

進むLPガスの
料金透明化全国 9 割の販売事業者が
料金公表を推進

公表している(2022年3月時点)

17,515所=94.7%

ホームページで公表: 2,533件 店頭で公表: 13,080件 ホームページと店頭で公表: 1,892件

(数字は2022年3月の全国LPガス協会による調査で、対象19,927件のうち回答のあった事業所18,498件より算出)

料金を公表・公表予定の販売事業者を確認してみましょう [資源エネルギー庁 LPガス政策HP](#)

36

料金体系の明確化と消費者への説明

全国LPガス協会による新しい「LPガス販売指針」の作成

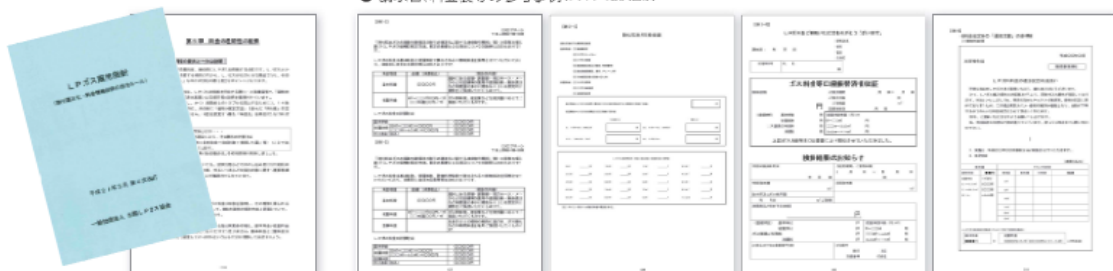
液化石油ガス法の第14条では、「LPガス販売事業者は、
消費者に分かり易いように料金体系の透明化を図り、キチンと説明する責任を果たす」ことが定められています。
これを受け、全国LPガス協会は、業界の自主ルールである「LPガス販売指針」を
料金透明化の推進を目指して新しく改訂し、LPガス事業者への徹底を図っています。

LPガス販売事業者が守るべき5つの原則

- 1 消費者のエネルギー選択の自由を尊重すること**
- 2 取引関係(契約の内容と締結)が明確であること**
- 3 継続的・安定的にガスを供給する体制が整っていること**
- 4 保安の確保を不断の努力で全うすること**
- 5 料金の算定方法などに合理性があり、消費者に理解されていること**

下記は「LPガス販売指針」の見本です。 [全国LPガス協会のHP](#) で自由に閲覧できます。

● 請求書、料金表等の参考事例(クリックで拡大画像)

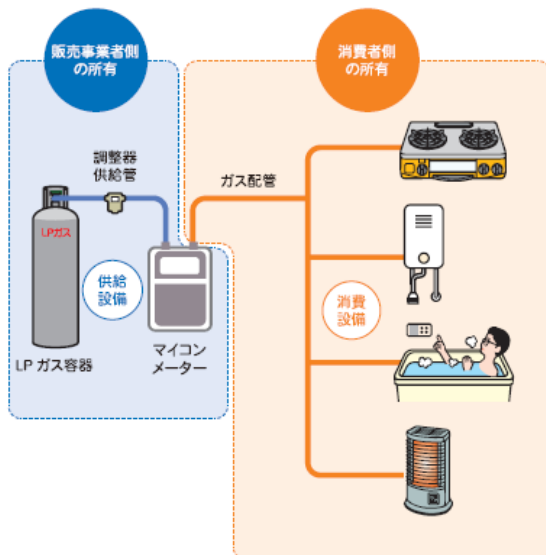


37

設備の区分

供給設備は販売事業者、消費設備は消費者の管理責任

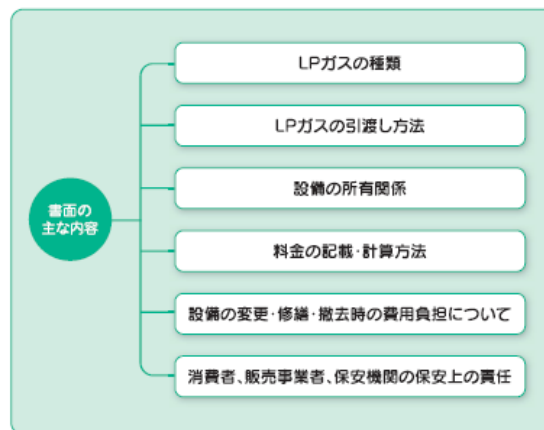
LPガス設備にトラブルがあった際の管理責任は、基本的に下記の図ようになります。



取引に関わる書面の交付

契約時に販売事業者から消費者に交付

ガス契約時の書面に記載されている内容は下記の通りです。トラブルを避けるために、交付される書面の内容をよく確認し、不明な点は販売事業者に問い合しましょう。



38

集合住宅のLPガス料金について

集合住宅のLPガス取引適正化への取組みとして、2021年6月に経済産業省、国土交通省の連携により、LPガス事業者、不動産業者の関連団体等に対し、消費者の集合住宅入居前にLPガス料金情報を提示するよう要請が出されました。

具体的な相談事例として

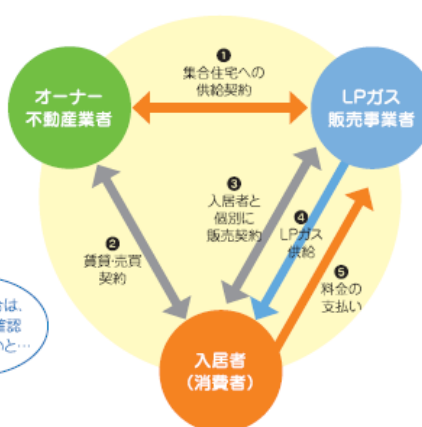
新しい集合住宅に転居したら、高額なLPガス料金を請求された。

LPガス料金の内訳を確認しましょう。

LPガス料金は自由価格であるため、契約時に販売事業者からよく説明を聞きましょう。また、集合住宅では建物の設備費用をガス料金に計上する場合があります。その場合は、料金明細に費用の内訳を記載する事になっていますので、よく確認するようにしましょう。



入居者・LPガス事業者・オーナー及び不動産会社の関係図



39

取引上の注意

販売事業者は消費者の自由選択

消費者は、販売事業者を自らの判断で自由に選べ、また自由に変更することができます。
新しい販売事業者と契約する際は事前に交付書面等の内容を確認し、分からない点は販売事業者から説明を受けてください。

新規契約の注意点

料金制のしくみが
どうなっているか？

基本料金、従量料金または設備料金について販売事業者を確認しましょう。

価格変更時の
連絡方法は？

販売事業者を変更した後、しばらくすると正当な理由がなく値上げされたりする場合があります。価格変更の際は変更理由を明確にしているかどうか、充分確認してください。

契約時の
手続きは？

販売事業者と必ず書面を取り交わし、記載内容を見て事業者からの説明を聞き、しっかり確認しましょう。

保安やサービスの
内容は？

緊急時に販売事業者や保安機関等と連絡がとれ、すぐに対応してくれるかなど、保安やサービスの内容についても確認してください。

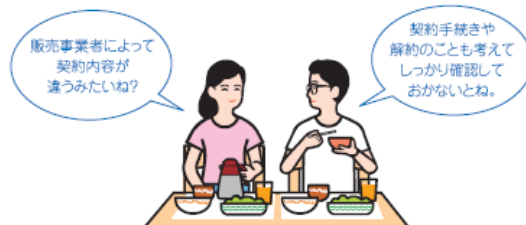
販売事業者変更の注意点

販売店を
変えたりしたら？

現販売事業者に契約解除を申し入れた際、屋内配管代等の支払を要求される場合があります。配管代支払いに関する事項を明記した書面がある場合には、支払いが必要になります。（書面での明記がなければ、一般的には支払う必要はありません。）また、ガス料金が未納の場合は未納分を支払う必要があります。

手続きは
自分自身で！

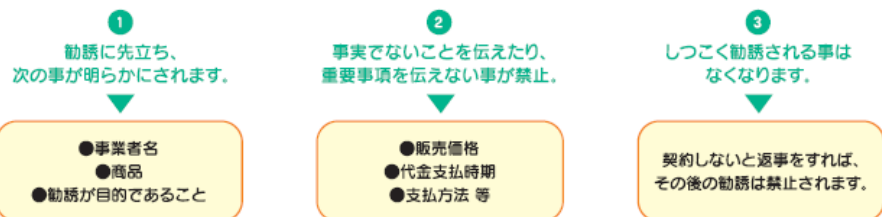
現販売事業者への契約解除手続きは、新しい販売事業者任せにするのではなく、お客様ご自身で行ってください。新しい販売事業者が現販売事業者と事前に適切な調整をせず、勝手に設備を取り外した場合、現販売事業者との間でトラブルになることがあります。



40

特定商取引法(旧訪問販売法)について

消費者が販売事業者と結ぶLPGガスの契約について、特定商取引法という法律の改正により、勧誘が規制され、これまで以上に消費者が保護されるようになりました。下図は勧誘の際の改善点です。



業者の都合ではなく、
ご自身の意思をはっきりと
伝えることが大切です。

41

LPガスお客様相談所

日本全国すべての都道府県に相談窓口が設置され、LPガスに関するあらゆる相談や暮らしの安心をサポートしています。



お住まいの
相談窓口
にお電話ください

全国LPガスお客様相談所 03-3593-1100

九州・沖縄	
福岡県	0120-523-999
佐賀県	0952-20-0372
長崎県	095-824-4387
大分県	097-551-9929
熊本県	096-385-5396
宮崎県	0985-52-1122
鹿児島県	099-250-2288
沖縄県	098-858-9551

中国	
鳥取県	0857-29-2214
岡山県	086-225-1639
島根県	0852-31-0510
広島県	0120-332243
山口県	0120-112680

四国	
徳島県	088-665-7705
香川県	087-822-1226
高知県	088-831-0427
愛媛県	0120-256-678

近畿	
滋賀県	077-526-0577
三重県	059-227-9905
京都府	075-314-0113
奈良県	0742-33-1967
和歌山県	073-472-0180
大阪府	06-6263-0410
兵庫県	078-361-8024

中部	
新潟県	0120-135445
長野県	0120-915-400
山梨県	055-228-4171
静岡県	0120-172680
富山県	076-441-6997
石川県	076-268-1050
福井県	0776-34-7500
岐阜県	058-274-3443
愛知県	052-261-2833

北海道・東北	
北海道	0120-484868
青森県	0120-225221
秋田県	0120-443326
岩手県	019-623-6470
山形県	023-623-8364
宮城県	022-225-0929
福島県	024-593-2161

関東	
栃木県	028-660-5177
茨城県	0120-472680
群馬県	0120-480481
埼玉県	0120-419640
千葉県	0120-122128
東京都	0120-388327
神奈川県	0120-244566

LPガス 一般財団法人 エルピーガス振興センター
 〒105-0003
 東京都港区西新橋三丁目5番2号 西新橋第一法規ビル
 TEL. 03-5777-0347 FAX. 03-5777-0348
 E-mail: kouhou@lpgc.or.jp **エルピーガス振興センターHP**

本ガイドは、経済産業省 資源エネルギー庁 令和15年度燃料安定供給対策推進等
 事業(石油ガス流通・販売業経営支援推進)委託事業により作成されたものです。

(2) L P ガス講習会

開催結果

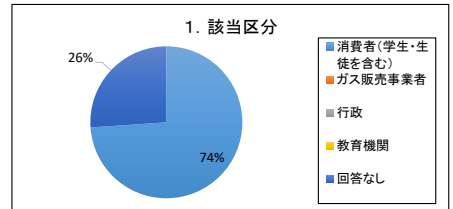
令和5年度

令和5年度 LPガス講習会 開催一覧

	日 時		場 所	相 手 先	出席者	講 師	講 習 内 容
1	9月16日(土)	10:00～12:00	高岡市ふれあい福祉センター	地域女性ネット高岡	消費者団体	市川室長代理	LPガスの基礎知識及び災害対策等
2	9月26日(木)	14:00～14:45	交野市役所 別館	交野市自主防災組織連絡協議会	一般消費者	福田室長代理	避難所におけるLPガスの活用について
3	12月2日(土)	11:30～12:10	芸濃総合文化センター	三重県女性会連絡協議会	一般消費者	市川室長代理	LPガスの基礎知識及び災害対策等

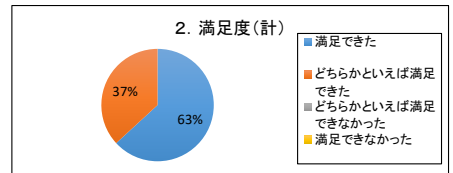
1 該当区分

消費者(学生・生徒を含む)	17
ガス販売事業者	0
行政	0
教育機関	0
回答なし	6
小計	23

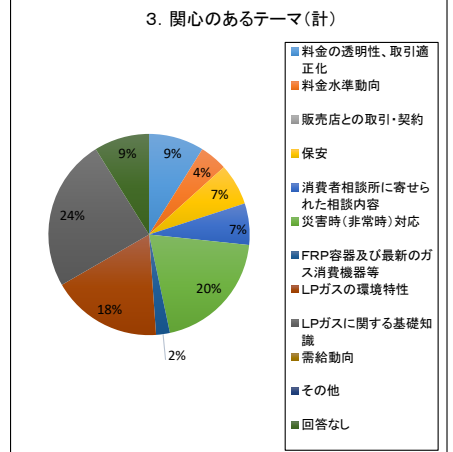


2 満足度

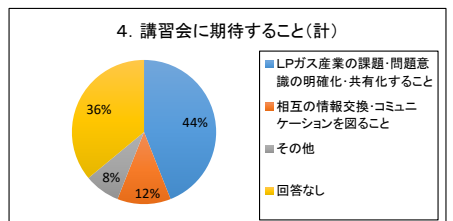
	消費者	事業者	行政	教育機関	左記以外	計
満足できた	12	0	0	0	0	12
どちらかといえば満足できた	7	0	0	0	0	7
どちらかといえば満足できなかった	0	0	0	0	0	0
満足できなかった	0	0	0	0	0	0
小計	19	0	0	0	0	19

3 関心のあるテーマ
(複数回答可)

	消費者	事業者	行政	教育機関	左記以外	計
料金の透明性、取引適正化	4	0	0	0	0	4
料金水準動向	2	0	0	0	0	2
販売店との取引・契約	0	0	0	0	0	0
保安	3	0	0	0	0	3
消費者相談所に寄せられた相談内容	3	0	0	0	0	3
災害時(非常時)対応	9	0	0	0	0	9
FRP容器及び最新のガス消費機器等	1	0	0	0	0	1
LPガスの環境特性	8	0	0	0	0	8
LPガスに関する基礎知識	11	0	0	0	0	11
需給動向	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
回答なし	4	0	0	0	0	4
小計	45	0	0	0	0	45

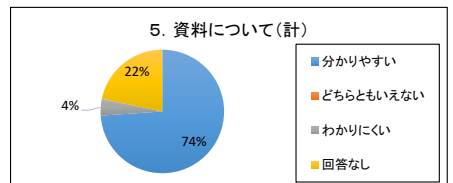
4 講習会に期待すること
(複数回答可)

	消費者	事業者	行政	教育機関	左記以外	計
LPガス産業の課題・問題意識の明確化・共有化すること	11	0	0	0	0	11
相互の情報交換・コミュニケーションを図ること	3	0	0	0	0	3
その他	2	0	0	0	0	2
回答なし	9	0	0	0	0	9
小計	25	0	0	0	0	25



5 資料について

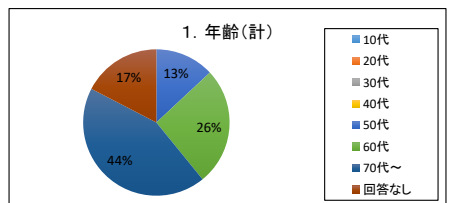
	消費者	事業者	行政	教育機関	左記以外	計
分かりやすい	17	0	0	0	0	17
どちらともいえない	0	0	0	0	0	0
わかりにくい	1	0	0	0	0	1
回答なし	5	0	0	0	0	5
小計	23	0	0	0	0	23



【参考】

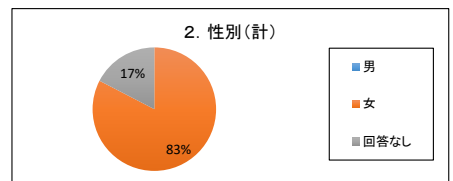
1 年齢

	消費者	事業者	行政	教育機関	左記以外	計
10代	0	0	0	0	0	0
20代	0	0	0	0	0	0
30代	0	0	0	0	0	0
40代	0	0	0	0	0	0
50代	3	0	0	0	0	3
60代	6	0	0	0	0	6
70代～	10	0	0	0	0	10
回答なし	4	0	0	0	0	4
小計	23	0	0	0	0	23



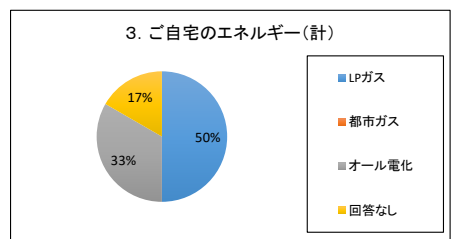
2 性別

	消費者	事業者	行政	教育機関	左記以外	計
男	0	0	0	0	0	0
女	19	0	0	0	0	19
回答なし	4	0	0	0	0	4
小計	23	0	0	0	0	23



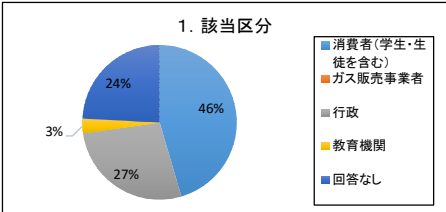
3 ご自宅のエネルギーは？

	消費者	事業者	行政	教育機関	左記以外	計
LPガス	12	0	0	0	0	12
都市ガス	0	0	0	0	0	0
オール電化	8	0	0	0	0	8
回答なし	4	0	0	0	0	4
小計	24	0	0	0	0	24



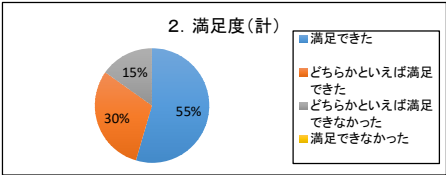
1 該当区分

消費者(学生・生徒を含む)	15
ガス販売事業者	0
行政	9
教育機関	1
回答なし	8
小計	33



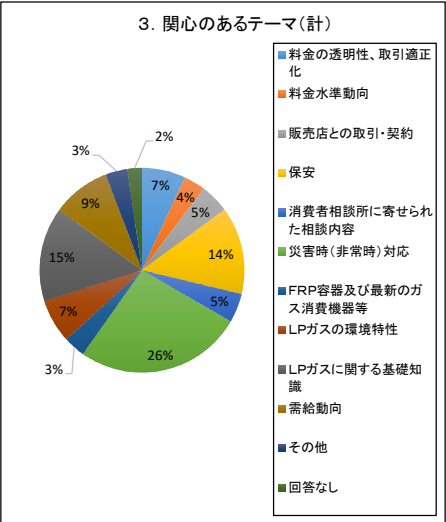
2 満足度

	消費者	事業者	行政	教育機関	左記以外	計
満足できた	9	0	2	1	6	18
どちらかといえば満足できた	4	0	5	0	1	10
どちらかといえば満足できなかった	2	0	2	0	1	5
満足できなかった	0	0	0	0	0	0
小計	15	0	9	1	8	33



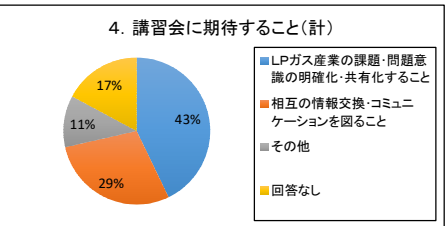
3 関心のあるテーマ
(複数回答可)

	消費者	事業者	行政	教育機関	左記以外	計
料金の透明性、取引適正化	2	0	1	0	3	6
料金水準動向	2	0	0	0	1	3
販売店との取引・契約	2	0	1	0	1	4
保安	4	0	5	0	3	12
消費者相談所に寄せられた相談内容	1	0	1	0	2	4
災害時(非常時)対応	11	0	8	0	4	23
FRP容器及び最新のガス消費機器等	2	0	0	0	1	3
LPガスの環境特性	3	0	1	0	2	6
LPガスに関する基礎知識	4	0	3	1	5	13
需給動向	4	0	2	0	2	8
その他	2	0	1	0	0	3
回答なし	1	0	0	0	1	2
小計	38	0	23	1	25	87



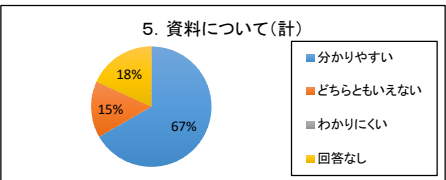
4 講習会に期待すること
(複数回答可)

	消費者	事業者	行政	教育機関	左記以外	計
LPガス産業の課題・問題意識の明確化・共有化すること	7	0	5	0	3	15
相互の情報交換・コミュニケーションを図ること	4	0	3	0	3	10
その他	2	0	1	1	0	4
回答なし	3	0	1	0	2	6
小計	16	0	10	1	8	35



5 資料について

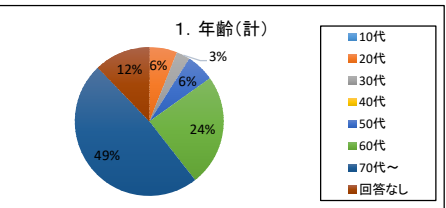
	消費者	事業者	行政	教育機関	左記以外	計
分かりやすい	10	0	6	1	5	22
どちらともいえない	1	0	2	0	2	5
わかりにくい	0	0	0	0	0	0
回答なし	4	0	1	0	1	6
小計	15	0	9	1	8	33



【参考】

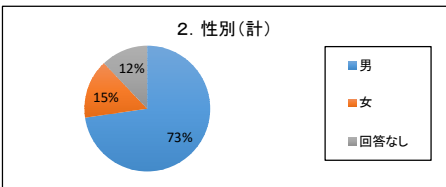
1 年齢

	消費者	事業者	行政	教育機関	左記以外	計
10代	0	0	0	0	0	0
20代	0	0	2	0	0	2
30代	0	0	1	0	0	1
40代	0	0	0	0	0	0
50代	1	0	1	0	0	2
60代	6	0	0	1	1	8
70代～	6	0	4	0	6	16
回答なし	2	0	1	0	1	4
小計	15	0	9	1	8	33



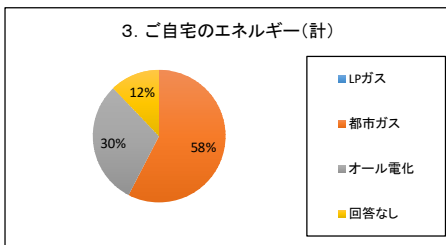
2 性別

	消費者	事業者	行政	教育機関	左記以外	計
男	12	0	5	1	6	24
女	1	0	3	0	1	5
回答なし	2	0	1	0	1	4
小計	15	0	9	1	8	33



3 ご自宅のエネルギーは？

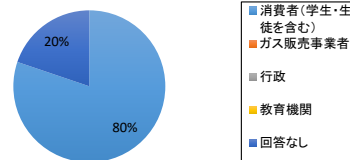
	消費者	事業者	行政	教育機関	左記以外	計
LPガス	0	0	0	0	0	0
都市ガス	6	0	7	1	5	19
オール電化	7	0	1	0	2	10
回答なし	2	0	1	0	1	4
小計	15	0	9	1	8	33



1 該当区分

消費者(学生・生徒を含む)	85
ガス販売事業者	0
行政	0
教育機関	0
回答なし	21
小計	106

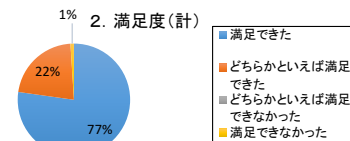
1. 該当区分



2 満足度

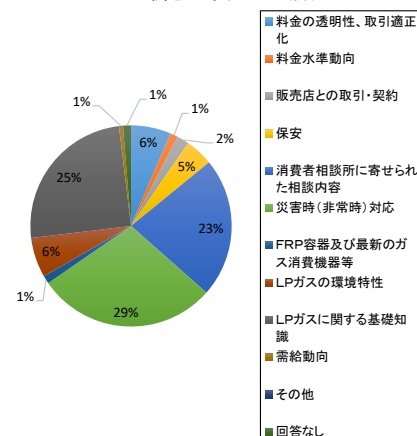
	消費者	事業者	行政	教育機関	左記以外	計
満足できた	62	0	0	0	16	78
どちらかといえば満足できた	18	0	0	0	4	22
どちらかといえば満足できなかった	0	0	0	0	0	0
満足できなかった	1	0	0	0	0	1
小計	81	0	0	0	20	101

2. 満足度(計)

3 関心のあるテーマ
(複数回答可)

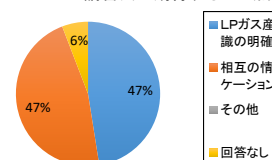
	消費者	事業者	行政	教育機関	左記以外	計
料金の透明性、取引適正化	7	0	0	0	3	10
料金水準動向	2	0	0	0	0	2
販売店との取引・契約	3	0	0	0	0	3
保安	4	0	0	0	3	7
消費者相談所に寄せられた相談内容	30	0	0	0	5	35
災害時(非常時)対応	27	0	0	0	18	45
FRP容器及び最新のガス消費機器等	2	0	0	0	0	2
LPガスの環境特性	8	0	0	0	2	10
LPガスに関する基礎知識	33	0	0	0	6	39
需給動向	0	0	0	0	1	1
その他	0	0	0	0	0	0
回答なし	1	0	0	0	1	2
小計	117	0	0	0	39	156

3. 関心のあるテーマ(計)

4 講習会に期待すること
(複数回答可)

	消費者	事業者	行政	教育機関	左記以外	計
LPガス産業の課題・問題意識の明確化・共有化すること	44	0	0	0	13	57
相互の情報交換・コミュニケーションを図ること	47	0	0	0	9	56
その他	0	0	0	0	0	0
回答なし	5	0	0	0	2	7
小計	96	0	0	0	24	120

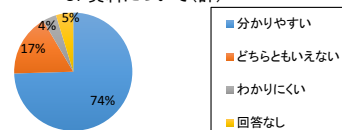
4. 講習会に期待すること(計)



5 資料について

	消費者	事業者	行政	教育機関	左記以外	計
分かりやすい	62	0	0	0	17	79
どちらともいえない	17	0	0	0	1	18
わかりにくい	2	0	0	0	2	4
回答なし	4	0	0	0	1	5
小計	85	0	0	0	21	106

5. 資料について(計)

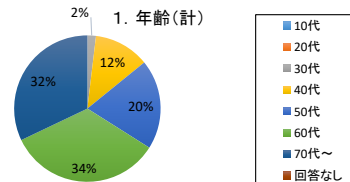


【参考】

1 年齢

	消費者	事業者	行政	教育機関	左記以外	計
10代	0	0	0	0	0	0
20代	0	0	0	0	0	0
30代	2	0	0	0	0	2
40代	11	0	0	0	2	13
50代	18	0	0	0	3	21
60代	30	0	0	0	6	36
70代～	24	0	0	0	10	34
回答なし	0	0	0	0	0	0
小計	85	0	0	0	21	106

1. 年齢(計)



2 性別

	消費者	事業者	行政	教育機関	左記以外	計
男	5	0	0	0	2	7
女	80	0	0	0	19	99
回答なし	0	0	0	0	0	0
小計	85	0	0	0	21	106

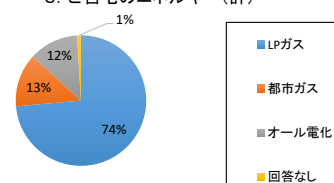
2. 性別(計)



3 ご自宅のエネルギーは？

	消費者	事業者	行政	教育機関	左記以外	計
LPガス	64	0	0	0	14	78
都市ガス	11	0	0	0	3	14
オール電化	11	0	0	0	2	13
回答なし	0	0	0	0	0	1
小計	86	0	0	0	19	106

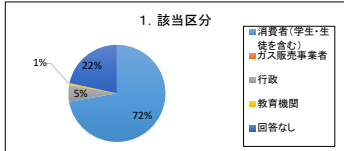
3. ご自宅のエネルギー(計)



LPガス講習会集計《該当別》
(令和5年9月～令和5年12月)

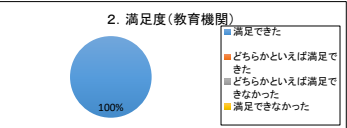
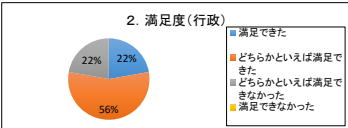
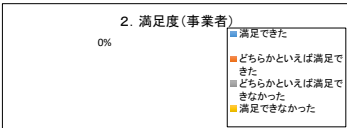
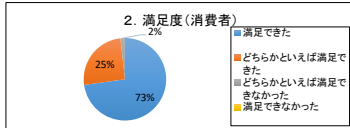
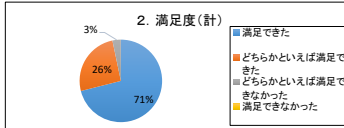
1 該当区分

消費者(学生・生徒を含む)	117
ガス販売事業者	0
行政	9
教育機関	35
回答なし	
小計	162



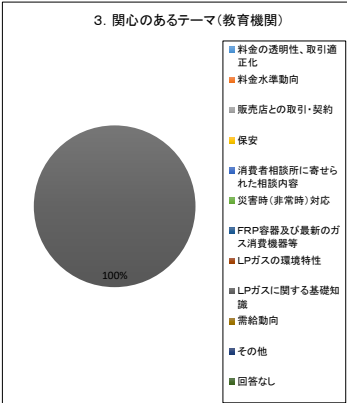
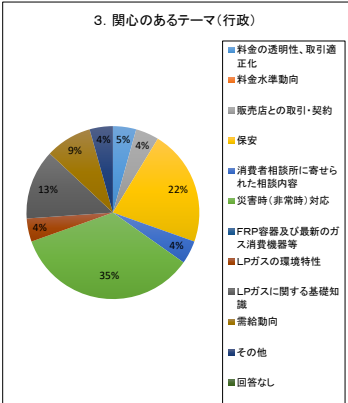
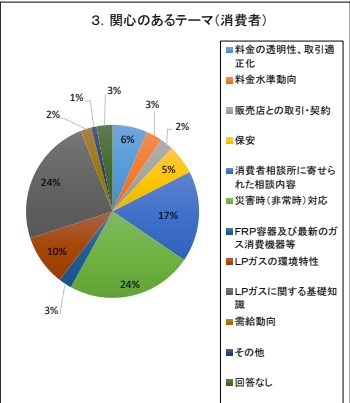
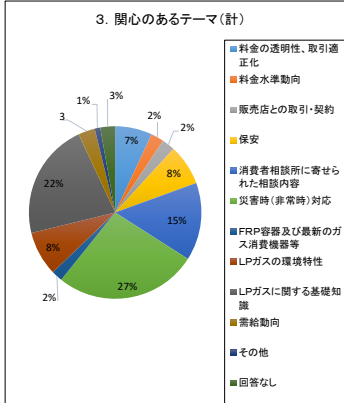
2 満足度

	消費者	事業者	行政	教育機関	左記以外	計
満足できた	83	0	2	1	22	108
どちらかといえば満足できた	29	0	5	0	5	39
どちらかといえば満足できなかった	2	0	2	0	1	5
満足できなかった	0	0	0	0	0	0
小計	114	0	9	1	28	152



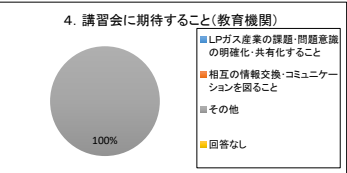
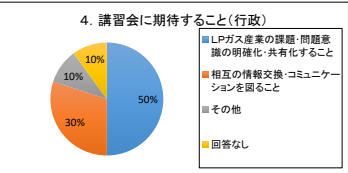
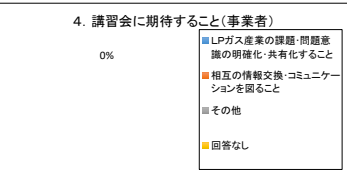
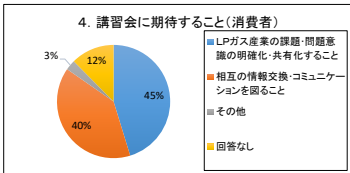
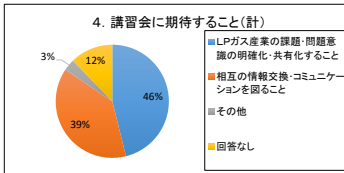
3 関心のあるテーマ
(複数回答可)

	消費者	事業者	行政	教育機関	左記以外	計
料金の透明性、取引適正化	13	0	1	0	6	20
料金水準動向	6	0	0	0	1	7
販売店との取引・契約	5	0	1	0	1	7
保安	11	0	5	0	6	22
消費者相談所に寄せられた相談内容	34	0	1	0	7	42
災害時(非常時)対応	47	0	8	0	22	77
FRP容器及び最新のガス消費機器等	5	0	0	0	1	6
LPガスの環境特性	19	0	1	0	4	24
LPガスに関する基礎知識	48	0	3	1	11	63
需給動向	4	0	2	0	3	9
その他	2	0	1	0	0	3
回答なし	6	0	0	0	2	8
小計	200	0	23	1	64	288



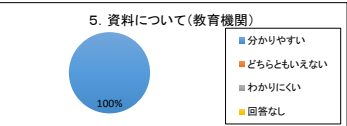
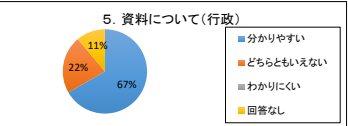
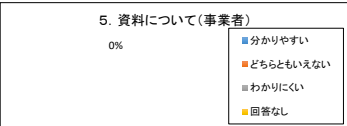
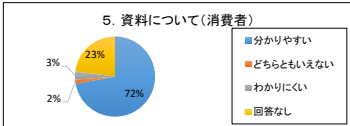
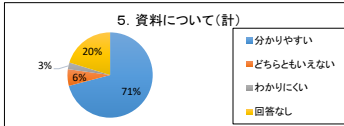
4 講習会に期待すること
(複数回答可)

	消費者	事業者	行政	教育機関	左記以外	計
LPガス産業の課題・問題意識の明確化・共有化すること	82	0	5	0	16	83
相互の情報交換・コミュニケーションを図ること	54	0	3	0	12	69
その他	4	0	1	0	0	5
回答なし	17	0	1	0	4	22
小計	137	0	10	1	32	180



5 資料について

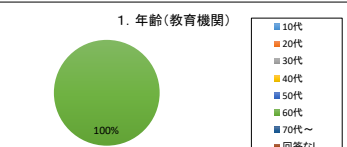
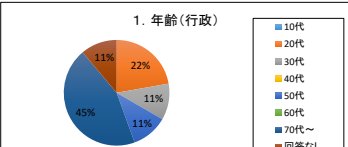
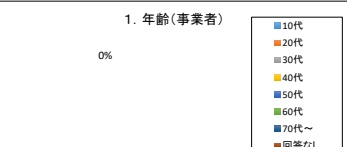
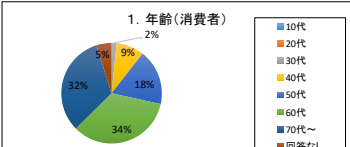
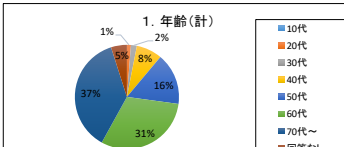
	消費者	事業者	行政	教育機関	左記以外	計
分かりやすい	44	0	6	1	5	56
どちらともいえない	1	0	2	0	2	5
わかりにくい	2	0	0	0	0	2
回答なし	14	0	1	0	1	16
小計	61	0	9	1	8	79



【参考】

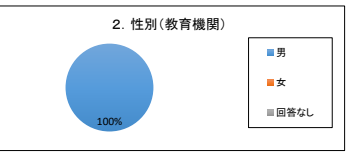
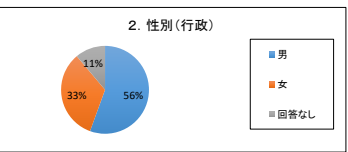
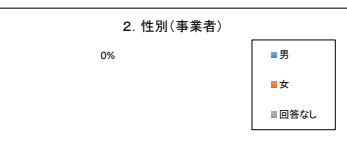
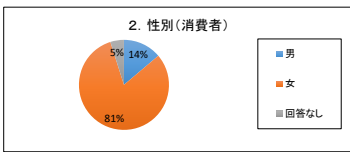
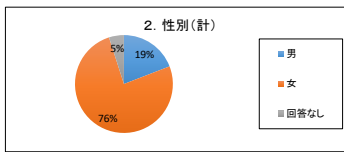
1 年齢

	消費者	事業者	行政	教育機関	左記以外	計
10代	0	0	0	0	0	0
20代	0	0	2	0	0	2
30代	2	0	1	0	0	3
40代	11	0	0	0	2	13
50代	22	0	1	0	3	26
60代	42	0	0	1	7	50
70代～	40	0	4	0	16	60
回答なし	6	0	1	0	1	8
小計	123	0	9	1	29	162



2 性別

	消費者	事業者	行政	教育機関	左記以外	計
男	17	0	5	1	8	31
女	100	0	3	0	20	123
回答なし	6	0	1	0	1	8
小計	123	0	9	1	29	162



3 ご自宅のエネルギーは？

	消費者	事業者	行政	教育機関	左記以外	計
LPガス	76	0	0	0	14	90
都市ガス	17	0	7	1	8	33
オール電化	26	0	1	0	4	31
回答なし	6	0	1	0	1	8
小計	125	0	9	1	27	162

